令和元年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和元年 9 月18日　開会
令和元年 10 月15日　閉会
} 28日間

沖　縄　県　議　会

令和元年 第５回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 7
１．開会日に応招した議員 …… 9
１．９月19日に応招した議員 …… 9

○第１号（９月18日）

１．開会年月日時 …… 11
１．議事日程 …… 11
１．本日の会議に付した事件 …… 11
１．出席議員 …… 13
１．欠席議員 …… 13
１．欠　　員 …… 13
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 13
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 14
１．開　　会 …… 14
１．諸般の報告 …… 14
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 14
１．日程第２　会期の決定 …… 15
１．日程第３　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで …… 15
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 15
１．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 16
１．一括議題 ｛日程第４　議員提出議案第１号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書／日程第５　議員提出議案第２号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議｝ …… 16
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 16
１．採　　決 …… 17
１．議員派遣 …… 17
１．日程第６　陳情第83号、第88号の５及び第88号の６の付託の件 …… 17
１．委員会付託 …… 17
１．一括議題 ｛日程第７　議員派遣の件（第19回都道府県議会議員研究交流大会）／日程第８　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2019）｝ …… 17
１．休会の議決 …… 18
１．散　　会 …… 18

○第２号（９月26日）

１．開議年月日時 …… 21
１．議事日程 …… 21
１．本日の会議に付した事件 …… 21
１．出席議員 …… 21
１．欠　　員 …… 21

１．説明のため出席した者の職、氏名 ……21
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……22
１．開　　議 ……22
１．諸般の報告 ……22
１．日程第１　代表質問 ……22
　具志堅　透君 ……22
　大浜　一郎君 ……36
　狩俣　信子さん ……47
　当山　勝利君 ……56
　崎山　嗣幸君 ……67
１．散　　会 ……69

○第３号（９月27日）

１．開議年月日時 ……71
１．議事日程 ……71
１．本日の会議に付した事件 ……71
１．出席議員 ……71
１．欠　　員 ……71
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……71
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……72
１．開　　議 ……72
１．日程第１　代表質問 ……72
　平良　昭一君 ……72
　玉城　　満君 ……85
　比嘉　瑞己君 ……95
　金城　泰邦君 ……108
１．散　　会 ……117

○第４号（９月30日）

１．開議年月日時 ……119
１．議事日程 ……119
１．本日の会議に付した事件 ……119
１．出席議員 ……120
１．欠　　員 ……121
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……121
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……121
１．開　　議 ……121
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで｝ ……121
１.一般質問・質疑 ……121
　島袋　　大君 ……121
　花城　大輔君 ……133
　新垣　　新君 ……141

仲田　弘毅君 ……148
座喜味一幸君 ……156
又吉　清義君 ……162
座波　　一君 ……169
1．散　　会 ……178

○第５号（10月１日）

1．開議年月日時 ……181
1．議事日程 ……181
1．本日の会議に付した事件 ……181
1．出席議員 ……182
1．欠席議員 ……183
1．欠　　員 ……183
1．説明のため出席した者の職、氏名 ……183
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……183
1．開　　議 ……183
1．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで｝ ……183
1．一般質問・質疑 ……183
山川　典二君 ……183
西銘啓史郎君 ……192
末松　文信君 ……201
中川　京貴君 ……209
照屋　守之君 ……219
當間　盛夫君 ……227
大城　憲幸君 ……234
1．散　　会 ……242

○第６号（10月２日）

1．開議年月日時 ……245
1．議事日程 ……245
1．本日の会議に付した事件 ……245
1．出席議員 ……246
1．欠　　員 ……247
1．説明のため出席した者の職、氏名 ……247
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……247
1．開　　議 ……247
1．諸般の報告 ……247
1．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで｝ ……247
1．一般質問・質疑 ……247
糸洲　朝則君 ……248

金城　　勉君 …… 255
上原　　章君 …… 263
亀濱　玲子さん …… 270
瀬長美佐雄君 …… 278
山内　末子さん …… 288
上原　正次君 …… 297
1．散　　会 …… 303

○第７号（10月３日）

1．開議年月日時 …… 305
1．議事日程 …… 305
1．本日の会議に付した事件 …… 305
1．出席議員 …… 306
1．欠席議員 …… 307
1．欠　　員 …… 307
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 307
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 307
1．開　　議 …… 307
1．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで｝ …… 307
1．一般質問・質疑 …… 307
比嘉　京子さん …… 307
新垣　光栄君 …… 314
玉城　武光君 …… 322
渡久地　修君 …… 331
仲宗根　悟君 …… 341
宮城　一郎君 …… 346
1．決算特別委員会の設置 …… 354
1．決算特別委員会委員の選任 …… 354
1．委員会付託 …… 354
1．日程第３　陳情第91号及び第97号の付託の件 …… 354
1．委員会付託 …… 354
1．休会の議決 …… 354
1．散　　会 …… 354

○第８号（10月15日）

1．開議年月日時 …… 357
1．議事日程 …… 357
1．本日の会議に付した事件 …… 357
1．出席議員 …… 359
1．欠　　員 …… 359
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 359
1．開　　議 …… 360

１．黙　　禱（令和元年台風第19号に伴う災害）　…… 360
１．諸般の報告　…… 360
１．日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案　…… 360
１．委員長報告（総務企画委員長）　…… 360
１．採　　決　…… 361
１．日程第２　乙第８号議案　…… 361
１．委員長報告（経済労働委員長）　…… 361
１．採　　決　…… 361
１．日程第３　乙第６号議案及び乙第７号議案　…… 362
１．委員長報告（文教厚生委員長）　…… 362
１．採　　決　…… 362
１．日程第４　乙第５号議案及び乙第９号議案　…… 363
１．委員長報告（土木環境委員長）　…… 363
１．採　　決　…… 363
１．日程第５　乙第18号議案及び乙第29号議案　…… 364
１．委員長報告（総務企画委員長）　…… 364
１．採　　決　…… 364
１．日程第６　乙第20号議案から乙第26号議案まで　…… 365
１．委員長報告（経済労働委員長）　…… 365
１．採　　決　…… 365
１．日程第７　乙第19号議案　…… 365
１．委員長報告（文教厚生委員長）　…… 365
１．採　　決　…… 366
１．日程第８　乙第11号議案から乙第17号議案まで　…… 366
１．委員長報告（土木環境委員長）　…… 366
１．採　　決　…… 367
１．日程第９　甲第１号議案　…… 367
１．委員長報告（総務企画委員長）　…… 367
１．採　　決　…… 368
１．日程第10　甲第２号議案及び甲第３号議案　…… 368
１．委員長報告（土木環境委員長）　…… 368
１．採　　決　…… 369
１．日程第11　議員提出議案第３号　過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書　…… 369
１．渡久地　修君の提案理由説明　…… 369
１．採　　決　…… 369
１．日程第12　議員提出議案第４号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書　…… 370
１．仲宗根　悟君の提案理由説明　…… 370
１．採　　決　…… 370
１．議員派遣　…… 370
１．日程第13　陳情第49号及び第88号　…… 370
１．委員長報告（総務企画委員長）　…… 370
１．採　　決　…… 371
１．日程第14　陳情平成30年第59号及び陳情第85号　…… 371
１．委員長報告（経済労働委員長）　…… 371
１．採　　決　…… 371
１．日程第15　陳情平成29年第96号、陳情平成30年第77号及び陳情第96号　…… 371

１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 371
１．採　　決 …… 371
１．日程第16　請願第３号 …… 371
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 371
１．採　　決 …… 372
１．日程第17　請願平成30年第５号、陳情平成30年第82号、陳情第13号、第54号及び第91号…… 372
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 372
１．採　　決 …… 372
１．日程第18　閉会中の継続審査の件 …… 372
１．採　　決 …… 372
１．閉　　会 …… 372

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 375
１．議員提出議案 …… 441
１．諸般の報告 …… 447
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 451
１．議案付託表 …… 453
１．委員会審査報告書 …… 455
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 465
１．議員派遣の件 …… 483
１．決算特別委員名簿 …… 485
１．請願・陳情文書表 …… 487
１．議案等処理一覧表 …… 505

令和元年第５回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期28日間　自　令和元年９月18日
至　令和元年10月15日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	９月18日	水	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議 （知事提出議案の説明） （議員提出議案の説明、採決）	請願・陳情付託
2	19日	木	議案研究	
3	20日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	21日	㊏	休　　会	
5	22日	㊐	休　　会	
6	23日	㊊	休　　会	秋分の日
7	24日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
8	25日	水	議案研究	請願・陳情提出期限
9	26日	木	本 会 議（代表質問）	
10	27日	金	本 会 議（代表質問）	
11	28日	㊏	休　　会	
12	29日	㊐	休　　会	
13	30日	月	本 会 議（一般質問）	
14	10月１日	火	本 会 議（一般質問）	
15	２日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
16	３日	木	本 会 議（一般質問） 決算特別委員会設置 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
17	４日	金	委 員 会（常任委員会）	
18	５日	㊏	休　　会	
19	６日	㊐	休　　会	
20	７日	月	委 員 会（常任委員会）	
21	８日	火	委 員 会（常任委員会）	
22	９日	水	委 員 会（特別委員会）	
23	10日	木	休　　会（予備日）	
24	11日	金	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
25	12日	㊏	休　　会	
26	13日	㊐	休　　会	
27	14日	㊊	休　　会	体育の日
28	15日	火	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君
赤　嶺　　昇　君
瀬　長　美佐雄　君
玉　城　武　光　君
親　川　　敬　君
新　垣　光　栄　君
次呂久　成　崇　君
宮　城　一　郎　君
大　城　憲　幸　君
金　城　泰　邦　君
大　浜　一　郎　君
西　銘　啓史郎　君
新　垣　　新　君
比　嘉　瑞　己　君
西　銘　純　恵　さん
平　良　昭　一　君
上　原　正　次　君
当　山　勝　利　君
亀　濱　玲　子　さん
上　原　　章　君
座　波　　一　君
山　川　典　二　君
花　城　大　輔　君
又　吉　清　義　君
山　内　末　子　さん
渡久地　　修　君
玉　城　　満　君
照　屋　大　河　君
仲宗根　　悟　君
崎　山　嗣　幸　君
金　城　　勉　君
末　松　文　信　君
具志堅　　透　君
島　袋　　大　君
中　川　京　貴　君
座喜味　一　幸　君
嘉　陽　宗　儀　君
新　垣　清　涼　君
瑞慶覧　　功　君
狩　俣　信　子　さん
比　嘉　京　子　さん
大　城　一　馬　君
糸　洲　朝　則　君
照　屋　守　之　君
仲　田　弘　毅　君

９月19日に応招した議員

當　間　盛　夫　君

令和元年９月18日

令和元年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　1　号）

令和元年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

令和元年９月18日（水曜日）午前10時開会

議　事　日　程　第1号

令和元年９月18日（水曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（知事説明）

第４　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第１号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君　　山内　末子さん

第５　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第２号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君　　山内　末子さん

第６　陳情第83号、第88号の５及び第88号の６の付託の件

第７　議員派遣の件（第19回都道府県議会議員研究交流大会）

第８　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2019）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県希少野生動植物保護条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県森林整備促進基金条例
乙第９号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　財産の取得について
乙第17号議案　訴えの提起について
乙第18号議案　契約上の地位確認請求事件の和解について
乙第19号議案　損害賠償の額の決定について
乙第20号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第27号議案　平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第28号議案　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第29号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

認定第１９号　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第２０号　平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第２１号　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第２２号　平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第２３号　平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第２４号　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
日程第４　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書
日程第５　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議
日程第６　陳情第83号、第88号の５及び第88号の６の付託の件
日程第７　議員派遣の件（第19回都道府県議会議員研究交流大会）
日程第８　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2019）

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	23番	又吉清義君
副議長	赤嶺　昇君	24番	山内末子さん
1番	瀬長美佐雄君	25番	渡久地　修君
2番	玉城武光君	26番	玉城　満君
3番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7番	大城憲幸君	32番	末松文信君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9番	大浜一郎君	34番	島袋　大君
10番	西銘啓史郎君	35番	中川京貴君
11番	新垣　新君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
22番	花城大輔君		

欠　席　議　員（１名）

18番　當間盛夫君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー君	副知事	謝花喜一郎君
副知事	富川盛武君	政策調整監	島袋芳敬君

知事公室長	池田竹州君	会計管理者	伊川秀樹君
総務部長	金城弘昌君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
企画部長	宮城　力君		
環境部長	棚原憲実君	総務部財政統括監	金城　賢君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
保健医療部長	砂川　靖君	公安委員会委員長	阿波連　光君
農林水産部長	長嶺　豊君		
商工労働部長	嘉数　登君	警察本部長	筒井洋樹君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	労働委員会公益委員	田島啓己君
土木建築部長	上原国定君	人事委員会委員長	島袋秀勝君
企業局長	金城　武君		
病院事業局長	我那覇　仁君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城　亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田　敦君
議事課長	平良　潤君	課長補佐	比嘉直子さん
課長補佐	佐久田　隆君	主幹	城間　旬君
主査	嘉陽　孝君		

○議長（新里米吉君）　ただいまより令和元年第５回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案32件及び決算24件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成30年度沖縄県歳入歳出決算書、平成30年度基金の運用状況書、平成30年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成30年度沖縄県病院事業会計決算書、平成30年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成30年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成30年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成30年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成30年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、令和元年８月末現在の令和元年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第１号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情12件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、26日、27日及び30日から10月３日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会公益委員田島啓己君、26日、27日及び30日から10月３日までの会議に同委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

10番　西　銘　啓史郎　君　及び
40番　赤　嶺　　昇　君
を指名いたします。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月15日までの28日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月15日までの28日間と決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

チューから県議会ヌハジマイヌフィーアタトーイビーシガ　チューヤ９月ヌ18日　しまくとぅばのフィーン　アタトーイビーン。きょうから県議会開会の日に当たっておりますが、きょうは９月18日、しまくとぅばの日にも当たっています。

ワーガチカトールクトゥバヤ　チュフィージーヌナーファヤ中部ウティ　ヒージーからチカーラットール　クトゥバヤイビーン。私が今使っていますこのウチナーグチは、日ごろから那覇や中部で使われている一般的なウチナーグチです。

ヤイビーシガ　島々ネー　イルイルナクトゥバヌムチユーヌアイビーン。ですが、島々にはそれぞれの言葉の大切な用い方があると思います。

ジヒトゥン　グスーヨートゥチムアーチ　クヌ島々ヌクトゥバ　ヌクチイチュルタミニ　チバティイカナーヤーンディ　ウムトーイビーン。皆様と協力をしてこの島々に残る言葉をしっかりと残して伝えていけるよう取り組みたいと思います。

マジュントゥムドゥムニ　チバティイチャビラナヤーサイ。一緒に力を合わせて取り組んでまいりましょう。

トーサイ　アンシェー　ウンヌキヤビラ。それでは申し上げます。

令和元年第５回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案３件、条例議案10件、議決議案18件、同意議案１件、認定議案24件の合計56件であります。

まず初めに、甲第１号議案から甲第３号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号)」は、総額12億3563万6000円を計上しており、その内訳は、当初予算成立後の事情変更に伴う事業に11億9136万7000円、国庫補助事業に4426万9000円となっております。これを既決予算額7349億5189万5000円に加えた改予算額は、7361億8753万1000円となります。

甲第２号議案及び甲第３号議案は、宜野湾港整備事業特別会計及び中城湾港マリン・タウン特別会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第10号議案までの条例議案10件のうち、その主なものについて御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定める必要があるため新規に条例を定めるものであります。

乙第２号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例を改正するものであります。

乙第５号議案「沖縄県希少野生動植物保護条例」は、県内に生息し、又は生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため新規に条例を定めるものであります。

乙第８号議案「沖縄県森林整備促進基金条例」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が一部施行され、本譲与税は、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる

ものとされたことに伴い、新たに基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため新規に条例を定めるものであります。

乙第９号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、沖縄都市モノレールの車体を利用する広告物を表示する場合の許可等に関する手続を定めるとともに、当該許可等に関する知事の権限に属する事務を、権限移譲の協議が調った浦添市が処理することとする等の必要があるため条例を改正するものであります。

次に、乙第11号議案から乙第28号議案までの議決議案18件は、工事請負契約や財産の取得、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起、負担金の徴収などについて、議会の議決を求めるものであります。

乙第29号議案の同意議案は、土地利用審査会委員７人全員の任期満了に伴い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

最後に、認定第１号から認定第24号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、平成30年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービタン。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」につきましては、令和２年４月から任用される会計年度任用職員の報酬、期末手当等の規定を整備するものであり、適当であると考えます。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員についての成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の分限に関する条例の一部改正、沖縄県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の育児休業に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員が分限・懲戒処分の対象となること等から、所要の改正を行うものであります。

また、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正を踏まえ、任期付職員の給与処遇について所要の改正を行うものであります。

このほか、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正及び沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、引用条項を整理する改正を行うものであります。

これら条例の一部改正につきましては、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第４　議員提出議案第１号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書**及び**日程第５　議員提出議案第２号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ、おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び同第２号の２件につきまして、９月６日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第１号の意見書の宛先で県内所在関係機関、同第２号の抗議決議の宛先で、在日米軍沖縄地域調整官、第３海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第６　陳情第83号、第88号の５及び第88号の６の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件のうち、陳情第83号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第88号の５については公共交通ネットワーク特別委員会に、陳情第88号の６については子どもの未来応援特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第７　議員派遣の件**及び**日程第８　議員派遣の件**を一括議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を第19回都道府県議会議員研究交流大会及び地方議会活性化シンポジウム2019へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明９月19日から25日までの７日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明９月19日から25日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、９月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時28分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年９月26日

令和元年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　2　号）

令和元年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

令和元年９月26日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

令和元年９月26日（木曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー君	政策調整監	島袋芳敬君
副知事	富川盛武君	知事公室長	池田竹州君
副知事	謝花喜一郎君	総務部長	金城弘昌君

企画部長	宮城　力君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	金城　賢君
保健医療部長	砂川　靖君	教育管理統括監	儀間秀樹君
農林水産部長	長嶺　豊君	公安委員会委員	知念公男君
商工労働部長	嘉数　登君	警察本部長	筒井洋樹君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
土木建築部長	上原国定君	人事委員会事務局長	池田克紀君
企業局長	金城　武君		
病院事業局長	我那覇　仁君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	伊川秀樹君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育長平敷昭人君は、インフルエンザ罹患のため本日及び27日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、教育管理統括監儀間秀樹君の出席を求めました。

また、公安委員会委員長阿波連光君は、別用務のため本日、27日及び30日から10月３日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、30日及び10月２日の会議に公安委員会委員知念公男君、27日、10月１日及び３日の会議に同委員会委員與儀弘子さんの出席を求めました。

また、人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日、27日及び30日から10月３日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理人として、人事委員会事務局長池田克紀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日、27日及び30日から10月３日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要項に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　おはようございます。

沖縄・自民党の具志堅透でございます。

会派を代表し、質問をいたします。

知事の政治姿勢について。

沖縄県知事は、全国一多忙な知事と言われておりますが、その背景に米軍基地問題への対応、島嶼県という地理的不利性の克服、県経済の振興等、他都道府県に比べ圧倒的に抱える課題の多さがあります。特に、オール沖縄候補として翁長前知事が誕生し、舌鋒鋭く国を批判する姿が日常的にマスコミをにぎわしたことが、沖縄県知事の職務の難しさをさらに印象づけたのは間違いないのであります。翁長知事の遺志を継いだ玉城知事も、全国キャラバンを展開するなどマスコミへの露出を高めております。

一方で、現実の沖縄県政は全国で最も低い県民所得、企業経営力の脆弱さなど、県経済の振興という大きな課題もあり、経済問題への対応も知事に課せられ

た重責であります。しかし、現実の県政は、翁長県政時代から玉城県政まで、基地県政と言われる基地一辺倒で経済面が置き去りにされていることは否めないのであります。基地偏重県政のこれまでの経緯を見れば、この５年間の県政は何であったのかと言わざるを得ないのであります。

玉城知事は、全国でトークキャラバンを展開しておりますが、それぞれの行き先で何を訴えているのか。沖縄の現状を説明し、理解を得ることに努めているのかはっきりしません。辺野古移設問題の解決を訴えると言うのであれば、政府批判をするのではなく、出席者に向け、皆さんの県で普天間飛行場を引き受けてくださいとじかに訴えるべきであります。しかし、知事は、大阪でのトークキャラバンで、オスプレイの訓練の一部を大阪の八尾空港で受け入れると提案したが実現していないことに対し、本土で受け入れるのは簡単ではないと述べ、沖縄県民も県外に引き取ってほしいと望んでいるわけではないと信じられない発言をいたしております。沖縄の基地負担を全国で応分に負担すべきと求めていたのではないか、本当に沖縄県民は基地の引き取りを望んでいないのか、知事には説明責任が出てきたと考えます。

このように何のための全国キャラバンか、講演し訴えた先々で理解を深めたといっても、本土で議論し、移転が必要なら本土の中で民主的に建設地を決めるよう求めても、どこの県が引き受けるのか、我が県では受け入れないが他の県が引き受けるのはよいことだとの総論賛成、各論反対の状況では、普天間飛行場の移設問題は何の解決にもなりません。反対のための反対で国との裁判闘争を続け、全国に向け理解を求める行動を幾ら展開しても、普天間飛行場は一歩も動かないのであります。今の玉城知事の行動や県政の動きが長引けば長引くほど、普天間飛行場を固定化させることにつながることは間違いありません。

以上を述べて質問に入ります。

(1)、知事は、日本と他国では安全保障体制等が異なることは認識しているが、他方でそれにより地位協定が異なるのは納得できないとしている。そうであれば、他国と同様な地位協定にするため、憲法に自衛隊を明記することは認める立場であるか伺いたい。

(2)、知事は、米軍の沖縄駐留の必要性の有無及び全ての米軍基地を沖縄から撤去すべきか等について、沖縄の基地の過重負担の現状を述べ、これまで回答をはぐらかし明確に答えていない。知事の基本的な考えを伺いたい。

(3)、知事は、普天間飛行場については県外・国外移設を求めており、移設先については基本的に政府が考えるべきとしている。しかし日米両政府は、辺野古移設が実現しなければ、普天間飛行場の固定化につながると明言をしています。知事は、辺野古移設に反対を続けるなら代替案を提示すべきではないか伺います。

(4)、知事は、全国でのトークキャラバンで何をどのように訴え説明しているのか。普天間飛行場を引き受けてくださいと訴えたか。報道によれば大阪でのトークキャラバンで、基地引き取りに関し、沖縄県民も県外に引き取ってほしいと望んでいるわけではないと発言したようだが、これは普天間飛行場の県外移設を求めないということか伺いたい。

(5)、９月18日の福岡高裁那覇支部で開かれた、県の辺野古崎の埋立承認撤回をめぐり国の関与取り消しを求めた訴訟で、知事は意見陳述し145万県民の負託を受けて知事としてこの場に立っていると述べております。知事は、145万県民全てが知事にこの訴訟を託したと考えているのか伺いたい。

(6)、令和元年６月４日、今後の沖縄振興の方向性について、自民党沖縄振興調査会及び美ら島議連合同会議での検討結果がまとめられた。まとめに当たっての基本的な考え方、実施すべき施策等について知事の評価を伺いたい。

(7)、今後の沖縄振興の方向性について、強く自立した沖縄の実現に向け、引き続き戦略的に取り組む必要があるとの基本的な考え方が示されているが、本県の貧困問題についてどのような考え、施策が示されているか伺いたい。

(8)、知事支持者の大学教授の中に、沖縄振興予算や一括交付金、貧困対策の予算がふえても貧困問題は解決しない。沖縄の貧困の背景に、高率補助の公共事業に偏重した予算配分があるとしている。この主張に対する知事の見解と、県は貧困問題の解決につながらない振興予算の要求を求めているのか知事の見解を伺いたい。

(9)、報道によれば、知事を支持する政党の市議らが米軍那覇港湾施設の浦添移設に対し、無条件での全面返還を求めるよう要請し、原子力空母や強襲揚陸艦などが入港可能で米軍の戦争のための出撃基地となると指摘しているようだが、その指摘は事実か。また要請に対する知事の対応を伺いたい。

(10)、県は、那覇軍港の浦添埠頭への移設は基地の負担軽減に寄与するとしているが、浦添市長の再三の３者話し合いの求めに応じておりません。基地の解決を図る上でも県、那覇市及び浦添市の３者会談に知事

は応じるべきではないか伺いたい。

(11)、去る９月11日、第４次安倍内閣が発足いたしました。本県と特に関係のある防衛相、外務相そして沖縄担当相など新内閣の布陣に対し、県幹部は、期待していないと断じたようだが、知事も同様な考えか伺います。

２、沖縄振興策の推進について。

沖縄21世紀ビジョン基本計画は残り３年を切ったことで、復帰50年に向けた新たな振興計画の策定が求められております。

21世紀ビジョンの実施計画に掲げた257施策について、2018年度における進捗状況の判定結果が公表され、その内容は、順調に進んでいるのは131施策の53％であり、遅れている、大幅に遅れは95施策の37％となっているようであります。この結果から見るように、振興計画の継続は不可欠であり、次期振興計画の策定作業は待ったなしであります。そのためには、さらなる国の支援、振興予算の確実な確保が必要であることは論を待たないのであります。そのような中、令和２年度の沖縄振興予算概算要求について、沖縄県の要求を受け内閣府一括計上概算要求額が示されました。結果は、沖縄県要求3500億円に対し、内閣府の概算要求額は3190億円と、前年度とほぼ同額となったようであります。沖縄県が特に重要視した、一括交付金については、県の要求額1800億円から、大幅な減額となる1188億円となり、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金800億円の要求が608億円、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）1000億円の要求が579億円余と大幅な減額となっております。この結果に対し知事は、県が要望した概算要求は行われず、県と市町村が強く要求した一括交付金が18年度と同水準となったことは残念と述べております。しかし、このような感想は毎年のように述べられており、同じことの繰り返しであります。知事は、令和２年度沖縄振興予算要請に関する説明で、総額3500億円余の所要額を要求することを決めたことについて、振興予算総額が徐々に減ってきている中、国直轄分が優先的に確保されているとし、地方向けもしっかり確保すべきと明確にした内容となっていると胸を張ったのであります。

今回、振興予算要求に際し、県は、自民党県連に対しても政府及び自民党への要請を行うと事前に要請先、要請内容等の説明がございました。確かに主要な関係機関等への要請はなされたが、それでもなお内閣府の段階で大幅な減額査定となった現状に何があるのか、知事は真剣に考える必要があると思われます。我が県連も、市町村におけるハード交付金の３年連続の減額で大幅な事業のおくれが出ていることから、党本部や自民党振興調査会及び美ら島議連等に要請を行ってきたのでございます。知事やその周辺からは辺野古移設反対に対する国の締めつけとの声も聞こえますが、過去の県政、基地問題に対する姿勢と県経済・振興予算での国との関係等を見れば、それは邪推であることは明確であります。

要は、知事の国に対する姿勢の問題であります。予算の要請に行きながら、要請したそのそばで辺野古反対を言い、国の姿勢に民主主義を欠き、法治国家ではないなど、県民を代表する知事とも思えぬ国批判を繰り返している現状で、国との信頼関係は築けるはずもないのであります。

辺野古移設反対を公約とする以上、その姿勢を堅持するのは仕方がないとして、国に対する敵視姿勢は不必要であり、信頼関係をいかに築くかを考えるべきであります。

以上述べ、質問に入ります。

(1)、2020年度沖縄振興予算関係について。

ア、県は、国の骨太方針への沖縄振興を位置づけるよう要請したが、盛り込まれた施策について伺いたい。

イ、内閣府は、2020年度沖縄振興予算の概算要求を昨年度並みとする方針のようだが、県は、大幅増の3500億円を要求していた。県の要望が認められない理由、県の要請活動のあり方等について伺いたい。

ウ、県及び市町村の行う事業にじかに影響する沖縄振興一括交付金は、３年連続で減額されている。2020年度も県要求から大幅減となるようだが、県は、一括交付金の重要性をどのように内閣府に説明し、内閣府の理解を得てきたか伺いたい。

エ、沖縄振興公共投資交付金を除く投資補助金、子供貧困対策、離島活性化、酒類製造業支援等について、県の要求は認められているか伺いたい。

オ、出荷が低迷している県産黒糖の販売・保管の強化拡大に係る事業や新規事業等について、予算額、事業内容等を伺いたい。

カ、令和２年の税制改正に向けた沖縄振興税制の延長について、県の要望は認められたか伺いたい。

(2)、県経済の振興対策について。

ア、21世紀ビジョン実施計画の2018年度の進捗状況結果が公表された。成果指標の達成状況と未達成、今後の課題等について伺いたい。

イ、県経済のさらなる発展に欠かせない、臨空・臨港型産業の新規立地、中城湾港の活用等国際物流機能

の強化などについて、達成状況と指標目標の達成見込みについて伺いたい。

ウ、一括交付金の減額がとまらない。沖縄振興公共投資交付金いわゆるハード交付金の３年連続減少により、県内のインフラ整備などの事業で大幅なおくれが生じているが、県及び市町村ごとの主な事業内容と2020年度の予算も増額が見込めない中、さらなるおくれが懸念されるが、今後の対応を伺いたい。

エ、2016年度の県民所得は、前年度に比べ5.6％増の227万3000円となった。４年連続の改善となったが、全国の水準では73％余であり、県内企業の生産性の向上、収益増のさらなる向上が必要である。県の取り組みを伺いたい。

オ、県経済活性化に大きな期待がかかった那覇空港を活用したＡＮＡの国際貨物事業が２年連続の減少で2018年度は前年比で33.3％も減少している。その要因、背景に何があるのか、今後の見通しはどうか伺いたい。

カ、県は、那覇空港の貨物基地を活用して新たな企業の入居を検討しているようだが、それは国際貨物事業の将来的拡大が見込めないとの判断か伺います。

キ、国が進めている泡盛振興のための琉球泡盛海外輸出プロジェクト、テロワールプロジェクトの進捗状況と県のかかわりについて伺います。

３、農林水産業の振興について。

21世紀ビジョン基本計画の総点検において、農林水産分野に関し、2016年度及び17年度と２年連続で1000億円を超え、県の一括交付金を活用した生産振興策が成功したと評価をしております。そして県産の農林水産物の品目について、拠点産地として育成、生産供給体制強化、さらには販路拡大に取り組んだことで、全国シェアで上位３位以内の農水産物の品目は増加しているようであります。しかし、この結果を受け、県産農水産物の生産振興や販路が拡大し、対策や施策が全てうまくいったとするのは早計であり、農林水産業の振興は、振興計画10年で解消できるほど簡単でないことは現下の農林水産業の実態を見れば明らかであります。第１次産業の就業者数は復帰以降、従事者の高齢化や担い手不足の加速など減少に歯どめをかける方策を見出せないのが現状であります。県内には、黒糖の在庫を抱えて新たな取引先が見つからず、那覇港総合物流センターに一部保管されたままであります。県や国の補助事業でサトウキビの生産は順調にふえているが、一方で、製品の黒糖の販売に向けた取り組みは進まず、輸入黒糖との競争もあり国内シェアが奪われている状況にあります。それにもかかわらずつくった商品をいかに売るか戦略が見えないのであります。ＪＡの担当者自身が、サトウキビを増産しても喜ばない現状で安定した収入が得られる仕組みが必要と指摘しており、問題であります。次期振興計画の策定に際し、本県の農水産物の市場拡大・販路の確保等の施策の充実、発想の転換が必要と考えます。

そこで伺います。

(1)、台風９号及び13号は、県民生活に大きな被害を及ぼしました。特に宮古・八重山地域の農林水産業の被害は大きく、早急な支援・対策が求められております。被害の状況と支援の取り組みについて伺いたい。

(2)、21世紀ビジョン基本計画総点検で、亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興について、全国シェア上位３位以内の県産農水産物の品目は増加しているとしている。本県農林水産業の底上げと市場の開拓や認知度の定着はできたと考えてよいか伺います。

(3)、総点検と検証を受けて、今後、県産農水産物のさらなる振興を図る上で、何が問題で、どのような課題があるのか、またその解消に向けての対策を伺いたい。

(4)、県産黒糖の在庫がふえているようであります。生産量はふえながら販売は不振という悪循環に陥っているという新規販路の開拓ができていない背景と県の在庫解消の取り組みを伺いたい。

(5)、県はサトウキビの増産を推進しております。一方で、製品は競争激化もあり販売が先細りとなっているのは、国や県の補助事業のあり方に問題はなかったか、また、事業者の販売促進に向けた独自の取り組みは万全であったか伺います。

(6)、県内の農林水産業の従事者は、高齢化や担い手不足により減少し続けているようであります。復帰時から従事者の推移、年齢構成、また、県の新規就農・就業の取り組み状況、歯どめがかからない要因等について伺いたい。

(7)、糸満漁港において、高度衛生管理型荷さばき施設の新設及び関連漁港施設、水産物の流通機能高度化に向けた整備計画が進められております。計画の概要と進捗状況について伺いたい。

(8)、埼玉県の養豚場や長野県の畜産試験場で豚コレラが確認されました。全国への感染が懸念されておりますが、本県における対策について伺いたい。

４、観光振興について。

2018年度の県内観光収入は、前年度比5.1％増の7334億円超と６年連続で過去最高を更新したようであります。しかし、その内容を見ると課題も見られる

ようでございます。当初立てた目標額7991億円には届かず、観光客１人当たりの消費額は0.7％とわずかながら増加し７万3355円となりましたが、本県観光の大きな目標である平均滞在日数は3.59日と前年度より減少したのであります。観光収入額が目標額に届かなかったことや１人当たりの消費額の伸び悩み、滞在日数の頭打ちなど課題も多く、根本的な解決策を検討する時期に来ていると考えます。本県の入域観光客数の増加に大きく貢献しているクルーズ船客はこれまでの実績を見れば、滞在日数の低さや消費額の少なさは否めず、今後の対策が求められます。

県は、ビジットおきなわ計画を毎年度策定し、その実現に向け取り組んでおりますが、現状を見る限り、成果や効果は出ていないと言わざるを得ないのであります。一方、今後取り組むとしている国内外のラグジュアリー層の誘致などはこれまでになかった取り組みであり、滞在日数の増加や消費額の向上に大きく期待するものと考えます。そのためには世界のぜいたくな富裕層を満足させ得るだけの施設の整備や受け入れ体制の整備は不可欠と思われます。県の意欲的な取り組みを期待するものであり、世界的なラグジュアリーホテルなどの誘致に向け戦略的な取り組みが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、2019年度のビジットおきなわ計画の入域観光客数が発表されたが、観光立県を目指す上で大切なものは滞在日数の延長、消費額の増加等である。具体的な対策、施策を伺いたい。

(2)、2018年度の観光収入の実績に関し、その内容と特徴、また次年度の目標数値について伺いたい。

(3)、報道によれば、世界最大級の総合イベントである、ツーリズムＥＸＰＯジャパンが、2019年度の大阪に続き2020年度に本県で海洋リゾートをテーマに開催されるようである。その概要と本県観光への波及効果について伺います。

(4)、本県観光の好調に比例し、レンタカー事業者が急増しております。那覇市など都市部を中心に交通渋滞が慢性化している中、車両の増加は北部地域の観光施設における渋滞の悪化、事故の増加など観光イメージの悪化につながる。県の対策、取り組みを伺いたい。

(5)、県が掲げる2021年度の目標額１兆1000億円達成には、現状からは厳しいと思われるが、県が目標とするハワイ並みの滞在日数にするには、どのような対策や施策が必要と考えているか伺います。

(6)、日韓関係の悪化により、韓国の日本への航空便の減便や一時休止などにより、観光地に影響が出ているようだが、本県観光への影響について伺います。

(7)、経済が好調に推移している中、人手不足は深刻の度を増しております。特に、観光業やバス、タクシー――済みません、トラックを追加してください――トラック業の運転手不足は会社運営にも影響を来しております。県の対策を伺います。

５、子ども・子育て支援について。

子ども・子育て支援法の改正法案が成立し、来る10月から幼児教育及び保育の無償化が実施されます。何より無償化の実施が子育て世代や働く母親の負担軽減につながり、社会の活性化に資することが重要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、幼保無償化に向けた市町村の取り組みについて、市町村によっては制度が難解との声もあるようだが、認可外保育施設も含めた対象児童数の把握と期限までの補助申請手続は完了し得るか伺いたい。

(2)、認可外保育においても５年間の経過措置期間が設けられていることから、認可保育と認可外で無償や補助に差は生じないか、一部世帯では対象外となり不公平感もあるようだが、その理由を伺います。

(3)、県の調査では県内の認可外保育施設は、53％が指導監督基準を満たしていないようだが、保育の質の向上や保育の確保を図る上で、県や市町村の積極的な支援が必要であります。取り組みを伺います。

(4)、2018年度の県ひとり親世帯等実態調査結果で養育世帯の厳しい実態が明らかとなったが、調査内容と玉城知事の公約である誰ひとり取り残さない政策でひとり親世帯の現状の解消は可能であるか伺います。

(5)、2018年度の全国の児童虐待の相談・通告を受け対応した件数が、1990年度から28年連続で増加し、そのうち、警察からの通告がほぼ半数を占めたようであります。本県においては、増加率は全国で最も高く過去最多となっているようであるが、その背景と要因について伺いたい。

(6)、児童虐待の相談件数の増加に伴い対応する児童福祉司の不足が問われているが、増員に向けた取り組みと専門職としての研修・指導体制はとられているか伺いたい。

６、北部振興について。

北部地域の振興策については、国が策定した沖縄県北部地域の振興に関する方針に基づき、北部圏域内のそれぞれの地域間の均衡を持った発展に配慮しながら、産業の整備と北部12市町村における定住人口の増加を目指し取り組みが進められております。平

成12年度に創設された北部振興事業により、内閣府において予算が計上され、北部12市町村に対する支援がなされております。その成果は、道路、港湾、住宅などの社会資本整備や生活環境の整備が進められ、約2400人の雇用の創出、約4900人の人口増があり、一定の効果を上げております。しかし、北部12市町村全体で見ると、人口増加は名護市以南の４市町村で見られるだけで、離島を含めた他の地域ではむしろ人口は減少傾向にあるのが実態であります。また、北部地域は県内の他の地域に比べて、１人当たりの所得は低く、過疎地域が多く存在するという課題も改善されていないのが現状であります。北部地域は、その総面積の約７割を山林が占め、天然記念物であるヤンバルクイナを初め多くの動植物の生息地であります。さらに、沖縄本島の水資源の供給地として、福地ダムや安波ダム、羽地ダムなど多くのダムが北部に集中し、県民生活に大きく貢献をしております。その意味でも北部圏域での課題として、名護市から北の地域や離島において過疎化と高齢化の進行、圏域全体に共通する医師不足の解消、地域の実情に応じた定住条件の整備、そして産業振興など、喫緊の課題として取り組むことが求められております。

そこで伺います。

(1)、北部振興について、北部12市町村と連携し、所得の向上や産業振興に向け基盤整備を図る必要があるが、若者が定着し得る定住条件の整備に向けた基本的な考え方を伺いたい。

(2)、北部地域の中高一貫教育を充実させ、人材の育成を図る中高一貫校設置について、関係機関との意見交換を行っているようだが、合意形成や課題の整理等について伺います。

(3)、北部基幹病院の整備について、建設費用等資金調達が課題となるが、既存の国庫補助制度の活用等を含め国の支援について調整は進んでいるか伺いたい。

(4)、北部看護学校の名桜大学への移行が白紙となったようであります。北部医師会が引き続き運営するようだが、北部基幹病院の整備と、その関連で今後県とのかかわりも出てくるか伺いたい。

(5)、北部圏域における医師不足を抜本的に解決し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制の構築を目指すとしている。新たな北部基幹病院整備で北部地域の医療問題は解決するか伺いたい。

(6)、伊平屋空港建設について、県は、気象観測調査を令和２年５月までに終わり、需要予測や費用対効果等の問題解決に取り組むとしている。具体的な建設に向けたスケジュールについて伺いたい。

(7)、伊平屋・伊是名架橋の建設計画については、平成23年度に要請を受け８年が経過しております。この間、さまざまな調査を行っているとしているが、調査の終了時期について伺います。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

きょうから代表質問でございます。真摯に答弁をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

具志堅透議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(11)、第４次安倍内閣についてお答えいたします。

衛藤沖縄担当大臣におかれては、就任からわずか２日後に来沖され、懇談の際には、沖縄振興予算の確保や子供の貧困対策の推進など、沖縄の潜在力発現のため力をかしてくださるよう、21項目について要望させていただくとともに、感謝を申し上げたところであります。また、茂木外務大臣及び河野防衛大臣ともできるだけ早い時期にお目にかかり、沖縄の過重な基地負担の軽減などについて意見交換をさせていただきたいと考えております。

安倍内閣におかれては、県民生活の向上や米軍基地問題など、沖縄の抱えるさまざまな課題の解決や沖縄振興等に向けて、積極的に取り組まれることを期待しているものであります。

次に、沖縄振興策の推進についての御質問の中の２の(2)のエ、労働生産性や収益増に向けた取り組みについてお答えいたします。

アジアのダイナミズムの取り込みによる観光需要の増加や企業の設備投資の増大等により、県内景気は拡大を続けており、１人当たり県民所得は４年連続で増加し、全国の所得水準との比較では平成24年度の70.1％から平成28年度の73.8％と着実に縮小しています。

県としては、この好調な経済の恩恵を離島を初め県内全域に浸透させ、企業のさらなる収益増や県民所得の底上げを図っていくことは、重要な課題と考えております。このため、産業全体の収益力や生産性の向上に向け、県内企業の経営革新や技術力の強化、ＩＴ化の促進等に取り組むとともに、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど、企業の稼ぐ力に資する取

り組みを積極的に推進していきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中の４の(3)、ツーリズムＥＸＰＯジャパンの概要及び波及効果についてお答えいたします。

ツーリズムＥＸＰＯジャパンは、日本観光振興協会、日本旅行業協会及び日本政府観光局が主催する世界最大級の総合観光イベントであり、来年の10月29日から11月１日に沖縄で開催されます。本イベントでは、国内外の旅行会社との商談会や各種フォーラムのほか、約10の国や地域の観光担当大臣が参加する会議等も予定されております。これにより、1000名を超える国内外からの参加者の滞在費に加え、会場設営費等の主催者による支出が見込まれるほか、旅行商品造成や今後の送客、知名度のさらなる向上等にも大きく貢献することが期待されています。

沖縄県としましては、この機会を最大限に活用し、沖縄観光のさらなる発展につなげてまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、憲法への自衛隊明記についてお答えします。

憲法への自衛隊の明記については、平和憲法の理念及び我が国の外交・安全保障のあり方とも関連し、国民の間にもさまざまな意見があることと承知しております。これらは、国民的な議論とともに、国政の場などで十分に審議が尽くされる必要があるものと考えております。

次に１の(2)、在沖米軍基地への見解についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。日本の国土面積の約0.6％の沖縄県に、約70.3％もの米軍専用施設が存在し続ける状況は異常としか言えず、県民は、米軍基地に起因する事件・事故、騒音問題等に苦しめられ続けております。その解決のために、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小、並びに在沖海兵隊のグアムを含む国外移転を確実に実施することが重要と考えております。

次に１の(3)、普天間飛行場移設先の代替案についてお答えします。

普天間飛行場問題については、市民団体から、米軍基地が必要か否か、同飛行場の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うことや、同飛行場の代替施設が国内に必要だとの結論になるなら、沖縄以外の全ての自治体を候補地とすること等を求める意見書が全国の地方議会に提出されております。普天間飛行場の具体的な代替案については、国会での議論だけではなく、国民を主体とした国民的議論によって決定すべきであると考えております。一方、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、政府においては、同飛行場の危険性を放置することなく、一日も早い運用停止に向け、最大限の努力をしていただきたいと考えております。

次に１の(4)、トークキャラバンでの説明と基地引き取りについてお答えします。

トークキャラバンにおいて、知事は、辺野古埋め立てに反対の民意が明確に示され続けているにもかかわらず工事が続けられていること、沖縄の基地負担の現状、日米地位協定の問題等について、同じ国民として、自分ごととして考えていただきたいということなどを申し上げております。普天間飛行場については、県は、県外・国外移設を求めております。

なお、大阪キャラバンにおける基地引き取りに関する知事の発言は、沖縄の基地問題について、自分ごととして捉えることで何ができるのかを考えるきっかけづくりになるという趣旨で述べたものと理解しております。

次に１の(5)、145万県民の知事への負託についてお答えします。

知事は、去る９月18日、福岡高等裁判所那覇支部において行われた関与取消訴訟の第１回口頭弁論において、意見陳述を行ったところです。地方自治法によれば、地方公共団体の長は、当該地方公共団体を代表すると規定されております。

御指摘の発言は、知事が沖縄県を代表して意見陳述を行うことを申し上げたものでございます。

次に１の(9)、那覇港湾施設の移設に関する要請と県の対応についてお答えします。

日本共産党浦添市議団等から、御質問の内容も含む、那覇軍港の即時返還を求める要請書が提出されております。県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考え

ております。なお、代替施設の機能については、現有の那覇港湾施設が有する、米軍が必要とする物資や人員の輸送のため、その積みおろし等を行うための機能を確保することを目的としていることが移設協議会において確認されてきたところでございます。

次に１の(10)、那覇軍港移設に関する３者面談の実施についてお答えします。

４月23日に開催された第25回移設協議会において、今後、那覇港管理組合とその構成団体を中心に、事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されたところです。また、９月17日に知事は松本市長と意見交換を行い、移設協議会の枠組みでの協議に加え、城間市長も含めた３者での対話を継続していくことを確認したところです。

県としては、３者面談は意思決定の場ではなく、あくまで意見交換の場であると認識しており、現在、那覇港管理組合を中心として進められている事務的、技術的な検討の進捗も確認しながら、３者面談の実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(6)、沖縄振興調査会の取りまとめ結果についてお答えいたします。

本年６月に自由民主党沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟合同会議が取りまとめた今後の沖縄振興の方向性では、国家戦略として沖縄振興を総合的・積極的に推進し、沖縄が我が国の21世紀のモデルとなるよう、強く自立した沖縄の実現に向け、引き続き戦略的に取り組む必要があるとされております。さらに、子供の貧困対策、那覇空港の滑走路増設事業、モノレールの３車両化など、本県が経済財政運営と改革の基本方針2019への位置づけを要望した項目については、全て盛り込んでいただいたことと評価しております。

同じく１の(8)、高率補助と予算配分についてお答えいたします。

沖縄振興に関する予算や各種制度について、研究者において多様な意見があることは承知しております。

県としましては、高率補助制度等を活用し、道路や港湾、福祉、教育施設等、社会資本のあらゆる分野における整備を推進し、本土との格差を是正してまいりました。しかしながら、いまだ格差が残る分野もあり、その解消が図られるまでの間は、高率補助制度等を継続する必要があると考えております。また、高率補助のほか一括交付金、沖縄振興税制及び政策金融の４つの制度を活用した施策の展開などにより県経済は好況を維持しております。その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、子供の貧困の問題や離島の条件不利性、米軍基地問題などの沖縄の特殊事情から派生する固有課題もあります。

沖縄県としましては、引き続きこれらの課題の解決に向けて取り組むこととしております。

次に２、沖縄振興策の推進についての(1)のア、骨太の方針に盛り込まれた施策についてお答えいたします。

本年６月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針においては、本県が要望した項目に関し、クルーズ船の受け入れ環境を改善する港湾整備、那覇空港の第二滑走路供用開始を踏まえた発着回数拡大、沖縄都市モノレールの３両編成化が盛り込まれました。さらに、深刻な子供の貧困への対策、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充による科学技術・イノベーションの国際的拠点の形成、西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点の整備なども位置づけられております。

同じく２の(1)のカ、令和２年度税制改正についてお答えいたします。

去る８月30日に公表された内閣府の令和２年度税制改正要望では、県の要望どおり、措置期限を迎える航空機燃料税の軽減措置等５制度の２年間延長が盛り込まれました。

県としましては、それぞれ必要な制度として御理解をいただいたものと考えており、要望内容が実現されるよう、引き続き関係機関等と連携し取り組んでまいります。

同じく２の(2)のア、21世紀ビジョン実施計画の進捗状況等についてお答えいたします。

平成30年度の取り組みを対象とする沖縄県ＰＤＣＡを実施した結果、成果指標は、全体の82.1％が目標に向かって前進し、そのうち46.3％が計画値を100％以上達成していることが確認できました。また、主な取り組みも82.3％が順調に進捗していることが確認できました。

県においては、後期実施計画から年度ごとに成果指標の計画値を設定してその進捗をより詳細に把握するとともに、主な取り組みと成果指標を関連づけて施策の推進状況を判定できるよう沖縄県ＰＤＣＡサイクルの改善を図ってまいりました。今回、改善後の仕組みを用いた検証により、主な取り組みが順調に進捗しているにもかかわらず、成果が計画値に達していない施

策が増加傾向にあることがわかりました。

県としましては、現計画の総仕上げに向けて着実に成果を積み上げていくため、沖縄県ＰＤＣＡの検証結果を取り組みの継続的な改善につなげてまいります。

次に４、観光振興についての(7)、バス、タクシー等の運転手不足への対策についてお答えいたします。

路線バスの運転手不足は、各社でバスの減便が発生するなど、地域公共交通の確保維持に支障を来しており、県としても、重大な課題であると認識しております。このため、バス事業者が行う求人広告や、大型二種免許を持たない新規採用者の免許取得期間及び社内研修期間の賃金の支援、路線バス運転手の退職要因に係る調査費などについて、補正予算を計上したところです。また、タクシー業界においても、運転手の高齢化に伴う人手不足など取り組むべき課題があること、さらにトラック業界においても運転手不足を訴える声があることから、県としましては、引き続き関係機関等と協議していきたいと考えております。

次に６、北部振興についての(1)、若者が定着し得る定住条件整備についてお答えいたします。

北部振興については、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成12年度より、情報通信関連施設等の整備を初め、道路、港湾、住宅などの社会資本整備や生活環境の整備などが北部振興事業により進められております。これらの取り組みにより、雇用の創出、人口増加など一定の成果を得ておりますが、北部地域は県内の他の地域に比べ１人当たりの所得が低いことや過疎地域が多く存在するなど課題もあります。若者が定着し得る定住条件の整備につきましては、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備が重要であると考えております。

県としましては、今後とも北部12市町村と連携し、産業振興のための基盤整備や公営住宅などの定住条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)、今後の沖縄振興の方向性に示されている貧困問題についてお答えいたします。

今後の沖縄振興の方向性についてには、沖縄の子供の貧困をめぐる状況が依然として厳しく、県が実施した県民意識調査でも、特に重点を置いて取り組むべき施策の第１位が子供の貧困対策の推進であることなどが示されております。このような実情を踏まえた子供の貧困対策として、子供や保護者を支援につなげるための支援員の配置、食事の提供や学習支援などを行う居場所の確保や、ひとり親の就労支援を引き続き推進し、貧困の連鎖を断ち切ること、その際、手厚い支援が必要な子供たちへの支援強化など、実情に即したきめ細かな施策に目を配ることが示されております。

次に５、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、無償化の対象児童数と補助申請手続についてお答えいたします。

認可保育所等については、利用する子供の54％に当たる約３万1000人が無償化の対象となる見込みです。認可外保育施設については、11市の状況を踏まえ試算したところ、利用する子供の41％に当たる約3000人が無償化の対象となる見込みです。認可保育所等については、申請手続の必要はありませんが、認可外保育施設や預かり保育等を利用する子供については、居住市町村において保育の必要性の認定手続が必要となります。市町村におきましては、対象となる施設の確認や、保育の必要性の認定、利用者への周知等の事務手続に全力で取り組んでおり、県も引き続きその取り組みを支援してまいります。

同じく５の(2)、認可外保育施設における無償化についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化実施により、認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた３歳児から５歳児は３万7000円、ゼロ歳児から２歳児までの住民税非課税世帯の子供は４万2000円を上限に、利用料が無償となります。また、無償化の対象となる認可外保育施設は、届け出のみで足りる５年間の経過措置期間が設けられており、市町村が独自の安全基準を条例で定め、保育の質が確保された施設に限定することも可能となっておりますが、本県においては、対象施設を限定している市町村は確認しておりません。

同じく５の(3)、認可外保育施設の質の確保についてお答えいたします。

県では、認可外保育施設の入所児童の処遇向上のため、給食費や健康診断費等に対する支援を行っており、今年度は、安全確保に必要な経費の補助上限額の拡充や、認可化移行を目指す認可外保育施設の運営費の補助単価の引き上げを行っております。市町村においては、独自に給食費や健康診断費へ上乗せ補助を行っているところや、本年度新たに保育アドバイザーを雇用し、認可外保育施設へ訪問、助言するなどの取り組みを行っているところもあります。

県としましては、引き続き市町村と連携して、認可外保育施設の認可化促進及び保育の質の向上に取り組

んでまいります。

同じく５の(4)、ひとり親世帯等実態調査の結果等についてお答えいたします。

沖縄県では、県内のひとり親世帯等の生活実態等を総合的に把握するため、５年ごとに沖縄県ひとり親世帯等実態調査を実施しております。平成30年度調査結果と前回調査を比較すると、母子世帯及び父子世帯ともに世帯数は減少し、正規職員等の割合及び年間就労収入は増加するなど、一定の改善が見られるものの、依然、厳しい状況にあるものと考えております。

県としては、これまで、ゆいはぁと事業等さまざまなひとり親施策を実施してきたところですが、多岐にわたる施策について、効果的な情報提供に努めるとともに、引き続き支援策の充実強化に向け、取り組んでまいります。

同じく５の(5)、児童虐待件数の増加の背景と要因についてお答えいたします。

平成30年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は1100件で、前年度の691件に比べ409件、59.2％の増加となっております。増加の背景と要因としては、全国で相次いだ児童虐待死亡事件等により、児童虐待に対する地域の関心が高まったことや、国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策に基づき、警察機関の取り組みが徹底され、警察からの面前ＤＶ等の通告が平成29年度の441件から平成30年度762件と321件、72.8％の増となったことが考えられます。

同じく５の(6)、児童福祉司の増員等についてお答えいたします。

県では、児童福祉司の配置基準が見直されたことや、新たに市町村支援の児童福祉司等の配置が義務化されたことに加え、児童福祉司の職員数に応じた児童心理司を配置する必要があることから、これらの増員に向け取り組んでおります。また、職員の資質向上については、各種県内外の研修受講等を推進するとともに、スーパーバイザーによる指導、嘱託医師、弁護士等から専門的助言を受けること等により、引き続き指導体制の強化に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　おはようございます。

それでは１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(8)、沖縄振興予算の要求についてお答えします。

沖縄県では、沖縄振興予算を効果的に活用し、沖縄らしい優しい社会の構築と自立型経済の構築に向け、各種施策を展開しているところであります。これらの施策展開により、さまざまな分野で着実に成果があらわれている一方、１人当たりの県民所得の低さや、子供の貧困対策、雇用の質の改善など、重要性の増した課題や顕在化した課題も明らかになっております。令和２年度においても、このような課題の解消も含め、沖縄振興計画で掲げた目指すべき将来像の実現に向けた取り組みを力強く推進するため、沖縄振興予算の確保を要請しているところであります。

次に２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)のイ、沖縄振興予算の概算要求が県要望を下回っている理由及び県の要請活動についてお答えします。

内閣府によりますと、令和２年度沖縄振興予算の概算要求については、現行の沖縄振興計画期間中、毎年3000億円台を確保する旨の総理発言に沿って、内閣府として必要と考える所要額を積み上げ、昨年の概算要求と同水準の3190億円を要求したとのことであります。県では、令和２年度沖縄振興予算の確保に向け、市町村との意見交換、関係団体からの意見聴取及び内閣府との意見交換を実施し、去る８月５日から６日にかけて、知事を先頭に内閣府沖縄担当大臣や官房長官を初め関係要路へ要請を行いました。

県としては、引き続き内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にし、県関係国会議員並びに県議会議員各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額が予算措置されるとともに、沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

同じく２の(1)のウ、一括交付金の確保に係る内閣府への説明等についてお答えします。

県や市町村では一括交付金を活用し、離島の不利性や子供の貧困問題など、全国一律の制度では解決困難な課題や地域が抱える課題に取り組んでいるところであります。しかしながら、市町村からは、同交付金が３年連続の大幅な減になっているため、あらゆる分野で計画的な事業展開に影響が出ているとの声が寄せられており、同交付金の増額は、本県及び市町村の切実な要望であります。県は、このような一括交付金の重要性や増額の必要性について内閣府を初め関係要路に御理解いただくため、市町村等の要望も踏まえ積み上げた要望額、主な取り組みと達成目標、これまでの成果や取り組むべき課題、ハード交付金に係る予算減額の影響事例、市町村からの意見などの資料を作成し、丁寧に説明してまいりました。

同じく２の(1)のエ、投資補助金等の概算要求についてお答えします。

県は、８月の国庫要請において、沖縄振興公共投資交付金を除く投資補助金、子供の貧困対策、離島活性化、酒類製造業支援について所要額の確保を求めたところであります。８月末に内閣府が示した令和２年度沖縄振興予算の概算要求における、子供の貧困対策、離島活性化、酒類製造業支援については、令和元年度予算額に比べ増額の要求となっております。一方、公共事業関係費等は令和元年度予算と同水準の1420億円となっておりますが、そのうち、地方向け補助金の額については公表されておりません。

同じく２の(2)のウ、沖縄振興公共投資交付金の主な事業と今後の対応についてお答えします。

県や市町村においては、沖縄振興公共投資交付金を活用して、道路や下水道等の社会資本整備、かんがい施設や圃場整備等の農業生産基盤整備、教室や体育館等の学校施設環境改善及び送水管や浄水場等の水道施設整備等を実施しているところであります。しかしながら、近年、同交付金の減額により、インフラ整備などの一部事業で進捗がおくれるなどの影響が生じております。このため、県としましては、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、沖縄振興一括交付金について概算要求以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の２の(1)のオ、沖縄黒糖の販売・保管の強化に係る新規事業についてお答えいたします。

国では、令和２年度沖縄振興予算概算要求において、沖縄製糖業体制強化対策事業の一部メニューとして、沖縄黒糖の製造・販売強化に取り組むこととしております。具体的な取り組みとしては、１、黒糖の需要・流通状況の調査や保管調整管理の実証と体制強化、２、海外ニーズ等を踏まえた商品開発や販売部門の強化などとなっております。なお、当該取り組みの予算額につきましては、沖縄製糖業体制強化対策事業の概算要求額12億円の内数となっており、内訳については明らかにされておりません。

県としましては、引き続き国や関係団体等と連携し、沖縄黒糖の安定供給や販路拡大に取り組んでまいります。

次に３、農林水産業の振興についての御質問の中の３(1)、台風９号及び13号による被害状況と対応についてお答えします。

台風９号による農林水産業関係の被害額は、約３億1698万円、台風13号による被害額は、約４億8889万円となっております。農林漁業者に対する支援としては、１、県内各地域の農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、２、農業・漁業共済等の制度活用、３、農林漁業セーフティネット資金など、低利な制度資金活用の周知、４、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、５、災害復旧事業による被災施設の復旧などを行っております。

県といたしましては、引き続き関係機関や団体などと連携を図りながら、支援に取り組んでまいります。

次に３の(2)、農林水産業の底上げと認知度向上についてお答えします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいるところであります。平成29年度までの主な指標の動向は、１、農業産出額は平成23年の800億円から205億円増となる1005億円、２、戦略品目の拠点産地数は94産地から23産地増となる117産地、３、園芸品目（野菜）の生産量は４万9200トンから約9000トン増となる５万8025トンなどとなっております。また、県外向けの供給産地として定着しつつある冬春期のゴーヤー、サヤインゲン等の施設野菜や、全国的にも有数の子牛供給産地となった肉用牛など、取り組みの成果が着実にあらわれつつあります。

県としましては、引き続き持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

次に３の(3)、農林水産業の振興上の課題と対策についてお答えします。

本県の農林水産業の振興を図る上では、高齢化等による農林漁業従事者の減少、台風や干ばつによる農作物被害、ＴＰＰ11等貿易自由化の進展、動植物防疫リスクへの対応などの課題があります。

県としましては、これらの課題を解決するため、１、新規就農者等の担い手に対する農用地の利用集積の強化、2、台風等に対応した栽培施設や生産基盤整備の推進、３、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化や防疫体制の強化、４、国際情勢の変化に対応した市場競争力の強化やスマート農業の推進などの各種施策に取り組み、本県農林水産業のさらなる振興を図ってまいります。

続きまして３の(4)、県産黒糖の販路拡大対策等についてお答えします。

県産黒糖については、国内の砂糖消費の低迷や、サ

トウキビの生産量が不安定なことから輸入黒糖との競合などを背景に販売面での課題があります。このため、県では関係機関で構成する沖縄県含みつ糖対策協議会において、５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んでおります。また、去る９月６日から黒砂糖協同組合、ＪＡおきなわと連携し、県内の量販店に対する販売促進キャラバンを行ったところであります。

次に３の(5)、サトウキビの増産対策及び黒糖の販売促進についてお答えします。

黒糖の原料となるサトウキビの生産は気象災害等の影響を受け不安定なことから、ユーザーが輸入黒糖などを一部利用するなど黒糖の販売面での課題があります。このため、県では、関係機関等と連携し、サトウキビの安定生産に資する各種支援に取り組んでおります。また、黒糖事業者は、販売促進に向けて、県内外における販路拡大キャラバンに取り組んでおり、さらに、今年５月からは那覇港総合物流センターで定温保管庫を活用し、安定供給のために保管機能の強化に取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、サトウキビの増産対策、黒糖の販売促進及び消費拡大に取り組んでまいります。

次に３の(6)、就農・就業者の推移等についてお答えします。

本県の農林水産業就業者数は、復帰時の８万1603名から、高齢化や後継者不足等により、平成27年時点で２万4137名と減少しているほか、農業就業者については、65歳以上の割合が54％となっております。このため、県においては、一括交付金等を活用し、就農相談や農業施設等の整備支援、漁具等の漁業経費の一部支援などに取り組んでいるところであり、農林水産業就業者数の減少幅が小さくなるなど、取り組みの成果があらわれ始めているものと考えております。

県としましては、引き続き農林水産業の担い手育成・確保に取り組んでまいります。

次に３の(7)、糸満漁港の整備計画の概要と進捗状況についてお答えします。

県では、今年度より国の水産流通基盤整備事業を活用し、糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設等の整備に着手したところであります。具体的には、総事業費約42億円、事業期間は令和元年度から８年度までの８年間を予定しており、荷さばき施設のほか、安全係留を可能とする防風柵や、加工場の集積に対応した排水施設等の整備を行う計画であります。このうち、荷さばき施設については今年度に実施設計を行い、令和２年度、３年度で施設整備をし、４年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。

次に３の(8)、豚コレラ防疫対策についてお答えします。

昨年９月に国内で発生した豚コレラは、６県45例と感染が拡大し、収束が見通せない状況が続いております。このため、県では、動物検疫所やＪＡなどの関係機関、養豚農家と連携し、侵入防止対策に取り組んでおります。具体的には、１、防疫対策強化連携会議での情報共有及び防疫対策の周知、２、農場衛生管理状況の立入検査・指導、３、豚コレラ確認検査の強化、４、観光関連団体への協力依頼や空港での侵入防止キャンペーンなどを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問のうち２の(2)のイ、臨空・臨港型産業の新規立地状況等と目標達成見込みについてお答えいたします。

国際物流拠点の形成に関する主な成果指標のうち、臨空・臨港型産業の新規立地数については、沖縄県の地理的優位性や税制優遇措置等の各種支援により着実に増加しており、令和３年度の目標値260社に対し、平成29年度の実績値は178社となっております。一方、中城湾港（新港地区）の取扱貨物量については、平成28年度に暫定供用された東埠頭の利用が計画を下回っていることから、目標値230万トンに対し、実績値は95万トンとなっております。

県としましては、目標値の達成に向け、引き続き各種誘致施策の推進、中城湾港新港地区の物流機能の強化に取り組んでまいります。

次に２の(2)のオ、那覇空港の国際貨物事業についてお答えいたします。

那覇空港の国際貨物取扱量が減少した要因としては、ＡＮＡ沖縄貨物ハブのネットワーク再編に伴う減便や、昨年の台風被災で関西空港の貨物輸送への影響が３カ月以上続いたことなどがございます。このネットワーク再編は、事業の効率化を目的としたもので、その背景には、羽田空港等からの国際旅客便による貨物輸送の増加など、事業環境の変化があると聞いております。

県としましては、これらの環境の変化等を適切に捉えるとともに、今後も増加が見込まれる航空貨物の動向等を注視しながら、国際物流拠点の形成に向け取り組んでまいります。

次に２の(2)のカ、那覇空港の国際貨物事業の見込みについてお答えいたします。

県では、今年度から、那覇空港貨物上屋のＬＣＣターミナル跡のスペース等を活用し、ＡＮＡの沖縄貨物ハブを核として、国際物流関連事業者の新規参入や、新たな航空会社による貨物便の就航などを促進する事業を進めております。また、半導体等の高付加価値製品の輸送支援を新たに実施し、高度技術製造業の誘致など、国際物流拠点としての機能強化を図っております。これらの事業により、航空ネットワークの拡充や国際貨物取扱量の増大を図り、国際競争力のある物流拠点の形成に向け取り組んでおります。

次に２の(2)のキ、国の琉球泡盛テロワールプロジェクトについてお答えいたします。

国においては、琉球泡盛の海外展開を促進するため、琉球泡盛海外輸出プロジェクトの一環として、今年度、伊平屋村において、県産長粒種米を生産し泡盛の原料とする琉球泡盛テロワールプロジェクトを実施しております。

県においても、国の取り組みと相乗効果を図る観点から、海外での商談会等への渡航費等を一部補助する国際物流ハブ活用推進事業や、沖縄大交易会を開催し商談の場を提供するなど、泡盛酒造所の海外展開を支援しております。今後も引き続き国と連携し、泡盛産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、観光振興についての御質問のうち(1)、滞在日数の延伸、消費額の拡大に関する施策についてお答えいたします。

沖縄観光における滞在日数の延伸と消費額の拡大については、県が令和３年度の達成を目標とする滞在日数4.5日及び消費額９万3000円の達成に向け、取り組んでいるところであります。具体的には、滞在日数の延伸を図るため、比較的長期滞在が見込まれる欧米等からの誘致や、離島を含む広域観光周遊ルートを形成する取り組みを実施しているところであります。また、消費額の拡大を図るため、キャッシュレス環境の整備促進や、国内外の富裕層の戦略的な誘致、リゾートウエディングの促進などに取り組んでいるところです。

次に(2)、観光収入の実績及び目標値についてお答えいたします。

平成30年度の観光収入は、対前年度比5.1％、額にして約356億円増の約7335億円となり、６年連続で過去最高を記録し、初の7000億円台となりました。これは入域観光客数が増加したこと及び国内観光客１人当たり消費額が増加したことなどが主な要因となっております。また、令和元年度の目標値は、8000億円と設定しております。

次に(4)、レンタカーの急増に対する県の対策と取り組みについてお答えいたします。

沖縄県レンタカー協会からの聞き取りによりますと、平成31年３月末現在、県内のレンタカー事業者数は812社と前年度より108社増、車両数は５万1380台と前年度より7842台増となっております。また、国内観光客の約６割、外国人観光客の約３割がレンタカーを利用するとされております。そのため、県では、バス、船舶等の公共交通情報のオープンデータ化による大手検索サイトでの乗りかえ検索を可能とする取り組みを進めており、レンタカー利用から公共交通への利用促進を図ることで、交通渋滞の緩和につなげていきたいと考えております。

次に(5)、ハワイ並みの滞在日数とするための施策等についてお答えいたします。

2018年にハワイを訪れた観光客の平均滞在日数は、速報値で8.9日となっております。一方、県では、第５次沖縄県観光振興基本計画において、観光客の平均滞在日数の目標を、国内客は５日、外国空路客は６日と設定しております。平成30年度の実績では、国内客が3.77日、外国空路客が4.81日となっており、滞在日数の延伸に向けてさらなる取り組みが必要であります。そのため、県では、滞在日数が比較的長い欧米等からの誘客や、離島を含む広域周遊観光の推進、地域資源を活用した観光商品の開発支援に取り組むことにより、平均滞在日数の延伸を図り、観光消費額の向上につなげてまいります。

次に(6)、韓国便の減便による影響についてお答えいたします。

平成30年度の韓国からの観光客数は約55万4000人、月平均では約４万6000人となっております。本年７月末時点における韓国路線は、３都市から週73便が就航していましたが、９月末時点では２都市・週32便となり、半分以下に減少する見込みとなっております。

県としましては、引き続き航空各社の就航状況や月例の入域観光客数等を把握するとともに、関係機関と

連携し、必要な対策に取り組んでまいります。

次に(7)、観光業での人手不足対策についてお答えいたします。

沖縄観光は好調に推移しておりますが、その反面、ホテル等の現場では人材の確保が課題であると聞いております。そのため県では、日本語を話せる外国人材を確保する海外就職相談会の開催や、経営者向けの意識啓発セミナー等を実施しており、引き続き人材の確保と定着の両面から対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　教育管理統括監の儀間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは６の北部振興についての中の(2)、中高一貫校設置についてお答えをいたします。

県教育委員会では、これまで北部地域の人材育成、教育環境の整備等の観点から、中高一貫教育校の設置について、北部市町村の教育長、関係高等学校長等と意見交換を行ってまいりました。今年度においては、さらに中高一貫教育校の設置や地域の中学校等へ与える影響などについて、有識者やＰＴＡ、学校関係者などから、幅広く意見を伺うため懇話会を開催したところであります。中高一貫教育校については、子供たちにとって選択肢が広がり賛成であるとの意見がある一方で、中学校に与える影響は大きいのではないかなどの意見もありました。

引き続き、課題等を整理しながら、北部地域への中高一貫教育校の設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは６の北部振興についての御質問の中の(3)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

現在、基本合意書案の経営システム及び財政負担などは、首長レベルでは大筋了承をいただいているところでありますが、今後、それぞれの市町村において議会との協議を経て、北部12市町村としての統一的な考え方が取りまとめられることとなっております。その後、県と市町村は、基本的枠組みについて詰めの作業を行う必要があるため、現在、既存の国庫補助制度を含めた国の支援に関し、国との調整は行っておりません。

次に(4)、北部看護学校についての御質問にお答えします。

北部地区医師会が運営する北部看護学校について、公立化を含めた運営のあり方の検討が行われたことについては承知しておりますが、基幹病院の基本的枠組みに関する協議の場において、この問題を協議したことはございません。北部看護学校は、本県の看護師養成の一翼を担っている養成校でありますので、県としましては、関係者から相談がありましたら、適切に対応していきたいと考えております。

次に(5)、北部地域の医療問題についての御質問にお答えします。

北部地域の問題は、定住条件として重要な地域完結型の医療提供体制が確立されていないことであり、慢性的な医師不足に起因する診療制限、診療休止及び患者の圏外流出が発生していることであります。この医師不足の問題を抜本的に解決するためには、充実した指導体制、豊富な症例数など、医師のキャリア形成の場としての機能及び魅力がある病院を整備する必要があり、そのためには、両病院を統合し、基幹病院を整備することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　６、北部振興についての御質問のうち(6)、伊平屋空港の建設に向けたスケジュールについてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は、航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に６の(7)、伊平屋・伊是名架橋に係る調査についてお答えいたします。

県は、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しております。その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は、環境面の調査も行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　済みません。議長の配慮ありがとうございます。そして、答弁ありがとうございます。

１点だけ、１秒しかありませんので、テロワールプロジェクト、しっかりと進めて、県産長粒種米による泡盛ができることを期待し、海外輸出展開がしっかりできることを期待しながら頑張っていただきたいなと思います。

そして、その中においてその長粒種米、県産泡盛振興の中心的な役割を果たして引っ張ってきた、宮腰前沖縄担当大臣が提唱している、泡盛による乾杯条例の制定という要望があったと思っております。そのことを今、県のほうで検討されているようですが、その進捗というか今現在どういうふうな検討事項になっているのか、伺いたいなと思います。もし県がやる気がなければ、私は議員提案でもやる価値があるんじゃないかなというふうにも思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　具志堅透議員から、最後に乾杯条例に関する御質問がございました。

当該条例につきましては関係者もいろいろ意見がございます。それから県議会に対しては経済界とともに陳情されたという事実もございますので、しっかりと受けとめて関係者と連携して検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○具志堅　透君　ありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

沖縄・自民党の大浜でございます。

会派を代表しまして、初めての代表質問をさせていただきます。

１、米軍基地問題について。

普天間飛行場の代替施設移設問題は、平成８年（1996年）12月にＳＡＣＯ最終報告で５年ないし７年以内に十分な代替施設が運用可能を条件に、普天間飛行場を全面返還することが合意されてから23年が経過しておりますが、普天間飛行場の返還はいまだに実現していないのであります。

去る９月18日には、県の埋立承認撤回を国交相が取り消したことに起因して、県は２つの訴訟を提起し、果てしない裁判闘争が続くことになります。事の始まりは、亡き翁長知事が、辺野古移設阻止を唯一みずからの政治課題として、国との対立を選択したことであり、そして後継の玉城知事は、その遺志を継ぐと明言した以上、必然的に辺野古移設阻止が政治的命題であり、知事である限り背負い続けることになるのでありましょう。

しかし、県政の米軍基地問題に対する最重要課題は、基地の整理縮小を確実に進めるため、普天間飛行場代替施設の移設に当たり、一日でも早く普天間飛行場を含む嘉手納以南の大規模基地の返還と跡地利用を具体的に進展させることであります。この５年間、あらゆる知事権限を行使し辺野古移設阻止に取り組んでおられますが、今我々が目の当たりにするのは、埋立工事が進んでいる現実であります。

しかるに、現在のように国と県とが辺野古移設をめぐり対立している中にあっても、基地の整理縮小について、国は着実に進展させており、平成27年（2015年）には、キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区が返還されました。その規模は東京ディズニーランドと同規模の50ヘクタールと大規模であり、国際性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成に向け取り組みが進められております。さらに平成28年（2016年）には、北部訓練場の過半の4000ヘクタールが返還され、世界自然遺産登録を目指して関係機関で取り組みが進められております。このように県内の米軍基地は、間違いなく減少し整理縮小されており、平成元年（1989年）に２万5026ヘクタールであった米軍基地面積は、現在は１万8822ヘクタールと24.8％減少しているのであります。

確かに、現在、本県が70％強の米軍基地を負担している状況にあることは事実であり、これを理不尽として国内外へ県の主張の正当性の根拠として持ち出すのは理解できますが、問題なのは、この５年間のオール沖縄県政の政治志向は、辺野古移設問題を早期に終わらせ、国との深刻な亀裂を回復に向かわせるべきだという本来の県としての努力を全く怠っていることであります。辺野古の海を埋めるのが許せないというのであれば、それにかわる代替案を提示、あるいは示唆するのも一つの方法であります。翁長知事は、県に代替案を出せというのは理不尽と言い、玉城知事は、普天間飛行場を返還するならば代替案を条件にすべきで

はないと不可解なことを述べており、万国津梁会議も代替案を検討する場ではないと代替案を否定しております。この先、県は延々と国と対立を続けていくつもりなのか。国との対立が目的化している基地県政から脱し、県政の柱とすべき基地の整理縮小に強く傾注すべきだと考えます。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場移設問題関係について。

ア、政府と県、宜野湾市は、米軍普天間飛行場の負担軽減推進会議を県庁で開いた。会議の主な議題と内容、また、県が求めた新たな運用停止は難しいようだがその理由は何か。さらに、2014年２月に交わされた５年以内の運用停止が実行されなかった理由と背景に何があったと考えるか、伺いたい。

イ、新たな運用停止の期限設定について、県が本当に新たな運用停止期限の設定を必要とするなら、本法令に基づき適正に審査し許可すべき行政手続については政治的判断を持ち込まないという姿勢で国と接する姿勢を示すべきではないか、県の考えを伺いたい。

ウ、県が埋立承認を撤回してから１年が経過した。撤回の狙いであったが、その間、埋立工事は着々と進んでいる。撤回の効果はなかったのではないか、県の認識を伺いたい。

エ、県は、辺野古移設問題で、翁長知事時代から玉城知事と、国を相手に裁判を繰り返している。これまでどのような訴訟があり、その結果はどうなったか。また、現在国交相の撤回取消し裁決を起因として２つの裁判が続いているが、その狙いは何か。埋立工事をおくらせることが目的化しているのではないか、伺いたい。

オ、玉城知事は、グアムを訪問し、グアムの知事や米軍幹部との面会で在沖米軍海兵隊のグアム移転に伴う建設計画はほぼ順調との説明を受けたと述べている。米海兵隊トップは、グアムへの海兵隊移転は辺野古移設と関連するとしているが、知事は、グアム移転と辺野古移設問題をどのように認識しているか、全く無関係と考えているのか、伺いたい。

カ、知事は、大浦湾側の軟弱地盤の存在を問題視し撤回の理由としている。一方で、国が軟弱地盤の改良工事に関連し有識者会議を設置することを批判している。なぜ批判するのか。軟弱地盤の改良工事が可能なのかどうなのかを専門家が議論するのに問題があるのか、伺いたい。

キ、普天間飛行場の本土引き取りを求める陳情が全国の30議会で採択、可決されたようだが、そのうち我が県で引き受けると表明した議会はあるか、伺いたい。

ク、知事は、辺野古移設及び普天間飛行場の返還問題で、辺野古地区住民や宜野湾地区住民と直接対話したことはあるか、その予定はあるか、伺いたい。

(2)、米軍基地に起因する諸問題について。

ア、有機フッ素化合物ＰＦＯＳなどの水質調査について、国は水質基準設定の検討を進めているが、進展状況と基地への立ち入りに関し米軍の対応について伺いたい。

イ、日米地位協定の見直しについて、全国知事会においてこの問題を全国の問題として対応することが確認されたようだが、具体的な見直し項目は何か。知事会としてどのように連携してどのように見直しに結びつけていくのか、伺いたい。

２、県内社会資本の整備について。

(1)、内閣府は、国道329号の道路計画変更により、国道58号に続く本島中南部を結ぶ主要道の整備を検討しているが、その概要について伺いたい。

(2)、中城湾埋立地や泡瀬埋立地については、東部海浜開発事業の早期実現が求められているが、交通アクセスの面で問題が多い。国道329号の整備・活用は県経済への影響からも県として積極的にかかわるべきではないか、伺いたい。

(3)、道路、港湾、治水施設など社会資本の老朽化の改修や維持管理が県財政を圧迫しつつあるようだが、本県におけるインフラ補修の現状と今後見込まれる財政負担等について伺いたい。

(4)、幹線道路網の整備に関し、南部東道路の整備、本島の南北軸と東西線を結ぶハシゴ道路ネットワークの構築について、進捗状況と完成・開通時期等について伺いたい。

(5)、大宜味村が管理する普通河川大川川やガジナ川の河口に海砂が堆積した問題で、県は国に説明し適切に対応するとしているが、今後の取り組みについて伺いたい。

(6)、人口減少に伴う空き家の増加は社会問題化している。危険な空き家については、市町村が強制的に撤去できる空家対策特別措置法も施行されているが、本県における空き家の現状と危険度の高い空き家の撤去事例について、伺いたい。

(7)、国道331号の大雨による土砂崩れの復旧作業の状況と、国の災害復旧事業の適用について伺いたい。

３、陸上交通網の整備について。

鉄軌道の導入については、膨大な資金を要し、採算性の課題、維持管理にも多大な費用がかかることか

ら、国の強力な支援体制が不可欠です。また、県民のニーズ、観光客の利便性から都市モノレールの３両編成化についても早急な対応が求められております。

そこで伺います。

(1)、鉄軌道の導入について、県の2020年度沖縄振興予算要求でどのような位置づけとなっているか、伺いたい。

(2)、県は上下分離方式を求めているが、国は依然採算性に課題ありとしている。国との話し合いや協議は進展しているか、導入できるとの確固とした見通しはあるか、伺いたい。

(3)、知事は、沖縄都市モノレールの３両化の導入の支援を要請したが、当初の2022年完成からおくれると言われている。運行開始時期はいつか、伺いたい。

４、離島・過疎地域の振興について。

離島の島々の住民が住みなれた島で安心して暮らせるよう定住条件を整備するため、交通、生活コストの低減を図るための生活環境基盤や交通基盤の整備が必要不可欠であります。

県は、10年計画で沖縄21世紀ビジョン離島振興計画により、離島における教育、医療そして福祉等ユニバーサルサービスを充実し、条件不利性の解消に向け取り組んでおります。しかし、８年目に入った現在、計画の目標である離島の特色を生かし、希望と活力にあふれる豊かな地域社会の実現にはまだまだ遠いようであり、しかも2021年度には振興計画の期限が切れるのであります。また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく本県の過疎市町村は１市４町13村の18団体となっており、これらの市町村のうち15市町村が離島14団体、一部離島１団体であり、地理的・自然的制約もあり自立条件は厳しいのが現状であります。５年計画である県過疎地域自立促進方針と計画も2020年が期限であり、基本方針の実現に向けた県の戦略的、新たな発想による取り組みが求められます。

そこで伺います。

(1)、21世紀ビジョン離島振興計画は残り２年で期限が切れるが、離島振興の基本的課題とされる本県離島の地域不利性をどの程度克服し、どのような成果を達成したか、伺いたい。

(2)、５年計画である県過疎地域自立促進方針と計画も2020年が期限となるが、過疎地域の自立促進に向けた具体的施策の展開と実績・成果について伺いたい。

(3)、離島の農林水産業の振興に向け、一括交付金の活用で輸送費の一部補助等振興策を進めているが、多くの小規模離島の散在など地理的不利性がある中、目標達成は可能であるか伺いたい。

(4)、離島住民にとって、交通手段の確保は最重要課題である。離島航空路線の再開・充実に向けた基本方針について伺いたい。

(5)、離島観光は八重山・宮古と好調に推移しているが、クルーズ船寄港の増加、海外航空路線充実と外国人観光客の受け入れ体制の整備と新たな観光資源の開発について伺いたい。

(6)、離島住民生活にとって、沖縄本島と離島間及び石垣と離島間の生活物資、資材等の物流費の低減は最も求められている生活課題である。その課題解決に向けた政策実現について伺いたい。

５、地域福祉・医療の充実強化について。

(1)、医師の確保が年々難しくなっていく中で、特に産婦人科及び小児科医師の不足が県立病院においても適正配置に苦慮しているが、現状と今後の安定的医師確保に向けた取り組みについて、伺いたい。

(2)、介護事業所において全国的に介護人材が不足しているようであり、総人口に占める65歳以上の割合が高まり超高齢化社会となる中、介護サービスニーズはますます高まる一方であり、本県における介護人材の安定的確保に向けた取り組みを伺いたい。

(3)、21世紀ビジョン基本計画の総点検で、県内の薬剤師数が全国平均を大きく下回っていると指摘された。現状と今後の対策、また、薬剤師の不足が、薬剤師の関与が必要な認定こども園の増設の足かせになっているとの指摘について、県の認識を伺いたい。

(4)、県内国公立大学への薬学部（科）創設の要望に対する県の基本的な考えを伺いたい。

(5)、沖縄労働局の調査によれば、2018年の県内事業場における定期健康診断で、何らかの異常の所見があった割合が８年連続で全国最悪の結果になったようだが、県の生活習慣改善の取り組みはどうなっているか伺いたい。

(6)、団塊世代全員が75歳以上になる2025年には、認知症高齢者は５人に１人になると言われる。2018年に本県は総人口に占める高齢者の割合が21％を超え、超高齢化社会に入ったが、共生、予防を備えた高齢者支援対策について、伺いたい。

６、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、県立学校教職員の長時間勤務の主な理由は、部活指導や事務報告作成など、本来の授業以外によるものとなっている。調査結果を受け県教育委員会は改善に向け、どのような対策・取り組みを行っているか、具体策について伺いたい。

(2)、教師の働き方改革の促進に関し、国は部活動指導員をふやす方針のようだが、本県における教師の長時間勤務の実態から、独自の取り組み・方針も検討すべきではないか、伺いたい。

(3)、４月に実施された全国学力テストの結果について、本県は小学６年は上位を占めたが、中学３年は全３科目で最下位となったようである。この結果についてどのように評価し分析しているか、伺いたい。

(4)、県内の小・中・高校の耐震化率は改善の兆しを見せてはいるが、依然全国最下位のようである。本県は塩害による劣化の進行が早く、財政的な負担も多い。高率補助制度の活用ができる間に早期耐震化を図るべきではないか、伺いたい。

(5)、県内の小・中・高校の敷地内にあるブロック塀の安全対策について、本県は撤去や改修などの未完了が多いようである。ブロック塀のある学校の割合が全国的に高い中で、現状と今後の取り組みについて伺いたい。

(6)、通信制高校へ通う生徒がふえているようだが、県内における通信制高校数と在籍者数が伸びた理由、卒業までの支援や進路指導等について伺いたい。

(7)、2020年東京五輪・パラリンピックの参加国の合宿誘致について、県内の誘致状況と受け入れ体制の整備など、取り組みの状況について伺いたい。

(8)、不登校や長期欠席児童生徒等への対応は全国的な課題となっている。何より学校現場における対応が重要となるが、原因把握や早期発見をどのように行っているか、具体的な方策を伺いたい。

(9)、本県伝統工芸品の生産額は伸び悩んでいるが、産地組合の経営基盤の安定や技術・技法の向上、良質な材料の確保を図り、供給体制の整備、販路の拡大をどのように図っていくか、伺いたい。

(10)、離島地域の児童生徒のスポーツ・文化芸能等の派遣費補助及び県外大会への参加について伺いたい。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） ただいまの大浜一郎君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前の大浜一郎君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、米軍基地問題についての御質問の中の１の(2)のイ、日米地位協定の見直しに関する全国知事会との連携等についてお答えいたします。

昨年、全国知事会は、日米地位協定の見直しについて、航空法など国内法の米軍への適用や事件・事故時の自治体職員の立ち入りの保障などを政府に提言しております。去る７月の全国知事会議では、私から他国地位協定調査の報告を行うとともに、全国の知事に連携を呼びかけました。それに対し、米軍基地のない岩手や長野など６県の知事から、地位協定の改定を求めていくべきとの意見が出され、知事会長からは、引き続きしっかりと対応していきたいとの発言がありました。

沖縄県としましては、このような取り組みを通じ、全国知事会等との連携をさらに深め、日米地位協定の抜本的な見直しにつなげてまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の４の(1)、離島振興の成果についてお答えいたします。

沖縄県ではこれまで、離島の振興を県政の重要な柱と位置づけ、離島の持つ遠隔性、散在性及び狭小性に由来するさまざまなコストや格差を是正するための各種施策に取り組んでまいりました。具体的には、離島住民の船賃の約３割から約７割、航空運賃の約４割を軽減する取り組みや、本島と離島間を結ぶ海底光ケーブルのループ化及び島内の超高速ブロードバンド基盤の整備、農林水産物を本土へ出荷する際の輸送費の補助などを実施してまいりました。その結果、運賃を低減した路線の利用者数が、平成24年度に比べ29万人増の112万5000人、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率が平成23年に比べ39.1ポイント増の91.4％、離島の入域観光客数が平成21年度に比べ140万人増の414万人、農業産出額が平成27年に比べ約83億円増の約484億円となるなど、着実に成果を上げております。さらに今後、農林水産、観光、商工分野による連携した体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど付加価値の高い産業を育成し、稼ぐ力を高めていく取り組みを行うこととしており、離島にも浸透させていきたいと考えております。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、2020年東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致の取り組み状況についてお答えいたしま

す。

沖縄県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、本県のスポーツコンベンションを飛躍的に拡大させる絶好の機会と捉えております。そのため、沖縄県、関係市町村及び沖縄県体育協会で構成する沖縄2020事前キャンプ等誘致推進委員会を設立し、海外での誘致活動やキーパーソンの招聘等に取り組んでいるところであります。これまでに、ニュージーランドラグビーチームを初め、７カ国８団体の事前キャンプが決定しております。

沖縄県としては、さらなる誘致に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地問題についての(1)のア、普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会及び運用停止についてお答えします。

ことし９月４日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会においては、普天間飛行場周辺の騒音等の諸問題について、同飛行場の速やかな運用停止等について、同飛行場所属機の県外配備等の議題について話し合われました。新たな運用停止については、今は国・沖縄県の双方が認識を共有し得るような環境をつくっていくことが大事である旨の説明がありました。また、５年以内運用停止については、辺野古移設についての地元の理解と協力が得られることが前提と発言しております。しかしながら、県としましては、同飛行場の運用停止は辺野古移設とはかかわりなく同飛行場所属機の長期ローテーション配備等によって実現されるべきものであると考えており、政府においては、同飛行場の危険性を放置することなく、一日も早い運用停止に向け、最大限努力していただきたいと考えております。

次に１の(1)のイ、新たな運用停止と行政手続についてお答えします。

普天間飛行場の速やかな運用停止を含む危険性の除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とはかかわりなく同飛行場所属機の長期ローテーション配備等によって実現されるべきものと考えております。政府においては、同飛行場の危険性を放置することなく、同飛行場の一日も早い運用停止に向け、最大限努力していただきたいと考えております。なお、沖縄防衛局長からの各種申請等については、法令に基づいて対応しているところであります。

次に１の(1)のウ、撤回の効果についてお答えします。

県の承認取り消しに対して、沖縄防衛局は、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いて審査請求を行い、これを受けて国土交通大臣が承認取り消しを取り消す裁決を行っております。沖縄防衛局は、当該裁決を受けて現在も工事を進めておりますが、県としては、当該裁決は違法・無効であると考えていることから、裁決の取り消しを求め、関与取消訴訟及び抗告訴訟を提起したところです。

次に１の(1)のエ、辺野古移設問題に係る訴訟についてお答えします。

翁長前知事の就任以降、辺野古新基地建設に関連する県と国との間の訴訟件数は８件であります。内訳としては、訴えの取り下げで終結した事案が４件、県が敗訴した事案が２件、現在係争中の事案が２件となっております。本年４月の国土交通大臣による裁決は、県が適法に行った公有水面埋立承認取消処分について、沖縄防衛局長が、国民の権利利益を救済するための行政不服審査法に基づいて行った審査請求に対して出されたものでございます。県では当該裁決は違法・無効であると考えていることから、その点について司法の判断を受けるために訴えを提起したものであります。

次に１の(1)のオ、在沖米海兵隊のグアム移転と辺野古移設問題についてお答えします。

在沖海兵隊のグアム移転については、平成24年４月の日米安全保障協議委員会２プラス２共同発表において、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転が合意され、2020年代前半には沖縄から約4000人がグアムへ、約5000人がハワイ等へ移転することになっております。在沖海兵隊のグアム移転については、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことが決定されており、県としては、国外移転を確実に実施するよう政府に対し強く要望しているところです。

次に１の(1)のカ、地盤改良工事の有識者会議についてお答えします。

県は、公有水面埋立法の要件を充足していないことなどを理由として、平成30年８月31日に埋立承認を取り消したところです。沖縄防衛局は、国土交通大臣の裁決により埋立承認取消処分が取り消されたものとして事業を継続していますが、県としては当該裁決は違法・無効であると考えているため、関与取消訴訟及び抗告訴訟を提起したものであります。政府は、埋め立てを前提とした有識者会議を設置する以前に、県の

指導に従い工事を中止し、県との対話に応じていただきたいと考えております。

次に１の(1)のキ、普天間飛行場に関する全国での陳情についてお答えします。

市民団体が、全国の1788地方議会に提出した陳情は、米軍基地が必要か否か、同飛行場の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うことや、同飛行場の代替施設が国内に必要だとの結論になるなら、沖縄以外の全ての自治体を候補地とすること等を求めるものであります。当該陳情については、ことしの８月３日までに、県内４市町村議会を含む30市町村議会で陳情採択または意見書可決が行われております。

次に１の(1)のク、辺野古及び宜野湾地区住民との対話についてお答えします。

過去に、辺野古区、豊原区及び久志区の三区長から県に対する要請を受けたことはありますが、辺野古地区や宜野湾地区の住民と、いわゆるタウンミーティングなどを開催したことはございません。

県としては、県民投票の結果や一連の選挙結果のほか、軍転協や普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会などを通じて、地元の意見を把握するよう努めているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(2)のア、水質基準設定の進捗状況と立入調査に関する米軍の対応についてお答えをいたします。

有機フッ素化合物であるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、現在、厚生労働省において浄水場における水質管理を適切に行うという観点から暫定目標値を設定することについて検討されております。本年７月２日に開催された厚生労働省の水質基準逐次改正検討会において、来年の４月ごろをめどに暫定目標値を設定する方針について了承が得られたことを確認しております。嘉手納基地への立入調査については、平成28年６月に、在沖米軍に対し立入許可申請を行っております。これに対し、在沖米軍からは日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。

企業局としては、防衛省に対して、嘉手納基地内への立入調査について日米合同委員会環境分科委員会での協議を求めているところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、国道329号の整備についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

国道329号は、ハシゴ道路ネットワークにおいて南北軸に位置づけられており、重要な路線と認識しております。国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスについては、国において整備が進められております。また、国道329号西原道路については、事業化に向けた調査検討に取り組んでいるとのことであり、引き続き地元自治体と連携し、国に対して早期の事業化を要望していきたいと考えております。

次に２の(3)、本県のインフラの補修の現状と財政負担等についてお答えいたします。

県では、長期的な視点に立った公共施設マネジメントの全庁的な取り組みを推進するため、平成28年度に沖縄県公共施設等総合管理計画を策定しております。本計画に基づき、道路、港湾等のインフラ施設については、施設ごとに長寿命化計画等を策定し、計画的な点検・補修等の対策を進め、財政負担の軽減と平準化を図っているところであります。

次に２の(4)、南部東道路の整備、ハシゴ道路ネットワークの構築についてお答えいたします。

ハシゴ道路ネットワークの南北軸については、国において整備が進められており、現在、那覇空港自動車道の小禄道路が事業中であります。沖縄西海岸道路は、事業化区間が７地区10区間で、延長は約37キロメートル、73％の事業化率となっております。県で整備を進めている東西軸は、全12路線のうち、沖縄環状線など６路線で整備を終え、南部東道路を初め４路線が事業中であります。なお、南部東道路については、平成30年度末の進捗率が約23％であり、令和８年度の暫定供用を目指し整備を推進しております。

次に２の(5)、大宜味村の普通河川における河口閉塞の県の取り組みについてお答えいたします。

普通河川は、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、大宜味村が主体となって取り組む必要があります。

県としては、現在、大宜味村と意見交換を行っているところであり、関係部局とも連携を図りながら、引き続き技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。

次に２の(6)、県内における空き家の実態と撤去事例についてお答えいたします。

総務省の平成30年住宅・土地統計調査の概数集計によれば、県内の住宅総数65万3000戸に対して、空き家は６万6800戸、空き家率は10.2％と推計されており、全国で一番低い状況となっております。平成27年度に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村は、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある特定空き家等に対し、必要な対策を講ずることができるとされております。なお、県内において同法に基づく撤去事例の情報はありません。

次に２の(7)、国道331号の土砂災害の復旧についてお答えいたします。

去る８月２日の豪雨により被災した名護市嘉陽の国道331号については、被災直後より応急工事に着手し、８月31日から片側交互通行が可能となっております。現在、本復旧工事に着手するため設計を行っているところであり、災害査定受検に向け、事務手続を進めております。

次に３、陸上交通網の整備についての御質問のうち(3)、沖縄都市モノレールの３両化の運行開始時期についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社は、３両化について、令和４年度中に車両の新造を進め、可能な限り早期にシステム試験、走行試験等を実施し、運行を開始するとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、陸上交通網の整備について(1)及び(2)、鉄軌道導入の沖縄振興予算要求での位置づけと国との協議の進展について。３の(1)と３の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、鉄軌道を導入し、持続的運営を実現するためには、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設が必要であると考えております。このため、事業の実現に向け、去る８月に、令和２年度沖縄振興予算の要請とあわせて、菅官房長官、宮腰前沖縄担当大臣、石井前国土交通大臣などに対して、特例制度創設に向けた取り組みの加速と、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請したところであります。また、現在、国から示されている費用便益分析等の諸課題について検討を行っているところであり、その結果を年内をめどに取りまとめ、早急に国と調整を進めていくこととしております。

続きまして４、離島・過疎地域の振興についての(2)、過疎地域を対象とした施策の実績、成果についてお答えいたします。

県では、過疎地域の振興を図るため、沖縄県過疎地域自立促進方針及び同促進計画に基づき、諸施策を実施してまいりました。これまで道路、港湾、漁港、農地水利施設に加え、公共下水道の県代行事業など社会資本の整備を行ってきたところであります。また、離島住民の交通コスト負担軽減の取り組みや、超高速ブロードバンド基盤の整備など、過疎地域における生活環境の改善を行ってまいりました。

県としましては、次年度新たな過疎地域に係る方針及び計画を策定し、引き続き過疎地域の振興に取り組んでいきたいと考えております。

同じく４の(4)、離島航空路線の再開・充実についてお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため県では、運休中の航空路線の再開に向けて、就航に関心を示す航空会社と意見交換を行っているところであります。また、離島航空路線を確保・維持するため、運航費や航空機購入費に対し、国及び関係町村と協調して支援を行うとともに、運航費に係る国庫補助の拡充について、関係自治体で構成される協議会等を通じて国へ要望しているところであります。

県としましては、引き続きこれらの取り組みを実施し、安定的な離島航空路線の確保・維持に取り組んでまいります。

同じく４の(6)、離島の物流費の低減についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用した離島航路の船舶建造・購入に対する助成に加え、離島航路の運営に係る助成及び沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送費補助等による離島の物流コスト低減に向けて取り組んでおります。その結果、航路等の維持確保及び石油製品の価格低減と安定供給などが図られたものと考えており、県としましては、引き続き離島の物流費の低減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　４、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の４の(3)、離島の農林水産業の振興についてお答えいたします。

離島地域については、本県の農業産出額の約５割を占めるほか、基幹作物であるサトウキビの生産量の約８割、肉用牛の飼養頭数の約６割を占めるなど、農林

水産業を支える重要な地域となっております。このため、県では、１、サトウキビ・畜産等の安定生産対策、２、自然災害や気象変動に対応した栽培施設の整備、３、農林水産物の輸送コストの低減対策、４、かんがい施設等の農林水産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き各種事業に取り組み、離島の農林水産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、離島・過疎地域の振興についての御質問のうち(5)、離島観光の振興についてお答えいたします。

離島地域へのクルーズ船の寄港回数は、平成30年に255回となっており、海外での展示会への参加や船会社への訪問セールス等により、引き続き離島へのクルーズ船の誘致を行ってまいります。国際航空路線については令和元年９月現在、石垣空港２路線、下地島空港１路線の計３路線が就航しており、今後とも新たな路線誘致を図り離島への誘客に努めてまいります。また、大手検索サイトでの公共交通機関の乗りかえ検索の実現や多言語コンタクトセンターの活用により、外国人観光客の受け入れ体制の整備に努めるとともに、民間事業者等が行う地域資源を活用した着地型・体験型観光コンテンツ等の開発支援を行うことにより、離島の観光振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは５の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)、産婦人科及び小児科医師の確保についての御質問にお答えします。

厚生労働省が公表した産科医師偏在指標暫定値によりますと、分娩件数1000件当たりの産婦人科医師数は、全国値12.8人に対し、本県は11.8人、また、小児科医師偏在指標暫定値によりますと、年少人口10万人当たり小児科医師数は、全国値106.2人に対し、本県は93.4人となっております。

県におきましては、今後、同省から示される両指標の確定値を踏まえ、本年度中に医師確保計画を策定し、同計画に基づき産婦人科及び小児科医師の安定的確保に取り組んでいきたいと考えております。

次に、(3)の薬剤師数の現状と今後の対策についてお答えします。

厚生労働省の平成28年薬剤師数調査によりますと、人口10万人当たりの薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、全国平均の181人に対し、沖縄県は134人となっております。

県は、県内で働く薬剤師を確保するため、平成26年度から薬剤師確保対策事業を、また平成30年度からは薬剤師確保対策モデル事業を実施しており、引き続き薬剤師の確保に努めていきたいと考えております。

次に、(4)の薬学部の創設についての御質問にお答えします。

薬剤師会、医師会などの４団体が薬剤師不足の解消を目的として、県内の国公立大学に薬学部の創設を要望していることにつきましては承知しております。県としましても、県内の国公立大学に薬学部を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えております。

県は、これまで薬剤師会と連携し、県内の国公立大学と意見交換を行ってきたところでありますが、今後も設置の必要性及び実現可能性についての調査を行っていきたいと考えております。

次に、(5)の生活習慣改善の取り組みについての御質問にお答えします。

県内事業所の定期健康診断有所見率が８年連続で全国ワーストとなるなど、働き盛り世代の健康が課題となっております。県では働き盛り世代の健康課題である肥満、運動不足、過度な飲酒等の改善を促すための健康づくりイベントの開催や各種メディアを活用した普及啓発を実施しているところであります。また、事業所が行う従業員の健康づくりに対し補助を行うとともに、従業員の健康が生産性向上につながる健康経営の取り組みを促すセミナーを開催するなど、県民の生活習慣の改善に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(2)、介護人材の確保対策についてお答えいたします。

県においては、介護職のイメージアップのためのテレビＣＭや、離島地域を含めた圏域ごとの入門的研修の実施により、介護人材の裾野を拡大するとともに、介護ロボットの導入を支援し労働環境の改善を図るなど、介護人材の確保について、総合的に展開しているところであります。昨年度県が実施した調査の推計では、県内の介護事業所における１年間の採用者数が離

職者数を上回るなど、一定の効果があるものと考えておりますが、まだまだ厳しい状況にあり、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく５の(3)、認定こども園の薬剤師配置についてお答えいたします。

幼保連携型認定こども園は認定こども園法に基づき、学校薬剤師の配置が必要となっております。学校薬剤師は、環境衛生検査に従事することや施設の環境衛生の維持及び改善に関し、指導や助言を行うなどの重要な役割が求められております。現在、施設側から学校薬剤師配置について確保が厳しいなどの具体的な相談は受けてはおりませんが、設置認可や指導監査において、学校薬剤師の適正な配置について確認してまいります。

同じく５の(6)、共生、予防を備えた認知症高齢者支援対策についてお答えいたします。

県では、これまで県民の認知症に対する正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を実施し、平成30年度末までに９万人を超える方々を養成しております。また、認知症の早期診断・早期支援や地域包括支援センター等への専門的な助言を行う認知症疾患医療センターを６カ所指定し、平成30年度の相談件数は9620件となっております。今般、国において、認知症対策を強化するため、共生と予防を２本柱とした認知症施策推進大綱が策定されたところであり、県としましても、国の動向を踏まえながら、引き続き認知症施策の充実強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　６の教育・文化・スポーツの振興についての中の６の(1)と(2)、教職員の働き方改革に関する取り組みについてお答えをします。６の(1)と６の(2)は関連しますので、一括してお答えをします。

県教育委員会では、教職員の勤務の実態等を踏まえ、県立学校の業務改善に向けた提言や、学校に依頼する調査提出物の簡素化・縮減、教職員が年次有給休暇を取得しやすいよう起算日を９月１日に変更するなど、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。本県の新たな取り組みとして、ことし３月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、在校時間を把握するため全県立学校に勤務管理システムを導入するとともに、学校閉庁日及びリフレッシュウイークを設定しております。また、部活動については、県の方針に基づき活動時間の適正な設定や教職員の負担軽減のための部活動指導員の配置等の取り組みを進めているところであります。

県教育委員会では、引き続き実効性のある取り組みにより、教職員の働き方改革の推進に努めてまいります。

次に同じく６の(3)、全国学力・学習状況調査についてお答えします。

今年度の調査結果につきましては、小学校において全科目とも全国平均正答率を超えており、全国水準を維持しております。中学校においては全科目とも全国平均正答率には達しておりませんが、授業改善の取り組みや学校支援訪問等により、着実に全国水準に近づいているものと認識しております。

県教育委員会としましては、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進してまいります。

次に(4)、小中学校施設の耐震化についてお答えをします。

公立学校施設の耐震化については、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度を活用して、改築事業を実施するなど、耐震化に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、耐震化を完了することを目標に掲げており、改築事業の前倒しや耐震補強事業の実施を促すなど、市町村と連携して小中学校施設の早期の耐震化に努めてまいります。

次に(5)、公立学校のブロック塀の安全対策についてお答えします。

文部科学省の実施した調査において、平成31年４月１日現在、安全対策が未完了となっている学校の割合は、全国の19.6％に対して、本県では54.7％と高い結果となっております。これは、ブロック塀を有する学校の割合が、全国の28.8％に対して本県では57.9％と高いことが要因となっております。

県教育委員会としましては、国の臨時特例交付金を活用して、ブロック塀を改修するなど安全対策を進めているところであり、早期に完了するよう引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

次に(8)、不登校等についてお答えいたします。

各学校においては、児童生徒が欠席した場合、電話連絡による状況確認を行っております。また、必要に応じて家庭訪問や担任以外の職員・支援員等による対応を行い、早期発見・早期対応に努めております。長期欠席に陥る可能性がある児童生徒に対しては、管理職、担任、養護教諭、生徒指導担当、スクールカウン

セラー等によるケース会議を持ち、要因や背景の分析を行い、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、登校復帰に向けた取り組みや家庭における学習支援等、状況に応じた組織的な対応を行っております。

続きまして(10)、離島児童生徒の派遣費補助等についてお答えいたします。

県教育委員会では、本島で開催される県大会に参加する離島の中高校生、また九州大会や全国大会に参加する中高校生に対して派遣費を助成しており、今年度は、離島から本島への派遣費の助成を増額したところであります。現在、大会参加に伴う楽器の搬送費等についても関係団体と意見交換をしているところであり、今後とも、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(6)、本県の通信制高校についてお答えします。

本県が設置及び認可した通信制高校の学校数は６校、生徒数は令和元年５月１日現在で１万7250人となっており、生徒数は年々増加しております。増加の要因は、近年、勤労青年だけではなく、不登校や中途退学経験者、経済的な困難を抱える生徒など多様な課題を抱えた生徒の受け入れがふえていることや、特に私立においては、スポーツや文化活動、芸能活動などに力を入れている生徒がふえていることが考えられます。通信制高校の生徒への支援や進路指導等については、各学校において多様な課題や教育ニーズのある生徒の実態を踏まえ、スクールカウンセラーや進学・就職支援を担当する教職員を配置し、支援や指導の充実に努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(9)、伝統工芸産業の振興についてお答えいたします。

県では、工芸品産地組合の経営基盤の安定のため、中小企業診断士等によるハンズオン支援や、高度な技術を養成するための研修事業の実施、原材料植物の栽培技術や品質の向上のための試験研究及び技術支援を行っております。また、供給体制整備のための後継者育成への補助、販路拡大に資する県外での展示販売会の開催、工芸事業者に対する新商品開発などを支援しております。

県としましては、これらの事業を実施するとともに、工芸ブランド戦略を策定し、令和３年度供用開始予定の工芸の杜（仮称）の効果的な運用に向け、さまざまな施策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　再質問をしたいと思います。

１、米軍基地問題について。それと４の離島・過疎地域の振興についてお伺いします。

まず、米軍基地への問題についてでございますが、辺野古の住民と宜野湾地区住民との直接対話がいまだないという答弁がございました。予定についてはお答えをいただけませんでした。

対話を重視するのが玉城デニー知事の一番いいところだと私も思っていますが、なぜこの方１年たった今まで、直接対話がなかったのか。近くのテント村のほうには行かれているとお聞きしていますし、この前も海上から現地を視察していると。もうすぐそばに、そこに住んでいる人たちがいる中で、なぜタウンミーティング、そして直接膝を突き合わせた対話ができていないのか、非常に不思議であります。今後もこのような対話を重視する姿勢を標榜するのであれば、その地域に住んでいる人の目を見て、空気感を一緒にして対話をして、自分の思いをしっかり伝え、そしてその地域の意見をしっかり聞くというのが大事ではないかと思います。それについてお伺いします。

あと、地位協定でございますが、地位協定に関して県が作成したものに関しましては、各地位協定の調査についての報告書は私も見せていただきました。なるほどそういうことがあるんだなというふうに思いましたが、さて、調べてきた結果を単純に日本国の今の現状と比較する。それはどうかなと思います。今回自民党会派で外務省北米局の日米地位協定室のほうとのブリーフィングもいたしましたが、去年もそのようなものについての問い合わせがないと。今回についても、調べてきた内容についての意見交換がないと、申し出もないということでございます。

米国と日米地位協定を結んでいるのは、日本政府でございます。ですので、こういう内容だけれども、こういう内容についてはどういうふうな取り決めになって、どのような改善ポイントがあるのか、どうしたらいいのかというようなことを意見交換をするのは、至極当然で行政マンとしてはある意味義務だというふうに私は思っております。

また、全国知事会の中でこのような地位協定をお調べになったことを配布して、全国知事会では全会一致で米軍基地負担に関する提言というのが採択をされておるということでございます。これは知事にぜひお答えいただきたいんですが、地位協定抜本見直しにかかわる問題については、基本的に根本的に考察すべき要因は何かということを踏まえての議論がされているのかと。ある意味、憲法改正の問題に突き当たっていくかもわかりません。

また、対米従属だとか不平等だとかいうような批判があるのは私も知っております。１つ、日米が防衛責任を持つ、相互防衛条約を他国並みに整備するというような議論にも発展するかもしれません。そのようなことまで知事会のほうで議論するのか。ある意味こういう意見もあります。米国は日本の防衛責任を負うけれども、日本はアメリカの防衛責任は負わない。つまり、日米にとっても不平等な非対称条約であるというような意見もあります。このようなものを包含して、知事会でもって抜本的な解決に向けた取り組みを主導していくのか。その辺のところもこれは知事としてはっきりお答えをいただきたいというふうに思います。

あと、離島振興についてですが、知事から今までの成果についてすばらしい御意見をいただきました。ありがとうございました。また、先般は与那国のほうまでおいでいただき本当にありがとうございました。やはり、その地に行ってその地の空気を吸い、そして、その地に行ってみなければわからない空気感というのがあると思います。私は21世紀ビジョンの開始のとき、離島の振興なくして沖縄の振興はないというのが、この21世紀ビジョンの根底に沈んでいる魂だというふうに思っています。私も離島の振興をしっかりしたい、そして離島に住むことに誇りを持ちたい。そういうようなことを仕事にしたいということで私はこの県議会に挑戦をしてきました。私は次期振興計画の中においては、しっかりとこの離島振興を重要な政策として位置づけていただきたい、そういう思いを強く持っております。

ぜひ、知事からもう一度、この離島振興に対する強い思いをお聞かせいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大浜議員の再質問にお答えいたします。

まず、全国知事会における地位協定の改正の点、その辺の観点を申し上げますと、実は全国でも米軍機の低空飛行が続いているということもあり、この訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな情報提供を行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うことがまず昨年の全国知事会での要望の１点目に上げられました。そして２点目が、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記することです。さらに３点目は、米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し継続的に取り組みを進めること、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うこと、そしてこの措置の実施に伴う効果についても検証を行うことが上げられています。そして、施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理縮小・返還を積極的に促進するということが上げられており、私ども沖縄県が求めている地位協定の改正と軌を一にするものであるというふうに私たちは捉えています。

それから、４点目の離島振興と沖縄の発展、次期振興計画での離島振興の位置づけについてお答えいたします。

離島振興は、県政の重要な柱であることは言うまでもありません。現行の沖縄21世紀ビジョン基本計画の検証、いわゆる総点検を踏まえることが重要であると思いますが、次期沖縄振興計画にあっても離島振興を引き続き県の最重要の施策として位置づけていきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再質問のうち、辺野古及び宜野湾地区住民との対話についてお答えします。

沖縄県としては、これまで軍転協や普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会でのさまざまな意見交換を通じて、それぞれの地元の意見を把握するよう努めているところです。そのような中で地元からの要望があれば対話についても検討してまいりたいと考えております。

次に、他国地位協定調査と外務省への対応についてでございます。

他国地位協定調査の報告書、今、昨年度――最初にドイツ・イタリアに行ったとき、そして昨年度ですかイギリス・ベルギーに行ったときの合計２種類つくっておりますが、それぞれ外務省日米地位協定室含めて送付しております。また、昨年度につきましては、私が日米地位協定室にお邪魔して――地位協定のものだけではありませんが――さまざまな点で意見交換も行っております。今年度はまだ機会がなくて意見交換をすることができていないんですが、引き続き外務省の日米地位協定室とはきちんと連携を深めて意見交換をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　辺野古の住民と宜野湾の住民との対話の件ですが、どうして知事がこれはお答えができないんでしょうか。対話が求められればなどという――こちらから対話を求めていくのが知事としての姿勢ではありませんか。それを待っているようでは僕はおかしいと思います。近くまで行っているんですから。自分で行って、今こういう状況になっていると。私はこういう思いで辺野古阻止を考えていると。その地域に住む人たちはどう思っているんですかと、どういうような要望がありますかと直接聞くのは、これ知事として当然の義務だというふうに思います。ぜひ、再度これは知事からお答えをいただきたいというふうに思います。

また、先ほども運用の改善の問題と地位協定の抜本的な問題というのは、これは根本的に違う問題です。ぜひ、その辺の精査をしていただきたい。そして調べてきたものの外務省とのすり合わせが、意見交換ができていないということもきょうはっきりとわかりました。やはり、他国の協定と日本の協定は違う。そして、抱えているリスクも違う、歴史も違う、文化も違う。そういった中で、どのように運用を改善し、そして抜本的改善に持っていくのかと。そういうふうな具体的なきちっとした理論構成、そしてそういった道筋を提起したのであれば、しっかりやるのが沖縄県知事としての役割だと思います。ぜひ、知事に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再々質問のうち、まず、辺野古区及び宜野湾区の対話についてお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、軍転協や普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会などを通じて、例えば９月には軍転協の幹事会などもございました。そして作業部会では宜野湾市副市長なども来ておりまして、事前の議題のすり合わせなども含めてさまざまな意見交換をしているところでございます。そういったところ、地元市町村の意向も踏まえながら、地区との住民との対話については検討してまいりたいと考えております。

そして、他国地位協定調査と地位協定の改定、運用の改善についてでございますが、私ども他国の地位協定調査につきましては、条文の比較だけではなくて、具体的に例えば航空機事故が起きたときの対応など、県民・国民が直面するさまざまな事態についてどのような対応が他国で行われているかというのを明らかにするために基本的に行っております。その点につきましては、県民・国民の立場に立って改善に向けて取り組んでいただく必要があるということを、私どもは外務省、防衛省に対して訴えているところでございます。それに対して政府は、運用改善で迅速にというふうなお話もされており、航空機事故のガイドラインの改定なども取り組まれているところでございますけれども、私どもはやはり運用改善には限界があるというふうに考えておりまして、例えば事件・事故の対応につきましては、含めて地位協定の抜本的な改定を粘り強く求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　訂正が１カ所あります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○狩俣　信子さん　皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合、狩俣信子です。

代表質問をいたします。

まず１、知事の政治姿勢について。

(1)、2020年度の県概算予算について伺います。

内閣府沖縄担当部局は2020年度の沖縄関係の概算予算を3190億円としました。県は3500億円の概算要

求をしましたが、要求どおりにはいかず各市町村の要求にももちろん大きな影響が出てきます。県が1800億円規模を求めていた一括交付金は1188億円にとどまっており、一方で国が県を通さず市町村などに直接交付する特定事業推進費は2019年度の２倍近い55億円となっています。減らされていく一方の一括交付金を増額してもらうために、市町村や県そして議会も一体となって予算増額獲得を進めていく必要があります。これから我々にできることが何かないのか、市町村、議会もあわせて知事のお考えがあったら伺いたいと思います。

(2)、知事の全国キャラバンの意義と効果を伺います。

大きな２、教育問題について。

(1)、定時制高校における帰宅時バスについて伺います。

定時制高校でバスの運行時間と授業の終了時間が合わなくて実態として４校時の途中で早退せざるを得ない生徒が出ています。実はこれタイムスのきょうのニュースに出ていましたので、お読みになっていらっしゃると思います。学校としてはバス会社に要請したり、授業時間を10分早めたりして対応したようですが、それでも最終のバスに間に合わず、早退せざるを得ないとのことです。女子学生で田舎の夜道を歩いて帰るのも危険です。その上、生徒の学習権の問題もあります。教育庁のこれまでの対応とどのようにして生徒の安全と学習権を保障するのか伺います。

(2)、高校生の２次募集について伺います。

高校を受検する生徒を一人でも多く合格させたい気持ちはよく理解できます。そのために遠隔からの通学が常態化し、遅刻する生徒がふえたとのことです。例を挙げますと、石川から南部農林高校へ通学したり、遠くから真和志高校へ通学したりしています。石川・読谷・恩納村等から普天間高校へ通学するため、逆に宜野湾校区の生徒が他の地区への遠距離通学に追いやられています。学校間格差の問題や学校内格差の問題、これはもう以前からあった問題でありますけれども、校区の見直しについて教育長のお考えを伺います。

(3)、高校中退率について。

沖縄の高校生の中退率が全国の２倍以上あります。これを聞きますとちょっと低くなったと聞いています。その理由をどのように分析していますか。

(4)、高校生の主権者教育について。

先日、名護高校で高校生と議員との意見交換会がありました。参加してよかったと思います。１時間の中で８人一グループの皆さんとグループを変えて２回話し合うことができました。３年生でしたのでそれなりの話し合いができました。ただ、１回だけでは効果がわかりません。政治参画についての主権者教育について、教育庁として何か計画があれば伺います。

３、福祉・子育て支援問題について。

(1)、10月から始まる幼児教育・保育無償化について伺います。

国の３歳から５歳までの幼児教育・保育無償化が10月から始まります。県内の市町村の状況がどうなっているのか伺います。

ア、保育料は無料でも給食費はどこが負担しますか。主食費と副食費についてはいかがですか。お答えください。

イ、県全体で年収360万円以下の世帯数はどれだけですか。パーセンテージではどうですか。

ウ、副食費が無償の市町村はどこか伺います。

エ、児童手当から親と契約して副食費を天引きできるのですか。天引きできるとすれば、どの市町村がやっているのか伺います。

オ、低所得層の負担への対応についてはいかがですか。

(2)、県の待機児童問題について。

ア、待機児童の現状と課題について伺います。

イ、全国の待機児童が多い自治体の中に６位那覇市、９位南風原町、10位沖縄市が含まれていますが、待機児童解消についてはどのくらいの年数がかかりますか。幼児教育・保育無償化が始まると待機児童がふえるのではないかと心配しています。県の対応を伺います。

(3)、学校や保育所等での給食について。

ア、近ごろ、給食への異物混入事件が多発しています。対策について伺います。

イ、食物アレルギーの子供に間違ってアレルギー発症の食物を食べさせた事故が起こっています。命を危険にさらすことになります。県の対策を伺います。

(4)、子供の貧困問題について。

ア、前知事初め玉城デニー知事も子供の貧困問題に大変力を入れています。前回の子供の貧困率29.9％からどれだけ改善されたのか伺います。

イ、子供の貧困を減らすための一番大きな課題は何だとお思いですか。

次(5)、虐待・ＤＶ・ストーカーについて。

ア、あれほど大きな社会問題になっても虐待問題が後を絶ちません。先日、文教厚生委員会で中央児童相談所とコザ児童相談所の方に意見を聞きました。件数

はふえていて相談員の数が追いつかないとのことでした。年間の相談件数と相談員の人数、一人の相談員が受け持つ人数はどのくらいですか伺います。

イ、相談員の経験年数と正職員・非正規職員の比率はどうですか。

ウ、相談を受けて48時間以内に安全確認をしなければなりませんが、実態を伺います。

エ、地域・市町村の相談員がほとんど嘱託とのことですが、改善すべきではないですか。県と市町村の連携についても伺います。

オ、相談所から転勤するときに、やっと出られますとのコメントがあるようです。それだけ職場環境が厳しいと感じます。増員を早目にやるべきではないですか。

カ、ＤＶと幼児虐待は連結しています。相談や通報があったときの相談所や警察・病院との連携体制について伺います。

キ、ＤＶをやる人に対しての立ち直りのプログラムは活用されていますか。効果はどうですか。

ク、ストーカーの年間件数はどのくらいありますか。被害を受けている男女の数はどうですか。ここでストーカーの年間件数３カ年分お願いします。それからその対策についても伺います。そして出所した後の対応というのも何かありましたらお願いします。

次、４番行きます。

10月から導入予定の消費税10％の増税について。

(1)、中小零細企業の多い沖縄県でレジの更新がおくれていると聞きます。どのくらいの中小零細企業が更新済みなのか。またキャッシュレス決済の登録についてはどのくらい進んでいるのでしょうか。

(2)、米中貿易摩擦や日韓問題など大きな問題を抱える中、観光客の減少が心配です。追い打ちをかけるように消費税が10％になると景気が落ち込むことが予想されます。政府は対策としてプレミアム商品券・キャッシュレス決済のポイント還元・軽減税率などを導入するようですが、やはり国民の生活を安定させるために今回の消費税10％導入は先送りするべきだと私は考えています。消費税10％の増税が沖縄経済に及ぼす影響についてどうでしょうか、伺います。

(3)、消費税10％の導入で多くの県民が戸惑っているようですが、県の取り組み・対応はどうなっているか伺います。

次５番、教職員の実態について伺います。

(1)、離島地区の教職員住居状態については、宮古・八重山地区の自衛隊基地建設やリゾートホテル等の建設ラッシュにより地価高騰、民間アパートの高騰・不足の状況が続いています。建設作業員の住居を建設会社が一括借り上げをするため、アパートの空き室が不足していて赴任してもすぐ入居できないとのことです。その間はホテルに宿泊したり、車で寝たりと、赴任旅費だけでは補えない経済的負担が起こっています。また入居時に家賃を１万円から２万円値上げして提供することもふえているようです。実態をしっかり調査し的確な対応をすべきではないですか。

(2)、不補充についても、宮古高校で昨年国語教諭の不補充が３カ月も続いたとのことです。住居費の経済的負担のため年度途中の補充が難しいようですが、心配しないで離島に赴任できるような対策が求められます。

(3)、帰任旅費について伺いますが、離島地区で定年退職となった職員・離島地区で任期満了した臨時的任用職員・離島地区で任期満了した再任用職員については赴任旅費は支給されますが、帰任に係る旅費が支給されません。対応すべきではないですか。また知事部局についてはいかがですか。

(4)、管理者によるパワハラについていろいろなケースの報告を受けています。管理者によるパワハラは転勤後も続いているとのことです。パワハラが確認された管理者への処分についてはどうなっているか伺います。

(5)、教職員の人事評価について現場から不満が出ています。みんなが連携して教育に携われるためにも現場の声をしっかり受けとめ、改善するなど取り組みはないのか伺います。

６、北部基幹病院について伺います。

(1)、現在の進捗状況について伺います。

残りは再質問でいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　狩俣信子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、一括交付金の増額に向けた取り組みについてお答えいたします。

内閣府は、８月末に、令和２年度沖縄振興予算の概算要求を行っておりますが、県と市町村が強く増額を要望した沖縄振興一括交付金は、平成30年度予算と同水準となっております。沖縄振興一括交付金の増額確保に向けては、県及び市町村のみならず、県議会におかれても与野党一体となって取り組んでいただくことが大変重要だと考えておりますので、会派を超えての御協力を心よりお願いいたします。

次に１の(2)、キャラバンの意義と効果についてお答えいたします。

沖縄県は、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題等について、同じ国民として、自分ごととして考えていただくため、沖縄県が行った他国地位協定の調査や辺野古新基地建設問題等の現状などの情報提供を行うトークキャラバンを実施しております。ことし６月には東京でキックオフシンポジウムを、８月には名古屋市で、９月には大阪市でそれぞれトークキャラバンを行い、私はそのいずれにも参加し、講演を行ったところであります。これらの講演会や、現地でのメディア取材等により、日米地位協定や辺野古新基地建設問題について、広く発信することができたものと考えております。

次に、福祉・子育て支援問題についての御質問の中の３の(4)のイ、子供の貧困の課題についてお答えいたします。

沖縄県では、子どもの貧困対策計画に基づき、支援を必要とする子供が適切な支援につながる仕組みを構築するとともに、子供のライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開しています。子供の貧困の問題には、経済的な困難が背景にあることから、雇用の質の改善や中小企業等の経営基盤の強化に加え、今後は産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力に資する取り組みを積極的に推進し、その成果を働く人に分配することで、賃金の上昇につなげていく必要があると考えております。子供の貧困の連鎖を断ち切るためには、対策を一過性のものとせず、県として全庁的に取り組むとともに、県民一丸となって継続的に推進していくことが重要です。今後とも県の最重要政策としてしっかりと取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　２の教育問題についての(1)、路線バスの運行時間変更に伴う定時制高校生の安全と学習権の確保についてお答えいたします。

路線バス運行時間の変更に伴い、定時制課程に通う一部の生徒に、帰宅時に交通手段が確保できず、授業を早退せざるを得ないという極めて憂慮すべき状況となっております。各学校においては、時間割の工夫や保護者への送迎依頼など生徒の安全と学習権の保障に努めているところであります。

県教育委員会としましては、高校生の交通手段の確保について、沖縄県バス協会に要請を行ったところでありますが、引き続き関係部局と連携し、生徒の学習権の保障に向け取り組んでまいります。

次に同じく２の(2)、高校入試における校区の見直しについてお答えをいたします。

現行の通学区域は、保護者、中学校、市町村教育委員会などの要望を踏まえ、生徒が自己の能力・適性等に応じて高校を選択できるよう、平成17年度に拡大したところであります。一部の生徒において、遠距離通学による交通費等の負担があるとの声も聞かれますが、特性を生かせる学校が選択できるなど、多くの受検生や保護者、関係者から一定の評価を得ているものと認識をしております。

県教育委員会としましては、引き続き学科・コースの特色ある教育課程の編成など、魅力ある学校づくりを支援してまいります。

次に同じく(3)、高校生の中退率についてお答えいたします。

沖縄県における高校の中途退学率は、平成29年度は2.0％となっており、全国平均1.3％と比較するといまだ高い状況にあります。そのうち、県立高校の中途退学率については、平成29年度1.6％となっており、全国平均と比較すると0.3ポイント高い状況にあります。その主な理由としましては、就職を希望するなどの進路変更や高校生活や授業に興味がわかないなどの学校生活不適応が約７割となっております。

県教育委員会としましては、生徒が学校生活を継続できるようスクールカウンセラーや教育相談・就学支援員及び中途退学対策担当教員を配置し、丁寧にかかわり続ける支援・指導を行っております。また、退学に際してもハローワークや地域若者サポートステーション等の相談機関を紹介するなど、生徒の希望に応じた進路相談を丁寧に行っているところであります。

次に同じく(4)、高校生の主権者教育についてお答えをいたします。

主権者教育は、平和的で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながらさまざまな課題を解決していく資質や能力を育むものであり、重要であると考えております。各県立高校においては、授業や特別活動等で主権者教育に取り組んでおり、その内容としては、選挙制度等に関する授業、ディスカッションや講話、模擬選挙などがあります。また、外部機関を活用した事例としては、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会、新聞社、県議会事務局などによる出前講座等がありま

す。なお、今年度は立法院時代も含め、県議会110年の節目の年に当たり、県議会事務局の主催する沖縄県高校生議会が11月に予定されており、県立高校16校、私立高校２校の生徒56名が参加することになっております。今後とも、関係機関と連携し、主権者教育を推進してまいります。

続きまして３、福祉・子育て支援問題についての中の(3)のイ、学校での食物アレルギーへの対策についてお答えいたします。

現在、各学校では、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき、市町村教育委員会、保護者及び給食調理場関係者と日々連携を図りながら、食物アレルギーに係る事故等の未然防止に努めているところです。また、県教育委員会では、学校給食における食物アレルギー対応の手引きを作成し、専門医等による研修会等を実施しており、今後とも安全・安心な学校給食に向け取り組んでまいります。

次に５、教職員の実態についての(1)、離島地区教職員の居住環境についてお答えをいたします。

宮古及び八重山地区における住宅事情が厳しい状況下にあることは承知をしております。このような状況を勘案し、平成31年度の人事異動にかかる赴任旅費のうちの着後手当については、既存の手当に加え、さらに最大で５日分の宿泊料相当分を増額可能としております。また、離島地区教職員の住居環境について、県教育委員会では、６月に教職員居住環境調査を実施しておりますが、さらなる詳細な実態を把握するため、追加調査を予定しているところです。

県教育委員会としましては、知事部局の状況も確認しながら取り組んでまいります。

同じく５の(2)、教職員の離島赴任についてお答えをいたします。

県教育委員会では、職員の円滑な人事交流に資するため、民間賃貸住宅の少ない地域に県立学校教職員住宅を設置、運営しております。市町村立学校についても、民間賃貸住宅の少ない離島・僻地に学校を有する市町村教育委員会によって教職員住宅が設置、運営されております。近年、宮古・八重山地区の住宅事情が厳しい状況にあることから、県教育委員会では、知事部局と連携して、平成31年度、赴任旅費のうち着後手当の増額支給を行ったところです。また、年度途中の臨時的任用の教職員の人事発令に当たっては、現に居住している方、地元出身の方の任用を検討するほか、地区外から赴任する場合は、学校、教育事務所、地元教育委員会等、関係者が連携して民間賃貸物件の情報収集や所有者への協力依頼を行う等により対応しているところであります。

県教育委員会としては、引き続き関係機関と連携し、円滑な人事異動ができるよう取り組んでまいります。

同じく５の(3)、離島地区で定年退職等となった職員の帰任旅費の支給についてお答えをいたします。

生活の根拠地とは異なる離島で勤務する職員等が、定年退職等で生活の根拠地に帰任するための旅費である帰住旅費について、現在、県教育委員会では、支給しておりません。帰住旅費の支給については、知事部局の対応を参考にしつつ、対象者の把握や関係課との協議等を行い検討してまいります。

同じく５の(4)、教職員に対するパワハラへの対応についてお答えをいたします。

県教育委員会が、平成30年度に受けたパワハラに関する相談件数は７件となっており、このうち１件については、市町村教育委員会において訓告処分を行っております。また、県教育委員会における処分事例としましては、平成24年度に、パワハラを伴ったセクハラを行った小学校長に対し懲戒処分を行っております。

県教育委員会としましては、今後ともパワハラの未然防止に向けた研修等の実施や相談しやすい体制の整備を進めるとともに、パワハラが確認された場合には、懲戒処分も含め厳正に対処してまいります。

同じく５の(5)、人事評価についてお答えをいたします。

教職員の人事評価につきましては、管理職への評価者研修とともに被評価者側との意見交換を行っており、公正公平の確保と制度の運用・理解の促進に努めるところであります。人事評価の際に行う評価者と被評価者との面談において、学校経営の目標や課題等を共有するとともに、職員の取り組みに対する評価や助言等を通して、相互の信頼関係の構築につながるとの声もあります。今後とも、評価者研修の改善・充実等を図り、公正公平な人事評価の推進に取り組んでまいります。

答弁漏れがあったようでございますので、答弁させていただきます。

３の福祉･子育て支援問題についての中の(3)のア、学校給食の異物混入等についてお答えをいたします。

令和元年度の学校給食における異物混入の報告件数は、９月20日現在、17件となっております。

県教育委員会では、学校給食における管理・指導の手引きに基づき、市町村学校給食担当者及び栄養教諭等に対し、衛生管理に関する研修会や、調理場への巡

回指導を実施するとともに、今回の発生事案を受け、９月11日付で異物の混入防止のための通知文書を改めて発出したところであります。今後とも、市町村教育委員会等との連携を密にし、学校給食の衛生管理のさらなる徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、福祉・子育て支援問題についての御質問の中の(1)のア、無償化後の食材料費の取り扱いについてお答えいたします。

食材料費の取り扱いについては、これまでも基本的に、御飯などの主食費は実費徴収、おかずなどの副食費は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化に当たってもこの考え方を維持することとされております。市町村公立保育所の検討状況について確認したところ、主食費は多くの市町村が最低額500円を予定し、本部町が最高額1000円を予定しているとのことです。副食費は、多くの市町村が4500円を予定し、大宜味村が最低額3000円、那覇市が最高額5900円を予定しているとのことです。なお、一部市町村では、食材料費に対する独自の補助を検討していると聞いております。

同じく３の(1)、年収360万円未満相当世帯の割合及び副食費が無償の市町村についてお答えいたします。３の(1)のイと３の(1)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

国においては、無償化に際し、生活保護世帯やひとり親世帯等に加え、年収360万円未満世帯及び第３子以降の子供まで副食費の免除対象を拡充することとしております。平成30年度実績に基づくと、認可保育所等を利用する３歳児以上の子供は約２万5000人おり、そのうち約47％に当たる約１万2000人が年収360万円未満相当世帯となり、副食費が免除される予定です。ほとんどの市町村が副食費の実費徴収を予定しておりますが、一部市町村では、副食費に対する補助を検討していると聞いております。

同じく３の(1)のエ、食材料費の児童手当からの徴収についてお答えいたします。

副食費を児童手当から徴収することについては、保護者からの申し出があった場合に限り可能となっております。現在の検討状況を確認したところ、滞納が生じた場合に備えるなど、17市町村において児童手当からの徴収を検討していると聞いております。

同じく３の(1)のオ、低所得者層への対応についてお答えいたします。

低所得者層については、保育料は無償化され、副食費についても免除対象となっております。また、一部の市町村においては、主食費の補助についても検討していると聞いております。

同じく３の(2)のア、待機児童の現状と課題についてお答えいたします。

本県における待機児童数は、平成31年４月１日時点で1702人となっており、前年に比べ168人の減少となっております。待機児童の解消を図るための課題としては、幼児教育・保育無償化の影響や保育ニーズの高まりによる保育所等の受け皿不足、保育士不足、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れなどがあると認識しております。

同じく３の(2)のイ、待機児童の解消についてお答えいたします。

本県は、他の都道府県に比べ、出生率、合計特殊出生率ともに全国１位を維持しており、ひとり親家庭等の割合も高いことなど、保育サービスのニーズは非常に高い状況にあります。待機児童については、４年連続で減少しているものの、依然として厳しい状況にあることは認識しております。待機児童の解消については、保育所等の受け皿整備や保育士の確保等を図るとともに、待機児童の多い市町村長を直接訪問し、現状、課題及び今後の対応について意見交換を行っております。また、現在、県及び市町村において、待機児童の解消時期や幼児教育・保育無償化の影響等を勘案した第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところであり、引き続き市町村と連携して待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(3)、保育所等における給食の異物混入やアレルギー対応についてお答えいたします。３の(3)のアと３の(3)のイは関連しますので、一括してお答えします。

保育所等の食事の提供については、大量調理施設衛生管理マニュアルや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインなどに沿って適切に実施することになっております。今般の事案を踏まえ、県では、各種通知やマニュアルに沿った食事の提供の実施を徹底するとともに、異物混入などがあった場合の対応方法や公表のあり方を検討するよう、市町村及び施設に通知したところであります。引き続き指導監査において適切な食事の提供について指導助言してまいります。

同じく３の(4)のア、子供の貧困率の改善についてお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困対策推進計画では、毎年度実施

する子どもの貧困に関する実態調査から得られる困窮世帯の割合を成果指標とし、その改善を図っているところであります。平成30年度の小中学生調査では、困窮世帯の割合は25.0％となり、平成27年度調査と比較して4.9ポイント改善していますが、依然として高い水準を示しており、県内の子育て家庭の生活実態は大変厳しい状況にあります。

同じく３の(5)、児童相談所の現状と職員体制についてお答えいたします。３の(5)のアと３の(5)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

平成30年度の本県の児童相談所が処理した児童虐待の相談件数は1100件、相談に対応する児童福祉司が49人で、児童福祉司１人当たりの持ちケース数は、平成31年１月時点で43.7件となっております。児童福祉司の経験年数は、平成30年度末時点では平均５年で、正規職員と非正規職員の比率は９対１となっており、非正規職員は、育休代替の臨時的任用職員の５人となっております。また、児童福祉司の業務を補佐する児童虐待相談専門員については、非正規職員として10人配置しております。

同じく３の(5)のウ、児童虐待通告における安全確認についてお答えいたします。

児童相談所において虐待の通告を受けた場合は、厚生労働省の示す児童相談所運営指針に基づき、通告受理後48時間以内に直接子供の安全確認を行うこととしております。不在等により、やむなく48時間を超過する場合であっても、その後、速やかに全ての対象児童の安全確認を行うことを徹底しております。

同じく３の(5)のエ、市町村の相談員や県と市町村との連携についてお答えいたします。

市町村の児童相談担当窓口の職員数は115名で、内訳は正規67名、非正規48名となっており、地域の実情に応じて配置されているものと考えております。今般の重大な児童虐待事案の発生等を受け、各市町村には令和４年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談体制を強化することが求められております。

県としましては、各市町村において子ども家庭総合支援拠点の設置が進むよう支援するとともに、市町村職員向けの研修や児童相談所と市町村間の人事交流、児童相談所への市町村支援担当児童福祉司の配置に努めるなど、市町村の体制強化に向け連携して取り組んでまいります。

同じく３の(5)のオ、児童相談所の職員の増員についてお答えいたします。

児童相談所の人員体制については、関係法令の改正に伴い、児童福祉司の配置基準が見直されたことや、新たに市町村支援の児童福祉司等の配置が義務化されたことに加え、児童福祉司の職員数に応じた児童心理司を配置する必要があることから、これらの増員に向け取り組んでおります。

県としましては、法令の趣旨及び離島を含む市町村の状況を踏まえ、年次的に児童相談所の職員を増員するなど、着実に体制強化に取り組んでまいります。

同じく３の(5)のカ、ＤＶと児童虐待の相談と連携体制についてお答えいたします。

近年、警察から児童相談所へ面前ＤＶ等の通告が急増しており、本県の児童相談所が処理した児童虐待の相談件数のうち、約７割が面前ＤＶを含む心理的虐待となっております。ＤＶは、児童への心理的虐待にとどまらず、児童が暴力に巻き込まれるなど、深刻化する場合があることから、県では関係機関との連絡会議の開催や、警察との虐待事案の全件共有など連携強化を図っております。今後とも、児童相談所、女性相談所、警察、市町村、医療機関等が連携して、ＤＶ及び児童虐待の防止に取り組んでまいります。

同じく３の(5)のキ、ＤＶ加害者の更生についてお答えいたします。

県では、ＤＶ加害者に対し暴力行為の変容を働きかける取り組みとして、平成18年度から加害者更生相談窓口を設置しております。平成30年度の実績は、電話相談が336件、面接相談が288件であり、第三者に相談をすることによって、加害者は興奮状態を静め、客観視できるようになるなどの一定の効果があるものと考えております。また、加害防止のための予防教育として、中高校生を対象としたデートＤＶ予防啓発講座や当事者及び一般県民等を対象とした加害防止のためのワークショップ等を実施し、ＤＶ防止対策に努めているところです。

次に４、10月から導入予定の消費税10％の増税についての御質問の中の(3)、消費税増税に係る対応等についてお答えいたします。

今回の消費税率引き上げに伴い、国において消費税軽減税率制度やキャッシュレス・消費者還元事業等、さまざまな制度が実施されることから、国税事務所を初め、各関係機関においても相談窓口が設置されております。

県としては、今回の増税に関する県民からの問い合わせや相談等について、関係機関と連携し、県民への情報提供等に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　3、福祉・子育て支援問題の質問のうち、(5)のク、ストーカーの年間件数等についてお答えをいたします。

警察で取り扱ったストーカーの相談件数につきましては、平成30年中は117件で、そのうち女性の被害者は106名、男性の被害者は11名となっております。過去３年について申し上げますと、平成29年は全体で154件で、女性が142人、男性が12人、平成28年につきましては、全体で124件、女性が111人、男性が13人となっております。

次に、これらへの対策についてでございますが、県警察においては、被害者の安全確保を最優先に対応しておりまして、避難が必要な場合には女性相談所に一時保護の助言や働きかけを行ったり、親族、友人宅等への避難を指導するなどしております。また、被害者に対し、身の不安を感じるような状況があれば、直ちに警察に通報するよう指導助言を行っているほか、継続的に連絡をとりトラブルの再発がないかなど安全確認を行っているところであります。また、ストーカーの行為者に対しては、ストーカー規制法に基づき、警告、禁止命令や検挙等の措置を積極的に講じているほか、必要に応じ、その他の刑罰法令も活用して事件化を図っているところであります。

最後に、検挙されたストーカー行為者が刑務所に収監された後、出所することとなった場合、県警察としては、必要に応じ出所者本人と接触をし、現在の心境や状況を聴取するとともに、被害者やその関係者に接触しないよう、再犯防止のための指導を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　4、10月から導入予定の消費税10％の増税についての御質問のうち(1)、県内のレジ更新及びキャッシュレス決済登録の状況についてお答えいたします。

軽減税率に対応するレジの導入については、国において導入経費の一部を補助する事業が実施されておりますが、同補助金の活用状況は現時点で公表されておりません。

なお、国がレジメーカー等を対象に実施した調査によると、全国で軽減税率対応レジ導入の必要があると見込んでいる事業者約23万3000者に対して、７月末時点で約20万台前後のレジが導入されているとのことであります。キャッシュレス決済の登録状況については、国が実施するキャッシュレス・消費者還元事業の公表データを見ると、本県は９月５日時点で5743店の登録申請が行われている状況となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　4、消費税10％の増税についての(2)、消費税率引き上げの県経済への影響についてお答えいたします。

今年度の沖縄経済について、９月に公表した経済の見通しでは、消費税率の引き上げや米中の貿易摩擦による影響が懸念されるものの、人口の増加などを背景として消費が拡大し、入域観光客数は高水準を維持、民間設備投資も拡大すると見通しており、プラスの成長になるものと見込んでおります。消費税率引き上げによる経済への影響については、国はあらゆる施策を総動員し経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしていることから、県としましては、国の経済対策や、県民の消費活動等について引き続き注視してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　5、教職員の実態についての御質問の中の(3)、知事部局における帰任旅費についてお答えいたします。

知事部局においては、職員が生活の根拠地とは異なる離島等の在勤地で定年退職となった場合は、退職後一定期間内に生活の根拠地に移転した場合において、帰住旅費を支給しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、６の(1)の北部基幹病院の進捗状況についての御質問にお答えします。

現在、北部12市町村において、経営システム及び財政負担など、北部基幹病院の基本的な枠組みについての検討が進められているところであります。基本合意書案の経営システム及び財政負担などについては、首長レベルでは大筋了承いただいているところでありますが、現在、それぞれの市町村が全員協議会などを通じて、市町村議会と協議し、それぞれの市町村としての考え方を整理しているところであります。今後、北部基幹病院の基本的枠組みに関する12市町村としての統一した考え方が取りまとめられるものと考えており、県としては、市町村の意向も踏まえながら、基

本的枠組みの合意形成に向け鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　御答弁ありがとうございます。

１の予算の獲得について、知事からは会派を超えての協力をお願いしますという言葉がありました。やはり沖縄県の市町村全体にも及ぼす予算でございますので、私たち県議会も一括――心を合わせて知事とともに予算要求に取り組んでいけたらと考えております。

次、(2)番目、知事の全国キャラバンについてなんですけれども、結構効果があるんですね。効果があって、これは次呂久さんのお連れ合いの生まれ故郷の新聞なんですが、岳南朝日というんですか、読み方は。辺野古埋め立ては頓挫する、今沖縄を本気で考えるということで、そういう地方の新聞にも載るわけですよ。２回にわたってこれ載っていますし、やっぱり知事が全国キャラバンをするというのは、それなりに効果があってやはりこういう地方紙でも取り上げてくれているんだということで、本当にこれは引き続き頑張っていただきたいと思います。

次、教育問題についての定時制の問題ですが、きょうも載っていたんですけど、要請しても運転手不足だと。だからなかなか思うようにいかないという話ですが、考えてみたら去る４月からこの状態は続いているわけですよね、子供たちの帰りのバスがないというのは。だから早目に授業を終えて帰らざるを得ない。これを今まで放置していたというのが私はもうとても許せません。これは教育長、しっかり対応しないとだめですよ。バス会社に要請行ったから終わりじゃないんです。これはちゃんといろんな方法を考えて定時に帰るときにバスに乗れるような方法をやってください。これは中部農林だけが載っていたんですが、泊高校もそれからコザ高校も定時があるそうですね。そこらあたりいろいろと十何名かの生徒たちが抱えています、今。これ早目の解決をお願いいたします。

それから次ですね。教職員の離島地域の問題、居住についてなんですけれども、結構大変なんですね、これが。家賃もすごいんです、上がってきて。一人単身赴任、引っ越し費用、例えば25万、アパート契約料23万、家賃５万1000円とかいろいろ出てきまして、赴任料だけでは恐らく足りないだろうなというのがあります。この２つの意見としては、異動の内示が出てから住居を探すため膨大な時間を要する。現地へ行かなければ探せないため、教職員住宅の増をお願いしたい。それから宮古地区では家賃の高騰が激しい。１ＬＤＫで８万円の家賃のものもある。しかしもう選ぶ余地がないから借りざるを得ない。現在のように住居の確保が困難な状況では離島勤務希望者はさらに減少すると言っているんですよ。せめて家賃高騰の状況がおさまるまで住居手当の増額をお願いしたい。これは真剣に考えてください、教育長は。そして、希望して離島へ来たが、予想以上に住居の確保が困難だった。離島だから仕方ないでは済まされないと思う。民間アパート借り上げ等対策をお願いしたいと。それから、家族連れで行く場合もあるわけですから、子供の保育園の確保も困難だったという話がありまして、いろいろ困難があるようですので、これは話を聞いてちゃんと前向きに対応してください。

それから次に、帰任旅費についてですが、今話聞きましたらもう知事部局は支給されているんですよ、３年前からされていると。なぜ教育委員会は３年おくれたのか。この理由を私は聞きたいです。なぜ何もやらなかったのか。そういうことで、答弁では協議をして検討するということですけれども、そんなのんきなことを言っている場合じゃないですよ。知事部局は３年前からやっているんです。同じ県の職員でありながら教育委員会は帰任旅費は出ませんと。これは誰が聞いてもおかしな話。これは協議しているだけでは済まされない、次年度からすぐ取り組むように、これは厳しく言っておきます、私は。お願いしますね。

それから次、パワハラについてですが、いろいろ訓告処分やりましたと、１名懲戒処分もやりましたというけれども、現場の実態は大変なんですよ。聞き取りしたら、妊娠中に病気をした職員に管理者が苦情を言っていた。また、職朝などで全職員に、妊娠で病休をとられると臨時を探すのが大変なので困ると言ったと。こんな発言を管理職がやってはいけません。私、たくさんの管理者をよく知っています。管理者の多くはすばらしいんです。でもその中に１人、２人こういう管理者がいると、非常に影響が出てきます。そして飲み会を断ったら、採用待ちなのに自分の立場をわきまえろと校長に言われたと。こんな人が今もいるんですね、びっくりですけど。それから担当している科目の平均点が上がるように修正を強要された。職員会議で管理職から自分勝手、わがまま、同僚の女子職員をいじめているとののしられた。また、お前の教科の専門性などどうでもいい、初任者の専門性のほうが優先と言われたと。また希望の育児期間、育休期間を管理者に伝えたら、そういうとり方をすると先生の評価が下がりますよと校長から言われ……

○議長（新里米吉君）　時間過ぎています。

○狩俣　信子さん　とりづらくなったというふうにいろいろ……。終わっているね。

ということでありまして、だからこういう問題、早急に解決をお願いしたいと思って出しましたので、ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　狩俣信子議員の再質問についてお答えをしたいと思います。

幾つか挙がっていたんですけれども、その中でも帰任旅費についての答弁をさせていただきたいと思います。

なぜ３年おくれたのだと、早急にやる必要があるんじゃないかという趣旨だったと思います。

まず、知事部局につきましては３年前から始まったということでございますが、実は教育委員会のほうでこの件を確認できたのが昨年の６月でございます。実は経緯がございまして、昨年の５月に組合のほうから春闘に係る要求書がございまして、その中で帰任に関する旅費の支給について要望があったということです。これを受けて旅費条例の規定の中には帰任旅費の支給対象は県外からの帰任となっておりまして、その他については旅費条例３条に基づいて知事に協議して支給することになっているということでございます。それで昨年の６月に知事部局にその確認をしたところ、知事部局においては知事との協議は終了しておるということで、離島地区での定年退職者に係る帰任旅費の支給が知事部局については可能となっていることを昨年の６月に確認をしたということでございます。

その後、教育委員会のほうでも検討をしたところですけれども、ちょっと知事部局との状況が異なって、例えば勤務公署が県内各離島に散在することなどから、帰任旅費の支給に当たり本島―離島間の移動のみならず、離島から別の離島へといった離島間の移動についても考慮する必要があるなどさまざまな課題があったのでちょっと時間を要しているところではございます。ただ、この件につきましては今課題について関係機関と協議を行いまして、来年の３月の退職者からは帰任旅費を支給できるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　後は要望かというふうにみんな受け取っているかと思うんですよ。だからどれが質問だったのかが……。さっき確認したのが、旅費について確認したので。

○狩俣　信子さん　要望は要望でいいんですが、通学バスについては早急に解決してください。また、10月にさらに減便になると。もっともっとバスは減ると。早目に引き上げるということですから、定時制の皆さんに支障がないようにすぐやってください、すぐ。

以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後３時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　こんにちは。

社民・社大・結連合の当山勝利です。

会派を代表して質問いたします。

知事の政治姿勢について伺います。

米国2020会計年度の国防権限法案において在沖米海兵隊の分散移転計画を調査する方針が盛り込まれるようだが、知事の対応について伺います。

知事は８月30日にグアムを訪問されたが、内容及び成果について伺います。また、在沖米海兵隊グアム移転のための実弾射撃場建設予定地で遺跡が見つかったことやメキシコとの国境沿いに壁を建設する費用にグアム移転予算が流用されるようだが、移転時期に影響があるのか伺います。

知事は９月５日岩屋前防衛大臣と、９月13日衛藤沖縄担当大臣と面談されたが、何を要請し、それらに対する回答は何だったのか。また、日本政府の対応に対する知事の所見を伺います。

宮古島陸上自衛隊の弾薬庫が周辺住民の合意形成を得ないまま、10月に着工されようとしています。また、駐屯地の地下に空洞や軟弱地盤があるにもかかわらず地盤改良されないまま工事が進められていることについて知事の考えと県の対応について伺います。

沖縄21世紀ビジョンの達成度が発表され、前年度と比べ達成率は低くなっており、また取り組みは順調だが成果がおくれている施策の増加傾向にあるようですが、原因と今後の取り組みについて伺います。

沖縄振興特定事業推進費は国から市町村や民間事業者に直接交付され、国主導では県の均衡ある発展に支障が出ないか疑問があります。次年度の概算要求は現年度と比べ25億円多い55億円が計上されていますが、県の受けとめを伺います。

好調な沖縄県経済を背景に2016年度の県民所得が

前年比で5.6％増加したようですが、主な要因と知事の所見を伺います。さらなる経済発展のためには県内企業活動の高付加価値化が求められますが、県の支援体制について伺います。

７月28日、フィリピンのミンダナオ島ダバオにおいて第55回戦没者慰霊祭を、また８月27日、サイパン島において第50回全南洋群島沖縄県人戦没者慰霊祭、28日、テニアン島において第42回テニアン島沖縄県人戦没者慰霊祭が行われました。各地域においてことしが墓参団派遣としては最後となるが、各地域の慰霊碑の維持管理や歴史の継承また地域間交流の必要があるが、県の取り組みについて伺います。

中国公船が尖閣諸島周辺の接続水域や領海に侵入する事態が繰り返されている。これは、日中漁業協定並びに附属する書簡が一つの要因と考えられます。この件について、先日照屋寛徳衆議院議員、我が会派の宮城一郎議員、次呂久成崇議員と一緒に外務省に要請し、意見交換させていただきました。尖閣諸島周辺の領海、排他的経済水域における沖縄県民の漁業権益の保全及び安全確保に向けた県の取り組みについて伺います。

1996年12月、ＳＡＣＯ合意により那覇軍港が浦添に移設されることが決定した。この決定はそれまで浦添市が浦添移設に反対の意思を表明していたにもかかわらず、それを無視する形で一方的に決められ、2006年５月再編実施のための日米ロードマップが発表され牧港補給基地が全面返還されることが決まった。さらに2013年４月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画が発表され、牧港補給基地の国道58号側の主に倉庫群である126ヘクタールが2025年度以降に、また残余の部分――つまり海側の142ヘクタールが2024年度以降に返還されることが決まった。将来キャンプ・キンザーは民間地となり隣接して民港や観光地の方々が集うコースタルリゾートが存在することになる。周りが民間港、民間地になることがわかっているのにわざわざその中に軍港を移設するということは余りにも不合理ではないか。軍港を民港や民間地に迷惑にならないように配置することは無理ではないか。

そこで、浦添埠頭地区に移設することの合理性はあるのか伺います。軍港の浦添移設は今より水深が深くなるなど、米軍の利用価値が上がり軍港機能の強化につながるのではないか伺います。軍港はクルーズ船バースなどの民港に支障がないように検討するとしているが、米軍艦船は専用回頭水域を必要とするなど、民間船舶の航行に大きな影響を与えるのではないか伺います。

９月５日に非常に強い台風13号が宮古島を直撃し宮古島では最大瞬間風速61メートルを記録、また長時間の風雨で被害が出るなど大きな爪跡を残しました。県内における台風13号の被害と県の対応について伺います。

基地問題について。

県が７月17日、地方自治法に基づいた関与取消訴訟と８月７日、行政事件訴訟法に基づいた抗告訴訟の２つの訴訟を提起したが、目的と理由について、またそれぞれの訴訟における県の主張について伺います。

９月11日に第三次嘉手納爆音訴訟控訴審の判決があり一審判決で認定した一部健康被害を認めず、また国に支払いを命じた損害賠償額が一審判決より約３割減額されるなど後退する判決であったが、県の受けとめを伺います。

８月27日に発生した米軍ヘリＣH53Ｅ窓落下という重大事故に対する県の対応について伺います。事故後日本政府は同型機の飛行停止を求めなかったが、それに対する知事の所見を伺います。今回の重大事故以前７月25日に日米両政府は事故対応ガイドラインを改定したが、今回の事故で適用されたのか伺います。事故原因の説明もなく同型機の飛行を開始したことに対しての県の対応と所見を伺います。

８月19日から22日にかけて騒音防止協定で制限されているにもかかわらず、米軍普天間基地で午後10時を過ぎても訓練が行われた。明らかに周辺住民への負担が重くのしかかる訓練と言わざるを得ないが県の対応について伺います。

９月４日に行われた米軍普天間飛行場負担軽減推進会議作業部会において米軍普天間基地運用停止の再設定を求めたにもかかわらず、国は軟弱地盤の改良工事が必要となったことを理由に拒否したようだが、国の辺野古ありきが問題ではないか、今回の作業部会の内容と今後の県の対応について伺います。

辺野古新基地において軟弱地盤の改良で大規模地震を想定せずに設計しているようだが、那覇空港を含めた国内主要空港は大規模地震を想定した設計になっているのに対し開きがあり過ぎるのではないか所見を伺います。また昨年夏に移植したオキナワハマサンゴ９群体のうち３群体が死滅や消失しており、専門家は明確な失敗と指摘しているが原因と所見を伺います。

米海兵隊所属と見られるヘリが北部訓練場返還地へ着陸したが県の対応と受けとめを伺います。また、返還地上空がいまだ訓練空域に設定されているが県の考えを伺います。

北谷浄水場の取水源からＰＦＯＳ・ＰＦＯＡが検出され、発生源と思われる米軍嘉手納基地への立入検査はできたか伺います。また、比謝川流域に生息する魚類から高い含有量を示すＰＦＯＳが検出されたと京都大学などの調査でわかったが所見を伺います。

在沖米海兵隊は訓練のために本部港を使用すると通告があり、今回は中止したようですが、10月にも使用することを検討しているようである。

そこで本部港の使用目的は何か、必要性はあるのか、県の対応について伺います。また、これまで県内民間港を米軍艦船が使用しているが県の所見を伺います。

８月にオーストラリアにおいて地位協定の現地調査が行われたようだが、これまで調査してきた各国の地位協定との違いや日米地位協定との違いなど調査結果について伺います。

商工労働政策について。

インターネットで県内在住者と東京在住者に対して泡盛に対する意識調査が行われた。県内者は度数が強いが最も多く、県外者からは泡盛をよく知らないとしているものが半数以上あった。県内の泡盛離れ克服と県外への知名度アップが必要ではないか県の取り組みを伺います。また、県産米を使い泡盛が来年製造されるが所見を伺います。

2018年度新規求職者のうち県内のひとり親世帯の求職者率が全国で最も高かった。ひとり親世帯は所得の低さや子育てと仕事の両立の難しさなど問題を抱える。県の就労支援について伺います。

2018年に県内で発生した休業４日以上の労働災害のうち25.3％が60歳以上の労働者であった。労働者不足が背景にあるようだが、原因の調査と対策が必要ではないか伺います。

2018年度の那覇空港における国際貨物取扱量が前年度比で33.3％減となったが、ＡＮＡ貨物便減や台風などの自然災害等が原因と言われている。国際物流事業はアジア経済戦略構想におけるリーディング産業の一つとされている。早急な対策が必要ではないか伺います。

沖縄ＩＴイノベーション戦略センター（ＩＳＣＯ）が開設されて約１年経過し、いろいろな講座等のアナウンスを目にします。また主要通信会社３社が参加するシンポジウムに先日参加させていただき、現在の取り組みや将来の情報環境について学ばせていただきました。

そこでＩＳＣＯのこれまでの成果について伺います。また、次世代通信である５Ｇに対応する沖縄版Society5.0の取り組みについて伺います。

生分解樹脂を効率よく生産できる技術の特許を県工業技術センターが取得した。このような特許が県内製造業の高付加価値化と生産性向上につながってほしいと思っていますが、沖縄県が取得している特許件数と産業分野や農林水産関係などでの活用について伺います。また、特許は取得するだけでなく保護をすることも必要ですが、その取り組みについて伺います。

公共交通政策について。

10月１日から沖縄都市モノレールは首里駅からてだこ浦西駅までの延長部分が開通する。しかし、モノレール駅周辺の整備がおくれているようだが対応について伺います。延長されただけでなく、経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅周辺は２つの土地区画整理事業が進められており、今後利用者がふえることは容易に予想できる。３両化に向けた取り組みについて伺います。また、沖縄都市モノレール株式会社から県は債務超過解消のための貸付金株式化などの要請を受けたようだが、那覇市、浦添市の考えを含め県の対応について伺います。

内閣府は鉄軌道などの公共交通システムの可能性を調査し、公表したが、鉄軌道においてはいまだに県と国との乖離が見られる。上下分離方式による鉄軌道の事業化に向けた県の取り組みについて伺います。トラムトレーンの費用便益費は改善しており、トラムトレーン導入が国の理解を得られやすいのではないか県の考えを伺います。

これまで基幹急行バス実証実験が行われ渋滞時でも通勤時間が短縮される結果が示されていたが、最終的な検証結果を伺うとともに10月24日から実用化されるが予想される利用者数や効果について伺います。

運転手不足による路線バス減便解消のために今回の補正予算で計上されているが具体的な取り組みについて伺います。また、バス運転手の処遇改善を求める声もありますが伺います。

離島住民にとって航空路線の確保は、住民の利便性のみならず地域の経済向上に必要不可欠であります。しかし、那覇―粟国航空路線は2015年５月から運休しており、２年以上が経過しています。再開に向けた取り組みについて伺います。また、波照間―石垣、多良間―石垣航空路線運行再開の強い要望が地元からありますが、県の取り組みについて伺います。

公共施設等の安全確保について。

2009年に建築基準法施行令が改正され、新安全基準に適合しないエレベーターが県営住宅９団地に15基あるようだが、それらの改修時期について伺いま

す。また、県営団地以外の県施設に新安全基準に適合しないエレベーターは存在するのか、また存在するのであれば改修する予定はあるのか伺います。

県が管理する橋梁、トンネル、道路附属物で機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態の道路施設が全体のうち14％程度あるようだが、今後の取り組みについて伺います。また、道路施設全体の修繕スケジュールについて伺います。

観光政策について。

2018年度の県内観光収入は7334億円で前年度に比べ355億円、5.6％の増加で、６年連続最高を更新している。要因と所見を伺います。また、観光客１人当たりの県内消費額を向上させる取り組みが求められていますが、特に消費額の低いクルーズ船観光客の県内消費額を向上させる取り組みが必要ではないか伺います。

外国人観光客の満足度が空路、海路ともに９割を超えているが要因について伺います。外国人観光客の満足感をより持続、向上させ、広めることでさらに外国人観光客を増加させることができると思われるが取り組みについて伺います。

世界の観光地でオーバーツーリズムの問題が顕在化し、日本も例外ではありません。沖縄県において現状と対策について伺います。県は2021年度までに観光客数を1200万人と目標を定めているが、オーバーツーリズム対策は急務です。11月から２月までの比較的観光客が少ない時期に底上げをし、１年を通じて入域観光客数を平準化させる取り組みが必要と思われるが対策について伺います。

昨年度より始まった民泊の届け出件数、トラブル件数と内容さらに県の対応について伺います。無許可宿泊施設の認知件数が近年急増しているようだが、認知に至る経緯と県の対応について伺います。

日韓関係悪化により沖縄と韓国を結ぶ航空路線が減便や運休となり、さらに、秋季キャンプを中止する韓国プロ野球チームも出てくるなど沖縄県観光に影を落としていますが、沖縄観光における影響と対応について伺います。

農林水産政策について。

アメリカ大陸原産の害虫ツマジロクサヨトウは繁殖能力が高く全世界で甚大な食害をもたらしています。その害虫が沖縄県内で確認され被害が出ているようですが、現状と県の対応について伺います。

ことし沖縄県産モズクの収穫量は、昨年に比べ約26％減の約１万5000トンと激減した。原因の一つとして種つけ時期の海水温が高かったため、生育に影響があったとのことです。沖縄県もずく養殖業振興協議会は地球温暖化など漁場環境の変化に対応できるモズク品種の研究開発などを県に要請したようだが対応について伺います。

2016年以降県産黒糖の生産量は約9000トンを超えている。黒糖の安定供給のためにサトウキビ増産の施策は必要であると考えられるが、同時に販路を拡大する努力も必要であると思われる。今県産黒糖は多くの在庫を抱えているようだが、県の対応について伺います。

警察行政について。

県警が扱う死体数は年間1800体前後、解剖数は500体前後あるが、死因を判断する解剖にかかわる医師が少ないことや検案にかかわる医師も足りないなど犯罪を見逃す危険性も出てきている。また高齢者のひとり暮らし増加による孤独死もふえ対応が急務と思われるが取り組みについて伺います。

県警は裁判所の令状もなく照会により一部の公立図書館から個人情報の提供を受けているが、捜査上の必要性を伺います。また、令状等により情報開示を求めるべきではないか見解を伺います。

以上です。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、岩屋防衛大臣との面談内容についてお答えいたします。

今月５日に岩屋防衛大臣と面談した際、私からは、８月に発生したＣＨ53Ｅヘリコプターの窓落下事故について申し入れたほか、統合計画に基づく在沖海兵隊のグアム移転計画の着実な実施などを求めました。特に、辺野古新基地建設については直ちに埋立工事を中断し、問題解決に向け対話による解決を行うよう求めました。大臣からは、沖縄の基地負担軽減を図るための取り組みを丁寧に説明し、地元の理解を得られるよう全力を尽くす旨の発言がありました。政府におかれましては、沖縄の現状を十分に認識し、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

同じく１の(3)、沖縄担当大臣への要望についてお答えいたします。

県では、衛藤沖縄担当大臣の就任後初来県の際、令和２年度沖縄振興予算の確保、令和２年度税制改正、

沖縄鉄軌道の早期導入、駐留軍用地の跡地利用推進、空港・港湾におけるＣＩＱ体制の強化、子供の貧困対策の推進など、21項目について要望を行いました。大臣からは、県民の考え方を聞きながら沖縄振興策に取り組みたいとの発言がありました。

次に１の(7)、県民所得の増加要因と企業の高付加価値化に向けた支援についてお答えいたします。

平成28年度の１人当たり県民所得は227万3000円となり４年連続で増加しています。その要因としては、アジアのダイナミズムの取り込みによる観光需要の伸びや民間企業の投資活動の増大等を背景に、県経済は好調に推移し、就業者数の増加や企業収益の改善につながったためと考えています。次に、企業の高付加価値化に向けた支援について、沖縄県では、ＩＴ技術の各産業への活用、半導体製造業等の誘致やバイオ・医療等の高付加価値産業の創出を図るなど、さまざまな取り組みを推進しております。こうした取り組みに加え、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力に資する取り組みを積極的に推進していきたいと考えております。

次に、公共交通政策についての御質問の中の、バス運転手不足解消の取り組み等についてお答えいたします。

路線バスの運転手不足は、各社でバスの減便が発生するなど、地域公共交通の確保維持に支障を来しており、県としても重大な課題であると認識しています。このため、バス事業者が行う求人広告や、大型二種免許を持たない新規採用者の免許取得期間及び社内研修期間の賃金への支援に係る費用について、補正予算を計上したところです。また、路線バス減便の解消に向けては、バス事業者における人材定着の取り組みも重要であると認識しています。このため、県では、路線バス運転手の退職要因などの調査を実施し、人材の定着に資する効果的な取り組みを関係機関と連携して実施してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、国防権限法案に対する対応についてお答えいたします。

県としましては、10月14日から20日までの日程で知事訪米を行い、できるだけ多くの連邦議員との面談や有識者の方々との意見交換などを通して、沖縄県の過重な基地負担の現状、特に普天間飛行場の辺野古新基地建設計画の問題について説明し、基地問題の解決について理解と協力を求めたいと考えております。また、米国連邦議会において2020会計年度国防権限法案や予算に関する協議が行われている時期を踏まえ、在沖海兵隊の国外移転の推進等について訴えていきたいと考えております。

次に１の(2)、グアム訪問の内容及び成果等についてお答えいたします。

今回のグアム訪問では、レオン・ゲレーロ知事やマリアナ統合軍のメノニ司令官と面談を行うとともに、米軍施設の視察を行いました。レオン・ゲレーロ知事と在沖海兵隊の受け入れについて忌憚のない意見交換ができたことや、在沖米海兵隊のグアム移転の進捗状況を確認できたことは大きな成果であったと考えております。また、建設予定地から遺跡が見つかったことは承知しておりますが、米軍からは、隊舎建設等の準備は順調に進んでおり、2024年度ごろからは受け入れに向けた取り組みが可能であるとの説明がありました。いずれにしましても、県としては、地元住民の意見を尊重し、慎重な協議を進めていただくとともに、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転の確実な実施を日米両政府に求めてまいります。

次に１の(4)、宮古島への自衛隊配備についてお答えします。

沖縄防衛局によると、保良鉱山地区については８月30日に一部用地約11ヘクタールを取得し、工事の準備が整い次第、造成工事を行う予定とのことです。宮古島駐屯地については、隊庁舎及び車両整備場等の整備を実施していく予定であり、施設整備に当たっては、地質の状況を確認した上で、建築基準法等関係法令に基づく実施設計及び建築工事を実施しているとのことです。

県としては、施設の安全性について、地元住民から懸念の声もあることから、政府に対して、十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいります。

次に１の(10)、那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設についてお答えします。

那覇港湾施設については、平成13年11月に浦添市長が移設受け入れを表明し、移設の実現に向け那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され、協議を進めてきたところであります。移設協議会では、代替施設の機能については、現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていること、民港の港湾計画との

整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことなどが確認されてきました。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に１の(11)、台風13号の被害状況と対応についてお答えします。

台風13号では、人的被害７名、住家被害３件、非住家被害１件の被害が報告され、また、宮古島市全世帯の７割を超える大規模な停電も発生しました。また、農林水産関係の被害は、９月20日現在、約４億8889万円となっております。県では、９月４日に警戒本部を設置するとともに、９月５日11時15分には災害対策本部体制に移行し、災害対応に当たってまいりました。９月７日には謝花副知事が宮古島市に入り、被害状況を直接確認したところであり、引き続き宮古島市等と連携し、災害復旧支援を行ってまいります。

次に２、基地問題についての(1)、辺野古移設問題に係る訴訟についてお答えします。

県としては、国土交通大臣の裁決は違法・無効であり、承認取り消しは有効であると考えていることから、当該裁決の取り消しを求め、地方自治法による関与取消訴訟と行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起したところです。関与取消訴訟では、沖縄防衛局が審査請求の適格を欠いていること、国土交通大臣が審査庁となり得ないことなどから、裁決は行政不服審査制度を濫用した違法な関与である旨主張しております。抗告訴訟では、関与取消訴訟における主張に加えて、県の承認取り消しが適法に行われたものであり、裁決の判断が誤りであることについても主張しております。

次に２の(2)、第三次嘉手納爆音訴訟控訴審の判決についてお答えします。

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の控訴審の判決は、騒音被害等に苦しむ原告の過去分の損害賠償額が一審判決から大幅に減額されていること、また、飛行差しとめ等が棄却されるなど、原告の主張の一部のみを認めるものとなっております。嘉手納飛行場においては、昼夜を問わない訓練やエンジン調整に加え、再編工事に伴い住宅地域に近いパパループが一時使用されるなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用及び米軍への航空法など国内法の適用を初めとする日米地位協定の抜本的な見直しを、日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

次に２の(3)、ＣＨ53Ｅヘリコプターからの窓落下についてお答えします。

８月に発生したＣＨ53Ｅからの窓落下事故について、県は米軍及び日本政府に対し、同型機の運用を１週間停止し、その間に徹底した原因究明と実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理に万全を期すことを強く要請しました。それにもかかわらず、原因究明や再発防止策などの説明もなく、飛行を再開した米軍の姿勢は容認できるものではありません。また、飛行停止を求めなかった日本政府の当事者意識についても疑問を持たざるを得ません。なお、７月に改正されたいわゆる航空機事故に関するガイドラインについては、窓の落下場所が特定されていないことから、適用されていないものと理解しております。

次に２の(4)、普天間飛行場における夜間の訓練についてお答えします。

８月19日から22日にかけて普天間飛行場において夜間訓練が行われ、同飛行場周辺の騒音測定局12局における22時から６時までの騒音発生回数は、123回を記録しております。普天間飛行場では、今年５月に騒音測定値の最大値である124.5デシベルを測定するなど騒音が激化し、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしております。このため県では、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減等について日米両政府に対し要請してきたところであり、９月４日に普天間飛行場負担軽減推進会議作業部会において政府に対し取り組みを求めるとともに、５日には岩屋防衛大臣に対し要請を行ったところであります。

次に２の(5)、普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会の内容についてお答えします。

ことし９月４日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会においては、普天間飛行場周辺の騒音等の諸問題について、同飛行場の速やかな運用停止等について、同飛行場所属機の県外配備等についてなどの議題について話し合われました。

県としましては、同飛行場所属機の長期ローテーション配備や、事件・事故対策、騒音等の課題について宜野湾市と連携し、今後も引き続き政府に対し求めてまいりたいと考えております。

次に２の(7)、北部訓練場返還地への米軍機の着陸及び同返還地の制限空域についてお答えします。

県としては、今回の事案は民間地域に着陸したものであり、人身等への被害は確認されていないものの、

日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものと考えております。そのため、事案の報告があった翌日の９月６日に、在沖海兵隊及び沖縄防衛局に対し再発防止と今後の安全管理について要請を行いました。また、北部訓練場の過半の返還後、訓練空域は変更されましたが、制限空域は変更されておりません。

県としては、過半の返還から２年以上が経過していることから、日本政府は速やかに制限空域を変更すべきと考えております。

次に２の(9)、本部港使用の目的、必要性及び県の対応等についてお答えします。

去る９月10日に米軍は、伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練を支援するボートを移動させるため、日米地位協定第５条に基づき本部港の使用を通告しました。伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練は、年100回以上行われているとのことであり、そのたびに本部港が使用されるということは到底容認できるものではありません。米軍はこれまでも民間港を使用しておりますが、民間港湾は、緊急時以外は米軍の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であり、この方針に基づき、９月11日以降３度にわたり米海兵隊及び沖縄防衛局に対し、使用自粛を申し入れております。

次に２の(10)、オーストラリアでの地位協定現地調査についてお答えします。

県では、去る８月にオーストラリアにおいて現地調査を行いました。オーストラリアでは、米軍に検疫に関する法や軍の航空規則などの国内法を適用させており、米軍は、オーストラリア国内にＣＨ53Ｅを配備する際、20日もかけて解体・洗浄し、オーストラリア検疫当局の検査を受けていることがわかりました。また、米海兵隊がローテーション配備されているダーウィン基地では、オーストラリア側が飛行経路を厳しく規制しているため、住宅地上空の飛行や騒音問題はほとんどない状況であり、空域についても横田空域のように外国軍が管理する空域は存在していないなど、ヨーロッパと同様の状況であることが確認できました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(5)、沖縄21世紀ビジョン実施計画の達成率等についてお答えいたします。

沖縄県ＰＤＣＡは、後期実施計画から年度ごとの成果指標の計画値を設定して、その進捗をより詳細に把握するとともに、主な取り組みと成果指標を関連づけて施策の推進状況を判定できるよう改善を図ってまいりました。今回、改善後の仕組みを用いた検証により、成果指標が計画値に達した指標数が減少し、取り組みは順調またはおおむね順調であるが、成果が計画値に達していない施策が増加傾向にあることがわかりました。これらを分析したところ、関係機関との調整おくれなどの内部要因に起因するおくれが44件、天候不良・自然災害などの外部要因に起因するおくれが182件、要因が必ずしも明らかでないおくれが42件となっております。現計画の総仕上げに向けて、着実に成果を積み上げていくためには、取り組み結果の検証をしっかり行った上で、より効果的に成果が結びつくよう改善案を打ち出して取り組んでまいります。

続きまして３、商工労働政策についての(6)、沖縄県の特許権等の件数と利活用、その権利保護についてお答えいたします。

沖縄県の試験研究機関が発明し県が保有している特許権等は、本年８月末現在、67件となっております。その活用の具体例として、農産物の害虫防除方法に関する特許を活用して、農薬メーカーが製品化を図り、サトウキビ等の生産振興に貢献しております。また、海洋中で分解できるプラスチックに関する特許を今年５月に取得したところであり、今後、海洋汚染対策など産業分野での活用が期待されております。特許権等の保護については弁理士と委託契約を行い、常に必要な措置が図られるよう体制を整えるとともに、県立試験研究機関の研究員を対象に、知的財産権に関する研修等を定期的に実施しております。

次に４、公共交通政策についての(2)、鉄軌道の取り組み及びトラムトレーンに対する県の考えについてお答えいたします。

鉄軌道の導入については、現在、国から示されている費用便益分析等の諸課題について検討を進めるとともに、去る８月には、特例制度の創設等、事業実施に向けた取り組みの推進を国に要請したところです。トラムトレーンについては、一般的に郊外部を専用軌道で走行し、市街地部は自動車と併走するシステムであるため、建設費が鉄道と比べ安価であるものの、走行速度が一部制限されることから速達性が低下します。このため、昨年５月に策定した沖縄鉄軌道の構想段階における計画書においては、那覇と名護を１時間で結ぶシステムとして、小型鉄道やモノレール、専用軌道を有するＬＲＴ等を想定したところです。

同じく４の(3)、急行バス実証実験の検証結果と期

待される効果等についてお答えいたします。

県では平成28年10月から平成30年度にかけて、那覇バスターミナルからコザに至るまでの基幹区間において、急行バス運行実証実験を行いました。その結果、通常のバスに比べ平均で上り約12分、下り約10分程度の所要時間短縮が図られ、１便当たりの利用者数も年々増加し、利用者アンケートにおいても約９割の方に満足と御回答いただいたところです。この実証結果を踏まえバス事業者においては、去る９月24日から、基幹区間において速達性の高い基幹急行バスの運行を開始しております。今後、11月末までに系統や運行本数を段階的にふやし、自家用車から公共交通への利用転換に取り組んでまいります。

同じく４の(5)、航空路線再開に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため、運休中の航空路線の再開に向けて、航空会社や関係市町村で構成する沖縄県離島航空路線確保維持協議会において、航空路線の収支構造や運航体制など持続的な運航のあり方について検討するとともに、就航に関心を示す航空会社と意見交換を行っているところであります。

県としましては、早期の運航再開を目指して、引き続きこれらの取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、沖縄振興特定事業推進費の概算要求についてお答えします。

内閣府によりますと、沖縄振興特定事業推進費については、令和元年度からの継続事業と新規事業の規模を適切に見込んだ結果、55億円の概算要求を行ったとのことであります。

県としましては、内閣府が必要と考える所要額が要求されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(8)、フィリピン、南洋諸島における慰霊碑の維持管理等についてお答えいたします。

太平洋戦争中、戦前にフィリピン及び南洋諸島に移民として移り住んだ県人が戦争に巻き込まれ、２万4000人余りのとうとい命が失われました。そのみたまを慰めるため、関係者の御努力により、慰霊塔が建立され、慰霊祭が開催されてまいりました。慰霊祭には多くの現地関係者にも参列いただき、戦没者の慰霊とともに交流が図られてきたところであります。

県としましては、フィリピン及び南洋諸島における今後の慰霊については、国外における戦争体験の風化を防ぎ、その実相と教訓を正しく継承していくためにも、次世代を担う若者の意識の醸成が重要だと考えております。このため、当該地域からの帰還者や御遺族の皆様の御意見を伺うとともに、現地関係者の協力もいただきながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(9)、日中漁業協定及び外務大臣書簡に対する県の対応についてお答えします。

日中漁業協定及び外務大臣書簡において、北緯27度以南の本県周辺水域では、中国漁船に対し我が国の漁業関係法令を適用しないこととしており、中国漁船が自由に操業できる内容となっております。県では、平成25年度以降、漁業関係団体と連携し、協定の見直しや外務大臣書簡の破棄について、国への要請を重ねてきたところであります。また、去る８月21日にも農林水産省、外務省に対し、要請を行っております。

県としましては、引き続き本県周辺海域における漁業者の安全操業の確保について、国に対し強く求めてまいります。

次に２、基地問題についての御質問の中の２の(6)、オキナワハマサンゴの死滅等についてお答えします。

県では、沖縄防衛局が移植したオキナワハマサンゴの一部が死亡、消失等したことについて把握しております。当該特別採捕の許可に当たっては、移植実施後に生息状況や成長度合いのモニタリング調査を実施することを条件に許可したものであります。

県としましては、沖縄防衛局に対して、現在オキナワハマサンゴに生じている事象に関して、移植先のサンゴの生息状況や移植先の選定等について、どのように評価するのか説明を求めるなど適切に対応してまいります。

次に７、農林水産政策についての御質問の中の７の(1)、ツマジロクサヨトウの被害状況と対応について

お答えいたします。

ツマジロクサヨトウは、恩納村、多良間村、八重瀬町、宮古島市において、トウモロコシ類で発生が確認されたほか、石垣市においてはサトウキビで発生が確認され、いずれも圃場の一部において梢頭部付近等の食害が確認されております。そのため県では、病害虫発生予察特殊報を発出するとともに、対策会議等を開催し、蔓延防止対策等について周知を図ったところであります。

県としましては、引き続き県全域での発生状況調査やフェロモントラップによる侵入確認調査を行うとともに、さとうきび増産基金や粗飼料確保緊急対策事業を活用し、関係機関と連携して早期発見・早期防除に努めてまいります。

次に７の(2)、沖縄県もずく養殖業振興協議会からの要請についてお答えします。

今期のモズクの生産状況につきましては、前期と比較して減産となっております。そのような状況の中、９月10日に沖縄県もずく養殖業振興協議会から県に対して、モズクの安定生産体制の確立のため、モズク品種の研究開発や養殖漁場の環境把握、養殖業の担い手確保等について要請がありました。このため県では、モズクの安定生産を図るため、高水温耐性を有するモズクの系統選抜、モニタリングによる漁場環境把握及び新規就業者に対する支援等に取り組むこととしております。

県としましては、今後も生産者及び関係団体との連携を密にしながら、モズク養殖業の振興に努めてまいります。

次に７(3)、県産黒糖の販路拡大対策についてお答えします。

県産黒糖については、国内の砂糖消費の低迷や、サトウキビの生産量が不安定なことから輸入黒糖との競合などを背景に販売面での課題があります。このため、県では関係機関で構成する沖縄県含みつ糖対策協議会において、５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んでおります。また、去る９月６日から黒砂糖協同組合、ＪＡおきなわと連携し、県内の量販店に対する販売促進キャラバンを行ったところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、基地問題についての御質問のうち(6)、軟弱地盤の改良に係る設計についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業における軟弱地盤の改良工事に係る設計については、沖縄防衛局から具体的な内容について説明を受けておらず、また、設計変更承認申請が提出されていないことから、県としては承知しておりません。

次に４、公共交通政策についての御質問のうち(1)、駅周辺の整備状況及び沖縄都市モノレール株式会社からの３両化の要請についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール延長整備事業における駅前交通広場等の工事については、一部暫定的な整備となっておりますが、モノレールの利用者の支障とならないよう供用開始することとしており、一日も早い完成供用に取り組んでまいります。沖縄都市モノレール株式会社からの３両化の要請については、県、那覇市、浦添市の３者で協力し、３両化導入加速化事業の推進に向け、支援を行いたいと考えております。

次に５、公共施設等の安全確保についての御質問のうち(1)、新基準に適合しない県営住宅等のエレベーターの改修時期についてお答えいたします。

建築基準法の改正により、地震時等における安全性を確保するための基準に適合しない県営住宅のエレベーターは、平成30年度末時点で48団地94基あり、沖縄振興公共投資交付金等を活用して順次改修を行っております。

県としては、必要な予算確保に努め、できるだけ早期に改修工事を実施していきたいと考えております。また、県営団地以外の県有施設については、各施設管理者において、早期の改修工事の実施に向け、取り組むものと考えております。

次に５の(2)、橋梁等道路施設の修繕対応及びスケジュールについてお答えいたします。

県の管理する橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路施設については、平成23年度及び27年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強等の対策を進めているところであります。なお、昨年度終了した一巡目の定期点検結果を踏まえ、今年度から既存の長寿命化修繕計画の見直し、及び未策定の道路附属施設等の計画策定を行い、引き続き耐震化・老朽化対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　２、基地問題についての御質問の中の(8)、嘉手納基地への立入調査についてお答えをいたします。

企業局では、平成28年６月に在沖米軍に対し立入調査を申請しております。これに対し、在沖米軍からは、日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。企業局としては、防衛省に対して、嘉手納基地内への立入調査について日米合同委員会環境分科委員会での協議を求めているところです。また、立入調査による原因究明がこの問題の解決につながると考えていることから、関係部局と連携して、本年６月に防衛大臣等に対して要請を行ったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、基地問題についての御質問の中の(8)、比謝川の魚類からＰＦＯＳが検出されたことについてお答えします。

ＰＦＯＳは、難分解性で生物蓄積性があることなどから、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ＰＯＰｓ条約）に掲載され、製造・使用が制限されております。比謝川に生息する魚類からＰＦＯＳが検出されたとの調査結果については、比謝川の水質が要因と考えられますが、ＰＦＯＳが魚類など水生生物へ及ぼす影響については知見が乏しいため、県としましては今後とも情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　３、商工労働政策についての御質問のうち(1)、県の泡盛振興の取り組みと県産米泡盛についてお答えいたします。

県では、特に泡盛離れが顕著な若者等の嗜好に対応した泡盛リキュールなどの新商品開発や、県民や観光客へ泡盛の魅力を発信する島酒フェスタなどの取り組みに対し、支援を行っております。また、県内酒造所と県外酒問屋がタイアップした営業や、酒造組合における、47酒造所のプロモーションビデオを掲載したホームページの作成など、販路拡大に向けた取り組みを支援しております。国が実施する県産米を使った泡盛の製造については、海外展開をする上で重要なＰＲ要素の一つになるものと考えております。

次に(2)、ひとり親世帯に対する就労支援についてお答えいたします。

ひとり親世帯の求職者については、子育てとの両立など、個々に抱える課題に対応した就労支援を実施し、安定雇用につなげていくことが重要であると認識しております。そのため県においては、ひとり親世帯の求職者を対象に、託児機能つき基礎研修と原則３カ月間の職場訓練に加え、訓練中の保育支援や資格取得のためのオプション研修などを実施しております。今後とも関係機関と連携し、ひとり親世帯の就労支援に取り組んでまいります。

次に(3)、高年齢労働者の労働災害に関する調査と対策についてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によると、60歳以上の高年齢労働者による労働災害の多くは、滑りやつまずき、踏み外しによる転倒や腰痛によるものとのことです。これらの対策として、国においては、防止対策及び取り組み事例の周知やチェックシートの配布、業種ごとの防止に関する講習会等に取り組んでおります。

県としましても関係機関と連携しながら、防止対策の実施及び周知啓発に取り組んでまいります。

次に(4)、那覇空港国際貨物取扱量減少への対応についてお答えいたします。

那覇空港の国際貨物取扱量が減少した要因としては、ＡＮＡ沖縄貨物ハブのネットワーク再編に伴う減便や、昨年の台風被災で関西空港の貨物輸送への影響が３カ月以上続いたことなどがございます。このネットワーク再編は、事業の効率化を目的としたもので、その背景には、羽田空港等からの国際旅客便による貨物輸送の増加など、事業環境の変化があると聞いております。

県としましては、これらの環境の変化等を適切に捉え、ネットワークの拡充や物流関連事業者の新規参入等に向けた新たな事業を展開し、那覇空港の貨物量の増加等、国際物流拠点の形成に向け取り組んでおります。

次に(5)、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの成果及び沖縄型Society5.0の取り組みについてお答えいたします。

沖縄ＩＴイノベーション戦略センターは平成30年７月から業務を開始し、本年９月現在、会員数が165団体、ＭＯＵ締結が海外８団体、県内９市町村となるなど、順調に活動範囲を拡大しております。今年度は県、那覇市などから実証事業支援、人材育成など20事業、約6.3億円を受託し、県内産業の高度化・高付加価値化に取り組んでおります。県では、今後も同センターと連携し、高速大容量通信が可能な次世代通信基盤５Ｇを活用した実証事業に加え、観光産業などに先端テクノロジーを積極的に活用する産業支援施策リゾテックを推進するなど、本県の強みを生かし、人、物、情報の連結により新たな価値を創出する沖縄型Society5.0の進展に向け、取り組みを強化してまい

ります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
　　〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　６、観光政策の御質問のうち(1)、観光収入の実績及びクルーズ客の消費額向上の取り組みについてお答えいたします。
　平成30年度の観光収入は約7335億円となり、６年連続で過去最高を記録しました。これは、官民一体となった誘客プロモーション活動等により、入域観光客数が順調に増加していることが大きな要因です。今後は、誘客とともに人材育成や消費環境の整備など受け入れ体制を強化し、１人当たり消費額の向上に取り組むことが重要であると考えております。また、クルーズ客のさらなる消費額向上に向けては、魅力的な県内ツアーの造成を初め、高い経済効果が見込まれるフライ＆クルーズの誘致を強化してまいります。
　次に(2)、外国人観光客の満足度向上に関する取り組みについてお答えいたします。
　平成30年度外国人観光客実態調査によると、空路客で「大変満足」、「満足」、「やや満足」を合わせた満足度は94.8％となっております。満足度の項目別では、おもてなしが最も高く、その次に観光施設となっております。また、平成28年度と比較しますと、これまで満足度の低かった外国語対応能力、案内表記のわかりやすさ、Ｗｉ－Ｆｉといった項目の改善が見られます。
　県といたしましては、今後もキャッシュレス対応、メニューや看板の翻訳等の取り組みを着実に進めることにより、さらなる外国人観光客の満足度向上を目指してまいりたいと考えております。
　次に(3)、オーバーツーリズム問題と観光客の平準化についてお答えいたします。
　地域住民や自然環境に悪影響が生じるオーバーツーリズムについては、市町村や観光協会への意見聴取を行い、現況把握に努めております。その中で、レンタカーによる混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨てなど、県民生活に直接影響がある事案が報告されております。そのため、オープンデータ活用によるレンタカーから公共交通機関への利用促進、貸し切りバスの専用乗降場の設置、外国人観光客向けのマナー啓発ブックの配布などの取り組みを実施しております。また、県においては、一年中いつ訪れても楽しめる沖縄観光の魅力を旅行博やウエブ等を活用し国内外に発信することで、観光客の平準化にも努めているところであります。
　次に(5)、日韓関係悪化による影響と対応についてお答えいたします。
　ことし７月末時点における韓国路線は、３都市から週73便が就航していましたが、９月末時点では２都市・週32便となり、半分以下に減少する見込みとなっております。
　県としましては、航空各社の就航状況や月例の入域観光客数を把握するとともに、今後の韓国市場の回復を見据えた緊急プロモーションを初め、韓国における商談会や韓国旅行社等の県内視察の実施、知事の韓国訪問など、沖縄観光コンベンションビューローや県内観光関係者の皆様と緊密に連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
　　〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕
○保健医療部長（砂川　靖君）　６の観光政策についての御質問の中の(4)、民泊についての御質問にお答えします。
　令和元年９月17日時点における住宅宿泊事業法に基づく県内の届け出件数は957件、トラブル等の苦情件数は、平成30年６月から令和元年８月の間で11件となっており、その内容は、騒音、ごみ出し、駐車に関することなどとなっております。また、無許可宿泊施設の認知に至る経緯としましては、保健所による調査、近隣住民や消防などの行政機関からの通報により無許可宿泊施設を認知しており、これらの施設に対しては、保健所による調査・指導を行っているところであります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　警察本部長。
　　〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕
○警察本部長（筒井洋樹君）　８、警察行政についての御質問のうち、犯罪死体の見逃し防止のための取り組みについてお答えをいたします。
　警察の死体取り扱い業務においては、御遺体の状態や周囲の状況はもとより生前の生活状況、既往歴等の周辺捜査を徹底するとともに、解剖を実施しない場合であっても、県警察が嘱託している警察医の先生方の御協力のもと検視・検案を綿密に行い、また、こうした検視等を行っても死因が不明な場合や犯罪性が疑われる場合などには、琉球大学法医学教室の解剖医の御協力のもとで積極的に解剖を実施し、絶対に犯罪死を見逃さないという決意で対応をしているところであります。

県警察における死体取り扱いの件数につきましては、近年高水準で推移しており、平成30年は約1760体でありましたが、そのうちの約90％の事案で検死官を臨場させております。県内では司法解剖を行う解剖医が４名おりますが、全体の約26％に当たる約470件で解剖を実施しており、これは全国平均の約12％の約２倍以上でありまして、全国で３番目に高い数字であります。したがいまして解剖に関する体制については、他県と比べて遜色はないものと考えております。また、検案等を行う警察医についても38名の医師に嘱託をしており、現時点、絶対数が不足しているという状況にはないと考えております。

御協力をいただいている解剖医や警察医の御負担が高いこと、高齢化が進んでいることなどの課題はありますが、今後とも、解剖を行っていただいている琉球大学医学部法医学教室や、検案を行っていただいている警察医と連携をしつつ、沖縄県医師会とも調整を行って、犯罪死の見逃しがないようしっかりと対応してまいります。

次に同じく８、警察行政についての御質問のうち捜査関係事項照会の捜査上の必要性についてお答えをいたします。

犯罪の捜査等を通じて国民の生命、身体、財産を保護することは、警察の重要な責務でありますが、犯罪捜査の手続等について規定する刑事訴訟法におきましては、第197条第２項で、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定されており、報告を求められた公務所等は報告すべき義務を負うと解されております。

捜査の具体的な中身について申し上げることはできませんが、県警では、このような法律の根拠に基づき、捜査目的を達成するために必要な事項について、照会を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　１点、再質問させていただきます。

沖縄都市モノレールなんですが、てだこ浦西駅周辺の整備。私も浦添ですので、きのう浦添前田駅それからてだこ浦西駅のほうを回らせていただきました。８月にもてだこ浦西駅のほうに行きましたが、周辺整備がなかなか――駅にまでたどり着くことができないんですよ。きのうも行こうとしても取りつけ道がどこかわからないんですね。利用者が困らないようにというようなことであればもう既に１週間も切っているので、本当にそこら辺大丈夫なのかどうなのか御答弁ください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　当山勝利議員の再質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレール延長事業における交通広場等の整備でございますが、答弁しましたとおり一部暫定的な整備となっておりますが、モノレール利用者の支障とならないよう供用を開始する予定でございます。

周辺、駅までたどり着けないというお話もございましたけれども、９月29日に開業式典を行う予定となっております。周辺の道路のうち、てだこ浦西駅等につきまして９月30日に浦西停車場線の供用開始を図る予定になってございますし、そういったこともありましてしっかりと10月１日の開業には間に合うという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

最後ですので、よろしくお願いしたいと思います。

社民・社大・結連合を代表しまして、質問を行います。

１点になりますが、会計年度任用職員制度の導入について伺います。

来年2020年４月１日から、県・市町村で働く臨時・非常勤職員のほとんどが地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へと移行することになっております。この制度導入の背景には、少子高齢化や地方分権により行政需要は増大してくるが、地方行革により公務員定数削減を断行し、人件費コスト削減のため、非正規職員を増大させてきたことであります。その結果、全国の自治体で働く臨時・非常勤職員が増大し約64万人、総務省が推定をされ、中には全職員の３割から５割を超える非正規職員がいる自治体があると言われております。地方行政の重要な役割を担わせながらも、賃金が年収200万にも届かず、一時金、通勤・時間外手当も支給されず、雇用も１年で切られたりする不安定な実態があると言われております。

沖縄県も約7000人余の臨時・非常勤職員のうち、約4000人余が移行予定と聞いております。こうした状況の中、総務省は同一労働、同一賃金の検討を初め臨時・非常勤職員の一時金の支給、任用、給付等処遇改善に向けた会計年度任用職員の導入を図っておりま

す。県は、制度実施に向け今９月議会へ条例案を提案しており、法の趣旨に基づき臨時・非常勤職員の待遇改善や雇用の安定が図れるか、以下伺います。

１点、制度導入の目的と意義を伺います。

２点、各部局の臨時・非常勤職員の実数と移行人数を伺います。

３点、制度移行に伴い、賃金、期末手当、諸手当、休暇、任期等待遇改善が図れるか伺います。

４点、県内各市町村における条例制定の進捗を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　崎山嗣幸議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度の導入についての御質問の中の１の(1)、制度導入の目的と意義についてお答えいたします。

一般職の非常勤職員については、採用方法や任期等が不明確であったことから、地方公務員法が改正され、適正な任用が確保されるよう会計年度任用職員に関する規定が設けられております。また、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能となるよう、規定が整備されたところです。これにより各地方公共団体によって異なった取り扱いが統一され、臨時・非常勤職員制度の適切な運用が図られます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、会計年度任用職員制度の導入についての御質問の中の(2)、各部局の実数と移行する人数についてお答えします。

会計年度任用職員へ移行を予定しているのは、現行の一般職非常勤職員と特別職非常勤職員の一部となり、臨時的任用職員は会計年度任用職員への移行対象とはなっておりません。令和元年６月１日時点で再集計した実数に対する移行予定数は、知事部局が1333人に対し1301人、教育庁が2045人に対し1399人、公安委員会が171人に対し162人、病院事業局が1163人に対し1161人となっており、各種委員会等を含めて沖縄県全体で4753人に対し4063人となっております。

同じく１の(3)、制度移行に伴う給与、勤務条件等の待遇改善についてお答えします。

会計年度任用職員の勤務条件については、適正な任用・勤務条件を確保するという地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨や他県の状況などを踏まえ検討しております。会計年度任用職員に対しては、新たに期末手当を支給するほか、休暇の種類を追加し、年度内の任期更新が可能となることから、一定程度の待遇改善になると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１の(4)、県内各市町村の条例制定の進捗についてお答えいたします。

県内41市町村のうち、会計年度任用職員に係る条例案を本年９月議会において提出した市町村は、13市町村となっております。条例案をいまだ提出していない28市町村においては、12月議会までに提出できるよう、準備を進めているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　再質問を２点させてもらいます。

先ほどの答弁により期末手当、いわばボーナスですが支給されることになったということで、詳細は答弁できなかったと思いますが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

多分に期末手当、2.6カ月分支給するということで要綱なりに定めるのかどうか確認をしたいと思いますが、この制度導入により従来支払われていなかった一時金が期末手当として会計年度職員に移行する、約4000名の臨時・非常勤職員に2.6カ月分支給されるということだと私は理解しております。この改善点、各市町村にも影響を与えることを私は期待しておりますが、県としては説明会なり情報提供をすべきと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

２点目でありますが、任期についての再任用は原則２回を限度とするということで聞いておりますが、雇用年数、雇用更新回数を制限する雇いどめは地公法には定められておりません。公務員の雇いどめにも社会的批判を受けており、県としても任期の継続性をさらに検討すべきではないかと私は思いますが、当局の答弁をお願いします。具体的に数字を示してもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　再質問にお答えします。

期末手当の月数については、規則等で今定めることを考えておりまして、予定としまして現在2.6月で考えているところでございます。

それと、任期のさらなる継続性、いわゆる任期の再任用の関係でございますけど、会計年度任用職員はその任期を改正地方公務員法で１会計年度内ということになっております。そういうふうなこともございますので、１会計年度ごとにその職の必要性が吟味されて新たに設置された職というふうに位置づけられるというふうに解されております。

同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる会計年度任用職員の職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成、人事配置への影響、非常勤職員としての身分及び処遇の固定化といった問題が生じるおそれがあるというふうに考えておりまして、避けるべきであるものと考えています。

これらの点につきましては、現行の一般職非常勤職員の再度の任用は原則２回までとしておりますので、今後も同様の運用をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　市町村に対する説明という趣旨の御質問ですけれども、県では昨年度から市町村に対して意見交換会や説明会等を随時行ってきております。

期末手当の水準についてですけれども、総務省から示されたマニュアルでは、期末手当の具体的な制度設計については常勤職員との取り扱いとの均衡を踏まえて定めることが適当とされている一方で、例えば支給割合を２年程度期間をかけて段階的に引き上げる取り扱いとすることも考えられるとの見解も示されているところです。各市町村においてはこれら総務省の見解を踏まえて地域の実情に応じ、詳細な検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時２分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年９月27日

令和元年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

令和元年
第５回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

令和元年９月27日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第3号

令和元年９月27日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー君	政策調整監	島袋芳敬君
副知事	富川盛武君	知事公室長	池田竹州君
副知事	謝花喜一郎君	総務部長	金城弘昌君

企画部長	宮城　力君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	金城　賢君
保健医療部長	砂川　靖君	教育管理統括監	儀間秀樹君
農林水産部長	長嶺　豊君	公安委員会委員	與儀弘子さん
商工労働部長	嘉数　登君	警察本部長	筒井洋樹君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
土木建築部長	上原国定君	人事委員会事務局長	池田克紀君
企業局長	金城　武君		
病院事業局長	我那覇　仁君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	伊川秀樹君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　おはようございます。

会派おきなわの平良昭一でございます。

会派を代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

21世紀ビジョンは県民の参画と協働のもとに将来のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想であります。沖縄県として初めて策定した長期構想で、将来像の実現を図る県民一体となった取り組みやこれからの県政運営の基本的な指針であります。

(1)、７月に県振興推進委員会を開き沖縄21世紀ビジョン基本計画、第５次沖縄振興計画の総点検報告書（素案）を決定した。

ア、米軍基地、経済成長、子供の貧困、観光振興、沖縄特例制度、人口・労働力、道路・交通、その他検証し改正した特例はどのようなものか伺います。

イ、今後の計画推進課題はどのようなものがあるか伺います。

(2)、辺野古受注業者への防衛局ＯＢ天下りに対する見解と建設事業の妥当性や信憑性について伺います。

(3)、知事は多忙の中、積極的に県外でのトークキャラバンを行っていることは大きな評価に値します。そのトークキャラバンの成果と今後の計画について伺います。

(4)、米軍基地関係について。

ア、日米地位協定を抜本的に改定することは重要であるが、そこで働く地元基地従業員の処遇、権利もまた保護しなければならないものだと思います。

そこで他国地位協定基地従業員の処遇はどうなっているか伺います。

イ、伊江村で行う米軍のパラシュート降下訓練のための船舶が本部港を使用することに対する認識と対応策について伺います。

ウ、知事は８月にサイパン、テニアン慰霊祭に参加されました。西銘知事以来の現職知事の参加訪問は遺族並びに地元関係者に大きな評価をいただいたものであります。その折にグアムまで足を延ばしグアム知事との面会を行ったようであります。グアム知事との会談の内容とテニアン島からの基地誘致の動きについて知事の見解を求めたいと思います。

(5)、離島のガソリン価格格差解消に向けた取り組みについて伺います。

これは我が会派がたびたび取り上げてきた問題であり、抜本的な改善の状況が見えてきておりません。その点を含めて解消に向けた施策をお聞きしたいと思います。

(6)、ベトナム琉球文化工芸村移転について。

５月に会派の視察でベトナム、ハノイを訪問したときに工場を見学させていただきました。現在の工場は借地の関係上移転せざるを得ない状況になり、現在地よりも70キロ離れた場所に新工場建設が進められているとの説明を受けました。育て上げた現地技術者の大部分を手放すことになる不安と新工場建設への多大な出費を伴うことになります。これまで積み上げてきたベトナム国との信頼関係と琉球ガラスの現地技術者の育成の貢献度から、県として何らかの支援体制は考えられないか伺います。

２、観光関係について。

冬場の観光客誘致政策について伺います。

シーズンオフの冬場の観光客をふやすことは長年の課題であるが、10月から12月のハイシーズンである修学旅行の受け入れが鍵を握っているものだと思います。修学旅行の２年連続減を含め、誘致政策を伺いたいと思います。

(2)、観光収入と県内個人消費額の拡大に向けた施策の推進について伺います。

観光収入は初の7000億円に到達し、６年連続の最高値を更新している状況であります。県は2021年度の観光収入を１兆1000億円まで引き上げることを目指している状況の中、目標達成のため県内消費額拡大に向けた施策の推進について伺います。

(3)、コンベンションビューローが平成29年度から取り組んでいる北部観光プロジェクトは、ヤンバルの特性や環境保全に配慮した新たな観光コンテンツを開発することで確固たる北部観光の拠点を築くことを目標に進められているが、以下の点をお伺いいたします。

ア、高速艇導入の課題について伺う。

イ、ロープウエー建設について伺う。

ウ、ブセナ海中展望塔改修について伺います。

(4)、2020年ツーリズムＥＸＰＯジャパン開催について伺います。

日本観光振興協会は2020年10月29日から11月１日の期間、世界最大の旅の総合イベントを沖縄で開催すると発表、海洋リゾートをテーマに会合や商談会、シンポジウムなどがあると聞くが、沖縄の観光をどのように世界に発信していくか重要な位置づけのイベントであります。その詳細について伺いたいと思います。

(5)、レンタカー業者急増について。

ア、県内業者の数と台数。

イ、価格競争、事故増加等県民生活への影響について伺います。

３、環境部関係について。

(1)、ジュゴン死亡の処置マニュアルについて伺います。

ことし３月に今帰仁村の運天漁港に漂着した国の天然記念物ジュゴンの死骸の処置マニュアルが明確にされず、村当局が困窮したとの情報がありました。県として手続等の周知徹底が行われていないのか伺います。

(2)、生物多様性の保全上重要な情報収集・調査研究・教育普及の拠点となる国立自然史博物館設立の状況と課題について伺います。

(3)、犬・猫殺処分ゼロに向けた取り組みについて伺う。

(4)、近年テレビ等の特番でたびたび話題になりますが、国内各地の地方公共団体でその対策に苦慮している、住宅に大量の廃棄物などがある、いわゆるごみ屋敷の県内の状況と対策について伺います。

４、子ども生活福祉部関係。

(1)、10月から始まる幼児教育・保育の無償化について伺います。

ア、各市町村の実施に向けた状況はどうか。

イ、市町村単位の違いがあるが、その集約はどうするのか伺います。

ウ、不公平さについての意見があるがどうでしょうか。

エ、予想される課題と対策について伺います。

(2)、本部町健堅で埋葬された戦争被害者の遺骨収集について伺います。

沖縄の地上戦が始まる直前の1945年１月22日、米軍機の攻撃を受け座礁した彦山丸の犠牲者14名が本部町健堅で埋葬されていることが、アメリカの雑誌ライフの掲載の墓標の写真によって確認されました。埋葬当時の様子を知っている方や、地主の証言等を踏まえ、埋葬された遺骨を発掘・収容し、遺族もしくは故郷に届けるための組織が立ち上がりました。この件に対して沖縄県の対応をお聞きしたいと思います。

(3)、フィリピン、南洋諸島慰霊祭等についてお聞きします。

７月にフィリピン、ダバオ慰霊祭そして８月にサイパン、テニアン南洋諸島慰霊祭に参加をさせていただきました。両慰霊祭とも今回が最後ということで、大勢の関係者が墓参団として参加いたしました。玉城知事、謝花副知事も参加をなされ両地域の戦争の悲惨さを改めて感じたことだと思います。遺族の高齢化により旅行社による募集の慰霊祭は今回が最後だと言われ

ております。

ア、今後の慰霊祭のあり方について伺います。

イ、戦没者遺骨ＤＮＡ鑑定について伺いますが、これまでＤＮＡ鑑定は頭蓋骨や歯に限られていたが四肢骨も対象として拡大することになっており、これまで調査した遺骨も再度鑑定する必要があると思うが県の考え方を伺います。

ウ、歴史的経緯を踏まえた人材交流について。

戦前から両地域は沖縄からの移民が多く生活してきた経緯があり、子供たちを含め人材交流を望む声が多い。今後の人材交流に対し県の考え方を伺います。

エ、ダバオ市との姉妹都市提携について。

フィリピン南東に位置するダバオ市は高度な都市化を遂げた海沿いの町で人口160万人が暮らしております。2016年には国家競争力評議会主催の世論調査である、最も競争的かつ高度都市化を遂げた都市において、ダバオ市は第５位にランクインした都市でもあります。先般謝花副知事とともに、ダバオ市役所を表敬し、市の管理者であるズレイカト・ロペス氏とお会いし、沖縄県とダバオ市の連携についての意見交換を行い、将来的に友好都市あるいは姉妹都市の話をすることができました。今後の交流のあり方に対し、県の姿勢と考え方を伺いたいと思います。

オ、フィリピン・サイパン両地域の直行便についてでありますが、これまでの歴史的経緯に鑑み、両地域への経済的、人的発展のためには飛行機の直行便の必要性を感じたが、県としての考え方、取り組みを伺います。

(4)、母子家庭等生活支援モデル事業の必要性は大きな評価を得ていると感じております。しかし、一事業所の支援エリアが余りにも広過ぎて十分な支援が行き届かないという声もあります。母子家庭等生活支援モデル事業の成果と課題について伺います。

５、保健医療部関係。

北部看護学校運営の課題について伺います。

ア、名桜大学への編入はどうなったか伺う。

イ、地域医療への貢献度はどのようなものか伺います。

(2)、県立北部病院の現状について。

ア、現在の診療科の運営状況と今後休診が予想される診療科について伺います。

イ、北部地域からの中南部地域への患者の紹介状況について伺います。

ウ、北部基幹病院整備の状況について伺います。

(3)、民泊について。

ア、条例制定後の成果と課題について伺います。

イ、市町村間で大分認識が違うようだが、その対策はどうなっているのか伺う。

(4)、タイワンハブ対策について。

タイワンハブの被害は拡大しており、北部地域から中南部地域の被害が懸念される状況であります。捕獲器の数をふやすことは人的予算を伴うことでもあり、市町村の財源が厳しい折、県への支援を要請している状況と聞きます。県の被害対策をお聞きいたします。

(5)、乳幼児の間で流行している、手の平や足の表面、口の中などに水疱状の発疹ができる手足口病が西日本を中心に例年より多く発症している状況です。県内の状況と対策について伺います。

(6)、未成年者の自殺について。

国内の自殺者総数は、９年連続で減少している状況でありますが、19歳以下はふえているような状況であります。

以下の点を伺います。

ア、県内の状況を伺います。

イ、原因・動機について伺う。

ウ、対策について伺います。

６、土木建築部関係でありますが、(1)、不調・不落の状況と対策について伺います。

(2)、西海岸道路の進捗状況について伺います。

(3)、伊平屋・伊是名架橋について伺います。

両村にとっては地域発展の起爆剤として大きな事業として認識しており、毎年のように県への要請が行われ、ことしも８月22日に要請を受けたようだが、県の取り組みの状況を伺いたいと思います。

(4)、伊平屋空港建設についての進捗状況について伺います。

(5)、国際クルーズ港湾整備について伺いますが、ア、那覇港、中城湾港、平良港、石垣港、本部港の進捗状況と課題について伺います。

７、公安委員会関係ですが、(1)、交通ルールの意識について。

ア、自転車の信号遵守、一時停止、夜間のライト使用の調査等は行ったことがあるかお伺いします。

イ、自転車が関係する交通事故の種類と件数を伺います。

ウ、沖縄自動車道の追い越し専用車線の認識について伺いますが、特にレンタカー、外国人が運転するＹナンバー車両が追い越し車線を通行帯同然のように運転している状況が多く見られます。その認識の改善の対策について伺いたいと思います。

(2)、米軍関係者Ｙナンバー車違法白タク行為についてですが、ア、組織的違法サービスの背景について

伺う。
イ、県外の状況はどうか伺う。
ウ、対策はどのようにとっているか伺う。
８、座間味浄水場の問題について。
座間味浄水場の建設について、これまでの経緯を踏まえ現状を伺いたいと思います。
９、県内電話市外局番統一についてですが、これは098と0980の仕組みの違いについてであります。
北部地域と離島の市外局番がなぜ中南部の桁数と違うのかという疑問の声がありました。その理由について伺いたいと思います。
以上です。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
〔知事　玉城デニー君登壇〕
○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。
それでは、代表質問の２日目、きょうも真摯に答弁を進めたいと思います。
平良昭一議員の御質問にお答えいたします。
知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、トークキャラバンの成果と計画についてお答えいたします。
沖縄県は、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題等について、同じ国民として、自分ごととして考えていただくため、沖縄県が行った他国地位協定の調査や辺野古新基地建設問題等の現状などの情報提供を行うトークキャラバンを実施しております。今年６月には東京でキックオフシンポジウムを行いました。８月には名古屋市で辺野古の移設の容認派、反対派などの皆さんによりますシンポジウムも行っております。９月には大阪市でトークキャラバンを行いまして、私はそのいずれにも参加し、講演を行ったところであります。これらの講演会や、現地でのメディア取材等により、日米地位協定や辺野古新基地建設問題について、広く発信することができたものと考えております。特に、現地のテレビや新聞などメディアから多数取材を受け、テレビでは生放送にも出演をさせていただくなど、やはりメディアが取り上げようとするその機会をつくるということもこのトークキャラバンの重要なポイントの一つであるというふうに認識をしております。今後、これまでの実施状況も踏まえながら、札幌市、仙台市、福岡市でトークキャラバンを行うことを予定しております。
次に１の(4)のウ、グアム知事との会談とテニアン島からの基地の誘致についてお答えいたします。
私は、去る８月にグアム及びテニアン島のある北マリアナを訪問いたしました。その際、グアムのレオン・ゲレーロ知事からは、米軍再編に関する就労ビザの取り扱いは緩和されたものの、民間工事、民間の公共工事などは対象となっていないことから、長引く労働者不足を懸念しているという発言がございました。また、北マリアナのトーレス知事からは、米軍の訓練施設受け入れについて、環境問題などを懸念している旨の発言がありました。現地の演習場の予定地なども視察をさせていただきましたが、まだ不発弾の問題やあるいは日本軍が当時使っていた弾の跡が残る建物が存在しているなど、現地における予算などの状況について、知事からはその辺についても懸念しているという発言も聞かれました。私は、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転を現地の住民の皆さんの意見をしっかりと踏まえた上で、慎重かつ確実に実施することが重要であると考えております。その地元住民の意見を尊重し、慎重な協議を進めるなど丁寧に対応すべきであるとも考えておりまして、それは民主主義の基本を守るべきだということを日米両政府にも今後求めてまいりたいと思います。
次に、観光関係についての御質問の中の２の(2)、観光収入と観光客１人当たりの消費額の拡大に向けた施策についてお答えいたします。
沖縄県が掲げる観光収入1.1兆円、１人当たり消費額９万3000円の目標達成に向けては、沖縄観光の質的転換が重要であると認識しています。そのため、市場特性に応じた誘客プロモーションを展開するとともに、国内外の富裕層の誘致を初め、リゾートウエディング等の付加価値の高い観光の推進、経済効果が見込めるインセンティブツアー等のＭＩＣＥ振興に取り組んでおります。また、私がサンクトペテルブルクの経済フォーラムに参加した際、要人の方々からお話を聞かせていただきましたが、例えばロシアは１週間から10日ほど長期的な日程を組んで、トルコ、エジプトなどにその滞在型観光を好んで旅をする、旅を楽しむというふうな慣習があるとも聞きました。ですから、滞在日数が比較的長い欧米等からの誘客や、さらには離島を含む広域周遊観光などの推進、あるいは地域資源を活用した観光商品の開発支援等に取り組んでいくことにより、平均滞在日数の延伸を図り、あわせて観光消費額の向上につなげてまいりたいと考えております。
次に２の(4)、ツーリズムＥＸＰＯジャパン開催についてお答えいたします。
ツーリズムＥＸＰＯジャパンは、観光振興や地域活性化等を目的に日本観光振興協会、日本旅行業協会及

び日本政府観光局が主催する世界最大級の総合観光イベントであり、来年の10月29日から11月１日に沖縄で開催されます。このイベントでは、国内外の旅行会社との商談会や各種フォーラムのほか、海洋リゾートをテーマに約10の国や地域の観光担当大臣が参加する会議等も予定されております。これにより1000名を超える国内外からの参加者の滞在費に加え、会場設営費等の主催者による支出が見込まれるとともに、旅行商品造成や今後の送客のほか、世界各国から観光のキーパーソンが訪れることによる知名度のさらなる向上等にも大きく貢献することが期待されています。

沖縄県としましては、この機会を最大限に活用し、沖縄観光のさらなる発展につなげるべく、主催者や関係機関等と連携しながら、取り組んでまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、沖縄21世紀ビジョン基本計画に係る総点検についてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであります。今回の総点検においては、現行計画期間に加え、長期的観点から沖縄振興を検証するため、本土復帰以降、約50年の沖縄振興の成果と課題等を示したことが大きな特徴となっております。今後は、沖縄県振興審議会における審議を経て、今年度中に総点検報告書として取りまとめることとしております。

同じく１の(1)のイ、沖縄21世紀ビジョン基本計画における課題についてお答えします。

これまでの沖縄振興諸施策の推進により、本県の社会経済は好調を持続しておりますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、深刻な子供の貧困の問題や離島の条件不利性の克服、米軍基地問題の解決、基地返還跡地の利用など、沖縄の特殊事情から派生する固有課題の解決も図る必要があると考えております。

同じく１の(5)、離島におけるガソリン価格差についてお答えいたします。

県では、本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送経費等に対し補助を行っており、平成25年度には補助対象経費を拡大し、離島における輸送コストの低減に努めているところであります。価格差縮小に向けた取り組みとしましては、県として昨年度実施した石油製品販売事業者経営実態調査に基づき、地元市町村と連携し、離島のガソリン価格の住民への周知及び適正な競争環境を醸成していくため、市町村広報誌への掲載依頼や石油販売事業者へガソリン価格の看板設置等の要請を行うこととしております。

次に９、県内電話市外局番統一についてお答えいたします。

日本国内における固定電話については、総務省が電気通信事業法第50条に基づき、各地域を番号区画に振り分け、市外局番を指定しております。県内で固定電話サービスを提供するＮＴＴ西日本株式会社によりますと、電話番号について需要が多い地域では、市内局番をふやす必要があることから市外局番の桁数を短くし、その他の地域においては、市外局番の桁数を長くする取り扱いをしていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、防衛省職員の再就職の見解と建設事業の妥当性についてお答えします。

防衛省職員の再就職については、国において、国民に疑念を持たれることのないよう説明責任を果たしていただきたいと考えております。また、普天間飛行場代替施設建設事業についても、関係法令等に基づき実施されるものであり、事業の妥当性等については、事業者において説明されるものと考えております。

次に１の(4)のア、他国地位協定調査における基地従業員の処遇についてお答えします。

日米地位協定に関しては多くの問題点を抱えており、法体系も複雑で、その範囲は非常に広くなっております。そのような中で、現在、県が行っている他国地位協定調査については、県民が直面する事故や騒音問題等に項目を絞って実施をしているところです。具体的には、航空法などの国内法の適用、事故が発生した際の自治体の立ち入り等に関連する基地の管理権、訓練・演習への受け入れ国の関与、航空機事故への対応の４項目を中心に調査を実施したものであります。

次に１の(4)のイ、米軍の本部港使用に対する認識と対応策についてお答えします。

去る９月10日に米軍は、伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練を支援するボートを移動させるため、日米地位協定第５条に基づき本部港の使用を通告しました。伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓

練は、年100回以上行われているとのことであり、そのたびに本部港が使用されるということは到底容認できるものではありません。米軍は、これまでも民間港を使用しておりますが、民間港湾は、緊急時以外は米軍の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であり、この方針に基づき、９月11日以降３度にわたり米海兵隊及び沖縄防衛局に対し、使用自粛を申し入れております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)のア、ベトナム琉球文化工芸村移転に対する県の支援についてお答えいたします。

ベトナム琉球文化工芸村は、琉球ガラス村グループがベトナムでガラス製品を製造する現地法人であります。移転について現時点では、琉球ガラス村グループから具体的な要望はございませんが、今後、同社及びベトナムの現地駐在員等を通して、状況の確認を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、観光関係についての御質問のうち(1)、冬場の観光客誘致についてお答えいたします。

本県では冬場においても、青々とした芝の中で楽しめるゴルフやマラソン等のスポーツ、サッカー、野球等のキャンプ観戦のほか、日本一早い桜祭りや沖縄花のカーニバルなど、観光客を引きつける魅力あふれる多様なコンテンツがあり、これらを活用した誘客を実施しております。また、ボトムアップには、修学旅行は非常に重要であることから、修学旅行の誘致に積極的に取り組んできたところであります。具体的には、ウエブやメディアによる情報発信や国内外で実施される誘客イベント等への出展を通じて、冬の沖縄ならではの楽しみ方をお伝えしております。また、修学旅行については満足度を高める支援といたしまして、これまで県内外でのフェアや説明会の開催、あるいは先生方に対して新たな体験メニュー等の提供などを実施してきたところでございます。

県といたしましては、今後とも温暖な気候を生かした体験型コンテンツなど、沖縄ならではの魅力を発信し、安定した入域観光客数の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)のア、北部観光プロジェクトにおける高速艇導入の課題についてお答えいたします。

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、沖縄観光のさらなる発展につなげることを目的とした北部観光振興プロジェクトを立ち上げ、平成29年度から30年度にかけて設置した検討委員会において調査等を行っております。当該調査の結果、那覇港若狭バースと本部町の旧ＥＸＰＯ港を大型の高速船で結ぶ民間事業の可能性については、需要調査を含めた事業計画の精査を初め、運航に係る法令上の制限等に関する調査、旅客ターミナル及び岸壁等の港湾施設整備等、さらなる検討が必要であると伺っております。

同じく(3)のイ、北部観光プロジェクトにおけるロープウエーの建設についてお答えいたします。

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、環境負荷を低減する新たな移動手段や周遊観光のメニューとして、本部町から名護市を結ぶロープウエー構想が検討されています。現時点では、県外事例等の知見整理を行っている段階であり、適地調査を初め建設等に係る事業コスト、風の影響等による安全性や継続運航、採算性など、クリアすべき課題が多く、引き続き検討が必要な状況であると伺っております。

同じく(3)のウ、北部観光プロジェクトにおけるブセナ海中展望塔改修についてお答えいたします。

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、同財団が所有・運営するブセナ海中公園内の海中展望塔の改修についても、北部観光振興プロジェクトに位置づけ、検討を進めております。当該展望塔は昭和45年に設置されて49年が経過していることから、建てかえも含めたリニューアルの検討を行っていると伺っております。

次に(5)のア、県内レンタカー事業者の数と台数についてお答えいたします。

沖縄県レンタカー協会からの聞き取りによりますと、平成31年３月末現在、県内のレンタカー事業者数は812社と前年度より108社増、車両数は５万1380台と前年度より7842台増となっております。

次に(5)のイ、レンタカー業者急増による価格競争、事故増加等県民生活への影響についてお答えいたします。

沖縄県レンタカー協会からの聞き取りによりますと、レンタカー料金には法令等による規制はなく、また、業界による上限価格や下限価格もないため、レンタカー事業者の急増に伴い、価格競争が激化している現状があるとのことです。県では県民生活への影響も懸念されている中、レンタカーによる事故防止を図る

ため、県内の全事業者に対して、事故防止に係る周知文を発送し啓発を行っております。

県としましては、今後とも関係機関と連携して、安心・安全なレンタカー利用環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に４、子ども生活福祉部関係についての御質問のうち(3)のウ、フィリピン等との人材交流についてお答えいたします。

県では、海外移住者子弟を本県に招待し、世界のウチナーネットワークを担う次世代を育成することを目的としたウチナージュニアスタディ事業において、平成13年度以降、フィリピンから12名の中学・高校生を受け入れております。また、国際協力の意義や現状を学びグローバルな視点を持った人材を育成するおきなわ国際協力人材育成事業において、平成26年度と今年度、県内高校生を13名ずつフィリピンに派遣し、現地で交流を行っております。

県としましては、引き続き日程等も勘案しながら関係機関と連携し、人材交流の取り組みを行ってまいります。

次に(3)のエ、ダバオとの姉妹提携についてお答えいたします。

海外との姉妹提携につきましては、さまざまな分野におけるこれまでの交流の状況、また、経済関係も含め幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できること等を確認していく必要があります。フィリピンのダバオは、沖縄県人が移住した地域の一つであり、戦後、県が慰霊碑を建立する等、歴史的につながりがある地域となっております。

御質問の地域との姉妹提携につきましては、県内外関係者との意見交換等を進めながら同地域における県系人の状況等の基礎的な情報収集を行い、継続的な交流の可能性を検討していきたいと考えております。

次に(3)のオ、フィリピン及びサイパンとの直行便についてお答えいたします。

フィリピンとの間には、平成15年から19年まで直行便が就航しておりましたが、現在は運行されておりません。サイパンについても直行便は就航しておりません。フィリピンにおいては、マニラ発のクルーズ船の寄港をきっかけとして沖縄の認知度が向上しており、直行チャーター便が何度か実施されるなど、観光地としての人気が高まりつつあります。フィリピンやサイパン等への直行便については、各市場の需要や認知度の向上を踏まえ路線誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　３、環境部関係についての中の(1)、ジュゴン死亡の処置マニュアルについてお答えいたします。

文化財保護法上、ジュゴン等の天然記念物は死亡した時点で滅失と言い、消滅したものとみなされます。その後の処置については文化財保護法上の規定はありませんが、発見者から文化庁宛てに滅失届を提出していただくことになります。また、死骸については通常、地域の博物館等で標本等として活用されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　３、環境部関係についての御質問の中の(2)、国立自然史博物館設立の状況と課題についてお答えします。

国立自然史博物館については、アジアの自然史研究を牽引するとともに、沖縄県の自然環境の魅力発信、生物多様性の保全、教育・研究機関との連携による人材育成など、さまざまな効果が得られると考えております。そのため、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、その誘致に努めていくという方針を位置づけ、シンポジウムの開催、設立意義等の調査、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけや県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、引き続き関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、国立沖縄自然史博物館の設立を提言している日本学術会議の専門家の助言や協力を得ながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

同じく３の(3)、犬・猫殺処分ゼロに向けた県の取り組みについてお答えします。

県では平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引き取り数の削減、返還数及び譲渡数の向上のための各施策に取り組んでいるところであります。同推進計画における犬・猫殺処分数の当初目標は既に達成し、平成30年度の暫定目標である1500頭についても、平成29年度に引き続き平成30年度も達成しております。

県としましては、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、さらなる譲渡数の向上のため、従来の取り組みに加え、不妊去勢手術やワクチン接種を拡充するほか、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備などに取り組んでまいります。

３の(4)、いわゆるごみ屋敷の状況と対策についてお答えします。

家庭等から排出される廃棄物については、一般廃棄物として、その処理は市町村の責務となっています。いわゆるごみ屋敷について明確な定義はありませんが、県保健所に寄せられた相談は、類似案件を含めてこの１年で６件で、そのうち２件改善しております。県保健所では、県民や市町村から相談を受けた際には、市町村職員と現地確認及び廃棄物の処理等の助言を行っています。

県としましては、引き続き市町村と連携してごみ屋敷問題に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、子ども生活福祉部関係についての御質問の中の(1)のア、無償化に向けた各市町村の状況についてお答えいたします。

市町村におきましては、10月から実施される幼児教育・保育の無償化実施に向けて、保育の必要性の認定事務、関係条例等の改正、広報誌や施設を通した保護者への周知等を行っております。また、市町村によっては、病児保育・一時預かりの利用料を支払わずにサービスを受けることができるモバイル認定情報通知システムの導入や、認可外保育施設利用料の給付手続をウエブ上で行うＩＣＴシステムの導入など、独自の取り組みも行われております。

同じく４の(1)のイ、市町村ごとの違いの集約についてお答えいたします。

無償化の実施に際しては、地域の実情に応じ、各市町村で独自の取り組みが行われております。具体的には、各施設において徴収金額が設定される食材費について、保護者の負担軽減のため補助を拡充することや、保育士確保に向けた取り組みなどが予定されているとのことです。

県は、引き続き各市町村における取り組み状況の集約を行い、好事例の共有を図ることにより、無償化の円滑な実施を支援してまいります。

同じく４の(1)のウ、不公平との意見についてお答えいたします。

幼児教育・保育無償化の実施に際しては、在宅で子育てする家庭は対象とならないこと、待機児童が依然として多く存在すること、高所得世帯ほど無償化の恩恵が大きいのではないかなど、さまざまな意見があることは承知しております。

同じく４の(1)のエ、予想される課題と対策についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化により、さらなる保育ニーズの高まりが予想されることから、市町村は、幼児教育・保育無償化の影響等を勘案した第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでおり、県はこれらの取り組みを支援しております。また、無償化の対象となる認可外保育施設について、保育の質の確保等が課題となっていることから、指導監督の強化に取り組むこととしております。

県としましては、市町村と連携して無償化の円滑な実施に取り組むとともに、引き続き保育所等の整備や保育士の確保、認可外保育施設の認可化促進及び保育の質の向上に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、本部町健堅に埋葬された遺骨の収集についてお答えいたします。

本部町健堅における未収骨情報につきましては、関係者からの提供資料によると、太平洋戦争中、本部町沿岸で空襲により沈没した日本軍の輸送船に乗船していた14名の戦没者の埋葬情報となっております。現在、ボランティア団体等が中心となり収骨を計画しており、沖縄県としましても同団体と情報共有を図り、遺骨が見つかった場合は国へ報告し、御遺族のもとへお帰しできるよう、取り組んでまいります。

同じく４の(3)のア、フィリピン、南洋諸島における今後の慰霊についてお答えいたします。

太平洋戦争中、戦前にフィリピン及び南洋諸島に移民として移り住んだ県人が戦争に巻き込まれ、２万4000人余りのとうとい命が失われました。そのみたまを慰めるため、関係者の御努力により、現地において慰霊祭が開催されてまいりました。

県としましては、フィリピン及び南洋諸島における今後の慰霊については、国外における戦争体験の風化を防ぎ、その実相と教訓を正しく継承していくためにも、次世代を担う若者の意識の醸成が重要だと考えております。このため、当該地域からの帰還者や御遺族の皆様の御意見を伺うとともに、現地関係者の協力もいただきながら対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく４の(3)のイ、フィリピン、南洋諸島における戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定についてお答えいたします。

フィリピン及び南洋諸島を含め、海外における戦没者遺骨の収集及びＤＮＡ鑑定につきましては、国において実施しております。国によると、海外における遺骨収集では、収骨した遺骨のうち、歯及び四肢の骨に

ついては、ＤＮＡ鑑定のための検体として、焼骨せずにそのまま日本へ持ち帰り、専門機関において鑑定を行い、それ以外の遺骨については、現地で焼骨の上、持ち帰っているとのことであります。

同じく４の(4)、ひとり親家庭生活支援モデル事業の成果と課題についてお答えいたします。

県のひとり親家庭生活支援モデル事業では、北部・中部・南部の３圏域に拠点事務所を設置し、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労や子育て支援、学習支援等の総合的な支援を行っています。平成24年度から平成30年度までに159世帯を支援し、114世帯が地域での自立につながっているところです。また、うるま市を初め４市で同様の事業を実施しておりますが、さらなる施策の拡充が必要であることから、県としましては、その他の各市に対しても、引き続き同様の事業の実施を働きかけることで、支援の拡充に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは５の保健医療部関係についての御質問の中の(1)、北部看護学校についての御質問にお答えします。５の(1)のアと５の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

北部看護学校の名桜大学への移行につきましては、同校を運営する北部地区医師会が、７月18日の北部看護学校に関する公立化構想協議会で、公立化検討依頼を取り下げ、名桜大学への移行に向けた協議を終了したものと考え、承知しております。北部看護学校は、平成５年度の開校以来、これまで約2000人の看護師を養成し、平成30年度卒業生の県内就業率は76％、このうち約４割が北部圏域で就職しており、地域医療に大きく貢献しているものと考えております。

次に(2)のイ、北部から中南部への患者の紹介についてお答えします。

北部医療圏から中南部医療圏への患者の紹介状況については把握しておりませんが、平成25年度の北部医療圏域から他圏域への患者の流出は、１日当たり225人で、北部圏域の１日当たり患者数1115人の約20％となっており、流出先は、中部圏域116人、南部圏域109人となっております。

次に(2)のウ、北部基幹病院の進捗状況についての御質問にお答えします。

現在、北部12市町村において、経営システム及び財政負担など、北部基幹病院の基本的枠組みについての検討が進められているところであります。基本合意書案の経営システム及び財政負担などについては、首長レベルでは大筋了承いただいているところでありますが、現在、それぞれの市町村が全員協議会などを通じて、市町村議会と協議し、それぞれの市町村としての考え方を整理しているところであります。今後、北部基幹病院の基本的枠組みに関する12市町村としての統一した考え方が取りまとめられるものと考えており、県としては、市町村の意向も踏まえながら、基本的枠組みの合意形成に向け、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

次に(3)のア、民泊条例制定後の成果と課題についてお答えします。

条例制定前の無許可営業件数は、平成28年度では、民泊仲介サイトに掲載された宿泊施設573件中309件（53.9％）が無許可営業であったのに対し、条例制定後の平成30年度末には、3686件中63件（1.7％）となっており、大幅に改善されております。しかし、いまだに無許可の営業が確認されておりますので、これらの施設に対しては、保健所による調査・指導を行っているところであります。

次に(3)のイ、市町村間の認識の違いと対策についてお答えします。

市町村においては、施策として民泊を推進することにより、地域の活性化を図りたいとの意向があることなどから、住宅宿泊事業の実施の制限を希望しない市町村があります。その一方で、民泊による住環境の悪化を防止したいとの意向などから、制限の実施を希望する市町村もあります。

県としましては、市町村より県条例の適用対象からの除外、もしくは、適用対象への追加等の要望があった際には、市町村の意向を尊重し、十分調整を行った上で条例の改正について検討していきたいと考えております。

次に(4)のタイワンハブの対策についてお答えします。

県は、平成29年度から危険外来種咬症根絶モデル事業を実施し、タイワンハブが多く生息する名護市喜瀬から恩納村名嘉真地区のモデル地区内及びモデル地区内に設定した重点地区にハブ捕獲器を設置し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験を行っています。同実証試験が、タイワンハブの低密度化に有効であると確認された場合には、他の地域にも展開したいと考えております。

次に(5)の手足口病についての御質問にお答えしま

す。

９月15日現在の患者数は、2143名で昨年の同時期と比較して281名多くなっています。地域的には、那覇市、宮古及び八重山保健所管内で警報レベルの流行が続いておりますが、県全体としては流行が収束する傾向にあります。患者の８割は２歳以下の乳幼児であることから保育所での感染対策が重要であり、県としましては、保育所での感染予防のため手洗いの徹底など、感染症予防のための正しい知識を普及するための広報活動を引き続き行っていきたいと考えております。

次に(6)のア、未成年者の自殺についての御質問にお答えします。

平成30年の県内における未成年者の自殺者数はゼロ件と報告されておりますが、平成26年から平成30年までの過去５年間の年代別自殺者数を見ますと、未成年者の自殺者数は全体の1.3％となっており、過去５年間で17名の方が自殺で亡くなっております。

次に(6)のイ、未成年者の自殺の原因についてお答えします。

自殺は、さまざまな原因が複合的に連鎖する中で引き起こされると言われておりますので、一つの原因に特定することはできませんが、全国的な統計の結果によれば、20歳未満の自殺の原因は不詳の数を除くと学校問題、健康問題、家庭問題の順に多くなっております。

次に(6)のウ、未成年者の自殺対策についての御質問にお答えします。

県は、自殺対策として、年代にかかわらず全ての県民に対し、自殺予防に関する知識の習得及び見守りを意識づけることを目的に、ゲートキーパー養成研修への講師派遣事業を行っております。また相談支援や、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺に至る前に誰かに援助を求める、住みよい地域づくりを推進するための普及啓発なども行っております。

県は、自殺対策として教育、福祉、雇用などにおいて、自殺の原因を取り除くことが期待できる施策を推進し、関係機関と連携して自殺対策の強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　５、保健医療部関係についての御質問の中の(2)ア、県立北部病院の診療科の状況等についての御質問にお答えいたします。

県立北部病院の標榜診療科は27診療科であり、そのうち、泌尿器科が休診となっているほか、外科が一部診療を制限しております。また、脳神経外科においては、次年度以降の診療継続が厳しい状況にあります。病院事業局においては、県立北部病院の医師の確保を図るため、引き続き北部病院長とともに県内外の大学病院等への医師派遣要請や就業希望医師への視察ツアーの実施、県立病院臨床研修事業による医師の育成などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　６、土木建築部関係についての御質問のうち(1)、不調・不落の状況と対策についてお答えいたします。

土木建築部発注工事の不調・不落率については、平成28年度21％、平成29年度20％、平成30年度22％となっております。その主な要因は配置技術者の不足等と考えており、対策として、工事発注に際して複数の小規模工事をまとめたり、主任技術者等の兼任要件の緩和、余裕期間の設定、離島等で必要となる経費の精算対応等を講じているところであります。

次に６の(2)、沖縄西海岸道路の進捗についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、国において整備が進められており、事業化区間が７地区10区間で、延長は約37キロメートル、73％の事業化率となっております。浦添北道路については、一期線が平成30年３月に暫定供用されており、二期線が令和元年度に事業着手しているとのことであります。臨港道路若狭港町線及び那覇北道路については、平成26年度に事業着手され、事業推進を図っているとのことであります。

県としては、今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたいと考えております。

次に６の(3)、伊平屋・伊是名架橋についてお答えいたします。

県は、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に、整備の可能性調査を実施しております。その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は、環境面の調査も行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

次に６の(4)、伊平屋空港の進捗状況についてお答

えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は、航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に６の(5)のア、国際クルーズ港湾整備の進捗状況と課題についてお答えいたします。

本部港においては、令和３年度に20万トン級のクルーズ船が接岸できる岸壁の供用開始を目指し、整備を進めております。石垣港は令和２年度に20万トン級の整備完了、平良港は令和３年度の整備完了、那覇港は令和４年度の供用開始を目指し、それぞれ22万トン級の岸壁整備を進めているとのことであります。中城湾港においては、既存岸壁を活用し、平成29年度から16万トン級の運用を開始しております。

県としては、国等と連携し、国際クルーズ拠点整備が計画どおりに進捗するよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　７、公安委員会関係についての御質問のうち(1)、交通ルール意識についての中の自転車による交通事故等についてお答えをいたします。７の(1)のアと７の(1)のイは関連いたしますので、一括してお答えをいたします。

自転車事故は重大な被害が生じるケースもあることから、県警察においては違反状況の調査という形ではありませんが、平素から街頭における指導・警告や取り締まりを行うなどして事故防止に努めているところであります。平成30年中につきましては、信号無視、一時不停止、無灯火などの違反行為に対し、約１万5000件の指導・警告を実施したほか、制動装置不良自転車運転禁止違反で１名を検挙しております。平成30年中の自転車絡みの人身事故につきましては、自転車利用者が加害者となる事故は44件発生をしており、全人身事故に占める構成率は１％で、全国の順位は32位でした。また、自転車利用者が被害者となる人身事故は242件発生しており、全人身事故に占める構成率は5.5％、全国の順位は46位となっております。なお、昨年中自転車絡みの死亡事故の発生はございませんでした。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体等と連携をして地域や学校等における広報啓発活動を行うとともに、悪質・危険な違反に重点を指向して指導・警告、取り締まりを実施し、自転車の安全利用の促進と事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく７の(1)の中のウ、沖縄自動車道の追い越し専用車線の認識についてお答えをいたします。

沖縄自動車道は、上下線とも片側２車線で車両通行帯が設けられており、道路交通法により車両は追い越しをするときや工事などやむを得ない場合を除き、道路の左側の第一通行帯を通行しなければならないこととされております。近年の観光客の増加に伴い、我が国の交通ルールにふなれな外国人等も増加していると考えられ、事故を抑止するためにはこれらの方々に対する広報・啓発が重要であると認識をしております。

県警察といたしましては、道路管理者であるＮＥＸＣＯ西日本と連携をし、上下線17カ所の路面標示や同じく15カ所の道路情報板を活用して、キープレフトなどの走行車線、追い越し車線の通行方法の周知を図っているほか、沖縄県レンタカー協会に働きかけを行い、車両貸し出しの際に配布されるドライブマップに高速道路の車線区分、最高速度規制、県内の事故多発地点などについて表記をし、レンタカー利用者に周知を図っていただくなどの取り組みを行っております。加えまして、悪質な違反については取り締まりも行っており、平成30年は通行帯違反で約100件程度検挙しております。引き続き、交通ルールに関する周知広報を推進してまいりたいと考えております。

次に７、公安委員会関係の御質問のうち(2)、米軍関係Ｙナンバー車による違法白タク行為についてお答えいたします。７の(2)のアから７の(2)のウまでは関連いたしますので、一括してお答えをいたします。

白タク行為とは、道路運送法に定める除外事由に該当しないにもかかわらず、自家用自動車を使用し、有償で旅客を運送すること等を言います。

県警察では、御指摘の事案に関し、道路運送法を所管する沖縄総合事務局や米軍捜査機関と連携をし、情報収集と実態把握に努めておりますが、その具体的内容については答弁を差し控えさせていただきます。

また、沖縄県外の状況につきましては、県警察としてはお答えする立場にございません。

対策についてでありますが、県警察としては、引き続き情報収集に努めるとともに、北谷町美浜地区、沖縄市中央地区等においてパトロールや職務質問を強化しているほか、関係機関と連携し、米軍関係者に対し、白タク行為は違法である旨の横断幕の掲示や、チ

ラシの配布等の注意喚起を行い、違法行為の未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　８、座間味浄水場の問題についての御質問の中の(1)、座間味浄水場建設の現状についてお答えをいたします。

座間味島に建設する浄水場の予定地については、事業の実現性等を検討し、複数地点から阿真ビーチ隣接地に絞り込んだところであります。しかしながら、その後、津波被害を受けない高台への変更を求める住民からの要望を受け、再検討を行っております。具体的には、高台にある阿真チジ、旧ごみ捨て場及び高月山の既存浄水場隣接地について、調査業務を行っており、現在、各候補地に関する資料収集、施設配置の検討に必要な測量、地質調査に向けた環境省との事前調整を進めているところです。浄水場の建設予定地については、当該調査や環境省との調整結果を踏まえ、その後、村との協議や住民説明会を行い、年内を目途に選定したいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　何点か再質問させていただきます。

幼児教育・保育の無償化についてでございますけど、市町村や保育所ごとに給食費が異なると非常に混乱が生じないかということですけど、その辺に対してもうちょっと明確な御答弁をお願いします。

そして、保護者は保育料全体が無償化されるというようなことだと捉えており、給食費が徴収されることについては理解をしていないような状況でございます。保育料や給食費等を含む無償化に係る説明責任は県や市町村にあるのではないかと思いますが、その辺もあわせてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

そして、給食費の徴収を保育園に押しつけているような状況になりつつあります。保育園と保護者の間の信頼関係が崩れてしまう可能性もあり、沖縄県として給食費を児童手当から引き落とせるようなことを推奨すべきじゃないかと思いますけどいかがでしょうか。

それと、座間味浄水場の問題ですが、年内を目標にやっているということでありますが、これは議会や委員会の中でかなり問題提起されているような現状がございます。知事みずからその現場を調査すべきだと私は思いますけど、いかがでしょうか。そしてまた、今住民からの合意がないような状況でもあります。そのような状況の中で年内に強引に着工するということがあるかということを知事にもお聞きしたいと思います。

高速艇の導入でありますけど、これまでコンベンションが進めてきたものは、現在やっているものとは全く別物なのかということを確認させていただきたいと思います。

それと民泊ですが、悪質民泊の迷惑行為を規制するための条例制定でありました。ここに来て教育民泊とのかかわりの問題が浮上してきております。修学旅行とのかかわりもあるため、教育民泊のみの規制緩和が必要との声もありますが、いかがでしょうか。

それと、本部港の米軍使用の問題、10月にも再度使うというような情報もございます。れっきとした民間港です。本部港は本部町が管理しておりますが、県の財産でもあり北部の玄関口となるクルーズバースを整備している状況でもあり、強い姿勢で臨んでいただきたいと思いますけど再度御答弁をお願いします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○平良　昭一君　他国地位協定の問題ですけど、４点に絞って調査をしておりますけど、実際そこで働いている現地の基地従業員もおります。その辺の対策もほかの地域が――他国がどうなっているかということも調査すべきだと思いますけどいかがでございましょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　平良昭一議員の再質問にお答えいたします。

私からは座間味浄水場についての件を答弁させていただければと思います。

先ほど企業局長からありましたとおり、現在それぞれの候補地において資料収集それから施設配置の検討に必要な測量、地質調査に向けた環境省との事前調整などを進めておりまして、村との協議あるいは住民説明会を行って慎重に意見交換も行いながらそのもろもろについてを進めていただきたい、慎重に進めていただきたいということで私のほうからはそのお願いをさ

せていただいております。

そして、現地を私自身が視察をしてその状況を把握するべきではないかという御意見・御質問ですが、今後行政視察等の日程調整なども含めて現地の視察ができるかどうかについて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平良昭一議員からの再質問についてでございますが、幼児教育・保育の無償化についてに３点ほどあったと思います。

１つ目の食材料費について市町村や保育所ごとに徴収金額が異なるので混乱するのではないかという御質問だったと思いますが、副食費の徴収額につきましてはそれぞれの施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなっております。市町村の公立保育所の検討状況について確認しましたところ、市町村ごとに徴収金額が異なっていることを確認しております。

副食費の実費徴収につきましては、いずれにいたしましても保護者に丁寧な説明が必要でありますので、県としましては、保育現場の声も聞きながら抱える課題等に対しまして、市町村とも意見交換をしながら保護者への丁寧な対応を働きかけてまいりたいと思います。

２点目の保護者が食材料費の徴収について理解していないのではないか、説明をちゃんとしているかという御質問だったと思います。

これに関しましては、今般の無償化によりまして保育料は無償となりますけれども、食材料費それから行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。市町村はこれらについて広報誌を出したり、施設を通して保護者への周知を図っているところではございますが、県においても県の広報誌等を活用してこれらの周知を図っているところでございます。引き続き周知に努めるとともに、他の市町村の参考となるような取り組みについては、市町村間で情報共有が図られるよう利用者の理解が得られるよう取り組んでまいりたいと思います。

３つ目に児童手当からの徴収が可能ということでありますが、県は積極的にそれを働きかけるべきではないかという御質問だと思います。

現行の児童手当制度におきましては、学校給食費等について保護者からの申し出があった場合に限り児童手当から徴収することが可能とされておりまして、保育所の副食費についても同様な扱いが可能とされております。現在の検討状況を確認しましたところ、滞納が生じた場合に備えるなどということで17市町村において児童手当からの徴収を検討していると聞いているところでございます。児童手当からの徴収につきましては、市町村において、施設における徴収状況を踏まえまして個別に判断されるものと考えておりますが、県は引き続き担当者会議等を通してこれらの周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　平良昭一議員の再質問にお答えをいたします。

高速船の運航についての御質問でございましたけれども、沖縄観光コンベンションビューローが提言しています北部観光振興プロジェクトにつきましては、高速船の運航それから交通ターミナル構想、ロープウエー構想それからブセナの海中公園の展望塔のリニューアルを掲げておりまして、その構想全体でいわゆるヤンバルの特性や環境保全に配慮した新たな観光コンテンツの開発を行うことによって、自然環境の学習とか新たなヤンバル観光の発展のために必要だというところの目的でもってなされたものというふうに理解をしています。その中でもとりわけ高速船の運航につきましては現行でも民間事業者が一部、那覇から本部まで運航しているところもございますが、この高速船につきましては各所の渋滞の緩和のみならず新たな移動手段の選択肢の提供でありますとか、移動そのものを楽しむ新しい観光コンテンツの提供を図るために導入する目的があるというふうに理解をしております。ただ一方これの導入に当たりましては、ビューローの報告書自体に気象や海象の調査でありますとか、導入船舶の検討、港湾整備の推進あるいは人材の確保、事業費の確保などクリアすべき課題が多くあると述べられているところでございます。これらの課題の解決に向けては私ども観光部局だけでは取り組めないと、あるいはそれぞれ国の各部署それから国との調整なども必要になってこようかというふうに思っております。いずれにしましても北部観光の振興が本県観光振興に重要でございますので、引き続き観光コンベンションビューローと情報交換を進めていきながらどのような進め方ができるかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　民泊に関する再質問にお答えしたいと思います。

質問の趣旨は、現行条例で地域を限定して住宅宿泊事業の実施を制限しているわけでありますけれども、同じ地域にありながら教育民泊という形態だけを抜き出して、実施の制限から除外するというようなお話だと思います。そういう取り扱いをすることが平等とか公平に照らしてどうなのかという問題、それと住宅宿泊事業法の趣旨を考えてみた場合にそういう取り扱いをすることが可能かどうか。そしてまた抜き出すときに定義づけする必要があるわけですけれども、そういう面が法制執務的に可能かどうかについて調査するというふうなことを今命じておりまして、そういうことが可能かどうかは調査研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　現時点で本部港の具体的な使用通告はございませんが、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思います。

県としましては、民間港湾は緊急時以外は米軍の使用は自粛すべきであるというのが一貫した方針でございます。引き続き本部港の使用自粛につきまして海兵隊、政府に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　平良昭一議員からの再質問、他国基地従業員の処遇に関する調査についてお答えいたします。

基地従業員の雇用に関しましては、雇用主である国において他国の調査も含め適切な対応がなされるべきと考えております。そのため県では、毎年渉外知事会と連携して雇用主である国が責任を持って適切な労務管理を実施するよう要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　会派おきなわ、玉城満です。

代表質問やります。

去る18日は、しまくとぅばの日でございました。くしくも２日前に、喜劇の女王と言われている仲田幸子さんが引退を表明する最後の公演がございました。周りを見渡せば、ウチナー芝居の回数もだんだん減ってきて――昔は、やっぱりこの敬老の日だとどこの市民会館に行っても、どこの公民館に行っても、ウチナー芝居をやっていたり、島唄のコンサートをやっていたりしてにぎわっていたものでございます。もちろん、母の日公演もそうでございます。しかし、だんだんだんだんやはりこの先輩たちが引退をし始めて、後継者もだんだんだんだん少なくなってきて、それとともにしまくとぅばもだんだんだんだん薄れていくというか――この前、あるところでユンタクしたときに、僕はいつも常々、よろしく　ユタシク　タマグシクと言っているんですね。そうすると、僕の話が終わった後に年配の方がお見えになって――お母さんでございました。あんたが言っているのは間違っているよ。ユタシクという言葉はないよと。いや、僕のこのユタシクという言葉は造語なんですよ。実は、大分前に、僕らがまだ演劇をやっていたころに、ユタシクというのはあの矢沢永吉さんがよろしくと一言で言っていたのを、どうやって一言で言えばいいのかというときの造語だったんですね。だから、僕もウチナーグチではないとは思っているんですが、指摘されたときにはっとしました。なぜかと言うと、今ラジオを聞いているとユタシクという言葉がたくさん聞かれてくるようになって――結局、ムカシンチュから言わせれば、違った伝わり方をしているということを言いたかったんでしょうね。だから、これはあくまでも造語ですよというふうに、一言言っておけばよかったんだけれども、だから、こういうふうに間違いというか、言葉は僕は生き物だと思っています。ウチナーグチは。なぜかと言うと、大宜見小太郎さんが南米に行ったときに、南米でウチナー芝居の公演をしたときに――今から三、四十年前ですよ。行ったら、小太郎さん、ヤーガムノー　チガトーッサと、やっぱり言われたって言うんですね。これは、ずっと言葉はやっぱり生き物だから変わっていく。しかし、その生き物をどうやって残すか。やはり、ＡＩを使ってしっかり今のうちにしまくとぅばを残しておかないと、本当に後はわからなくなりますよ、本当に。ウチナーグチはおもしろくて、ハナシムヌガタイというのを聞いたことありますか。ハナシムヌガタイというウチナー。よくよくこれ日本語にしてみると、ハナシとムヌガタイは同じ言葉なんです。同じ言葉をタックヮーしているのがたくさんある。これガンチョーといいますよね、ミーガンチョーといいますよね。ガンチョーというのは、眼鏡のことなんですよ、眼鏡のことなんですよ。ところが、その前にミーをタックヮーしているんですね。目の眼鏡。

ウチナーグチ、こんな言葉がたくさんある。しかし、これは間違いではない。やっぱり当時の流行とか、はやりとかそういう乗りになったということで、やはりこれは記録にずっと残すべきではないかなと思っております。そのためにも、先輩たちがたんだんだんだん引退していく中、もはやＡＩしか残っていないと思いますので、ぜひ知事、ＡＩを導入していただいてしまくとぅばを残していただきたいと思います。

もうそろそろ質問しないと間に合いませんので。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、米軍再編に伴う知事の対日、米政府へのアクションについて伺う。

(2)、辺野古埋立阻止に向けた新たなる知事のアクションについて伺う。

(3)、日米地位協定の見直し、進展に向けた知事のアクションについて伺う。

(4)、沖縄県の一国二制度導入について知事の見解を伺う。

(5)、観光・環境協力税（仮称）導入の意義について知事の見解を伺う。

(6)、世界のウチナーンチュ会館（仮称）の設立について知事の見解を伺う。

(7)、琉球歴史文化の日制定の意義について知事の見解を伺う。

(8)、知事の離島訪問の進捗と今後の予定について伺う。

(9)、アジアにおける友好都市締結について伺う。

(10)、観光問題解決のため、知事の韓国訪問は必須と考えるが見解を伺う。

２、総務部関連について。

(1)、沖縄県の国税収納額の推移について伺う。

(2)、県の自主財源率の推移について伺う。

(3)、消費税増税後の県内経済への影響について伺う。

３、公共交通関連について。

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業について。

ア、進捗について伺う。

イ、政府との調整について伺う。

ウ、費用便益率について伺う。

(2)、沖縄地方渋滞対策推進協議会の取り組みについて伺う。

(3)、那覇―粟国路線再開について。

ア、再開に向けた県の取り組みについて伺う。

イ、再開時期について伺う。

４、環境部関連について。

(1)、沖縄県希少野生動植物保護条例の制定に向けた取り組みについて伺う。

５、子ども生活福祉部関連について。

(1)、保育士不足の解消について伺う。

(2)、児童虐待、ＤＶ等県管轄の相談室、駆け込み寺等の種類、数、役割、実績、課題について伺う。

(3)、沖縄子どもの未来県民会議の実績と課題について伺う。

(4)、子供の貧困対策の民間の取り組みについて伺う。

６、保健医療部関連について。

(1)、長寿県沖縄復活の取り組みについて。

ア、実績と課題について伺う。

イ、上位復活の時期について伺う。

ウ、県民運動の取り組みについて伺う。

(2)、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業について。

ア、高齢福祉施設の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業について伺う。

イ、身体障害者支援施設の同補助事業適応について伺う。

７、農林水産部関連について。

(1)、県農業、林業、水産業の各生産高の推移について伺う。

(2)、同６次産業の生産高の推移について伺う。

(3)、農林水産物の県内自給率について伺う。

(4)、熱帯果樹の輸入と県内生産比率について伺う。

(5)、豚コレラ対策について伺う。

８、商工労働部関連について。

(1)、外国人技能研修について。

ア、県内事業所での人数について伺う。

イ、課題について伺う。

ウ、今後の傾向について伺う。

(2)、駐留軍離職対策センターについて。

ア、離対センターの進捗について伺う。

イ、隣接する駐留軍健康保険組合の駐車場確保について伺う。

(3)、労働環境について。

ア、正規雇用拡大に向けた施策について伺う。

イ、労働条件・労働環境実態調査の結果とその対策について伺う。

９、文化観光スポーツ部関連について。

(1)、日韓摩擦による観光影響について伺う。

(2)、那覇空港ターミナルの課題等について伺う。

(3)、第２滑走路有効活用に向けた県の対応・対策について伺う。

(4)、那覇空港周辺整備について伺う。
(5)、復帰50年記念イベントについて伺う。
10、土木建築部関連について。
(1)、県内都市計画区域の再編について伺う。
(2)、県社会資本整備事業の予算の推移について伺う。
(3)、土木建築従事者不足対策について伺う。
11、教育委員会関連について。
(1)、働き方改革後の教育現場における労働環境の課題について伺う。
12、公安委員会関連について。
(1)、県警本部、各警察署の遺失拾得物及び証拠品保管庫の現状について伺う。
以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城満議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、日米地位協定の見直しに向けた取り組みについてお答えいたします。

県においては、平成29年９月に日米両政府へ日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、他国の地位協定調査を通して日米地位協定の問題点をさらに明確化し、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、トークキャラバンや講演会において、日米地位協定の問題を沖縄の問題というのではなく自分ごととして考えるよう訴えていくこと等により、国民的な議論の喚起を図りたいと考えております。

県としては、全国知事会、渉外知事会、各政党、各種団体等とも連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、環境部関連についての御質問の中の、沖縄県希少野生動植物保護条例の制定についてお答えいたします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、また、沖縄のほぼ全域の沿岸域が重要海域として示されるなど、世界的に見ても生物多様性の極めて豊かな地域であります。しかしながら、近年、営利目的による乱獲や外来種の影響等により、貴重な生物の減少や絶滅が懸念されています。そのため、密猟や外来種などの脅威から希少種のさらなる保護を図るため、希少種の捕獲禁止や外来種の飼養の規制等を内容とする条例を制定することとしたところです。この条例の制定により、生物多様性おきなわ戦略で目指す沖縄の生物の多様性の確保と良好な自然環境の保全に大きく寄与することができるものと考えております。

次に、子ども生活福祉部関連についての御質問の中の５の(3)、子どもの未来県民会議の実績と課題についてお答えいたします。

私が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議では、企業や県民の皆様からの寄附金を活用し、児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金事業のほか、沖縄都市モノレール株式会社による高校生の通学運賃の割引、県民会議会員の協働によるジョイントプロジェクト助成事業などを実施しております。給付型奨学金事業では、平成30年度末現在、33人に給付を行い、モノレール運賃の割引ＯＫＩＣＡは、年間で約350人の高校生が利用するなど、着実に成果が上がっております。また、ことし６月には、発足３年を経過するに当たり、さらなる支援の輪を広げるべく、子どもの未来を応援するメッセージを決議したところであります。今後とも、県民一丸となって活動を継続し、県民運動としての機運を高めていきたいと考えております。

なお、質問にはございませんが、先ほどウチナーグチ、しまくとぅばについての提案がございました。

継承・保存・保護、これらの中にはチチナレー　イイナレー　アビーナレー　チケーナレー、日ごろからの私たちのその言葉遣いをＡＩ技術の導入やデジタルアーカイブとしてしっかり残していくことについても明確な方針が必要であるという認識で一致しているものと思います。

これからもウチナーグチの保存・継承・保護についてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、米軍再編への取り組みについてお答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。そのためには、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区

域の返還を確実に実施することが重要と考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、沖縄の基地負担軽減を日米両政府に対して強く求めてまいります。

次に１の(2)、辺野古埋立阻止に向けたアクションについてお答えします。

県は、国土交通大臣の裁決の取り消しを求め、関与取消訴訟及び抗告訴訟を提起したところであります。埋立承認取消処分の適法性をしっかりと訴え、主張が認められるよう全力を尽くしてまいります。また、辺野古新基地建設問題について国民全体で議論し、民主的解決を図る機運を醸成するため、東京、名古屋、大阪でトークキャラバンを開催したところであります。さらに、インターネットやＳＮＳを活用した情報発信を一層充実させ、本土の方々に辺野古新基地建設問題を自分ごととして考えていただけるよう取り組んでまいります。

次に１の(8)、知事の離島訪問の進捗と今後についてお答えします。

知事は就任後、行政視察として、伊是名村、伊平屋村、久米島町及び与那国町の４町村を訪問しました。また、式典出席などで、宮古島市、北大東村、伊江村及び石垣市の４市村を訪れており、県内15離島市町村のうち、合計８市町村を訪問しております。次回については未定ですが、あらゆる機会を捉えて、今後も多くの離島市町村に訪問する予定でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(4)、一国二制度についてお答えいたします。

沖縄県においては、企業誘致の促進を目的として、国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区など特区・地域制度が創設されているところであります。同制度においては、10年間40％の所得控除や、４年間の繰り越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、ほかに例のない一国二制度的な内容となっております。こうした制度を最大限に活用するとともに、アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込む諸施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、総務部関連についての(3)、消費税率引き上げの県経済への影響についてお答えいたします。

今年度の沖縄経済について、９月に公表した経済の見通しでは、消費税率の引き上げや米中の貿易摩擦による影響が懸念されるものの、人口の増加などを背景として消費が拡大し、入域観光客数は高水準を維持、民間設備投資も拡大すると見通しており、プラスの成長になるものと見込んでおります。消費税率引き上げによる経済への影響については、国はあらゆる施策を総動員し経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしていることから、県としましては国の経済対策や、県民の消費活動等について引き続き注視してまいります。

次に３、公共交通関連についての(1)のア及び(1)のイ、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業の進捗、国との調整について。３の(1)アと３の(1)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、平成30年５月におおむねのルートなど、県としての考え方を取りまとめた沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定しました。現在は、国から示されている費用便益分析等の諸課題について検討を行っているところであり、あわせて去る８月に国に対し、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設に向けた取り組みの加速、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請したところです。

同じく３の(1)のウ、鉄軌道の費用便益比についてお答えいたします。

費用便益比は、事業実施可否の判断を行う指標の一つとして用いられるものであります。県としては、事業の実現に向けて、便益にかかる鉄軌道導入による利用者への効果・影響等に関して、定時性の向上等を踏まえた検討を行っているところであり、その結果を年内をめどに取りまとめ、早急に国と調整を進めていくこととしております。

同じく３(3)のア及び３(3)のイ、那覇―粟国航空路線再開に向けた県の取り組みと再開時期について。３(3)のアと３(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため、那覇―粟国路線の運航再開に向けて、航空会社や関係市町村で構成する沖縄県離島航空路線確保維持協議会において、航空路線の収支構造や運航体制など持続的な運航のあり方について検討するとともに、就航に関心を示す航空会社と意見交換を行っているところであります。現時点で運航再開の時期をお答えすることは困難ですが、早期の運航再開を目指して、引き続きこれらの取り組みを行ってまいります。

次に９、文化観光スポーツ部関連についての(2)及び(3)、那覇空港ターミナルの課題と第２滑走路の有効活用対策について。９の(2)と９の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

那覇空港の旅客ターミナル施設については、航空需要が増大する中、ＬＣＣ受付カウンターの不足や国際線ターミナルの狭隘化が課題とされていたものの、際内連結ビルが供用開始されたことにより、改善が図られております。また、国においても、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客の受け入れ体制を強化するため、ＣＩＱ施設の増設工事を進めているところであります。今後は、第２滑走路の供用開始によるさらなる航空需要の増大が見込まれることから、県としては、駐機スポットや地上ハンドリング体制の確保、旅客ターミナルビルのさらなる利便性向上を促進してまいります。

同じく９の(4)、那覇空港の周辺整備についてお答えいたします。

国においては、構内道路の拡幅や、高架道路の延伸、新たな立体駐車場の整備等、混雑緩和に向けた計画が進められており、沖縄都市モノレール株式会社においては、３両化導入が検討されております。

県としましても、県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である那覇空港の機能強化に向けて、引き続き関係機関等と連携して取り組んでまいります。

同じく９の(5)、復帰50周年記念事業についてお答えいたします。

沖縄は、３年後の令和４年に復帰50年という大きな節目を迎えます。誰ひとり取り残すことのない社会や、平和で真に豊かな沖縄の実現に向けて、新時代沖縄の姿を内外に発信していくことが重要と考えております。現在、県では、新たな振興計画のスタートも見据えながら、全庁的に復帰50周年記念事業に係る各種イベント等について検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(5)、観光目的税導入の意義についてお答えいたします。

沖縄観光は本県経済の牽引役として着実に発展してきておりますが、近年、観光客の増加に伴い、多様化するニーズへの対応を初め、県民生活への負荷や環境への影響等、受け入れ対応を中心としたさまざまな課題が顕在化してきております。

県としては、これらの課題に的確に対応し、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光目的税の導入が必要であると考え、導入に向けた取り組みを進めているところであります。

同じく(6)、世界のウチナーンチュ会館（仮称）設立への見解についてお答えいたします。

平成30年８月、国際交流団体等で構成される団体から県に対し世界のウチナーンチュセンター設置要請書の提出があり、県では、内容の詳細について、要請団体と意見交換等を行っているところです。一方、当該施設については、過去に県において類似施設の建設が計画されたものの、財政事情やインターネット普及による状況の変化等により計画自体が見送られた経緯があります。こうしたことから、県としては、要請団体と意見交換等を継続しながら、既存施設等の活用の可能性も含め慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく(7)、琉球歴史文化の日制定の意義についてお答えいたします。

沖縄県では、先人たちが築き上げてきた伝統文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着など、ウチナー文化の根底をなすチムグクルを持つことが、最も重要であると考えております。そのため、琉球歴史文化の日制定を通じて、各地域の伝統文化に対する県民の機運の醸成を図りながら、ウチナー文化のさらなる普及・継承・発展及び発信に取り組む必要があり、県では現在、具体的な日の制定に向け、有識者等で構成する検討委員会を開催し、協議を重ねているところです。

同じく(9)、アジアにおける友好都市締結についてお答えいたします。

沖縄県では、アジア地域においては、中国福建省と友好県省を締結しております。その経緯として、同省とは琉球王朝時代から約600年にわたる交流の歴史があること等を踏まえ、平成９年に友好県省を締結し、文化、経済、人的交流を推進しております。

同じく(10)、知事の韓国訪問についてお答えいたします。

去る９月６日の日韓関係についての知事メッセージでも、経済面のみならず、文化、スポーツの交流までもが萎縮し、各方面における損失が広がる負の連鎖をとめるためには、市民間、地域間の交流推進が重要であること、そして、これからも韓国と沖縄の人々が手に手をとって、ともに日韓の友好推進に取り組んでいく必要があると発表したところであります。そのた

め、知事が訪問し、メッセージを伝えることが重要であると考えております。

次に、文化観光スポーツ部関連についての御質問のうち(1)、日韓摩擦による観光影響についてお答えいたします。

平成30年度の韓国からの観光客数は約55万4000人、月平均では約４万6000人となっております。本年７月末時点における韓国路線は、３都市から週73便が就航していましたが、９月末時点では２都市・週32便となり、半分以下に減少する見込みとなっております。

県としましては、引き続き、航空各社の就航状況や月例の入域観光客数等を把握するとともに、関係機関と連携し、必要な対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、総務部関連についての御質問の中の(1)、沖縄県内の国税収納済み額の推移についてお答えします。

国税庁の統計年報によりますと、沖縄国税事務所管内の収納済み額は、平成27年度3365億円、平成28年度3467億円、平成29年度3656億円となっており、県内景気の拡大を背景に増加傾向にございます。

同じく２の(2)、県の自主財源比率の推移についてお答えします。

本県の自主財源比率は、普通会計決算で平成28年度30.0％、平成29年度32.6％、平成30年度33.6％となっており、県内景気の拡大による税収の増等により上昇傾向にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、公共交通関連についての御質問のうち(2)、沖縄地方渋滞対策推進協議会の取り組みについてお答えいたします。

沖縄地方渋滞対策推進協議会は、国や県等の関係機関で構成され、沖縄地方における渋滞対策の検討や効果検証を行っております。同協議会において、平成24年度に沖縄本島における主要渋滞箇所として198カ所が特定されたことを受け、関係機関が連携して渋滞対策を実施しており、これまでに14カ所が特定解除されております。今後とも、関係機関と連携して、渋滞緩和に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に10、土木建築部関連についての御質問のうち(1)、県内都市計画区域の再編についてお答えいたします。

県では、各市町村が描く将来のまちづくり計画を踏まえ、市町村と県が一体となって、土地利用に関する課題解決に向けて取り組む必要があると考えております。去る８月には、学識経験者や関係市町村等で構成する那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を設置し、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、無秩序な開発ではなく地域特性を生かした適切な土地利用となるよう関係市町村等と連携して取り組んでおります。今後、市町村からの再編に係る提案などについて、同協議会全体で検討していきたいと考えております。

次に10の(2)、社会資本整備に係る県予算額の推移についてお答えいたします。

土木建築部所管の社会資本整備に係る過去５年間の当初予算額の推移は、平成27年度1178億円、平成28年度1178億円、平成29年度1129億円、平成30年度1032億円、令和元年度944億円となっております。

次に10の(3)、土木建築従事者不足対策についてお答えいたします。

建設業においては、技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、担い手不足が生じており、将来を担う人材を確保することが課題と考えております。そのため、県では、週休２日工事やＩＣＴ活用工事の推進、社会保険加入の徹底等による建設業の働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーや、おきなわ建設フェスタへの出展、建設業合同企業説明会開催への協力など、建設業界の魅力発信に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　答弁の途中ではありますが、玉城満君の質問に対する残りの答弁は時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の玉城満君の質問に対する答弁を続行いたします。

子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、子ども生活福祉部関連についての御質問の中の(1)、保育士不足の解消についてお答えいたします。

県では、新規保育士を確保するため、修学資金の貸

し付けや市町村が行う保育士試験対策講座の実施費用を補助しており、潜在保育士に対しては、就職準備金や未就学児の保育料の貸し付け等の復職支援を行っております。また、国における公定価格の改定や、県独自の施策として保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援事業などの処遇改善にも努めております。さらに、市町村長との意見交換や待機児童対策協議会等における市町村間の情報共有等を行い、保育士の確保に取り組んでいるところであります。

同じく、５の(2)、児童虐待、ＤＶ等の相談支援体制やその実績、課題についてお答えいたします。

児童虐待やＤＶに関する県の相談窓口については、児童相談所や女性相談所、県福祉事務所があり、緊急性のある場合は児童相談所や女性相談所で一時保護が行われております。女性相談所及び県福祉事務所における平成30年度のＤＶ相談件数は1761件で、児童相談所が処理した児童虐待の相談件数は1100件となっております。ＤＶと児童虐待との関連性が指摘され課題となっていることから、県としても引き続き児童相談所等の体制強化や警察、市町村等関係機関との連携の強化に取り組んでまいります。

同じく５の(4)、子供の貧困対策の民間の取り組みについてお答えいたします。

沖縄子どもの未来県民会議は、平成28年６月の設立から３年が経過し、県民一丸となった運動を展開してまいりました。この間、行政と民間が連携し、子供の居場所や子ども食堂は、約170カ所が開設されるなど、広がりを見せております。また、企業等においては、周年事業やチャリティーイベントを通して寄附につなげる取り組みや、子供の居場所への食料品の寄贈等に取り組んでおります。さらに、民間の自主的な取り組みとして独自の奨学金事業や、困難を抱える世帯を対象とする無料ヘアサロンの実施、さらには、ポイント還元とあわせて商品売上金の一部を寄附する取り組みなど、県民が支援に参加できるさまざまな仕組みが生まれております。

次に６、保健医療部関連についての御質問の中の(2)のア、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業についてお答えいたします。

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的とする地域医療介護総合確保基金事業の一つとなっております。当該事業は、特別養護老人ホームなどの介護施設等の創設や改築等の際に、安定した質の高いサービス提供体制の整備を支援することを目的に、備品購入費や人件費、広告費などに係る準備経費の一部を介護施設等に対し補助する事業となっております。

同じく６の(2)のイ、身体障害者支援施設への基金事業の適用についてお答えいたします。

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業に係る介護施設等の施設開設準備経費等支援事業については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、対象施設が限定されており、障害者支援施設は含まれておりません。障害者支援施設等に係る開設準備経費については、現在のところ、国庫補助メニューはありませんが、創設や既存施設の改築等については、沖縄振興特別措置法の高率補助が適用される社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは６の保健医療部関連についての御質問の中の(1)、長寿県沖縄復活の取り組みについての御質問にお答えします。６の(1)のアから６の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を達成することを目指し、課題である特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的には、健診受診や適正飲酒などの健康づくりを促すための広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及び活用などに取り組んでいるところであり、成人肥満率が減少するなど、一部の指標では改善が見られたところであります。また、県民運動としましては、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　７、農林水産部関連についての御質問の中の７の(1)、農林水産業の産出額の推移についてお答えします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいるところであります。その結果、平成29年における農林漁業

産出額は、農業が平成23年の800億円から205億円増加となる1005億円、林業は11億円から４億円増加となる15億円、漁業は147億円から62億円増加となる209億円となっております。

県としましては、引き続き持続的農林水産業の振興とＩｏＴなどの先端技術等を活用したフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に７の(2)、６次産業の生産高の推移についてお答えします。

国の調査によりますと、県内における直近３カ年間の６次産業関連事業の販売額の推移につきましては、平成27年度233億1000万円、平成28年度244億4400万円、平成29年度261億3000万円で、増加傾向となっております。

県としましては、６次産業化支援事業等の実施により、６次産業化の推進に取り組んでおり、今後とも関係機関と連携し、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、フロンティア型農林水産業の振興を図ってまいります。

次に７の(3)、本県の食料自給率についてお答えします。

平成28年度における食料自給率は確定値で、カロリーベースで36％、生産額ベースで57％となっております。県では、食料自給率の向上のため、１、経営感覚にすぐれた担い手や多様な新規就農者の育成・確保、２、自然災害や気象変動に対応した耐候性ハウス等の整備、３、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備などに取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き各種施策の取り組みにより、食料自給率の向上に努めてまいります。

次に７の(4)、熱帯果樹の輸入と県内生産比率についてお答えします。

平成30年度の沖縄県中央卸売市場における主要熱帯果樹の取扱量は、外国産で約3100トン、県内産が1000トンとなっております。市場取扱量における県産比率は約25％となっております。品目別では、パイナップルの県産比率が約37％で、マンゴーの県産比率は約97％となっております。

県としましては、引き続き栽培施設・機械の整備、優良品種の育成、種苗の安定供給体制の整備等、熱帯果樹の生産振興に取り組んでまいります。

次に７の(5)、豚コレラ防疫対策についてお答えします。

昨年９月に国内で発生した豚コレラは、６県45例と感染が拡大し、収束が見通せない状況が続いております。このため、県では、動物検疫所やＪＡなどの関係機関、養豚農家と連携し、侵入防止対策に取り組んでおります。具体的には、１、防疫対策強化連携会議での情報共有及び防疫対策の周知、２、農場衛生管理状況の立入検査・指導、３、豚コレラ確認検査の強化、４、観光関連団体への協力依頼や空港での侵入防止キャンペーンなどを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　８、商工労働部関連についての御質問の中の(1)のアからウ、県内の技能実習の状況についてお答えいたします。８の(1)のアから８の(1)のウまでは関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成30年10月末現在、県内の技能実習生は1414人となっております。沖縄労働局では、平成30年に技能実習実施者に対し、立入調査を実施したところ、38事業所のうち、22事業所に労働時間や賃金などの労働関係法令違反があり、監督指導を行ったとのことであります。県内の技能実習生の受け入れ状況につきましては、平成28年で527人、平成29年で926人となっており、年々増加傾向にあります。

次に８の(2)のア、沖縄駐留軍離職者対策センターの進捗についてお答えいたします。

同センターについては、これまで入居していた県立駐留軍従業員等健康福祉センターの老朽化に伴い、移転先の確保が課題となっておりましたが、平成31年１月に沖縄市の民間施設に移転し、離職者に対する再就職支援や、アスベスト健康被害に関する相談支援などの業務に取り組んでいるところであります。

次に８の(2)のイ、駐留軍要員健康保険組合の駐車場確保についてお答えいたします。

現在、県では、隣接する県立駐留軍従業員等健康福祉センター用地の一部について、県公有財産規則に基づき有償貸し付けを行っております。

次に８の(3)のア、正規雇用拡大に向けた施策についてお答えいたします。

県としましては、県民の雇用を安定させる観点から、正規雇用の拡大は重要であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援に加え、若年者の正社員雇用と定着に対して助成する実証事業を実施しており、

その効果検証を踏まえ、さらなる正規雇用の拡大に向けた施策・事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に８の(3)のイ、労働環境実態調査の結果とその対策についてお答えいたします。

県では、質の高い雇用の確保に向けた現状分析及び課題の整理や、施策の充実に資する基礎資料作成を目的として、平成26年度及び平成29年度に労働環境実態調査を実施しております。その結果、主な課題としては、離職率、社会保険の加入率、ハラスメント対策などで改善が進んでいないことが挙げられます。

県としましては、調査結果を業界団体等へ提供し、人材育成などの取り組みを促進するとともに、正規雇用化の支援、セミナーの開催や専門家派遣等の施策を実施し、さらなる労働環境の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　11の教育委員会関連についての(1)、働き方改革後の課題についてお答えいたします。

県教育委員会では、ことしの３月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校閉庁日及びリフレッシュウイークの設定等、教職員の働き方改革の取り組みを推進しております。働き方改革のさらなる推進に当たっては、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透を図るとともに、各学校における勤務管理の徹底やさらなる業務改善、合理的でかつ効率的・効果的な部活動を推進するなど、実効性のある取り組みの推進に努めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　12、公安委員会関連についての御質問のうち(1)、拾得物及び証拠品保管庫の現状についてお答えをいたします。

拾得物の保管状況についてでありますが、観光客の増加や大型商業施設の開業等により、拾得物の取り扱いは年々増加しており、平成30年中の拾得物の取扱件数は10年前と比較して約2.2倍となっております。受理をした拾得物は各警察署において保管をしておりますが、大量の拾得物を適正に保管し、保管期間経過後には同物件の売却、廃棄の仕分けも行う必要があり、限られた警察署の施設においてスペースを確保することは年々厳しくなっております。

このため県警察としては、さまざまな事業者に対し、施設の管理者が拾得物の保管管理を行うことのできる特例施設占有者制度の活用や拾得物の保管委託に関する協定の締結を働きかけるなど取り組みを推進しております。

次に、証拠品の保管状況についてお答えをいたします。

証拠品の保管庫は各警察署に整備されておりますが、平成22年に凶悪事件の公訴時効の廃止・延長がなされたことを受け、証拠品の保管件数は増加傾向にあります。平成22年から平成30年の間における警察署が取り扱った証拠品数は約８万7000点であり、うち約7300点については現在も保管中であります。

県警察としては、証拠品保管庫の容量の問題のほか、警察署の負担軽減、証拠品の適正かつ効率的な管理のため、事件・証拠品管理システムの導入、証拠品を一括管理することのできる施設整備に向け、関係部署と検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　再質問させていただきます。

まず、世界のウチナーンチュ会館、世界のウチナーンチュセンターということで当初予定があったのが、今前に歩いてないということでございました。

これはどういうことを言っているかといいますと、ハワイであるとか南米であるとかウチナーンチュ会館はあるわけですよね、世界のウチナーンチュ会館。ところがこの沖縄県にそういう統合するような、ネットワークを構築するようなそういうセンターが必要ではないかと、やはり前々から言われているわけでございます。それと、いろんな団体がございまして、ワールド・ワイド・ウチナーンチュ・ビジネス・アソシエーション、通称ＷＵＢというんですか、このＷＵＢの皆さんが世界各地で大会を開いてウチナーンチュのネットワークをしっかり経済の見地から構築していこうという動きもあるわけですね。そういうときにやはり沖縄県にそういうセンターがあると、世界のウチナーンチュがどこに行けば交流ができる、どこに行けば情報がとれるということがわかってくるかと思うんですね。だからこれは早急にアジアのダイナミズムを取り入れるとかいろいろ世界各地とのネットワーク、万国

津梁の信念で、ひとつセンターをつくるべきではないかと思っております。そのことについてぜひお答えください。

それともう一つ、アジアにおける友好都市締結についてなんですが、実は我が会派は９月の初めに、ベトナムそしてカンボジアに行ったわけですが、その前段でベトナムの領事館10周年記念ということで福岡に行ったわけですよ。九州各県から知事であるとか議長であるとかそういう方がみんな福岡に集まって、ベトナムとの関連性がこんなにも九州はすごいんだということで、どちらかと言えば沖縄は後塵を拝している。おくれているんですね。やはり中国とかそういうところに気が向いてなかなかこういう発展途上のところには、まだまだおくれているなということも感じました。そして視察の際でも、ベトナムもカンボジアも年々７％くらいずっと経済が上がっていっているわけですよ。ここ20年来、年７％が続いていると。そういうところでホーチミンなんかは、年々、商工会議所の会員が、日本の商工会議所の会員がどんどんどんどんふえていっている。そんな中でやはり沖縄はちょっとおくれているなという感じがしているんですね。だからもう少しそういう発展途上のベトナムであるとかカンボジアであるとかそういうところにも目を向けることが必要ではないのかなと思っております。それと聞いたら、ほとんどの九州各県の知事がやっぱりベトナムの主要都市には顔を出しているんですね、ハノイであるとかホーチミンであるとか。ぜひ知事もベトナム、カンボジアを訪問していただいて、逆にその辺からもダイナミズムを取り入れるというそういう経済政策もやはり沖縄県の経済人のためにも先頭を切ってやっていただけないかなということが要望でございます。その件に関してもお答えください。

それと、知事の離島訪問の件なんですが、今ユネスコの世界遺産にも登録しようということで奄美と提携しているんで、沖縄県の離島だけではなく、やはり奄美との交流が今後必要だと思うんですよね。だからそういう意味では奄美の訪問も視野に入れていただいて、今後タッグを組んで世界遺産に名乗りを上げようとしているお隣でございます。ましてや琉球弧でございますので、ひとつその辺も一応提携していくことを念頭に入れて、ぜひ訪問していただきたいなと思っております。

それと次でございますけれども、県内の都市計画区域の再編についてなぜこの質問をしたかといいますと、北中城村と中城村が今の那覇広域から中部広域に移りたいということで、新聞でも報道がございました。それから、もう大分たっているんですが、どういう方向でその件に関して話し合われているのか。やはりこれは知事の英断が絶対必要になってくる案件でございますので、ぜひ知事の考え方をお聞きしたいなと思っております。これは早目にやっていただければと思っております。

それともう一つ、県警の証拠品保管庫の件。

これも年々――先ほど数字で皆さんお聞きになったと思いますけれども――かなりふえていて、今県警本部のほうでも会議をしたくてもそこにいろんな書類を置かないといけないということで手狭な状況になっていると。そんな中やはり会議もいろんなところでやるのに会議室のトゥイスーブにもなっている。だから先ほど本部長がおっしゃっていたように第２庁舎の建設も視野に入れることはもちろん、もう一つ今、もう第２庁舎を建設するということになれば何年かかかるわけですよ。その間にもその場しのぎではないんですが、すぐ手をつけないとやはり職務に影響を来すのではないかなと思っております。その辺、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城満議員の再質問にお答えいたします。

離島訪問についてですが、世界自然遺産との関連から奄美もぜひ訪問してはいかがですかという御提言、御質問ですが、実は私も全国知事会、九州知事会で三反園知事と、鹿児島と沖縄の学生さんやあるいは民間の方々にお互い離島間交流を含めた訪問事業をしませんかというお話をさせていただいております。かつて衆議院の環境委員会に所属をしていたときには奄美のクロウサギの実態調査などで奄美にお伺いをした際に、沖縄との連携が重要だなということも非常に感じさせていただきました。そして、宇検村での犠牲者の追悼の件もあわせてできるだけ奄美への訪問、それぞれの島々への訪問も視野に入れて取り組んでいきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　玉城満議員

の再質問にお答えをいたします。世界のウチナーンチュセンター（仮称）の御質問でございます。

昨年度、要請団体のほうから要請書がございまして、今、意見交換を重ねているところでございます。ことしの５月にもそういった意見交換をさせていただきまして、施設の機能とかそういったところの意見交換をさせていただいていますし、直近では９月に入りまして記録保存等につきましての意見交換などもさせていただいているところでございます。引き続きそういった関係者の皆様と意見交換していった上で既存施設の機能の活用の可能性とかも含めて慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　玉城満議員の再質問、ベトナム等との経済交流についてお答えをいたします。

まずベトナムの人口ですけれども、約9000万人でアジア諸国内で第３位の規模となっていることですとか、40歳未満が全人口の64％を占めるなど若い人口構成となっております。また、ベトナムを含むＡＳＥＡＮ諸国は日本の最大の投資先となっておりまして、特に日本からベトナムへの直接投資は2017年に件数、金額とも過去最高を更新しております。こうした状況を踏まえまして現在幾つか御提案もあることから、ＭＯＵの締結も含め、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　玉城満県議の再質問にお答えいたします。

８月に行いました、那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会におきまして、中城村、北中城村から中部広域都市計画区域の編入の意見が出されたところでございます。これについてどのような方向で話し合われているのかという趣旨の御質問でございますが、この第１回委員会でのこの中城村、北中城村の意見を踏まえまして、今後協議会の中で検討を進めていくわけでございますが、都市計画区域といいますのは、一体の都市として整備開発、保全する必要がある区域ということでございますし、また国土交通大臣との――広域都市計画区域の場合は国土交通大臣との協議、同意も得る必要がございます。今後、中城村、北中城村からのそういった意見も踏まえまして、そういった提案につきましてこの協議会の中で全体として検討を進めていきたいというふうに考えております。今年度内に一定の方向性を示すという目標を持って協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　公安委員会関連の再質問で、証拠品保管庫のということでございました。

現時点まだ公安委員会のほうから御相談がございませんけれど、公安委員会のほうで先ほど御答弁ありましたようにいろいろ課題もあって、さまざま検討されているのかなと思います。お話がありましたらどういったことができるかも含めてしっかり相談に乗っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　日本共産党県議団を代表して質問を行います。

去る参議院選挙において、安倍首相は憲法９条の改定の必要性を熱心に語りました。しかし選挙結果は、自民党は参議院での単独過半数を大きく割り込み、改憲勢力は改憲発議に必要な３分の２の議席を下回りました。この結果は、期限ありきの性急な改憲の動きには賛成できないという国民の明確な審判です。

さて、外交面では、日韓関係は悪化の一途をたどり、日米貿易交渉ではアメリカに一方的に譲歩した合意が交わされ、対米従属の姿勢は安全保障だけでなく、農業・経済分野でもいよいよ深刻になっております。日本は本当に主権国家なのか。安倍政権には今そのことが厳しく問われているのではないでしょうか。

それでは質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、ことし７月の参議院沖縄選挙区では、オール沖縄の高良鉄美候補が圧倒的勝利をおさめ、辺野古新基地建設反対の揺るぎない沖縄の民意が示されました。また、全国32の１人区全てで野党統一候補が実現し10の選挙区で勝利をおさめました。５野党・会派が市民連合との間で合意をした共通政策では、辺野古新基地建設の中止、普天間基地の早期返還・撤去、日米地位協定の改定などが合意され、オール沖縄がオール・ジャパンへと大きく広がりました。参議院選挙結果の知事の見解を伺うものです。

(2)、辺野古新基地建設問題は関与取消訴訟と抗告

訴訟という２つの重要な法廷闘争を迎えます。日本の地方自治と民主主義を問う歴史的な法廷闘争に臨む知事の決意を伺うものです。

(3)、知事の全国トークキャラバンの成果と今後の計画について伺います。また、知事の訪米行動の目的とその決意をお聞かせください。

次に、日本と韓国との外交問題についてですが、この問題を考えるときに大事なことは、日本軍慰安婦問題や、あるいは徴用工問題でも、過去の植民地支配への真摯な反省の立場を土台にしてこそ解決の道が開かれる、このことだと思います。

(4)、安倍政権のもとで日韓関係が悪化しているが沖縄県への影響はどうでしょうか。両国の友好関係を構築していくために、県は積極的な役割を担うべきであります。

(5)、在沖海兵隊は本部港を使用した訓練を計画しておりましたが、地域住民の抗議によって中止に追い込まれました。県は今後とも米軍による民間港や空港の軍事利用を認めるべきではありません。

次に、沖縄振興について伺います。

(1)、来年度沖縄関係予算の概算要求について。

ア、沖縄振興の原点は、苦難の歴史を歩んできた沖縄への償いの心であり、基地問題とリンクすることがあってはいけません。来年度沖縄振興予算概算要求の概要について説明を求めます。

イ、沖縄の自立的発展のためには、振興予算が本土に還流する仕組みから脱却し、公共工事の地元優先発注など、県内で循環、蓄積される仕組みが必要です。県の見解と対応を問うものです。

ウ、概算要求で沖縄振興予算の総額を決め、国直轄事業予算を優先的に確保しその後で残りを一括交付金に充てるという政府の手法は、市町村の使途の自由度が高い沖縄一括交付金制度の趣旨をゆがめるものであり許されません。一括交付金減額の具体的な影響とその対策について問います。

エ、県を通さずに市町村に直接交付する特定事業推進費は、国の恣意的運用を強め地方自治をゆがめるものであります。県の見解を問います。

(2)、県経済・雇用の動向と県民所得の推移を伺います。中小企業を支援して最低賃金1000円を実現すること、正規雇用の促進などで雇用の質を改善し県民所得向上を図るべきであります。

(3)、県土の均衡ある発展、交通渋滞解消のためにも南北縦貫鉄軌道の実現、次世代型路面電車を含む新たな公共交通システムの導入が急がれております。進捗状況をお聞かせください。

(4)、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録について、秋には国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）の現地調査が予定されております。県はリーダーシップを発揮して今回こそ世界自然遺産登録を実現すべきです。特に米軍北部訓練場については訓練空域を含めて全面返還を求めるべきであると思います。見解を伺います。

(5)、生物多様性に富む沖縄に国立自然史博物館をつくる意義と取り組みについてお聞かせください。

(6)、国が種子法を廃止して後、都道府県独自の条例制定が取り組まれております。優良な種子生産体制を維持するためにも、県も条例を制定すべきではありませんか。

(7)、県土の無秩序な開発を防止する県土保全条例を改正し、持続可能な地域社会の実現を目指すべきであります。県の見解と対応を伺います。

次に３番、辺野古新基地建設問題について伺います。

(1)、政府の建設ありきの異常な姿勢について、以下伺います。

ア、防衛省が軟弱地盤の改良工事のために作成した調査報告書は、大規模地震を想定した検討は行われておりません。新基地の機能や沖縄県の災害予測からも、防衛省の調査報告書は異常な過少評価ではありませんか。

イ、政府の軟弱地盤に関する技術検討委員会は、８人の委員のうち４人が国土交通省や防衛省とかかわりがある人物であり、公正中立な検討は不可能であります。県の見解を問います。

ウ、沖縄防衛局が移植した絶滅危惧種のオキナワハマサンゴ３群体が死滅しました。環境監視等委員会が政府の追認機関となり、工事強行に加担していることが原因です。沖縄県は今後一切のサンゴ特別採捕許可を認めるべきではありません。

エ、沖縄防衛局が工事費の大半を占める資材単価を、事前に入札参加希望業者に伝える官製談合疑惑が報道されました。このことに対する県の見解を問います。

オ、指定暴力団が新基地建設工事への関与を画策していたことも報道されました。巨額な工事費をめぐり反社会的勢力が関与するおそれがあります。見解と対応を問うものです。

(2)、大浦湾の軟弱地盤について改良が必要な面積を問うものです。海面下90メートルの軟弱地盤に、７万7000本もの砂ぐいを打ち込む工事は実現不可能ではありませんか。防衛省の地盤改良に関する報告書

への県の見解を改めてお聞きいたします。

４、米軍基地問題についてです。

８月27日、またしても普天間基地所属のＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリの窓落下事故が起こりました。一昨年の普天間第二小学校への窓枠落下事故、緑ヶ丘保育園の部品落下事故と同型機です。政府や米軍が事故のたびに繰り返し言ってきた再発防止策では根本的な解決策にはならないことは、もはや明白です。

(1)、ＣH53Ｅ大型輸送ヘリの窓落下事故後、原因究明もされないまま米軍は飛行訓練を再開しました。県民の気持ちに寄り添うことができず、米軍に飛行自粛を求めることすらできない政府の姿勢についての見解を問うものです。

(2)、普天間基地所属機の老朽化についての県の見解を問います。政府が新基地建設に固執すればするほど普天間基地の危険性は放置され続けています。移設条件つきではない閉鎖撤去こそ唯一の解決策ではありませんか。

(3)、米軍基地周辺の河川などから残留性有害物質ＰＦＯＳ等が高濃度で検出されていることについて、国に水質基準値の設定と抜本対策を求めるべきであります。また、県としても安全な水の供給と不安解消に努めるべきです。県の見解と対応を問います。

(4)、東村高江のヘリパッド建設によって騒音問題などの負担軽減は進んだのでしょうか。地域住民の暮らしを守るために、高江ヘリパッドの撤去を求めるべきであります。

５番、日米地位協定の改定について。

沖縄県による他国地位協定の調査報告によって、７月に開催された全国知事会ではどのような議論が行われましたか。全国へと広がった日米地位協定改定を求める声をさらに大きくするために取り組みが今求められています。今後の計画を問います。

６、先島諸島への自衛隊配備の問題についてです。

(1)、集団的自衛権の行使を認める安保法制が施行され、自衛隊の役割は大きく変質をいたしました。知事の見解を問います。

(2)、自衛隊配備や機能強化が進められることに住民の不安は大きいものがあります。軍事的緊張を高めるような自衛隊配備や機能強化に反対すべきであります。

(3)、尖閣諸島をめぐる領土・領海問題については、歴史的事実と国際法にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図るよう、国に求めるべきです。県の見解を問います。

７番、那覇軍港移設問題についてです。

那覇軍港の浦添市移設問題は、北側案であれ南側案であれ、民間港である那覇港の発展や沖縄経済発展の阻害要因となります。遊休化した那覇軍港は移設条件つきではない早期返還を求めるべきであります。

次に８番、子育て支援について伺います。

(1)、こども医療費助成制度の対象年齢を引き上げるべきです。市町村との調整状況と今後の計画を問います。

(2)、就学援助制度における入学・進学前準備金の支給を推進すべきです。実施状況と県の支援について問うものです。

(3)、待機児童の現状と保育士不足による影響を問います。経験年数に応じた昇給など保育士の待遇改善を進めるべきであります。

(4)、幼児教育・保育の無償化に伴う、給食費の保護者負担の動向について問います。県として給食費の無償化を支援すべきではありませんか。

(5)、県内の児童虐待の現状について伺います。児童福祉司や心理士などの本務職員をふやし、児童相談所の体制を強化すべきです。

９番、国民健康保険制度について。

(1)、2018年度国保会計決算の概要について伺います。特に市町村自治体の実質的赤字の実態と原因について見解を問います。

(2)、沖縄県の国保財政悪化の原因は、前期高齢者交付金の制度的欠陥が原因であります。制度開始からこれまで一般会計から国保会計への法定外繰り入れの総額は幾らでしょうか。政府の責任を明確にして財政支援を求めるべきであります。

さて、安倍政権が進めてきた国保の都道府県化が昨年４月から始まりました。この制度は、これまで市町村ごとだった国保の財政運営を都道府県が集約することで、市町村が独自に行ってきた一般会計から国保会計への政策的繰り入れをやめさせようとしております。そのために都道府県が設定する標準保険料率に合わせて、国保料引き上げを市町村に強要する仕掛けが導入されてきました。国は社会保障費をさんざん削減しておきながら、住民の負担軽減に努力をしている自治体を問題視する、本当に冷たい政府の姿勢だと思います。

(3)、政府の要求どおりに統一保険料を目指すとなれば、実質的には市町村に国保料の大幅引き上げを求める圧力となり、既に市町村では値上げが相次いでおります。県の統一保険料の運営方針を廃止すべきであります。

(4)、全国知事会が要求しているように、国庫負担

割合の引き上げや、公費１兆円の投入で協会けんぽ並みに引き下げるように国に求めるべきです。

(5)、同時に県としても、均等割の廃止や、国保会計への政策的繰り入れを行うべきです。県の見解と対応をお聞きいたします。

10番、北部基幹病院の実現について。

北部地域において救急医療や不採算性医療を担い、医療体制を安定確保するために県立北部基幹病院として早期に実現すべきであります。進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

11、教育行政について。

(1)、少人数学級の教育的効果と達成状況について伺います。小中学校全ての学年で少人数学級を実現すべきです。来年度の計画をお聞かせください。

(2)、子供たちの豊かな学力を保障するために教員定数を抜本的にふやし、教師の多忙化を解消すべきです。

(3)、全国学力テストは子供と教師を点数による厳しい競争に追い込むものであります。毎年悉皆調査を行う必要性はなく、抽出調査や不参加を含めた見直しが必要ではありませんか。見解をお聞かせください。

(4)、全国学力テストだけでなく、定期テストや単元テスト、全県的調査も既に実施されています。学校現場の負担を考え、テストや調査の回数を削減すべきであります。

(5)、学ぶ権利を保障するために公立夜間中学校設立に向けた進捗状況を問います。

(6)、国は特別支援学校の設置基準を設けておりません。開校予定の那覇市の特別支援学校について、最善の教育環境を整備すべきであります。県の考えをお聞きいたします。

12番、防災行政について。

(1)、台風13号による宮古島被害の状況についてお聞かせください。

(2)、離島における近年の台風停電被害やその損失額について伺うものです。防災対策として電線地中化を抜本的に進めるべきではありませんか。

(3)、千葉県を襲った台風15号による長期間の広域停電被害の教訓をどう生かしますか。県の課題と対策を問います。

(4)、再生可能な自然エネルギーへの転換を進め、災害時に備えた蓄電池を整備すべきであります。県の対応を伺います。

13番、基本的人権の尊重について。

(1)、ＬＧＢＴなど性的マイノリティーに対する差別をなくし、誰もが自分らしく生きられる共生社会について、県の取り組みを問うものです。

(2)、裁判所の令状がないのに、県内の市立図書館が警察に個人情報を提供しておりました。県や市町村においては、令状に基づかない個人情報の提供はどれくらいあるのでしょうか。憲法で保障された思想信条の自由を侵害するものであり許されません。見解と対応を問います。

最後に14番、県有地の有効利用について伺います。

那覇市にあります旧県立図書館、那覇市立中央公民館・図書館、那覇市民会館、与儀公園の地域は、那覇市民だけでなく県民にとっても親しみのある県都の中心地域です。県有地である同地域について、県は那覇市と協働し再整備計画を策定すべきではありませんでしょうか。

以上ですが、答弁によりましては再質問を行います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　比嘉瑞己議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、参議院議員選挙の結果についてお答えいたします。

ことし４月の衆議院議員沖縄３区補欠選挙に続き、７月の参議院議員選挙沖縄選挙区においても、辺野古新基地建設に対し明確に反対の意思を示した候補者が当選され、普天間飛行場の即時運用停止と、県外への移設を求める県民の民意が揺るぎない形となって示されました。また、国政５野党・会派においても、共通政策として辺野古新基地建設の中止などを掲げて選挙に臨まれたことは、沖縄の問題が全国の問題として共有され、広がったものと認識しています。今後とも、建白書の精神を堅持し、辺野古新基地建設計画の断念に向けて、全身全霊で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興についての御質問の中の２の(1)のア、令和２年度沖縄振興予算概算要求についてお答えいたします。

内閣府は、８月末に、総額3190億円の令和２年度沖縄振興予算の概算要求を行っております。今回の概算要求では、小規模離島の海底送電ケーブルやテレワーク施設の整備が新たに盛り込まれ、離島活性化の推進、子供の貧困対策が増額となっているものの、県と市町村が強く増額を要望した沖縄振興一括交付金は、平成30年度予算と同水準である1188億円となっております。沖縄振興は沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じ

られているものであり、基地問題とは別と考えております。

今後、沖縄県としては、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額が予算措置されるとともに、沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

次に、日米地位協定の改定についての５の(1)、全国知事会での議論と今後の計画についてお答えいたします。

去る７月の全国知事会議では、私から他国地位協定調査の報告を行うとともに、全国の知事に連携を呼びかけました。それに対して、米軍基地のない岩手や長野など６県の知事から、地位協定の改定を求めていくべきとの意見が出され、知事会長からは、引き続きしっかりと対応していきたいとの発言がありました。

沖縄県としましては、引き続き他国地位協定調査に取り組むとともに、トークキャラバンなどを通して、国民一人一人に自分ごととして考えていただき、国民的な議論につながるよう取り組んでまいります。また、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党、各種団体等との連携をさらに深め、日米地位協定の抜本的な見直しにつなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、２つの訴訟に臨む決意についてお答えします。

普天間飛行場の辺野古移設に反対という民意は、過去２回の知事選挙等の一連の選挙や県民投票によって示されているにもかかわらず、沖縄防衛局は、県の指導にも従わず工事を継続しております。このような違法な工事は、国土交通大臣の裁決により埋立承認取消処分が取り消されたことを根拠として行われているため、当該裁決の取り消しを求め、関与取消訴訟と抗告訴訟を提起したところです。両訴訟では、憲法が保障する地方自治の本旨や改正地方自治法の趣旨が守られ、地方の自主性及び自立性が保障される必要があることや、埋立承認取消処分の適法性をしっかりと訴え、県の主張が認められるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、１の(3)のうちトークキャラバンの成果と計画についてお答えします。

県は、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題・辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的として、ことしの６月に東京でキックオフシンポジウムを、８月に名古屋市で、９月に大阪市でトークキャラバンを行い、このいずれにも知事が参加し、講演を行ったところであります。これらの講演会や、現地メディア取材等により、日米地位協定や辺野古新基地建設問題について、広く発信することができたものと考えております。今後、これまでの実施状況も踏まえながら、札幌市、仙台市、福岡市でトークキャラバンを行うことを予定しております。

同じく１の(3)のうち、知事訪米の目的と決意についてお答えします。

県としましては、10月14日から20日までの日程で知事訪米を行い、できるだけ多くの連邦議員との面談や有識者の方々との意見交換などを通して、沖縄県の過重な基地負担の現状、特に普天間飛行場の辺野古新基地建設計画の問題について説明し、基地問題の解決について理解と協力を求めたいと考えております。また、米国連邦議会において2020会計年度国防権限法案や予算に関する協議が行われている時期を踏まえ、在沖海兵隊の国外移転の推進等について訴えていきたいと考えております。

次に１の(5)、米軍による民間港や空港の利用についてお答えします。

航空機及び船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、米軍による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は自粛するべきであるというのが県の一貫した方針であります。このため、県は、平成29年９月の日米地位協定の見直し要請の中で、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記するよう求めたところであります。

次に２、沖縄振興についての(4)、北部訓練場の全面返還についてお答えします。

米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があり、その確実な実施を日米両政府に対し強く求めてきたところであります。しかしながら、これらの事案が全て返還されたとしても、依然として、全国の約69％の米軍専用施設面積が存在し続けることとなります。そのため、米軍基地問題に関する万国津梁会議における議論等を踏まえ、県の政策や取り組みに反映し、さらなる基地の整理縮小につなげていきたいと考えております。

次に４、米軍基地問題についての(1)、ＣＨ53Ｅへ

リコプターからの窓落下についてお答えします。

８月に発生したＣＨ53Ｅからの窓落下事故について、県は米軍及び日本政府に対し、同型機の運用を１週間停止し、その間に、徹底した原因究明と実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理に万全を期すことを強く要請しました。それにもかかわらず、原因等について説明を行うことなく、一方的に飛行を再開した米軍の姿勢は容認できるものではありません。また、飛行停止を求めなかった日本政府の当事者意識については疑問を持たざるを得ません。

次に４の(2)、普天間飛行場所属機の老朽化及び同飛行場の閉鎖撤去についてお答えします。

普天間飛行場には、オスプレイ24機やＣＨ53Ｅ12機など、58機が常駐しており、特にＣＨ53Ｅについては、約40年前から運用が始められ、米海兵隊の管理するＣＨ53Ｅのうち、37％のみが飛行可能であるという米国ヘリテージ財団の報告があることは承知しております。

県としては、辺野古移設では、軟弱地盤の問題等もあり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えているところであり、これまでも政府に対し、普天間飛行場の一日も早い運用停止と、県外・国外移設を求めてきているところであります。

次に４の(4)、東村高江の騒音問題と着陸帯の撤去についてお答えします。

沖縄防衛局の騒音測定結果によると、東村高江においては、移設されたヘリコプター着陸帯の完成後は、深夜・早朝を含め騒音発生回数が増加傾向にあります。北部訓練場については、ＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故を受け、県議会や東村議会等が着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行い、地元からは、住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用中止の強い要望があります。

県としましても、沖縄防衛局から提供されている情報を分析した上で、防衛大臣等に対し、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めております。

次に６、先島諸島への自衛隊配備問題についての(1)、安全保障関連法施行後の自衛隊の役割についてお答えします。

同法の施行後、自衛隊において、米軍の武器等防護や多国籍部隊・監視団の司令部要員としての職員の派遣など新たな取り組みが実施されております。他方、自衛隊の役割拡大について、国民の中に疑問の声があることも承知しております。同法の運用に当たっては、日本国憲法のもと、専守防衛に徹するという基本理念に基づき、厳格な運用に努めていただきたいと考えております。

次に６(2)、自衛隊配備や機能強化についてお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、さまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいります。

次に６(3)、尖閣諸島をめぐる問題への対応についてお答えします。

日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっております。

沖縄県としては、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。尖閣諸島をめぐる問題については、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本・中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

次に７、那覇軍港移設問題についての(1)、那覇港湾施設の早期返還についてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、これまでも、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に12、防災行政についての(1)、台風第13号の被害概要についてお答えします。

台風第13号では、人的被害７名、住家被害３件、非住家被害１件の被害が報告され、また、宮古島市全世帯の７割を超える大規模な停電も発生しました。また、農林水産関係の被害は、９月20日現在、約４億8889万円となっております。台風通過後の９月７日

には謝花副知事が宮古島市に入り被害状況を直接確認したところであり、引き続き宮古島市等と連携し災害復旧支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)、日韓関係の影響と県の役割についてお答えいたします。

日韓関係の影響については、本県においても韓国からのフライトの減便や韓国客の減少、スポーツ関連の交流やキャンプのキャンセル等が生じております。そのため県では、関係機関との緊密な連携のもと、今後の韓国市場での回復を見据えた緊急プロモーションや韓国における商談会の実施、知事の韓国訪問等に取り組むこととしております。また、日韓の友好推進のためには、市民間、地域間の交流が重要であることから、去る９月６日に知事メッセージを発出したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、沖縄振興についての(1)のイ、自立型経済に向けた域内循環構築についてお答えいたします。

沖縄県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低いため、個人消費や企業活動の増大に伴う需要増の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として獲得した所得の一部が県外に還流しているものと認識しております。

県としましては、県内で生産可能な製品や提供可能なサービスは可能な限り県内で調達できるよう県内企業の稼ぐ力を強化し、獲得した所得を地域内で循環させることが離島・過疎地域を含む県全体の経済活性化や県民所得の増加にも寄与するものと考えております。このため、今年度より、県経済の循環構造や県外への所得流出の状況を調査するとともに、域内循環を拡大する方策について検討してまいります。

同じく２の(1)のエ、沖縄振興特定事業推進費についてお答えいたします。

沖縄振興特定事業推進費は、ソフト交付金を補完し、特に沖縄の自立的発展に資する事業であって、機動性を持って迅速・柔軟に対応すべき市町村等の事業に対して、国が補助するものとされております。

県としましては、同推進費がソフト交付金を補完するとされているものの、国から市町村等に対する直接補助となっていることから、国・県・市町村で情報共有が図られるよう、連携していく必要があると考えております。

同じく２の(2)、県経済の動向と県民所得の推移についてお答えいたします。

沖縄県の経済は、アジアのダイナミズムの取り込みによる観光需要や投資の増大、一括交付金などを活用した各種施策が民間の経済活動を後押ししたことなどにより、平成24年以来27期連続で拡大しております。また、１人当たりの県民所得も４年連続で前年度を上回っており、平成28年度は227万3000円と平成24年度の197万8000円と比べて29万5000円増加し、全国との所得水準の比較では平成24年度の70.1％から平成28年度は73.8％と3.7ポイント縮小しております。

同じく２の(3)、南北縦貫鉄道の実現等についてお答えいたします。

県では、鉄軌道の導入に向け、現在、国から示されている費用便益分析等の諸課題について、より詳細な調査を行っているところであり、その結果を年内をめどに取りまとめ、早急に国と調整を進めていくこととしております。また、ＬＲＴ等を含むフィーダー交通については、沖縄本島の北・中・南部の各圏域ごとに議論の場を設け、公共交通の充実に向けて、市町村と協働で検討を進めることとしており、現在、その取り組みに向け調整を行っているところであります。

同じく２の(7)、県土保全条例の改正についてお答えいたします。

沖縄県県土保全条例は、開発行為の許可の基準と適正化等に関する事項を定め、これにより無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的として昭和48年に制定いたしました。県ではこれまで、条例に基づき開発行為の許可等を通じて事業者を適正な開発へ誘導してまいりました。一方、条例は時代の変遷による諸条件の変化に伴い、その有効性、実効性などが検証され、必要に応じて改正等が検討されるものであります。県土保全条例については、制定以来の諸条件の変化や持続可能な地域社会の実現等の観点も考慮し、条例の目的が実現できるよう改正の必要性について検討していきたいと考えております。

次に13、基本的人権の尊重についての(2)、市町村における令状に基づかない個人情報の提供についてお答えいたします。

市町村における個人情報の提供については、件数等の詳細は把握しておりませんが、市町村では各市町村の個人情報保護条例に基づき、法令等に基づく場合を

除き、目的外の利用・提供が制限されているものと認識しております。また、法令等に基づく個人情報の提供については、法令等の趣旨に沿って、提供することが適切かどうか慎重に検討し判断する必要があるものと考えております。

県としましては、今後とも個人の権利利益の保護を図るため、市町村において適切な対応がなされるよう引き続き助言等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、沖縄振興についての御質問の中の(1)のウ、一括交付金の減額の影響と対策についてお答えします。

県や市町村においては、沖縄振興一括交付金を活用して、社会資本や農業生産基盤の整備、離島振興や教育・福祉の充実などさまざまな施策を実施しているところであります。一方で、同交付金の減額により、インフラ整備などの一部事業で進捗におくれが生じていることから、各事業の進捗状況や執行実績をより的確に予算に反映するなどして、県民生活への影響が最小限となるよう取り組んでいるところでございます。

県としましては、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、沖縄振興一括交付金について概算要求以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

次に13、基本的人権の尊重についての御質問の中の(2)、県における令状に基づかない個人情報の提供についてお答えします。

県における令状に基づかない個人情報の提供の有無につきましては把握しておりませんが、本県では沖縄県個人情報保護条例に基づき、法令等に基づく場合を除き、個人情報の目的外の利用や提供を制限しております。なお、他の法令等の規定により目的外の利用や提供を行う場合においては、それぞれの法令等の趣旨に沿って提供の可否を慎重に判断する必要があるものと認識しております。

県としましては、今後とも、個人の権利利益の保護を図るため個人情報を適正に取り扱ってまいります。

次に14、県有地の有効利用についての御質問の中の(1)、那覇市民会館跡地等の有効利用についてお答えします。

那覇市寄宮の与儀公園、那覇市立図書館・中央公民館及び旧那覇市民会館の敷地は県有地であり、那覇市へ貸し付けを行っております。現在、那覇市は旧那覇市民会館跡地の活用について検討中であると聞いております。今後、那覇市から具体的な相談があれば、公有財産管理運用方針に基づき、県有地の有効利用の観点から調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、沖縄振興についての御質問の中の(2)、雇用の質の改善等についてお答えいたします。

県としては、正規雇用の拡大や労働環境の改善など雇用の質の改善を図るとともに、中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に取り組んでいるところであります。こうした取り組みに加え、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力に資する取り組みを積極的に推進し、企業所得を向上させ、その成果を働く人々に分配することで、労働者の賃金の上昇につなげてまいりたいと考えております。

次に12、防災行政についての(2)、離島における台風停電被害や損失額についてお答えいたします。

ことしの台風による離島における停電については、沖縄電力によると、令和元年８月の台風９号では約１万5000戸、令和元年９月の台風13号では約２万戸となっております。台風の停電に伴う損失額については、影響が多岐にわたることから把握が困難ですが、スーパーや飲食店等における冷凍・冷蔵の商品の廃棄や養殖海ブドウのポンプ停止等による損失が発生しているものと考えられます。

次に12の(3)、長期広域停電の教訓及び課題と対策についてお答えいたします。

電気の災害予防対策につきましては、沖縄県地域防災計画において、沖縄電力が実施主体として取り組むこととなっております。そのため、沖縄電力においては、さまざまな状況を想定した災害復旧に万全を期すため、送電線路の２回線化及び耐摩耗性のある電線や風の影響を受けにくい電線への取りかえ等に取り組んでおります。なお、千葉県の停電については、現在、復旧段階であり、県としては、今後、明らかになる課題等を踏まえて対応を検討してまいります。

次に12の(4)、災害に備えた蓄電池整備についてお答えいたします。

蓄電池の整備については、災害のみならず再生可能エネルギーの普及に有効であると認識しております。

県としましては、引き続き国の補助事業を活用した蓄電池の導入を促すなど、エネルギー関連分野における技術革新の動向を踏まえ、再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、沖縄振興についての御質問の中の(4)、世界自然遺産登録の実現についてお答えいたします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、延期勧告の主な理由である分断された推薦区域の連結や、北部訓練場返還地の推薦区域への追加等の課題に対応した上で、本年２月、国において推薦書を提出したところであります。また、来月にはＩＵＣＮによる現地調査が予定されております。

県としましては、関係機関とこれまで以上に緊密に連携を図り、来年の確実な登録に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(5)、国立自然史博物館の意義と取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館については、アジアの自然史研究を牽引するとともに、沖縄県の自然環境の魅力発信、生物多様性の保全、教育・研究機関との連携による人材育成など、さまざまな効果が得られると考えております。そのため、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、その誘致に努めていくという方針を位置づけ、シンポジウムの開催、設立意義等の調査、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけや県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、引き続き関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、国立沖縄自然史博物館の設立を提言している日本学術会議の専門家の助言や協力を得ながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　２、沖縄振興についての御質問の中の２の(6)、主要農作物種子法廃止後の条例制定についてお答えします。

主要農作物種子法は国・都道府県が主導して、主要農作物である稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進めるため、優良品種の決定や種子の生産・供給などを都道府県に義務づけたものですが、平成30年４月１日をもって廃止されました。県では、主要農作物種子法の廃止に対応するため、平成30年４月に沖縄県主要農作物種子生産取扱基本要綱などを定め、優良な種子生産体制を維持しているところであります。

県としましては、引き続き関係団体等と意見交換を行い、優良な種子生産体制の強化に取り組んでまいります。

次に３、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の３の(1)のウ、サンゴ特別採捕許可についてお答えします。

沖縄防衛局からのサンゴの特別採捕許可申請については、平成27年の総務部長依命通達に基づき、本年７月17日付で知事公室辺野古新基地建設問題対策課から対応方針が発出され、埋立承認取消処分を取り消した国土交通大臣の裁決に関し係争中であることから、司法の最終判断が出るまでの間、処分等を行わないこととしております。

県としては、対応方針に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(1)のア、軟弱地盤の改良における大規模地震の想定についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業における地盤に係る設計・施工の検討結果報告書については、実際に設計・施工をする際にさらに検討を重ねるとしており、また、沖縄防衛局から具体的な説明を受けておらず、県としては、承知しておりません。

次に３の(1)のイ、技術検討会についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会の詳細は把握しておりませんが、一般論として、国等公的機関が設置する会議等については、透明性や公平性を確保することが重要だと考えております。なお、県としては、国は埋め立てを前提とした技術検討会を設置する以前に、県の行政指導に従い工事を中止すべきだと考えております。

次に３の(1)のエ、資材単価の事前公表についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業における工事の資材単価の事前公表に関する報道については、承知しております。県においては、土木工事の積算価格算出の透明性を確保し、より一層の競争性、公平性を期するため、工事の積算に係る労務単価及び資材単価について、公告に合わせて公表することとしております。

次に３の(2)、軟弱地盤の改良が必要な面積及び実現可能性についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業における地盤に係る設計・施工の検討結果報告書によると、軟弱地盤の改良が必要となる面積は65.4ヘクタールとなっております。ちなみに、西普天間住宅地区土地区画整理事業は約50ヘクタールであり、これより広い面積となっております。改良工事の実現可能性については、沖縄防衛局から検討結果報告書について、具体的な内容の説明を受けていないことから、県としては承知しておりません。

次に12、防災行政についての御質問のうち(2)、電線類地中化事業についてお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、道路の防災性の向上、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的に整備に取り組んでおり、離島においては、台風対策としての重要性を認識しております。なお、整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解・協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君） 3、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(1)のオ、反社会的勢力の新基地建設工事への関与についてお答えをいたします。

御指摘の事件は、名護市のリゾートホテル建設予定地の開発許可に係る権利や、国頭郡東村の土地に係る鉱業権をおどし取ろうとしたとして、平成31年１月、指定暴力団旭琉會幹部ら２名を恐喝未遂の容疑で逮捕した事案であり、事件につきましては不起訴処分となりましたが、被疑者２名に対し暴力団対策法に基づく中止命令が発出されております。

この種事案への対応についてでありますが、警察では国及び地方公共団体が発注する公共工事等から、反社会的勢力を排除するための取り組みを積極的に推進しております。

県警察では、県内の地方自治体と申し合わせを行い、公共事業の入札参加基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むこととしているほか、受注業者に対し暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務づけ、これを怠った場合にはペナルティーを科するという通報報告制度の整備を促進しているところであります。

また、大規模な公共事業が行われる場合には、関係する業者の団体と連絡協議会を結成し、協議会を通じて積極的な情報交換、暴力団排除のための指導等を行っているところであります。

今後とも関係機関・団体と連携し、暴力団の資金源の遮断、各種事業からの暴力団排除に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君） 4、米軍基地問題についての御質問の中の(3)、水質基準設定等の要請及び不安解消等についてお答えをいたします。

ＰＦＯＳ等について県民の不安が大きいことから、関係部局と連携し、本年６月に関係大臣に対し、国内における基準値等の設定、原因究明や適切な対策の実施、米軍基地内でのＰＦＯＳ等の使用禁止、県職員の立入調査の許可などを要請しております。安全な水の供給については、水源及び浄水場における水質管理や定期的にＰＦＯＳ等の吸着効果がある粒状活性炭の入れかえを行うなどさらなる低減化に努めることとしております。また、知事の定例記者会見、企業局における記者との懇談会や、受水市町村への説明会等において、ＰＦＯＳ等への対応状況や水道水の安全性を説明するなど、情報発信に努めているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは８の子育て支援についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についての御質問にお答えします。

県は、平成30年６月及び11月に、こども医療費助成事業主管課長会議を開催し、各市町村と制度の拡充に向けた意見交換を行ったところであります。また、今年度５月には、こども医療費助成制度の拡充に係る市町村の意向調査を行ったところであり、その調査結果を踏まえ、引き続き対象年齢の引き上げについて、中学卒業までを視野に入れながら市町村と協議を進めていきたいと考えております。

次に９の国民健康保険制度についての御質問の中の(1)、市町村国保会計の決算についてお答えします。

市町村国保の平成30年度決算につきまして、未確定値ではございますが、歳入総額約1794億円、歳出総額約1802億円、収支差は約８億円のマイナスとなっております。平成30年度からの公費拡充等により、市町村の実質的赤字である法定外繰入額は、前年度より約37億円減少し約55億円となっております。

赤字の原因としましては、１人当たり医療費の増加及び医療給付費に占める公費の割合が低いことが考えられます。

次に(2)の法定外繰り入れの総額及び財政支援についての御質問にお答えします。

前期高齢者交付金制度が開始された平成20年度から、決算が確定している平成29年度までの10年間の一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れの総額は、約850億円となっております。県は、これまでも市町村及び国保連合会と連携して、国に対し本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援を要請してきたところであります。

次に(3)の保険料の統一についての御質問にお答えします。

県は、平成30年３月に、全ての市町村との協議を経て沖縄県国民健康保険運営方針を策定しております。運営方針においては、新制度施行直後の保険料の急激な変動を避ける観点から、当面は保険料を統一せず、将来的な保険料の統一化については、統一に向けた環境整備の状況を見きわめた上で、令和６年度からの実施を目指すこととしております。保険料の統一については、県及び全ての市町村で保険料の統一に向けた理念の共有を図る必要があることから、市町村との協議を継続しているところであります。

次に(4)及び(5)、国庫負担割合の引き上げ、均等割保険料の廃止及び県の政策的繰り入れ等についての御質問にお答えします。９の(4)と９の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

全国知事会は、令和元年７月の令和２年度国の施策並びに予算に関する提案・要望書において、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等さまざまな財政支援の方策を講じるよう国に要望しております。また、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すよう国に求めております。

県としましては、今後とも知事会等を通じて要請を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。なお、県が一般会計から政策的な法定外繰り入れを行うことにつきましては、全国知事会の合意事項、市町村間の公平性、国に求めている財政支援の意義に照らし合わせてみた場合、適当ではないと考えております。

次に10の北部基幹病院の実現、北部基幹病院の進捗状況についての御質問にお答えします。

現在、北部12市町村において、経営システム及び財政負担など、北部基幹病院の基本的枠組みについての検討が進められているところであります。基本合意書案の経営システム及び財政負担などについては、首長レベルでは大筋了承をいただいているところでありますが、現在、それぞれの市町村が全員協議会などを通じて市町村議会と協議し、それぞれの市町村としての考え方を整理しているところであります。今後、北部基幹病院の基本的枠組みに関する12市町村としての統一した考え方が取りまとめられるものと考えており、県としては、市町村の意向も踏まえながら、基本的枠組みの合意形成に向け、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　８、子育て支援についての中の(2)、就学援助の入学前支給状況等についてお答えいたします。

児童生徒への学用品費等の入学前支給については、平成29年度入学生までは実施市町村はありませんでしたが、平成30年度入学生から、小学校においては７市町村、中学校においては16市町村が実施しており、今年度は小学校においては22市町村、中学校においては25市町村が実施しております。県教育委員会においては、平成28年度からテレビやラジオ広報のほか、リーフレットの作成・配布等による就学援助の周知広報に努めており、市町村教育委員会に対しても、県内外の就学援助の実施状況に関する情報提供や、意見交換会の開催などを通じて、就学援助制度の適切な実施を促しているところであります。

続きまして、11、教育行政についての中の(1)、少人数学級についてお答えいたします。

少人数学級については、学習規律の定着や児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながるものと認識しております。県教育委員会では、これまでに小学校全学年と中学校１年生で少人数学級を実施しております。中学校２年生及び３年生における少人数学級の実施に当たっては、定数の確保や、各教科担任の持ち時数の増加に伴う業務量の増加等の課題があります。中学校３年生までの拡大に当たっては、これらの課題を整理する必要があると考えており、現在、教員の配置基準の見直しや、教職員定数の配置に当たっての柔軟な運用方法等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委

員会、中学校長会とも連携し取り組んでまいります。

続きまして、同じく11の(2)、教員定数の増員についてお答えいたします。

県教育委員会では、ことしの３月に策定した沖縄県教職員働き方改革推進プランを踏まえ、学校の業務改善の取り組みを推進しております。教員が児童生徒と向き合うための時間を十分確保するためにも、教職員定数の確保が必要と考えており、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

続きまして、11の(3)、全国学力・学習状況調査の実施についてお答えいたします。

本調査は、児童生徒が身につけるべき力を具体的に反映させた調査問題となっております。当該調査を毎年度悉皆で実施し、その結果を全国の状況と比較しながら活用することにより、一人一人の児童生徒に対する教育指導の改善・充実を図る取り組みを推進することができるものと考えております。

続きまして、11の(4)、全県的な学力調査等の回数削減についてお答えいたします。

各学校で実施される定期テストや単元テストは、主に学習の理解状況を把握し、評価することを狙いとしております。また、全県的に実施している学力調査等は、学習の定着状況を全県的に把握・分析することで授業改善に生かすことを狙いとしております。なお、全県的に実施する学力調査等については、昨年度まで小学校３年生から中学校３年生までを対象に、１教科当たり年間10回程度実施しておりましたが、今年度から各学校の状況等を踏まえ、より効果的・効率的な活用を狙いとして年間３回に集約したところであります。

続きまして、11の(5)、公立夜間中学設置に向けた進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学設置検討に当たって、平成30年度に対象者等の詳細なニーズなどを把握するため調査を実施したところであります。今後は、調査結果を踏まえ、先進地域の取り組み等を参考に公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、設置主体や設置規模等、そのあり方について検討してまいります。

続きまして、11の(6)、開校予定の特別支援学校の教育環境整備についてお答えいたします。

現在、那覇市内において整備を進めている特別支援学校につきましては、公立学校の国庫負担等に関する国の補助基準を踏まえ、特別支援教育に配慮した施設整備を行っているところであります。具体的には、車椅子による円滑な移動が可能となるよう、屋上までつながるスロープの設置や、自立支援に向けた機能訓練室などを整備することとしております。

県教育委員会では、引き続き令和３年４月の開校に向け取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　８、子育て支援についての御質問の中の(3)、待機児童の現状と保育士不足による影響等についてお答えいたします。

本県における待機児童数は、平成31年４月１日時点で1702人となっており、前年に比べ168人の減少となっております。また、保育士については、保育所等の定員に必要な保育士314人の不足により、1183人の定員割れが生じております。保育士の処遇改善については、国において毎年、公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで約12％の改善が図られ、今年度さらに１％の上乗せを行っております。また、平成29年度から技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しております。

県としましては、引き続き国や市町村と連携し、保育士の処遇改善に努めてまいります。

同じく８の(4)、給食費の保護者負担等についてお答えいたします。

国においては無償化に際し、これまでの生活保護世帯やひとり親世帯等に加え、年収360万円未満世帯及び第３子以降の子供まで、副食費の免除対象範囲を拡充することとしております。また、これまで市町村が独自に保育料の負担を軽減していた部分に、国、県の負担が入ることから、その財源を地域の子育て支援の充実に活用するよう県として働きかけており、一部市町村において食材費補助が予定されていると聞いております。

県は、引き続き保護者及び施設の負担軽減について、市町村と意見交換を行ってまいります。

同じく８の(5)、児童虐待の現状等についてお答えいたします。

平成30年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は1100件で、前年度の691件に比べ409件、59.2％の増加となっております。児童相談所の人員体制については、関係法令の改正に伴い児童福祉司の配置基準が見直されたことや、新たに市町村支援の児童福祉司等の配置が義務化されたことに加え、児童福祉司の職員数に応じた児童心理司を配置する必要があることから、これらの増員に向け取り組んでおり

ます。

県としましては、法令の趣旨及び離島を含む市町村の状況を踏まえ、年次的に児童相談所の職員を増員するなど、着実に体制強化に取り組んでまいります。

次に13、基本的人権の尊重についての御質問の中の(1)、性的マイノリティーを尊重する共生社会についてお答えいたします。

県では、差別のない社会の実現に向けて人権問題に関する正しい認識を広めるため、性的指向を理由とする偏見や差別をなくすこと、性自認を理由とする偏見や差別をなくすことなどを含む17項目の人権問題について、啓発活動に取り組んでおります。今年度は、全ての人がより生きやすい社会を目指し開催されたピンクドット沖縄2019の後援を行ったほか、人権啓発カレンダーの作成や人権啓発講演会の実施を予定しております。このような啓発活動を通して性的マイノリティーの尊重と共生の環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　知事初め部長の皆さん、答弁ありがとうございました。

幾つか再質問を行います。

辺野古の問題についてですが、軟弱地盤の改良工事のための政府の調査報告書です。部長は説明がないから判断はできないということでしたが、この点はちょっと知事に見解を聞きたいと思います。

防衛省が軟弱地盤の改良工事のために作成したこの調査報告書では、耐震性を震度４程度と想定しているそうです。しかし、沖縄県の調査では辺野古周辺は震度６弱を想定しております。震度４と想定する工事費と震度６弱を想定する工事費では数倍の違いが出てくると言われております。新基地建設には一体幾らの総工費がかかり、完成までにどれくらいの工期になるのか、政府はこうした基本的なことも説明できないままあの美しい海に土砂を投入し続けております。軟弱地盤が明らかになったことによって新基地建設計画の破綻は明らかであると思います。政府は直ちに埋立工事を中止すべきだと思いますが、改めてこの点、知事の見解をお聞かせください。

もう一つ、国保問題について部長、詳しい答弁ありがとうございました。

答弁にもありましたように昨年度の国保会計の決算では、市町村の実質的赤字は55億円ということが明らかになりました。なぜこんなに多額の赤字になるのでしょうか。国民健康保険の加入者は、自営業者、高齢者、アルバイト、非正規雇用など、低所得者層が多いのが特徴です。保険料の負担は既に限界を超えており、市町村は保険料を値上げするわけにもいきません。一方で、国からの交付金は少なくて歳入がとても足りない。ではどうするか。市町村は独自に一般会計から国保会計への政策的繰り入れをせざるを得ない。それがこの55億円。単年度でこれだけの赤字の数字が出てしまいます。それだけではありません。市町村は財政が厳しく、やむを得ず翌年度の国保会計から前借りをする繰り上げ充用という手法で乗り切っている自治体も少なくありません。次の年度の会計から前借りをする。民間企業では絶対できない手法なんです。

さらに、私たち沖縄県では、あの地上戦の影響で65歳以上74歳未満の前期高齢者の人口が少ない。そのために国からの交付金が極端に少なくなりました。そのため制度開始からこの10年間で実に850億円、今回のこの赤字繰り入れを含めれば総額900億円以上も市町村は一般会計から国保への繰り入れを行っております。本来であれば、子供の貧困対策や産業振興、自治体独自の政策に使えたお金であります。

その点を踏まえて改めて４つ質問を行います。

１つ、先ほど赤字額が出ましたが、この赤字額１人当たりの赤字額について、全国と沖縄の比較はどうなっていますか。

２つ、赤字を埋めるための繰り上げ充用、この前借りの繰り上げ充用について決算額と県の見解についてお聞かせください。

３つ目、前期高齢者の交付金問題について。これまで県も努力をしてまいりました。市町村、そして議長会、国保連合会とあわせてこの間、政府に要請行動を行っております。その結果、厚労省も特別調整交付金の中で沖縄県に配慮をしてきましたが、その配慮されたメニューの中に前期高齢者交付金問題を捉えた支援策があったのかどうかを確認させてください。

４つ目、その特別調整交付金もこの2018年度で終わりです。今回の決算結果で沖縄問題は解決していないことは明らかになりました。来年度の特別調整交付金について、国保会計への沖縄独自の支援策を求めるべきだと思います。

この最後の質問については、ぜひ担当副知事のほうから答弁をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再質問のうち、辺野古軟弱地盤改良工事、特に県の被害想定といいますか、地域防災計画で震度６そして国の報告書におきましては震度４ということに関連しましてお答えいたします。

辺野古移設工事につきましては、私ども再三申し上げていますように、国は総事業費また工期等一切明らかにしておりません。そのような中、いわゆる震度４想定のもの、そして震度６想定では当然建設にかかる経費も相当変わってくると思っております。何よりもまず一体どの程度かかるか、そしてどのくらいの期間かかるのか、水深90メートルに達する軟弱地盤の存在も国の調査で明らかになっているわけですので、ぜひその辺を明確にして、まずはその辺を国民にきちんと明らかにするべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは国保関係の再質問についてお答えしたいと思います。

まず１つ目の１人当たりの赤字額でございますけれども、国費の精算等で相当影響しますので、過去５年間で見てみますと、例えば25年度が沖縄県は１人当たり２万4532円の赤字でございます。全国は9241円で2.7倍の差がある。それから26年度は全国が１万866円、沖縄県は２万3172円で2.1倍大きい。27年度は全国が8869円、沖縄県が１万7310円で２倍の差がある。28年度は全国が4708円、沖縄県が１万5220円で3.2倍。29年度は全国が1568円、沖縄県は１万6249円で10倍の開きがあると。５年間見て総じて2.5倍くらいの差があるのかなというふうに見ております。

２つ目、繰り上げ充用に対する県の認識はどうかということでございますけれども、繰り上げ充用についても法定外繰り入れ同様、解消すべき赤字だという認識で取り組んでおります。

それから３つ目、前期交付金の関係で、これにかわる支援策があるのかというお話でございますけれども、高齢者医療制度の見直しがされた20年以降、沖縄県の要請等に基づいていろんな支援策が講じられてきました。その中で最初に講じられた退職者医療制度の廃止に伴う影響が大きいということで交付される特別調整交付金がございますけれども、これが前期分に相当するのかなということで、これで21年から30年までの間で150億近く支援をいただいていると。それ以外にも二十歳未満の子供が多いのでその分の保険料の負担を見る必要があるとか、あるいは未就学児が多いので、医療費が高くつくというようなことでの支援を受けておるところでございます。

それから最後の質問で、特調は2018年で終わりということですけれども、特別調整交付金が2018年で終わるということはございません。引き続きこのいろんな特調は継続されていきますし、特に未就学児については30年度の沖縄県の要望等を受けまして、若干増額する方向で見直しが行われたというところでございます。

ただ、我々毎年要請しているわけですけれども、同じ文言で要請しているわけではなくて、いろいろ理屈を考えて要望しているところでございます。基本は沖縄の特殊事情でございますけれども、今回も分析すると、例えば沖縄の場合医療費に占める公費の割合がちょっと少ないのかなというようなことがございますので、その点を中心に据えながら市町村、国保連合会等と理論構成して、本年度の要望も行っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　皆さん、こんにちは。

公明党会派、金城泰邦です。

本日、しんがりでございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして代表質問を行います。

１、基地問題について。

(1)、2013年の統合計画で示された在沖米軍基地の返還計画の推移と、跡地利用計画の取り組みはどうなっているのか伺う。

嘉手納以南の返還については、スケジュールが既に示されており、国・県・市町村の連携が必要であるが、今後の展開をどのように考えているのか。また、協議機関の設置状況はどうなっているのか伺う。

２、浦添西海岸開発について。

(1)、沖縄県アジア経済戦略構想に示されているコースタルリゾート構想は、どのような戦略を描こうとし

ているのか、県の見解を伺う。

(2)、浦添西海岸地域の埋立事業は、隣接するカーミージの海岸地域の保全と一体となった埋立事業であり、過去の計画変更の変遷をたどると環境に配慮してきたことが理解できる。今後の環境配慮の取り組みについて伺う。

３、安全・安心対策について。

(1)、来年の東京2020オリンピック・パラリンピックに向けての安全対策と防犯対策について、防犯カメラのさらなる設置が必要と考えるが、県の見解と取り組みについて伺う。

昨年、通学路の安全点検調査では防犯カメラを必要とする学校が217校あった。昨今の事件・事故を鑑みると当然の要求と考える。昨年来、県にこのことを要望してきたが、全く動く気配がないので、今月公明党会派は沖縄・自民党会派の皆さんとともに大臣にまで要請し、予算確保のため行動してきた。今後に向けて県の取り組みはどうなるのか見解を伺う。

４、経済施策について。

(1)、人手不足問題への対応について。

ア、沖縄県のあらゆる業界で人手不足の問題が深刻である。経済振興を推進するためにも人手不足を補完する外国人労働者の受け入れがスムーズに行われる必要があると考える。全国的な事例で報道されているブラック企業の状況は沖縄県にはないのか、外国人労働者はきちんと守られているのか伺う。

５、交通施策について。

(1)、交通政策について。

ア、高校生通学実態調査事業の進捗状況について伺う。

イ、バスの既存路線以外の路線をカバーするデマンド交通の必要性について伺う。

きのう、路線バスの減便でうるま市の中部農林高校定時制に通う生徒の通学に影響が出ているとの報道が地元紙に出ておりました。公共交通の問題が起こっている今、県は新たな交通手段としてのデマンド交通を検討してはいかがでしょうか。

ウ、バス停の操業時間外（夜間等）をタクシー乗り場に活用することについて伺う。

エ、自動二輪車の通行帯規制（第一通行帯）は沖縄県で実施されているが、一部の地域で規制をかけて取り締まることについて法体系として問題はないか伺う。

また、この規制はいつから施行されて効果として目的はどのくらい達成できたのか伺う。

６、土木行政について。

(1)、本部港クルーズバースの進捗について伺う。

本部港については、稲嶺・仲井眞県政時代に地元関係者の要望を受け、当時の前島県議が主導し、港のコンクリート舗装や沖防潮堤の整備を図り、災害に強い港となり、北部地域の経済振興に寄与してきた。その後、翁長県政・玉城県政になり、北部拠点港湾の位置選定が行われ、特定地域振興重要港湾に指定・選定され、現在クルーズバースが整備されている。しかしながら、大型クルーズ船の寄港には400メートルのバースが必要とされていると言われているのにもかかわらず、200メートルしか整備されておらず、形状も既存のバースの奥行きの幅が３メートルも落差があるため、地元関係者からは今後の運用上問題があると指摘されている。県は本部港の短期・中期・長期ビジョンを持って整備を図るべきでありますが、沖縄県として将来の本部港の位置づけをどのように考えているか見解を伺う。

(2)、本部町の国道449号の拡幅（４車線化）の早期整備について伺う。

７、環境行政について。

(1)、知事の公約である殺処分ゼロの取り組みの進捗状況について、殺処分ゼロ実現のめどはいつなのか。また、本島北部における希少種動物の保護の取り組みとの整合性はどうするのか伺う。

(2)、動物愛護センターのシェルターの進捗状況について伺う。

８、保健医療行政について。

(1)、北部基幹病院の取り組みの進捗状況について伺う。

(2)、緊急搬送を受け入れた県立病院の実績と民間病院の実績の比較について伺う。

(3)、県内圏域ごとの病床数の設定根拠は何か。実際の需要量と供給量はリンクしているか伺う。

特に中部医療圏域においては、救急病院増床に関する要望が市町村会からも提出されていると伺っています。県は命を守る救急病床の緊急増床措置を検討しているのか伺う。

(4)、医療費の主たる増加要因と言われている透析治療の予防策として、糖尿病患者の早期発見・早期治療を推進するために国保連合会との連携強化を図ることについて伺う。

(5)、子供医療費の無料化を中学卒業まで拡大することについて伺う。

９、福祉行政について。

(1)、就労支援事業所の設置要項に耐震構造を満たした建物を義務づけることで設置が困難となっている

状況を改善することについて伺う。

(2)、相談支援専門員が不足し障害者の施設利用に支障を来している。同じ福祉サービスを提供する相談支援専門員の処遇がケアマネージャーと比較して低過ぎることが原因と考える。相談支援専門員の処遇を改善することについて県の見解を伺う。

(3)、放課後児童クラブの学童を利用したくても保育料が高くて利用できない低所得層に、保育料の補助を創設して学童の利用を推進することについて県の見解を伺う。

10、教育行政について。

(1)、大阪市西成区では普通高校に重度知的障害児を通学させるインクルーシブ教育制度が実施されている。沖縄県でも普通高校に通いたい重度知的障害児を入学させる制度が実施できないか伺う。

(2)、高校入試（一般入試及び推薦入試）の評価基準について、生徒の学びの姿勢をどのような方法で評価しているか。また高校入試の新制度の内容について伺う。

答弁よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城泰邦議員の御質問にお答えいたします。

基地問題についての御質問の中の１の(1)、統合計画の推移についてお答えいたします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画では、全体で約1048ヘクタール返還されることが合意され、これまでに、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ヘクタールを初め約62ヘクタールが返還されております。私が８月にグアムを訪問した際に、現地司令官等から、在沖海兵隊のグアム移転に関連する隊舎建設等の準備は順調に進んでおり、2024年度ごろからは受け入れに向けた取り組みが可能であるとの説明がありました。私は、本県の地域振興や過重な基地負担の軽減を図るためには、在沖米軍基地の整理縮小が必要であると考えており、米軍再編で示された国外移転の確実な実施を日米両政府に求めてまいります。

次に、環境行政についての御質問の中の７の(2)、動物愛護管理センターの譲渡拠点施設の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備を進めており、今年７月に施設の仮供用を開始したところであります。今後は仮供用の状況、専門家や動物愛護団体の意見を踏まえ、施設の改修を行い、犬・猫の譲渡機会の拡大の他、動物愛護・適正飼養の普及啓発や学習の場など広く県民に親しまれる拠点として、令和４年度の本格供用を予定しております。

沖縄県としましては、譲渡拠点施設を整備することにより、人と動物が共生できる社会を目指してまいります。

次に、保健医療行政についての御質問の中の８の(5)、子供医療費無料化の拡大についてお答えいたします。

県は、平成30年６月及び11月に、こども医療費助成事業主管課長会議を開催し、各市町村と制度の拡充に向けた意見交換を行ったところであります。また、今年度５月に、こども医療費助成制度の拡充に係る市町村の意向調査を行ったところであり、その調査結果を踏まえ、引き続き対象年齢の引き上げについて、中学卒業までを視野に入れながら市町村と協議を進めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、基地問題についての(1)、跡地利用計画の取り組みについてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用は、県全体の振興・発展に大きく寄与することから、県では、関係市町村と連携協力して、広域的観点から跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年１月に策定しております。広域構想では、今後返還予定の６施設について、それぞれの特性を生かしつつ、互いの役割を分担・連携した開発を図ることとしており、導入が想定される産業・機能として、例えば、牧港補給地区では、国際物流流通産業やリゾートコンベンション産業等を示したところです。現在、県では、広域構想を踏まえた関係市町村の跡地利用計画の策定を支援しているところであり、引き続き、国、関係市町村、地権者等と密接な連携を図ってまいります。

続きまして５、交通施策についての(1)のイ、デマンド交通の必要性についてお答えいたします。

路線バスの運転手不足は、各社でバスの減便が発生するなど、地域公共交通の確保維持に支障を来しております。このような状況の中、予約型の運行形態で、ドア・ツー・ドアのサービスを提供することも可能なデマンド交通は、定時定路線で運行される路線バスやコミュニティーバスと比べ、柔軟性にすぐれた交通手

段であると考えております。

県としましては、デマンド交通の活用については、地域の移動ニーズを踏まえた検討が必要であることから、市町村における主体的な取り組みが重要になると考えております。

同じく５の(1)のウ、バス停のタクシー乗り場としての活用についてお答えいたします。

沖縄県ハイヤー・タクシー協会によると、近年の観光客の増加に伴い、国際通りや松山地区などの繁華街におけるタクシーの利用が増加しているとのことです。これらの地域は、タクシーの乗降場が未整備であるため、同協会は、路線バス運行終了後のバス停をタクシー乗降場として試験的に活用することを要望しております。バス停の活用については、引き続き同協会及び道路交通法上の規制権限を有する公安委員会を交えた協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、浦添西海岸開発についての御質問のうち(1)、コースタルリゾート地区についてお答えいたします。

那覇港港湾計画において、浦添埠頭コースタルリゾート地区は、国際海洋リゾート港湾としてのさらなる魅力づけを目指したものであり、人工海浜、緑地、マリーナ、国際交流施設等を一体的に整備するものとして位置づけられております。

次に２の(2)、埋立事業に係る今後の環境配慮についてお答えいたします。

那覇港港湾計画では、自然的環境を保全する区域を位置づけ、環境の保全を図ることとしており、那覇港管理組合においては、平成18年３月に、今後の事業実施に際しての環境保全、活用、管理のあり方の指針として、那覇港（浦添埠頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアルを策定しております。また、浦添市において、平成29年12月に浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例が制定されたことから、浦添市と連携しながら環境保全が図られるよう取り組むとのことであります。

次に６、土木行政についての御質問のうち(1)、本部港クルーズバースの進捗についてお答えいたします。

本部港のクルーズバースの進捗については、今年度、岸壁整備の一環としてジャケット式桟橋及びドルフィン式桟橋の施工を行っております。次年度の工事として、床版・防波版・しゅんせつ等を施工し、令和３年度に20万トン級のクルーズ船が接岸できる岸壁の供用開始を目指し、整備を進めております。

次に６の(2)、国道449号の早期整備についてお答えいたします。

国道449号本部北道路は、瀬底大橋入り口から県道名護本部線との交差点までの約1.6キロメートルについて、平成21年度から４車線化の事業を実施しております。現在、新本部大橋等の整備を鋭意進めており、早期の４車線供用に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、安全・安心対策についての御質問の中の(1)、防犯カメラの設置の促進についてお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、安全対策及び防犯対策は重要と考えております。県では今年度、ちゅらさん運動の一環として、県内５圏域において公共施設の防犯・安全点検の説明会を開催したほか、11月には、市町村や事業者等を対象に防犯カメラの設置の促進に向けた講習会を開催することとしております。また、防犯カメラの設置に対する市町村の動向を把握するための調査も予定しているところでございます。

県としましては、今後とも県警察、市町村、関係機関等と連携を図りながら、犯罪のない安全・安心な沖縄県の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に９、福祉行政についての御質問の中の(1)、障害福祉サービス事業所等の建物についてお答えいたします。

障害福祉サービス事業所等の建物については、自力避難が困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、耐震基準を満たすことが重要であると考えております。このようなことから、県としては、障害福祉サービス事業所等の指定等に当たり、引き続き事業者等に対し、その趣旨の周知を図り、適切な建物の確保について、指導助言に努めてまいります。

同じく９の(2)、相談支援専門員の処遇改善についてお答えいたします。

県内の相談支援事業所においては、相談支援専門員１人の小規模事業所が多い現状があり、業務負担や支援体制が不十分なこと等から離職者が多く、定着率が課題となっております。

県としましては、研修の実施や圏域アドバイザーによる支援等を行い、相談支援専門員の定着と相談支援体制の充実に取り組んでおります。また、相談支援専門員の処遇改善に向けては、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて国へ要望しているところです。

同じく９の(3)、放課後児童クラブ利用料の補助についてお答えいたします。

県におきましては、利用料の低減を図るため、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っており、県内クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、30年度は9169円に低減しております。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、低所得者等を対象に負担を軽減する市町村に対して交付金を交付しており、平成30年度の実績は、14市町村1721人となっております。さらに、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、放課後児童クラブの利用料の無償化について、国へ要望しているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４、経済施策についての御質問の中の(1)のア、外国人労働者の受け入れについてお答えいたします。

県内においては、専門的・技術的分野、技能実習、資格外活動などの在留資格に基づき、外国人が雇用されております。雇用する際には、当該外国人の氏名、在留資格などをハローワークへ届け出ることが事業主に義務づけられており、その届け出に基づき、雇用管理に係る指導等が行われております。外国人技能実習実施者への監督指導は、国が実施しており、平成30年における重大・悪質な法令違反による送検は、全国で19件となっておりますが、県内での事例はないとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　５、交通施策についての(1)のア、高校生の通学実態調査についてお答えをいたします。

高校生の通学実態については、県立高校の全日制・定時制課程全生徒を対象に、通学方法や通学費等の調査を行っており、現在、回収した調査票の集計を行っているところです。調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、高校生のバス通学費支援について、可能な限り早期に実施できるよう努めてまいります。

続きまして10、教育行政についての中の(1)、重度知的障害児の普通高校入学についてお答えいたします。

本県の県立高等学校においては、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、高等学校の教育課程を履修できる能力、適性を有する生徒を受け入れております。また、高等学校に併設する高等支援学校４校を設置し、共生社会の実現に向けて取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、重度知的障害のある生徒については、特別支援学校において、将来の自立や社会参加に向け、生徒の障害の特性に応じたきめ細かな支援により教育を受けることが望ましいと考えております。高等学校では、小中学校とは異なり、障害のある生徒に対して、特別の教育課程を編成できないこととなっておりますが、他県の取り組み状況については、引き続き調査してまいります。

続きまして同じく10の(2)、県立高校入試についてお答えいたします。

高校入試は、公正かつ妥当な方法で、各高等学校の教育を受けるに足る能力と適性等を備えた者を選抜することを目的として実施しております。このことから、学力検査はもとより、生徒が中学校の３年間継続して努力してきた学習の成果や諸活動を正当に評価することが大切であると考えております。

次に、御質問の高校入試の新制度は、受検生の個性や特色をより一層生かせる制度とすることや、受検生の基礎学力の定着を図ることを狙いとして、現行の推薦入試制度から特色選抜制度への見直しを行うものであります。現在、パブリックコメントを実施しており、その結果を踏まえ、中学生がより主体的に高校選択ができる、キャリア教育の視点に立った入試制度となるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　５、交通施策についての御質問のうち(1)のエ、自動二輪車の通行帯規制の法体系の問題の有無等についてお答えをいたします。

道路交通法第４条において、都道府県公安委員会は交通の安全と円滑を図るため、必要な場合には道路標識等を設置して、道路の区間等を定めて交通の規制をすることができるというふうに規定をされております。自動二輪車の通行帯規制は、沖縄県における二輪車乗車中の死傷者の構成率が、全国平均の約２倍と高

い水準で推移していることなどから、こうした地域の実情を踏まえ、二輪車事故抑止のため、道路交通法に基づき行っているものであり、法体系上の問題はございません。

なお、先ほど御質問のございました規制の開始のタイミングですが、幾つかの道路で実施しておりますので、幾つかの規制が段階的に行われておりますが、一番早い規制は昭和58年の１月から行っております。

また、規制の効果についてでございますけれども、交通事故はさまざまな要因で起こりますので、なかなかその規制の効果を数値でお示しすることは難しいんですが、参考として申し上げますと、規制の開始前、昭和56年、57年と比べまして、平成28年の全人身事故の負傷者に占める原付を含む二輪車運転者、同乗中の負傷者の割合は約10ポイント強減少しておりまして、二輪事故、負傷者の減少に一定程度寄与しているものと考えております。

ただ、もとより道路交通の状況や交通事故の状況は常に変化し得るものでありますので、県警察としては、交通事故の実態の調査分析を的確に行い、その結果に基づいて交通の安全と円滑の確保の観点から実効性のある交通規制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　７、環境行政についての御質問の中の(1)、殺処分ゼロの取り組みの進捗等についてお答えします。

県は、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引取数の削減、返還数及び譲渡数の向上のための各施策に取り組んでいるところであります。同推進計画における犬・猫殺処分数の当初目標は既に達成し、平成30年度までの暫定目標である1500頭についても平成29年度に達成しております。このような状況を踏まえて、令和２年度に改定する予定の同計画において、これまでの取り組みについての評価を行った上で目標値を設定することとしております。また、沖縄本島北部において希少野生動物への被害が課題となっているマングースの防除については、福地ダム以北においてマングースの捕獲が激減し、ヤンバルクイナやアカヒゲ等の希少野生動物の生息分布が拡大しています。さらに野犬、野猫についても同地域からの排除を進めており、捕獲した個体については譲渡に努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは８の保健医療行政についての御質問の中の(1)、北部基幹病院の進捗状況についての御質問にお答えします。

現在、北部12市町村において、経営システム及び財政負担など、北部基幹病院の基本的枠組みについての検討が進められているところであります。基本合意書案の経営システム及び財政負担などについては、首長レベルでは大筋了承いただいているところでありますが、現在、それぞれの市町村が全員協議会などを通じて、市町村議会と協議し、それぞれの市町村としての考え方を整理しているところであります。今後、北部基幹病院の基本的枠組みに関する12市町村としての統一した考え方が取りまとめられるものと考えており、県としては、市町村の意向も踏まえながら、基本的枠組みの合意形成に向け、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

次に(2)の緊急搬送の受け入れ実績についてお答えします。

平成30年度病床機能報告によりますと、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの１年間の救急車の受け入れ件数は、７万1027件となっております。このうち、県立病院が２万79件、28.3％、民間病院が４万1161件、58.0％となっております。

次に(3)の、病床数の設定根拠についての御質問にお答えします。

医療圏ごとの病床数は、医療法の定める基準に基づき、性別・年齢階級別人口、平均在院日数、入院受療率などを勘案して、基準病床数が設定されており、本来、その範囲内での病床設置が求められております。なお、本県は、全ての圏域において既存病床数が基準病床数を上回る病床過剰地域となっております。

次に(4)、国保連合会との連携強化についての御質問にお答えします。

県、医師会、糖尿病対策推進会議及び国保連合会を含む保険者協議会は、平成29年３月に、糖尿病の重症化予防及び人工透析への移行を防止することを目的とした沖縄県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、糖尿病患者の早期発見・早期治療に取り組んでおります。国保連合会には、県が主催する保険者協議会、国民健康保険運営連携会議及び医療費適正化計画検討委員会に参画していただいており、連携の強化に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　それでは再質問をさせていただきます。

１番の基地問題、そして２番の浦添西海岸開発についてですけれども、沖縄県は沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で、先ほどおっしゃっていた中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想というものを策定したと御答弁がありました。

その構想の実現に向けて今県は取り組んでいると思われますが、西海岸地域の開発整備有識者懇談会及び西海岸地域開発のあり方の検討に関する関係機関行政連絡会議、いわゆる有識者懇談会と行政連絡会議というのを行っていると思います。これは企画部ホームページからも確認できることですが、その有識者会議、各分野、経済から観光、行政、おのおの専門の方々が集まって西海岸のエリア、これがどうあるべきかということが協議されています。これ、駐留軍用地跡地利用と一体となった西海岸地域の開発のあり方と今後の進め方について、各委員の専門分野の知見をいただきながら提言書として取りまとめ、平成30年度以降に策定予定の普天間飛行場の跡地利用計画等へ反映していくとともに世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成に向けた取り組みにつなげていくものですと。このように皆さんのホームページで紹介をされております。この提言書を見てみますと、沖縄県は今後キャンプ桑江南側地区とか、キャンプ瑞慶覧の一部、普天間飛行場や牧港補給地区等々、返還の予定がありますが、特にこの西海岸エリアについてはこの有識者会議等も踏まえて、本地域では今後返還される大規模な駐留軍用地跡地と連携することによって沖縄の魅力である自然の海を都市的活動と共存させながら生かすことができると。本地域において連担する人口集積エリアとの近接性、機能性、利便性に加え、安心・安全性を兼ね備えた都市型オーシャンフロント・リゾート地が生まれることによって、那覇空港と多くの観光客が訪れる北部地域と中南部と接続性が高められ、県土全域の発展が期待できるということが述べられております。

つまり、この西海岸のエリア地域というのは都市型のオーシャンフロント・リゾートです。その景観も非常に大事であるということから、沖縄県では住んでよし、訪れてよしの美ら島沖縄の実現に寄与するために、沖縄県景観形成基本計画というものを平成23年１月に定めております。それによりますと、西海岸都市景観軸の一部として海を生かしたエリアだとされております。今後西海岸開発はこの協議にも入っているように、沖縄の西海岸地域、北谷町、宜野湾市、浦添市が県と連携しこのエリアを海を見、また海から見えるリゾート地として発展させていくということが書かれているわけです。この取り組みが具体的にどういうふうに反映されていくのか、西海岸の開発について、それをまず御答弁いただきたいと思います。

あとほかの質問の中でもありましたが、バスをカバーするデマンド交通。10月１日から開通するモノレール浦西駅では、駅からの移動手段の路線バスがまだ連結されていないというふうに私は聞いております。

そこで、デマンド交通としてのタクシー利用などをやっていくのが現実的かなと思いますが、その点について御答弁いただきたいと思います。

なお、バス停を夜間のタクシー乗り場として活用するというのは、道路交通法上は可能であるというふうな御答弁だったのですが、その辺もう一回確認をしたいと思います。事例等もあれば紹介してほしいと思います。

６番の(1)、本部港のクルーズバースについては、大型クルーズ船と既存の貨物船のすみ分けについてどうなっているのか伺いたいと思います。あとビジョンについてももう一度具体的に説明していただければと思います。

先ほど部長から答弁いただいた８番の(3)、圏域ごとの病床数ということで、中部地域から要望が出ている緊急増床措置については検討がなされているのか、改めて御答弁いただければと思います。

同じ８番の(4)、県内の人工透析の患者数というのは全国比にして、どのような位置づけになるのか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

この人工透析患者の対策については、全国では埼玉県が先進的な取り組みをしているということで、埼玉の調査では人工透析前と後で１人当たりの医療費に10倍の差があるということが調査でわかっていると。そういったことでありますが、県内ではどうなのか、把握していれば説明いただきたいと思います。そのような埼玉県方式ということが今、全国的に広がりつつあるそうですが、沖縄県でも市町村と連携し受診を勧奨していく。受診勧奨について県が市町村や広域連合としっかり手を取り合ってやっていくということで展開していけるのかどうか、答弁をいただきたいと

思います。

あと９の(1)の就労支援事業所、これ耐震構造は、非常に大事であります。例えば内地の事業所、木造の建物で入ろうとしたとき、耐震構造上の問題があると思います。沖縄の場合は、大体鉄筋コンクリート造でありまして、耐震構造については結構強固な建物が多いかと思っております。そういった沖縄の環境下にあって事業所を開設したい方は全てこの耐震構造を満たしたということの条件で開設についてカバーできるのかどうか示していただきたいと思っております。

あと10番の(1)、インクルーシブ教育でございますが、先日県議会でも勉強会がありました。西成区での取り組み、これは普通学校の中にも特別支援のクラスを設けて受け入れをしているということの御説明をいただいております。沖縄県でもそういった形で特別支援のクラスというものを設けることによって、インクルーシブというものが一歩前進するのではないかと考えておりますが、教育委員会のその点についての見解をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時26分休憩

午後４時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　再質問にお答えいたします。

まず、１点目、西海岸地域の開発に係る有識者会議についての件ですけれども、21世紀ビジョン基本計画において、西海岸地域、宜野湾市から読谷に係る西海岸地域についてというところで、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指すと、これを受けて有識者会議等が設置されておるわけです。その提言を受けて今後は例えば、牧港補給地区においては浦添市が跡地利用基本計画を策定しております。そして、普天間基地についても、跡地利用計画を今後策定することになりますけれども、これらの提言の中身を踏まえて跡地利用計画が策定される。あわせて、広域構想の精神も反映されるというふうに考えておりますので、県としましては、関係市町村それから地権者様等と調整していきたいと考えております。

それから、２点目、てだこ浦西駅のデマンド交通に関する件でございます。

タクシー協会においては、てだこ浦西駅においてはジャンボタクシーを活用したデマンド型乗り合いタクシーの導入に向けて、浦添市と調整を行っていると聞いております。

県としましては、デマンド型交通は道路運送法に基づく乗り合い事業に位置づけられて、一般的には地域公共交通会議で協議が調うことが運行の条件とされております。

この地域公共交通会議といいますのは、市町村が主宰するということになっておりますので、まずは地元である浦添市が中心となって調整を行っていくものと考えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携してモノレール駅等の交通結節点に路線バスやタクシーなど、多様な公共交通機関の結節を進めることで、県民の利便性向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、３点目、バス停を活用したタクシーの乗りおり、乗降場で活用できた事例はあるかということですけれども、企画部としては事例については承知しておりません。

先ほどバス停が利用できるということではなくて、バス停を利用できるには許可が要るということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　再質問にお答えいたします。

本部港における貨物船バースとのすみ分けという御質問でございますが、本部港につきましては北部地域の人流・物流、観光の拠点となる港湾として整備を進めてきております。平成29年１月に国際クルーズ拠点港湾に選定されまして、現在クルーズ船専用バースの整備を進めております。陸上部220メートル使いまして、さらに先ほど説明いたしましたが、ジャケット式桟橋とドルフィン式桟橋、合わせて200メートル南側にせり出す形で専用バースの整備をしておりまして、貨物とクルーズ船の岸壁は専用バースでしっかり使い分けるというような形でのすみ分けになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは再質問にお答えします。

まず、１つ目の中部圏域の病床数でございますが、

平成28年に中部地区医師会、それから中部地区市町村から増床の要請がございました。これについては28年12月に52床増床したところでございます。

次に、人工透析ですけれども、ちょっと埼玉の方式については承知しておりませんが、我々が作成したプログラムを医療機関、それから市町村と連携しております。例えば一定の検査の結果値が出た場合、かかりつけ医から腎臓内科等の専門医に紹介する仕組み、このようなフローもつくってデータ確認をしながら、あなたはこのまま腎機能が低下をしていくと、いついつには人工透析になってしまいますよというような指導をしながら早目早目に専門医療機関につないでいくというプログラムをつくっておりまして、その意味で連携が図られているだろうと。この効果がどうか実証できてないんですけれども、一応、新規に糖尿病から透析に移る患者は、27年と28年比較すると若干ではありますが減少しているというのが見られているところでございます。

引き続き連合会含め、医療機関、医師会等連携しながら糖尿病から新規の人工透析に移行しないような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほどの就労支援事業所についての質問でございますけれども、就労支援事業所については新耐震基準を満たしていることということで、私ども基準に設けておりますのは、やはり答弁しましたとおり障害者はなかなか自力では避難できない場合があるというところで万全を期すという趣旨でございます。

議員おっしゃるとおり、コンクリートの建物が県内多いですので、それは強固じゃないかということではございますが、耐震基準を満たしているかどうかという耐震診断をまず受けていただかないといけない。それからその後もし必要であれば補強工事をしないといけないというところで、就労支援事業所の場合には小規模で開設する場合が多くて、実際には賃貸でやる場合が多い状況になっております。ですので、なかなかそれに対応するのが難しいということでもございますので、県としましては開設の相談があったときにそういうところ、満たしたところをできるだけ選んでくださいという指導をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　教育管理統括監。

〔教育管理統括監　儀間秀樹君登壇〕

○教育管理統括監（儀間秀樹君）　インクルーシブ教育に関する再質問についてお答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、県教育委員会ではインクルーシブ教育システム理念に基づきまして、障害の有無にかかわらず高等学校の教育課程を履修できる能力、適性を有する生徒を受け入れているところでございます。

県教育委員会といたしましては、重度知的障害のある生徒については、特別支援学校において将来の自立や社会参加に向け、生徒の障害の特性に応じたきめ細かな支援により教育を受けることが望ましいと考えておりますが、他県の状況につきましては引き続き調査してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　先ほど御答弁いただきましたが、私の認識とちょっと違うところもあるなと思っています。

クルーズ船バースのすみ分けはできているという御答弁でしたが、地元の関係者からするとできてないという声になっております。ですので、県がそう言うのであれば、地元とちゃんと話し合いをして説明をしていただく必要があると思います。港湾関係者の方からも説明はないというふうに私は聞いております。ぜひそれは説明してください。どういうふうになっていくのか、そこをやっていくということをきちんと答弁いただきたいと思っています。

また、耐震診断について、耐震診断は幾らかかるか把握していますか。300万くらいかかるんですよ。普通の事業所が300万もかけて耐震診断できるわけないです。そういった部分についても県として何かしら支援する方策は考えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　金城議員の再々質問にお答えしたいと思います。本部港は官民連携クルーズ拠点形成港湾と指定されまして、今現在、専用バースのジャケット式桟橋及びドルフィン式桟橋の施工を

行っております。このクルーズバースの岸壁、桟橋が完成しますと、この官民連携協定に基づきましてクルーズ船が来た場合にはその部分はクルーズ船バースとして占用して使われると。ただしクルーズ船は常にあるわけではございませんので、貨物用岸壁としても使用可能な部分ではございます。ということで、現在貨物バース240メートル、水深7.5メートルで整備が完了しておりますけれども、その部分も含めて港湾利用すると、より利用しやすい形で活用していただけるということで、今後しっかり協議を進めていきたいと。またクルーズ船の受け入れ体制の整備も必要でございますので、しっかり港湾利用者と意見交換しながら、条件を整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほどの質問でございますが、耐震化につきましては先ほど申し上げましたとおり、賃貸の物件が多いということもございまして壁はございますけれども、施設整備に関する補助金の国庫メニューがございますので、その中でできるかどうかちょっと研究してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、９月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時45分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年９月30日

令和元年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

令和元年
第 5 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）**

令和元年９月30日（月曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

令和元年９月30日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県希少野生動植物保護条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県森林整備促進基金条例
乙第９号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　財産の取得について
乙第17号議案　訴えの提起について
乙第18号議案　契約上の地位確認請求事件の和解について
乙第19号議案　損害賠償の額の決定について
乙第20号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第27号議案　平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第28号議案　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第29号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第22号　平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第23号　平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第24号　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	11番	新垣　新君
副議長	赤嶺　昇君	12番	比嘉瑞己君
1番	瀬長美佐雄君	13番	西銘純恵さん
2番	玉城武光君	14番	平良昭一君
3番	親川　敬君	15番	上原正次君
4番	新垣光栄君	16番	当山勝利君
5番	次呂久成崇君	17番	亀濱玲子さん
6番	宮城一郎君	18番	當間盛夫君
7番	大城憲幸君	19番	上原　章君
8番	金城泰邦君	20番	座波　一君
9番	大浜一郎君	21番	山川典二君
10番	西銘啓史郎君	22番	花城大輔君

23番	又吉清義君	35番	中川京貴君
24番	山内末子さん	36番	座喜味一幸君
25番	渡久地修君	37番	嘉陽宗儀君
26番	玉城満君	38番	新垣清涼君
28番	照屋大河君	39番	瑞慶覧功君
29番	仲宗根悟君	41番	狩俣信子さん
30番	崎山嗣幸君	42番	比嘉京子さん
31番	金城勉君	43番	大城一馬君
32番	末松文信君	45番	糸洲朝則君
33番	具志堅透君	46番	照屋守之君
34番	島袋大君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	島袋芳敬君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	金城賢君
企画部長	宮城力君		
環境部長	棚原憲実君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	知念公男君
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	長嶺豊君		
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び認定第1号議案から認定第24号議案まで**を議題とし質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

自民党の島袋大です。

知事の政治倫理に関する考え方についてお伺いします。

国会議員も経験した知事にお伺いします。

政治を行う上での政治倫理観についてどう考えるか。漠然とした質問なので、私は政治家として県民の代表として公平公正を大事にしたいと考えておりま

す。そこは知事も県民の代表として公平公正な政治家として重要な倫理観の一つだと私は考えますが、知事はどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　御質問にお答えいたします。

私は、沖縄県知事として客観的かつ公正な県政運営を心がけていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次に、沖縄県職員倫理規程について伺います。

県のホームページにもあります、沖縄県職員倫理規程についてお聞きします。

これの担当は総務部長だと思っております。

初めに、一般職と特別職の公務員倫理規程の違いについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

一般職と特別職の違いということですけど、まず地方公務員法の第３条第２項において、「一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。」というふうになっております。また、同条の第３項で特別職に当たる職が列挙されておりまして、県のほうで言いますと、主に、知事、副知事、教育長、企業局長、政策参与、知事特別秘書などが該当することになります。それ以外の者は全部一般職ということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　実際はこの一般職と特別職の公務員の倫理規程の違いということは、特別職は規程が適用されないということですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　沖縄県の職員倫理規程がございますけれども、第１条のほうで特別職の職員を除くというふうに規定しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県のホームページにも公表されている、安慶田元副知事に端を発した第三者委員会が提言した口ききに関する再発防止報告書があります。

これはいつ報告を受けましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

口きき等に関する第三者委員会の報告書でございますが、平成29年10月31日に受けております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　あれから２年がたちました。県当部局はあの報告を受けて、どのような対応をしたんですか。それを受けて新たな規程もしくは条例を制定しないといけませんよね、どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

第三者委員会からの報告書の提言を受けております。主な内容といたしましては、まず１つ目として、特別職も対象とした倫理条例の制定、２つ目として、違法・不当な働きかけ防止のための記録化制度の導入というふうになっております。

庁内において対応を検討しているところでございますが、まず倫理条例の制定につきましては、特別職も一般職と同様に制限を課した場合、本来の政治活動を制限するおそれがあることが課題というふうになっております。また、記録化制度につきましては、上司からの働きかけについて通常の指揮命令との区別をどのように判断するか、また対象範囲が広いため、職員に膨大な記録を課すという業務負担が課題となっております。

県としましては、引き続き課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　その報告書には、公務員特別職について倫理規程についても踏み込んで提言していると思っております。

重要ですから読み上げます。本文には沖縄県職員倫理規程の徹底の箇所で倫理規程の「対象者は、職員のみならず知事や副知事等の「特別職」も対象とし、特に特別職の高い倫理観の保持と一部の私的利益の追求の禁止を強く示すこと。」、これは特別職は知事や副知事のみならずほかには知事特別秘書、そして参与も当てはまりますよね。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今、島袋議員がおっしゃったとおり、知事、副知事、公営企業管理者、教育長などの特別職も含めた職員とするような提言がなされております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、それは当てはまりますよねと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　そういうふうな提言を受けております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、この報告書を読んだことありますか。この特別職の規程についての提言、当たり前

のことだと思いますが、知事の感想をお聞かせください。知事ですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

第三者委員会からの報告の内容につきましては、知事に対しまして概要の説明は行っております。また、あわせて報告書についても目を通していただいております。

以上です。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　お答えいたします。

今、総務部長から答弁がありましたとおり、その報告書の説明を受けております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　２年も報告書の提言について対応しないのは問題だと私は思っております。これは早目に法的な整理整頓を行って対応策を示してください。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

29年に報告を受けております。一方で課題がございますので、その課題解決に向けてしっかり取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　報告書についてはここまでにして、先ほど少し触れました沖縄県職員倫理規程について、１点確認させてください。

県職員が公務員倫理規程に違反して関係業者と会食をしたりした場合、県庁のホームページにも載っている懲戒処分指針ではどうなりますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　済みません、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○総務部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。

沖縄県職員倫理規程の10条の３項のほうにございます。「知事は、その違反の程度に応じて、当該職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分又は訓告若しくは厳重注意を行うものとする。」というふうに規定しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次に移ります。

万国津梁会議についてであります。ここから本題に入りたいと思っております。

万国津梁会議に関する委託契約書、仕様書等を担当から事前に提出してもらいましたけれども、万国津梁会議に関する委託契約額と契約日を教えてください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

令和元年度の万国津梁会議設置等支援業務委託につきましては、令和元年５月24日に契約をいたしまして、業務委託料は2407万7000円でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　受注者、ＪＶの代表企業を教えてください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

受注者は、万国津梁会議設置等支援業務スタートチームでございます。

代表者でございますが、一般社団法人子ども被災者支援基金でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この団体の住所はどちらですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　山形県に住所がございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　山形の業者がなぜ沖縄の事業を受託しに来たのか、私には違和感があります。この団体は沖縄に事務所とかあるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　はい、沖縄にもございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この沖縄事務所は設置されて何年たっていますか。そしてその間県内での受託実績はこれまでに何件ありますか。これぐらい把握しています

よね。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時14分休憩
午前10時15分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
県内での事務所の設置は１年未満となっておりまして、県内での受託の実績は今確認しているところでは、ございません。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　この沖縄事務所のホームページによりますと、2019年１月14日に事務所を設置していると思っております。当然１月に事務所を設置して５月に今回の受託ですから、この４カ月の間は今おっしゃったように受託実績はないはずだと思っております。どうですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私どもが確認している範囲では受託実績はございません。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　なぜ実績もない事務所が、万国津梁会議を受託することができるんですか。この2400万余りの県税を使って受託する理由は何ですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時16分休憩
午前10時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
今回、広く企画提案を募るということで企画提案型の公募事業といたしました。その際に企画提案の応募に当たりましては、参加資格の要件といたしまして、沖縄県内に本店または支店営業所を設置している法人、または県内に本店を有する事業者が１社以上参加するコンソーシアムであることを要件としたところでございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　この契約の中の実施体制を見ても、今部長の答弁はＪＶの構成員が沖縄県内に属するからということを言ってるんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　それ以外に先ほどございましたように、当該代表企業の支店営業所が設置されている法人ということもございます。
○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時18分休憩
午前10時18分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
先ほど申し上げましたのは、公募の参加資格の要件としてそういった今議員がおっしゃるように、県内に本店を有する事業者が１社以上参加しているコンソーシアムであれば応募ができるという要件にしたというところでございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　県内で実績のない会社が、ＪＶの代表になる自体がおかしいんじゃないですか。百歩譲って構成員に実績があるならその構成員が私は代表になるべきだと思っています。どうですか、そうなるんじゃないですか普通。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時19分休憩
午前10時19分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
今回の万国津梁会議につきましては、県内外・海外で活躍する見識のすぐれた方々からの意見を拝聴する会議でございまして、その実施に当たりましては広く外国対応でありますとか、日程調整など幅広いところからの業務を実施していただく必要がございます。そういう意味で今回、応募に当たった業者につきましては、代表企業を初めそれぞれのいろんな団体が加わって参加をしておりまして、その構成につきましては、どういう構成にするかというのは応募事業者の中で決定されるものだと理解をしておりますが、私どもとしては受託業者の実施体制として問題があったというふうには考えておりません。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　であれば、この委託業務を受けるために何社が応募しましたか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　今回の応募に当たりましては、実際に公募をかけた段階での説明会には６社が参加しておりますが、実際に応募したの

は１社でございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　ここが問題って言っているんですよ、私は。１社ありきで動いているわけですよ。沖縄事務所の所長はどなたですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時20分休憩
午前10時22分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　大変失礼いたしました。
沖縄営業所の代表ですね、徳森氏でございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　この徳森氏は、知事選挙でも積極的にデニー知事を応援していましたよね。知事、徳森氏についてはよく知っていると思いますけど、どうですか。はいかいいえでいいですよ。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　はい、よく存じております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　この沖縄事務所の構成員は何名ですか。彼女のコンサルとしての実務経験数は何年と把握していますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時23分休憩
午前10時24分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
今、具体的に沖縄事務所に何人いるかというところまでは私自身が把握してないところでございます。もちろん今回につきましては、代表企業である一般社団法人子ども被災者支援基金を代表としましてそれぞれの構成員で受託しているところでございまして、先ほど申し上げましたように沖縄事務所に何人いるかというところまでは今把握してないところでございます。
○島袋　　大君　議長、休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時25分休憩
午前10時25分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
先ほど答弁申し上げましたように、今回説明会には６社来たわけですが、実際の応募は１社ということで、１社からの提案を受けて企画審査を行ったところでございます。その中で私どもとしましては、１次審査の書類審査を経た上で２次審査を行ったわけですが、その中で事業の趣旨と企画提案のコンセプトなどの適合性でありますとか、委託業務を遂行できる能力体制があるかという実効性でありますとか、提案された内容が具体的であるかといった具体性であるとか、あるいは事業を実施するに当たっての妥当な積算になっているかという妥当性、あるいはそういった総合評価を踏まえてそういった基準に基づきまして決定をしておりまして、今回の選定に当たってはそういった手続を踏まえたところから特段問題がないというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　委託契約するときに今回の事業の執行体制、役割、担当者、所属、実務経験年数、保有資格等記載してくださいとあるんですよ。記載するべきところを沖縄事務所の職員の数もわからん、こんな答弁でいいんですか。これで６社申し込んで、１社。出来レースで１社がとるためにやってるんじゃないの。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　先ほど答弁申し上げましたように、説明会には６社参加していただきまして、私どもからの説明をさせていただきました。実際に手を挙げたのが１社ということがございますので、必ずしも１社ありきであったということはなかったというふうに考えております。
○島袋　　大君　議長、休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時28分休憩
午前10時32分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
先ほど御質問のございました沖縄事務所の構成員でございますが、徳森氏お一人でございます。
それから代表企業であります、子ども被災者支援基金につきましての全体としての財務状況でありますとか、主要業務、これまでの受託実績などにつきまして確認をしておりますが、いわゆる沖縄事務所としての――先ほど申し上げましたように実績はないというと

ころでございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　この沖縄事務所の所在地、確認しましたか。まず沖縄事務所代表徳森さんの事務所の番号は携帯電話です。この沖縄事務所を設置している場所見ましたか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時33分休憩
午前10時33分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
場所のほうまでは、実際に見て確認はしておりません。
住所につきましては確認をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　この選考、契約するに当たってこのプロポーザルもろもろ含めてあったけれども、選定作業をするメンバーは誰ですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えします。
庁内に選定のための委員会を設けておりまして、文化観光スポーツ部の文化スポーツ統括監を委員長に、あとそれぞれの関係課の課長から構成をしております。
○島袋　　大君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時34分休憩
午前10時35分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
まず課長は、基地対策課長、それから企画調整課長、それから当部の交流推進課長、それから子ども生活福祉部の青少年・子ども家庭課の課長が構成メンバーとなっております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　最終的にこの業者に委託する決定権者は誰ですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　審査会の審議を経まして県の事務決裁規程によりまして、統括監決裁となっているところでございます。
○島袋　　大君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時35分休憩
午前10時36分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　当然、契約は知事名で行うわけでございますが、内部の事務決裁規程の中でこれが統括監決裁ということを申し上げているわけでございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　沖縄県の事業所のもろもろ契約の最終決裁、責任とるのは誰ですか、統括監なんですか本当に。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　契約自体は知事名で行います。ですので県として知事名で契約するというところでございますが、内部の事務処理としては統括監のほうで決裁をしているというところでございます。
○島袋　　大君　ですから、そのときに最終的に知事は理解しているっていうことでしょう。知事名で出して契約するんだから、知事は理解しているってことでしょう。この問題が起きたら責任は誰がとるんだって聞いているんですよ、私は。知事が提案して最終的に責任持つのは知事でしょう、知事が提案しているんだから。そこを聞いているんだよ。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
事務決裁規程の形ということでございます。当然ながら県の事務というのは知事にございます。その知事の事務を全て知事がやるというのは当然ながら組織的に困難でございますので、その権限をおろしてそこで決裁権を与えるということで、当然ながら決裁に当たっては今文化観光スポーツ部長からありましたけれども、今回の契約については統括監決裁と、契約名は当然ながら知事になるというふうなことで整理をしているところでございます。
○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時37分休憩
午前10時38分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますけれども、知事のいわゆる事務に従ったものをそれぞれ決裁権をおろしているというだけでございますので、当然ながら契約の名前は知事名になります。ただ、事務処理上は決裁はあくまで統括監ということになっておりますので、そういうふうな整理がされているということです。

○島袋　　大君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　今、そういう決裁、契約の決裁、どうたらこうたら統括監と言ってますけれども、契約をしますよというときの名は、玉城デニー知事ですよ提案者は。その中で何か問題があった場合には責任者は誰ですかと言ったら誰ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　契約は知事名でやっておりますので、当然知事の権限に属するものと考えています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これはいわゆるペーパーカンパニーだと思っております。

知事、選挙を応援してくれた徳森氏に万国津梁会議の受託を通じて県民の税金2400万余りを投入したのではないかと疑われても仕方がないと思っていますよ。沖縄と全然関係のない山形の業者、そして沖縄事務所、先ほど答弁ありましたように職員は１人、事務所も見たことない、実績もない、この事業をとったんですよね、知事。そして……。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○島袋　　大君　そして、疑惑を裏づけるような１枚の写真があります。（資料を掲示）　これ具体名は避けますけれども、県庁職員のフェイスブックからの１枚です。皆さんのお手元にも資料を配付していると思っています。写真の日付を見てください。原本配っております。そこには５月24日午前１時12分と記載されています。ここは憶測でありますけれども、5月23日の夜に飲み会をして、日をまたいでフェイスブックにアップしたんでしょうね。いずれにしても５月24日以前に飲み会が開催されたことは確かであります。この写真のメンバーに注目してください。デニー知事、知事の特別秘書、受注代表理事の鈴木氏、そして１人しかいない事務所の沖縄事務所所長の徳森氏、そして万国津梁会議メンバーの島袋教授、野添准教授、そしてワーキングチームの県庁の職員２人であります。これ原本は渡していますけれども、人物に間違いありませんか。間違いがあるんだったら指摘してください。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、この飲み会に参加したことは問題ありませんよね、参加したのは。どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　はい、あくまで私的な懇親会に参加をさせていただいたという認識であります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　すばらしい答弁です。

これ何が問題かといいますと、私が担当者から取り寄せた委託契約書には、５月24日が契約日と記載されているんですよ、５月24日。ということはこの飲み会は契約前夜のはずなんです。もしくは確実に言えるのは契約前の飲み会なんです。この写真１枚見ても非常に仲のいい飲み会だということは皆さんも一目でわかると思っています。今回の応募企業、ＪＶは１社のみ、そして最初からこの鈴木氏と徳森氏の会社に受託させるための万国津梁会議だと、確実に疑われても仕方ないです。どうですか、皆さん、見てる人たち。ちなみに職員のフェイスブックは最近削除されております。やましいことがなければ削除はしないと思っていますよ。

そして先ほどの公務員倫理規程について確認しますが、総務部長、この会食に参加している職員、倫理規程に違反しませんか。契約日の前日、そうでなくても契約日前の飲み会ですよ。大体このような写真をフェイスブックにアップすること自体公務員としていかがなものかと思いますよ。これ、総務部長完全にアウトじゃないですか、どうですか。そして知事は先ほど私的に参加しましたと言いましたけど、契約前夜に、契約前夜に飲み会してにこにこしながら知事がいつものポーズしながら、これが私的って言えますか。翌日契約ですよ、契約。契約する企業と飲んでいる。これ私的ですか。答えてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、いつが契約日なのかということは知らされておりませんし、あくまでもこ

れは私的なメンバーによる飲み会だということで参加をしております。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

今回の令和元年度の万国津梁会議等支援業務委託におきまして、企画提案公募の２次審査の結果を委託先候補者順位１位ということで通知したのが、５月17日でございます。その後私どもの手続の関係で契約の締結日が５月24日になったものでございます。

なお、先ほど知事からございますように、先ほど私から答弁いたしましたように、この予算の執行伺い等の事務につきましては当部の統括監決裁となっていることから、そういったことに対して知事からの指示等は一切ございませんでした。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるように５月23日ですか、知事と職員含めて友人同士の会食があったという事実は総務部としても把握をしているところでございます。

また、この件でございますけれども、倫理規程ございまして当然ながらその除外の規定もございます。個人的友人関係等に基づくプライベートにおける行為であって、職務に関係ないものについては問題ないということでございますので、本事案につきましては友人関係での会食というふうに考えておりますので、特段確認の必要もないというふうに思います。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

この写真につきましては、私も報告を受けて確認したところでございます。この写真の中に私ども文化観光スポーツ部関係の県職員はいなかったというところは確認をしておりまして、今回の契約事務に当たって特に問題があったというふうには考えておりません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、安慶田前副知事の口きき問題以降、第三者委員会の提言では特別職の知事と特別秘書にも高い倫理観の保持を求めております。

契約日前に利害関係者とこのような飲み会に参加して、これは問題であると思いませんか、知事。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、冒頭でも申し上げましたが、客観的かつ公正な県政運営を心がけてまいりたいと思っておりますが、先ほど来契約がいつであったのかということとか、その契約の手続等々については部局に任せておりますのでその内容は一切私は関知しておりません。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　職員倫理規程のほうでは、いわゆる職務に利害関係のあるものということで今回の事案については、文化観光スポーツ部の職員がいたというわけでもございませんし、いわゆる実際利害関係があるような職員はいなかったということでございますので、そこは問題ないということです。

また、知事につきましては当然ながら公務以外においては政治家として幅広くさまざまな方々とおつき合いがございます。その中で当然ながら県の業務を担う業者、補助を受ける団体等も含まれているとは思います。その中におかれても先ほど知事からもございましたが、特別職も高い倫理観を保持するということで行動をしているということは当然のことと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　目、あいていますか。受けた業者、特別秘書、万国津梁のメンバーの職員、そしてメンバーのこの教授、准教授の皆さんがいて、何、利害関係者じゃないのこれ。これ見て利害関係者じゃないんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　職員倫理規程に規定しているのは、この利害関係者というか職員がその職務上権限を行使する、いわゆるその権限を持っている方、もしくはそれに類する方がいればということですけど、先ほど来今回の契約については統括監決裁でまた選定委員の皆さんも関係課の課長ということで、そういった方々はその席には同席してないということで問題ないということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、知事。特別秘書。どう思いますかじゃ。受注業者どうなりますか。職員じゃないよ

問題点は。知事と特別秘書が行っていると言っているんだよ私は。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになりますが、職員倫理規程はまず特別職が除かれております。ですからそういうことはございません。

　繰り返しになりますけど、知事は公務以外でも当然ながら政治家として幅広くさまざまな方とおつき合いをしておりまして、その中で当然ながら県の業務を担う業者や補助を受けているような団体もございます。そういったこともございますが、当然ながら知事としましては、特別職も高い倫理観を保持して行動するということでそういうふうな形で先ほど知事からも御答弁があったところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こういうことをよく――あなた、皆さん県民目線になっていませんよ。知事を守るために、どんなことがあっても守るという姿勢しか見えませんよ。職員は切り捨てて、こんなことでいいんですか。何度も聞きますよ。知事、特別秘書、受託業者、そこで知事は私的で内容がわからなかったと言ってますけど、秘書を担当する知事公室長、その日の日程、前もってわかっているはずですよ、入ってるんだったら。どうなっていますか、じゃ日程は。こういう団体と食事会するって日程入っていませんでしたか。わかりませんでしたで、通るわけじゃないんだよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私ども知事公室では、公務のさまざまな日程は調整して把握しております。しかしながら、知事御本人が個人的に活動する日程全てを把握しているわけではございません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これは、翌日契約をするという団体が入っている食事会、飲み会です。今まで言っているのと違うよ論法は。翌日契約するんですよ、契約する前日に知事、特別秘書、受託業務を受託する人たち、そして県の職員、そしてこの指導する万国津梁会議の委員、教授准教授２人。これはどう思いますか。倫理的におかしいんじゃないかっていう話ですよ。堂々と私的に仲間だから飲み会しましたからって通るかって話ですよ。通るかって話ですよ。これ県民にどう説明するんですか。皆さん、ちゃんと答えてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

　職員ということですけど、これは文化観光スポーツ部の職員ではなくて他部局の職員でございます。ですからいわゆる職員として利害関係があるということではございません。また、知事につきましては、これはあくまでプライベートの会合というふうに聞いておりますので、そこも問題ないと思っています。

○島袋　　大君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午前10時54分休憩

　　午前10時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　島袋　大君。

○島袋　　大君　これ、問題出たらじゃどう責任とるんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

　私どもも先ほど来、答弁してますけど県職員はいわゆる文化観光スポーツ部の職員ではございません。ですからいわゆる職員倫理規程に該当するようなことではございませんので、当然そういったことはないのかなと思っております。

　以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こんな疑惑がいっぱいの万国津梁会議、早目に委託を解除して。職員１人しかいない、中身もわからん、建物も見に行ったこともない。こういうところに2400万で委託している自体おかしな話ですよ。県民は本当にこれ賛成するかって話ですよ。どうか解除して公募のやり直しをするべきでしょう。少なくとも写真に写っている県庁の職員もしっかりと理解していただいて、その辺はしっかりと万国津梁会議に含まれているメンバーも含めて写っているわけですから、その辺は早急に対応していただきたい。

　何度も言いますけど、翌日に契約をするに当たって、知事、特別秘書、受託者の業者も含めて、そして万国津梁委員も含めて飲み会をしているんですよ。これを問題ないと言ったことを明確に我々はしっかりと、自民党これから質問していきますから御理解していただきたいと思っています。

　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午前10時56分休憩

　　午前10時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○島袋　　大君　次、沖縄県知事公室防災危機管理課の不発弾の磁気探査の予算は幾らですか。また、その内容はどのような配分になっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

令和元年度不発弾等処理事業の予算は約32億2600万円となっております。当該事業における広域探査発掘加速化事業の当初予算額は約15億7300万円で、事業費の約49％となっております。また、住宅等開発磁気探査支援事業の当初予算額は約12億8000万円で事業費の約40％となっております。予算につきましては、過年度の実績をベースに次年度の要望額等を踏まえ、配分しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　現段階での残予算、執行率はどのくらいになっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

予算額32億2600万円に対しまして、令和元年度９月24日現在の予算残額は４億3900万円で執行率は約86％となっております。残予算につきましては、住宅等開発磁気探査支援事業の申請状況を踏まえ、事業間の再配分についても検討した上で執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　過去３年間の学校及び施設を含む施主が民間の建築確認件数はどのくらいになっていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

過去３年間における民間建築物の確認申請数は、平成28年度が4881件、平成29年度が4886件、平成30年度が5036件となっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　過去３年間の住宅等開発磁気探査支援事業の申請件数はどれくらい上がっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

過去３年間ですが、平成28年度は161件、平成29年度は164件､平成30年度は158件となっております。

以上でございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　これは、沖縄県が発行している磁気探査補助のリーフレットです。（資料を掲示）「原則100％補助します！」と記載されております。100％補助できないのはどのような場合ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

こちらのパンフレットには広域探査と住宅探査、２種類記載しております。このうち、広域探査発掘加速化事業につきましては、不発弾探査を行える状態が更地を前提としておりまして、樹木の伐採あるいは所有物、物件の撤去などは申請者の負担となっております。また、住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、昨年度まで深さ５メートルまでは原則として全額補助で５メートルを超える部分については自己負担となっておりました。この点につきましては内閣府と協議の上、令和元年度からは５メートルを超えるものにつきましても国と調整の上、必要なものについては補助するということに変更しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この磁気探査費用の予算というのは国ですか、県ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　基本的には内閣府の予算として計上されておりまして、事業内容、県事業であれば県の負担額、市町村事業であれば市町村の負担がございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　先ほど普通の住宅件数が平成28年が4800、平成29年も4800、平成30年5000件くらい出てますよ。それに対応して平成28年は磁気探査の申請件数が161件、平成29年が164、平成30年が158ってあるんですよ。「100％補助します！」というパンフレットを市町村に全部配布させておいて、実際磁気探査の件数は200件もないんですよね。ということは申請件数は5000件あって、磁気探査件数は200件しか申し込んでない。残りの4800件というのは磁気探査してないという数字ではないか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　住宅着工件数そのものは私ども把握してないんですが、件数の比較でいくとそのようなことになろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、それで32億円という不発弾探査の予算組んでいるけれども足りないのは当たり前じゃないですか。こういう啓蒙活動して、住宅の申請数がこれだけ件数あっても、不発弾探査が200件

も満たないということは県はどういう動きをしているんですか。市町村丸々任せでしょう、受け付けは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

市町村あるいは、住宅建築の関連団体、部署などにも配布しまして、住宅磁気探査についての注意喚起を図っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　このリーフレット４ページ（資料を掲示）　住宅等開発磁気探査支援事業の項目の４、「お申し込みから不発弾探査終了までの期間」について、申請書提出から１カ月を目安とありますが、申請書とはどういうものですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　リーフレットの５ページのほうに申請書類、必要部分というのを掲示しておりますが、例えば交付申請書のほかに建築予定地の案内図そして建築図面、現況写真、土地の登記簿、公図の写しを必要書類として出していただくことになっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　申請書提出から１カ月間を目安とありますが、それは申請書を提出して磁気探査が全て終えるまで１カ月程度ということで認識していいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　申請書の受理から交付決定につきましては、申請額におきまして決裁の基準がございまして、審査期間が異なっております。例えば交付額が100万円未満の場合につきましては決裁、いわゆる交付決定まで１週間程度、100万円から500万円未満の場合には、会計課に合議を要するため二、三週間程度、500万円以上の交付額につきましては主管課経由となることから交付決定まで１カ月程度を要しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　パンフレット５ページです。（資料を掲示）　申請から磁気探査実施までの流れ、交付決定まで不発弾探査を行えないとありますけれども、申請書提出から交付決定までどれくらいの時間を有していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、交付決定、補助決定までは補助金額によりまして、最短で１週間からおおむね１カ月程度かかっている状況でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　仮に３月に申請書を提出した場合、４月中に磁気探査が終えると認識していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

年度末の申請ですけれども、国は確認探査の期間も見込んで事業執行すべきであるとのことで、災害などのやむを得ない事情によります磁気探査のおくれ以外、翌年度に繰り越す磁気探査は今認められてないところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　年間を通して月ごとの交付決定件数はどうなっていますか。どのような比率になっていますか。最も多い月と最も少ない月を出してもいいですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

30年度の月別の交付件数で見ますと、７月が23件で最も多く、最も少ないのは３月の２件となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今言う、２月から３月、４月に当たって交付決定件数が少ないのはどういうふうに理解していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほども答えさせていただいたところですが、申請から検査の終了まで基本的に年度内に行う、繰り越しが認められてないということで２月、３月の交付決定、申請件数自体も少なくなっているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　建物基礎の打設をするための掘削など、工事業者との合い判をしながら調査しなければならないものもあると思っています。それが年度をまたぐ場合どうなるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　土地の形状などいろい

ろあると思いますが、年度をまたぐことが明らかな場合には現年度内の申請というのは厳しいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　磁気探査申請予定票には、「建築予定地の市町村窓口に提出してください。」とあります。「後日、県の担当者が必要書類について連絡します。」という記載もあります。市町村窓口に申請予定表の提出から県の担当者からの連絡が来るまでどれくらいの時間を要していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

市町村から県にどの程度の期間というのはちょっと今把握してないところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これは県が連絡を入れるのは磁気探査の皆さんとかそういう施主の皆さんに連絡が行くと思っていますから、ここがまだ把握してないということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

申請から決定まで、物によって１週間から長ければ１カ月かかっている。この辺はいろいろとこれまで事務決裁規程の中で短縮をある程度図ってきたところですが、それでもやはり時間を要して実際の探査終了まで時間を要する面もございます。その辺につきましては、これまでも内閣府との意見交換で住宅探査の繰り越しの可能性について協議をしてきたところですが、残念ながら今の時点ではまだそれが認められていないと。引き続ききちっと意見交換をして、少しでも住宅を建てられる方の要望に沿うような形で調整を進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄県磁気探査組合からも我々に同様に２月から４月の申請空白の期間をどうにかしてほしいという要請が来ております。ここが重要であって、土建部から建築確認申請上がっているのは毎年5000件近く、しかし磁気探査の申請は200件も満たない。ということは磁気探査してなくて建築しているところがあるわけですよ。その中で２月から４月の空白期間があるものだからその改善をするために、予算が足りなければ32億を100億にするのかという議論も含めて、土建部や知事公室、所管も含めて一緒になって団体の皆さんも含めて協議会をつくれないかと言っているんですけどどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　住宅等開発磁気探査事業につきましては、糸満市での不幸な事故以来、国のほうでかなり増額を図っていただいたところでございます。実績をもとにある程度次年度の予算要求も調整しておりまして、今後トータルの額も含めまして土木建築部ともあるいは建築関係の団体とも連携してどういった形でよりきちっとした探査が行えるか調整していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これは協議会をつくるということ含めて議論していきたいということで、これ知事か副知事に答弁していただければ助かりますけど。これは私が言っても悪いことじゃないでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　協議会という形になるか、とにかく関係団体できちんと意見交換はしていきたいと思います。

以上でございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　次に、国際災害救援センターについて、この概要を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県では今年度、人道支援・国際貢献を目的とした国際災害救援センター（仮称）に係る検討事業としまして、アジア地域の台風対策、不発弾処理について、現地調査の対象地域や時期等の検討を行っているところです。アジアには台風の常襲地域があるほか、ラオス、カンボジア等で地雷やクラスター爆弾など埋没弾対策が課題となっており、これらの処理には特殊なショベルカーなどが活用されると聞いております。調査におきましては、県内における知見や技術がそれらの地域にどの程度活用できるか把握するとともに、ア

ジア地域で役立つ事例や技術の紹介、協力できることについてＪＩＣＡ沖縄と連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、確認したいです。こういうアジアに向けて地雷、クラスター爆弾とかもろもろ県が派遣するとか言っていますけれども、今32億でも足りない。住宅件数が5000件あって、200件しか申し込みしていない。地元もできてないのに、アジアに向けて何をするんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、この国際災害救援センターにつきましては、不発弾もですが、例えば台風対策など沖縄県の有する技術が、アジアのそういった対応に貢献できるか調査検討をしているところでございます。

磁気探査につきましては、陸上自衛隊の不発弾処理隊の方などからクラスター弾の中にはいわゆる金属を使ってないものもあるということで、なかなかちょっと自衛隊としてもいわゆるラオス・カンボジアの不発弾処理については難易度が高いというふうに聞いておりますが、ＪＩＣＡと連携してまずは情報収集をきちっと図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○島袋　　大君　終わりますけど、しっかりと襟を正すところはやってほしいと思っています。不発弾に関しましてもこれだけ沖縄県が足りないのにアジアに向けるというのはどういうことかって話ですよ。しっかりと県民目線でやるんだったら、誰ひとり取り残さない社会ってつくるんであれば、しっかりと地元のことをやってくださいよ。

以上です。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ちょっと待ってください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　沖縄・自民党、花城大輔です。

よろしくお願いします。

大変申しわけないんですけれども、ちょっと順番を変えて進めさせていただきます。そのかわり、静かにやりますので。

(5)の消費税増税についてのほうからやりますけれども、現在の８％の場合、国に入るものが6.3％、県が1.7％となっていると聞いています。この場合の県の税収は幾らになりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

平成30年度の税収で申し上げますと、243億円となっております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　それが今回の10％の増税に合わせて、国と県の取り分がそれぞれ国が7.8％、県が2.2％に変更されると聞いております。この場合は、県の税収はどれぐらいになって、今より幾ら上がっていくのか、それを聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

消費税の引き上げは、企業等が税金を納めるんですけれども、段階的にふえていく形になるものですから、あくまでその平年度化する令和３年度の税収ということで、さらに軽減税料を加味せず試算いたしますと、令和３年度で318億円となりまして、75億円の増というふうに試算しております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この税収がふえる分、県はどのように活用することになっていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

消費税率の引き上げの増収分でございますけれども、これは国のほうで定めていますが、社会保障給付、少子化に対処するための施策のほか、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策の経費として充てられることが法律で決められております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　また、今回の増税にあわせてあらゆる変化が起こっていると思います。まず、市町村ごとに取り組みが始まったり、また、国は年金の少ない人に対しての5000円の手当てを始める。また、軽減税率、そしてキャッシュレスによる新たな特典などいろいろ起こっていますけれども、これらの変化によって沖縄県で今後期待される効果というものはありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員の御指摘のように、年金生活者支援給付金ですとか、キャッシュレス決済のポイント還元、軽減税率制度の施策等が展開されることになっているところでございます。影響としては、それぞれの部のほうでそのあたりはきちんと把握されていると思いますが、県のほうとしましては、先ほど申し上げましたとおり、影響としましては、社会保障等の施策のための安定的な財源の確保が期待されているということかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今回の増税になった分、教育や福祉や子育て等、県民の要望は強くなるんではないかなというふうに思っておりますけれども、負担感よりも満足感が与えられるようなそんな施策を今後期待していきたいなというふうに思っております。

次に移ります。

(3)の県職員の管理体制についてとなっておりますけれども、アの職員の不祥事に対する対応と対策については、取り下げをさせていただきます。

次に、イの外郭団体の運営担当者について。これは、外郭団体の担当をする取り決めがあるというふうに聞いておりますけれども、まずはその説明からお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県のほうでは、公社等の指導監督要領というのを定めておりまして、これは目的としましては、公社等に対する関与の透明性と公平性の確保を目的に実施をしております。それで、その規定、要領のほうで指導監督及び調整に必要な事項を定め、統一的な指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　それでは、昨年開設された沖縄ＩＴイノベーション戦略センター、通称ＩＳＣＯについて質問をさせていただきます。

まずは、その設立の趣旨と現在の状況についての説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　質問にお答えいたします。

ＩＳＣＯは最先端の情報通信技術を活用し、県内産業の振興を図るための産業支援機関として、県内産業の課題解決や新たな価値創造を実現するため、官民一体で資金や人材を拠出して設立されております。

組織につきましては、非常勤の理事長のもと、常勤の専務理事、それから常務理事兼事務局長を配置し、専務理事がリゾテック推進セクションなどのイノベーション創出部門を、それから常務理事兼事務局長が戦略提言セクションなどの連携推進部門を統括しており、職員数は本年９月現在60名というふうになっております。

また、組織運営の決定機関としては理事会が、経営状況をチェックする機関として評議員会が設置されております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今月に入ってＩＳＣＯの理事長であります中島氏が解任されたとの報道がありました。その経緯について、説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　ＩＳＣＯ理事長の解職ですけれども、ＩＳＣＯ理事会の権限として、理事会の決議により行われたというふうに聞いております。

今回の解職はＩＳＣＯ前理事長がＩＳＣＯ事務局に対し、任期途中での現理事長職の常勤化と報酬増額を一方的に要求したことを初めとした幾つかの事由によってＩＳＣＯ事務局に混乱が生じていたため、ＩＳＣＯ理事会において組織運営の正常化の観点から、理事長解職の提案が可決されたと聞いております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この方は、ＩＴ業界では全国的に非常に有名な方だと聞いております。そのような方を理事長として迎えて、また、任期途中での解職ということはただごとではないと思いますが、この解職理由を先ほど、常勤化するということと報酬アップというふうに聞きましたけれども、これを要望したから解職したということなんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　県は、ＩＳＣＯ事務局から前理事長による理事長職の常勤化と報酬増額の要求が一方的にあったということと、これが２カ月にわたって続いていたと。さらに、そのことに伴って事務局が混乱していることやその要求方法、それから職場の勤務状況などが提案されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私が聞くところによると、臨時理事会の審議中に緊急動議の提案がなされて、解職理由が５項目、口頭で伝えられたというふうに聞いています。そして、その場で採決をして解職されたんですよね。それだけ聞くと、非常に乱暴な感じもするわけですけれども、これは解職理由を明らかにする必要はないですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

　具体的な解職の理由は何かということだと思いますが、ＩＳＣＯの情報公開規程第２条においては、個人に関する情報はみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならないというふうに規定されております。この解職の理由については、個人に関する情報に該当するため、公表はしないというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この混乱を起こしたという内容についても、私は報酬増の件についてはそれぞれの立場に言い分があるんだろうとは思っています。ただ、民間から６割の出資を募って負担していただいて、その組織の理事長が決裁権もなくて、決裁印が使われた後の報告も受けることができなくて、この組織の中で何が監督できるのかというところは非常に疑問があるんですよ。そういった部分からも、常勤化を希望していたんであろうと私は推測をしますけれども、ただこの件も後々聞いた話では、ある理事の方から任期中にこういった要望をしてはいけないという注意を受けて、取り下げたとも私は聞いています。なので、先ほども言ったように双方とも言い分があるだろうと思いますけれども、いずれにしても私が思うのは２カ月間にわたる要望も、できませんというふうに断ればいいというふうに思うんですよね。いきなり解職というのは非常に疑問であります。公社の中で、この解職に対してかじを切ったのは誰ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午前11時27分休憩

　　午前11時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

　前理事長の解職は、ＩＳＣＯ運営の正常化を目的にＩＳＣＯ事務局を統括する常務理事兼事務局長としての立場から常務理事が理事会に提案し、慎重な議論、それから双方の抗弁、そういったものがあった上で、議決されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これ、臨時理事会の審議中に動議が出されてそのまま採決が行われたわけです。なので、私は根回し的なものがあったんではないかなと思っていますけれども、その際に、部長または副知事には相談がありましたか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　今回の常勤化、それから報酬額の増額、それから勤務状況等については、指導監督要領において我々がその指導監督するということになっておりますので、我々のほうにも相談がありました。私のほうからは、本件は財団の定款ですとか、規程に基づいて理事会において適正に処理されるべき案件であるというふうな説明を、理事それから評議員にも説明したほうがいいんじゃないかと。それから、こういった事態が理事それから評議員のほうにも入っていないかどうか確認するように、私のほうから指示をいたしました。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　部長のほうからこの解職に至る経緯を認めたという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

　本件は、財団の定款ですとか理事会の規程に基づいて、あくまでもＩＳＣＯの理事会において決定されるべき事項であるということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私の手元に、ある方のメールのコピーがあります。このようになっているんですね。

　お世話になっております。沖縄県の○○です。――この○○という部分には、県職員の名前が入ります。――既に、中島理事長が説明をさしあげていると思いますが、県としてはエビデンスと状況の認識に基づき正確な現状認識をしておりますので、本件は富川副知事も了解の状況です。その説明を申し上げたいと思います。以下に、日程の調整が入るんですね。なので、このメールが言いたいのは何かと言いますと、中島理事長がいろいろ言っているかもしれませんけれども、我々のほうがエビデンスがありますと。なので、その説明をさせてくださいというふうにその関係者の方々に回ったという、根回し的な動きであるというふうに思うんですよ。そのように解職の仕組みをつくっていったというふうに私は思っているんですけれども、そのような理解でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　そのようなメールが

あったかどうかということについては承知しておりませんけれども、先ほど私が答弁したように本件は本来といいますか、財団の定款ですとか規程等に基づいて、理事会において処理されるべきことであるということをお伝えするようにということと、こういった状況が理事ですとか評議員に伝わっているかどうかについて、意見を聞くようにということの指示を受けてのものだと思われます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　メールの中に富川副知事の名前も出てきますけれども、富川副知事ももう十分わかっていたと理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　一応、報告は受けておりますが、先ほど申し上げたように、これはＩＳＣＯの決めることですので、それ以上のことはやっておりません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　部長も富川副知事も、財団のことなんで財団がやっていますというふうな説明だったと思うんですけれども、この関係者を回っているのは財団に関与した県の職員ですよ。最初に話をしていた、この外郭団体の運営担当者のような形だと私は思っておりますけれども、その方が８月にもうこの動きをしているんですよ。９月中ごろに退職するための動きがもう既に始まっていたんだろうと。それに私は、県も関与していたんだろうと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、県はＩＳＣＯ事務局から、前理事長による理事長職の常勤化と報酬増額等の要求について相談は受けておりました。ただし、理事長の解職についての関与はしておりません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　もう私は十分に怪しいと思っていますね。専務理事や常務理事で、この任期途中にトップを解職するという判断ができるものか、非常に疑問であります。

次の質問に移ります。

もう一点、今ＩＳＣＯの理事長は、県から出向する職員がなっていると思います。県の職員がこの外郭団体の理事長に就任するということは、どういうことですか。そもそも就任することができるんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

当該理事会において、常務理事兼事務局長が暫定的に理事長兼事務局長になることが決議されております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　理事会で決議されたからいいという解釈ですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　財団の意思決定は、理事会だというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私もこの辺はちょっと詳しくないので教えてほしいんですけれども、地方公務員法の第38条、営利企業等の従事制限というものがあります。「職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」とあります。これには抵触しませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

代表にということでございますけれども、公社等指導監督要領に規定をしておりますが、今回の職員については派遣条例に基づいて公社等に派遣をされておりまして、そういった方は代表につくことができるというふうにしておりますので、そういうふうな取り扱いになっていると思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　わかりました。

非常に後味の悪い件であると、私は思います。理事長の存在が財団の不利益になるというなら、もっと堂々とできるんではないかなと。また、解職理由を公開できない――規則であるということでしたけれども。また、県が根回しをした経緯があると。また、今回うちの会派の山川議員と一緒にいろいろ調べましたけれども、調べれば調べるほどおかしいと思える部分があります。これでは、県が財団を支配しようと思われていると、前中島理事長にですね。またはもっとうがった見方をすれば、今後天下り先をつくったのではないかという疑義が生じることも予想できると思います。これでは、ＩＴ産業にイノベーションを起こしていくという大義さえ失いかねない。私はそう思ってい

ます。その他にも予算の執行状況や事業計画になかったものが追加された件、また、受託事業で実施計画書まで受領しておきながら、また変更すると。不透明な点も多くあります。あした午前中の一発目、山川議員が質問しますので、ぜひしっかりと向き合っていただきたいというふうに思います。

次に、我が党関連の中から、大浜議員の質問の中の１の(1)、普天間飛行場移設問題に関連して質問をさせていただきます。

９月26日の県内紙の「当選１年　県知事に聞く」とタイトルがついたインタビューの中で、対話による解決を目指すが見通せない現状認識について知事は質問されています。その中で、対話に応じるかどうかのボールは政府側にあると答えています。しかしながら、何度も対話をした結果、県は民意を盾にして、政府はこれまでの経緯と法的な根拠を盾にして、平行線上にあると思います。私には、ボールは政府にあるのではなくて、お互いの間に落ちているんだと。そして、誰も拾おうとしない。そのように見えるんですね。この状態は、かなり沖縄県側にとって不利な状況にあると思います。改めて、知事のこの発言の真意を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

御指摘の発言につきましては、辺野古新基地建設問題について対話での解決の見通しを聞かれた際に答えたものでございます。質問に対し、知事は、辺野古移設に反対する県民の民意は、昨年の知事選挙や県民投票においても既に明確に示されていることから、政府はこの事実に真摯に向き合い、工事を中止して対話に応じるべきとの認識を示したものと理解しております。県は、現在、国土交通大臣の裁決の取り消しを求めて訴訟を提起しておりますが、これは公有水面埋立承認権者として違法な工事をとめるために行っているものでございます。

県としましては、今後とも政府に対しまして、対話によって解決を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　僕は、政府は対話に応じなさいとずっと言っても沖縄県は非常に不利な状態にあるんじゃないんですかと聞いているんですよ。知事は、私は一生懸命仕事をしていますと主張するのは結構だと思うんですが、その間にも工事は着々と進んでいますよね。そして、県としては２つの訴訟以外何らアクションを起こしていない。ただ、政府に対話を対話をというだけで、実質対話による解決を放棄しているようにしか見えない。この件についても私は非常に疑問に思っております。

また、全国キャラバンの狙いについてというふうな問いに対しては、国民一人一人の問題、解決するために支援の行動を起こしてほしいとしています。支援の行動を起こしてほしいんですよね。でも、大阪でのキャラバンでは、沖縄県民は県外移設を望んでいるわけではないと発言したり、このキャラバンに参加した人も、我々はどういう形で沖縄の力になればいいのかというふうに非常に迷っているような感じもします。

知事は具体的に、これまでに具体的に支援の行動を起こしてほしいとお願いをしたことはありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

今、御質問のありましたトークキャラバンにつきましては、辺野古新基地問題あるいは沖縄の基地負担の状況、あるいは日米地位協定の状況につきまして、広く自分ごととして考えていただくために講演等を行っているものでございます。これ以外につきましても、例えば辺野古問題につきましては、昨日も河野大臣がいらっしゃいましたが、私どもその際の要請におきまして、改めて工事を停止して対話による解決などを知事のほうから求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　いや、知事はキャラバンに参加した人に、具体的に支援の行動をお願いしたことがありますかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今、公室長から答弁がありましたとおりですが、この米軍基地問題は沖縄における問題ではありませんと。ただ、沖縄は全国で70％余りの米軍基地を抱えているという異常な状況にあります。そのことについて皆様にもしっかりとさまざまなこれまでの経緯や事実をお伝えしながら、自分ごととして考えていただき、政府に対してこの問題をどのように解決していただけるのか、皆さんなりの行動でぜひ声を上げていただきたいという形でお願いをいたしました。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私、非常に具体性に欠けると思っているのは、例えば、県外に引き取りをお願いしますと言えばわかりやすい。だけれども、沖縄県民はそれは望んでいないという。皆さんで考えてくださいとやっ

たら――後で話しますけれども、勝手に国連行って、琉球民族の虐殺の話をする人いますよ。私は１年を経たこの時期に、知事にこの１年間の行動や発言をぜひ振り返っていただきたいというふうにお願いをしたいと思っています。自身の政治姿勢に立ち返って、この沖縄をどうしたいのか、沖縄県民をどこに導いていくのか。そんなことを政治家の矜持に立ってやっていただきたいというふうに思っています。

では、次の質問に移ります。

(2)の知事と面談をするときの取り決めについて。

多くの方が面談を希望しているんであろうと思います。その申請が実現に至るまでのプロセスを聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

知事の日程につきましては、面談等を所管する部局からの申請に基づき、他の行事あるいは業務日程と調整を行った上で決定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　例えば、人物審査のようなものもあると思うんですよ。これ、具体的には何か規定にあるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　基本的には、各部局でどういった形で知事あるいは副知事日程、三役日程を申し込むという形で、その業務の必要性に応じて申請がなされるかと思います。その際、人物審査等が行われているかどうかにつきましては、そういったところまでは今は規定とかはなかったというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　僕は今、初めて聞いてちょっとびっくりしていますね。人物審査の規定のようなものがないと。会わせた人が大変な人だったら、どうするんですか。

それで質問をしますけれども、ことしの３月にロバート・カジワラさんという人と面談されていますね。その際、マスコミに知事と２人で談笑するシーンが、握手しているシーンが報道されましたけれども、その場合にはどのように面談までの進め方をしたのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ことし３月にロバート・カジワラ氏の来日にかかわった方を通じて、知事との面談の要望を受け日程を調整したところ、３月５日に同氏が県庁を訪問し知事と面談を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　このロバート・カジワラさんが３月に知事と会った後、６月に国連の人権委員会においてスピーチを行っていますね。もう時間がないので読みませんけれども、簡単に言うと、日本軍は沖縄戦の中で14万人の琉球人を虐殺したという、そういったスピーチを国連でしています。この件について、あるマスコミの質問に対して知事は、発言する立場にないとおっしゃっていました。私はそうではないと思いますね。知事が実際に面談をして話をされて、当時ホワイトハウスに署名を出すことに対して感謝の気持ちも述べた。その方は、我々のふるさとの歴史に誤解を生ずるような形で勝手に世界に発信しているわけですよ。発言する立場にないわけがないです。これは、知事が発言しないといけないことだと私は思っていますので、知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　去る６月25日にロバート・カジワラ氏が国連人権理事会で、沖縄戦につきまして発言をされた内容については承知しております。沖縄戦は住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた悲惨な戦争であり、ロバート・カジワラ氏の発言を含め沖縄戦の実相については、さまざまな意見等があるものと考えております。

以上でございます。

○花城　大輔君　知事が発言すべきだと断って質問しましたけれども……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今、公室長が答弁をしたとおり、沖縄戦の実相についてはさまざまな意見があるものというふうに思います。そのため、私はあえてどなたの発言、いろんな発言に対してコメントは控えさせていただくということを述べさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事、大事な部分についてはしっかりと発言しないといけないと思っていますよ。発言しないということによって、間違ったメッセージを発信する。そのような可能性が高いと私は思っています。

沖縄の県知事は、国連人権理事会で14万人が虐殺されたと言われても、何も言わなかったねと。国連で何を言われてもいいんでしょうと。また、ほかにも例えば、宜野湾市議会でおとおり報道があったような決議がされた。それも、知事は私は発言する立場にないと言う。私は発言しないといけない場面って、絶対あるんだろうと思うんですよ。特に玉城県政の最大の矛盾である、辺野古はだめだけれども浦添はいい、これについても言葉遊びにしか聞こえません。先ほど、この１年たった今、しっかりと見つめ直してほしいというふうに話をしましたけれども、優先順位をつけて大事なことをしっかりと県民に発信するようにお願いをしたいというふうに思います。

では、次に移ります。

(1)の知事の海外出張について。

ア、回数と経費についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

知事はこれまで、米国、ハワイ、北京、台湾、ロシア、サイパンなどを訪問するため計６回海外出張を行っており、その費用は合計で約2100万円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　その成果についても聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

出張の目的はそれぞれありまして異なっておりますが、例えば６月のロシア訪問では、各国の元首級も出席するロシア最大の経済イベントでありますサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに出席し、沖縄の観光やＩＴ産業等について発言する機会をいただくなど、沖縄の魅力をロシアの皆様に直接紹介することができました。６月の知事訪露がきっかけとなり、９月にはウラジオストクでの東方経済フォーラムに富川副知事が招待されるなど、沖縄とロシアのさらなる経済交流等につながっていくものと期待しております。その他の海外出張におきましても、それぞれの目的に応じた成果を上げることができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この中でロシアの話が出ておりましたけれども、６月には知事が、９月には副知事が相次いで訪露しているわけであります。そもそも、ロシアの訪問、これが決まるその経緯をちょっと聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

ロシア訪問につきましては、昨年度富川副知事がロシア大使館を訪問いたしまして、ロシア極東地域のウラジオストクでありますとかハバロフスクと沖縄県との経済交流等に関しまして、意見交換を行ったことがまず最初の契機となっております。ロシアとは近年、特に空手等を通して交流が盛んになっているということがございまして、昨年８月の沖縄で開催されました第１回沖縄空手国際大会にロシアから参加があったということ、それから昨年度の10月末にロシアのいわゆる武道団の演武大会が空手会館で開催されたということがありまして、その際にユーリー・トルトネフ副首相も来沖されて知事と面談がございました。また、11月には空手の指導者を派遣するなど、相互交流が図られているようなところでございます。そういうことも踏まえまして、ことしの４月にガルージン駐日ロシア大使から招待がございまして、ロシア訪問に至ったというところでございます。また、６月に訪問した際に、先ほど公室長からございましたように知事がロシアに行ったというところから、また９月のロシア訪問につながっているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この６月も９月も、フォーラムの参加費はロシアが負担したんではないかなという話がありますけれども、実際、知事、副知事の訪露の際いかがでしたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

６月のロシア訪問に当たりましては、参加費は当方のほうからの支払いはございません。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

９月のロシア、副知事訪問ですけれども、旅費や通訳等の現地での費用も含めまして、概算で約250万円というふうになっております。内訳としては、通訳が約20万円、現地車両等の経費が47万円、旅費が185万円となっておりますけれども、参加費は特に要しなかったというふうになっております。

○花城　大輔君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

花城大輔君。

○花城　大輔君　これは、わかれば答えてほしいんですけれども、沖縄だけが特別な受け入れをしていただいたのか、それとも日本から参加した地方公共団体は全てそうだったのか、わかればお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

いわゆる自治体とか、そういうところについては向こうからの招待ということで、負担なしということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　部長から説明のあったミハイル・ガルージン大使、この方のお誘いということであったんですけれども、実際に事前にプーチン大統領とは会える可能性はあるかないか、そこまでの話はあったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　今回、大使館などを通じて日程調整を行ったわけでございますが、事前にプーチン大統領と直接お会いできるというところまでは、確認はできておりませんでした。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　それでは昨年、プーチン大統領が沖縄の米軍基地問題にかなり踏み込んだ発言をしていて、知事も御存じのことだと思います。これについて、知事はどのようにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　プーチン大統領がその旨の発言をしたということは承知しておりますが、プーチン大統領の所見であろうというふうに受けとめた次第です。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この項目最後の質問になりますけれども、今後またロシアを訪問することを考えているのか。そして、その際には基地問題を訴えていくことも考えているのか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今般のこのフォーラムの参加、この１つのフォーラムは経済を中心に沖縄の経済とロシアの経済が何らかの接点をつくりたい。ひいては、ロシア各州や各地方、地域との文化交流、経済交流もできないかということを視野に入れております。ですから、これからもそのような方向性でるる確認をしながら、交流を進めていきたいと考えております。

○花城　大輔君　基地問題は。

○知事（玉城デニー君）　沖縄の現状等について、そのような話をする機会があれば、それは事実、現状としてお伝えすることも必要だろうと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　最後の質問です。

我が党関連で具志堅議員の２の(2)のウ、ハード交付金が年々減少している件についての質問に対して、インフラ整備などの一部事業におくれが生じていると答弁がありました。そのおくれが生じているのは、この41市町村、または沖縄県の担当の中で何件ありますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今年度、県のほうで実施いたしました県内の市町村との意見交換会において、沖縄市を含め13の市町村から、沖縄振興公共投資交付金いわゆるハード交付金の減額により、継続事業の計画的な執行及び新規事業の展開が厳しい状況であるというような御意見をいただいたところです。

件数につきましては、その市町村への詳細な調査は実施しておりませんが、事例といたしまして、道路改良事業ですとか農業集落排水事業などの分野で影響が生じているというふうなことを聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　調査すべきだと思いますよ。次年度の概算要求も満額入ってきたとしても、その過去の分を取り返すことはできないらしいじゃないですか。それを把握もしないで、概算要求をしてしまって、満額

入ってきても全然足りないという状況がまた来年起こってくるわけですよ。この問題はいつ解決するのかという見通しが全くない。この姿勢は非常に正すべきだと私は思っております。今後、期待したいと思います。

以上、終わります。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君 こんにちは。

通告に従い、一般質問を行います。

台風被害及び今後の対策について。

台風13号、15号、17号の被害状況と今後の対策及び教訓として日本全国の電柱の地中化に向けた要請を、市町村とともに国に対し要請していただきたいんですが、知事の見解を求めます。

２、南西諸島における自衛隊配備計画について。

今回の台風13、15、17号の台風被害の復旧、救済支援等の活躍をどう思いますか。また、南西諸島における自衛隊配備は、県民から評価されていることから、知事の見解を求めます。

３、虐待防止条例の進捗状況をお聞かせください。

４、いじめ問題の改善について、どうなっていますか、お伺いします。

５、子供医療費の中学校卒業までの通院の拡大・拡充について見解を求めます。

６、県道について。

(1)、県道250号線の整備について、糸満市国吉区からの要請について見解を求めます。

(2)、県道77号線（平和の道）の進捗状況をお聞かせください。

７、アジア経済戦略構想について。

(1)、糸満新市場における瞬間冷凍施設導入の進捗状況についてお伺いします。並びに糸満新市場の建設に向けて、地場産業の育成の観点から糸満市建設業者の優先受注は間違いなく行われますか。見解を求めます。

(2)、県主導の観点から那覇空港から近い南部地区に物流拠点工業団地等（物流特区）、（情報特区）の意欲と取り組みをお伺いします。

８、市街化調整区域の緩和について、協議会等の議論はどうなっていますか。また、那覇広域都市計画区域の範囲の中で市街化調整区域の規制緩和を外すことは可能でしょうか、伺います。

９、農業振興について。

(1)、畜産農家を除く、農作物生産農家の所得向上について、県の取り組みと今後の課題をお伺いいたします。

(2)、県は農業振興のために瞬間冷凍施設導入を検討しているとのたび重なる議会答弁がありますが、結論をお聞かせください。

10、我が党の代表質問との関連について。

具志堅透議員が述べた沖縄振興策の推進について、ウと、県経済振興についてのウについて関連して一括で質問いたします。

予算一括交付金のソフト・ハードが３年連続減額されている。2020年度も大幅に減額となるようだが、新年度予算獲得に向けての取り組みを伺いたい。

また、今年度３月末で那覇空港第２滑走路が完成をし、次年度の沖縄振興予算の約200億円余の予算が余り、また獲得に向けて、沖縄県予算一括交付金ソフト・ハードが執行できるように知事自身が先頭に立った要請が最も大事と考えますが、知事の意欲と見解を求めます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

子供医療費についての５の(1)、こども医療費助成制度の拡大についてお答えいたします。

県は、平成30年６月及び11月に、こども医療費助成事業主管課長会議を開催し、各市町村と制度の拡充に向けた意見交換を行ったところであります。また、今年度５月に、こども医療費助成制度の拡充に係る市町村の意向調査を行ったところであり、その調査結果を踏まえ、引き続き対象年齢の引き上げについては、中学卒業までを視野に入れながら市町村と協議を進めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） １、台風被害及び今後の対策についての御質問のうち(1)、電線類地中化に向けた要請についてお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、道路の防災性の向

上、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的に整備に取り組んでおります。整備に関する国の補助については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に定められており、国土強靭化に向けた重点施策として国も推進しているところであります。

県としては、今後とも国へ要請を行い、電線類地中化の推進に努めていきたいと考えております。

次に６、県道についての御質問のうち(1)、県道糸満具志頭線の整備についてお答えいたします。

県道糸満具志頭線の国吉から新垣までの一部区間においては、用地交渉難航等により歩道の未整備箇所がある状況となっております。現在、地権者の同意が得られた新垣交差点から東側約300メートル区間について、今年度歩道整備工事を発注したところであります。今後とも糸満市と連携し整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に６の(2)、平和の道線の進捗状況についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの区間について、戦跡、史跡等の各拠点へのアクセス性、周遊性を高めるとともに、沖縄本島南部の観光振興及び地域活性化を図る目的で、平成20年度に事業着手しております。全体の進捗率は、平成30年度末の事業費ベースで約57％となっております。工事については、２つの工区に分けて喜屋武から真栄里工区を優先的に実施しており、早期供用を目指しております。山城から喜屋武工区については、用地取得に取り組んでいるところであります。

次に８、市街化調整区域の規制緩和についての御質問のうち(1)、協議会の状況と市街化調整区域の規制緩和についてお答えいたします。

県では、去る８月に学識経験者や関係市町村等で構成する那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を設置し、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、無秩序な開発ではなく地域特性を生かした適切な土地利用となるよう関係市町村等と連携して取り組んでおります。同協議会では、委員である市町村長の数名から市街化調整区域における土地利用について意見が出されております。今後、各市町村から示された将来の土地利用の考え方を踏まえ、規制緩和についても同協議会全体で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、南西諸島における自衛隊配備計画についての(1)、台風に関する自衛隊の活動と自衛隊配備の県民の評価についてお答えします。

ことし発生した台風に関しては、県から自衛隊への災害派遣要請はありませんでしたが、自衛隊は災害対策本部体制となった県や市町村へ現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、迅速な災害対応に努めております。自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、不発弾処理、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命・財産を守るためにこれまで大きく貢献しているものと考えております。一方、自衛隊の新たな島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、虐待防止条例についての(1)、その進捗状況についてお答えいたします。

児童虐待防止については、現在、万国津梁会議において、各委員の専門的立場から幅広い議論がなされているところです。同会議は第１回を７月に開催し、10月に開催予定の第２回において、会議としての主な意見を取りまとめ、知事に報告する予定としております。その後、同会議の意見等を踏まえ条例の素案を作成し、社会福祉審議会での審議を経て、今年度内に条例案を提案したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時27分休憩

午後１時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○教育長（平敷昭人君）　それでは新垣新議員の御質問にお答えいたします。

４、いじめ問題の改善についての(1)、いじめ問題の改善についてということで御質問にお答えいたします。

平成29年度文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校１万1324件、中学校981件、高等学校169件、特別支援学校17件で合計１万2491件となっており、増加傾向にあります。認知件数の増加は、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さず、積

極的に把握し、早期発見に努めた結果であると捉えております。しかし、いじめは決して許されるものではなく、学校においては、沖縄県いじめ対応マニュアルの活用、生命や個人の尊重などの人権教育の充実等によりいじめの未然防止に取り組んでいるところです。

県教育委員会では、引き続き沖縄県いじめ防止基本方針に基づき、研修会による教職員の指導力向上を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を活用した学校における生徒指導の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　７、アジア経済戦略構想についての御質問の中の７の(1)、糸満新市場の瞬間冷凍機導入及び地元への優先発注についてお答えします。

県では、糸満漁港における水産流通基盤の整備に当たり、荷さばき施設や加工処理施設、冷凍・冷蔵施設などの市場関連施設の整備について、市場関係者の意向調査を実施し、その結果を取りまとめているところであります。

県としましては、瞬間冷凍機の導入について要望があった場合は、要望内容を精査し、導入について支援を検討してまいります。また、高度衛生管理型荷さばき施設のほか、漁船の安全係留を可能とする防風柵や加工場集積に対応した排水施設等の整備に係る事項については、地元企業を優先するように努めてまいります。

次に９、農業振興についての御質問の中の９の(1)、生産農家の所得向上についてお答えします。

農家所得の向上に当たっては、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化や、流通・販売・加工対策の強化などの農林水産物の生産拡大や高付加価値化が重要であります。このため、県では、１、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業による園芸品目の安定生産、２、農林水産物流通条件不利性解消事業による流通コストの低減、３、６次産業化支援事業による農林水産物の加工や施設の整備に対する支援などの事業に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き各種の施策に取り組み、生産農家の所得向上を図ってまいります。

次に９の(2)、瞬間冷凍技術の検討についてお答えします。

県では、高度冷凍技術の検証を行うため、高度冷凍技術を活用した冷凍カット野菜の試作等を行ってきたところであります。その結果、高度冷凍技術を生かした冷凍カット野菜施設の運営に当たっては、県外市場を含むマーケット規模を加味した加工用原料の計画的生産や、主軸となる商品開発等が重要との検討結果を得ております。

県としましては、実用可能な技術については、引き続き関係機関と情報交換し、県産農産物流通の高度化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　７、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(2)、南部地区における国際物流特区及び情報特区の取り組みについてお答えいたします。

国際物流特区は、相当量の貨物を取り扱う開港または税関空港との隣接または近接性、土地確保の容易性、沖縄における産業及び貿易の振興に資するためと認められること等の要件並びに市町村の意見等を踏まえ、区域を定めております。県では、日本とアジアをつなぐ国際競争力ある物流拠点形成の実現のため、新たな産業用地の確保、国際物流特区の拡大等に向けた取り組みが必要と考えており、現在、41市町村及び旧うるま地区立地企業73社への産業用地需給に関する調査や意見交換などを実施しております。

県といたしましては、引き続き市町村や関係機関と連携し、適切な役割分担のもと、国際物流拠点の形成に向け取り組んでまいります。また、データセンターや情報通信機器相互接続検証事業等を対象とする情報特区の拡大については、研究施設の集積などの地区指定の要件や、企業ニーズ、市町村の意見を踏まえて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　10、我が党との関連質問についての御質問の中の(1)、一括交付金の確保に係る知事の取り組みについてお答えします。

県では、令和２年度沖縄振興予算の確保に向け、市町村との意見交換、関係団体からの意見聴取及び内閣府との意見交換を実施し、去る８月５日から６日にかけて、知事を先頭に、内閣府沖縄担当大臣や官房長官を初め関係要路へ要請を行いました。また、８月８日には衆議院沖北委員会委員長、９月13日には衛藤内閣府沖縄担当大臣に対して、沖縄振興予算の確保について知事から要望書を手交しております。

県といたしましては、引き続き関係各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額が予算措置されるとともに、沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

同じく(2)、滑走路増設事業に充てられていた予算枠の活用に係る要請についてお答えします。

県では、令和２年度沖縄振興予算に関する要請の中で、沖縄振興一括交付金など地方向け補助金の所要額の確保を強く求めてまいりました。８月末に内閣府が行った令和２年度沖縄振興予算の概算要求では、公共事業関係費等は令和元年度と同水準の要求がなされております。内閣府からは、那覇空港滑走路増設事業の減額分を活用して、沖縄西海岸道路、那覇空港クルーズ船バースといった投資効果の高いプロジェクトの加速化を図るとの説明を受けております。

県としましては、国が実施する直轄事業と、沖縄県及び市町村の自主性を発揮させる沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金で実施する事業が連携して取り組まれることが重要であると考えております。このため、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額が予算措置されるとともに、沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　再質問を行います。

土木建築部長に再質問を行います。

県道について伺います。

県道250号線は、沖縄で一番危険な道路だと強く私は感じて、地域住民も同じように感じていますが、部長の見解をまず求めます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　県道250号線糸満具志頭線の国吉の集落の近くですね。線形も悪く、歩道もございませんので、整備の必要性は高いものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　答弁で用地交渉が難航している中で、糸満市と連携を図ると。これはあくまでも県道ですから、県が主体性を持ってこの道路にまたがる市町村そして関係自治体にちゃんと向き合ってほしい。解決策、実はあります。この真謝原団地からこの左は墓になっています。コーナー、コーナー、コーナーになっていますから、そこをコーナーにならないように一本道でつないでいけば、子供たちの通学路、また糸満高校や糸満中学校、高嶺中学校の子供たちの部活動にも非常によくなると思います。県、市町村、自治体との密な連携、この協議、――沖縄一危険な道路です。いつ死亡事故が出てもおかしくない。夜になるとすごく事故も多いものですから、協議会の設置等をぜひ速やかにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

糸満具志頭線のバイパスの整備のお話でございましたけれども、現在用地交渉が難航したということで事業を中断しまして、歩道のない状態で今そのままにしているという状況でございます。ただ、用地買収の条件が整えば、歩道の整備工事に今現在入っているところもございますし、これからも状況が整えば歩道整備をしていきたいというふうに考えております。

バイパスが簡単にできるのではないかというお話でございましたけれども、バイパスの整備に当たってはその道路の計画をつくる必要がございますし、また交通量からいってそういったバイパスの整備をする必要があるのかどうか、その必要性、あとその構造、どれだけのコストがかかるのか経済性もあります。ましてや地権者の同意というのがまず前提になると、周辺には墓地もあるようでございますので、かなり用地買収難しいところもあるのではないかなというふうに考えております。さまざまなこういったハードルがございますので、地元の皆さんとしっかり話をしながら条件が整えば事業をしていきたいということで考えておりますので、今後の検討課題だろうというふうに考えております。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君）　協議会の設置というお話でございますけれども、どういった形の話し合いの場をつくるか、協議会という形がいいのか、それも含めて検討したいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ありがとうございます。

沖縄一危険な道路ですので、ぜひ早急な対応を心か

らお願いします。

続きまして、平和の道に移らせていただきます。

平和の道は２ルートに分けて工事が行われており、喜屋武から名城―真栄里、そして喜屋武から東里という形に２ルートに分けられています。喜屋武から山城、そしてこの２ルートの中で、喜屋武から真栄里に向けた名城ビーチにリゾート開発をと市議会議員時代から一生懸命取り組んで、事業主が変わるたびに私の先代の新垣哲司県議もそういう形で誘致活動を一生懸命やってきました。もう建設も始まっています。建設に向けて部落の中、名城の区長さんとも向き合って名城の中に入っていくんですよ――危険性があるんですよ。用地買収も今年度12月までには90％いくんです、実は。話も伺っています、地域の区長さんからも。ぜひ、この90％の中にいびつでも構わないので、ぜひ工事を進めて地域住民、部落挙げてみんな説得しています。この１ルートは年度内で100％の合意ができる可能性も非常に強いものですから、次年度に対する、また国に対して今内閣府――私は先々週内閣府で勉強会やって、関係者ともハード交付金の件で意見交換して、担当課にも内閣府から意見交換させています。そういう形で速やかに、まずできるところから早くお願いしたいんですけれども、予算の問題に関して部長の見解を求めます。早くお願いしたいということで、お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　糸満与那原線の喜屋武―真栄里の工区でございますが、今現在用地買収の面積ベースで約85％までいっております。ただ、整備のほうはまだ12％ということで、工事がまだ進んでいないという状況でございます。令和元年度につきましては、平成30年度予算に比べまして若干増額しているところでございますが、今後この区間は優先的に、先ほども答弁しましたが、優先的に工事を進めている状況でございますので、しっかりと予算を確保しながら事業推進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ、この予算の問題も年末国に――新年度予算に向けて、満額確保に向けてしっかり私自身も汗かいています。もっともっと頑張っていきますので、部長、ぜひ心からお願いしたいと思います。

そしてもう一点、喜屋武から山城に関して、今月中旬、下旬ごろに土地の約30％から35％くらいを所有している企業に用地取得の件で御挨拶に行きます。しっかりこれまとめて２年以内に平和の道が完全開通できるように県も取り組んでいただきたい。

２点目に、この平和の道にまたがる自治体の関係者と早期に平和の道を実現するという形でそういった決起大会を、県も市町村も自治体もぜひ開催していただきたいんですが、部長の取り組みと見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　山城―喜屋武の工区につきましても、今現在用地買収を行っているところでございますので、しっかり用地買収が進むように県としてもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

平和の道線の早期整備に向けて、県としても地元糸満市と連携しながらしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○新垣　　新君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君）　決起大会をやるべきではないかというお話でございますけれども、こういった道路整備、地域の開発に当たってはやはり地域の盛り上がりというのが非常に大事なことでございますので、この辺糸満市と連携しながら大会なり、話し合いなりをしっかり持っていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　実はなぜこうやって地域住民が盛り上がってきているかというと、名城ビーチにもホテルができます。そして喜屋武地区にもこの平和の道沿いにホテル進出という声が実はあるんです、名城ビーチ以上のホテルという形で。やはりこういったインフラ面がないと投資家というのは来ないんです。たくさん見に来ているんです、この土地も。道ができたらすぐ実現という形に前進していくものですから、決起大会を含めて地域の盛り上がりもあるものですから、新年度から２年以内に早期実現できるように、持ち分の確保。国からのハード交付金をいただけるように、ぜひ糸満市も私も一生懸命地元の問題ですから取り組んでいきます。心からお願いいたします。

続きまして、市街化調整区域に移らせていただきます。

時間がありませんので、何号、何号と言うのは時間が終わってしまうので、要点だけ申し上げます。

次男、三男が帰ってこれるように――市街化調整区域の中で70坪以上の家やアパート、またマンション、

また工場等が現実はつくれない。市町村に対して、県また区分検討委員会、協議会は指導助言を行ってほしいと思います。簡単に言うと、まちづくりの専門家の建築士、そして不動産鑑定士、不動産宅建業界、そういった専門家を入れて市町村協議会をやりたいというところは速やかに設置していただくよう市町村に指導や助言を行っていただきたいんですが、部長の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　地元自治体の要望を踏まえて、しっかり検討していきたいと思っておりますけれども、現在県で那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を設置しまして、今協議を始めております。市町村で設置する協議会というのもまた重要だと思いますので、その市町村が設置する協議会と県が設置する協議会、連携しながらしっかり土地利用について整合を図りながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ありがとうございます。

これ時間がかかるもので、どこまで線引きを広げていくかというのが大事な課題になってきますので、ぜひ慎重に市町村と向き合ってほしいということをお願いいたします。

続きましては、アジア経済戦略構想について(1)、糸満新市場です。

部長、来年建設工事されますよね。伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

今年度から設計をスタートしまして、令和２年、令和３年で建設工事、それから令和４年の開設に向けて取り組んでいるところであります。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　建設に向かう段階の中で、あそこにもう20年以上も放置されている違法放置艇、その問題、私県議になって１年目から農林水産部に言っています、早目にこれ解決してほしいと。実は私が高校生のときからある船もあるんです。きのう見てきました。北地区、南地区も。県は本当にこの違法放置艇という問題に関して取り組みをどう考えているんですか。野放しでいいんですか。伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

現在、糸満漁港内の放置艇につきましては、今年５月時点で41隻が確認されております。御指摘のとおり同漁港の適正な維持・保全、それから運営を図る観点からも大きい問題だと思っております。これまで27年７月に沖縄県県管理漁港放置艇５カ年計画というのを策定いたしまして、放置艇の処理に努めてきたところでありますが、糸満漁港につきましては、これまで22隻を処理したところであります。ただ、やはり処理してもまた新しい放置艇が見つかるなどそういう対応に苦慮しているところであります。現在、地元の漁協それから市町村とも連携をしながらしっかり取り組みを強化していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　静かに言っても、もう20年も同じ船が置いてあるんですよ、実は。言葉に責任がないと感じているんですね。法的処置、この段階的な、注意・警告・勧告、法的処置どうなっていますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

放置艇の処理につきましては、所有者の自主撤去が原則ではありますけれども、県としてはまず所有者を探し出して、それから特定した上で早期の移動あるいは撤去を指導している状況にあります。なかなか進まない課題としても、放置艇そのものは私所有の財産でありまして、所有者等の撤去が原則ということで先ほどお答えしましたが、漁港管理者が自由に処分することもできないというところも課題であります。個々の放置艇によって状況が異なりますので、ことし８月からは法律相談も取り入れて個別個別に、その状況状況に応じて弁護士、専門家にも相談しつつ個々具体的な対応をとっていこうということで今取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　取り組んでいるのはわかるんですよ。成果がないんですね。法的処置、強くできるんですよ、これ。調べてください、刑法とかさまざまに。できるんですよ。担当課からも説明もありました。なぜやらないんですか。伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　29年４月１日に、漁港漁場整備法第39条第５項に基づきまして、放置禁止区域を設定しまして、除去命令等の同法第39条の２第１項の規定による監督処分ができるようには整えております。そこに行き着くまでにさまざまな手続が必要でありますので、そこは法律の専門家である弁護士とも相談しながら個別個別の案件について対応していくということでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これは刑法で対応できますよ、刑法で。このくらいやらないともう直らないですよ、20年以上もたってこういう状況ですから。一番厄介なのはそこに美々ビーチとホテルがあります。富裕層があの景観見て来なくなったという、この景観で。観光客に嫌な思いさせているんですよ。その問題に関してどう思っていますか。県にも糸満市またホテル関係者からも声は届いています。なぜそう動かないんですか。29年からできていて、29年から動けばいいじゃないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

放置禁止区域の設定は29年にしております。そういう設定をし、規制を強化するためには所有者の特定であったり、さまざまな所有者の死亡による権利関係の複雑さの部分もありまして、それをまとめ上げるというところまでは至っていない状況もありまして進んでいない状況もありますが、先ほど指摘のあるように周辺景観であったり、漁協での、漁港地区でのさまざまな支障があるということは認識をしております。

それを強化するためには、やはりどの放置艇が緊急を要するのかそういう優先度合いも考えて、関係機関で構成しております協議会がございますので、そこで個別具体的に処理を前進できるように協議を進めているところであります。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　最後にお聞きします。この問題において。

来年度、建設が始まります、糸満新市場。まずは中地区、北地区です。優先度置いてほしいんですよ。そして刑法上の措置を直ちに12月で仕上げるように、ぜひ部長、法律上できます。ぜひ行っていただきたいんですけど、部長のわかりやすい答弁お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　課題はありますけれども、さまざまな観点から個別具体的な方策を関係者で構築しまして、早期の処理に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ頑張っていただきたい。12月も質問しますので、12月にぜひ中地区、北地区違法放置艇がもうないように。また質問しますので、農林水産部長の指導力を期待しています。

続きまして、農家における瞬間冷凍に提言いたします。

担当課にも説明しています。私案でありますが、実はこれ農家から――現場のことを知っている農家です。農業振興、農家の所得を上げるために。

沖縄県糸満市にある農業試験場に、瞬間冷凍導入を――これ同じ質問３回目です。築いてほしい。その中で、出口、はけ口となる大手百貨店や県内、全国で販路を持つ国内外の関係者に瞬間冷凍を任せて、指定管理者制度でやれば農家の所得、安定価格で野菜、生産農家の農作物、所得が上がるという形でぜひ行っていただきたいんです。なぜかというと、この瞬間冷凍という形、改めて申し上げますけれども、もう一度部長にお伺いします。メリット、検討しているメリット、瞬間冷凍ですよ。カット野菜とかそういうのは要らないですから、メリットをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

瞬間冷凍技術、いろんな商品名とか呼び方はたくさんあると思いますが、いわゆる野菜類で言えば、特に瞬間に冷凍して細胞等ダメージも受けずに、本来そのものを鮮度維持した状態で遠くに運べるというメリットの一つだと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　答弁ありがとうございます。

わかりやすく言うと、物が腐らないんですよ。台風になると、野菜等、果物等は値段が上がります。上がらないというメリットがあるんです。この全国的な取り組みで、農作物生産農家が大手百貨店等と契約したり、全国に販路があるところと有機野菜というブランド化も確立しながら、生産農家の安定価格と所得向上が全国的に進んできているんですよ。その観点から、県の担当課から説明を得て、これやりたいという企業がいれば基本構想書いてあげると、前に進めると言ってたんです。実は、この瞬間冷凍導入に向けて内閣府とも意見交換してきました。この瞬間冷凍導入によって、一括交付金該当します。確認してきました。我が党の代議士とともに。ですから、導入に向けて検討していただきたいんですよ。場所は那覇空港から近い糸満市の農業試験場に。もちろんここにやろうとしても規制緩和があります。ハードルもあります。時間もかかるところもあります。しかし、公募で、今よりも――経営が厳しい、生活が苦しい農作物生産農家の所得

向上のために、ぜひ農家の真の所得向上のために。ここが一番現場を知る農家の答えだったんです。隔たりがありました、実は。県の考えと農家の所得向上の考えに。ぜひこれ進めてほしいんですが、部長、まずこの基本構想、入り口にこういった販路を持った大手百貨店や全国にこの物流のそういった出口、はけ口となる企業が来た場合、基本構想を書いてほしいんですよ。農家の所得を上げるために。内閣府も沖縄県の所得を上げるために支援しますとはっきり言っているものですから、そのために見解を求めます。入り口に入れてほしいということですね、まずは。基本構想。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　この瞬間冷凍機、システムということで考えればやはり台風時であったり、あるいは農作物特有の集中して出荷があるというところに対応してこれまで運べなかったもの、あるいはそこで品質を落としていたものを収入に変えていくということでは有効な手段だと、それは考えております。

導入については、今国庫補助事業でも冷凍施設関連の事業はございまして、例えばもう既に水産関係では議員のお話にありました瞬間冷凍機を導入をしている離島町村もございます。実際に、それで遠くへ運ぶという効果も出てきております。

整備については、また補助事業を活用――既存の補助事業もありまして、それの活用を含めた検討が必要ではないかなと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　後で向き合いたいと思いますけれども、まだまだ現場の農家とまだ向き合っていないなというのを正直、私感じました、答弁の中で。現場の声は現場が一番知っているんですよ。現場ともっと向き合っていただきたいなと。今度は生産農家と農林水産部長との意見交換に伺いますので、ぜひ現場の悲鳴や問題も――ぜひ瞬間冷凍なくして農家の所得向上なしという形の生産農家これを強く、基本構想の入り口に立ってほしいということで、時間がないものですから要点をまとめます。その辺をひとつお願いいたします。

続きまして、いじめの改善について伺います。

教育長、本当に教育長並びに関係各位、そして市町村の教育委員会の努力を高く評価いたします。

一つ提言したいと思います。

私の小学校６年生のときの中村光男先生の教えなんですけど、朝礼、帰りの会のミーティング等に関係機関の少年野球とかクラブ活動にこれは浸透した言葉があります。読み上げます。小中学校の読み上げ――朝礼や夕礼にミーティングで、先生から教えられたことが、まず、親に感謝、先生に感謝、みんなに感謝、みんなと仲よく過ごそう、いじめは絶対にしてはいけない、人の悪口はやめよう、人のあら探しはやめよう、暴力は絶対にしてはいけない、みんなに感謝、みんなで仲よくと。この教えは小・中・高に、そして朝礼、帰りの会、部活動の始まりと終わりにどうか取り入れていただきたい。それによって、いじめもなくなっていく。彼らが親になって虐待もなくなっていく。心の道徳になっていくものですから。後で調べたらこれは新渡戸稲造さんの教えだった。明治時代にも憲法の中でいじめはしてはいけないという、憲法にも定められていました。この先生の教えがやっぱり今、この時代に直面して必要じゃないかなと思って提言しているんですけど、教育長の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

議員御提案の、いじめは絶対に許されない、いじめはしない、友達と仲よくするということは、いじめ防止の観点から重要であると考えております。

文部科学省の調査によりますと、いじめの未然防止には児童生徒を中心とした活動、取り組みが効果を上げているということが多く報告されています。実は各学校ではいじめ防止スローガン、御提言のスローガンと類似した活動としまして、いじめ撲滅の標語でありますとか、いじめゼロ宣言などの児童生徒が主体となった取り組みがなされているところであります。

県としましては、児童生徒のこのような主体的な取り組みがいじめ防止に効果が高いと考えておりまして、その取り組みを推奨していきたいと考えております。

○新垣　　新君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　こんにちは。

沖縄・自民党、仲田でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、内閣改造と沖振法の改正について。

県は沖縄21世紀ビジョン基本計画、いわゆる第５次沖縄振興計画の総点検報告書（素案）を決定したと

のことであります。これまでの観光産業を中心とした好調な経済を受けて、県の経済環境全般が改善されたにもかかわらず、１人当たりの県民所得や子供の貧困など、経済の活況が個人所得に反映されているとは言いがたい。沖縄担当大臣及び内閣府と正面から向き合い新たな振興策を構想するのは、知事を初めとする県当局であります。

そこで伺います。

ア、去る９月11日に安倍政権の内閣改造が行われ、閣僚ポスト19のうち実に13の新たな国務大臣が誕生した。衛藤沖縄担当大臣を初めとする組閣に対し、知事はどう評価するか、伺いたい。

イ、2021年度末に期限を迎える沖縄振興特別措置法等について、衛藤大臣は就任会見で、延長を前提として議論すべきではないと大変厳しい発言を行っております。知事はこのような状況をどう考えているか、見解を伺いたい。

ウ、同沖振法等に関する延長・改正の議論には、政府と県の検証が必要であることは言うまでもありません。検証状況についてタイムスケジュールの説明を願いたい。

エ、県は、これまで市町村から整備事業費についてヒアリングを行い、概算要求を行ってきております。その要望・要請は反映されているか。また、ハード交付金予算の現状はどうなっているか、お聞かせください。

オ、沖縄振興特定事業推進費が今回の概算要求で30億円から25億円増額の55億円となった。県の評価をお聞きしたい。

(2)、基地問題について。

ア、国土交通省は、知事の辺野古埋立承認撤回処分を取り消す裁決を行っており、現在、法的に撤回処分の効力は失われている。知事の政治的な立場から、標準処理期間を過ぎても行政手続が行われていないとの強い指摘もあり、行政の公平性からして大きな問題である。見解を伺いたい。

イ、知事は、辺野古移設反対は沖縄の民意であることや対話による解決をかねてから主張しているが、条件つきで移設の受け入れを決断したという久辺三区の民意をどのように考えているか。また、同区との対話についてお聞かせください。

ウ、那覇軍港について、浦添市長は県や那覇市の対応次第で受け入れに柔軟な姿勢を示しているが、軍港移設を早急に実現するために、県知事として浦添市長の姿勢に応える考えはないか、伺いたい。

エ、与党の中には浦添移設反対もあるが、知事は那覇軍港移設について、新基地ではなく代替施設であること、県内移設ではなく那覇港湾区域内の移動であること、また、埋立行為そのものは自然保護の立場から若干のリスクを伴うものの、やむを得ないとの発言である。そして辺野古移設も全く同様であり、なぜあえて対応を分ける必要があるのか、伺いたい。

２、農業・畜産振興について。

本県では過去に初動対応のおくれから、豚コレラの被害が拡大した経緯があり、中国や韓国で発生した、アフリカ豚コレラ等の県内侵入を阻止するためには、国、県、養豚農家の協力体制と情報共有が必要である。

お聞きします。

ア、ことしに入り、これまで１府７県にまで感染が拡大した要因は何か、県の見解を伺いたい。

イ、水際作戦として、国内外からより多くの観光客が訪れる空港や港での動物検疫所の役割は大きく、最も重要と考えるが県の防疫対策について伺いたい。

ウ、国は、これ以上の感染拡大を防止するため、豚へのワクチン接種を実施する方針を発表している。県の対応をお聞きしたい。

エ、県下で、家畜伝染病豚コレラの発生でどの程度の被害額が想定されるのかお聞きしたい。

(2)、ゆがふ製糖新工場建設について。

農業振興においてサトウキビ及び製糖業が果たしてきた役割は大きく、中でも本県における基幹作物産業として地域経済に与える波及効果が高い重要な産業であることは言うまでもありません。26市町村、5300戸余りのサトウキビ生産農家が安心して安定的に生産に従事するには受け皿となる新工場建設が最も重要であります。

そこで伺います。

ア、新工場建設にかかわる事業費の公的助成については、国と県がともに協力してバックアップする必要があります。県の基本的な考えを伺いたい。

イ、建設費用については、極めて高額になることが見込まれる。高率補助事業として国に調査要請をすべきと考えるが、県はどうかお聞きしたい。

ウ、建設用地について、うるま市在の国際物流拠点産業集積地域が最適地との観点から確保・支援の要請が来ているが、県の考えを伺いたい。

３、県の防災について。

(1)、去る９月９日の台風15号による影響で関東地方では最大93万戸が停電し、そのうち千葉県内64万戸の大規模停電は全面復旧に長時間を要しました。一部地域では２週間を経過してもまだ長期停電が続いて

いる状況であります。台風銀座と言われる沖縄県にとって他山の石でもなければ対岸の火事でもありません。

そこで伺います。

ア、本県における大規模停電（ブラックアウト）について、県の認識を伺いたい。

イ、大規模停電（ブラックアウト）が起きる要因は何か伺いたい。

ウ、対策の一環として、電線地中化の推進や電源車両等の対応が必要と考えるが、進捗状況と県の考えをお聞きしたい。

４、教育問題について。

(1)、人材育成における奨学金制度について。

教育は国家百年の大計、教育が人をつくり、人が国を治める、資源のない沖縄県においては、人材育成が最大の課題であると考えております。それはまた私たち地域の大人が大小にかかわらず応援をすべきであり、責務でもあります。残念ながら家庭の経済的な理由や地理的要因で進学の道が絶たれた生徒たちがいることも現実にあります。向上心に燃える子供たちに教育の機会をしっかり与えるためにも、奨学金制度は最も重要な事業であります。

そこで伺います。

ア、県教育委員会がかかわっている奨学金にはどのようなものがあるか、伺いたい。

イ、これらの奨学金の実績等はどうなっているのか、教えてください。

ウ、次年度から開始される国の就学支援新制度と県の給付型奨学金との関係はどうなっているか、伺いたい。

エ、沖縄子ども未来県民会議が実施している奨学金の内容と実績について、聞かせてください。

(2)、大学共通テストについて。

ア、民間試験導入で学校現場では混乱が生じている。教育長の見解を伺いたい。

イ、民間試験を導入する目的は何か、お聞かせください。

ウ、県教育委員会としてどのような対策をとるのか、伺いたい。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、内閣改造についてお答えいたします。

新たに沖縄担当大臣に就任された衛藤大臣におかれては、新内閣発足からわずか２日後に来沖され、沖縄振興予算の確保や子供の貧困対策の推進など、沖縄の潜在力発現のため力をかしてくださるよう要望をさせていただきました。河野防衛大臣におかれても、昨日お目にかかる機会を得て、沖縄の過重な基地負担の軽減、地位協定抜本的改正の必要性などについて意見交換をさせていただいたところです。安倍内閣におかれては、今後とも県民生活の向上や米軍基地問題など、沖縄の抱えるさまざまな課題の解決や沖縄振興等に向けて、積極的に取り組まれることを期待するものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、衛藤大臣の発言についてお答えいたします。

去る９月13日に衛藤沖縄及び北方問題担当大臣が東京で行った記者会見の中で、延長を前提として議論すべきはでないとの趣旨の発言があったと聞いております。

沖縄県としましては、沖縄が抱える特殊事情から生ずる政策課題に対応するため、沖縄振興特別措置法に基づくさまざまな制度が講じられていることから、これらの課題が解消されるまでの間は同法の継続が必要と考えております。

続きまして(1)のウ、新たな沖縄振興に向けた検証状況についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであり、沖縄県振興審議会における審議を経て、今年度中に総点検報告書として取りまとめることとしております。総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方については、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺い、国と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のエ、ハード交付金に係る県の要望と概算要求の状況についてお答えいたします。

ハード交付金の予算額については、３年連続で減額されていることから、インフラ整備などの一部事業で進捗がおくれるなどの影響が生じております。そのため、県では、令和２年度沖縄振興予算の確保に向け、市町村との意見交換を行うとともに、一括交付金の重要性や増額の必要性について、内閣府を初め関係要路へ丁寧に説明してまいりました。しかしながら、令和２年度沖縄振興予算の概算要求において、ハード交付金を含む沖縄振興一括交付金は、平成30年度予算と同水準になっております。

県としては、引き続き関係各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額が予算措置されるとともに、沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額が確保されるよう取り組んでまいります。

同じく(1)のオ、沖縄振興特定事業推進費の概算要求についてお答えします。

内閣府によると、沖縄振興特定事業推進費については、令和元年度からの継続事業と新規事業の規模を適切に見込んだ結果、55億円の概算要求を行ったとのことであります。

県としては、内閣府が必要と考える所要額が要求されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、標準処理期間を経過した行政手続についてお答えします。

公有水面埋立承認を前提とする沖縄防衛局長からの各種申請等につきましては、県の公有水面埋立承認取消処分を取り消した裁決について係争中であることから、司法の最終判断を受けて対応することとし、それまでの間は処分等を行わないこととしたものであります。

次に１の(2)のイ、久辺三区の民意と対話についてお答えします。

県は、平成26年に辺野古区、豊原区及び久志区の三区長から県に対する要請を受けたことがあります。久辺三区のうち、辺野古区は条件つき移設容認であり、久志区については移設反対の立場であることから、久辺三区の全てが辺野古移設に容認ではないものと考えております。久辺三区との対話については、地元名護市の意向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に１(2)のウ、那覇港湾施設の移設に関する浦添市長への対応についてお答えします。

那覇港湾施設については、平成13年11月に浦添市長が移設受け入れを表明し、移設の実現に向け那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され、協議を進めてきたところであります。４月23日に開催された第25回移設協議会において、今後、那覇港管理組合とその構成団体を中心に、事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されたところです。また、９月17日に知事は松本市長と意見交換を行い、移設協議会の枠組みでの協議に加え、城間市長も含めた３者での対話を継続していくことを確認したところです。

県としては、３者での意見交換も行いながら、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に１(2)のエ、那覇港湾施設の移設と辺野古移設についてお答えします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の那覇港湾施設が有する機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添市長は、那覇港湾区域内での場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。一方、政府が推進する辺野古新基地建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場とは異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　２、農業・畜産振興についての御質問の中の２の(1)のア、２の(1)のイ、豚コレラの感染拡大要因と県の防疫対策についてお答えします。２の(1)のアと２の(1)のイは関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えします。

昨年９月に国内で発生した豚コレラの感染拡大要因については、国の拡大豚コレラ疫学調査チームの中間報告で、海外から持ち込まれたウイルスが、野生のイノシシへ感染し、汚染地域が拡大したことにより、各県農場で発生につながっているということが指摘されております。県では、国内での感染拡大を受け、動物検疫所やＪＡなどの関係機関、養豚農家と連携し、侵入防止対策の強化に取り組んでおります。具体的には、１、防疫対策強化連携会議での情報共有及び防疫対策の周知、２、農場衛生管理状況の立入検査・指導、３、豚コレラ確認検査の強化、４、観光関連団体

への協力依頼や空港での侵入防止キャンペーンなどを実施しております。

次に２の(1)のウ、国の豚コレラワクチン接種方針に対する県の対応についてお答えします。

豚コレラの感染拡大を受け、９月20日に農林水産大臣がワクチン接種を可能とする防疫指針の改定作業に着手することを表明しており、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会牛豚等疾病小委員会の意見を聞いて接種地域を設定することとしております。

県としましては、引き続き関連情報の収集に努めるとともに、防疫指針の改定に伴う生産農家や関係団体等の意見を踏まえ、県内養豚産業へ影響が及ばないよう、国や関係機関と連携を密にして適切に対応してまいります。

次に２の(1)のエ、豚コレラが発生した場合の被害額についてお答えします。

豚コレラが発生した場合、家畜伝染病予防法及び防疫指針に基づき、防疫措置が実施されます。発生の状況により被害が異なるため、額を算定することは困難でありますが、発生農場における殺処分や移動・搬出制限等により、養豚経営に大きな影響が出ることが想定されます。また、万が一発生が拡大された場合、畜産関連業界のみならず、県民生活等への影響が懸念されます。

そのため、県としましては、国と連携した水際防疫対策や迅速な初動防疫体制の構築など、引き続き関係機関と連携を密にし、家畜伝染病防疫対策の強化に万全を尽くしてまいります。

次に２の(2)のア、ゆがふ製糖新工場建設の事業費に対する県の考えについてお答えします。

ゆがふ製糖工場は築61年を経過し、建屋等が老朽化しており、建てかえの意向についても聞いております。建てかえについては、建設事業費が多額になることや事業実施主体の費用負担などの課題があります。

県としましては、サトウキビの生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、引き続き国やゆがふ製糖など関係機関と意見交換を行うなど、これら課題等の整理を行ってまいりたいと考えております。なお、操業に支障が生じることのないよう既存施設の更新を進めていく必要があることから、既存の分蜜糖製造合理化対策事業を活用し、製糖設備の一部更新についても製糖事業者と調整の上、対応してまいります。

次に２(2)のイ、ゆがふ製糖新工場建設のための高率補助事業に対する県の考え方についてお答えします。

製糖工場の整備に活用できる事業としては、産地パワーアップ事業があります。当該補助事業につきましては、補助率が10分の６のため事業実施主体の費用負担が大きいことや、建築工事の複数年契約ができないことなどの課題があるため、製糖事業者からは、事業の活用が難しいとの意見があります。

このため、県としましては、事業費の確保や運用の改善等について、国に対し要望等を行っており、引き続き事業執行上の課題について、関係機関と連携し国との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、農業・畜産振興についての御質問のうち(2)のウ、ゆがふ製糖新工場の建設用地についてお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域は、臨空・臨港型産業の集積を図ることにより、産業や貿易の振興に資することを目的としております。同地域うるま・沖縄地区は、特区の趣旨・目的の実現を高める観点から、より高付加価値な製品を製造する分野を対象業種とする旨の企業誘致方針の改正を昨年７月に行いました。具体的には、高付加価値な半導体や電子部品分野、航空関連クラスター分野及び医療機器・バイオ等分野となっております。同社から用地確保に向けた相談を昨年度より受けておりますが、企業誘致方針から同地区への立地は難しい旨、説明しております。新工場の建設に向けては、農林水産部における対応状況を踏まえながら、商工労働部としても必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に３、県の防災についての(1)のア及びイ、大規模停電について県の認識及び要因についてお答えいたします。３の(1)のアと３の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

昨年の北海道胆振東部沖地震で発生した北海道全域停電が日本初のブラックアウトと言われております。ブラックアウトを含む、いわゆる大規模停電が起こる要因については、電力の需給バランスが大きく乱れることにより発生する場合や、台風や地震等に伴い送電設備の損傷が広い範囲で発生する場合が挙げられます。大規模停電は、県民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、風や摩擦に強い電線への取りかえ等の停電予防対策や、早期復旧に向けた総合防災訓練の実施など、電力会社・県・市町村等の関係機関との連携が重要だと認識しております。

次に３の(1)のウ、電源車両等の対応状況と県の考え方についてお答えします。

電力施設の応急対策については、沖縄県地域防災計画において沖縄電力が行うこととなっており、現在５台の電源車両を保有しております。今後とも関係機関と意見交換を進めながら、災害時の電力供給の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、県の防災についての御質問のうち(1)のウ、電線類地中化の進捗状況等についてお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、道路の防災性の向上、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的とするものであります。県は、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、令和３年度までの整備目標を約173キロメートルとしており、平成30年度末までに約155キロメートルが完了しております。なお、整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解・協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育問題についての御質問で(1)のア、県教育委員会がかかわる奨学金についてお答えいたします。

県教育委員会が実施している給付型奨学金としましては、平成28年度に創設した沖縄県県外進学大学生奨学金があり、経済的理由で県外進学が困難な大学生に対し、入学支度金30万円以内及び月額奨学金７万円を給付しております。貸与型奨学金としては、昭和28年に設立された琉球育英会を継承する沖縄県国際交流・人材育成財団による高校生や大学生等に対する無利子の奨学金があり、その貸付原資に対して県から補助等を行っております。奨学金の額は、高校生等が月額１万8000円から３万5000円、大学生等は月額２万1000円から８万円となっております。

次に同じく４の(1)のイ、奨学金の実績についての御質問にお答えいたします。

給付型奨学金については、毎年25人を採用し、給付開始３年目の平成30年度は75人に対して約4741万円を給付しております。また、無利子の貸与型奨学金については、平成30年度は高校生等1676人に３億9972万円を貸与し、大学生等414人には約２億3216万円を貸与しております。

次に同じく４の(1)のウ、国の修学支援新制度との関係についての御質問にお答えいたします。

国の新制度は、授業料減免及び給付型奨学金により低所得世帯を支援する制度となっております。一方、県の給付型奨学金は、沖縄の振興・発展に寄与するグローバル人材の育成及び大学等進学率の向上を図るため、国の新制度より幅広い範囲の世帯を対象に支援を行っております。国の制度は、両親、本人、中学生の４人世帯の場合、年収目安約380万円以下が支援対象となりますが、県の制度は約420万円以下が支援対象となります。

次に、同じく４の教育問題についての御質問で(2)、大学入学共通テストについて――民間試験導入の関係の御質問ですが――お答えいたします。４の(2)のアから４の(2)のウまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

大学入学共通テストは、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力などをより一層重視して、多面的・総合的に評価する目的で令和２年度から実施されます。特に英語においては読む、書く、聞く、話すの４技能をより適切に評価するため、民間の資格・検定試験を活用したシステムが導入されますが、現時点では、活用する大学や検定試験会場等について一部に未確定な点もあります。

県教育委員会としましては、今後ともあらゆる機会を通して、学校へ情報提供を図るなど、受験生が不利益をこうむらないよう努めてまいります。また、大学入学共通テストに向け、進学重点拠点校の指定や、教員指導力向上プログラムなどを実施しており、引き続き授業改善や教員の指導力向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、教育問題についての御質問の中の(1)のエ、沖縄子どもの未来県民会議の奨学金についてお答えいたします。

沖縄子どもの未来県民会議では、企業や県民の皆様からの寄附金を活用し、平成28年度から児童養護施設等を退所する子供たちを対象に大学等の進学にかかる入学金及び授業料の全額を給付する給付型奨学金事業を実施しております。これにより、平成28年度９名、平成29年度18名、平成30年度13名と応募者全員へ給付を決定しており、給付を受けた子供たちからは、進学の夢をかなえることができたといった、多数の喜びの声が寄せられております。今後とも継続的な

支援が必要なことから、県民の皆様の御協力を得て、寄附やボランティア活動を促進するなど、支援の輪を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 執行部の皆さん、御答弁ありがとうございました。

まず最初に、再質問行いますけれども、知事、沖縄振興特別措置法、沖振法の中の特措法、特別措置法に基づいて次期振計の継続を要求していくということではあるんですが、例えば今、あと２カ年後に税制含めて高率補助が国から認められない、そのような結果が出たときの対応をどういうふうに考えておりますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、沖縄が抱える特殊事情から生ずる政策課題、この課題が解消されるまでの間は同法の継続が必要と考えているということでございます。具体的に特殊課題で申し上げると、米軍基地問題の解決、それから駐留軍用地跡地の活用、さらには条件不利性を多く抱える離島の振興、これらについては中長期の取り組みが必要と考えておりますので、国による適切な措置が講じられた後にしっかりと県としても取り組んでいくということが必要だと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 これは、表向きは沖縄県のこれまでの基地問題に対する考えだと思うんです。今現在、国と基地問題で平行線をたどっている現状で、本当に従来のスタンスで国に要請してそのとおりそれが結果として出るかどうか、そのことに対して大変危機感を持っているわけですが、その対応策みたいなものは持っておりますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 新たな沖縄振興のあり方につきましては、現在の振興計画の検証結果を踏まえ来年度骨子案を取りまとめることとしております。その骨子案を取りまとめた後は市町村それから関係団体、県民の皆様、たくさんの方々から意見を頂戴しながら計画あるいは制度等についても取りまとめることとしておりまして、これを沖縄の声として国に伝えていき内閣府と連携し調整していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 次に、沖縄振興特定推進事業費についてでありますが、その評価は答弁いただきましたけれども、その答弁の中でこの推進事業費をよしとするか、つまり歓迎するかしないか、それを端的に申し上げてどういうふうになりますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 特定推進事業費については、機動性を持って迅速、柔軟に対応すべき市町村の施策課題に対して国が直接補助をするという仕組みになっております。

これについて県としましては、国・県・市町村で情報共有が図られるよう、連携していく必要があると考えておりまして、市町村の取り組むべき課題に対して迅速、柔軟に対応すべきという点にあっては市町村にとっては効果的な制度だと思います。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 その市町村分は歓迎ということ、県はどういうふうに考えておりますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 県としましては、国あるいは市町村と有機的に連携して状況を図った上で、連携していく必要があるというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 知事、一括交付金が年々削減されて今各市町村は継続事業で大変大きな支障を来している。そのことを受けて今、行政末端が困っているわけですが、沖縄市の桑江市長からアリーナに関して要請がありましたでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

アリーナの建設につきましては、当部のほうで具体的にお伺いをしているところでございます。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 那覇市の公設市場は一括交付金の対象というふうに考えておりますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 那覇市の公設市場の改築事業にあっては、一括交付金の対象になり得るというふうに考えます。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 この特定推進事業費が一括交付金を補完するための予算、内閣府での勉強会で私たちはそ

ういうふうに勉強してきました。しかし、沖縄県の識者あるいはメディアの中には、この予算は特定事業費はあくまでも辺野古に対する県を外すための政治的な意図であるとの意見があるわけです。その意見に対して知事はどういうふうな御意見を持っていますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、そのようなリンクはしていないという認識でありますが、研究者の方々にはまた多様な御意見があることも承知しております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これは知事、そういうふうにぜひ頑張っていただきたいと思います。なぜかと申しますとこれは牧志の公設市場の予算はオール沖縄と言われる那覇市が国と対峙した中で認められた予算なんです。本年度概算要求で３億4000万も認められて公設市場の事業に対して三十数億の予算が認められた。その観点からいきますと、一括交付金を補完するあくまでも公平公正な予算だというふうに私は考えております。ぜひ執行部はその認識を新たにして、国と対峙だけするんではなくて協力体制を組めるところはしっかり組んでいただきたい。

次に、久辺三区についてでありますが、先ほど答弁の中で久辺三区は全てが容認ではないというお話がありましたが、再度その件よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　辺野古区につきましては、平成26年４月14日付辺野古区長から知事への要請文で条件つき移設容認というふうになっております。豊原区につきましては、移設に容認か反対かは明確なあれが示されておりません。久志区につきましては、26年11月１日付久志区長から知事への要請文で移設反対というふうに確認をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事の公約の中の、誰ひとり取り残さない、これは久辺三区にもいろいろ御意見はあると思いますが、じかに少数意見であっても現場主義でそのお話を聞いてあげるということも一番大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど述べましたが、久辺三区との対話につきましては地元名護市の意向も踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これは名護市とも相談してと言いますけれども、僕が言っている意味は名護市とは名護市、現場は現場の意見をしっかり踏襲していただきたいとそういうことであります。

次に移ります。

浦添移設についてでありますが、那覇市長も３者面談に前向きに対応していくということでありますけれども、面談の実施予定はあるんでしょうか知事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

９月17日に知事と松本市長の２者面談を行った際に、今後、城間市長も含めた３者での対話を継続していくと。それと並行しまして、今第25回の移設協議会で確認されました事務的、技術的な検証もあわせて並行してやるということでその進捗も踏まえて今後、３者の面談の時期については探っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　時間がありませんので、取り急ぎますが、長嶺部長、豚コレラの話なんですが、ワクチン接種は実施地域の都道府県知事が最終判断をするというふうに報道ではなされていますが、それに対して県の考え方はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

ワクチン接種につきましては、家畜伝染予防法に基づきまして、都道府県知事が決定することになります。仮に本県でワクチン接種を行う場合には県内の養豚関係者、それから団体等と綿密に意見交換を行いながら国や関係機関と連携を密にして適切に対応していきたいと考えております。なお、今回の防疫指針の見直しに当たって先週、国は全国説明会を開いております。その中で今回ワクチンを接種する地域につきましては野生イノシシから豚コレラの感染のリスクが高い、本州になりますが９県をワクチン接種奨励地区としてワクチン接種を行いたいという方針の説明がありました。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ワクチン接種によってはこれ大変大きな課題も抱えているんですが、本県においては唯一の島嶼県ということでその飼育豚の移動、輸出等に関する影響が一番心配されておりますがどうでしょうか部長。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

先ほど申し上げました、ワクチン接種奨励地区でワ

クチンの接種が行われますと、豚の移動については管理規定というので取り扱いが行われますが、管理規定では豚それから精液、あと家畜排せつ物などの移動はそのワクチン接種奨励地区内に移動が制限されるという状況になります。

もう一つの課題としては、先ほど御指摘のあった、いわゆるワクチンを打ちますと輸出する国がそういう規制をさらに強化して輸出ができなくなるというそういう懸念もございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　風評被害というのもあるんですが、１頭豚コレラが発見されたら全体を殺処分しなくちゃいけない。これはもう被害としては大変大きな額になると思いますが、それ最悪の状況を想定して県での殺処分等が行われた場合に支援策等はありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、豚コレラが発生した場合は家畜伝染予防法に基づいて防疫措置がとられますが、その際発生農家などには手当金、それから助成金の手当する支援があります。具体的には１つ目が殺処分された豚、それから汚染物、汚染物品などについては全額補償の対象となります。

それから移動制限区域内の農家への飼料費それから保管費、あと売り上げの減少額に対する全額の助成措置等もございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　畜産は沖縄県の基幹部門であり、年々産出額もふえてきております。この豚コレラ問題で今農畜産家が大変心配しているという状況でありますので、農水部もぜひ頑張っていただきたいと思います。

最後になりますけど、教育長と福祉部長にお伺いしたいんですが、沖縄県の指定の奨学資金制度、年々拡充されたことに対して敬意を表しながら感謝も申し上げたいと思いますが、今の現状を拡大あるいは規制を緩和していく、そのことに対して、どういうふうなお考えがありますでしょうか。例えば今、県外大学の進学の子供たちは限定された大学しかやられておりません。

それともう一点は、金額もある程度そして人数も25名以内、こういった規定があるんですが、それを拡充、拡大していく気持ちがないかどうか。あるいは福祉部は今現在の数、13まで伸びているんですが、それを今後どういうふうに拡大していくのか。それと一番心配しているのは予算の確保が寄附金に原資が偏っているということですか、そのことも含めて両部長の見解を求めて質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

現在県の給付型奨学金、県費でやっているわけなんですけど、これは確かに国のグローバル大学ということで特定の大学を対象にしております。もともとこの分は従来貸与型でしかなかったものに加えて、給付型を始めるという意図もございました。さらに県内の大学の入学に際しては、県内の大学の入学者の約８割が県出身者ということでほとんど県出身の行き先としてはかなり目一杯と。さらに進学を進めるには県外に行ってもらう必要があるんじゃないかということもありましてそのような設定をさせていただきました。ただ現在、国のほうの支援新制度というのがかなり拡充されておりますので、県の奨学金のあり方、国との役割分担その辺を整理していく必要があろうかと思います。国のほうはかなり授業料減免等奨学金給付型がありますので、その辺も整理しながら県の給付型奨学金の充実についてはまた今後検討していく必要があるかと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄子ども未来県民会議で奨学金事業をやっておりますが、これは特別養護施設の対象者に対してのものでございますので、希望者全員に対して今できている状況ではございます。ただしこれは継続的に実施していくためには県民会議が知事を会長とする構成団体100以上で構成しておりまして、企業の皆様や県民の皆様からいただいた御浄財を財源としておりますので、今後とも寄附をふやしていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○仲田　弘毅君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　どうも、こんにちは。

できれば建設的な意見交換ができればと思いまして、一般質問させていただきたいと思います。

まず知事、満１年を迎えたわけですが、大変激務の

中で御苦労さまでございます。

知事１年目にして、玉城知事になってこの大きな基地問題、１点、もう一つは沖縄の経済振興、その２点に絞ったときに、この１年間の中で、最も玉城知事が手応えを感じ、方向性を示せたというような事業があればまず教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　座喜味議員の質問にお答えいたします。

昨年10月４日から県知事に就任して間もなく１年を迎えようとしています。最初の半年間は前の翁長県政の事業の継続の年度、そして平成31年４月からは私の公約とその政策を反映させた事業の計画と予算が組まれているものと考えております。

子供の貧困問題、それから失業率の改善、経済振興、そして基地の整理縮小に向けて一つ一つ丁寧に取り組みを進めているというのが今のこの半年間の現在であろうというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　それで早速ですが、１番目の質問に通告してありますが、令和２年度の概算要求額3500億円が3190億円に査定された。市町村の要望が必ずしも反映されているとは言えないと思っておりますが、知事の所見をまず伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、内閣府のほうが８月末に総額3190億円の令和２年度沖縄振興予算の概算要求を行っております。

今回の概算要求では、小規模離島の海底送電ケーブルやテレワーク施設の整備が新たに盛り込まれ、また離島活性化の推進、子供の貧困対策が増額となっていることは一定評価しておりますものの、沖縄県が要望いたしました要求可能額を最大限に活用した3500億円規模の概算要求は行われておりません。また、県と市町村が強く増額を要望しました沖縄振興一括交付金の要求規模が平成30年度予算と同水準となったことにつきましては、残念であると考えています。

今後、県としましては、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額が予算措置されるとともに、沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額が確保されるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　４年連続の一括交付金予算の減額というのが、いかに市町村に大きな影響を及ぼしているかということは、もう耳にも入っているでしょうし、それなりの現状把握をされていると思っております。3500億要求したものが3190億。12月の最終的な予算原案が示されるはずですが、多分、必ずしも3190億というのが保証されているわけではない。場合によったら前年度並みの査定になる可能性がある。そうすると、さらにソフト交付金、公共投資交付金、そのほうにメスが入る可能性がある。そういう意味でなお一層地元市町村にとっては大きいものがある。県よりも――県は何とかトータルの中で薄めることができるけれども、市町村の要望というのが大変強い。それに関して私は危惧しているんですが、それに関して答弁願います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

議員おっしゃるとおり、この間、３年連続で一括交付金が大幅減額となっておりまして、特に今回重点的に私どもが伝える中では、ハード交付金の減額の影響が非常に大きいということで、どういったところに影響が出ているのか。また直轄事業と地方向け補助金事業を実施することで相乗的に効果が上がると考えますよというふうなことを丁寧に御説明いたしました、関係要路に対して。ですから、そういったことをしっかり内閣府にもお伝えするとともに、また関係要路には概算要求の満額の確保と、さらには一括交付金については概算要求額以上の確保が図られるように引き続き取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私は県が3500億要求して、内閣府原案が3190億しかつかなかったということにおいて県は3500億円というものを何とも軽々しく要求したのかと。そして、3190億までに査定されていて、知事三役を含め一体何をしたんだと。内閣府の原案そのものが決まるということは、これ以上の要求は僕はできないと思っていて、その努力で何をしたんだというふうに思っているんです。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県のほうとしましては、令和２年度の予算への要求に向けこれまでの現状や課題、効果的な方策等につい

て内閣府とは十分意見交換をさせていただきました。内閣府のほうからは、今回の概算要求については、現行の沖縄振興計画期間中、毎年3000億円台を確保する旨の総理発言に沿って、内閣府として必要と考える所要額を積み上げ、昨年と同水準になったということでございますが、県のほうとしてはやはり一括交付金については、概算要求以上の額が確保されるように引き続き取り組みを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　細かいことを言うつもりはないんですが、総務部長は概算要求よりももっとたくさん予算が確保できるように頑張りますというような答弁をこれまでやっているんだけれども、そういうことができるのか。総務部長は何をもってそういう発言をされていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　沖縄振興予算、総額の中でも3190億と今回要求されていますけれども、過去にも内閣府の概算要求以上に一括交付金がついたという例もございましたので、そういったことも引き合いに出しながらぜひお願いできないかということはしっかり伝えていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　具体的にその復活というのか、そういうことをしようというのであれば、どの事業をもって知事を初め真剣に動くんですか。どうぞ、そのメニューを示してください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

特に一括交付金については枠の予算というふうに言われておりますので、内閣府のほうで一定程度の考え方でもって要望をしたということでございますが、その辺についてはもう少し意見交換しながらそういったことができないかどうか進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こんなできないことを軽々しく答弁するような――しっかりとしたメニューを持って、知事はこの事業に関しては復活してしっかりと政治的な交渉力でもってやりますというようなものを持って言うんだったらいいけれども、議会答弁への甘え、なめているんかという感じで私は聞いているんですよ。

それで、我々国政与党議員のほうからも質問が出ております。議会でも何かできないかというほど、この予算に関しては我々心配しています。経済界も心配しています。それは影響がもろに出始めているからであります。ちなみに、沖縄選出の国政野党の先生方もいっぱいいるんだけれども、もちろん自民・公明・維新さんも頑張っているんだけれども、私はその他の政党の顔が見えない。一体、玉城知事を支えている国会議員の力はどういうふうにかりているんですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　かつて私も国会議員を経験させていただいたその経緯からお答えさせていただきますと、野党の議員であれ、やはり沖縄の振興計画に関しては与野党超えて取り組んでいくといういうことで、従来も野党選出、野党の国会議員の皆さんにも動いていただけるものというふうに私の経験からそう申し上げておきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　残念だけれども、基地問題では声高々で叫ぶんですが、東京の国会議事堂に入ったら全く動きがないし、発言の場がないし、知事を支える国会議員は一体何なんだろうというような思いを持って残念に見ております。

いずれにしても今の県政と政府との関係、信頼関係がない。沖縄県の思いを政府にはっきりと述べ、いろいろと膝詰めで交渉する体制にない。このことが来年の多分夏には中間報告――新たな振興計画に向けた計画――があると思う。今県はそれの総点検をやっていると思うんだけれども、そういう大事な時期に一体何しているんだと。私は玉城県政に少し期待したんだけれども、予算というような将来の振興という意味において、余りにも無頓着過ぎるし溝が大きい。これに関してはどうするんですか。経済界も心配している。我々国政与党議員も心配している。離島振興なんて何なんだというようなことでみんな心配している。

知事、決意を述べてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この議会でもほかの議員の答弁にもお答えさせていただきましたが、やはり予算の満額確保については与野党を超え、会派を超えて一致して協力をしていただきたいという思いであります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　最終的には知事三役の交渉力だし、政治力だと僕は思っております。基地問題はあろうが、県民の生活を守る意味からすると、腹を据えて交渉することを期待しております。

今の玉城デニー、１年間の令和２年度予算要求とい

うのはまさに玉城知事の手腕でありますから、１年間を見たときにこの県政、大変だぞという思いを持っておりますので、しっかりと取り組んでいただくことを期待したいと思っております。

次に、岩礁破砕訴訟の問題でありますが、県は上告を断念して敗訴となっておりますが、断念の理由について教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県はかねてから政府に対して対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べております。政府が工事を中止して県との対話を進める環境をつくるため、まず県として係争中であった本件訴訟の上告受理申し立てを取り下げることとしたものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　裁判所の判断としては総括するとどういう結論になっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　本件の控訴審の判決におきましては、岩礁破砕そのもの、許可の要否については何ら判示されてないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっとはぐらかした答弁じゃなくして、この案件は裁判で審議する案件ではないということが僕はポイントだと思っているんですよ。これは岩礁破砕の違法訴訟に関しては、この県議会においても岩礁破砕とは何ぞやというようなことに始まって、裁判費用の訴えの提起があったときも我々は反対したんです。

行政上も水産庁と県の関係を争うことはそもそもおかしいと私はそういうスタンスでおりましたけれども、裁判の判決もそうなりました。これに関しては与党の皆さんにも予算を通すときに、誰が責任を持つんだという話をしました。まさに結果はそのとおりになったわけですが、農林水産部長に伺いますけれども、農林水産部としてはこの裁判の訴えに関して幾らぐらいの経費がかかったんですか。裁判費用幾らかかったんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

岩礁破砕差止訴訟につきましては、訴訟経費としまして1402万8320円経費としてかかっています。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　農林水産部長、この岩礁破砕の訴訟は本当に農林水産部としてのこの漁業調整規則に基づく判断をするんであれば、本当に農水部としては僕はおかしかったと思うんですよ。農林水産部にこの予算というものは計上されていない。農林水産部として岩礁破砕に対する考え方を飛び越えて、予算も判断も知事公室に全部委ねられたと私は思っているんですけれども、間違いありませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄県漁業調整規則におきましては、漁業権の設定されている漁場において、岩礁破砕等行為を行う場合は知事の許可が必要とされています。これにつきましては、農林水産部のほうがこれまで繰り返し岩礁破砕許可を得るよう国に対して求めてきたところですが、国のほうがそれを水産庁の見解を引用して岩礁破砕許可申請を行ってこなかったということで、私ども沖縄県としましては無許可の岩礁破砕行為が行われるというようなことを避けるために訴訟を行ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　上告もしないで負けておいてまだそんな答弁をするんですか。みっともない。結局、行政は、この行政の判断において予算の執行ということに責任が伴わなければならないんですよ。農林水産部の漁業調整規則に基づく判断をすべき部を飛び越えて、知事公室で物事を決めているんじゃないですか。一体この無駄な裁判の費用は、誰が責任を持つんですか。漁業調整規則を飛び越えて判断した知事公室、おたくのところですよ。公有水面埋立法だとか漁業調整規則というものを飛び越えて、辺野古に関連するものは知事公室で判断します。こういう規程をつくって裁判で負けているんですよ。責任とってくださいよ。県議会の与党にも責任があるんですよ。こんな明らかに水産庁と県の事務手続関係であるべき問題を訴訟を起こして負けたじゃないですか。責任とってくださいよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まず知事公室におきましては、辺野古新基地建設問題にかかりましては知事公約でありますので、方針を策定するということで辺野古新基地建設問題対策課を設置して協議を行っているところです。公有水面埋立法、あるいは漁業調整規則につきましてもそれぞれの所管部局におきまして判断はされているというふうに考えております。この岩

礁破砕許可の裁判につきましては、行政事件訴訟法第４条の当事者訴訟で公法上の義務を求める請求でございます。これにつきましては宝塚最高裁判決というのがありまして、行政がみずから義務を求めることはできないということで、いわゆる漁業調整規則上の判断の是非ということを判示されることなく高裁は判決を行ったものでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　全く答弁にもならない。裁判に負けたことの反省もない、責任もない。こんな答弁では僕はだめだと思います。今僕の指摘は細かい話のように見えますけれども、県の行政マンの中に横たわるこの恐怖行政というものを皆さんは感じていますか。担当の法律の所管部を超えて、辺野古に係るものは政治的な判断が介入して裁判に負けるということは、ある意味では法を曲げてでも裁判を起こすと。職員のモチベーションは完全に落ちていますよ。ある意味では私は恐怖行政と言っていますけれども、これは長持ちしませんよ。玉城知事、どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

この岩礁破砕のものについては、先ほど来座喜味議員が御指摘のように、漁業調整規則に基づく岩礁破砕許可が必要です。これいろいろ細かい話になるとちょっと長くなりますが、漁業権があるかないかの話でした。これまでの農林水産部そして農林水産省のあれは漁業権の一部放棄をもって漁業権がなくなるものではないということ。これまでの長年にわたる見解が今回の辺野古に関しまして変更があったということで、この件につきましては、農林水産部のほうから再三農林水産省にいろいろ照会も行ってきたというふうに承知しております。

そういった中において、なかなか十分な回答が得られなかったということで、いわゆる無許可な岩礁破砕を放置できないということについては、当時の農林水産部も同様な見解でありまして、訴訟に至ったと。

先ほど法律義務の云々という、いわゆる法律実情の争訟性の議論がありましたけれども、これ宝塚判決が――ちょっと詳しい年度は申し上げられませんが、数年前に出たと。ただこの宝塚判決については多くの法律学者がいろんな……

○座喜味　一幸君　細かいのはいいよ。

○副知事（謝花喜一郎君）　これはおかしいのではないかというようなことがあって、県としては争訟に至ったという経緯がございます。

○座喜味　一幸君　判決は別にいいんだよ。

○副知事（謝花喜一郎君）　少なくとも農林水産部もこの点に関しては知事公室と見解を一にしていたと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　余り時間もないんですけれども、この辺野古に基地をつくらせないという知事の公約は完全に僕は破綻していると思っているんですよ。あといろいろと抗告訴訟、効力の回復を求める訴訟等を起こしているんだけれども、この裁判そのものは公有水面埋立法に基づいて当時の仲井眞知事が承認してそれを取り消した裁判でその取り消しを取り消したその時点で、公有水面法をベースにしている限りはこの裁判は絶対勝てないと私は確信しておりまして、結局、知事の公約は、つくらせない公約は破綻している。あと県が残されたのは、埋め立てを引き延ばししていく。サンゴの採捕の話、設計変更を引き延ばしていくというような行政上のサボタージュ、それをもって延ばすしかないと思っているんですよ。意見ありますか、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成28年、３年前の最高裁判決につきましては、平成25年12月、当時の仲井眞知事が行った埋立承認について取り消し得べき瑕疵はないというふうに判示したものでございます。一方、それ以降、要するに平成25年12月の埋立承認が有効となった以降、軟弱地盤、活断層などの問題が明らかとなり、いわゆる公有水面埋立法の要件を充足しないことが判明したことから、昨年８月に埋立承認を取り消したものでございます。３年前の最高裁の判決とは事案が異なるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　いずれにしてもそもそもの原点である普天間の危険性の除去、この危険性の除去という大前提があって、もしあってはならないような大きな事故等があったときに、やはり行政のトップというのは責任は逃れられない。現実的にこの危険、リスクをどうするかというようなことを、現実的に取り組む。それが僕は、県政の大使命だと思っております。

次に、尖閣問題についてであります。

尖閣周辺の状況、非常に緊迫しておりますけれども、宮古・八重山地域住民の安心を担保する上で、県国民保護計画に基づく訓練など備えが必要じゃないかと思うんですが。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

国民保護計画に基づく訓練につきましては、これまで大規模テロ等の緊急対処事態を想定した図上訓練のほか、２回の実動訓練を実施してきております。

宮古・八重山地域におきます実動訓練については、過去実施されておりませんが、次回の実施に際しましては、宮古・八重山地域の要望も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こういう緊急事態とか防災関係、緊急の防災等々に関して備えをしておくということは、大変重要でありますから、防災訓練等と合わせながらもこの訓練というものをぜひしておく必要があるし、こういう計画があるということがまだ認知されていないと思っていまして、県は責任を持って、いかなる事態でも県民を守るんだというような発信をしていく必要があると思って、あえて質問をさせていただきました。

次に、次年度予算の原案で県警の装備、人員体制の強化がされるというふうに報じられておりますが、その概要について県警本部長教えてください。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

今、議員から御指摘のありました件は、政府の来年度予算の概算要求の国費の話ですが、これは当県には離島が多数存在することを踏まえまして、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処する能力を強化するため、令和２年度の警察庁の予算概算要求において、大型ヘリ、資機材の整備充実や警察官増員のための予算要求がなされたということで連絡を受けております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　自衛隊の配備も南西諸島の空白を埋めておりまして、海上保安庁、宮古、石垣保安部ができております。今度は警察のほうが――かつて尖閣に漁民が上がったような事例等もありまして大変我々心配しておったんですが、警察のほうもそういう体制が整ってきているという意味においては、非常に現実的な対策がとられてきたなと思っているんです。自衛隊の配備の必要性、緊急性それは県は認めているはずなんですが、ここに至ってはもう県としても自衛隊の配備というものはぜひともにすべきだという前向きな発信をすべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県におきまして、不発弾処理、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。一方で、自衛隊の島嶼配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としましては、自衛隊の配備につきましては、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　県が、こういう自分たちの行政区を守るために明確に――日米安全保障の問題は別に置いていいんだよ。自分たちの行政区を守っていくという、領土・領海を守っていくということにおいては、これは何ら問題なく自衛隊配備に関してははっきりとする必要があると思いますよ。

次に、防災・急患搬送についてですけれども、台風時などの災害派遣協力の迅速化を図れないかということについてお答え願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県と自衛隊は、沖縄県地域防災計画に定める自衛隊災害派遣要請計画等に基づきまして、天災地変、その他の災害に際して人命または財産の保護のため、必要と認められる場合、あるいは災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合、そして市町村からの災害派遣要請がある場合に、知事は自衛隊の災害派遣を要請してきたところでございます。

県としましては、災害派遣要請については、迅速な対応を行うよう努めてきており、引き続き自衛隊と緊密な連携をしてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　通告でも丁寧に説明しておいたんだけれども、余り答弁がちょっとあれだね。台風のときに、鉄骨ハウスがどさっと道路の真ん中にあったの。でも、警察とか消防とかそういう重装備がなくて大変なもので、何とか自衛隊さんにお願いしようと思ったんだけれども、その辺の行政と地元に配備されている自衛隊と県と防衛局というのか、そういうところの連携は日ごろからルールづくりしておけば台風が上がると同時に対応できるという意味でのお願いでありますので、よろしくお願いします。

次に、緊急搬送。これに関してちょっと宮古、那覇から宮古に来て那覇に帰るというよりも、常時自衛隊

の緊急搬送機材等を地元に配備するというようなことが大変重要になってくると思うんですが、それに関してもお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

陸上自衛隊第15旅団におきましては、救急患者搬送24時間対応していただいております。その際、隊員そして資機材の整備につきまして、大変な御努力をしていただいていると考えております。なお、現在、宮古・八重山地域における自衛隊配備計画につきまして確認したところ、いわゆる急患搬送に係る航空資機材であるとか、その要員を配置する予定はないというふうに伺っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　奄美群島の振興交付金について伺いますというのが１点、もう一点は、農林水産物流通条件不利性解消事業の充実強化ということで、これはセットで質問をしてありますけれども、もう簡単にちょっと説明してからあれしましょうね。

輸送コストに関しては、加工品まで奄美は含めているということ。それから、有人国境離島法の中では、それなりに充実した生産資材まで補助対象となっている。そういうことをしっかりと取り組まなければならない。審議会でもそういう議論があって、今まで各市町村から要請があってもこういう有利な地域があるというのをあえて言わないと議論しない。

今回それであえて質問をしておりますけれども、加工品を含めて特に離島、小規模離島におけるこの今の状況というのは、有人国境離島法の対象外にあって条件的には厳しい。そういうものを研究して、新たな振興法に生かしてもらいたいんですよ。ぜひ、答弁を願います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　有人国境離島法において、移動コストそれから輸送コスト、そして必要な物資の費用の負担等々の適切な配慮を講ずる、あるいは低廉化について特別な配慮をするというのが、国境離島法に示されているのは承知しております。新たな沖縄振興計画のあり方にあっては、検討に当たっては、これは他方の地域振興法と比較して有利な制度かどうかということで検討したいと思っております。ただ、今現行の沖縄振興特別措置法にあっては、一括交付金が制度化されておりますので、法制上の検討をする際には、このあたりの整合性というかバランスというか、そのあたりは慎重に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○座喜味　一幸君　ありがとうございました。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　議長、やる前にちょっと訂正がありまして、よろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○又吉　清義君　こんにちは。

沖縄・自民党、一般質問をさせていただきます。

少し順序を変えて、４番のほうから先に入りたいと思います。

まず、福祉行政についてなんですが、10月１日から実施される幼児教育・保育無償化について。

まず、県と各市町村とのかかわる予算等についてどのように変わるか、御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　10月からの幼児教育・保育の無償化につきましては、それに伴う財源の負担割合が国は２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１となっております。その財源につきましては、平成31年度は全額国費による臨時交付金が交付されまして、２年目以降は地方交付税により措置されることとなっております。なお、県におきましては、無償化に向けた市町村の取り組みを支援するために、当初予算において、無償化に伴うシステム改修費、それから事務費支援などを計上しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　２番目に、子供を預ける父母は負担面等において料金がどのように変化するか、御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　幼児教育・保育の無償化によりまして、認可保育所等におきましては、３歳児から５歳児までの全ての子供、それからゼロ歳児から２歳児までの住民税非課税世帯の子供の保育料が無償化されまして、食材料費、行事費等については、これまでどおり保護者の負担となります。認可外保育施設等につきましては、３歳児から５歳児までの子供は月額３万7000円、ゼロ歳児から２歳児までの住民税非課税世帯の子供は月額４万2000円を上限に利用料が無償化され、食材料費等については、認可保育所等と同様に保護者の負担となっております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、さらに詳しくお願いしたいんですが、県は副食費、主食費をどのぐらい父母が負担するか把握しているか御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　主食費、副食費をどれくらい父母が負担するかという御質問でよろしいですか。

県のほうで市町村の公立保育所に検討状況を確認しましたところ、主食費は多くの市町村が最低額500円を予定しておりまして、最高額は1000円を予定している市町村もございます。

副食費については、多くの市町村が4500円を予定しておりまして、一番低い市町村が3000円、一番高いところが5900円を予定しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　この主食費、副食費、各市町村いろいろあるんですが、まずこの主食費から副食費にこの予算を補塡することも可能かどうか伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　まず食材料費には、御飯などの主食費とおかずなどの副食費がありまして、徴収金額については各施設における実態を踏まえて、その施設が金額を設定することになっておりますので、基本的にはその予算の範囲内でということになるかと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　予算の範囲内でこういうふうに補塡ができないと。

そこで県に伺いますが、子育て支援のために、国は保育の無償化のために予算措置を行うが、玉城知事はどのような予算措置を計画し、子育て支援について計画しておられるか伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　無償化に伴いまして、国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１という負担でございますので、県においても必要な予算は確保してまいります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　多分これもともとある予算かと思うんですが、本員が気になるのは、この副食費、市町村によってかなり値段が違うと。そして4500円の試算においてもかなり厳しい面があると。これが保育園の切実な訴えでございます。その中におきまして、10月１日から消費税が８％から10％になります。なった時点で県は0.5％のベースアップを国から消費税をいただくことになります。その金額は丸々このような子育て支援には一切活用しないというふうにして理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

消費税増税分について、どういうふうに活用されるかというふうな御質問なのかなと思っております。

当然ながら８％から10％に上がりますので、その分県の地方消費税の税収が増大します。30年度は243億円でございましたが、軽減税率を加味せずに試算すると、令和３年度では318億円で75億円の増というふうになっています。

この金額は、基本的には地方消費税が充てられる社会保障政策に必要な経費ということで、充てられるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、このように消費税が増税になることによって、皆さん、多額な金額、税収が入ってきます。社会保障に充てるために増税いたしました。であるなら、やはり今から県として子育て支援にどのような計画があるかということ、私はしっかり計画を立てるべきだと思いますよ。今の答弁ではその計画がまだないということで私は理解したんですが、それでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県としましても、未来を担う子供たちが健やかに育つことは非常に重要なことであると考えておりますので、待機児童の解消のための保育の質の向上であるとか、あと放課後児童クラブの設置でありますとか、そういったことにきちんと対策を立てるために黄金っ子応援プランも計画しておりまして、第二期に向けて今取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから部長、今の第二期の黄金っ子プラン、まだ消費税が増税になることは仮定していないですよね。増税の予算がこれだけふえることは仮定しないでの計画ですよね。本員が言いたいのは、この食費、特に副食費、各保育園は非常に苦慮しております。健康な子供を育てる、しっかりした子供を育て

る、子育てにおいて食育は非常に大切かと思います。ですから、できる限り、例えば１日1000円でも構いません。この保育の子供たち、全園児に出すぐらいの計画をせめて頑張っていただきたいということで私は要望するんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　現在の黄金っ子応援プランは、第一期でございまして、第二期の計画が来年度から走るということで、今回無償化も含めたニーズを調査しまして計画の策定に取り組んでいるところでございます。

議員おっしゃるように、食材費については非常にいろいろ御意見もございますけれども、県としましては、副食費が免除になる世帯が約47％ほどございます。そういったこともありまして、ニーズがふえるであろう待機児童に備えるために、まずは受け皿の整備とそれから保育士の確保がまずは重要な課題かと思いまして、先にそのほうにも注力したいと思っております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　確かに免除になる方もいらっしゃるのは事実です。ただしかし、今沖縄の若い世代の方々、子育て、実際現場で行っている方々、かなりきついです。だからしっかりした子育て環境、できる、やれるところは国もこのように増税して支援しようとしております。ですから県も、予算をやりくりして頑張っていただきたいということなんです。これから第二期黄金っ子応援プランを立てるのであれば、ぜひ部長、その辺も頑張っていただきたいなということを今取り急ぎ私は要望としてさせていただきます。また12月にどういうふうになるかまたお尋ねしたいと思います。

済みません。予想以上に時間を食ってしまったな。

次は、県立駐留軍従業員等健康福祉センターについてお伺いいたします。

長年放置されたこの施設を県は今後どのように進めていくのか、御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

同センターについては、利用者数の減少に加え、老朽化による劣化が確認されたことから、県では、現在、施設の解体工事に向けた設計業務委託等を実施しており、次年度の工事開始に向け、取り組みを進めているところです。その後の施設用地の活用につきましては、公有財産管理運用方針等に沿って手続を進めることになります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　解体工事について今設計を計画をしているということなんですが、やはり地域の住民の方々が気にしていることは、アスベスト問題がどのようになっているかということなんですが、まずそれについては心配ないでしょうか。当時の古い建物ですので非常に危惧しておりますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

アスベスト対策につきましても、平成18年８月に、４階機械室の除去工事を実施するなど適正な対応に努めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、そうするとアスベスト対策については、もう除去については進めているということで理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　繰り返しになりますが、平成18年８月に４階機械室の除去工事を実施するなど対応に努めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ、長年このように放置された施設でございます。地域環境的にもよくありません。そして正直言って草もいっぱい生えております。ですからたまり場になるとなお悪いですので、今そういった計画を立てて整備をするということですので、しっかりとやっていただきたいということです。

そしてあと一点伺いますが、この跡地利用については今後、地域であり、宜野湾市であり、どのように進めていくのかお考えだけをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

取り壊し後の活用手順についてということだと思いますが、まず公有財産ですけれども、行政目的遂行上、有効適切に利用することを基本としておりますので、その跡地利用の検討につきましては、まず初めに県庁内での直接行政目的への利活用を検討いたします。

次に、県庁内で利用希望がない場合、基本的に所在市町村等に対し、買い受け意向等を確認すると。さらに市町村等でも買い受けの意向がない場合は、一般競争入札で売却するということになります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　地域の行政とも利活用についてどうするかやはり詰めて、しっかりした跡地利用のあり方

もぜひまた配慮していただきたいということをお願いしておきます。

次、基地行政について伺います。

まず(1)ですが、知事や県はＳＡＣＯ合意のとおり那覇軍港の浦添西海岸への移設は、基地の整理縮小並びに経済活性化に貢献するということで、移設先の西海岸埋め立ては大丈夫だということで、何ら問題はないと了解をしていることがマスコミ報道でありますが、改めて伺います。間違いないですよね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

なお、議員御指摘の事項につきまして、県から発表したという事実はございません。

以上でございます。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　ちょっと意思疎通があれかもしれません。

私が事実ですかというのは、まず那覇軍港の浦添西海岸移設、新聞に載っている記事を読みますと、池田氏は、那覇港湾施設の返還が実現すれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与するということで、那覇軍港を浦添に移設することはかねがね12月からよくおっしゃっておりますが、これ問題ないですよねと発言を確認しているわけです。この新聞記事はうそですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えておりというふうに発言させていただいております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　別に私も大賛成ですよ。反対していませんよ。

次(2)、９万5000市民の命と安全を確保するための解決策として、普天間飛行場の移設は辺野古海岸を埋め立てることであるが、基地の整理縮小並びにその跡地利用の経済効果ははかり知れないものを生み出すと理解するが、県はどのように理解しておられるか伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　駐留軍用地の跡地利用に伴う経済効果について申し上げますと、平成27年１月に県が公表した経済波及効果等に関する調査においては、活動による直接経済効果を算出しております。普天間飛行場につきましては、返還前の120億円に対し、返還後は3866億円と、約32倍となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そういうふうに経済効果からも普天間飛行場は返還跡地の経済効果はかなり大きいということで、私もそう思います。

次、３番目伺います。

ＳＡＣＯ合意に基づき、基地の整理縮小と、宜野湾市の町のど真ん中にある危険な現状を回避するために取り組まれている普天間飛行場の辺野古への移設が実現すると、面積、機種、滑走路の長さ、機能など、比較検討すると何がどのように変わるのか御説明をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の面積は476ヘクタールで、公有水面埋立承認願書の添付図書によりますと普天間飛行場代替施設の面積は205ヘクタールとなっております。また普天間飛行場には、現在、固定翼機が４機、ヘリコプター30機、ティルトローター機24機の計58機が配備されており、代替施設におきましても同様の配備が想定されております。また、普天間飛行場の滑走路は現在2800メートルですが、代替施設の滑走路は1200メートルとなっております。機能につきましては、防衛省は、代替施設は「基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものである」と説明しております。しかし、政府が推進する辺野古移設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場とは異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　よく公室長がおっしゃいます、浦添の同じ移設、辺野古への移設、何が違うかと言うと、私は経済効果なり面積や機能、圧倒的に普天間飛行場

の跡地利用がすごいかと思います。ただそこで違いは何かと言うと、公室長はよく単純な基地建設ではないと。そういった意味で単純じゃないかもしれません、複雑かもしれません。その辺を少しまとめてみました。

ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○又吉　清義君 まず、面積についてなんですが、現在の普天間飛行場の大きさです。（資料を掲示） これが辺野古に行く面積です。ですから、いかに小さくなるかということをやはり私はぜひ知っていただきたい。しかし、残念なことに県民の皆さん、数字はわかりますが目で見ていない。わからない方が多過ぎる。私は３区の選挙に行ってびっくりしました、意外と知らない。そしてそういうのを網羅してまとめてみて何がわかったかといいますと、こういうことがわかりました。今の単純ではない普天間移設。浦添と比較検討すると、まず宜野湾と浦添の那覇軍港、県は埋め立て、辺野古はだめ。浦添は丸。しかし縮小される面積、普天間は320ヘクタールも小さくなる。浦添は３ヘクタールしか小さくならない。そして跡地利用の経済効果、普天間は32倍の3866億円になる。そして誘発雇用人数は、３万4000人になる。那覇軍港、36倍の1076億円。誘発雇用人数１万人。圧倒的に違う。そして弱体化される基地機能等について、普天間、滑走路が3000メートルから1500メートルになる。そして外来機は一切これ運用ができなくなる。そして皆さんが決して口に出さない、ナイキミサイル基地でなくなるから、ナイキミサイルが発射できない。そして那覇軍港、従来どおりですね。そして強化される機能というのは、辺野古、強襲揚陸艦が接岸できる。そして燃料桟橋ができる。弾薬搭載エリアがある。これ別に不思議なものではないじゃないですか。弾薬搭載エリア、皆さん辺野古には弾薬庫あるんですよ。そして燃料桟橋ができる。燃料の運搬に関して陸送しなくていいんですよ。そして強襲揚陸艦が接岸できる。この強襲揚陸艦、人を殺すためじゃないですよ。輸送船ですよ、私何回も言っておりますが。いいことじゃないですか。人を助ける。これで東北大震災、どんなに東北の皆様方が命を助けられたか。

そして次、基地周辺の環境の変化を見てください。これまで普天間飛行場は滑走路上や場周経路にあった保育園や公共施設、民間施設等は存在せず、延長線上はほとんど海に変わる。宜野湾市から辺野古に移ることによって、こういうすばらしい環境が生まれるんですよ。すばらしいと言ったらちょっと語弊かもしれません。今までの普天間は、滑走路の延長線上に保育園はある、公共施設もある。こういうのが全てもうほとんどゼロに近い状態ですよ。そして、この浦添軍港ももともと密集地にあるところが同じ密集地から沖合転換になる、皆さん。公室長、単純ではないけど複雑ですけど、すばらしい利点がいっぱいあるじゃないですか。あなたが言っている経済効果、はかり知れない。誘発雇用人数ははかり知れない。基地の整理縮小ははかり知れない。那覇軍港の100倍ですよ、100倍。そして安全面、とんでもないですよ。皆さん、辺野古移設の原点は何ですか。皆さん。原点は、世界一危険な状況を回避しようということですよ。皆さん、こういう比較検討したことないんですか。

公室長、ぜひ知事公室を挙げて検討してみたらどうですか。非常に説得力がありますよ。いかがですか。これ私が勝手につくったほんの一部の資料です。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） どうもありがとうございます。

資料を今拝見させていただきました。研究するというところについては、必要なところは研究していきたいと思います。ただ、私ども普天間飛行場辺野古移設阻止として、普天間飛行場については県外・国外移設というのが基本的な姿勢でございます。昨日、河野大臣につきましても、その２点につきましては、玉城知事から直接要請させていただいたところでございます。普天間飛行場の危険性除去をする、返還するためには、私どもは県外・国外移設によるべきだというのが県の基本的な立場でございます。

以上でございます。

○又吉　清義君 ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君 大変済みませんでした、ちょっと不手際で。

今、知事公室長もおっしゃいました。自分たちは辺野古に関しては、県外・国外を求めていくんだと。別に私、強いて反対しませんよ、その意見に。ただしかし、この間金曜日、宜野湾市議会で「普天間飛行場の

危険性除去のための米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎への移設促進を求める意見書」がありました。そしてこれがあるかと言えば、次は「普天間飛行場の危険性除去のための米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎への移設促進に反対する意見書」もありました。

この２つ、大きな違いがあるんですよ。まず１点目、なぜ移設促進をするかと言うと、かいつまんで読み上げますよ。よろしいですか。「返還合意の原点は「住宅密集地で市のど真ん中にあり、万が一事故が発生すると人命を失うおそれが強い普天間飛行場の早期の危険性除去」である。」。そして、この記のほうに「一　普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を１日も早く解消すること。」、一日も早くです。そして「一　日米両政府において唯一の解決策とされ、実行されている米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎への移設・統合を促進すること。」、早くやってもらいたいというのが、大方市民の意見です。

しかし先ほど公室長もおっしゃっておりました、県外・国外をただ皆さん、求めるだけでいいのかと。皆さんの文言には日米両政府において、普天間飛行場の県外・国外への移設を求めること。皆さん、一日も早くじゃないですよ、一日も早くじゃないですよ。今公室長もそうおっしゃいましたよ。大きな違いですよ。皆さんはとにかく何年かかろうと別に国外・県外に持っていけばいいんだと。100年、200年先でもいいんだと。皆さんの文言に一日も早くというのは一度もないですよ。私、聞いたことないですよ。知事、あるならば御答弁ください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　誤解があるようなら私のほうからぜひお話をさせてください。

私は、これまでも重ねて世界一危険だと言われている普天間飛行場は、一日も早い危険性の除去、そのためには一日も早い運用停止をまず実現させて、早期に県外・国外へ移設することということを重ねて申し上げております。昨日も、そのようなことを河野防衛大臣にもお話をさせていただき、一日も早い普天間の危険性の除去こそが県民の願いであるということを申し添えておきました。そのことについては、どうぞ誤解のなきようよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事、具体的にどういう行動を起こしましたか。実績言ってください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

９月４日に開催されました、普天間移設の作業部会におきましても、私ども謝花副知事のほうから、例えば普天間飛行場所属機の長期ローテーション配備などによりまして目に見える形での基地負担の軽減、そして運用停止に向けた取り組みを進めてほしいというふうに要望しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、知事公室長にも伺います。運用停止を求めている。実際、行動を起こしましたか。行動起こしたことの御答弁ください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としては、政府に対して行動を起こしているというふうに理解しております。昨日も玉城知事のほうから河野防衛大臣のほうに対しまして、そういった危険性の除去、運用停止に向けた取り組みについては強く要請したところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事初め公室長、皆さん、言葉で言っているだけだという気持ちが私はあります。私は馬毛島にせめて訓練場でも移転できないかと。皆さん、私に言われてもう５年ですよ。知事なんかロックフェスティバルするのに忙しいですよ。１回ぐらい鹿児島行ってきてお願いしてきたらどうですか。ロックフェスティバルで基地の反対集会の皆さんの集まりに行くのに忙しいのに、本当に沖縄県民のために、困っている宜野湾市民のために、訓練でも受けてくれないかと。そうしたらそこに常駐しなくていいんですよ。知事公室長もこれきょう初めて聞くんですか。何で鹿児島、馬毛島に出向いて行ってお願いしないんですか。前はどうしていいかわからんからということで、あの返答からもう２年ですよ。２年たっても皆さんまだ行動も起こさないんですか。これやる気がないと言われて当たり前じゃないですか。違いますか、違いますか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

馬毛島につきましては、ある会派から御提案がありまして、当時の翁長知事が馬毛島のほうに視察に行っているところです。この件につきましては、今地主と防衛省に、政府においていろいろ交渉がなされているということも承知してございます。そういったことも我々は注視しながら、沖縄のこの特に普天間飛行場の負担軽減、一日も早い危険性の除去については先ほど公室長から答弁がありました。また知事からもありましたように、再三再四政府に対して求めているところ

でございます。

それから議員から配っていただきました資料、これ出所がよくわかりませんが、議員がつくられたものかと思いますが、例えば弱体化される基地機能強化の１のところ、3000メーターから1500とか、それはそのとおりだと思います。外来機は一切運用できないとありますが、一方で我々懸念していますのは、返還条件に示されているこの普天間飛行場代替施設で確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における民間施設の使用の改善、こういったのが条件とされている。こういうものも我々今、懸念として示しているわけでございます。

それから、基地周辺環境の変化のところで、確かに地元普天間地区の住民の方々の思いは、私どもも痛感するわけでございますが、一方でこの高江のほう、新たな4000ヘクタールが返還された後、施設として提供されていますが、きのうもこれ防衛大臣にもお話ししましたけれども、Ｎ４地区の先行提供開始以降は騒音が平成26年度は約1474回が30年度には7000回と、約4.7倍になっているというようなお話もさせていただきました。それから夜間午後７時から翌朝７時までの夜間騒音発生回数が、26年度の194回に対して30年度は1673回と約8.6倍になっているということで、そういったものに対して、防衛大臣には新たな規制措置などが必要ではないかというような話もさせていただきました。もろもろ考えた場合に、やはり過重な沖縄の基地負担軽減という場合には、県外・国外というものを求めることが重要ではないかということが今県のスタンスでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから謝花副知事、何で県外に鹿児島に行って訓練でも求めてこないんですかと。やらないでしょう。亡くなった翁長知事も馬毛島に行って１週間後、政府高官と会ったけど一言もお願いしないんですよ。現知事見てください。こんなに北海道からあちこち歩くけど、鹿児島なんか一番近いのに行きもしないんですよ。これで真剣に考えていると皆さん言いますか。

そして先ほど長い滑走路のお話いたしました。何でできることから始めないんですか。切り離して考えればいいじゃないですか。皆さんの十八番のよく言う、切り離して考えてくださいと。普天間を動かした後、この大きい滑走路どうするかしっかり政府と話すればいいじゃないですか。それができるまで宜野湾市は被害をこうむり、苦しめと言うんですか。それと一緒ですよ、皆さん。これが政治力であり、できるところからとはそういうことですよ、一日も早くというのは。皆さん全然やる気がないじゃないですか。間違えていますか、私の考えは。

謝花副知事、実際に翁長知事も行きましたか。政府にお願いしましたか、当時の翁長知事も。していないと思いますよ。お答えください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この馬毛島の件に関しては、私も防衛省の幹部の方とお会いしまして、いろいろ意見交換なども行ってきているところです。先ほどお答えいたしましたように、今の時点注視しているところでございます。

それから、宜野湾市民の決議、これについては宜野湾市民の思いが我々にも伝わってまいりますけれども、やはりこの普天間飛行場代替施設、辺野古の新たな基地のほうについては――我々の試算でございますが――10年から13年ぐらいかかるだろうというようなこともあります。そういったことをいろいろ考えた場合に、今の時点でもう一度、東アジアの状況なども踏まえた場合に、やはり本当にここで辺野古につくるということがいいのか、それとも新たな県外・国外というものを検討したほうがどちらが早いのかということを我々は申し述べているところでございます。当然、又吉県議の思いは、我々もその思いとして理解はいたしますけれども、我々の考えといたしましては、辺野古に基地をつくるというようなものよりも、もう一度日米両政府において県外・国外を目指していただくことがより早くできるのではないかというような思いでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　これ謝花副知事の考え方、間違えていると思いますよ、私は。10年から13年かかる。皆さんが６ミリのサンゴを許可するのにも２週間でもできない、半年でもできない、行政怠慢ですよはっきり言って。だから言いましたよ、私は。皆さんが協力すれば10年でできるのを、５年、７年でできるんですよと。何で協力する気持ちがないんですか。徹底的に協力どころか反対、反対をして、13年かかると言うなら、いいじゃないですか13年後なくなるんだったら。逆に皆さんは県外・国外、あと何年でできるんですか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　全国ではやはり県民投票等を契機として、また玉城知事のいわゆるキャラバンなどを通して辺野古の、普天間飛行場の問題について自分ごとのように考えようという機運が徐々に出てき

ていると思います。そういったことも踏まえて、県としてはしっかり対応することが大事だろうと思っております。

○議長（新里米吉君）　時間過ぎています。

○又吉　清義君　時間過ぎていますか。わかりました。ありがとうございます。

自分ごとと言うよりは、宜野湾市民ごとで考えていただきたい。知事の今の考えは宜野湾市民を完全にないがしろにしているということを私、強くまた言っておきます。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　本日の最後となりました。力を振り絞って頑張ってまいりたいと思います。

現在の沖縄は観光経済が非常に好調で失業率や、求人倍率が好転しているということであります。しかし、これは玉城県政の結果ではなく、稲嶺、仲井眞、そしてまたそれ以前の県政が取り組んできた結果が花を開いたということであると思います。

玉城県政のこの１年は、大型ＭＩＣＥや南北縦断鉄軌道の見通しが立てられずに喫緊課題の北部基幹病院の調整もおくれ、さらに普天間移設や那覇軍港移設の迷走、選挙公約の中高生のバス通学費の無償化が不履行でまだ行われていない。知事の台風や大型災害対応の問題など、あと尖閣、日台漁業交渉、パラオ海域における知事のリーダーシップがなかなか見えてこないというのが顕在化した１年でありました。

午前の一般質問では知事肝いりの万国津梁会議やトークキャラバンの委託に関する疑惑が浮上したという非常に問題が見えてきたわけです。この１年の県政運営はまさに辺野古反対運動でみずからの政治基盤を固めているようにしか見えてこない。対話という言葉を巧みに使い辺野古や宜野湾市民の苦悩する声にまるで寄り添うことなく、呼ばれてもないのに、公費を使ってみずから県外や海外に出向き、辺野古問題でみずからの主張を訴え賛同を求めてきました。まさに、パフォーマンスに終始した１年ではなかったかと思っております。

次に入ります。知事の政治姿勢から。

玉城県政がスタートして１年を迎えますが、知事自身による自己評価を伺います。

ア、知事が掲げた公約の達成、沖縄振興施策の展開、次年度予算の確保等に対し、自身による評価を伺いたい。

イ、市町村の道路整備、農業基盤整備等の公共事業が停滞し、まちづくりや産業振興に支障が出ており、地方の建設業者は公共不況にあえいでいます。その要因と次年度以降の対策を伺います。

(2)、玉城県政が最重点公約に掲げた普天間の辺野古移設阻止と県民生活についてであります。

ア、普天間の辺野古移設が進行することで県民生活にどのような悪影響や不利益をもたらすのか、県民生活の視点で具体的な説明を求めたい。

イ、普天間の辺野古移設阻止が実現した場合、県民生活にどのようなメリットが生まれ、県民生活の有益につながるのか明確な答えを求めたい。

(3)、フジロックコンサートにおける発言についてであります。

ア、知事は会場で、政府と対立しているとは思っていない。県民の暮らしを考えれば、安倍首相に頭を下げ、菅官房長官ともにこにこ握手し、普通の政治をすればいいと思うと発言しております。その真意を伺います。

(4)番は取り下げます。

２、県庁内の服務規律と管理体制についてであります。

(1)、保健医療部の不適正な会計処理と公印不正使用についてであります。

ア、監査委員の指摘で発覚した交付決定済みの国庫補助金の請求漏れ、予算執行時の公印不正使用は公務員の職務上あってはならない。職員の服務規律遵守と管理体制に問題があるが、詳細な報告を求め、県民への説明責任を問います。

(2)、教育委員会の文科省事務連絡の周知義務について。

ア、自治体管理の公民館使用が社教法（23条１項）の誤った解釈により政治活動や宗教活動を制限する自治体があるが、沖縄県及び教育委員会の公民館利用についての考え方を伺います。

イ、省庁の事務連絡等の周知義務不徹底により不利益をこうむる団体や個人に対する責任は、県または市町村のいずれにあるか伺います。

(3)、沖縄県行政棟の事務所無償貸与についてであります。

ア、県は14階の事務所を非登録団体に無償貸与しているが、その経緯と法的根拠の説明を求め、人事委員会の意見を求めます。

３、県土の均衡発展に対する取り組みについて。

(1)、那覇広域都市計画区域内の線引き制度のあり方を検討する協議会についてであります。

ア、協議会設置に至った経緯及び方向性と目的を伺

います。

イ、協議会の人員構成、協議内容及びスケジュールを伺います。

４、産業振興についてであります。

(1)、水産業の振興について。

ア、日本一を誇る沖縄県のモズク生産だが、生産業者は使用済み養殖網の廃棄処理に苦慮しており、経営を圧迫しています。県の支援策を伺います。

(2)、畜産業の振興についてであります。

ア、近年畜産業の業績は好調に推移しており、今後も有望視されています。生産基盤整備のおくれから環境面で課題を抱えているが、畜産団地育成事業等の取り組みについて伺います。

(3)、中小企業の支援についてであります。

ア、高齢化する中小企業経営者の事業継承は廃業による雇用喪失や景気の後退を防ぐためにも事業継承の円滑化対策が急務でありますが、県の支援策について伺います。

イ、県が重点施策とするものづくり支援補助金事業の企業採択率が全国平均に比較して低いが、採択率増に向けた取り組みについて伺います。

(4)、運送及びバス業界の支援と人材育成支援についてであります。

ア、効率的物流と一般道の渋滞対策、環境負荷低減のために営業用トラックの高速道路料金特別割引制度の創設の要請があるが県の考え方を伺います。

イ、トラック・バス業界の人材不足対策として、地域創生人材育成事業を活用した運転免許取得費用等に対する助成金制度の創設の要請があるが、県の取り組みを伺います。

(5)、建設業界の人材育成について。

ア、次世代の人材育成のために工業高校の土木建築科の増設の必要性について伺います。

イ、人材不足が著しい宮古・八重山地域に建築科コースの設置と、土木建築専門の正規教員採用を拡大した技術継承の支援策について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座波一議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のア、公約の達成、沖縄振興施策の展開及び次年度予算確保についてお答えいたします。

私は、昨年10月の知事就任以来、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点から施策を展開しており、私が掲げた公約については、その全てに着手をしたところであります。また、沖縄県は、３年後の令和４年に復帰50年という大きな節目を迎えます。残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、沖縄振興に全力で取り組むとともに、これまで実施した各種施策等についても総点検を行うなど、新たな振興計画の策定に向け、取り組んでおります。次年度の沖縄振興予算については、就任後初来県された衛藤内閣府沖縄担当大臣に、沖縄振興予算の確保について要望させていただいたところでもあり、今後とも、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、概算要求の満額確保に向けて引き続き取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のイ、市町村の道路整備の停滞要因と次年度以降の対策についてお答えいたします。

今年度の沖縄振興公共投資交付金における市町村道事業は25市町村、59路線の要望に対して、予算額の措置率が約50％の状況となっております。県では、今後ともヒアリングを通して市町村の意向を確認し、市町村と連携しながら要望額の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に３、県土の均衡発展に対する取り組みについての御質問のうち(1)のア、那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会についてお答えいたします。

県では、平成28年度から実施している都市計画基礎調査や、これまで各市町村から示された将来の土地利用の考え方を踏まえ、那覇広域都市計画区域における都市構造の課題等を抽出し、市町村と県が一体となって解決に取り組む必要があると考えております。このことから、去る８月に那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を設置しております。同協議会では、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、無秩序な開発ではなく地域特性を生かした適切な土地利用となるよう、協議会全体で検討しているところであります。

次に３の(1)のイ、協議会の構成と協議内容等についてお答えいたします。

協議会は、那覇広域都市計画区域を構成する11の市町村長、都市計画や地方財政などの学識経験者及び県関係部長を委員とする委員会等で構成されておりま

す。同協議会においては、那覇広域都市計画区域における都市構造の現状と課題を確認するとともに、各市町村が示す将来の土地利用の考え方を踏まえ、今後の区域区分のあり方について協議会全体で検討し、年度内を目途に一定の方向性が示せるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のイ、農業農村整備事業の停滞要因と次年度以降の対策についてお答えします。

県では、沖縄振興公共投資交付金を活用し、農業農村整備事業を実施しております。事業費については、平成28年度約137億円、29年度約112億円、30年度約101億円と推移しており、令和元年度については120億円と対前年増となっているものの、基盤整備の進展におくれが生じている地区もあり、その対応が求められているところです。

県としましては、令和2年度以降の農業農村整備事業費の所要額確保に向け、補助金事業の予算増額を要求することにより、新規採択枠を確保するとともに、公共投資交付金を活用した継続地区の予算確保に努め、円滑な事業推進に取り組んでまいります。

次に4、産業振興についての御質問の中の4の(1)ア、モズク養殖網の処分についてお答えします。

本県における使用済みモズク養殖網は、モズク養殖の普及により全県的に排出されております。使用済みの養殖網は、産業廃棄物として区分され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、事業者みずから処理することが規定されております。県内の各産地においても、養殖業者等の負担により産業廃棄物としておおむね適切に処分されておりますが、一部の地域では処分が滞っている状況です。

県としましては、処分の滞っている地域の現状を確認するとともに、市町村、漁協等と連携し、モズク養殖網の処分について検討してまいります。

次に4の(2)のア、畜産団地育成事業等の取り組みについてお答えします。

本県の畜産業の産出額は、457億円で農業の約45％を占めるなど、好調に推移しています。畜産業の振興を図る上での課題として、1、高齢化に伴う離農や担い手不足、2、畜舎等の施設の老朽化、3、畜産環境対策等があります。そのため県では、畜産担い手育成総合整備事業や畜産クラスター事業、沖縄離島型畜産活性化事業等の事業を活用し、畜舎等の生産基盤や家畜排せつ物処理施設の整備等に取り組んでおります。

県としましては、引き続き地域の実情に即した各種事業を推進し、畜産業のさらなる振興に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、辺野古移設が進行することの悪影響や不利益についてお答えします。

県は、米軍基地が沖縄に集中し過重な負担になっていること、県知事選挙など一連の選挙や県民投票によって辺野古埋め立てに反対する圧倒的多数の民意が示されたこと、知床や小笠原諸島などの国内世界自然遺産登録地と比べても遜色のない辺野古・大浦湾の貴重な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐべきこと、安倍総理みずから認めた軟弱地盤の改良工事により、普天間飛行場の早期返還につながらないことなどから、同飛行場の辺野古移設に反対しているところです。辺野古移設が進行することは、県民投票で明確に示された県民の民意を一顧だにすることなく政府が工事を強行することをあらわすものであり、日米安全保障体制や基地の安定的運用に支障を来すことが懸念されるほか、耐用年数200年とも言われる基地の固定化につながること、魅力的な観光資源でもあるヤンバルの自然に深刻な影響を与えるものと考えております。

次に1の(2)のイ、辺野古移設阻止のメリットについてお答えします。

普天間飛行場の辺野古移設阻止及び同飛行場の県外・国外移設が実現した場合には、同飛行場所属の58機による航空機騒音や事故の危険性が大幅に軽減されるほか、未来の世代に基地負担を押しつけることがなくなります。また、世界的に貴重な辺野古・大浦湾の自然環境が保全できること、県民投票などで示された民意に沿う形で地方自治が実現できることなどが考えられます。

県としては、普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならず、同飛行場の県外・国外移設及び同飛行場所属機の長期ローテーション配備など速やかな運用停止を強く求めてまいります。

次に1の(3)のア、フジロックフェスティバルでの知事の発言についてお答えします。

知事は、国会議員として議論を重ねてきた経験を踏まえ、国の重要な政策でもある沖縄振興を念頭に、決

して対立するものではなく、必要に応じ政府とも連携する必要性について述べたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　県庁内の服務規律と管理体制についての御質問の中の(1)のア、不適正な会計処理及び公印使用についての御質問にお答えします。

今回の保健医療部における不適正な会計処理により、県政に対する県民の皆様の信頼を損ねたことに対し心よりおわびを申し上げます。本事案につきましては、発生原因について部内で調査を行い、再発防止策を講じ、総務部に対して非違行為報告書を提出したところであります。県民に対する説明責任につきましては、関係職員に対する処分が確定した段階において果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の県庁内の服務規律と管理体制についての御質問で(2)のア、政治活動等に係る公民館利用についてお答えいたします。

平成30年12月21日付で、文部科学省から、社会教育法第23条第１項の解釈の周知について、県教育委員会へ通知されております。社会教育法第23条第１項第２号では、公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを禁止しております。同通知によりますと――文部科学省からの通知によりますと、本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党または政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないとの解釈を示しております。

県教育委員会としましても、同通知で示された解釈と同様に考えております。

次に同じく２の(2)のイ、国からの通知文書の周知義務等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会は、平成30年12月21日付の国からの通知文書を速やかに各市町村教育委員会へ周知すべきであったにもかかわらず、９月上旬までおくれたことについては、取り扱いが適切でなかったものと考えております。今後、このようなことがないよう文書管理等を徹底していきたいと考えております。

次に４の産業振興についての御質問で(5)、建設業界の人材育成についての御質問にお答えいたします。４の(5)のアと４の(5)のイは関連しますので、一括してお答えをさせていただきます。

県立高校の学科等については、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して設置しております。現在、本島内の５校の工業高校に土木建築系学科を設置しておりますが、定員を満たしていない学校もあり、定員確保に向け、魅力ある学校づくりに努めているところであります。宮古・八重山地域においては、今後、生徒・保護者に対し土木建築系学科に関するニーズ等の調査を実施したいと考えております。

県教育委員会では、土木建築専門の教員の採用により、優秀な人材の確保に努めているところであり、今後とも地域産業を担う人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、県庁内の服務規律と管理体制についての御質問の中の(3)のア、県職連合事務所等の減免措置の経緯と法的根拠についてお答えいたします。

県は、平成２年の本庁舎建設当初から平成21年度までは沖縄県職員労働組合、平成22年度以降は沖縄県関係職員連合労働組合に対し、毎年度、申請に基づく使用許可を行っております。県職連合等の事務所については、その主な事業及び活動内容が、組合員である県職員の労働条件の維持改善及び福利厚生等に関することであることから、地方自治法第238条の４第７項及び沖縄県公有財産規則第29条に基づき使用を許可し、使用料は行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準に基づき、全額免除としております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長　池田克紀君登壇〕

○人事委員会事務局長（池田克紀君）　２、県庁内の服務規律と管理体制についてのうち(3)のア、事務所無償貸与に対する人事委員会の意見についてお答えいたします。

いわゆる県職連合は、地方公務員法上の職員団体には該当しないことから、登録することはできませんし、人事委員会はその活動内容について関知するところではございません。また県庁14階の事務所の使用については、知事において県職連合からの申請に基づ

き、規則及び減免基準に適合することを確認した上で、許可しているものと理解をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４の産業振興についての御質問の中の(3)のア、事業承継に関する県の支援策についてお答えいたします。

県では、中小企業等の後継者不在等による事業承継が喫緊の課題であるとの認識のもと、平成29年度から小規模事業者等持続化支援事業を開始し、沖縄県商工会連合会及び那覇商工会議所に配置したコーディネーターによる事業承継支援を実施しているところであります。また、平成30年度からは、国や県を初め、商工会や中央会等の各支援機関や金融機関、県税理士会等で構成する沖縄県事業承継ネットワークを立ち上げ、関係機関の連携支援体制のもと、事業承継診断や事業承継計画の策定支援等を実施しているところです。引き続き関係機関と連携し、後継者確保に向けたマッチング支援など、事業承継の円滑化に向けて取り組んでまいります。

次に４の(3)のイ、ものづくり補助金の取り組みについてお答えいたします。

ものづくり補助金は、中小企業等の生産性を高める高度なプロジェクトや、地域経済を牽引する事業計画に係る設備投資の支援等を目的とした国の事業であり、本県においては、沖縄県中小企業団体中央会が事務局となって同事業を実施しております。

県としては、中小企業等の振興・育成に向け、ものづくり補助金を初め、各種支援策を中小企業等が効果的に活用し、経営革新や経営基盤の強化等につなげることができるよう、今後とも商工会や商工会議所等の支援機関を通じて、個々の事業者に対する伴走型支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　４、産業振興についての(4)のア、トラックの高速道路料金特別割引制度についてお答えいたします。

県が令和２年度国庫要請を行う際に関係団体から御意見を伺ったところ、沖縄県トラック協会から、輸送時間の短縮や一般道の渋滞緩和等を目的に、高速道路料金の特別割引制度を創設するよう要望を受けたところです。県では、一般道の渋滞緩和、事故防止等の観点から、トラック輸送における高速道路の利活用は有意義であると認識しております。沖縄自動車道の料金については、沖縄独自の制度として、現金及びＥＴＣ利用車の全てを対象に、通常料金の35％が割引となる特例が適用されており、本制度は本年４月から令和３年３月末日までの延長が認められております。

県としましては、現行の割引制度が着実に継続されるよう、関係機関と調整を重ねてまいりたいと考えております。

同じく４の(4)のイ、トラック、バス業界の人材不足に対する助成制度の創設についてお答えいたします。

交通運輸分野においては、各業界において人手不足が課題となっております。トラックドライバーの不足は、長時間運転による労働環境の悪化や物資の停滞など、運行の安全性や県経済の振興に影響を及ぼすおそれがあることから、重要な課題であると認識しております。

県としましては、沖縄県トラック協会に対し、毎年、約１億円の運輸振興助成金を交付することにより、安全輸送の確保や運転手教育の充実等労働環境の改善を支援しております。トラック業界の人材確保については、同助成金の活用等も含め、意見交換を行ってまいりたいと考えております。また、路線バスの運転手不足は、各社でバスの減便が発生するなど、地域公共交通の確保維持に支障を来していることに加え、今後、定年等により大量の退職者が見込まれることから、今回、大型二種免許を持たない新規採用者の免許取得期間及び社内研修期間の賃金への支援などについて、補正予算を計上したところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　まず予算の件から入ります。

知事は、この予算獲得のために本当にどれだけの汗をかいたのかというのが疑問なんですね。それと同時に仲井眞さんのときに直轄工事のある那覇空港そしてまたＯＩＳＴ、その分を抜きに別枠で3000億円を約束したと本人も明言しているんですよ。そういったことを理解しているはずなんです。そういうことからいって、本当の意味での交渉ができているのか。そのとおりであれば、3010億円台でとどまるのがおかしいんです。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回令和２年度の内閣府の沖縄振興予算の概算要求ですけど、3190億円ということでございます。それは現行の沖縄振興計画期間中、毎年3000億円台を確

保する旨の総理発言に沿って内閣府として必要と考える所要額を積み上げ、3190億円になったというふうな説明を受けております。

○座波　　一君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

この滑走路の増設につきましては、当時の沖縄担当大臣そして財務大臣そして国交大臣の３者の覚書によりまして、所要額の確保を行うというような覚書があったと承知しております。そういったことを踏まえて県としては、この沖縄振興予算からは外してやっていただきたいというような要望はしたところでございます。ただ、今般ＯＩＳＴについてはいわゆる影響を与えないようにというような趣旨で要請をしていたと思っております。

今般の予算ですが、先ほどからいろいろ金城部長が説明しておりますが、内閣府のほうの説明によりますと300億ないし200億のものが今年度末で終了するということで、この分については、ある意味ほかのところに振り向けたということで理解してもらいたいというような説明を受けたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そういう基本的な話し合いができていないということからいうと、実質的に500億円の減額どころか1000億近い減額ですよ、実質的には。そういうことが隠されてるということを、私県民に訴えたいと思っています。

それと先ほど総務部長が仲田さんの質問に対しまして、一括交付金は枠の予算であると言いましたね。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　はい、そうでございます。内閣府のほうからは、どういうふうな形かというと必要な枠を確保して取り組んでいるということで聞いております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そういう枠の予算であるという認識がだめなんですよ。積み重ねの結果、枠が出てくるんですよ。そういう枠で、大枠で予算を獲得するゲームみたいなものじゃないんじゃないですか。だから市町村が、どんなに今事業の停滞で苦しんでいるか、そういうことをほかの議員もしきりにこれ言っているわけですよ。それを枠の問題であると答えるんだったら、これ認識が大きく間違っていますが。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この件につきましては、私も座波議員と同じような思いでございます。我々としましては、3500億の目いっぱいの要求をしたのは市町村からさまざまな御意見を伺いまして、積み上げた結果だったということで考えております。ただ、先ほど金城部長が説明しておりました内閣府のほうから、一括交付金などは枠だというような説明がありまして、その際にいわゆる今年度の予算の定め方として昨年度の額を算出してその場合のある程度の比率を出して、それを今年度のものに当てはめてやったということでございました。ただ、私としましては聞いていて、我々の本来の考えとはこれは異なっているというふうに考えたわけですが、一方で先ほども答弁しましたように、内閣府においては滑走路増設分についてはほかの分に本来そのままごっそり300億減らしてもいいけど、ほかのものに回した、我々の努力も認めてもらいたいというような趣旨の発言もあったことから、我々としては、ぜひその所要額は確保していただきたいというようなお願いをしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　先ほどの、別枠で3000億円を確保するという問題と、今の一括交付金が枠の予算であるという問題に対して、知事の考え方をもう一回確認します。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

我々、沖縄振興予算の要求の中では先ほど副知事からもございましたけど、市町村の意見また団体の意見等踏まえて、要求可能額を最大限活用して、3500億規模の要求を行っていただきたいと。その中にはソフト交付金については800億円、これ積み上げたところでございます。また、振興公共投資交付金――ハード交付金で1000億円ということで、そういうふうな形で県としては市町村の要望と県事業、また団体の意向等も踏まえて要望をしたところでございます。

○座波　　一君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　県のほうとしましては、８月の初旬に3500億円規模の概算要求を行っていただきたいということは内閣府のほうに、また関係要

路にも求めたところでございます。ただ一方、今回3190億円の概算要求が内閣府から出されておりますので、県のほうとしましては、しっかりその分を確保するように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　辺野古移設の問題ですが、これ県民目線で県民へのメリットという点で聞いてますけど、もう毎回、相変わらず同じことを呪文みたいに繰り返して言いますけれども、本当にこれまでのこの文言で例えばこの実際県民に忌諱する問題ではなく、イデオロギーでもアイデンティティーでもない。魂の飢餓でもない、ウチナーンチュの意地でもないんです。プライドや心だけの問題ではなくて、本当に一体県民の利益になるということがあるのかということです。誰のために本当に反対、これにこだわっているんですか。何のために反対するんですかというのをもう若い世代はこれ求めているんです。何のために反対運動しているんですかと。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほども説明させていただきましたが、沖縄の過重な基地負担、県知事選挙など、国政選挙含めて一連の選挙の結果あるいは２月に行われた県民投票など辺野古移設に反対する圧倒的な民意が示されている。また世界自然遺産登録地と比べても生物多様性で全く遜色のないところが埋め立てられる。その環境は次世代に引き継ぐべきということ、そして軟弱地盤の改良工事に相当の時間を要することにより、普天間飛行場の一日も早い早期返還にはつながらないことなどから同飛行場の辺野古移設に県は反対しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　県民を説得するには、これでは足りませんよ。こういうもので県民が不利益をこうむるような政府折衝ばかりしていると、本当に何のための反対なんですかと聞かれてももう何にも言えないですね、我々政治家としてはそういうこともあります。

次に、フジロックの発言なんですが、これは新潟日報で報じられた記事なんですけど、あの文言からするとそれを解釈してみたら、政府とは対立していないが県民の暮らしのために安倍首相に頭を下げ、官房長官とにこにこ握手する必要はない。今は普通の政治ではできないと言っているそういう意味なんですよ。すなわち普通の政治をしてないという異常な状況の中にある。あたかも県民に我慢を強いている、あるいは不都合を強いているような状態を今やっているということですよ、知事は。そういう発言にしか聞こえないんですよ。県民の暮らしは二の次にしたような発言です。知事のこの余裕は何ですか、県民を軽視していませんか。これは本人が答えるでしょう。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いろいろな受け取り方があろうかということで私の言葉足らずな点は御容赦をいただきたいと思います。しかし、私は政府と対立しているとは思っていないということを前提に置いて、ですから、日本政府も沖縄の振興はしっかりとその国の基本政策の中に置いているということを前提にこれからもその沖縄の振興のためには政府とも協力をしてしっかりと手を握って進んでいきたいということを素直に述べたものというふうに受け取っていただければそのままその言葉どおりの内容で受け取っていただけるものと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　非常に今意味のある意味深な発言ですが、これ国は本当は認めていると国は理解してくれているんだというようなそれが裏にあるような気がします。これは非常に甘い考えですね。そういったことがこういった発言につながると思うんですけど、国は本気でそういうふうに思っていると思っているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど知事がお話していたのは、例えば毎年骨太の方針、これには自民党の調査会、政調等もいろいろ御尽力、御努力いただきまして、沖縄の振興について書いていただいております。来年度のものにつきましても、沖縄の振興を戦略的に積極的に取り組むというような趣旨の記載があったものと思っております。そういったことも踏まえて沖縄県としては先ほど知事の発言ですが、やはりしっかりと政府に対してもお願いすべきところはお願いして、しっかりと振興予算を確保していきたいとそういう趣旨の発言だというふうに私も理解してございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　反対するにしても、真摯な気持ちで反対しないとだめですよ、本当に。それを最終的には……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○座波　　一君　国は理解して最終的には聞いてくれ

るんだという甘い気持ちがだめなんですよ。真剣に反対するんなら反対して、しかし要求するのは要求すると徹底しないとどうするんですか一体。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

静粛に願います。答弁ができなくなります。

○知事（玉城デニー君）　今、副知事が答弁をしたことに尽きるとは思いますが、私は私の選挙の公約として辺野古に新基地をつくらせない。辺野古に新基地建設反対、これ以上沖縄に過重な基地負担を背負わせないように政府にはこの負担軽減について真摯に取り組んでいただきたいということを公約に掲げていますので、それは明確な私の方針でもあります。他方、県知事としては沖縄の振興計画については、それぞれ手を携えて取り組むべきところは取り組んでいく。そのためにはみんなで協力をしていきましょうという思いを込めて県知事職に邁進をしていきたいということもまた私の真理、本心でもあります。ですからその方向性で政府にもしっかり協力をしていただきたいと思いますし、議会におかれましては与野党の垣根を越えて、予算の獲得などにもぜひ御尽力、御協力をいただきたいということも心を込めてお願いをしている次第ですので、その旨御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　ああいうコンサートの場というのは気持ちが乗り乗りになって軽い気持ちであああいう発言になっているかもしれませんけれども、これ非常に問題ある発言で意味がある発言ですよ。

次に移ります。

県庁内の服務規律と管理体制についてですが、先ほどの答弁で最後に職員の処分が終わった後に、何らかの形でまた方向性を示したいと言ってたんですが、これ職員の個人だけの問題じゃないですよ。職員を懲戒分限にかけて済むような問題じゃないんじゃないですか。管理全体の問題でしょうこれ。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　関係職員の中には、担当職員だけではなく、管理・監督の地位である職員も含まれているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回の事案を受けまして、私どものほうとしましても早速、適正な予算執行の徹底ということで各部局に通知するとともに、今回監査委員事務局で報告ございましたそれに対しても、いわゆるそのマニュアル等の見直し等含めて、庁内全体を挙げて再発防止に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　その結果が、補助金を――国からの補助金をもらわずに、補助金を県から出したというこの県民に対する損失を与えたわけです。それを県としては真摯に受けとめて、ちゃんと説明して、今後絶対再発しないように取り組むという強い方針を示してください。個人、職員を処分して済むような問題じゃないということでこれを訴えていますよ。知事、答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

私のほうで、監査委員から報告を受理しましたので私のほうからも答弁させていただきますが、やはりこの件につきましては、極めて重く受けとめます。内部統制のあり方も含めて、しっかりと対応をしなければならないということで、今後さまざまな統制のあり方について庁内で横断的に議論してまいりたいと思います。

○座波　一君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　職員の服務規律の遵守とそして私たちの管理体制、ガバナンスのグリップにおいてはしっかりとこれからも規律を正して努めていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　次に14階の非登録団体の無償貸与の問題ですが、これは22年から県職連合に変わったということなんですけれども、この県職連合、非登録団体であると認めてはいる。しかしながらその仕事の内容が、組合の仕事に該当するからということなんですけど、本当は実態をつかんでいるはずなんですよ。そういったグレーな行動をしている、政治活動している。間違いなくそういったことをわかっていながら、それを黙認しているということが問題なんです。そういうグレーな団体を無償で入れること自体がおかしいと言ってるわけ、それをどう思いますか、知事。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県職連合の主な事業及び活動内容でございますけ

ど、春闘を初めとする賃金確定であったりとか、職場環境改善の取り組み、また教養、文化向上のための取り組み、また共済福利厚生事業といった取り組みが主となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　選挙運動をしているということは確認しましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県職連合ですね、位置づけといたしましては憲法28条の労働基本権により組織することが保障されている労働団体というふうになっております。また、県職連合の団体としての活動については、地方公務員法また労働組合法上、制限する法令は規程はございません。また、県職連合の活動全てを承知をしておりませんで、いわゆる環境法令に適合するかどうかにつきましては、具体的な事例について個別に判断されるものというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　活動を把握してない団体を入れているということですよ。今そう言いましたね。全ての活動を把握してないのに入れている。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県職連合は主たる活動として、組合員である県職員の労働条件の維持改善、福利厚生等に関することをやっていることから使用を許可しております。

○座波　　一君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県職連合の団体としての活動はいわゆる地方公務員法ですとか、労働組合法上、制限する規定はございません。県職連合は職員の勤務条件の維持改善を目的とした活動のほか、社会的目的、文化的目的、またあるいは政治的な目的を持った活動も行っているとは聞いておりますが、先ほど申し上げましたとおり具体的には把握をしておりません。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　この問題も含めて、先ほどの文科省の不徹底の問題、あるいは保健部の不適正な会計処理の問題、そして午前中にあった委託団体の契約の問題も含めて、非常に緩んでいますよ、県職員全体が。日ごろから本分である県の仕事を徹底してやってないという、日ごろからそういう反対運動に色が染まってきている職員が多くなっているからこういう緩みが出てくるんじゃないですか。知事か副知事、答えてください。全体の問題ですよ、これはもう。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　失礼しました。お答えいたします。

今回、財務の問題であるとか、また午前中にありました、行動等誤解されるようなこととかありましたけれども、引き続き県民の誤解を招かないように職員に対し、法令遵守の徹底、服務規律の徹底を求めていって周知していきたいと考えています。

○座波　　一君　知事か副知事からの答弁を求めたいです。これ全体の問題ですから。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

今般の監査委員からの指摘の件につきましては、本当にこれについては先ほども答弁させていただきましたが、県として重く受けとめます。この多くの例えば財務処理等、多くの職員が本当に一生懸命法令に基づいて業務に携わっているわけですが、本当に一部の、ごく一部の職員のこういった行動によって全体として大きな信用失墜になるというようなことを我々県職員は重く受けとめなければならないと思っております。

先ほども答弁させていただきましたが、内部統制等についてしっかりと対応方針等を検討し、職員の規律向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　副知事はまだ一部の問題だと言ってるけど、全体の問題が緩んでいるということに警鐘を鳴らしますよ、本当に。今おかしくなっていますよ。

ということで、次に移ります。

県土の均衡発展に関する問題ですが、今回の代表質問のときに部長が北中城、中城の広域離脱の問題も触れたような、広域離脱という言葉を使ったんですね。これも協議の内容に入っているんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

この那覇広域都市計画区域における区域区分の検討協議会でございますが、その中で中城村、北中城村のほうから中部広域都市計画区域に移行したいというような御意見は確かにございましたので、その御意見も含めまして、しっかりとこの土地利用について都市の構造を、課題を抽出しながら、市町村と県でもってしっかりと協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　じゃ広域離脱が議題になるということで、これも議題になるということですね。ほかのところの離脱の可能性も出てくるということは十分覚悟の上での協議になるんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

この中城村、北中城村２つ以外からそういった御要望はございませんが、そういった可能性も含めて検討していく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　今、この構成メンバーを見ましても余り以前と変わらないですよ。この構成メンバーで先ほどの話を聞いている限りでは、余り変化は起こらないなと。この根本の問題は、那覇広域都市計画がある市街化調整区域の問題ですよ、線引き区域の問題。これが根本的な問題だから離脱の問題は、非常にハードル高いと思いますよ。これが本音でしょう。だからそれを広域の線引きをどうするかという問題であるということを明言してくれませんか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

土地利用につきまして、各市町村からいろいろな御要望がございますし、この線引きにつきましてもさまざまな御意見がございます。これまで都市計画の見直し、市街化調整区域を市街化区域に編入することもこれまで何度もやってきまして、約2000ヘクタール編入した実績もございます。ただ、すぐに線引きを見直すということはかなり難しいところもございますので、今現在、都市計画の基礎調査の結果を踏まえましてしっかりとその課題に対応していきたいということで、この協議会の中で区域区分のあり方も含めてしっかりと検討していきたいと考えております。

○座波　　一君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時48分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年10月１日

令和元年第５回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　５　号）

令和元年 第５回　沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和元年10月１日（火曜日）午後２時46分開議

議　事　日　程　第5号

令和元年10月１日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県希少野生動植物保護条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県森林整備促進基金条例
乙第９号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　財産の取得について
乙第17号議案　訴えの提起について
乙第18号議案　契約上の地位確認請求事件の和解について
乙第19号議案　損害賠償の額の決定について
乙第20号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第27号議案　平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第28号議案　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第29号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第１０号　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第１１号　平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第１２号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第１３号　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第１４号　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第１５号　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第１６号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第１７号　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第１８号　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第１９号　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第２０号　平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第２１号　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第２２号　平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第２３号　平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第２４号　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉　君	11　番	新垣　　新　君
副議長	赤嶺　　昇　君	12　番	比嘉瑞己　君
1　番	瀬長美佐雄　君	13　番	西銘純恵　さん
2　番	玉城武光　君	14　番	平良昭一　君
3　番	親川　　敬　君	15　番	上原正次　君
4　番	新垣光栄　君	16　番	当山勝利　君
5　番	次呂久成崇　君	17　番	亀濱玲子　さん
6　番	宮城一郎　君	18　番	當間盛夫　君
7　番	大城憲幸　君	19　番	上原　　章　君
8　番	金城泰邦　君	20　番	座波　　一　君
9　番	大浜一郎　君	21　番	山川典二　君
10　番	西銘啓史郎　君	22　番	花城大輔　君

23番	又吉清義君	35番	中川京貴君
24番	山内末子さん	36番	座喜味一幸君
25番	渡久地修君	38番	新垣清涼君
28番	照屋大河君	39番	瑞慶覧功君
29番	仲宗根悟君	41番	狩俣信子さん
30番	崎山嗣幸君	42番	比嘉京子さん
31番	金城勉君	43番	大城一馬君
32番	末松文信君	45番	糸洲朝則君
33番	具志堅透君	46番	照屋守之君
34番	島袋大君	47番	仲田弘毅君

欠席議員（1名）

26番	玉城満君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	島袋芳敬君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	金城賢君
企画部長	宮城力君		
環境部長	棚原憲実君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員長	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	長嶺豊君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	嘉数登君		
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び認定第1号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

○山川　典二君　お待たせいたしました。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

きのうの我が会派の島袋大議員の一般質問については、私の質問通告後に報道がなされ、看過できない重大な問題がありますので、議事課と執行部には連絡を

済ませておりますので、追加して質問を行います。

初めに、昨日の島袋議員の質問の中で、知事初め両部長の答弁、あるいは知事と委託業者との関係、また、県委託業者に関する契約前飲食会について、こちらにパネルがありますが、（資料を掲示） そういった観点から、質問をさせていただきます。

初めに、県委託事業、この業務に関する契約前飲食会についてでありますが、まず会合の概要から一つ一つ整理の意味で質問をさせていただきます。

まず、会合の概要。

(1)、日時はいつか。

(2)、店の名前はどこか。

それじゃ日時から伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 昨日、知事のほうからも答弁がございましたように、この会合については、あくまでも私的な懇親会に参加したという答弁がございました。また、私どもの……

○山川　典二君 部長、済みません。聞いたことだけ、答えてください。

日時はいつですか。

○議長（新里米吉君） 立ったまま答弁してください。答弁続けているんだから。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 私どもとしては、５月24日以前であったというふうに確認をしております。

○山川　典二君 日時を聞いているんですよ。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） ちょっとお静かに。

○山川　典二君 議長。

○議長（新里米吉君） ちょっと待ってください。

質問をよく聞いて、知らないなら知らない。知っているなら日時を聞いているので、日時を言ってください。わからなければ、わからないということでいいと思います。

再度、答弁をしてもらいたいと思います。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 具体的な日時については、私のほうでは確認はしておりません。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 知事が出席しておりますから、知事に伺います。

日時はいつだったんですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ５月23日だったと思います。私はその前に私用がありまして、午後９時ごろから１時間ほど参加をさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 これは、翌日にその契約日なんですが、その前日23日の９時から１時間ほど参加をされたということでありますが、その店の名前は何と言うんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 久茂地かいわいだったと思いますが、店の名前ははっきりは覚えておりません。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 済みませんが、これは後ほど確認して御報告いただきたいと思います。

それからメンバーにつきましては、きのう島袋大議員からこうして一部ありましたけれども、メンバーは何人で、どういう皆さんが参加をしておりましたか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのときは、はっきり覚えてはおりませんが、掲示のパネルを見たところ、私以外に８名だったと思います。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 この写真を撮った人はわかりますか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 覚えておりませんが、恐らくお店の方ではなかったかと思います。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 このメンバーの中には万国津梁会議設置等支援業務委託を受けた受託業者が２名、県職員が３人、そして万国津梁会議の委員が２人、もう１人いるんですよね、わからない人が。知事入れて８名は確認とれておりますが、もう１人はどなただったかわかりませんか。わからなければわからなかったでいいですよ。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） あくまでプライベートな会合でしたので、誰がそこに集まっているのかということは知らずに参加しました。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 この会合の主催者はどなただったんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） それについては、存じておりません。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 それでは、その店は誰が予約したであるかとか、メンバーはどのように誰が集めたのかと

いうことについてもわかりませんか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　私は、もし時間があれば顔を出しますということで、お答えをさせていただいておりましたので、たまたま立ち寄る時間がありましたから、そこに立ち寄らせていただきました。ですから、誰が予約をして、どういう会合だったのか。そもそも、その会合の内容についても把握しておりません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　これは、知事の特別秘書も同行しておりますよね。事前に、どういうメンバーでどういう内容というのは大体わかると思うんですが、事務報告としてですね。そういう連絡もなかったんですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　特にありませんでした。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　そうしますと、誰から呼ばれて知事はこの会合に参加したんですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　親交のある方から秘書に連絡があり、参加をしました。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　ですから、誰かというのを聞いているんです。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　かかわった方についてはプライベートなため、名前は差し控えたいと思います。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　これは、プライベート云々ではなくて、非常にこれが今重要な問題になっておりまして、誰と会食をしたのか。誰の呼びかけだったか。それで知事が参加したのか。これ、大変重要なことなんですよ。だから今、午前中からずっと３時まで、３時間くらい空転しているわけでありますので、この辺は明確に御答弁をお願いします。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　恐らく徳森さんからの連絡ではなかったかと思います。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この会費の精算についてちょっと伺いますけれども、この会費は幾らだったでしょうか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　会費は覚えておりませんが、2000円か3000円だったと思います。もちろん、自費で払いました。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　知事は、御自分の会費は自分で払った。それ以外に、例えばどなたかの分まで持ったということはありませんか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　全くありません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それでは、職員分は誰が払ったかは、そこまで知事は御存じないかもしれませんが、その会費は基本的にじゃ割り勘みたいな感じでしょうか。そういうふうに理解していいでしょうか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　はい、恐らくそのようであったと思います。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　少なくとも、この業者が支払いをしたということはないとは思いますが、領収書はおとりになっていますか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　プライベートな会合に参加をするときには、大体１人当たり幾らというふうな割り勘での話があって、はいって渡して、領収書などはほとんどとっておりません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それでは、知事の送迎の有無があったかどうかちょっと伺いますが、知事は１人でお帰りになったんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　特別秘書の車で会合に参加し、会合からも特別秘書の車で帰りました。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この会合の内容について伺いますけれども、この契約、翌日契約なんですが、知事はこれはいつわかったんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　私は、部局の契約の内容や期日については一切知りませんでした。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　例えば、その翌日契約です。受託業者の山形の代表も契約のために来沖をしている。沖縄担当の徳森さんも同席をしている。少なくとも、翌日この契約があるということも含めて、この業務に関する話題が出たと思うんですよね。一般的な推論でありますけれども。あした契約なんだと。当事者が来ているんですから、じゃ一緒に会合しようじゃないかと。万国津梁会議の設置に関して、話題の中でいろんな話

があったと思うんですが、それは記憶ないですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　１時間ぐらいそこにいたかなということを思いますが、もう本当に大ざっぱなプライベートな話でした。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　徳森さんからの呼びかけだというふうなお話がございましたが、知事とこの徳森さんはどのような関係でございますか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　選挙のときに応援をしていただいて以降、いろいろな若い方々とよく個人的に飲み会をしたりとか、そういうふうなおつき合いをさせていただいているうちの１人です。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　選挙で知事の応援をしたんですが、徳森さんのこの選挙応援の役割ですね。それは何だったか御存じですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　それについては若い人たちのグループの１人という認識でしかございません。
○山川　典二君　ちょっと待ってください。
　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時59分休憩
　　午後２時59分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　山川典二君。
○山川　典二君　これは、この徳森さんとのツーショットでございます。（資料を掲示）　プライバシーがありますから顔は隠しておりますけれども、この写真を撮った記憶はございますか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　記憶はありますが、いつどこで撮ったのかは今ちょっとすぐには思い出せません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この徳森さんが、この事業の入札に参加しているということを知ったのはいつですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　そのような話は、多分したことがないと思います。ただ、いろいろ私がいろんなことを考えているというふうなことは都度、皆さんとの意見交換の中でこういうことをやりたいんだよなという会話はしていますけれども、仕事でどのようにかかわるかとか、ましてや入札がいつどのような内容であるかということについては、そのような会話はございません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それでは、徳森さんたちが応札をして、結果として６社のうち１社応札ということで仕事を受託するんでありますが、その受託したことにつきましては、御存じなかったんですか。会合前まで。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　はい、もちろん知っておりませんでした。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　これは、ちょっと理解に苦しむんですが、2400万円余りの税金なんですよね。選挙に功労があったから、選挙功労で2400万の事業を回したというような話をする人もいます。やはり県民の中に少しそういう疑念があるものですから、その辺はきれいに答弁をいただいて整理したほうがいいと思いまして、今そういう質問をしておりますが、全くわからなかったんですか。この徳森さんが入札、応札し受託が内定したとか全くわからなかったのですか、知事。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　はい、全く存じておりませんでした。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　こちらに委託契約書があります。これはもちろん玉城デニー知事の印鑑で発注者があるんですが、受注者は一般社団法人子ども被災者支援基金、代表鈴木さん。コンソーシアムで受託をしたわけであります。これが実は企画提案応募要領の中に、提案額が提案上限2407万7000円以内と書かれております。契約額は幾らですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
　2407万7000円でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　これは応募要領の上限額と全く一緒ですよね。それについて、これはどういうような見解をお持ちですか。これでいいと思いますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　先ほどありましたように応募要領で、提案額2407万7000円以内ということでございました。今回１社応札、６社、実際には説明会に来たわけでありますが、応札したのは１社ということでございまして、その中で相手方から示されたのが先ほどの契約金額ということでございま

す。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　これ満額ですよね。こういうことってあり得るんですか、幾ら１社応札と言っても。いかがですか。もう一度お願いします。そういうことってありますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　先ほどちょっと誤解のあるような言い方ではございました。今回は企画内容の提案でございまして、その企画内容に応じてその候補者として採択された後、またうちとの協議がございます。その中で、うちが示した予算内でまたその第１候補者の皆さんといろんな協議を行いまして、その金額を決めるということでございまして、その過程の中で同額での契約になったということでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　後ほど我が会派の皆さんからまた質問があると思いますから、そこにお任せしますが、この受注者の山形県寒河江市の代表理事のところなんですが、そこの実態といいますか、（資料を掲示）　これがその住所なんですね。これ自宅なんですね。それについては、把握されていますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
　代表者である一般社団法人子ども被災者支援基金は、確かに山形にございます。その事務所の住所は確認しておりますが、その今写真で見せられたところが事務所かどうかということまでは確認をしておりません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　2400万円の、それも実績も何もないこの組織に皆さんは委託をしているわけですよ。何で確認しないんですか。自宅ですよ。法人の実績は見られますか、これで。確認しましたか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
　昨日も答弁いたしましたけれども、この子ども被災者支援基金を代表とした４社コンソーシアムで、今回受託をしていただいております。子ども被災者支援基金につきましては、東北を中心に活動をしておりますが、地元の地方自治体でありますとか、公益財団法人でありますとか、またそれぞれそういった活動実績があるというところは確認をしておりますし、別の構成団体につきましてもそれぞれ県内でのいろんな活動実績があるというところは確認をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後３時７分休憩
　午後３時７分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○山川　典二君　沖縄の事務所長は徳森さんなんですけれども、沖縄の事務所のあるところなんですよね。（資料を掲示）　確認しましたか。きのう島袋議員の質問に、まだ確認はきちっとしていないということだったんですが、しっかりと現場確認されましたか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　昨日私どもの職員のほうで、その住所のほうは確認しております。いわゆる現場を見に行ったというところでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　事務所はどこですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　建物全体として今確認をしておりますが、この何号室というところまでは確認をしておりません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　これおかしいですよ。確認してないじゃないですか。どこにあるんですか。もう一度確認してくださいよ。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後３時８分休憩
　午後３時９分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
　確認した職員に私どもが確認をいたしますと、アパートの１室ではなく、いわゆる戸建ての自宅だというふうに確認をしております。
○山川　典二君　ちょっと休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後３時９分休憩
　午後３時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいた

します。

昨日住所をもとに確認したのは、今御提示いただいています集合住宅の右の奥の建物であるというふうに確認をしたところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 この所有者と徳森さんの関係は、どういう関係ですか。大家さんとたな子の関係、あるいは不動産賃借契約がありますか。確認します。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） そこまでの確認はとっておりません。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 これ、事務所の表札ありましたか。確認しましたか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 昨日確認した範囲では、そういった看板があるというふうには記憶していないというところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 看板も何もなくて、2400万の県税を使ったこの業務委託が、沖縄ですよ。事務所でできるんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

昨日来申し上げていますように、この委託事業につきましては、子ども被災者支援基金を代表とするその他３社、合計４社のいわゆる共同企業体というコンソーシアムで構成をされているところでございます。ですので、それぞれの構成団体の役割分担に基づきまして、それぞれ業務を行っておりまして、その中でいろんな打ち合わせなりというところもございます。

私どもとしては、そういった中でこのコンソーシアム全体での構成メンバー全体でこの業務が委託可能だというふうに判断したところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 これ実績も何もない。そして、そういう活動の実績もよく見えないような、そして事務所もこれ身内の持ち物なんですよ、部長。登記簿謄本とりましたよ。身内の方の物なんですよ。何でそんなところまで皆さんは確認できないんですか。ペーパーカンパニーですよ、はっきり言って。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

先ほど来繰り返しになって恐縮でございますが、４社のコンソーシアムで今回受託していただいています。それぞれ代表である子ども被災者支援基金につきましては、東北地方での活動が中心ではございますが、そこでのいろんな活動実績があること、それから、それぞれ構成するその他の団体、会社につきましても、県内でのそれぞれ役割分担に応じましたこれまでの受託実績でありますとか、自治体からの受託実績、活動実績があるということから、業務を遂行できるというふうに考えた次第です。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 本当に苦しい答弁なんですが、後ほど我が会派の皆さん、それから維新の議員もこの件につきまして質問をしますから、そこに任せまして、次の質問に行きます。

いっぱい通告したんですが、残念ながら時間がありませんので、２の本県の情報通信関連産業の現状と課題についての(6)、沖縄ＩＴイノベーション戦略センター（ＩＳＣＯ）について伺います。

ＩＳＣＯの設立目的、意義、組織体制、出資形態等をまず伺います。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

ＩＳＣＯは、最先端の情報通信技術を活用し、県内産業の振興を図るための産業支援機関として、県内産業の課題解決や新たな価値創造を実現するため、官民一体で資金や人材を拠出して設立しております。組織体制については、非常勤の理事長のもと、常勤の専務理事、常務理事を配置し、専務理事がリゾテック推進セクションなどのイノベーション創出部門を、常務理事が戦略提言セクションなどの連携推進部門を統括しており、職員数は本年９月現在、60名となっております。また、組織運営の決定機関として理事会が、経営状況をチェックする機関として評議員会が設置されております。法人形態としては、基本財産３億5500万円の一般財団法人、県が１億5000万円、那覇市が1000万円、残り１億9500万円を民間企業・団体が出捐しております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 ＩＳＣＯの業務の現状を伺います。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

ＩＳＣＯは平成30年７月から業務を開始し、本年９月現在、会員数165団体、ＭＯＵ締結が海外で８団体、県内９市町村となるなど、順調に活動範囲を拡大しております。今年度は県、那覇市などから実証事業

支援、人材育成など20事業、約6.3億円を受託し、県内産業の高度化・高付加価値化に取り組んでおります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　受託総額、そしてその中身ですね。公募でとったとかありますよね。何億ぐらいありまして、受託率は何％ぐらいありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

済みません。今は正確な数字は持ち合わせておりませんが、大体約８割が県からの受託というふうになっているということです。

○山川　典二君　ですから、額は幾らですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　2019会計年度について申し上げますと、３億9541万8810円ということになっております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　次の３番に行きますけれども、ＩＳＣＯの中島前理事長の解任理由について伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

ＩＳＣＯ前理事長の解職については、任期途中での理事長職常勤化と報酬増額を、理事長が一方的に事務局に要求したことを初めとする幾つかの事由により、事務局に混乱が生じていたため、９月18日に開催された理事会において解職が提案され、慎重な審議の結果、意思表明をした理事の全員が賛成し、提案が可決されたと聞いております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ＩＳＣＯの、今全員がという話がありましたけれども、それは間違いありませんか。確認してください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　理事会に参加し、意思表明をした理事全員が賛成をし、提案が可決されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　何人が参加して、何人が賛成したんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

理事会には７名が参加しております。当該人１名を除き、さらに議長１名を除いた５人のうち、棄権を除く４名が賛成をして可決されたというふうに聞いております。

○山川　典二君　全会一致と言ったでしょう。５名いて、４人が賛成してもう１人の方はどうなったんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

棄権をしたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　きのう花城議員の質問に、今回の解職は県は全く関与していないと答弁がありましたが、それは間違いありませんか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

解職には関与しておりません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　いろいろと私も今回の問題につきまして、聞き取りしました。きのう花城議員からもありましたけれども、県の担当者から――お世話になっております――これはある評議員へのアポ取りですね。この話はきのうありましたけれども、――県としてはエビデンスと状況確認に基づき、正確な現状認識をしておりますので、本件は富川副知事も了解の状況です。その説明を申し上げたいと思います。当職が１人で伺いますので、御都合をお知らせください。このエビデンスと状況説明というのはどういう意味ですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

これはＩＳＣＯ事務局からの相談に基づき、前理事長の職場への勤務状況、それから常勤化と報酬額要求方法等により、事務局が混乱している現状について把握しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　事務局が混乱しているというんですが、混乱の原因は何ですか。そこは役員がきちっと整理をすべきでしょう。何が混乱の原因なんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　事務局の混乱ということの質問に対するお答えですけれども、ＩＳＣＯの情報公開規定第２条においては、個人に関する情報はみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定されております。このため、事務局の混乱を招いた解職理由、これについては個人に関する情報に該当するため、公表はしないというふうにしております。
○山川　典二君　ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時24分休憩
　　午後３時25分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　山川典二君。
○山川　典二君　先ほど前理事長から連絡がございました。ＩＳＣＯに対して、自分の個人情報は開示してくださいと、要求があるんですよ。それについては御存じないですか。そして、その処理は今されていませんか。確認してください。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　今の件については、承知しておりません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それじゃ確認をして、それから進めますので、大至急確認してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時25分休憩
　　午後３時25分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　先ほど答弁させていただきましたけれども、これはＩＳＣＯの情報公開規定第２条に基づいて、公開はできないというふうにされておりますので、そのように対応したいというふうに思っております。
○山川　典二君　いやいや、本人が…
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時26分休憩
　　午後３時27分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。
　このＩＳＣＯの解職理由の公表については、これはＩＳＣＯの事務局も弁護士に確認したところ、名誉を毀損する行為に当たるということでやっておりますし、それから理事会の内容について公表ということについても、これは理事会で決定するべきことだというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　いいですか。県の関与がなかったとおっしゃっていましたけれども、この県の担当者がある理事を訪問して、今度の理事会で理事長を退任させる議題を出すので協力してほしいと。そして、その理事に渡した無記名のメモには、こんなことが書かれております。契約状況を整え、変えるよう法律を盾におどしてくる。居眠りが多く、勤務態度が悪い。ＩＳＣＯとして成果を出していない。会員も集めていない。幹部に黙って、サイバーセキュリティー研究会を立ち上げた。歪曲も甚だしいじゃないですか。本当に実績がないのか。会員も集めていないのか。それはちゃんと確認してくださいよ。そうしないとこれは前に進められません。
　よろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時29分休憩
　　午後３時29分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。
　当該職員が理事や評議員に対して、この解職理由として何かを説明したことも、それを記載したメモを渡したこともないということでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それでは、東京のある理事に担当職員がわざわざ上京してＩＳＣＯ理事の機微情報といいますか、――要するに、理事長の常勤化を求めているわけです、前理事長は――そういうことも含めて行動を疑問視している。そして常勤化のために前理事長が強権をもって実行しようとしているところに対して、富川副知事、商工労働部長も是正すべきとの見解で、担当職員が県の総意で各理事に事情を説明していると確認されているんですよ、今。これは、どうですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時30分休憩
　　午後３時30分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　担当職員が訪問時に、ＩＳＣＯ事務局からの相談を受けての内容については説明しておりますが、解職した理由は説明してはおりません。

○山川　典二君　いや、これ話にならないですよ。これ確認してくださいよ、じゃ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○商工労働部長（嘉数　登君）　本件については、これは財団の定款や規定等に基づいて、理事会において適正に処理されるべき案件であることを説明し、本件が理事や評議員にどのように伝わっているかということについて、意見を伺うということで訪問したものでございます。訪問時に当該職員は、ＩＳＣＯ事務局からの相談を受けている内容については説明しておりますけれども、解職理由を説明してはおりません。

○山川　典二君　これ確認したんですか、部長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

山川典二君。

○山川　典二君　担当職員かどちらかがこれは虚偽を言っていることですから、部長が監督責任者として明確にもう一度確認してください。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　訪問した担当職員に確認しております。

○山川　典二君　いや、ですから確認して……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

山川典二君。

○山川　典二君　私は幸い経済労働委員会のメンバーですから、委員会でしっかりとやりたいと思いますけれども、この中島洋前理事長についての県としての人物評価はどのように評価していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　公募で理事長は選考しておりまして、これ設立時の評議員会において提出された経歴書とか論文に基づきまして、個別面談を面接を実施した上で、職務に対する適正、それから能力、意欲、姿勢等を総合的に判断して、ＩＳＣＯ設立時において新しい理事長として選定しております。ただ、今回の理事会において解職されたということで聞いておりまして、そのことについては非常に残念であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　この９月18日の理事会、臨時会の状況ですね。どういうふうにして解任宣告まで至ったのかという内容については、御説明いただけませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

我々は県の公社等の指導監督要領に基づきまして、理事会の経過を確認しております。ＩＳＣＯ前理事長の解職については、任期途中での理事長の常勤化と報酬増額を理事長が一方的に事務局に要求したことを初めとする幾つかの事由により、事務局で混乱を生じていたため、議員がおっしゃっているように９月18日に開催された理事会において、解職が提案され慎重な審議の結果、先ほど来説明しているように、棄権を除く意思表明をした理事の全員が賛成し、提案が可決されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　何か全会一致で理事がもろ手を挙げて賛成したように見えますけれども、任期途中で解任を要求するには十分ではない。法律にかかわる不祥事があるなどの理由があるならともかく、それもないなどと疑問を出す理事もいたんですよ。承知していますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

２時間に及ぶ慎重な審議の結果、解職が可決されたというふうには聞いておりますけれども、細かい内容については報告は受けておりません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　そういう声に無視され、さらにいきなり盛田前常務理事が緊急動議を出して、早口で長文の理由を読み上げたんですね。その場で反論はと言われても、早口でワーワー言われては反論できませんよ。そういう中で、事前にも全く通知されていない中で、いきなり解任動議を出されて数の力で解任決定が決まった。その理事の皆さんは、県から仕事を受けて

いる皆さんじゃないですか。その会社の関係でしょう。県の意向をおもんぱかるというのは、百歩譲っても理解できますよ。だけど、このやり方がおかしいんじゃないですか。事前に前理事長にも十分内容を説明して、進めるべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　今回その理事会を招集したのは、当然その理事長ですし、この理事会の中においても、先ほど私は２時間に及ぶ慎重な審議の結果、そういうことが可決されたということで答弁いたしましたけれども、その過程においてはＩＳＣＯ事務局、それから元の理事長、双方の意見陳述を踏まえて、慎重な審議をし、それに基づいて可決されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　専務理事は、ＩＴ経験者として評価されていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

専務理事は公募により採用された、専門的な知識を持つ有能な職員でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　理事長が県の職員、出向ですよね。もう県直轄だったんですよ。この戦略センターをつくる検討構想委員会の中では、県庁の過剰な影響力の行使を避けるために、センター長は県庁関係者でないこと、組織体制は株式会社が望ましい。日本アジアのセンターであって、結果として沖縄経済を発展させ、沖縄新産業を育成する既成概念にとらわれずに、未来社会を展望した沖縄社会へ日本社会をリードする。そのために人材育成をし、国内外の人材を集めるなどの議論がなされていました。ところが、結果として県がこの力を影響を行使できるように一般財団法人となった。全く県庁の天下り先。下請機関に出しているんですよ。これからの沖縄のＩＴ産業をしっかりと駆使して、各産業の底上げを図って、沖縄がアジアの発信力を発揮できるようなそういう社会をつくろうという司令塔の役割がこのＩＳＣＯじゃありませんか。これが県の天下り先、予算の執行機関、自由自在に執行できるようなそういう機関に出している。これを危惧するんですよ。副知事、これでいいと思っていますか。いや、副知事に聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

ＩＳＣＯは設立の経緯としましては、アジア経済戦略構想推進検証委員会での提言を受けて、具体的な設立に至ったものでございます。独立した意思決定を持つ機関であります。設立の経緯から考えますと、県の経済振興施策と密接な連携が必要であり、現状でもお互い協力体制のもと、県内産業の振興のために取り組んでおります。ＩＳＣＯの理事会で承認された経営戦略によりますと、財政基盤の安定化のため、設立当初は県からの受託事業を中心に運営を行いますが、中長期的には自主事業や他市町村等からの受託をふやすことが計画されておりまして、県も評議員として参画しこの戦略を承認しております。

よって、県がＩＳＣＯを支配しようとする意思も下請化するという意思もありません。

○山川　典二君　いや、副知事ちょっと……。これでいいんですか。非常に残念ですよ私は。個人的にも。いや、副知事にさっき聞いたんですよ。

○議長（新里米吉君）　あの商工労働部長で……

○山川　典二君　いや、副知事に聞いたんですよ。エストニア、ラトビアまで行って、ＩＴ戦略の……

○議長（新里米吉君）　商工労働部長が答弁していますから、もう答弁は成立しているんですよ。

○山川　典二君　副知事の見解をどうぞお願いしますよ。ＩＴの今後。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　ＩＳＣＯの発想は、アジア経済戦略構想の中でもうたわれておりまして、今議員がおっしゃったような目的を持っていると思います。今回に関しましては、一応報告を受けましたけれども、その処理についてはＩＳＣＯの法令規定にのっとって処理すべきということで我々は申し上げております。

以上です。

○山川　典二君　終わります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私のほうも先ほどの山川議員と同じように、きのうの島袋大議員の一般質問に対する質問通告後に知り得た重大な問題がありますので、議事課と執行部には連絡をさせていただいております。追加して質問を行いたいと思います。

既に通告済みですけれども、まず万国津梁会議設置等支援業務を受託した一般社団法人子ども被災者支援基金について。

まず活動実態はどのようなものか、把握されているかどうか御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

一般社団法人子ども被災者支援基金につきましては、保養団体の資金助成、あるいは保養プログラムの実施・促進等を主要な業務としているところでございます。

私どもに提出された資料によりますと、平成28年度に山形県内で避難者への支援事業を福島県伊達市から受託するなど、28年から30年にかけまして、子供たちの外遊び活動並びにリフレッシュキャンプの実施など、いわゆる保養活動推進のための中間支援事業を公益財団法人等から受託しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その代表理事に、鈴木理恵さんとお読みするんでしょうか――という方がいらっしゃるようですけれども、知事にお伺いします。

鈴木理恵さんとの面識、または御関係について御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　事業受託して後に一、二度お会いしています。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　国会議員時代に面識があるってことはございませんか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ございません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　同じ質問を両副知事に行いたいと思いますけれども、鈴木理恵さん、それから先ほど徳森りまさんは、知事は知人だとおっしゃいました。

両副知事はこのお二方との面識はございますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　私は両人とも全く面識ございません。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　徳森さんにつきましては、新沖縄発展戦略のプロポーザルした企業の中でプレゼンを聞いたことがあります。それ以上はありません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　きのうの一般質問、島袋大県議の質問以来、我々会派の中でも非常に大きな疑惑といいますか、不透明なところが散見されます。その中でこの後の多くの議員も質問しますけれども、私の一般質問、通告した質問とも関連するので、後ほどこの件についてもう一度触れたいと思います。

通告の質問の中の、知事の政治姿勢のトークキャラバンの中で、ア、東京でのキックオフシンポジウムに要した費用詳細、会場費、人件費等について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

東京で開催された、キックオフシンポジウムに要した直接的経費は、193万3789円となっております。主な経費として、通訳委託費が約56万1000円、チラシ等デザイン費が55万円、会場費が約35万1000円、登壇者謝金が13万5000円となっております。人件費につきましては、事業の進行管理や報告書の作成等間接的経費を含むことから、開催地ごとの人件費を現時点で算出することは困難であり、事業終了後に確定することになります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ではイの第２回、第３回の開催日時、場所、参加人数、随行員について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

第２回の名古屋トークキャラバンについては、８月19日の19時から、名古屋市公会堂で開催し、来場者は約780人、沖縄からの出張者は５名となっております。第３回の大阪トークキャラバンにつきましては、９月８日の14時半から、大阪沖縄会館で開催し、来場者は約300人、沖縄からの出張者は５名となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　あと、大阪地区でのイベントですけれども、９月８日に行われたと聞いていますが、知事はトークキャラバンの前と後、大正区でのエイサー祭りに行かれたと思うんですが、その事実関係を確認させてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　トークキャラバンの後だったと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　９月８日の便で知事はキャラバン、それからエイサー祭りに行かれたと。エイサー祭りでも何か曲を披露したように動画で拝見しましたが、これ事実でしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　はい。現場でおもむろにギターを渡されて、演奏しました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、実はその前の日、８日の前日７日は、宮古島は台風13号の影響で大変な状況でした。謝花副知事が日帰りで訪問したのは新聞で知りました。知事は８日の便で大阪に入っているんですけれども、宮古島のこの被害視察に行かなかった理由はどういうことなのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　知事、副知事、それぞれ公務いろいろ持っておりますが、私のほうで宮古のほうは対応させていただくということで事務方で整理して私が宮古のほうに行ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、９月７日は秘書課に確認したら、日程は入っていないようですけれども、公務は。その日は何をされていたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　つまびらかではありませんが、恐らく議員が入手されたのがオープン日程、いわゆる公表している日程だと思います。そのほかにももろもろ政務やいろんな事務のレクですとか、平日それから土曜日にもいろいろなものが入っていると思いますが、申しわけありません、その７日については少し今定かではありません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　以前、与那国に電話を入れたとかありました。面談の後に与那国の町長が、町長みずからが来ないでいいと言われたという話を聞きました。もしかしたら今回も宮古島市長から来なくていいと言われたのかどうか。

それと、ちょっと関連しますけれども、北米の110周年の移民、120周年ですか――知事は参加されていないようですけれども、これも知事が来なくていいというふうに言われたと、現地の主催者から。これ事実でしょうか。確認させてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時51分休憩

午後３時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今回、北米県人会のほうから準備の都合等もございますので、案内は事務方である文化観光スポーツ部長宛ての出席依頼ということでございました。ですので私がちょっと別公務で参加できないというところもございまして、文化スポーツ統括監を派遣したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは北米移民は100周年もあったと思うんですが、そのときにも知事には招聘はなかったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

今回は向こうの事務のいろんな準備の都合がございまして、三役ではなくて、部長での案内というふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、私は知事の行動力とか、行動のプライオリティーについては何度も提言申し上げてきたつもりです。ロックフェスティバル――新潟であった、それについても行かないで離島回るのがいい、そして予算の時期なのでということも提言をいたしましたが、残念ながら受け入れてもらえませんでした。今回もそうです。台風で宮古地区２万何千戸も停電をしていました。本当に島民が苦しんでいるときに、知事は７日に公務が入ってなければ、副知事じゃなくて日帰りで行けたはずです。それに行かずに８日の便で大阪へ入り、しかもエイサー祭りで歌を歌いました。しかもスタンド・バイ・ミーという歌を歌ったらしい。私も動画を見ましたが、そばに寄り添ってほしいのは宮古島の人だと思います。知事が向こうへ行って大正区で歌を歌うことよりも、知事に必要なのは宮古の実態を見て、農業の被害を見る。みずから足を運ぶことを何度もお願いしています。それを副知事に任せて、副知事もしかも日帰り――日帰りでも構いません、現場に足を運んだということでは。宮古島市長から来るなと言われていない限りは、来なくてもいいと言われていない限りは、知事は今後は被災地を回ることをぜひお約束をしてくれませんか。与那国のときもそうでした。電話はしました。面談したら町長は、新聞の記事では私が来ないでもいいと言ったと、それでわかりましたと言った知事も知事だと僕は思います。来なくていいと言われたら、北米も行かないのか。私は本当に知事のその行動することとプライオリティーには、非常に疑問があります。

一国のあるじ、一県の知事として、私はとっても重たいと思うので、それについては知事、知事みずから答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　まず事実関係をお伝えしておきたいと思います。

９月７日の前日――９月６日金曜日ですが――私から宮古島市長へ電話を入れました。県としてはいまだに停電が続いていることに深刻な状況と受けとめていますということをまずお話をし、他の被害状況については、県としても現在、調査・集計中、17時から災害対策本部会議の開催を予定しています。まずは副知事の現地視察に向け、検討しています。何かありましたら何でも御連絡いただきますようお願いしますということで前日に電話を入れさせていただいております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今の御説明は、電話を入れたからいいってことですか。与那国も同じでしたよね。今、いろいろマスコミ等の情報によると、千葉県知事が非難されているようです。行動が遅かったとかいろんなことがあるようです。私はやはり知事たる者は、県民の生命財産を守るという立場から、みずから足を運ぶことが大事だと思います。対策本部を５時で開いたのは日程上わかります。それではなくて、８日のトークキャラバンも大事だと思います。でも７日に行けたはずなんですよ。公務が入っていないということだけは確認しました。中身・詳細は知りません。どこで何をしていたかは。私は知事には本当にこれからもぜひいろんな形で、離島は大事だと言うんであれば、離島は大事でないと言うんであればそれで構いません。常に離島は大事だと、大浜議員の質問にも答えていました。次の振計にもしっかり入れたいと。であれば、しっかり現場と――離島と向き合ってほしいと思います。強く提言をしておきます。

次の質問行きます。

名古屋での事務局の記者会見について、その経緯と概要について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

名古屋トークキャラバンの開催につきまして、マスコミへの周知を図る目的で、７月23日に、愛知県県政記者クラブ記者会見室で受託者による、名古屋トークキャラバン開催発表記者会見を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これについては県には説明があったんですか、事前に。御回答お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

記者会見につきましては、受託事業者である新外交イニシアチブ職員が愛知県記者クラブで行ったものであります。その告知内容につきましては、そのキャラバンの内容やマスコミの取材可能な場所、あるいは時間について告知を行いたいというようなお話がございまして、県としてもそれは確認したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　恐らく事後確認じゃないかと思いますが、それはいずれにしても、業務を受託する主催者ではない人が、この記者会見を開くことにすごい違和感を感じました。

それと、次のエのほうですけれども、今後の開催予定とキャラバン実施の費用対効果について、今現在どのように考えているかをお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

トークキャラバンにつきましては、札幌市、仙台市、福岡市で行うことを予定しており、実施時期につきましては現在調整を行っているところです。トークキャラバンでは、講演会に参加された方々だけではなく、インターネットを通じて広く講演の動画配信などの情報発信を行い、基地問題の現状を伝えることができたと考えております。また知事は、名古屋市では地元メディア６社、大阪市では地元メディア８社の取材に対応し、全国紙、地元紙に報道されるなど、キャラバンを通じて、日米地位協定や辺野古新基地建設問題について、広く発信することができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ではオのほうに行きますけれども、県主催イベントでの委託先の政治的中立性についての県の基本的な考え方と、今回公募ではなく随意契約となった経緯について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

トークキャラバンを効果的に実施するため、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活用することができるよう、プロポーザル方式での公募を行いました。地方自治体の契約は、地方自治法第234条により、一般競争入札が原則となっておりますが、その性質・目的が競争入札に適しないものとするときは、地方自治法施行令第167条の２により、随意契約ができることとされております。なお、受託者は本事業の募集要項に

定める応募資格の欠格条項に該当するものではないことから、審査を行い、契約の手続を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今回受託された新外交イニシアチブの件で、前回６月の質問で、辺野古基金からの助成金を受けているということを申し上げたら、事実関係を確認してとおっしゃっていました。事実関係は確認できましたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今の寄附金でございますが、県としましてＮＤの平成29年度決算報告書について確認したところ、任意団体時に辺野古基金から使途等が制約された寄附金として1100万円の助成金をもらっております。なお、同決算報告書によりますと、当該寄附金のうち未使用で返還義務のある600万円については、返還したとなっており、平成29年度末の残高は３万9184円となっております。これは使途が特定されているものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　それ以外に確認はとれていませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもが確認したものでは、この額というふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私のほうでは別にもありますけれども、後ほど公室長にお渡ししたいと思います。

続いて、新外交イニシアチブの従たる事務所の所在地、住所がわかればお教えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目260番地の１となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　文化観光スポーツ部長、一般社団法人――先ほどの子ども被災者の沖縄事務所の住所をお知らせください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

那覇市首里石嶺町４丁目260番地の１でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　一緒ですよね。ＮＤの沖縄に附属する事務所と、子ども被災者の沖縄事務所、住所一緒ですよ。先ほどの写真じゃないですけれども。

どういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まず、ＮＤのほうにつきましては、ＮＤの現地スタッフとして登録されているというふうに伺っております。ＮＤ側のスタッフとして、徳森さんですか、登録されているというふうに聞いております。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　東京都生活文化局、管轄する部署に電話しました。そうしたらちゃんとしっかり沖縄の事務所として登録されていますということでありました。

何を申し上げたいかと言うと、徳森りまさん、ＮＤのどういう役職でしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回のシンポジウム開催に当たりました提案書におきましては、沖縄スタッフとして徳森さんの名前が掲載されております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　30年度も29年度も、新外交イニシアチブの徳森りまさん、鈴木理恵さん、両名とも理事です。役員です。ということは、今回このキャラバンも1000万円の受注をＮＤに、そしてこの今回のもう一つの受注の2400万、ＮＤ関係者です。それどうなっているんでしょうか。

知事、先ほど鈴木さんについてはありましたけれども、要は知事が国会議員時代のおつき合いがあったかどうかもあれですが、要はやはり先ほどの公務員倫理規程もそうですけれども、「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」という言葉があるように、要は今の県政、我々からしたらおかしいなと思うことといっぱいあるんですよ。

そこを知事公室長、副知事、担当副知事、どのように考えているか御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

トークキャラバンにつきましては、４月の――県のホームページにおきまして業務委託の公募提案を行っているところでございます。その結果、ＮＤから――１社ですけれども、応募があって私ども企画審査を行いまして、決定したものでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私が問いたいのは、結果的にそうなったというものなのか、もちろん１社しか応募がなかったと言えば、プロポーザルするしかなかったと。しかし、本来ならプロポーザルというのは２社以上から提案をもらって、その中で優劣を決めて決定するのが随意契約だと私は思っていますけれども、あと最後にもう一つ質問します。

ＮＤ――新外交イニシアチブは特定非営利活動法人でありますが、この法人の要件の(3)について読み上げてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時11分休憩

午後４時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

第３条におきまして、「特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。」というふうに規定しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　本当にこの法人がそれに反しないかどうかは、県として立場にないと言われたらそこまでですけれども、それ以外にも「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」と。私はあれらのシンポジウムの参加者が不特定多数とはなかなか思えないんです。特定少数かまたは同じ考えの方々だけじゃないかというふうに思うので、これについては今後のキャラバンではしっかりと知事が辺野古に反対・賛成の人も出ていたということでしたので、今後のシンポジウムについてはしっかりその辺も見ていきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　(2)の知事の訪米について、それから大きい２の那覇軍港に関するものについては、ちょっと時間の関係で大変申しわけありません。割愛させていただいて、３番に進みたいと思います。

県民生活の安心・安全対策について(1)、救急安心センター事業（＃7119）の全国の設置状況と県内での議論状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

救急安心センター事業（＃7119）の全国の設置状況につきましては、令和元年７月時点で10の都府県、５つの市及び周辺地域において導入されております。県内での検討状況としましては、県内消防本部の要望を受け、平成29年度に調査を開始し、これまでに消防本部への概要説明や消防庁アドバイザーの派遣を活用した勉強会を行ってきているところでございます。＃7119の運営費につきましては、市町村に対して普通交付税措置がされていることから、消防長会におきまして、平成31年４月の春季総会で導入の必要性や費用対効果など検討が行われたところであり、現在継続して検討を行っていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、(2)に行きます。

離島からの救急患者搬送時の費用負担について伺います。

まず搬送実績、これは自衛隊機またはドクターヘリがあると思いますが、その実績と発生費用、これ離島負担分についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

急患搬送につきましては、陸上自衛隊は、主に本島周辺離島及び先島から本島への搬送、海上保安庁は、主に先島地域内の搬送を実施しているところでございます。平成30年度における搬送実績は、陸上自衛隊で145件、海上保安庁で53件となっております。陸上自衛隊や海上保安庁に対する離島からの費用負担は発生しませんが、ヘリ着陸地から病院までは、応援消

防本部による搬送が必要となることから、離島市町村と消防本部の救急応援協定書に基づきまして、１件当たりの単価設定や年間の負担金という形で費用負担が発生しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　平成30年度の沖縄県ドクターヘリによる離島からの救急患者の搬送実績は304件となっております。また、搬送費用は、全額、国及び県の補助金で支弁されておりまして、市町村または個人の負担はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　実は私も、那覇市の消防局に行っていろんな話を伺って、現場を見てきました。

今おっしゃったように、自衛隊やドクターヘリの離島からのヘリの利用料は負担なしですよね、患者は。ただ、それが那覇に着いて那覇から病院に行った場合には、那覇消防局との応援協定の中で１回１万3000円から１万5000円くらい、夜間時間帯によっては１万8000円でしたか、支払いをすると。これ私聞いたんですけれども、例えば私が那覇市民ですから、那覇で救急車呼んでも私、ゼロですよね。しかし私が離島でけがをしました。ヘリで来ました。那覇の病院行きました。これ村が負担するらしいんです。もっと言うと、横浜の観光客が来ました。けがしました。横浜市に請求じゃなくて、村に請求するらしいです。

これ知事知っていましたか、その事実関係は。知事、済みません。お答え願えれば。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

消防組織法におきましては、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任があるとなっているため、その地域の居住者、そして非居住者にかかわらず対応しなければならないことになっております。また、救急応援協定――現在行われている急患搬送に基づくものにつきましては、各市町村間の実情に応じて行われているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　各離島によっては、予算の小さい離島、特に私の選挙区なんかも10億から15億くらいの予算の離島もございます。年間約500件近い離島からの搬送があるとすれば、各市町村では、それぞれの応分の負担を単費でやっているわけですよね。やはりこれについてもどうにかしてほしいという声を、多くの村長から聞いています。すぐできるわけじゃないかもしれませんけれども、今後の課題として、村の負担ではなくて、県でできるまたいろんな形も検討していただければと、これは強く提言をしておきます。

次の質問に移りたいと思います。

(3)番、県内の警察署・交番・駐在所・派出所について、ア、設置状況と設置基準等々について伺います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

まず、警察署につきましては、10市３町に合わせて14警察署が設置されております。

また、警察署の位置につきましては、住民の利便に最も便利であるように他の官公署との連絡、交通、通信、その他の事情を参酌して決定することとしております。

それから、交番・駐在所についてでありますが、交番については、現在11市９町５村に66交番、駐在所につきましては、７市６町18村に合わせて66駐在所が設置されております。

これらの設置の基準でございますけれども、隣接する警察施設との位置、面積、人口、治安状況、そういったことを総合的に勘案して適正配置に努めているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　続いてイ、有人離島、特に架橋なしの設置状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　本島と架橋でつながっていない有人離島は37島ございますが、このうち、警察施設が設置されている有人離島は19島、それから４島がこれらの19島のうちのいずれかとつながっておりまして、警察施設がない有人離島については14島ございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いてウ、相談員の活用状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

交番相談員につきましては、平成６年から運用が全国で開始されておりますが、交番相談員は、交番等の警察官が事件・事故の対応ですとか、パトロールで所外で活動しているときに警察業務にそういったときに対応できるようにするために、警察業務に精通した警察官ＯＢ等を非常勤の交番相談員として配置をしておりまして、現在11警察署に37人配置をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　本部長、実は私もこの警察署の配置については、教えてもらうまでわからなかったんですけれども、11市には全部警察署があると思っていました。いろんな資料を見ると南城市が今ないらしいんですけれども、統合前の――市町村合併の前に例えばうるま市で言えば石川警察署があったり、同じ市の中に２カ所あったり、あと本部と嘉手納にあったりとか、いろんな事由でいいんですけれども、私がきょうここで申し上げたいことは、離島で特に那覇から近郊の座間味だったり、渡嘉敷だったり――渡嘉敷は交番ありますけれども、座間味は特に阿嘉島とか慶留間島がありましたね。座間味に何かあった場合には船で行くらしいんですけれども、人口はたしか阿嘉、慶留間足しても300ちょっとあるんですけれども、座間味村への観光客の数を入れると年間10万人いくわけですよ。ですから、人口だけではなくて、要はその島に訪れる人たちの安心・安全のためにも、警察官または相談員でもいいんですけれども、何らかの形で交番や駐在所をぜひ設置してほしいと、これは強い要望が――陳情も上がっております。ただ、今県警の回答だと検討をしますということですが、ぜひこの辺の見直し、交番ももう古くなって警察署も古くなって建てかえもありますし、このときのじゃ次はどこにするか、いろんな議論も地元であると思います。こういった離島の安心・安全のために、そういった環境にある島についてはぜひ御検討をお願いしたいと思います。これ強く要望をさせていただきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時26分休憩

午後４時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　４番、民泊新法施行後の県内の状況について、(1)、簡易宿所営業許可取得件数と家主居住型・不在型届け出（廃止含めた）件数について伺います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

平成30年６月15日から令和元年８月末までの間における簡易宿所営業の許可件数は331件、廃止届け出件数は53件となっております。また、住宅宿泊事業法の届け出件数は、令和元年９月17日現在、957件でありまして、そのうち家主居住型が391件、家主不在型が566件となっております。廃止届け出件数は57件でありまして、そのうち家主居住型が16件、家主不在型が41件となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　(2)、施行後の実績と課題について。これ実績というのは、いろんな課題があると思いますが、違法も含めてお答えいただければと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　実績のほうですけれども、目に見える実績としましては、例えば法制定前の無許可営業件数というのが、平成28年度では、民泊仲介サイトに掲載された宿泊施設573件ございましたけれども、そのうちの309件、53.9％が無許可営業でありました。一方で法制定後の平成30年度末には――同じく掲載された――3686件中63件、1.7％というふうに減っていると、無許可の数が。そういった意味では大幅に改善されているというふうに考えております。しかしながら、いまだに無許可の営業というのが確認されておりますので、これが課題であろうということで、これらの施設に対しては、保健所による調査とか指導を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて、(3)の教育民泊の実績と課題について伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

御質問は、2018年６月15日以降の県内状況という御質問でございました。

実は、30年度の実績につきましては現在調査中でありまして、まだ集計が出ておりません。ちなみに29年度の実績で申し上げますと、1137校、15万6988人となっております。また、教育旅行民泊の全体的な課題といたしましては、受け入れ団体や受け入れ民家ごとに安全・安心に対する意識にばらつきがあるということから、統一した安全・安心対策をとることが挙げられるのではないかというふうに考えており

ます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　部長、今の教育民泊ですけれども、市町村でいうと何市町村で教育民泊が実施されているか、ちょっとわかれば教えてください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　大変申しわけありません。
　今手元の資料では市町村ごとの内訳がわからない状況ですが、全体では30年度の実績としましては、29団体での実績となっているところでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　では、今教育民泊を受けている方々は、旅館業法、簡易宿所営業をしているというふうに理解していますが、それでよろしいんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　法律上、教育民泊という定義はございません。一般的に修学旅行生とかそういう方々を対象にした民泊というか、宿泊営業のことを指すだろうというふうに考えますけれども、例えば、通年通じてやりたいという場合は、旅館業の許可をとっていると思います。通年じゃなくて、年間180日程度でも構わないという考え方の方であれば、住宅宿泊事業法の届け出で営業を行っているというふうに理解しております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　手元に沖縄における教育旅行民泊取扱指針の概要という県がまとめた資料があります。これに目を通させていただきました。今、砂川部長がおっしゃったように、確かに家主居住型であったり、または簡易宿所営業ということで実態としてはやっているとは思いますが、やはり制限期間が月曜日から金曜日まで、正午までは制限されるとなると、修学旅行ってほとんど平日なんですよ。ですからこの辺について、この辺は緩和してほしい、または条例の改正をしてほしいということが４番につながるんですけれども、実務者のほうに、部長の部下に聞きましたら、例えば各市町村で抜けたいと言えば物理的には可能ということも前回答弁で検討するということでしたが、そういう理解でよろしいんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　今県の条例では、市町村の区域を定めて、例えば住居専用地域とかあるいは学校の区域というようなところについて区域を定めて、実施の期間を制限しているという構成になっております。
　これつくるときも、市町村の意向に沿ってつくられた規制でございますので、市町村のほうが追加してくれとか、あるいは外してくれというような要望があれば、これは尊重して対応していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　今の御答弁だと、例えばある市が、もうこの対象から外してくれというふうに県に要請があった場合には、手続上はどのくらいかかるというふうに理解したらよろしいでしょうか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　単純に、条例から外す、追加するということであれば、議会日程をにらみながらやることになると思います。
　ただ、今一部の市町村から上がっているのは、区域は変えないけれども、その区域の中でいわゆる教育民泊だけを規制の対象から外してくれと、そういうようなお話も伺っているところでございますが、そういう場合には条例規制をかけるわけですけれども、法的に教育民泊という定義づけをかけることができるかどうかという問題、法制執務上の問題です。それとそもそもこの住宅宿泊事業法が、区域を定めて実施の制限を条例で定めることができますよというふうな書きぶりであるものですから、この区域の中で業態によって、この業態は規制がかかるけど別の業態はかからないというような取り扱い、そういう取り扱いをすることが可能かどうかということについても慎重に検討する必要があるというふうに考えておりまして、そういう形で相談があった場合にどれほどかかるかというのは、今の段階で申し上げることはちょっと厳しいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　休憩、いいですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時35分休憩
　　午後４時37分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○西銘　啓史郎君　いずれにしても、特に糸満市からも私も直接的な説明も聞きましたし、ほかの市町村でも恐らく今後、条例の緩和だったり、抜けることも出てくると思うんです。そのときにはぜひしっかり対応していただければと思います。
　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時37分休憩
午後４時37分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○西銘　啓史郎君　５番に行きます。
多死社会を迎える時代に考えるべきことについてですけれども、団塊の世代が75歳以上となる2025年または2030年というのは、もう病院施設いろんな意味でみとり難民が出るというふうに言われています。
(1)、厚労省の掲げる地域包括ケアとアドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ）について伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県では、高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように地域包括ケアシステムの構築を今進めているところでございます。その中で、人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス、いわゆるＡＣＰ――アドバンス・ケア・プランニングのことでございますが――これの普及は、地域包括ケアシステムの構築を推進する上で重要であると考えておりまして、県としましては、関係部局とも連携して、そのＡＣＰの普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　(2)のほうですけれども、一般社団法人日本看取り士会の存在と役割・活動について、もし把握していれば御答弁お願いします。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　看取り士会でございますけれども、一般社団法人日本看取り士会につきましては、開設するホームページを閲覧しておりますが、その範囲の情報の把握でございまして、団体の役割及び活動内容の詳細については把握しておりません。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　実は私、このシンポジウムで岡山県まで行ってまいりました。人間はどこの国でも、どんな人でも、経験する共通のことが２つありますと、これは生と死です。生については自分で生まれる場所は選べません。死については、特に末期医療の方々については、どこで、どのように、誰とというのが選べる、それを大事にすべきではないかという説明、シンポジウムでありました。私も初めてこの存在を知ったんですが、非常に感動といいますか、確かに人間は死を迎えるときに寂しく一人で死ぬよりも誰かと――例えば子供だったり孫だったりにみとられて死ぬほうがいいんだろうということも含めて、今後、看取り士というもののいろんな大きな影響が全国でも出てくるだろうというふうに思い、あえて今回質問させてもらいました。
最後になりますけれども、知事、ぜひいろんな意味で疑惑を持たれないように、正面からしっかりと取り組んでもらいたいと思います。
以上です。
ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
〔末松文信君登壇〕
○末松　文信君　末松文信、これから一般質問を行います。
まず初めに、きょうは名護市、二見情話で有名な二見以北のメンバーが20名ほど傍聴に見えておりますので、当局の丁寧かつ実りある答弁をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。
それでは、昨日の我が会派の島袋大議員の一般質問に対する当局の答弁について、看過できない状況がありましたので、前もって追加質問を通告してありますのでよろしくお願いしたいと思います。
それではまず、その点からお聞きしますけれども、この万国津梁会議設置等支援業務に関連してでありますけれども、これの企画提案応募要領がありますけれども、この目的について伺います。
それから２番目に、ワーキングチームについてその目的を伺います。
それでは前に通告してあります、一般質問通告に従って質問いたします。
まず１番目の知事の政治姿勢でありますけれども、(1)、普天間飛行場全面返還の早期実現について。
ア、県の埋立承認撤回を取り消した国土交通省の裁決について今後どのように展開されると考えておりますか伺います。
イ、普天間飛行場代替施設建設に係る一連の訴訟の件数について伺います。
ウ、訴訟の結果――勝訴はないようでありますから、取り下げに変更したいと思います。それから敗訴及び係争中、それぞれの件数について伺います。
エ、訴訟等に要した経費の総額について伺います。
(2)、北部基幹病院の早期整備について。
慢性的な医師不足等を解決するために、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合して北部基幹病院を整備する方針が示されたものと認識しております。つきましては統合する方針に変わりはありませんか伺います。

それから現在の進捗状況について伺います。

ウとエは割愛いたします。

次に２、学校教育について。

(1)、中高生のバス通学の無料化について具体の取り組みについてとそのめどについて伺います。

(2)、中高一貫校の設置についてこれも具体的な取り組みとそのめどについて伺います。

(3)、高等学校職員の長時間勤務の改善について。

ア、奨学資金の申請手続に係る事務の実態についてであります。

最近は進学に向けた各種奨学資金制度を活用する生徒がふえ、内容に関する説明や申請手続にかかる学校側の対応が大幅にふえている状況からこれを改善する必要があると言われておりますけれども、その実態について伺います。

３、観光振興について。

(1)、県の部局（仮称）やんばる観光振興室の設置についてでありますけれども、北部広域市町村事務組合からも要請があったと思いますけれども、やんばる観光を統合、統括する県の部局（仮称）やんばる観光振興室を北部合同庁舎内に設置することについて知事の御所見を伺いたいと思います。

４、国管理国道の整備について。

(1)、名護東道路の延伸計画について。

交通渋滞が深刻な中、世界自然遺産の登録やテーマパーク等の整備など、ますます厳しい状況が予測されます。名護東道路の延伸計画が求められておりますけれども、知事の御所見を伺います。

(2)、名護東道路の全線開通のめどについて伺います。

５、県管理の国道の整備についてであります。

(1)、国道331号の早期拡幅整備について。

きょうは、二見以北からもたくさんの方々が見えておりますけれども、まずはお礼を申し上げたいと思います。

去る８月２日の大雨で、嘉陽区で土砂崩れがあり、道路が封鎖され天仁屋、底仁屋区の区民は通常で言えば五、六分で行く診療所に、東村回りで１時間半もかかりまさに陸の孤島でありました。私も現場行きましたけれども、その復旧に長期を要するとの説明でありましたけれども、８月31日、早々の開通に地域住民も大変喜んでいます。北部土木事務所を初め、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは質問に移ります。

国道331号は、二見から東村そして大宜味村への動脈であります。最近では、レンタカーもふえ危険な状況にあり、住民の安全・安心を確保すると同時に、東海岸ベルトの振興を図る観点からも道路の拡幅整備が求められております。当局の御所見を伺います。

(2)、名護市三原区から天仁屋区間の歩道の早期整備について。

道路幅員が狭く、交通量がふえる中、三原区から天仁屋区間の歩道が未整備であります。大変危険な状況にあることから、歩道の早期整備が喫緊の課題となっております。知事の御所見を伺いたいと思います。

６、我が党の代表質問関連についてはございませんので、答弁を伺ってからまた質問をしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　ただいまの末松文信君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後５時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の末松文信君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、国土交通大臣の裁決についてお答えいたします。

国土交通大臣の裁決は、県が適法に行った公有水面埋立承認取り消しについて、沖縄防衛局長が私人に成り済まし、国民の権利利益を救済するための行政不服審査法に基づいて行った審査請求に対して出されたものであります。

沖縄県としては、当該裁決は違法・無効であると考えていることから、その取り消しを求めて、地方自治法による関与取消訴訟と行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起したところであります。

次に１の(2)のア、北部基幹病院に関する方針についてお答えいたします。

北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに基幹病院を整備する必要があると考えております。統合の方針に変わりはございません。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　追加質問のうち、企画提案応募要領の目的についてお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本理念及び５つの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するためにさらなる政策の推進が必要であり、有識者等から意見を聞くため、万国津梁会議を開催し効果的な議論等を促すための万国津梁会議設置等支援に係る業務委託の企画提案応募に当たりまして、契約期間でありますとか、提案額、委託契約の内容あるいは参加資格等必要な項目を取り決めたものでございます。

次に３、観光振興についての(1)、（仮称）やんばる観光振興室の設置についてお答えをいたします。

去る７月31日、北部広域市町村圏事務組合から、北部地域の観光施策を地元と一体となり重点的に推進していくことを目的とする、沖縄県観光部局北部事務所の誘致に関する要請書が提出されたところです。沖縄観光の振興に向けて、本部港のクルーズ拠点化や世界自然遺産登録等を見据え、北部観光の果たす役割は非常に大きいと考えております。

県といたしましては、引き続き同事務組合を初め、関係自治体や地域観光協会等と連携・協力し、北部地域の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　追加質問のワーキングチームについてお答えいたします。

ＳＤＧｓＯｋｉｎａｗａワーキングチームは、本県のＳＤＧｓの取り組みに向けた調査分析作業等を行うため、令和元年６月18日に設置いたしました。当該チームの具体的な作業業務としては、ＳＤＧｓの17のゴール及び169のターゲットと沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく各種施策の関係を整理する作業、並びに本県が実施するパンフレットやポスター作成などのＳＤＧｓの普及に向けた検討を行っております。当該チームの選定に当たっては、令和元年５月31日に庁内に向けて公募を行い、応募のあった職員全員をメンバーとして登録しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ及び１の(1)のウ、辺野古新基地建設問題に係る訴訟についてお答えします。１(1)のイと１(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

辺野古新基地建設に関連する県と国との間の訴訟件数は８件であります。内訳としましては、訴えの取下げで終結した事案が４件、県が敗訴した事案が２件、現在係争中の事案が２件となっております。

次に１(1)のエ、訴訟等に要した経費の総額についてお答えします。

辺野古新基地建設問題に係る訴訟等に要した経費の総額は、平成27年から令和元年９月末までで１億6182万1838円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、北部基幹病院の進捗状況についてお答えします。

現在、北部12市町村において、経営システム及び財政負担など、北部基幹病院の基本的枠組みについての検討が進められているところであります。基本合意書案の経営システム及び財政負担などについては、首長レベルでは大筋了承をいただいているところでありますが、現在、それぞれの市町村が全員協議会などを通じて、市町村議会と協議し、それぞれの市町村としての考え方を整理しているところであります。今後、北部基幹病院の基本的枠組みに関する12市町村としての統一した考え方が取りまとめられるものと考えており、県としては、市町村の意向も踏まえながら、基本的枠組みの合意形成に向け、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の学校教育についての御質問で(1)、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費支援に向け、現在、通学実態調査を行っているところです。高校生については、県立高校の全日制・定時制課程全生徒を対象に通学方法や通学費等の調査を行っており、回収した調査票の集計を行っているところであります。また、中学生については、市町村教育委員会と連携し、通学状況等の把握を行っているところであります。調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った

上で、バス通学費支援について可能な限り早期に実施できるよう努めてまいります。

次に同じく２の(2)、中高一貫教育校の設置推進についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで北部地域の人材育成、教育環境の整備等の観点から、中高一貫教育校の設置について、北部市町村の教育長、関係高等学校長等と意見交換を行ってまいりました。今年度においては、さらに中高一貫教育校の設置や地域の中学校等へ与える影響などについて、有識者やＰＴＡ、学校関係者などから、幅広く意見を伺うため懇話会を開催したところであります。中高一貫教育校については、子供たちにとって選択肢が広がり賛成であるとの意見がある一方、中学校に与える影響は大きいのではないかなどの意見もありました。引き続き課題等を整理しながら、北部地域への中高一貫教育校の設置に向けて取り組んでまいります。

次に同じく２の(3)のア、奨学金の申請手続事務の実態についての御質問にお答えいたします。

最も応募者数が多い日本学生支援機構が実施している奨学金については、学校の負担軽減を図るため、マイナンバー制度の活用や、専用コールセンターの開設等が行われているところであります。また、その他の奨学金についても学校の負担を考慮し、募集時期が重ならないよう業務の平準化を図っております。日本学生支援機構の給付型奨学金の拡充に伴い、新たな事務の発生もあることから、さらなる負担軽減について、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望しております。今後とも、奨学金の事務負担軽減について、関係団体等と意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、国管理国道の整備についての御質問のうち(1)、名護東道路の延伸計画についてお答えいたします。

名護東道路は、名護市伊差川から許田に至る延長8.4キロメートルの地域高規格道路であります。そのうち、調査区間に指定されている数久田から許田間については、国において道路の特性や課題等の調査を行っているとのことであります。また、伊差川から先の延伸については、国において北部地域全体の振興に資する道路網のあり方を検討しているとのことであります。

次に４の(2)、名護東道路の全線開通の目途についてお答えします。

名護東道路の整備区間は、名護市伊差川から数久田までの延長6.8キロメートルの区間となっており、国において整備が進められております。名護市伊差川から世富慶間は、平成24年３月に暫定２車線で開通しており、残る世富慶から数久田間については、令和３年夏までに暫定２車線で開通予定とのことであります。

次に５、県管理国道の整備についての御質問のうち(1)、国道331号塩屋工区についてお答えいたします。

国道331号の塩屋工区の区間0.8キロメートルについては、線形不良箇所等の解消を図る目的で、平成24年度からバイパス整備として事業に着手しております。現在、用地取得に取り組んでおり、早期供用に向け整備を推進しているところであります。

次に５の(2)、国道331号の歩道整備についてお答えいたします。

国道331号の名護市三原から天仁屋区間については、一部歩道が未整備となっております。今後、当該区間の交通量や歩行者の道路利用状況等を踏まえ、歩道整備の必要性等について検討していきたいと考えております。整備に当たっては、地権者の同意が必要であることから、今後とも市と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　初めに、先ほどの委託事業について質問いたします。

まず企画提案応募要領の中で、４の提案額ですけれども、これ2407万7000円となっておりますが、これの見積もり根拠についてお示しいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

まず直接人件費としまして、1043万6900円それから諸謝金、旅費、消耗品、会議、印刷製本費、通訳料、通信運搬それぞれございますが、そういった直接経費で982万9830円、それらに一般管理費としまして、202万6673円それに消費税８％、178万3472円で合計2407万6875円というふうに積算したところでございます。

以上でございます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　見積もりの根拠もあれですけれども、この提案額が同じく2407万7000円、契約額が同額になっておりますけれども、通常こういうことがあり得るのか、ちょっと尋ねたいと思います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
今回、企画の提案応募ということでのコンペでございました。私どもから提案上限額ということで2407万7000円以内というところでの提案を受け付けたところでございます。それぞれ企画の提案でございますので、その中身を、十分に業務執行できるかというところの内容であったり、その構成をしっかりチェックをいたします。その中で金額が私どもの想定していた金額よりも上回る場合もあるわけでございます。その際には提案した業者と調整をしていきながら私どもが提示した金額内におさまればそういったところで採択するというところもございますので、今回そういった応募の内容がより適切であったというところでございます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　要領の中で、これはあくまでも提案額であって、契約額ではないというふうな文言が記載されている。それとの関係はどういうふうに考えればいいんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　まさに表示のとおり、当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではないというところでございます。当然提案された中身によって、そういったところの調整が変わってくるというところでそういう表現をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　今、受注しているところから見積もりはとったんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　はい、徴取いたしました。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　その見積書は提出できますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　はい、提出できます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　それでは次にこの８番のところですね。応募書類について、全部そろっていますか、ちょっと伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　８番の応募書類については全て添付してございます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　これ要領には各社全て出すようになっていますが、そう理解してよろしいですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　コンソーシアムを構成している４社、それぞれでそういった添付書類が提出されているところでございます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　次に、契約保証金ですけれども、これは納付済みですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時26分休憩
午後５時26分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　契約保証金については納入済みでございます。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　次に、ワーキングチームについてお尋ねします。
このメンバー、全員という表現がありました。これ名前を御披露することはできませんか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時27分休憩
午後５時28分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　ワーキングチームのメンバーにつきましては、５月31日に公募をいたしまして、その後応募があり、全員選定しておるんですけれども、それぞれの個人が提案したという事実自体が個人情報に当たるかどうかも含めて、済みません。公表できるかどうか少し検討させていただきたいと思います。
○末松　文信君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時29分休憩
午後５時37分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
末松文信君。

○末松　文信君　なぜ私がそれを聞くかというと、この前の知事との会食の現場にワーキングチームのメンバーはいなかったですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ワーキングチームのメンバーが決定いたしましたのは、６月18日でございます。ですから、その５月24日以前はまだワーキングチームのメンバーではなかったということでございます。後日、ワーキングチームのメンバーになったというところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　今ワーキングチームのメンバーになっている、いないにかかわらず、そのメンバーに後でなったかどうかわかりませんけれども、当時それに参加した人がいませんかと。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　後にワーキングメンバーになった者が同席していたということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そこが問題なんですよ。これ総務部長の答弁もいろいろありますけれども、当該職員ではないというだけで関係ないというのが問題になるわけであって、その写真の中で誰なのか示してください。この写真のどなたなのか……

○企画部長（宮城　力君）　２人です。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　その会場に県職員である２人が同席していたことが明らかになりました。その後は私もほかの質問がありますのでほかの人に譲ります。

それでは次に移ります。

ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○末松　文信君　知事、お尋ねしますけれども、お互いが今まで普天間飛行場の全面返還を取り上げてきたのは、この目的は何だったかというと、危険性の除去だったわけですよ。これは共有できますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としましては、普天間飛行場の危険性の除去、そして速やかな運用停止をかねてから求めてきているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、今その方向に進んでいますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

一昨日も河野防衛大臣がいらっしゃったときに、県の要望事項としまして、普天間飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を初めとする危険性の除去について、知事のほうから直接要請したところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　実は、皆さんが目指しているこの辺野古新基地をつくらせないというところを見ると、これ今どういう経過をたどっているかというと、埋立承認ができて、これを取り消しした。しかし取り消しはこれ違法だということでそれを取り消して元に戻った。そして工事が進んでいる。今回は撤回というけれど名称が変わっただけで、みんな同じ経過をたどっている。そうすると、この後どういう結果が出るかというと皆さんは対話でやると言うけど、対話も解決も何もしない。それから裁判を提起してずっと何回も続ける。この続けた先は何かというと工事が完成することになるんですよ。こういう構図になっているんですよ。それについて知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、国土交通大臣の行った裁決は違法・無効であると考えておりまして、埋立承認取り消し後、仲井眞元知事の埋立承認が有効とされたこと以降の事由、例えば軟弱地盤でありますとか、活断層を事由に埋立承認を撤回したところでございます。それに基づきまして県の主張をしっかりと今裁判で訴えるところでございまして、それとあわせて普天間飛行場の危険性の除去につきましては、例えば所属機の長期ローテーション配備など具体的な提案もこれまで重ねて行ってきているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　余り議論をしても時間がないんで。知事、（資料を掲示）　この裁判費用の１億6000万それと関係した職員の給料３億3000万合わせて４億9000万、これ安いと思いますか、高いと思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、お示しになったパネルのうち、職員の３億3000万につきましては辺野古新基地対策課の専務職員に兼務職員を加えた額となっております。兼務職員は日常的には本来ある主管課の業務をやっている部分でございますが、それを含めまして一概に高い、安いというようなことで話をするものではないというふうに考えております。知事の

公約であります、辺野古移設阻止そして普天間飛行場の危険性の除去のためにその職員、関連する職員は従事しているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それはそうかもしらんけれども、皆さんは国土交通省の裁決も批判するようだけれども、最初の取り消しも批判してそうなっているんですよ。そして岩礁破砕も取り下げたでしょう。このてんまつどうするの。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　岩礁破砕につきましては、ことしの県民投票も受けまして知事が３月上旬に安倍総理に結果をお伝えしました。その後、いわゆる話し合いの状況を整えるために係争中であったものを取り下げ、改めて知事から直接総理に対話を呼びかけたものでございます。残念ながらそこには応じていただけなかったところではありますが、県としてはこのように繰り返し対話を求めているところでございます。

岩礁破砕の高裁判決につきましては、これまで県が主張しておりました岩礁破砕許可が必要であるか否かにつきましては、裁判所はその判断をしておりません。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これまで何度も議論してきました。政府を批判したり最高裁の判決も批判してやってきたけど、結果はみんな知事の言っていることは破綻してきているんですよ、破綻している。既にみんな破綻している。にもかかわらず何でエンドレスの裁判をずっと続けるのかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私ども埋立承認撤回は有効であり、国土交通大臣はそもそも裁決は行える立場ではないという立場でございます。その上で政府に対しては話し合いを求めているところでもございます。

県としては、この裁判だけではなくてきちんと政府にも対話を呼びかけ、きちっと進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そういう言葉だけ並べて、実態はこうなっているんですよ。そのてんまつも後でまたしっかりお願いします。

それではここで知事に紹介したいものがあります。これは去る８月12日に北部のある主婦から寄せられたメールですけれども、読み上げて紹介したいと思います。

「件名：「辺野古基地反対！」「子供達の未来のために基地は要らない」に対する反論」、これは資料お配りしていますから。

「子供達の未来のために基地は要らない」と言うけれど…。　何処にでも基地は無い方が良いに決まっています！　しかし、沖縄の置かれている現実は厳しく綺麗事では解決出来ない所まで来ています！　１、県外に受け入れ先が無い。　２、普天間基地が今すぐにでも移転しなければいけない程、危険な基地である。（滑走路の側に幼稚園、小学校があり子供達が危険にさらされている）　３、辺野古基地はもう工事が進められていて地域に経済効果をもたらしている。　３、北部地区に総合病院の計画があり、医療過疎問題の解決になる。（失われている命が救える。）　辺野古基地についてマスコミではマイナス面だけが報道されていますが北部地域にとって経済効果をもたらし所得向上や医療設備の充実にも繋がるのでは？　普天間基地の周辺に暮らす住民の命と北部の医療過疎地域に暮らす住民の命が守られる。北部地域の所得が上がり子供達に教育費が使われ（子供達の未来に繋がる）そして生活が少しでも楽になるのであれば辺野古基地は必要なのでは…？沖縄で北部地域が取り残されています。子供達の未来にも影響を与えます。戦後70年以上たっているのに問題です。もう少し平等に考えて欲しいです。　玉城知事の視野の狭い片寄った考えが県民の考えでは無い！県民の中には色々考えを持った人がいる。県民の思いを代表する本当の知事になって頂きたいです。　北部地域は色々な意味で取り残されています。「命と暮らし」を守る事が政治家の一番大切な仕事です。　以上、北部地域に住む主婦の一人と　して考えをまとめさせて頂きました。参考にして下さい！！◇

ということであります。知事、このコメントに対して知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　貴重な御意見ありがとうございます。県民の中にはいろいろ考えを持った方々がいらっしゃいます。命と暮らしを守ることが政治家の一番大切な仕事であるということを肝に銘じて、自分に何ができるか、しっかり精進、努力していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、この中で一番的確に捉えてい

るなと思うのは、普天間基地の周辺に幼稚園、小学校がある。この子供たちが危険にさらされている。この実態をどう受けとめますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまでにもたびたび申し上げてきておりますが、世界一危険だと言われている普天間飛行場は一日も早い運用停止と早期閉鎖・返還それを政府がしっかりと県民の、これ以上基地の負担はできないという声を真摯に受けとめてそのことでどのようにアメリカ側と話し合っていただくのかということが我々の願いであります。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、その間に大惨事が起きたらどう責任とるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

基地の提供責任者は政府でございます。私どもは普天間飛行場の危険性の除去は再三求めております。５年以内運用停止につきましては、埋立承認した仲井眞――当時の知事自身10年かかると言われている辺野古の完成まで到底待てるものではないと辺野古の進捗と関係なしに運用停止はやるべきだと政府にお願いして、５年以内運用停止が認められたというふうに当時の県議会でも答えております。この運用停止につきましては政府としてはとにかく具体的に早急に取り組んでいただく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事は県民の命を預かる立場にはないですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今公室長からも答弁をさせていただきましたが、一日も早い運用停止と閉鎖・返還、これこそが政府における喫緊の責任であるというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そうはおっしゃっても、現実的にはそうなってない。しかしながら、政府もその方向に向かって一生懸命取り組んでいる。辺野古移設が唯一だというのもおっしゃっている。それを阻害しているのはどちらですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、５年以内運用停止、期限は過ぎましたけれども、辺野古移設とは関係なく進めるべきであるというのは当時の仲井眞知事もおっしゃっております。私どもも普天間飛行場周辺の危険性を放置することは決して許されないというふうに考えております。辺野古が唯一であるにしましても、この危険性を放置することのかわりにはならないというふうに考えております。とにかく私ども例えば長期ローテーション配備で実際に普天間に所属する機を少しでも減らしてくださいと。政府がオスプレイなどの県外訓練をされているところは私どももそこは評価します。ただそれでは期間がせいぜい１週間とか10日ですので、そうではなくある程度の期間、県外・国外に一定の機数が行くことで、少なくとも目に見えて騒音あるいは危険は減らせるものと考えて、そういうふうな提言をさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　せんだって宜野湾市議会が辺野古移設を促進するんだという決議をいたしました。それと同時に宜野湾市長もそうあったほうがいいというふうなコメントも出しております。それについて知事はどのように受けとめていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　宜野湾市議会の決議文は私も読ませていただきました。また松川市長の発言も見させていただいております。普天間基地を抱える宜野湾市の市議会としての御判断というふうに考えております。それについて私どものほうから直接コメントするということは適当ではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、こっちもう一遍見てくれますか。（資料を掲示）　知事が阻止しようとしているところは、これずっと破綻して最後は工事が完成する結果になるんですよ。しかし、今そんな状況の中でも知事みずから新しい提案もしない。そんなことで宜野湾市長も知事が提案しない以上これで進めるしかないとこうおっしゃっているんです。それについて知事直接答弁してください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　0.6％の面積に70.3％の米軍専用施設面積を押しつけられている。これを未来の子供たちに場所を変えてまた危険を先送りするということは私の政治的な感覚ではそれは許されないというふうに思うんですね。ですから、70.3％の基地は減らすべきであるということを政府にも主張しています。２番目に多い青森県でも９％弱、３番目に多い神奈川県でも５％弱、沖縄は70％余りあります。これ

を減らしてほしいと願っているがゆえに、これ以上沖縄に新しい基地は要らない。ましてや普天間の代替と言われていますが、新しい機能を持っている基地ができたら基地が完成した時点で運用が始まったら、またそこから被害が始まります。Ｆ35Ｂが配備されたらその爆音は物すごいものがあります。時々嘉手納に飛んでくるときに――私は沖縄市美原に住んでいます。直線距離にして多分５キロくらいだと思いますけれども、物すごい爆音です。そういうことを考えるとやはりこれ以上沖縄に新しい基地の被害を押しつけるような未来をつくってはいけないというふうにしっかり頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、そういうふうにおっしゃるけれども、現実的でない。知事はやっぱり県民の命を守るために何をすればいいかということを考える必要があると思います。この御婦人のペーパーにもそういうふうになっておりますので、ぜひそのことを酌み取っていただいて、早目にこの普天間飛行場を移設するということについて専念していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。

項目により質問を行いますが、実はきのうの島袋大議員の質問について、質問通告後に報道がなされた重大な問題でありますので、議事課と執行部には連絡を済ませております。

質問を行います。

総務部長のきのうの発言は大問題です。きょうの新聞にも、会食には利害関係のある職員はいなかった。だから、問題がないと言っているが、本当にそれで通じるのか。知事、これきょうの新聞に出ておりますが、（資料を掲示）　見ましたか。これはもう部長等また一切問題がないという答弁がありましたけれども、これは問題があると指摘して質問を行います。

契約日の前に、契約業者と飲食することは関係部署に関係なく、全ての職員は飲食を控えるべきだ。市町村では当然のことです。謝花副知事、行政経験上、よくわかると思います。多くの県庁職員は、昨日の総務部長の答弁で、部署が関係なければ契約業者と契約日前でも飲食してもいいんだと理解してしまいます。そんなあしき前例をつくっていいんですか。それと、総務部長は新聞に、利害関係のある職員はいなかったと、だから大丈夫と述べています。総務部長、倫理規程第４条を読み上げます。「第４条（関係業者との接触に当たっての禁止事項）」、「職員は、関係業者との接触に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、個人的な友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係のないものについては、この限りではない。」その行為には会食が含まれております。

１、総務部長は会食に参加した一般職員２名が、どのような関係で飲食をともにしたか、ヒアリングをしたのか。確認をします。

２、そして、全ての関係者から利害関係がないか調査、ヒアリングした上で、利害関係がないと判断したのか、伺います。

３、そして、一番重要なのは、総務部長は利害関係がないから問題ないと言っているが、倫理規程第４条では、職務に関係ないものについては問題がないと書いている。そこは、どう説明するのか。利害関係がないものは問題ないというのは間違いではないですか。

４、ＳＤＧｓワーキングチームは、職務に関係ないと断言できますか。万国津梁会議の主要テーマの１つが知事の公約の１つ、ＳＤＧｓです。そのＳＤＧｓを検討する中で、飲食に参加したワーキングチームのメンバーはいないでしょうか。しかも、ＳＤＧｓの委員は、島袋純教授です。

確かに、ワーキングチームは契約には関係ないけれど、倫理規程第４条には、職務に関係のないものは問題ないと書いています。私は職務に関係あると理解するが、そのＳＤＧｓワーキングチームは万国津梁会議に関係ないと断言できますか。これは、知事答えてください。この件については、両副知事も答えていただきたい。

しかも、飲食に参加したワーキングチームの職員の１人は、この飲食のブログを削除している。悪いことがなければ削除する必要はないと思いますが、この件についても答えていただきたい。

それでは、項目に従って質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、玉城知事は就任約１年となりました。これまでの実績と結果、残り３年に向けて知事の政策やビジョンを伺います。

(2)、沖縄県行財政改革の実績と今後の行財政改革の必要性について伺います。

(3)、県内企業優先発注や県内業者への下請け状況など県産品活用に対する知事の考え方を伺います（防

衛局・総合事務局・県の発注実績)。

(4)、米軍基地内工事（ボンド工事）の県内企業優先発注に対する知事の取り組みを伺います。

２、県内社会資本整備について。

(1)、慢性的な交通渋滞は沖縄県の社会・経済的な面に相当の影響を及ぼしている。どのような方策をとっているのか。

(2)、高速道路の交通渋滞について。

ア、高速道路の現状と対策について伺います。

イ、沖縄市において１万人収容の多目的アリーナ建設に伴い、沖縄南インター・北インター地区の交通渋滞が予測される。交通渋滞対策として出入り口の拡幅工事や新たなアリーナに直接行ける道路をつくるべきではないか。

ウ、沖縄南インター・北インターの間に嘉手納町から沖縄市（池武当）向け、県道74号線――仮称池武当インター、アウトインができるフルインター ――をこれまで一般質問をしてきましたが、その現状について伺います。

エ、沖縄北インターからうるま市の石川インターの間に（仮称）中インターをつくるべきだとうるま市から要請があったと思うが、現状について伺います。

(3)、社会資本整備を進めるに当たり、県土の有効利用と自然景観・保全の調和を図りながら、鉄軌道を含めた陸上交通網体系を図る必要があるが現在の進捗状況と県の基本的な考えを伺いたい（那覇市、浦添市、西原町においては、モノレールや鉄軌道、ＬＲＴ、次世代型路面電車システムの必要性について)。

(4)、戦前嘉手納町は、南部から嘉手納ロータリーまで軽便鉄道がありました。第二次世界大戦時に鉄道・比謝橋も破壊され、国道58号の比謝橋においては復元されましたが、軽便鉄道においては復元されておりません。私は沖縄振興の一つとして、西回りは那覇市から浦添市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・読谷村・名護市と、東回りは南部から西原町・中城村・北中城村・沖縄市・名護市北部まで１時間で着く鉄軌道を通すことが将来の観光立県に向けた沖縄振興策になると、これまで一般質問・代表質問で取り上げてまいりましたが、県の見解を伺いたい。

(5)、所有者不明土地の現状と今後の課題について伺いたい。

ア、所有者不明土地によって住宅建設や道路整備・再開発事業など、まちづくりに障害はないか。

イ、所有者不明土地または所有者不明墓による市町村に対する影響と課題対策について伺いたい。

(6)、東部海浜開発事業の早期実現が求められているが、事業の必要性とこれまでの経緯、予測される今後の課題、完成時期や総予算について伺いたい。

(7)、与那原町と西原町にまたがる中城湾港マリンタウン地区への大型ＭＩＣＥ施設計画の現状と今後の課題について伺います。

３、土木行政について。

(1)、西原町２級河川、小波津川の現状と課題及び進捗状況について伺います。

ア、これまでにも幾度となく氾濫を繰り返した小波津川が６月24日月曜日、26日水曜日の両日も氾濫し、周辺地域の住民に多大な損害を与えた映像が全国放送でも流れ、国民の知るところとなったが、管理者としての対応と責任について伺います。

イ、これまでも改修工事完了によって氾濫は防げると説明を受けてきましたが、河川改修工事の事業認定を受けてから大幅な工事のおくれが地域にとって被害拡大につながっているとするならば、これは災害ではなく人災と言っても過言ではないかと思われるが当局の見解を伺う。

ウ、地域住民からは、人道橋の改修に当たってはアーチ型の設置を再三要望・要請等を行っているとのことだが、県は西原町に委託するだけで地域の要望に応える考えはないのか。

エ、地域住民から、氾濫後の二次災害、粉じん対策の要望として、道路の洗浄を地域住民が行う上で、水タンク及び洗浄ジェッターと水、洗浄用１次処理は下水処理場より協力済み、２次洗浄用浄水については未定の提供を求められているかと思うが、その要請に対し、県の対応を求める。

オ、当初計画の景観が大幅に変更され、地域住民には事前の打ち合わせもなく、住民からの指摘による事後報告しかないことに住民との信頼関係が大幅に損なわれているように思われるが、今後の改修工事の進め方と大雨を初めとする台風等の災害に対して、どのように対策を考えているのか伺います。

(2)、北中城村島袋地域の雨による冠水被害の解決に向けて、その後、県・北中城村・防衛局は話し合いをしたのか伺いたい。

４、水産・観光振興について。

(1)、2018年度の観光収入の実績に関し、その内容と特徴・課題等、また、次年度の目標について伺いたい。

(2)、海の牧場、海洋牧場・釣り公園・海上レストラン等を建設し、沖縄独自の施設実現について県の見解を伺いたい。

(3)、1100万人観光立県に向けて、国道58号交通

渋滞緩和のための手段として高速船の活用を求める。海上タクシー・クルーズ船。

ア、那覇空港拡張整備に伴い、空港内に港湾を整備して那覇市から北谷町約15分、嘉手納町20分、読谷村25分、恩納村30分、名護市40分、本部町50分と高速船を活用し、1100万人観光立県に向けての海上のインフラ整備はできないか。

イ、港近くを整備してタクシー・バス・レンタカーなどと連携し、国道、県道、中北部の交通渋滞の対策はできないか。

ウ、クルーズ船の受け入れ体制について、クルーズ船寄港の増加、海外航空路線の充実と外国人観光客の受け入れ体制の整備と新たな観光資源の開発、これまでの実績と今後の課題やリピーターを飽きさせない県の取り組みについて伺いたい。

５、子ども・子育て支援について。

(1)、中学３年までの医療費無料制度を実施できないか。中学３年まで引き上げた場合の人数と予算について、小学６年まで引き上げた場合の人数と予算について伺います。

(2)、市町村による現物給付制度の状況と今後の課題について。

(3)、給食費の小・中学校で無料化した揚合の予算額は幾らか。学校数・対象者数。

６、人材育成について。

(1)、奨学金制度について。

ア、進学を支援する奨学金制度の拡充が求められるが現状を伺う。

イ、返還義務のない奨学金制度の予算と実績について伺う。

ウ、進学を希望する奨学生に対し、無利子支援はできないか。現在、県・市町村の奨学生の人数と予算と項目について。

エ、沖縄県として高校生・大学生等の若手の語学専門生を育てる留学などの派遣交流事業はどのように実施されているか伺いたい。

７、防災対策について。

(1)、災害時及び台風時の対策として41市町村における自治会の発電機の設置状況について伺う。自治会の数等。

(2)、台風や津波または事故等で電気が使えなくなったときの対策として、自治会・公共施設または住宅・店舗に太陽光・風力発電機を導入し、蓄電池を備えた防災対策をするための補助金をつくるべきではないか伺います。

答弁を聞いて、再質問を行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　中川京貴議員の質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、知事就任１年の実績と結果についてお答えいたします。

私は、昨年10月の知事就任以来、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点から施策を展開しており、私が掲げた公約については、その全てに着手したところであります。

新時代沖縄の到来では、県経済の発展と県民所得の向上に向け、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく諸施策を推進しているところであります。誇りある豊かさでは、日米地位協定の問題点をさらに明確化していく他国地位協定調査を実施するとともに、平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む個人や団体等を表彰する草の根平和貢献賞の公募を開始したところです。沖縄らしい優しい社会の構築では、子供の貧困対策を最重要施策と位置づけ、諸施策を展開しております。離島振興については、本島と北大東島間の海底光ケーブルの整備など、離島の定住条件の整備や地域の特色を生かした産業の振興に取り組んでおります。沖縄県は、３年後の令和４年に復帰50年という大きな節目を迎えます。残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組むとともに、これまで実施した各種施策等について総点検を行うなど、新たな振興計画の策定に向けて取り組んでおります。引き続き、経済や文化、教育、福祉、保健医療、基地問題など、全ての分野の課題に全身全霊で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、行財政改革の実績と必要性についてお答えいたします。

県では平成30年３月に沖縄県行政運営プログラムを策定し、平成30年度から令和３年度までの４年間、全庁を挙げて取り組んでおります。平成30年度の実績は29の実施項目のうち、25の項目について、おおむね計画どおりに進捗しております。

県としては、多様化する県民ニーズに対して、限られた財源、人的資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスの提供に取り組むため、今後も行財政改革を

推進していく必要があると認識しております。

次に、追加質問の中の(1)、会食には利害関係のある職員はいなかったので問題ないとの発言についてお答えします。

沖縄県職員倫理規程上、該当するものではないということを確認していることから、問題ないと発言しているところです。具体的に申し上げますと、今回の場合、１つ目として、私的な友人関係にある会食であること、業者と利害関係のある職務に従事する職員はいなかったこと、３点目としまして、会食の対価は支払い済みということを確認しております。

以上のことから、倫理規程には反しないと考えております。

次に２、契約業者との契約前の飲食についてお答えいたします。

沖縄県職員倫理規程では、関係業者との接触に当たっては、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係のないものについては除外されております。

次に３、会食に参加した職員等へのヒアリングについてお答えいたします。

沖縄県職員倫理規程は、職員と職務に利害関係のある業者等との接触に関し、遵守すべき事項を定めたものであります。県職員については、友人関係だと確認しております。

４、利害関係がないものは問題ないとの認識についてお答えいたします。

沖縄県職員倫理規程は、職員と職務に利害関係のある業者等との接触に関し、遵守すべき事項を定めたものであります。４条のただし書きにおいて、家族関係、個人関係については除外されております。

次に９の(6)、ブログの削除についてお答えします。

個人の判断で行ったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)、県内企業への優先発注等についてお答えいたします。

平成30年度土木建築部発注工事における県内企業の受注額は、約450億円、受注率は96.7％となっております。沖縄総合事務局においては、受注額は約298億円、受注率は54％、沖縄防衛局においては、約424億円、63.9％とのことであります。県では、毎年、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対し、県内建設業者への受注拡大、建設資材等県産品の優先使用等を要請しており、今後とも県内企業への優先発注に努めてまいります。

次に１の(4)、米軍発注工事の県内企業優先発注の取り組みについてお答えいたします。

米軍発注工事においては、15万ドルを超える案件に対して、100％の契約保証が義務づけられており、このことが入札参加の課題となっております。そのため、県では、毎年、米軍等関係機関に対し、可能な限りの分離・分割発注とボンド率の軽減を要請しております。今後とも関係機関へ要請を行い、県内建設業者の受注機会の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

次に２、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、交通渋滞対策についてお答えいたします。

那覇市内の平日混雑時の平均旅行速度は、約16キロメートルと全国最低の水準であり、交通渋滞が慢性化している状況であります。新たな交通網の整備による抜本的な対策として、２環状７放射道路の整備や、国道58号、沖縄自動車道及び国道329号の３本の南北軸を東西に連結するハシゴ道路ネットワークの整備を国と連携して推進しております。また、短期対策として、右折帯設置や公安委員会との調整による信号現示の変更などの渋滞ボトルネック対策に取り組んでおり、引き続き交通渋滞緩和に資するハード対策に取り組んでまいります。

次に２の(2)のア、高速道路の交通渋滞対策についてお答えいたします。

沖縄自動車道については、現在、本線部の３カ所が主要渋滞箇所に選定されております。また、沖縄北、沖縄南、西原等のインターチェンジ接続交差点が主要渋滞箇所として選定されております。県では、国やＮＥＸＣＯ西日本等の関係機関と連携して、渋滞ボトルネック対策やインターチェンジの増設等により、沖縄自動車道の交通渋滞対策に取り組んでいるところであります。

次に２の(2)のイ、アリーナ建設に伴う交通渋滞対策についてお答えいたします。

沖縄市多目的アリーナ建設地に近接している沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されております。県では渋滞ボトルネック対策として、県道における右折帯の延長及び２車線化を行ったところであります。また、ＮＥＸＣＯ西日本において、沖縄南インターチェンジ内の右折２車線化について、検討を行っているとのことであります。

次に２の(2)のウ、池武当インターチェンジ（仮称）の現状についてお答えいたします。

池武当インターチェンジ（仮称）については、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられており、地域活性化や主要渋滞箇所である沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和に資することから、その必要性を認識しております。今年度は、県において予備設計を実施しており、関係機関と連携して、早期の事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に２の(2)のエ、うるまインターチェンジ（仮称）の現状についてお答えいたします。

うるま市から要望のある、うるまインターチェンジ（仮称）及び東西連絡道路については、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられていないことから、交通需要や整備効果等を踏まえ、幹線道路ネットワークとして位置づける必要があります。今後、うるま市と連携して、可能性を検討していきたいと考えております。

次に２の(5)のア、所有者不明土地等の公共事業への影響と課題についてお答えいたします。２の(5)のアと２の(5)のイは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

公共事業における所有者不明土地の取得については、土地収用法に基づく不明裁決申請や不在者財産管理制度を活用し権利を取得する方法があります。また、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行され、一定の要件を満たす場合には、公共事業における収用手続にかかる期間の短縮が図られることとなっております。なお、同法に関する県への相談件数は、平成30年度において２件となっております。

県としては、所有者不明土地に関する課題の解決に向けて、関係法令の周知に努め、関係機関等と連携して対応してまいります。

次に２の(6)、泡瀬地区埋立事業の必要性、課題等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の振興を図るために実施しております。県は、平成17年度に事業着手し、平成22年度には、環境等に配慮して埋立面積を当初計画の約半分にしております。現在、令和７年度の埋立完了を予定しており、総事業費は約397億円を見込んでおります。また、社会経済動向に即した土地利用計画とすることが課題となっており、現在、沖縄市において検討を行っております。

県としては、今後とも国や沖縄市と連携を図りながら事業に取り組んでまいります。

次に３、土木行政についての御質問のうち(1)のア、小波津川の浸水被害に関する河川管理者の対応等についてお答えいたします。

去る６月26日、沖縄本島中南部地域の豪雨により、各地で道路冠水や土砂崩れ等が発生し、県民生活に多大な影響を及ぼしております。小波津川流域においても、道路冠水や床下浸水などの被害が発生しております。県では、現在、国道329号から西原町役場付近までの約800メートルの区間について、西原町と連携を図りながら、浸水被害の軽減に向け、早期整備に取り組んでいるところであります。

次に３の(1)のイ、河川改修工事の進捗状況についてお答えいたします。

小波津川河川改修工事において、河口から国道329号までの約900メートル区間については、用地取得が難航したものの下流から順次整備を進め、平成29年度に完了しております。国道から西原町役場までの約800メートル区間については、平成30年度から工事に着手しており、令和４年度までに整備が完了できる見込みとなっております。

県は、引き続き西原町と連携し、早期整備に取り組んでまいります。

次に３の(1)のウ、人道橋の改修についてお答えいたします。

国道329号から西原町役場までの区間において、小波津川を横断する人道橋は２橋あり、いずれも西原町が管理する施設であり１橋は既に整備を終えております。残りの１橋について、西原町に確認したところ、上部工の橋梁形式をＰＣ橋とする設計を行っているとのことであります。人道橋の橋梁形式については、施設管理者である西原町において、経済性、施工性等を考慮し適切に判断されたものと理解しております。

次に３の(1)のエ、地元の要請に対する県の対応についてお答えいたします。

小波津川における浸水被害等の発生後、地域住民から道路清掃活動時に必要な資機材等の提供を求められております。

県としては、氾濫後の清掃等への対応について、西原町と意見交換を行ってきたところであり、西原町において、清掃活動に必要な資機材等の購入を検討しているとのことであります。県は、地域住民の安全・安心を図るため西原町と連携し、浸水被害の軽減に向け取り組んでまいります。

次に３の(1)のオ、今後の改修工事の進め方等についてお答えいたします。

小波津川については、平成15年度の事業着手以降、毎年約３億円の事業費を投入し、集中豪雨や台風時の降雨による浸水被害の軽減に向け、整備延長約3800メートルの河川改修に取り組んでいるところであります。現在工事中である国道329号から西原町役場までの区間について、平成30年度から地域住民に対し工事説明会を開催しております。

県は、引き続き地域住民や西原町と連携し、周辺の景観と調和した河川整備を進め、令和10年度の事業完了を目標に取り組んでまいります。

次に３の(2)、浸水被害の解決に向けた関係機関との話し合いについてお答えいたします。

県は、島袋地域での浸水対策について、北中城村及び関係機関と情報を共有する場を設定し、効率的に事業が進むよう支援してきたところであります。現在北中城村において、島袋地域の浸水被害の早期軽減に向け、雨水調整池及び既設水路の改良工事を実施しているところであります。

県は、引き続き予算面や関係機関との調整などで支援・協力してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　追加質問の(5)、ＳＤＧｓワーキングチームとの関係についてお答えいたします。

会食した者の中に、後のＳＤＧｓワーキングチームのメンバーがおりましたが、ワーキングチームの設置は令和元年６月18日で、万国津梁会議に係る委託業務の契約日である５月24日の後となっており、ＳＤＧｓワーキングチームのメンバーは、職務との関係はないものと考えております。

続きまして２、県内社会資本の整備についての(3)、陸上交通体系の進捗状況と県の考え方についてお答えいたします。

本県の総合的な交通体系のビジョンを示した沖縄県総合交通体系基本計画の目標である、強くしなやかな自立型経済の構築及び沖縄らしい優しい社会の構築を図るためには、体系的な道路網の整備を着実に進めるとともに、公共交通の充実に向けた取り組みが重要であると考えております。このため、現在、はしご道路を初めとする幹線道路ネットワークの整備や、定時・速達性の高い基幹バスシステムの導入等に取り組んでいるところです。また、長期的な観点からは、骨格軸となる鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを推進しているところであります。

同じく２の(4)、鉄軌道ルートにおける県の考え方についてお答えいたします。

鉄軌道のルートについては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる将来の姿の実現等の観点から圏域間連携の強化や移動利便性の向上等の公共交通の役割や、採算性等について考慮しながら検討を行いました。この結果、那覇市から宜野湾市、北谷町、沖縄市、恩納村等を経由して名護市を結ぶルートを構想段階における概略計画として決定したところです。なお、今後、公共交通の利用環境改善等による利用促進が図られ、公共交通の需要が増加することも考えられることから、将来的には、鉄軌道の延伸等について、公共交通の利用状況や地域のニーズ等を踏まえ、検討していく必要があると考えており、当該方針については沖縄鉄軌道の構想段階における計画書に盛り込んでおります。

次に４、水産・観光振興について、４の(3)のア及び４の(3)のイ、交通渋滞緩和のための高速船の活用について。４の(3)のアと４の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

那覇港から本部町、恩納村及び北谷町の港を結ぶ高速船については、昨年９月に国が実施した実証実験に参加した民間事業者において、本年４月から定期運航が行われております。現在、当該事業者において、観光客の利用拡大を図るための周知活動を行うとともに、通勤利用者の需要喚起を図るため、10月７日から11日までの５日間、那覇―北谷間における無料乗船の企画を実施する予定と聞いております。また、県では、那覇空港から那覇バスターミナルや那覇港の高速船の船着場などを結ぶシャトルバスの運行可能性等について、調査検討を行うこととしております。

県としましては、当該事業者の運航状況を注視しつつ、今後の需要動向を見ながら、国や観光部局を初めとする関係機関と連携して、引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、県内社会資本の整備についての御質問のうち(7)、大型ＭＩＣＥ施設整備計画の現状と課題についてお答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向け、課題となる整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理することとしております。現在、民間資金を活用する官民連携の手法に

ついて、国内外の事例調査など、各種情報の収集に努めるとともに、今後、専門家委員会を立ち上げ議論を深めていくこととしております。

県としては、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に４、水産・観光振興についての御質問のうち(1)、観光収入の実績及び目標値についてお答えをいたします。

平成30年度の観光収入は、対前年度比5.1％、額にして約356億円増の約7335億円となり、６年連続で過去最高を記録し、初の7000億円台となりました。これは入域観光客数が増加したことが主な要因でありますが、その一方で、１人当たり消費額の伸び悩み等が課題となっており、沖縄観光の質的向上が重要であると認識しております。また、令和元年度の目標値は、8000億円と設定しており、達成に向けて、誘客戦略とともに、人材育成や消費環境の整備など、受け入れ体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

同じく(3)のウ、クルーズ観光等の受け入れ体制についての御質問にお答えをいたします。

クルーズ船の寄港回数は、平成30年に528回、国際航空路線は現在、那覇空港14路線、石垣空港２路線、下地島空港１路線の計17路線242便が就航しております。外国人観光客の受け入れ体制については、観光事業者側の外国語対応能力不足や案内表記等が課題であると考えており、これまで、語学人材研修、メニューや看板等の翻訳支援を実施してまいりました。また、民間事業者等が行う新たな着地型・体験型観光コンテンツ等に対しての開発支援も行っております。

県としましては、引き続きクルーズ船の誘致や新たな路線誘致を図りつつ、何度訪れても新たな出会い、発見がある観光地となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　４、水産・観光振興についての御質問の中の(2)、海の牧場についてお答えします。

海の牧場については、定置網漁業等を活用した魚類の畜養や加工処理により、水産資源の有効活用や、水産物の付加価値を高めるとともに、定置網漁業の体験及びダイビング等による観光漁業等を総合的に組み合わせたものと考えております。海の牧場の可能性については、漁協や市町村の要望に加え、養殖の専門家の意見及び費用対効果等を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、５の子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度の拡大についての御質問にお答えします。

県は、平成30年６月及び11月に、こども医療費助成事業主管課長会議を開催し、各市町村と制度の拡充に向けた意見交換を行ったところであります。また、今年度５月に、こども医療費助成制度の拡充に係る市町村の意向調査を行ったところであり、その調査結果を踏まえ、引き続き対象年齢の引き上げについて、中学卒業までを視野に入れながら市町村と協議を進めていきたいと考えております。

次に、事業費等につきましては、現時点での試算では、自動償還方式で中学３年まで引き上げた場合、約14万8000人の増、事業費は約10億円増の約27億円、また、小学校６年まで引き上げた場合、約９万8000人の増、事業費は約７億円増の約24億円と見込んでおります。

次に、(2)の市町村の現物給付の状況と課題についての御質問にお答えします。

未就学児への現物給付につきましては、県内全市町村で実施されております。また、課題としましては、小中学生への現物給付に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が行われることであると考えており、県としましては、全国知事会等を通して国に対し、同調整措置の廃止を要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の子ども・子育て支援についての御質問で(3)、学校給食費の予算額等についてお答えいたします。

平成30年度の本県公立小中学校における学校給食費は、小学校265校で９万9314人に対し約45億円、中学校145校で４万5013人に対し約22億9000万円、総額で約67億9000万円となっており、無償化にした場合、最大で同額程度となります。

次に６の人材育成についての御質問で(1)のア、奨学金制度の現状についてお答えいたします。

県教育委員会が実施している給付型奨学金としては、平成28年度に創設した沖縄県県外進学大学生奨

学金があり、経済的理由で県外進学が困難な大学生に対し、入学支度金30万円以内及び月額奨学金７万円を給付しております。貸与型奨学金としては、沖縄県国際交流･人材育成財団による、高校生や大学生等に対する無利子の奨学金があり、その貸付原資に対して県から補助等を行っております。奨学金の額は、高校生等が月額１万8000円から３万5000円、大学生等は月額２万1000円から８万円となっております。

次に同じく６の(1)のイで、給付型奨学金制度の実績等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会が実施している給付型奨学金については、平成28年度の創設以来、毎年25人を採用し、平成28年度は25人に約724万円、平成29年度は50人に約2631万円、平成30年度は75人に対して約4741万円を給付しております。予算額については、採用人数の拡充に伴って毎年増額しており、令和元年度は、100人分の給付額と事務費を合わせて7113万8000円となっております。

次に同じく６の(1)のウ、県及び市町村の無利子奨学金についての御質問にお答えいたします。

沖縄県国際交流・人材育成財団が実施している無利子奨学金について平成30年度は、高校生や大学生等2090人に、６億3188万3000円を貸与しております。また、県内の市町村が実施している貸与奨学金については、人数や予算は把握しておりませんが、実施されている貸与奨学金は無利子と聞いております。

次に同じく６の(1)のエ、高校生の留学などの派遣交流事業についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、国際社会で主体的に活躍できる人材の育成を目指して、沖縄振興特別推進交付金を活用し、高校生を対象に長期留学事業と海外短期研修事業を行っております。平成30年度は、長期留学事業で、応募者176名のうち85名を欧米、アジア、南米諸国へ１年間派遣し、また、短期研修事業では、応募者842名のうち215名を米国、中国等に派遣いたしました。今後とも、国際社会に対応したグローバル・リーダーの育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　６の人材育成についての御質問のうち(1)のエ、大学生等の派遣交流事業についてお答えいたします。

県では県内大学生等を対象に大学生等海外インターンシップ事業を実施しておりますが、語学専門生の派遣交流については当該事業の対象となっておりません。本事業はアジアでの就業体験等を通して、グローバルな視点と、就職に必要な積極性、チャレンジ精神を醸成することを目的に、沖縄振興特別推進交付金により実施しております。平成30年度の実績は、106名をアジアの５カ国へ派遣しております。

次に、７の防災対策についてのうち(2)、防災対策の補助金についてお答えをいたします。

太陽光発電設備等とあわせて蓄電池を整備することは、災害時の停電対策に有効であると認識しております。

県としましては、引き続き国の補助事業を活用した蓄電池の導入を促すとともに、関係部局と連携し、支援の対象等を含め、どのような支援が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　７、防災対策についての(1)、自治会の発電機設置状況についてお答えします。

県下41市町村の1063ある自治会のうち、発電機の所有が確認できた自治会は、238となっております。引き続き、総務省消防庁による地域防災リーダー育成事業、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティー助成事業などにより、発電機の貸し付け、購入補助を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、再質問を行いたいと思っております。

先ほど知事は、飲み会の出席者は把握していないと答弁しておりましたけれども、これはやはり疑義をただす意味で知事、早急に調べていただいて、どういったメンバーでお酒、会食をしたということで報告していただきたい。知事はお店はよく覚えていないというようなことを申しておりましたが、これ調べればすぐわかることですから、疑義をただす意味でもこれを明らかにしていただいて、しっかりと自分の立場を答えていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回の事案につきましては、職員倫理規程に触れるか触れないかというふうなこともございました。また、あわせて知事につきましては、職員倫理規程については、特別職が除かれているというようなこともございます。プライベートのいわゆる私的な会合という

ことでございますので、そこについてはそういったところで、職員については確認をしているところでございまして、その職員がどういう関係であるかということは確認をしているところでございます。職務と関係のないあくまで友人関係のプライベートな会合だったというふうなことを確認しているところです。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　総務部長、あなたの答弁によってここまで、きょう午前中紛糾したんですよ。プライベートの問題ですか本当に。これは知事、やはり知事の潔白を明確にするためにも。これ問題になったのは、この受注業者と前の日にお酒を飲んだということなんですよ。これは、これまで我々議会議員としても考えられないことなんです。

僕は、謝花副知事にお聞きしたい。冒頭でも聞きましたけれども、これまで県職員でこういうことがありましたか。副知事が県庁に入って、職員が、この利害関係がないからと言って一緒に食事をしたというのは聞いたことありますか、副知事。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　質問の御趣旨は、要は沖縄県職員倫理規程に関連して、例えば、私は全くその職務に関係のない方、この方と私が友人だとします。そのときに、業者の方が別の部署のところと契約をしようとしているときに、飲んでいいのかというように聞こえるわけですけれども、私は友人関係としてやると、会食するということについては、先ほど来総務部長が答弁しておりますように、職員倫理規程上は抵触しないだろうというふうに考えております。

ただ、やはりそういった中においても、この職員倫理規程の趣旨は、平成８年から平成９年にかけて、国においても当時の県政においても、いわゆる当時一杯のコーヒーからというような流れの中で、この関係業者と県職員のいろんな会食等の中で、贈賄等の事案が起こったということで、この倫理規程が国においてもそして県においてもできたということは承知をしておりますが、例えば私が申し上げましたように、私が本当に旧知の友人と全くたまたま業務で契約があるにしても、関係のないところで会食するということについて、これ問題があるかというと倫理規程上を読み解く限りは、問題はないというふうに私は考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私が確認しているのは、謝花副知事はこれまで行政経験豊かですから、過去に県職員が契約の前の日に、酒、飲食したということは聞いたことがありますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　済みません。ちょっとまだ中川議員の質問の趣旨に十分答えられているかどうかわかりませんが、もしその当該職員がいわゆる利害関係にある者、これを倫理規程では関係業者というふうに規定しておりますけれども、そういう方と会食することは本来は慎むべきであろうと。ただ、これが友人関係というような形であれば、その限りではないというのが規程に書かれてあります。ただ、もう明らかに利害関係があるということを本人がわかるような中でやることについては、ある意味控えるべきだろうというようなことは、一般的にはあるかもしれませんが、厳格に規程を読み解く限り、例えば友人関係として行って、一切そこで会食の場でもいろいろな関係があると思いますが、具体的ケースでですね。規程に抵触するかと一概に言えるかというとそうではないだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、お伺いします。

これは、我々もう県議会議員――私は町議会議員も経験しましたけれども、こんな例はないと思っています。これは知事を守るために、総務部長や各部長、副知事も一生懸命答弁していますが、これがもし通るなら倫理規程に問題がないと言うならば、これ市町村に影響しますよ。そんなあしき前例をつくっていいんですか。きょう皆さんが答弁したこと、きのう答弁したことは全部ネットに載っていて市町村で適用されるんですよ。県は各部署あるかもしれませんが、市町村は職員も限られていますので、利害関係がないからと言って、市町村の職員がこの契約に絡んだ飲食があっていいと、そう言っているんですよ。どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほど副知事からもございましたけれども、この職員倫理規程はまず、職員と職務に利害関係のある業者等との接触に関して遵守すべき事項を定めておるものでございます。この利害関係者ということですけれども、これは職員が携わっている事務ですとか、いわゆる職員の職務、これがこの事務を指す――相手方を指しているということで、今回の事案につきましては、この契約事務について、この職務をやっている方はいなかったということで、しかも、さらにプライベートの集まりであったということでございますので、今回は問題がないというふうなことを発言しているところ

でございます。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　自分たちの都合のいいあれだけ適用しないで、地方公務員法の中で第33条の「信用失墜行為の禁止」、それをわかっていますか。答えてください。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　職員倫理規程は先ほど申し上げましたけれども、この２条でまた服務については地方公務員法その他関係法令を遵守するほか、この訓令に従わないということで、当然ながら職員はその基本的な心構えとして、その地方公務員法を遵守するということがございます。ただ、今回の職員倫理規程を照らし合わせたこの私的な会食、いわゆるプライベートな会食については、そこには該当しないということでございます。ただ、やはり基本的な心構えは職員としては襟を正すことが必要だと思っていますので、県としましては、総務部としましては、しっかりそういったことは注意喚起を図っていきたいと思っています。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　自分たちの都合のいい倫理だけ通して、あの信用失墜行為の禁止というのは、これ法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定するものであります。倫理上の公益違反、法律上の規範としたものである。信用失墜行為の禁止は、勤務時間の内外を問わず、勤務に関係してなされたか否かを問わず適用されると。要するに倫理規程というのは、本来そうあってはいけない。不名誉なことがあってはいけない。信用を失ってはいけないということなんですよ。これに該当しないかと聞いているんです。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　個別の信用失墜行為、いわゆるその地方公務員法に該当するかどうかについては、当然のことながら、個別具体のことについてその公務員法上の懲戒の事由より、中川議員がおっしゃるように、具体的な事案の内容、行為の動機、対応、過失の程度等を踏まえて、それを個別に慎重に判断することになると思いますが、今回の事案についてはあくまで私的な会合であったということで理解しています。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　じゃ知事にお伺いします。
　知事はきのうもきょうも答えておりましたが、友人である徳森氏が受注したということをいつ、どの時点で知ったんですか。その日聞いたのか、前の日に聞いたのか、１週間後に聞いたのかです。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　その会合の中でそのような話は出ておりませんでしたので、恐らく後に業務が始まってからそのようなことを聞いたんだろうというふうに記憶しています。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　その会合の後、その次の日なのか、１週間後なのか、その２週間後なのか、その辺のことを教えていただきたい。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　確かな記憶はありませんが、１週間以上後もしくは１カ月以上後だったかもしれません。
○中川　京貴君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後６時58分休憩
　　午後６時59分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　中川京貴君。
○中川　京貴君　この間の答弁でも５月17日に内定したと。もうその時点で内定をしているという答弁がありましたけれども、あくまでも内定であって、部長はそのときに知事に内定しましたという報告をしたんじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
　昨日５月17日で優先権ということで、相手方に通知したというところを答弁させていただきました。きのうも言いましたように、委託契約書であるとか仕様書につきまして、統括監の専決であるということ、それから委託事業者の選定に当たりましては審査委員会で行いまして、それは統括監決裁であったということでございます。そのことについて、知事への報告はしておりません。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後６時59分休憩
　　午後７時０分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○中川　京貴君　ぜひこれ、議員の皆さんも県職員の皆さんも聞いていただきたいと思っています。

この問題は、与党とか野党とかいう問題は関係ありません。我々、県民のために働く政治家として、高い道徳的、倫理的規範を持たなければなりません。それは県庁職員・公務員の方々にも当てはまることです。それを、利害関係のない職員は契約前の業者と飲食をともにしていいということを認めたら、それこそ我々議員の資質にかかわります。そんなことは絶対に認めてはいけません。部署、利害関係がなくても、県庁職員である以上、全ての職員が契約前の業者と飲食をともにすべきではないと私はそう思いますけれども、知事はどう思っていますか。副知事も答えてください、再度。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が参加したのは、あくまでもプライベートな会合であり、その状況については、るる部長から答弁をさせていただいていますが、今後とも県民の疑惑や不信を招くことのないよう、客観的かつ公正な県政運営を心がけ、公務に対する信頼を確保してまいります。

○議長（新里米吉君）　20分間休憩いたします。

午後７時１分休憩

午後７時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋守之君。

○照屋　守之君　お願いします。

追加質問を先に行い、順番を入れかえて行います。

昨日の万国津梁会議設置等支援業務委託契約については質問通告後に確認がなされた重大な問題でありますので、議事課と執行部に連絡を済ませております。

追加をして質問をさせていただきます。

まず、山形県の団体が新規事業のために１月に沖縄事務所を開設して、５月24日県と契約をしました。実績もなく職員もいなく、短時間で県行政としての2400万円の契約をしております。これは県行政のすることではないと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今回の受注者、万国津梁会議設置等支援業務スタートチームにつきましては、昨日来答弁申し上げましたように、代表者は山形県でございますが、そのほかに県内業者３業者で全体で４業者で構成するコンソーシアムとなっております。

今回の応募に当たりましては、そういった県外の業者も応募するという資格はあるということでやっておりまして、ほかの業務でもそういったことはあるというふうに認識をしております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　県は契約に当たって、2407万7000円以内を提示をして、この団体だけが応募をして、2407万7000円で契約をしております。100％満額です。これなら、事務所がなくてもあるいは職員がいなくてもペーパーカンパニーでも受託できます。

受託者は何も考える必要はございません。この団体が受託するように要綱もつくられていると考えております。県の驚きの対応であります。説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　これらのいわゆるコンソーシアムにつきましては、４つの団体から構成されておりまして、それぞれに職員は配置されているところでございます。それぞれの役割分担、それから連携・協力のもとに今回の業務を受注するということとなっております。

また、契約金額につきまして、いわゆる公募の上限の金額でございますが、企画提案でございまして、その企画の内容等審査いたしまして、今回審査委員会において決定がなされているところでございます。それが今回、協議を踏まえまして業務委託料の2407万7000円となっているところでございまして、これまでの選定に当たって、私どもはしっかりと選定がなされているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この契約金額ですね。契約した団体が前もって県に対して示して、それを県が提案額として団体が満額で契約をされた。これがわかりやすい流れではありませんか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　予算の執行に当たりましては、まず私どものほうで当然予定の金額というのを積算するわけでございます。それに基づいていわゆる公募をかけているわけでございます。今回の公募の内容につきまして、説明会等を通してやりまして、実際の応募は今回受託しているコンソーシアム、１団体でございましたけれども、彼らの提示が我々の積算ということではございません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　このような契約は県に影響力を及ぼす人がいなければ不可能であると思っているんですよ。

紹介者はどなたですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えします。
　今回は公募ということでございまして、特に紹介者がいるというふうには理解をしておりせん。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　県知事と団体の代表との深い関係を知ってそんたくされたんじゃありませんか。どうですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
　先ほど予算の執行に係る分でありますとか、いわゆる契約書に係る業務、仕様書に係る業務につきましては、担当課でやりまして、これは統括監の専決事項となっているということは先ほど答弁させていただきました。
　また、委託業者の選定に当たりましては公募で出てきた団体を一次審査で審査した上、二次審査のプレゼンを審査会において審査の後、これも統括監の決裁で決定をしているというところでございまして、特に私どものほう、先ほど御指摘のあることにはならないというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ところでこの沖縄事務所、首里の建物は確認したようですけれども、事務所の所在は確認しておりますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
　昨日御質問があって、場所の確認をしたということは先ほど答弁をさせていただきました。中に入って、中の形状がどうであるかということまでは当然確認をしているわけではありませんが、そこにいわゆる建物が建っていて、所在しているというところを確認したところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　これは１階げた履き２階の個人住宅でしょう。事務所じゃないでしょう。確認しましたか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　建物の形態はいろいろあろうかというふうに思います。それが、住宅とか住居とか事務所とかというところは問わないというふうに理解をしております。
○照屋　守之君　議長、休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後７時29分休憩
　午後７時30分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　照屋守之君。
○照屋　守之君　事務所としては確認とれていませんね。実在していますか。確認とっていますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　事務所というのはあくまで機能のことだというふうに理解をしております。ですので、そこであれば当然事務所として利用が可能であればそれはあるということであります。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後７時31分休憩
　午後７時33分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　照屋守之君。
○照屋　守之君　部長、恐ろしいことを言いますね。（発言する者あり）
○議長（新里米吉君）　静粛に。
○照屋　守之君　事務所としての機能を確認した。こんないいかげんな答弁できますか。現場見ましたか。私現場行きましたよ、個人住宅ですよ。それどうやって中に入って事務所としての機能を確認するの。確認できていないのに、確認できている。こんないいかげんな答弁ありますか。
　もう一回確認します。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
　ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、私どもとしては昨日、そこに建物が建っているということの確認をしたところでございます。その建物の利用に当たりましては、事業、いわゆる事務所としての機能は建物があれば当然そういった機能があるだろうというところの答弁をさせていただいているところです。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ちょっと休憩お願いします。（発言する者あり）
○議長（新里米吉君）　座ってください。
　みだりに席を立ってはいけませんから。質問は照屋守之君です。
○照屋　守之君　事務所としての機能はないですよ。そして、事務所らしきものもないですよ。（「調査したの」と呼ぶ者あり）　行きました。見てきました。

事務所としての機能もない、確認もしないそういう団体と契約をしているわけですよ。ですから、私は先ほど言いましたように、この今のやり方は県職員は玉城知事とその契約者との親密な関係をそんたくして団体と契約をしていると思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

私ども、今回スタートチームと契約をしたわけでございますが、そこにつきましてはいわゆる子ども被災者支援基金の沖縄事務所単体での業務というふうには考えておりませんで、４社のコンソーシアムだということでそこと契約をしたところでございます。

先ほどから申し上げていますように、契約に係る業務でありますとか、業者選定に係る審査委員会の決定でありますとかというところの事務手続を行いまして、私ども部内の決裁で行っているところでございまして、御指摘には当たらないというふうに理解しています。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時36分休憩

午後７時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　この団体代表の鈴木さんは玉城知事の国会議員時代からの支援者で親しいつき合いをしているという情報があります。

知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　国会議員時代に何か一緒に活動したということは記憶にありません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　沖縄代表の徳森さんは、玉城知事の支援者で玉城知事の選挙運動とか、玉城知事の政治活動を積極的に支援している中心人物だと聞いております。これもそうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　多くの青年の皆さんと一緒に私の選挙のときにもお手伝いをしていただいていたと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事との深いつながりがないと、この沖縄で活動自体がない団体が県と契約できるはずがないと私は思っているんですね。やっぱりこれはそんたくではないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は県知事として客観的かつ公正な県政運営を心がけたいと思っておりますが、今回のこの契約がいつだったのか、契約の手続等は部局に任せておりますので、私が関知するところではありません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　やっぱりこういう今の答弁では少しわかりにくいんですよね。

会食に参加したメンバーが万国津梁会議のメンバーであって、５月17日に内定していたことは当然知っていたというふうに思うんですよ。受託する代表も同席をしているわけですから、当然翌日５月24日に契約があるということは会食に参加されたメンバーというのは周知されていたんじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はそこに誰がいるのかということを事前につぶさに連絡を受けたわけではありません。ただ、そういうプライベートな会合があるのでちょっと顔を出しませんかということで声をかけられ、そこに１時間ほど立ち寄ったということです。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この会合に先ほど答弁で玉城知事は、会食には徳森さんから直接連絡を受けて参加したということですけれども、電話での連絡ですか知事。どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　秘書を通して連絡があったものと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　徳森さんの秘書からですか。直接ではなかったですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の秘書に連絡があって、そして私にその伝言があったということです。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　契約を翌日に控えて、契約する相手から直接秘書を通して知事に会食に参加するお願いの電話がある。これアウトじゃないですか。契約する相手から直接知事に電話が行くんですよ。契約、その前の日の会食です。これアウトじゃありませんか知事。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　５月23日の会食ですけれども、そこには知事及び職員また関係の方もいらっ

しゃったということですけれども、あくまで友人同士の会食であったということで、これは参加している職員２人から確認をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いや、これは知事が契約の日にちをわかるかわからんかというのは別にして、これ当然知事の職務権限、県を統括する立場ですから、わざわざ県知事に契約する人が直接秘書を通して連絡をして、契約の前にその会食に参加をする。これ絶対にやってはいけないことじゃないですか。これは大変なことですよ。これやっぱり県知事としてアウトでしょう。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　今回の会食はあくまでもプライベート、友人同士での会食であったということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　先ほどからプライベートと公務を使い分けていますけれども、県知事が契約をする相手と会食をする。直接県知事に受注者が連絡をする。これはプライベートも何もないですよ。こんなことが許されたら大変ですよ。

同時にこれほど発注する側と受注する側の癒着した事例というのはないんじゃないですか。全国には。

これアウトですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

昨日も御答弁させていただきましたけれども、まず職員については職員倫理規程の趣旨を踏まえて行動しているということで、今回はプライベートな会合であったと。一方で知事は公務以外において、政治家として幅広くさまざまな方々とおつき合いがあり、その中では当然議員御指摘のように業務に関係する、担う方等もいらっしゃるかと思います。

ただ、今回あくまでプライベートな関係で会食に参加したというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これ、今の説明はこの今の世の中で通用しませんよ。契約の前の日に、受注する側が県知事に直接連絡して会食をする。あした契約ですねというこんな話をしたかもしれませんね。これは、発注者と受注者の癒着というのはまさにこういうことですよ。これを堂々とやっているんですよ。県の最高責任者としてアウトでしょう。これ世の中的にはアウトですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

この契約につきましては、予算執行伺い、仕様書の作成から含めまして、部内の決裁で完結しているわけでございます。先ほど答弁申し上げましたように、私のほうから、個別具体に契約の話を知事に報告したことはございません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いや、これは知事が知る知らないはどっちでもいいんですけれども、県知事が契約の前に受注者、向こうから誘われて、これも誘われてですよ。そういうふうな場所に参加して会食をする。これはもう前代未聞の業者との癒着ですよ、行政と。こういうことは世間的には許せませんよ。これ、23日の会食、翌日の契約ということですけれども、このメンバーは契約の前祝いとか、あるいは今後の取り組みの意見交換みたいな、そういうような目的でこれ会食なされたんじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　知事につきましては、私どものほうから契約についての報告はしていないわけでございますので、その件については承知をしていなかったというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これはそのときに玉城知事の友人の鈴木さん、徳森さん、当事者ですよね。知事も契約おめでとうくらいの乗りで参加したんじゃないですか。写真にはそのように写っていますよ、にこにこして。満面の笑みを浮かべて写っていますよね。だから、知事がそれをわからなかったというのを説明するのが難しいんじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　昨日も本日も答弁をさせていただいておりますが、私は契約がいつであるかということは一切知らされておりませんでした。ですから、あくまでもプライベートな友人の会合に参加をしたということです。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは知事が公の場で認めないということですから、これはやっぱり私は非常に不透明な対応だと思っております。ですから、これは県議会で百条委員会をつくって参考人招致で対応しなければいけない課題だろうなと思っていますから、議長、取り計らいをよろしくお願いします。

それで、この万国津梁会議に関するその契約、これ

だけ不信感や疑惑を持たれている。事務所もない、職員もいない。そういうところが受注をする。あるいはまた県知事とそういう方々の親密な関係でそんたくされているんじゃないかというふうな、そういうふうなことも考えていくと、やっぱり知事は県民に対してしっかり事実関係を解明するというふうなことが求められていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

昨日から知事との会食の関係で、知事との従前から知っている方がいたということである意味おかしいのではないかということ。職員倫理規程については十分御理解いただいていると思いますが、契約の段階においても先ほど来、文化観光スポーツ部長が答弁していますように、これにつきましてはやはりプレゼンテーション、一次審査、二次審査やって、その中で適合性、実効性、具体性そういったものをもろもろ審査してやったと。その中で特に決裁については統括監で行ったということで、この審査基準に基づいてやったということでそんたくはないというような趣旨の答弁はあったと思っております。

それから、知事がその会食前に知る知らない関係ないんだと。そもそも、翌日に契約する業者との会食自体が問題だと言っていますが、職員倫理規程上はやはり友人関係ということについて特に一般職であっても外されていると。特に知事は特別職でありますので、そもそも倫理規程も規定がないというようなことはるる答弁させていただいているところです。

若干長くなりますが、先ほど中川京貴議員から、要は契約する人と会食すること自体だめじゃないかというような話がありますけれども、この倫理規程というのは、会食だけではなく、遊技、例えばスポーツを含む全てのものをやっているわけですね。じゃ全く職務と関係のない方が何千名といる職員の中でいろんなまた契約がある中で、知る由もないような中でこれも禁止されるというようなことが果たして適当なのか。この倫理規程には、これも質問がありましたが罰則もございます。懲罰もございます。そういった中において、県としては倫理規程に基づいて公正な職務の執行を図るという観点からしっかりと対応していくということはるる答弁させていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　とにかく契約の前に受注者から知事に直接電話を入れて会食をし、翌日契約をする。そういう受注者が直接知事に連絡をするくらいの親密性がある。これまさに癒着ですよね。先ほどプライベートがどうのこうのと言っておりますけれども、県知事は地方自治法ですよ。県知事の職・権限、147条そして、154条、その職員を指揮統括する、県を統括するという、そういう地方自治法のもとで仕事をしているんですよ。自分の都合のいいようにこれはプライベートだとか、これは公務だというそういうようなことは知事には当たりませんよ。地方自治法にのっとってやるということですから、そこからしていくとやっぱり今のやり方非常に玉城県政は危ういなというふうなことを今感じておりますから、ぜひそこはしっかり改めてもらいたいと思っています。

次に、沖縄県知事として基地の整理縮小や沖縄振興の取り組みについて。

なぜ玉城知事は県政の最高責任者として普天間の返還、辺野古問題の解決に取り組まないのか伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

知事は、普天間基地の危険性を放置せず、そして、辺野古に新たな基地はつくらせないことを公約に掲げ、その実現に向けて取り組んでいるところです。辺野古新基地建設問題は、国民全体で議論し民主的に解決を図るべき問題であることから、その機運醸成のためトークキャラバンを行い、インターネットやＳＮＳを通じて知事の考え方を広く国内外に伝え、理解と協力を促しているところであります。また、政府に対しては、普天間飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去について強く求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、知事は基地の整理縮小、どのように進めるかお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があり、その確実な実施を日米両政府に対し強く求めてきたところであります。また、去る３月に知事から安倍首相に対し、ＳＡＣＯ以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場（ＳＡＣＯＷ）を設けることを強く求めたところであります。さらに、米軍基地問題に関する万国津梁会議での

議論等を踏まえ、県の政策や取り組みに反映し、米軍基地の整理縮小につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 次に、基地の整理縮小に向けた全国キャラバンについて、県の予算と委託先と内容の説明を願います。

○知事公室長（池田竹州君） 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後７時54分休憩

午後７時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

トークキャラバンの予算額につきましては、1043万5000円でございます。これまで東京のキックオフシンポジウム、そして名古屋、大阪でキャラバンを開催しております。

委託先につきましては、プロポーザル方式によります随意契約によりまして、新外交イニシアチブが受託しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 この委託先の新外交イニシアチブというのは、どういう組織ですか。説明してください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 特定非営利法人で目的は定款によりますと、日本を中心とした各国の人々に対して国境を越えた情報の収集発信、人と人とのネットワークの構築、諸機関への働きかけなどを通じて、民間外交の促進に寄与することを目的としております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 事務所は首里にあるということですけれども、実在しますか。職員もおりますか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 応募者の主たる所在地は東京都新宿区になっております。従たる事務所につきましては先ほど申し上げました首里のほうになっております。

以上でございます。

○照屋　守之君 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後７時57分休憩

午後７時57分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君） 私どもとしては直接その事務所を確認しておりませんが、文化観光スポーツの受託した方と同じ住所であるというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後７時58分休憩

午後８時０分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

附属書類の一部に内閣府のホームページで新外交イニシアチブの概要が記載されております。その従たる住所としまして、沖縄県那覇市石嶺町の住所が記載されているというところは確認しております。ただ、具体的に私どもとしてその事務所の所在を、現場を確認したものではございません。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 非常に無責任ですね。

1043万の仕事をさせながらそこに事務所があるのかどうかも確認しない。こんな無責任な行政ありますか。

なぜ、この新外交イニシアチブと万国津梁会議を受託した団体の住所が一緒なんですか。どういうことですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

先ほど、中川京貴議員に答弁させていただきましたが、ＮＤ、定款の中に徳森さんが理事として記載されていることによるものと思います。

○照屋　守之君 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後８時１分休憩

午後８時２分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君 ということはこの新外交イニシアチブと万国津梁会議を受託した団体は一つということですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） ＮＰＯ法人新外交イニシアチブの代表者、代表理事は猿田さんでございま

す。所在地は東京となっております。その理事の一人として徳森さんの名前が記載されているということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　あの住宅の２階に２つの事務所なんかあり得ませんからね。ですから、そういうのも確認しないで1043万契約する、とんでもない話ですね。大失態じゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　知事のトークキャラバンにつきましては、県外での講演会、そしてキャラバンを中心としています。このため私ども募集要項におきましては県内に事務所の所在というのは要件にしておりません。そして、その結果、東京に主たる住所がある新外交イニシアチブが応募したものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　非常にいいかげんなことを言いますね、お金払って。

新外交イニシアチブの評議員に現職国会議員が入っていますね。どういうことですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

評議員となっているという情報はホームページ等で確認しておりますが、その経緯等につきましては私どもからちょっとお答えするものではないと考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　玉城知事とこの国会議員との関係はどうなっておりますか。説明してください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　知り合いです。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知り合いどころか、玉城知事の後継者でオール沖縄の国会議員で政治仲間でしょう。どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　政治仲間という捉え方は非常に幅があると思いますので、その広い幅の中においては同じ仲間であると思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　国会議員が入っているということは、この非営利法人というのは名ばかりで政治団体に等しいですね。この特定の政治団体に県が1043万で委託をすることが許されますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　評議員になられていたのは、その方が国会議員になる以前からだというふうに考えております。政治団体かと言われますと、ＮＰＯの届け出からいくとそういったものではないというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この団体は、辺野古基金から相当の支援を受けていますね。幾らの支援を受けていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時５分休憩

午後８時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成29年度のＮＤの決算報告書で確認したところ、任意団体時に辺野古基金から使途が制約された寄附金として1100万円の助成金をもらっております。なお、同決算報告書によりますと当該寄附金のうち未使用で返還義務のある600万円につきましては返還したとなっており、平成29年度末の残高は３万9184円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　何で辺野古基金から支援を受ける団体にわざわざ公のお金1043万で委託する必要があるんですか。公正公平ではないでしょう。どういうつもりですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもこの全国キャラバンのものにつきましては、プロポーザル提案ということで、４月19日から５月２日までホームページ上で公募を行ったものでございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時７分休憩

午後８時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、４月19日から５月２日まで、私どもはホームページで全国の公募を行いました。その結果、新外交イニシアチブから応札がありまして所定の一次・二次審査、そして審査会を経まして審査の結果、その新外交イニシアチブがこの事業を執行するものとして受託をしたものでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　辺野古基金から支援をいただいている団体に公の予算で委託する。おかしいですよ。だって、わかっているんでしょう、そういう団体というのは。わざわざそこに仕事をさせて資金を回しているようなものじゃありませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　トークキャラバンにつきましては、私どもその必要な経費等について見積もりをして公募を行ったものでございます。その結果、新外交イニシアチブから応札があって、所定の審査を経てその事業を現に執行しているものでございます。そういった事業の執行上、ＮＤ新外交イニシアチブについては事業を受託できるだけのいわゆる執行能力があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　このイベントは大阪府副知事が非常に政治的に偏っていると、事務局も含めて、内容も含めて。これは行政がやるべきではない。政党とかそういうようなものがやるべきだというそういうふうな指摘までされているんですよ。名古屋でしたか、民主党の国会議員がそこに参加していますよね。ですから、公正公平な県の予算で何で偏ったそういうふうな政治的な活動みたいにやるんですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

名古屋につきましては、今照屋議員御指摘の国会議員の方も出ております。また一方で辺野古移設にいわゆる容認派というか容認する立場の方の出席もいただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、このイベントは公正公平にやるべき県が、まさに本当に政治利用ですよ。それも、玉城知事の政治仲間である国会議員が所属する団体に委託をする。これまさに権力の濫用ではありませんか。県知事の権力と国会議員の権力を合わせて1043万を委託をする、実現をした。それが実態じゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、規則に定める公募手続を経て必要な審査を行って、受注業者を決定したものでございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時11分休憩

午後８時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

この事業につきましても統括監決裁となっております。審査につきましては統括監以下審査会を行いまして、審査を行いました。この審査結果の内容等につきましても、その時点で知事に報告したことはございません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　それは報告はしてないんでしょうね。それかやっぱりあれでしょうね。この県職員が県知事と国会議員の関係をそんたくしてそういうふうなことをやったのかということだと思うんですね。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、私ども公募手続を経まして、所定の審査を統括監決裁という形で行っております。その各課長、それぞれのメンバーがそういったそんたくを行うことはないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この２つの団体、共同で不透明なやり方で2400万と1043万円合計3443万円。県の仕事を受けて、玉城知事を支える。そういうふうに支援者に回しているんじゃないかなと思うぐらいなんですよ。この決めるやり方、取り決めるものも含めて、その内容。実際はそういう形で活動されていませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

トークキャラバンにつきましては、辺野古移設問題を初めとする沖縄の米軍基地問題、そして日米地位協定の改定などにつきまして全国的な議論を深め、自分ごととして考えていただくよう開催しているところでございます。また名古屋、大阪につきましてはそれぞれ６社、８社のマスコミを訪問して、沖縄県の基地問題について理解を深めるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　答弁になっていないんじゃないかな。新外交イニシアチブの役員に万国津梁会議を受託した団体の役員が鈴木さん、徳森さん、それ入っています。これ、２つが一体というそういう証明ですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず万国津梁会議の設置等支援業務委託、これ再三文化観光スポーツ部長から答弁させていただいておりますが、４社から成るコンソーシアムとなっております。１つは、一般社団法人

の子ども被災者支援基金、これ所在は山形ですが、徳森さんが沖縄にいらっしゃると。その方々の業務は全体的な調整を主な役割としております。それ以外にも団体名は省略いたしますが、例えば進行記録に係る会社運営の役割をしている業務会社が１社、それから県内の業者で旅行手配を役割としている業者がいらっしゃいます。またもう１社、海外情報並びに発信を役割としている業者がいるということで、そういった中でコンソーシアムをやっているということで、何か徳森さんを中心としたトークキャラバンとの関係のみを包括されていろいろお話ありますが、全て事務的に説明していただいて、一次審査、二次審査、そういったものを踏まえて関係統括監を筆頭に審査基準に照らして業者が選定されたということを再三答弁しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　とにかくこの鈴木さん、徳森さんと県知事との親密な関係、先ほど言いましたように契約前のそういうふうな会合に直接電話を入れて呼ぶ。そういうふうなことも含めて癒着をしているということ。そういうふうなところに、県から予算を組んで委託をしている。あるいはこの新外交イニシアチブについては、国会議員が所属する団体、そして辺野古基金から援助を受けているのにわざわざ県から予算を回していくという、そういうふうな不透明なやり方というものはやっぱりこれは県知事とあるいはその別の何か権力の濫用みたいな形で自分の仲間に予算を回していくという、そういうふうな構図があるわけですよね。我々沖縄県政は、口ききで副知事がおやめになった事例があります。この今の不透明さ、疑惑は、あれ以上の大問題じゃないですか。私はそう思っていますよ。ですから、これはもちろん当然、県知事ももっと具体的に襟を正して、何で事務所がないところに我々は発注したんだろうかというふうな、ごく基本的なところから検証してやっていかないと大変なことだろうと思いますね。まさに知事とその周りにいる関係者との親密な関係。その周りの利害関係でこういうふうなものが沖縄県政で行われているというふうに疑われてもしようがないと思いますね。

ですから、私はこの問題は先ほども言いましたけれども、ぜひ県議会でも特別調査委員会を設置して、真相究明を求めてほしいというふうなことを考えておりまして、ぜひ議長においては配慮方お願いをいたしまして終わります。

よろしくお願いします。

○中川　京貴君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時18分休憩

午後８時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　議長、済みません。休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時23分休憩

午後８時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　よろしいでしょうか。

知事の政治姿勢で、万国津梁会議の状況とその会議に何を期待するのかということでやっているんですが、もうきょうの答弁でいろいろとありますので、この万国津梁会議とトークキャラバンが余りにも知事、不明確になってしまっているわけです。知事の万国津梁会議にしてもこのトークキャラバンにしても知事が、俺がやるんだと言ってやったこの品物ですよ。この品物が今、あなたの仲間が全部やっているんじゃないかという疑義が出てしまっている。これがその行動基準にもどうあるのかと倫理規程の話じゃないよ、行動基準でも皆さんはこれどう考えるのかということを問われているものだと思うんですけど、知事、その辺どう考えますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまで各部局長から答弁をしていただいているとおり、適正な手続にのっとって、それぞれの契約が進められ、事業として進められているものというふうに思慮いたします。万国津梁会議がそもそも、それぞれの分野別のテーマを設けて専門家の方々から県の政策に対しての意見を伺うというそういうある種、県のシンクタンク的な機能を果たすものです。他方トークキャラバンは、沖縄県が取り組んでいる状況や、米軍基地辺野古の埋め立ての問題や日米地位協定の問題などを全国の皆さんにその問題を提起をして日米同盟のあり方や、沖縄における米軍基地の負担についてぜひ自分ごととして考えていただきたいということで全国の皆さんに情報発信をするというものですから、それぞれ万国津梁会議もトークキャラバンも本来全く別のものであり、それぞれがまた私がぜひ沖縄県の政策と全国の皆さんにその沖縄県が進めようとしていること、あるいは進めてほしくないことをしっかり情報発信しようということで取り組んでおるものであります。ですから、これからも私もその疑義を招かないようにしっかりと公正な運営を心がけていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、あなたが幾らどう言おうが、仲間にやってしまったわけさ。この行動基準の中には多分これ職員は、もう知事はというところもあるんでしょうけど、勤務時間外においてもみずからの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないということでうたっているわけですよ。禁止事項ではなくて、それを基本にしなさいよと。だから国民・県民にそういう不信感を持たれないようにその行動基準で示されているわけですよ。プライベートだからいいというような、総務部長の話じゃないわけですよ。あなたは公人、どうあろうが、勤務外であろうが、勤務外で仲間と酒飲んでるからいいという話にはならない。その辺はやっぱり肝に銘じてもらいたいというふうに思っています。

この万国津梁会議、基地問題含めて今度、子供虐待の分があります。また先ほどの続きでもあるんですけど、この万国津梁会議を含めてＳＤＧｓ含めて、島袋純教授はどういう役割を果たしているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時27分休憩

午後８時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　島袋純琉球大学教育学部教授ですけれども、大学講義等でＳＤＧｓを取り上げるとともに、市町村職員研修や市民公開講座等においてＳＤＧｓと政策立案を受け持ち取り組んでいるところ、これらの実績を勘案しまして万国津梁会議、ＳＤＧｓにかかる討議の委員長として選任されたところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　先ほどから仲間同士で酒飲んだという部分でいろいろと写真も出てきてたんですけど、あのメンバーの中に島袋純教授も入っているんですか。これ答えられますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　はい、その中の１人に入っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから、知事。受託業者がいる、県の職員が入る、万国津梁のＳＤＧｓを担当する島袋教授がいる。その中で仲間同士で酒飲んでいて、この万国津梁会議の話をしないと。何にも一切せずに、プライベートの話をするって、誰も考えないわけさ。普通そういう分で、今度の万国津梁会議こういう形で持っていこうね、こういう会議しようねと、次は人権だね、ＳＤＧｓだねというような話をすると思うんですけど、そのときの会議内容というのはそういう会議ではなかったんですか。会議じゃなくて、飲み会は。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が、本当に記憶しているところでは、そういう仕事の話ではなく、例えばフジロックフェスティバルの話とか、知事仕事忙しいですよねとか本当にそういうたわいない会話だったと思います。ですからぱっと顔を見せて、１時間程度で、翌日の業務のこともありましたので早目に私は切り上げました。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、だから行動基準しっかりと守ったほうがいいですよ、みんな疑義を持つ。メンバーがそういうメンバーであれば、万国津梁会議どういうふうにやればいいかねという知事に対するような話もしてくる、純さんもこういう形での会議しようねというのは酒飲んだらそういう話を知事を目の前にしてしないわけがないです。そういうことをしっかりと肝に銘じてほしい。

そして、もう一つこの万国津梁会議で、子供虐待防止に関する万国津梁会議を１回目、７月にやっているんですけど、これ場所はどこでやったんですか。場所をどこでやって、この支援業務のスタッフの皆さんが何名で県の皆さんが何名参加したんですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　万国津梁会議の虐待に関するテーマに関して、第１回目の会議が７月25日に行われております。そのときの参加者でよろしいですか。スタッフの数は５名、県職員が福祉部関係が５名程度だったと認識しております。

○當間　盛夫君　場所。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　場所はハイアットリージェンシーホテルです。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これ、部長が答えていいんですけど、何で子供虐待いろんな問題がある。子供虐待、貧困問題とかいろんなのがある。こういった分を議論する場所が何でハイアットリージェンシーなのか。何であんな高い高級な、間違ったらコーヒー１杯1000円、2000円するようなところが会議場になるんですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　７月25日の委員の皆様の日程とそれから場所の広さ、それから県

庁から近くということも勘案しまして、一番低廉なところだったというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　知事、あなたがこの万国津梁会議は次の新たな振興のために、やろうとしたものがこういう感じのもの。それで、この万国津梁会議いつ終わるのか、この虐待防止に関しては、皆さん予定は。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　虐待に関しましては、１回目が終わって、２回目で取りまとめる予定になっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　部長、沖縄の子供の虐待だとか、沖縄の貧困問題というのは皆さんの２時間の２回の会議で取りまとめができるようなものなんですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　虐待に関しましては、さまざまな課題もございます。県としましても、児童相談所を中心にいろんな取り組みを行っておりまして、また虐待の背景には貧困の問題もございます。それに関しましても子供の貧困に関する有識者会議なども通じて行っております。
　今回の虐待に関する万国津梁会議につきましては、今年度中に虐待に関する条例を県としては提案したいということで進めているところでありまして、その理念でありますとか、施策の進め方について御示唆をいただきたいということもございまして、２回で取りまとめて条例案に持っていきたいということもございましたので、そういう日程となっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この条例をつくったほうがいいんじゃないかと、中身、議事の中身読ませてもらいました、本当に委員の皆さんすばらしい提言していますよ。条例つくるべきだと那覇市の中核都市としての児童相談所もやるべきだということを含めて、本土から来ているある委員はやっぱり貧困問題になる、沖縄の経済の中の問題になるから、私じゃなくて沖縄の経済団体の皆さんが入るべきだという指摘に対してはどうですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　委員からそういう御意見もございましたけれども、今回は虐待に関するものにフォーカスして意見をいただきたいということもあって、子供の貧困に関する有識者会議とそれから県の進めている施策については２回目の会議のとき等も含めて御説明させていただきたいということで、御理解いただいたものと考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　部長、虐待問題だとか子供貧困のものは皆さん検証委員会もいろいろとやっているよ、審議会とか。そういったことも真剣にやらないと、このたった２回のもので万国津梁会議すばらしいねというような形に僕はならないと思っているから、もう少し皆さんこのことは時間かけてやるのかということを２回目の会議が次あるみたいですので、そのことを持ちながらもぜひ検討してください。
　トークキャラバン。この受託された新外交イニシアチブ、この新外交イニシアチブは今回このトークキャラバンで事業を受託しているんですけど、このイニシアチブは知事が訪米する中で何か役割はあるんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　昨年、玉城知事訪米されましたが、特に新外交イニシアチブさんがかかわったということはありません。ことし10月14日から、また今月行く予定にしておりますが、それにつきましてもワシントン事務所等の対応で考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　イニシアチブがこの訪米関係、そういったものにかかわることはないという認識でいいわけですね。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　おっしゃるとおりでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　知事、この万国津梁会議とトークキャラバン、トークキャラバンに関しては先ほどもあったように、知事の政治活動じゃないかということも指摘されております。いろんな意味で僕は知事はもっと知事としての行動基準ということをしっかりと持って県民・国民からその分での疑義を持たれないようにちゃんとやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
　休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後８時37分休憩
　　午後８時38分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○當間　盛夫君　次、Ｊリーグ規格の整備事業、ＦＣ琉球、Ｊ１ライセンスとりました、この分で。このスタジアムの整備状況これどのようになっているか。こ

れ知事の重要度になるのかを含めて取り組み状況をちょっと教えてください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
　スタジアムの整備につきましては、スポーツの振興であるとか観光振興、また人材育成の観点から必要であると考えておりまして、奥武山公園内に整備する計画で検討を進めているところでございます。これまで23年度に基礎調査を実施し、24年度に基本構想を策定し、29年度までに基本計画を策定したところでございます。昨年度の30年度はその基本計画を踏まえまして、複合機能の導入可能性でありますとか、整備手法との検討を行って実施したところでございます。スタジアムの整備につきましては、まだ課題があるというところから今年度、民間資金の活用を踏まえた調査検討を行っているところでございまして、その結果等踏まえまして、また今後の進め方を整理していきたいというところでございます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　Ｊ２に上がるときにも、県がスタジアムを整備するということが前提でこのＪ２のものも寛大な部分で許可されたというところがあります。今回のＪ１ライセンスも皆さんがこういう民間活用でこのスタジアムをやるということが前提になっております。この民間活用してできなかった場合はどうなるんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
　議員御指摘のとおり、Ｊ２ライセンスにつきましても、今回のＪ１ライセンスの取得につきましても奥武山での整備計画があるということが前提となっているところでございます。現在、財源の問題につきまして今年度も含めまして、民間資金の活用の調査検討を行っているところでございます。この結果を踏まえて今後しっかり検討していきたいというところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　本来、那覇市で代替施設の予算でやろうということでそのときの那覇市長であった翁長市長が結局、知事になられて那覇市では無理だということで、翁長知事が県でみずからやると。そのときにも29億で奥武山の陸上競技場を那覇市から買うとかということで予算的なものを結局却下した、通らなかったという経緯がある。皆さんもうこれ３回やってる。スタジアムの基本整備と基本計画ということで4000万かけた。次に複合機能ということで1500万近く、今回また民間活力ということで約1500万、全部業者一緒、その分で。本当にそれで進められるんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
　整備の財源が課題となっていることから、今年度民間資金活用を含めまして検討するところとなっております。ただいわゆる整備の財源だけではなくて整備後のスタジアムの稼働率の向上でありますとか、運営費等の負担軽減もあわせて考える必要があるというふうに考えております。そういったところからこれまで調査検討を進めているところでございます。
　議員御指摘のように、これまで受託業者が同じではないかというところがございますが、当初の応募状況とかを含めまして入札の結果、そういうところになっておりまして、そういった業者が云々ではなくて、しっかりとそういった中で我々としては検討を進めていくというところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　ぜひ頑張ってください。経済がいいうちに民間で我々がやるというような企業が出てくれればいいんでしょうけど、なかなか厳しい状況にあるなというふうに、でも頑張ってやってもらいたいというふうに思ってます。
　次に基地問題、１番目に那覇軍港の代替施設の進捗状況と課題について簡潔にお答えください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　４月23日に開催された第25回移設協議会においては浦添市から代替施設の浦添市西部開発に与える影響、支障については南側案が優位との評価結果の報告がございました。その前、第24回の移設協議会では那覇港管理組合から報告がありました、民港への影響という観点からの評価と今回浦添市から報告があった結果が異なっていることから今後、那覇港管理組合とその構成団体を中心に事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認され、現在那覇港管理組合を中心にその検討作業が進められているところでございます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この那覇港、もう昭和49年からになるんですよ、日米安全保障協議委員会において移設

を条件に返還合意がされたということで知事とそういうことで進んできております。

知事、この経済団体のほうからその軍港早期移設の要請を受けられておりますが、その内容等含めて感想お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

９月24日に沖縄県経済団体会議のほうから那覇浦添西海岸地域の早期整備につきましての要請を受けております。その際、要請項目としまして、那覇港湾施設、米軍施設の早期移設と返還後の跡地の利用促進などが要請項目として含まれております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ちなみに公室長、今、那覇港港湾施設が55.9ヘクタールだと言われています。この代替施設がじゃ幾らになるのか。固定資産税、返還合意されたときの固定資産税、わからないんですよね、個人情報ということで、これはいいですので、今の那覇港の賃料、平成７年の時点と平成30年の時点が出ていますよね。その分、そして地主の数、ちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

まず、面積でございますけれども、現在の55.9ヘクタールから代替施設におきましては、約40ヘクタールとなっております。そして、港湾施設の賃料が平成７年３月末現在、約14億5100万円でございました。平成30年３月末これが直近でございますが、約21億1900万円、そして地主の数ですけれども、平成７年３月末時点が940人、30年３月末時点が1369人となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、先ほど昭和49年にその返還が合意されていろいろと那覇もその地目を変更したりだとかやってきて、ところが遅々として全く進まない。でもあそこはもう空港にも近いということで最も利活用する地域にもなっているというところもあるんですよね。やっぱりこの辺は浦添の問題になってはいるんでしょうけど、ずっとこの分で返還がある返還があるということで、いろんな形で待っている地主の皆さんのお気持ちはどういうふうにとられていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　當間議員がおっしゃるように49年に移設条件つきで全部返還ということが合意されております。その後いわゆる移設先につきましてなかなか決まらなかったのが平成７年５月の合同委員会で浦添埠頭地区に移設すること、そしてＳＡＣＯ最終報告、８年のＳＡＣＯにも盛り込まれました。その後13年11月に儀間浦添市長が那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設を表明したところでございます。これを受けましていわゆる３者協議会が設置され、これまで25回にわたる協議を進めてきたところでございます。儀間市長の受け入れ表明からも時間がたっておりますが、私どもなるべく移設協議会の中できちっと那覇市、浦添市とも議論しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、第２滑走路が終わります。来年３月供用開始が始まります。次はやはりこの物流の拠点である港、もう90％沖縄の経済は那覇港を含めた港湾ということがあります。浦添埠頭含めこの西海岸の開発というのは最も沖縄の経済に物すごいインパクトを与える、影響を与えるというような事業であります。管理組合の中でも積極的に進めていくとこれが沖縄の経済のインパクトになるということですので、知事、改めて浦添埠頭西海岸に関する決意を述べていただけますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先般も９月17日でしたでしょうか、松本浦添市長とも面談をさせていただき、さまざまな意見交換をさせていただきました。何かを決めることが３者面談の役割ではなく、あくまでも移設協議会の枠組みの中で進めていこうということの確認をさせていただきましたが、やはり民港部分への影響がないような形で進められることのほうが一番早いだろうという意見ですとか、あるいはやはり浦添のまちづくりはこのウオーターフロントのまちづくりも重要なんだといろんな意見交換をさせていただきました。しかし、やはりキャンプ・キンザーが早く帰ってきて一体的なまちづくりをしていきたいということが松本市長の一番の思いのようでありましたので、そういう点からも協力をしていきながらしっかりと枠組み、その協議会の中で技術的な面も含めて、事務的な面も含めて進めていけたらというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、ぜひこれは頑張ってやっていきましょう。もうこの浦添の都市機能の部分でパルコさんが入ってきた。浦添からするとこれからの西海岸でこの都市機能等含めた部分が、浦添の事業としてできてくる。海岸だとかいろいろとクルーズバースだと

かという形になりますので、浦添の発展においても大変重要な部分があると思っていますので、一緒になってまた頑張っていければなと思っています。

次に、在沖海兵隊のグアム移転計画の進捗状況をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成30年版防衛白書によると、米国の2015年度国防権限法が成立し、2012米会計年度以降続いていたグアム移転式の凍結が解除されたことや、グアムにおける環境影響評価が終了したことを受け、現在米国政府により各地区において移転工事が実施されているとのことであります。また、去る８月に知事がグアムの基地を視察した際に米軍から在沖海兵隊のグアム移転に関する航空管制関係や、隊舎建設の準備が順調に進んでいることや2024年度ごろからは受け入れに向けた取り組みが可能であるとの説明がございました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今度外務省のほうがグアム移転に係る協定に関して、この令和元年度防衛省予算約213億でやっております。これまでのグアム移転の予算というんですか、日本側の費用どれだけになっているか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時51分休憩

午後８時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

これまでに、日本政府は平成21年度以降、グアム協定に基づき米国政府に約2298億円の資金提供を行っているほか、米国政府もこれまでに約14億1000万ドルの予算を措置してグアムにおける移転工事が進められているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　2200億も日本は負担したわけですよ、グアムに対するその部分で。その日米の協定の部分で在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場以南の土地の返還、双方の普天間飛行場の代替施設に関する進展は切り離すことを決定したということがあるわけですから、これだけもう2200億も日本は予算的にやっているわけですから、もっとこの代替施設とは切り離して嘉手納以南の土地は早期に返してくれと。先ほど知事は0.6％の中で70.3％、我々ずっと負担しているんだとずっとそのことのものが過重なんだということを言っているわけですから、これだけの負担をやっているんであればこの嘉手納以南の返還をもっと早急にやってくれと、代替施設とは別個だということをやっているわけですから、この見解に対してはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましても、ＳＡＣＯ合意と異なる辺野古を除きまして、嘉手納以南統合計画に示された返還は非常に重要だと考えております。その進捗を確認するために去る５月でしたか、キャンプ・キンザーを見させていただきまして、読谷などにも行きまして、移設先状況も確認させていただいたところです。現在、幾つかの移設先におきましてはマスタープランが策定されるとともに、文化財の発掘調査などが鋭意進められているものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕はこの辺もうちょっと努力したほうがいいと思うよ。皆さん今、在沖の定員が約１万9000名、9000名はその本土だとか、グアムだとかということでの定員の移転計画もあるというようなことを考えたら、皆さん、今県がやっている分はただ単に代替施設の辺野古のことばかりしか見えない。このこともやっぱり70.3％のその沖縄の過重な基地負担の軽減も全体的にどう持っていくのかということも。やはり知事これしっかりとやるべきですよ。知事、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　10月14日からの訪米では、今アメリカ議会のほうで国防権限法案が議論されており、それが今度予算案のほうに上がっていきます。そこにおいて沖縄におけるその再編計画つまり今新しい海兵隊の司令官が海兵隊の動きをもっと考え直してコンパクトにスムーズに動いていくそういう取り決めにしたいんだということを声明でも発表しているという経緯などの確認も踏まえて、つまりもう大規模な基地は必要ないというその方向が確認できるのであれば、ぜひ国防権限法案にも海外にある米軍基地、わけても普天間の移設先となっている辺野古への新基地建設を見直すようそのような申し入れも重ねてやっていきたい。そしてあわせて、沖縄からのグアム以外のハワイ、オーストラリア、アメリカ本国などへのその移転についても加速をしていただきたいということもあわせて意見交換をしてきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、やっぱりバランスですよ。一

辺倒にならないで、辺野古ばっかりに玉城沖縄県知事は、そのことしか言ってないということじゃなくて、やっぱり沖縄全体の基地の軽減をどうするのかということをしっかりとバランス持ってやってください。期待しているはずですから、みんな。よろしくお願いをいたします。

次に、令和２年の沖縄振興予算概算要求についてでありますが、地域安全パトロール事業の成果と県警の連携について、成果はいいです。その分でいいですので、もう８億6000万もこのもう２年か３年くらいずっと８億6000万つけてやってはいるんですけど、県警のほうにお尋ねするんですけど、本部長、この地域安全パトロール事業、県警との連携ということ含めて、皆さんこれはどう評価してるのか、どう連携があるのかということをお答え願えますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

県警としてはパトロールをする過程で認知したさまざまな情報の提供をいただいております。またパトロール自体が地域の治安の向上につながっているんじゃないかと思います。我々からはこのパトロール隊の活動が効果的なものになるように犯罪の発生状況――場所ですとか時間帯ですとか発生している犯罪の形態ですとか、そういったことについての情報を提供して地域のためになるようなパトロールが行われるように我々としてはそこの支援をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これ問題なのはこの沖縄振興の中にこの８億6000万を入れられてしまっているわけですよ。菅さんがこれをやるということで、ずっとこのことを８億6000万やるんであれば我々まだ子供貧困だとか、子供虐待だとかそういった予算的なものに使えるはずですよ、国が全部そのことをやってしまっている総合事務局が。今度のこの特別振興費にしても30億だったのが55億になる。これも全部国が菅予算じゃないかと言われながらつけてくるということをやっぱり皆さん……。苦しいね、頑張ってね、そのまま。

この分を終わって次、鉄軌道、鉄軌道のその調査これまでの費用と調査内容お伺いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時58分休憩

午後８時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　鉄軌道の導入に係る調査について、国は平成22年度から諸課題に係る調査を実施しておりまして、平成22年度から30年度までの９年間でかかる経費は決算ベースで約７億2000万円となっております。一方県におきましても平成24年度から、鉄軌道導入に係る調査を実施しておりまして、平成24年度から30年までの７年間の委託費が約３億9100万円となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　国が７億、国のことも言った、国が７億。私の資料ではいろいろと、鉄軌道調査の予算をトータルすると約12億なんですよね、国でやっているものが、トータル的に。これ、22年から3500万という部分でのものが入っています。そして23年度の4000万ということで24年から令和元年までで約11億8000万という数字がありますので、知事、やるかやらないかまだないのに、12億も予算使っている。県ももう４億予算使っている。どうしますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国においてはモデルルートを設定して、コスト縮減、それから鉄軌道導入に当たっての諸課題について検討を行っているところです。一方、県においても事業の採択の可否となります、費用便益比これの向上に向けてさまざまな角度から費用便益比が向上するような調査を実施しておりまして、この調査結果、特に県の調査結果については年内に結果を取りまとめて国に調整することとしております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　やらないための調査になっているんだよ。12億もかけていまだにビー・バイ・シーが0.69しか出てこない。平成30年の調査内容を含めたら国は全くその鉄軌道に関しては、やらないよということを皆さんに示しているようなものじゃないかなというふうに思いますけど沖縄県にとっては大事な事業ですから、これだけ予算かけたんであればやるという方向性はぜひ知事、このことはちゃんと総理に訴えたほうがいいですよ。これだけ予算かけてこれ予算捨てるんですかということを含めてやっていただければと思っております。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時２分休憩

午後９時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　下地島空港いろいろと頑張っている

はずでしょうから、質問は取り下げます。

久米島の海洋深層水、県はいろいろと向こうと推進会議をされたようでございますが、県はどうしたいの、この海洋深層水は。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 県としましては、久米島町の取水施設、海洋深層水取水施設の新設については離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。このため８月に久米島が主催したプロジェクト推進会議に関係部局職員が出席して、意見交換を行ったところで、今後この会議で明らかになった課題について県と町で整理していくこととしております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 副知事、県の職員がその分での事業の効果はあるのかということをやるわけですよ。県の特自貿、あれだけ埋め立てしていまだにかけて本当に税収分を上げているのかといったら県の事業もその分での事業効果があるのかと一緒で、皆さん、県が負担した分以上の利益をもたらさないと成り立たない。例えば税収などということを言うわけさ。投資した分を税収で返し切れる事業かと。じゃ皆さんの事業の中で税収で返し切れた事業って何があるんですか。特自貿どうなっているんですか。皆さん特自貿にどれだけ費用を突っ込んだかということよ。それを税収で皆さん返せるようなことしたのかと。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 施設の運営で収益が黒字になるかという趣旨のやりとりがあったかというふうに認識しております。これにつきましては、久米島町さんとその採算性についての問題、持続的な運営ができるかという観点からのやりとりだと思いますけれども、どのような有利な財源があるのか含めて、どのような規模が適正なのか、できる方向で考えていきたいと思います。

県としましては、課題を整理するということがまず第一だと思っていますので、その点職員交えてしっかりと対応していきたいと思います。

○當間　盛夫君 ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城　憲幸君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後９時５分休憩

午後９時６分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○大城　憲幸君 こんばんは。

維新の会の大城です。

やっと７番目、最後でありますので、簡潔でわかりやすい質問を心がけますので、誠意ある答弁をお願いして質問に入ります。

保育無償化に向けた課題についてから、(1)、保育士処遇改善について。

保育士給与の現状と認識についてまずお願いします。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 本県の保育士給与につきましては、平成30年の賃金構造基本統計調査によりますと、月額20万8000円、年額にしまして319万2500円となっておりまして、平成24年と比較すると月額３万1700円、年額で63万7700円の増となっております。

保育士の給与の改善につきましては、全国的な課題となっておりまして、県は、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通しまして、現行の職員配置基準よりも多くの保育士を配置した場合の新たな加算制度の創設等について、国へ要望しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城　憲幸君 今言う、月額20万8000円、あるいは年額319万平均ということですけれども、基本的には今ずっと保育士の給与が低い、あるいは不足だという議論がありますけれども、認識について、部長の何とか上げなければいけないという危機的意識が今の答弁ではなかなか感じられないんですけれども、給与の認識についてもう一度お願いします。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 保育士の給与につきましては、先ほど答弁しましたように、平均がそういうふうになっておりますけれども、全国的に見ましても低い状況にございますので、どうにかこれを上げたいということで、県としましても独自に非正規の保育士を正規化するというような県単の予算もつけまして今取り組んでいるところではございます。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城　憲幸君 報道等でもあったように、７年勤めたけれども手取りが十二、三万しかないとかという、全体じゃないんでしょうけれども、そういう声もあるし、なかなか非常に危機的な状況だという意識が今の答弁では感じられなかったものですから。

取り組みと状況、今後の方針についてお願いします。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 保育士の処

遇改善については、非常に重要なことだと考えておりまして、国においても毎年公定価格の改定が行われて、平成24年度から30年度まで約12％の改善が図られまして、今年度さらに１％の上乗せを行っているところではございます。また、平成29年度から技能経験に応じて月額5000円以上、４万円以下の処遇改善も実施しているところではございますが、保育士の処遇改善についてはその国の公定価格の改定や、それから県独自の施策として先ほど申し上げましたように保育士の正規雇用化、それから年休が取得しやすいように年休取得、休憩取得及び産休取得の支援事業などを県としても取り組んでいるところでございまして、引き続き国や市町村と連携して保育士の処遇改善には努力する必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　処遇改善とかそういうものは評価をしますけれども、実はこの質問をするきっかけになったのは、議会の議会改革推進会議で首里高、名護高、那覇高校で出前講座をしました。そしてその中で生徒たちの何名かから、何で保育士の給料、こんなに低いのかと。いわゆる保育士を目指したいんだけれども、新聞報道等でも我々生活できず、目指せないじゃないかというようなものも含めて投げかけられたんです。それに対して、補助金は入っているんだけれどもなかなか厳しくてねという回答しかできなかったものですから、改めてちょっと仕組みを勉強してみて、なぜと思ったものですからきょうにつながっているんです。

それで改めて聞きますけれども、保育士の給与って、――ごめんなさい、そもそもどこから出てきているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育士の給与につきましては、国の公定価格において一定の基準がございまして、それに、その内容で、公定価格は人件費だけではございませんけれども、いろいろなものも含めて公定価格が採用されておりまして、それが保育施設に支給されているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そうなんですね。公定価格に基づいて国が４分の２、県と市町村が４分の１ずつ、足りない分を保護者がということで、いわゆる公費なんですよね。そして公定価格が決められていますけれども、公定価格には３種類あると思いますけれども、その３種類と国が示している割合というものはわかりますか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育所に対しましては委託費で公定価格に基づいて支払っているところでございますが、その構成は人件費と事務費と管理費というふうに考えております。

割合としては平成30年度の内閣府の全国調査でいきますと、保育所の場合の人件費の割合が大体74％というふうに調査では出ております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そうなんですよね。大体７割から８割といろいろランクはあるようですけれども、決められているのが公定価格です。それに対して、沖縄県は株式会社も社会福祉法人もありますけれども、沖縄の保育園、保育所がこの人件費に今、何割くらい振り向けているかというのは皆さん把握していますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県では保育所に対しまして指導監査を行うときに、その監査調書の中で財務諸表についても提出はいただいているところではございますが、保育所の事情もいろいろございますし、雇用条件等も違うということもありまして、その人件費の割合というよりは、実際に平均給与がどうなっているかとか、公定価格が12％増加したとか、１％上げたという、先ほどお話ししましたけれども、そういうようなものがちゃんと上がっているかどうかというようなところは確認させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　東京のほうで事業の調査をしているんですけれども、株式会社と社会福祉法人に分けてやっていますけれども、先ほど言った国が示しているのが大体目安として事業費の中で７割から８割、75％ぐらいはこの委託費の中から人件費に回すべきだという指針が出ていますけれども、それに対して低いところでは、人件費が29％とか28％というところもある。社会福祉法人においても、低いところは43％とかそういうような数値が出ている。だから、平均するとさっき言った年収300万とかというんですけれども、やっぱり声として聞こえるように、７年８年も勤めても手取りが12万しかないよという声があるように、公費で子供たちのために使いなさいということで税金で補助金が出されているにもかかわらず、中には人件費に回ってないということは多々あるんじゃないですか。その辺はやっぱり皆さんは把握する必要があると思いますけれども、どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　公定価格において人件費がちゃんと措置されているというところもございますので、県としましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その保育所の職員の平均給与等について処遇改善状況、一人一人の給与も見まして、監査の際に聞き取り調査を行っているところでございまして、県の平均給与よりも低いところについては、下回る施設については、状況をもう少し上げたほうがいいんじゃないかというようなことを指導しているところでございます。特に、この処遇改善につきましては、指導監査において力を入れてやっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　東京都保育士等キャリアアップ補助金、この仕組みについては担当のほうに調べてくれとお願いしたんですけれども、部長のほうはこれどういう仕組みか、どういう成果を上げているかというのは把握していますか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　東京都保育士等キャリアアップ補助金は東京都の単独の事業でございまして、国の公定価格の改定以外にキャリアアップをするために賃金を上げたところに対して、補助をするというような補助金だというふうに聞いております。こちらで調べた限りではございますが、平成29年度の実績では常勤職員の賃金改善月額が３万5000円程度アップしたというふうに資料からは読み取れたところではございます。これに対しまして、県でも先ほど申しましたように、県の単独予算で正規雇用化促進事業におきまして賃金改善を図っているところでございますが、この実績を申し上げますと、この事業を使ったところについては３万5000円程度向上しておりますので、県としても努力はしているところではございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これのここは見習ったほうがいいなと思ったのは、支援もするけれどもきちっと中身を様式で報告してくださいと報告書を出させています。先ほど人件費は国の指針７割から８割ですよと言っていますけれども、でも全体の人件費だけでは問題があるんですよ。東京の調査で出てきたのが、例えば社会福祉法人で全体の人件費は、これ大田区の社会福祉法人ですけれども、67.8％人件費に回しているけれども、保育者いわゆる保育従事者の人件費は24.8％、いわゆる園長さんとか事務長とか、そういう皆さんがたくさんとっているんじゃないかという事例もあるというようなものがある。だから、東京の考えは、補助もするけれどもそのかわりきちっとこの保育園に対する税金である公費である運営委託費が、人件費に回っているかどうかという数字をオープンにしなさいというのを義務づけているんですよ。それをオープンにしないと、支援はしませんよという仕組みをつくっているんですよ。私はこれ見習うべきだと思うし、先ほど言った国のキャリアアップ事業、県の支援をやっても、やはり肝心のこの公費で賄われている人件費の部分がきちっと保育従事者の人件費に回っていないと、ほかの事業に回されている。これ、株式会社では、特別養護老人ホームの積み立てに回っているなんて事例も報告されているぐらいなものですから、やはりそれをやっていかないといけないと思うんですよね。その辺についてはどうですか。見習うべきだと思うんですが。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員おっしゃるとおり、保育士の人件費を上げるための施設の工夫を表に出してということで、それを進めていくというのは非常に重要なことだというふうに思います。

　そういうこともありまして、県としては人件費比率だけではわからないと。どうしても保育士の平均給与でいかないと、それは確認できないというところで、今指導監査は入れているところではございます。ただ、頑張っている保育施設がほかの保育所を牽引できるような方法というのは、今後検討していく必要があるだろうなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事の所見も伺いたいんですけれども、今あったように、みんな株式会社だから低いとか社会福祉法人だから高いとかって一概にも言えないし、それぞれの事情はあると思います。現場は現場で頑張っているんですけれども、今ずっと保育士の給与が低い、生活できないというのがこれだけ社会問題化して何年もなるわけですから、やはり国の制度も利用しながら、そして県も口だけじゃなくて支援もします。そして、社会福祉法人、株式会社、保育を担う団体の皆さんも頑張っていると思うけれども、もう少し我慢してください、頑張ってくださいという仕組みをつくるためには、やはり県がリーダーシップをとらないといけないと思っています。その中で、この東京都の取り組みを私は参考にするべきだと思うし、そのためには予算的な措置も充実させなければいけないと思うんですけれども、議論を聞いた知事の所見を伺いたいんですがよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先進事例、さまざまいろいろな取り組みを行っているところがあると思います。その先進事例も調査研究しながら、引き続き国や市町村と連携して、保育士の処遇改善に努めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　未来の沖縄を担う子供たち、その命を預かる保育士の仕事ですから、やはりそこは子供たちが夢を見られるような職業にしなければならない。大人の責任だと思いますので、よろしくお願いします。

次に進みます。

農林水産振興について。

(1)、フロンティア型農林水産業の振興に基づく輸出の状況について。

まずは、畜産物の実績と見通しについてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えいたします。

県では、県産農林水産物輸出体制構築事業によりまして、プロモーション販売それからイベントの参加など認知度向上に取り組んでいるところであります。輸出の実績につきましては、沖縄県畜産物輸出促進協議会の調査によりますと、平成30年度の加工品等を除く県産畜産物輸出量は、181.3トンであります。沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づく、目標の100トンを大幅に上回っている状況で、今後も増加が見込まれております。最近の動きとしましては、これまで輸出がなかった台湾への鶏卵、そういった鶏卵が令和元年８月時点で約34トンの実績が出てきているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　100トンだった実績が181トン、私の手元の数字では196トンになっていますけれども、今度の目標は何トンですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時23分休憩

午後９時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

全体で200トンを目標に掲げております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　去年180％ぐらいの実績があって、約190トン近くあったんだけれど、今度200トンというのは、もうちょっと攻めの姿勢があってもいいのかなと思うんですけれども、その辺についてはどう把握していますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　今、全体の各年の実績が181.3トン、これはクルーズ船等の利用は除かれております。そこでちょっと差があると思います。大半は今、養豚、豚肉という実績でありますので、今後また牛肉その他の品目も手がけていかないといけないという状況もありまして、当面200トンという目標を設定しているところであります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　もう少し県が主導して攻めてもいいと思うんですよ。今、香港、シンガポールで７割ですよね大体。そして、今アフリカ豚コレラで中国、あるいはアジアが苦しんでいます。それは後で議論しますけれども、ただある意味そこもチャンスだと捉えることもできるんですよ。世界の豚肉の貿易量が800万トン、中国の消費量が5400万トン、そういう中で、中国の生産量が４割落ちていると言われています。そういうようなときに、沖縄のすばらしい畜産物を――今中国は直接取引できませんから、売り込んでいくというような発想もあっていいと思っています。やっぱりその辺は、しっかり強化をしてほしいなと思っています。

この部分で最後に、豚コレラのワクチンの接種の話があって、それを接種すると輸出しにくくなるという議論があります。清浄国から外れるという報道がありますけれども、その辺についてはどう考えていてどう対処する考えですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　豚コレラのワクチン接種についてですが、まず国は９月27日に、今回ワクチン接種するという防疫指針の見直しを行うわけですが、それに係る全国説明会を開催しております。その中で国からは、野生イノシシから豚への感染率が高い、今回９県をワクチン接種奨励地域としてワクチンの接種を行うという方針説明をしております。ワクチン接種による海外への輸出への影響ですが、やはり輸出相手国の規制が強まってくるのではないかなという懸念は持っております。そういう意味では、生産農家が不安を抱かないように、ぜひ国のほうでも輸出関係国との交渉を早目に進めていただいて、そういう海外展開への影響がないようにしてほしいとそういう考えであります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その世界の基準では、ワクチン接種

したら豚コレラの清浄国から外れるというような話になっています。ただ、やっぱり沖縄は島国であるというところ、そして、国によって輸出入の事情は違いますから、やっぱりその辺はそれに向けて今から準備して、この輸出の部分にできるだけ影響がないような取り組みをお願いします。

次に、輸出拡大に向けた審査や手続の迅速化等、課題と取り組みについてお願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） お答えします。

畜産物の輸出に係る手続には、食肉衛生証明書の添付が必要になってきます。食肉衛生証明書は保健所で発行しておりまして、発行までに要する期間は、通常、申請のあった日から二、三日以内に発行しておりますが、食中毒発生時の対応を優先させることがございますので、土日を除き５日以内の発行で案内をしているところであります。

○大城　憲幸君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後９時28分休憩

午後９時28分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君 関係業者から非常に丁寧に手続をしてくれているという話はあります。一箱一箱、５トンであろうと10トンであろうと、一箱一箱写真を撮ってチェックをしてくれているという話なんですが、それに人手がかかって、日数がかかっているんじゃないかと。やっぱり１週間ぐらいかかることが多いという話なんですよね。その辺は九州各県の事情を見ても、どんどん輸出する会社というのは限られていますから、何社ということで。そこはやっぱりもう少し迅速にできるような方法がとれないかという相談もあるんですけれども、その辺については農林水産部からの要請あるいは皆さん内部での検討というのは、今のところないんですか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） そういうお話しがございましたので、実態はどうなのかということで調べました。年間198件申請があるわけですけれども、そのうち２日で発行しているのが78件、３日で発行しているのが83件、二、三日で発行しているのが80％ございます。こういう現状を考えれば、確かに２件ほど６日かかっているのもございますけれども、妥当な形で処理はしているのかなと。今後その状況がどうなるか見ながら、人的体制を厚くするかどうかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城　憲幸君 その辺はちょっと認識の違いで、私のほうは現場からはそういう声が何件か聞こえたものですから、１週間ぐらいかかっているよということですから、ぜひちょっとお互いに情報をすり合わせながらやりたいなと思っています。そしてまた、国も今回の臨時国会で農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置すると。そして、もっとスムーズに出せるように、そういう行政手続なんかを簡素化できるように国としても動くというようなことですから、やはりもっと農林水産部もリーダーシップをとれるようにしたほうがいいと思うんですけれども、その辺の法改正を受けて県の農林水産部の体制としてはどう考えていますか。お願いします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 農林水産物の円滑な輸出を進めていくために輸出に係る手続を迅速化することは、とても重要だと考えております。

今、議員からありました国の動きもあります。それから地域によってはいろんな取り組みもあると思いますので、そういった事例の調査も含めて情報収集をして、関係部局とも連携を図りながら、手続の迅速化に向けて進めていきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城　憲幸君 よろしくお願いします。

(2)、家畜伝染病に対する防疫体制について。

従来の取り組みと他県や台湾の状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後９時31分休憩

午後９時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

国内における豚コレラの感染拡大、それから中国、韓国などへのアフリカ豚コレラの拡大等によりまして、県内への家畜伝染病侵入リスクは高まっていると認識しております。このため、県では、他県と同様でありますが、国の防疫指針に基づきまして、動物検疫所やＪＡなどの関係機関、それから養豚農家と連携を密にしまして、水際防疫対策、侵入防止対策、初動防疫体制の強化に取り組んでおります。また、台湾におきましては、中国でのアフリカ豚コレラの発生を受けまして、発生地域からの肉製品持ち込みに対して罰則を厳重にする制度改正を行うなど、徹底した水際防疫

対策がしかれていると認識しております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　今後の課題と取り組みについてお願いします。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（長嶺　豊君）　家畜伝染病の防疫対策につきましては、空港それから港、農場におけるウイルス侵入経路の遮断と迅速な初動防疫対策が重要だと認識しております。近年、インバウンドが急激に増加している状況におきまして、家畜伝染病侵入リスクに対する危機管理体制の強化が課題と考えております。県では、関係機関と連携しまして、空港、港の水際防疫の徹底、農場衛生管理の徹底・指導、防疫実働演習及び防疫資材の備蓄、そして早期通報体制の徹底等という防疫対策の強化に取り組んでいるところであります。引き続き、家畜伝染病防疫体制の強化に万全を尽くしてまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　沖縄の場合は、やっぱりアフリカ豚コレラなんですよね。ただ、ちまたでは豚コレラとアフリカ豚コレラを混同している人も多いと思うんですけれども、部長の認識としてどう違うか、簡潔にお願いします。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（長嶺　豊君）　まず、アフリカ豚コレラと豚コレラは、そもそもウイルスが違うという――病原のですね。アフリカ豚コレラについては、かなり劇症で致死率の高い疾病だという認識であります。
　それから、まずワクチンがないというのも大きい違いだと思います。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　ワクチンがなくて万が一沖縄に入ってきたら、養豚業は全滅するんじゃないかというぐらいの危機感が関係者の中にはあると思います。ただ、報道等でも空港では探知犬が頑張っているよとか、そういう話をするんですけれども、私も先日上海から戻ってきたら探知犬は見えなかったんですよね。だから、探知犬２頭体制で頑張っていますけれども、これ十分じゃないと思うんです。また、石垣や宮古でのクルーズ船の出入りの対応とか、その辺は十分と考えているんですか。部長、お願いします。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。
　まず、農林水産省動物検疫所沖縄支所においては、家畜防疫官が３名増員されております。それから、畜産物の違法持ち込みに対する検査の厳格化、それから中国、ベトナム便を中心に機内でアナウンスをして注意喚起をしている。あと先ほど議員からもありました探知犬と口頭質問を組み合わせて、さらに税関と連携した違法畜産物の摘発など水際対策の強化は図られているところだとは思います。ただ、やはり急激に外国人観光客が増加していることから、空港、港での防疫体制については、さらに強化をしていく必要があろうかと考えています。県では、関連して海外技能実習生に対しても母国からそういう肉類の持ち込みがないように、あるいは仕送りとかそういうものがないようにということで、研修会を通じて注意喚起をしているところであります。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　もうアジアで11カ国、中国でもなかなかおさまらない。韓国でも広がる。そして先月、日本と同じであるフィリピンでもそういう畜産物の加工物からじゃないかということで発生をしました。そういう意味で、台湾のように持ち込みに対して徹底的な罰則を設けるというようなものが日本にはありません。沖縄は特に日本の中でも一番脅威であると思いますけれども、お願いぐらいで本当に個人的に持ってきたものについて、100％取り締まるということがなかなか難しい。だから、やっぱりもっと危機感を持たないといけないと思うし、仕組みとして台湾のような罰則規定ももっと調査研究して取り組むべきだと思いますので、よろしくお願いします。
　最後の３番、本県の食料自給について。
　農林水産物をめぐる貿易交渉の状況と今後の見通しについての認識についてお願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後９時38分休憩
　午後９時38分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。
　日米貿易協定につきましては、９月26日に行われました日米首脳会談において、最終合意がなされました。年内になるかわかりませんが、これから発効が見込まれる状況であります。発効済みのＴＰＰ等経済連携協定など貿易の自由化の進展は、本県の農林水産業に対して、中長期的にさまざまな影響が懸念されるところであります。そのため、県では８月21日にＪＡ等関係団体と連携しまして、国に対してＴＰＰ11及び日ＥＵ・ＥＰＡの両協定を上回る水準や新たな輸入枠の設定について要求があっても断固拒否することなどについて要請してまいりました。

県としましては、引き続き国の動向等を注視しながら、時期を逸しないよう対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ＴＰＰあるいはＥＰＡ、そしてアメリカとのＴＡＧですか。もう外堀というのは、本当に今日本の沖縄の自給率を下げる方向に行っていて、農畜産物の輸入量も毎年過去最高を更新しているというような報道がある中です。そんな中で本県の食料自給率とその内訳についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

平成28年度における食料自給率は、確定値でカロリーベースで36％、生産額ベースで57％となっております。内訳ということでございますが、品目別の自給率につきましては、県内の農林水産物の流通形態が多岐にわたっておりまして、品目ごとの県内の消費量を把握することが困難でありますために試算はできない状況であります。

県としましては、農林水産物の生産拡大等による自給率の向上に向け、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化等の施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さっき言った、いろんな輸入物がふえている中で、沖縄の自給率はふえているんですよ。何かと言うと、皆さん御存じのとおりサトウキビの豊作です。この二、三年というのは、サトウキビの豊作でことしは36％まで上がりました。ただもうカロリーベースですから、約８割がサトウキビと言われていますから、そういう意味でそれ以外の農産物というのは７％とか、どんなに多く見ても10％に満たないだろうといういろんな意見があります。ただ、そういう中で我々県として、地産地消をどう進めるのかという意味で、取り組み、学校給食への供給状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

県では、地産地消推進のため、第４次沖縄県地産地消推進計画に基づきまして、各種施策を実施しております。具体的には、学校給食における県産食材の利用促進のため、学校栄養教諭等に対する産地研修の実施、それから県産食材を積極的に活用している飲食店等をおきなわ食材の店として登録し、同店舗での情報発信などに取り組んでおります。平成29年度の学校給食での県産食材利用率は、30.6％となっております。

県としましては、引き続き関係機関と連携をし、県産食材の利用促進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　30.6％というのは初めて聞いたんですけれども、これはどういう調査の数字ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時43分休憩

午後９時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　まず、この学校給食での県産食材の利用調査につきましては、県教育庁に依頼をいたしまして、各学校給食センター、公立小・中・高及び特別支援学校の調理場での調査ということで、県産野菜23品目それから果実４品目、畜産物６品目、水産物５品目、計38品目を対象に重量ベースで県産品の利用率を調査したものでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　国の指針はカロリーベースですけれども、カロリーベースですか。今言う販売額、重量ベースですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　重量ベースです。単純に重量ベースです。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　教育長、今学校給食もさまざまな取り組みはしていると思うんですけれども、今給食費の県内の単価はどのくらいになっていますか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平均でよろしいんでしょうか。あの……

○大城　憲幸君　最高、最低もありますか。

○教育長（平敷昭人君）　わかりました。

給食費、現在、小中学校で30年度の学校給食なんですけれども、１食当たり最高金額が小学校で260円、中学校で290円、最低金額が小学校で170円、中学校で190円、平均で申し上げますと、小学校が220円、中学校が250円となっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　最近、民間委託がふえていますけれども、民間委託している市町村あるいは学校の数、割合はわかりますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは30年度に文部科学省の行った調査結果をまとめたものですが、県内の公立小・中・高等学校――これ特別支援も入っていますけれども、学校給食調理場での調理民間委託の割合ですが、全調理場で162の施設があるんですが、そのうち42の施設で民間委託、割合は25.9％となっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　余り時間もありませんので、ここで言いたいのは、一時期市町村でも地産地消コーディネーターなんかを設置して、どんどん地場野菜を使おうという動きがあったんですけれども、最近どうもそれが下火になっているような感じがするんですね。それプラスの、私も個人的には給食センターの民間委託については否定はしませんけれども、やはり先ほどあった小学校で１食平均220円、中学校で250円、その給食費単価の中で民間が利益を出そうと思うと、やはり地元の旬の野菜、地元のおいしい畜産物というのは、なかなか活用できない流れになっているというような話になっています。だから、そこをやっぱり沖縄県としては、この島国日本のさらに島国の沖縄としては、応援してあげないといけないと思うんですよ。

食育基本法、そして沖縄県食育推進計画の中で食育推進本部を置いて取り組んでいる。それがまさにそこだと思うんです。やっぱりこれは部を超えて、沖縄の健康のために、食の安全・安心のために、食文化、地産地消のために、そこは取り組んでいると思うんですけれども、保健医療部長、その辺は充実した活動ができているんですか。ちょっと簡単にその推進計画の趣旨も含めてお願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　食育推進計画については、県は第３次計画をつくって毎年関係部局長が集まってオーソライズしているところでございます。この件についての問題は、この計画自体市町村も策定する必要があるわけですけれども、本県の場合策定する市町村が少ないということで、策定する市町村をいかにふやしていくかにあるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　全国では、８割以上の市町村がこれ策定していると言っていますけれども、沖縄県では今何市町村で策定済みですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　17市町村でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そこもやっぱり当然強化はしていると思いますけれども、広げないといけない。これ市町村の力もかりないと、なかなか食育というのは進んでいかないし、やはりそこは先ほど言ったように沖縄ではしっかり取り組まないといけないと思うんですよ。

食育推進本部の本部長は謝花副知事なんですけれども、さっきの輸出の話もそうです。やっぱり部を超えてこの１次産業を元気にする、地産地消を進める、沖縄の食を守るという意味では、もっともっと私は力を入れないといけないと思っています。そのスタートが子供たちの学校給食です。学校給食でどんどんどんどん冷凍野菜、冷凍食品、ああいうものの割合が今さっき言ったＴＰＰなんかも含めて外圧がふえる傾向にあります。給食の無償化ができればいいんですけれども、先ほど議論があったように県全体で無償化しようと思ったら、60億、70億かかるわけです。やっぱり子供たちにはせめて地元の旬の野菜、地元のおいしい畜産物、それからスタートして大人になったら少しぐらい高くても地元の物を食べようね、沖縄の食を守ろうね、食文化を大事にしようねと。それが沖縄のよさであり、観光につながっていくと思うんですけれども、そういう意味で沖縄の給食に地場産物を使っていく、そういうものに対してやっぱり県が何がしかの支援をしていく。そういう仕組みというのは、私はつくるべきだと思うし、そういう検討も進めるべきだと思うんですけれども、これまでの議論を踏まえて推進本部長の所見をいただきたい。お願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　本県がつくった第３次沖縄県食育推進計画では、従来の重点課題に加えまして、新たに食文化の普及継承による食育の推進という項目を設けております。近年の食を取り巻く環境の変化、ライフスタイルとか価値観の多様化に伴って、栄養バランスにすぐれた日本型の食生活、こういうものがだんだんなくなってきて継承されていないということがございますので、そういったものを取り戻すという意味においても、重点課題として挙げて重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　副知事、時間ありますのでもう１回。ヨーロッパの環境庁の報告なんかにも、2050年、30年後には、もう穀物の生産量が半減しますよというような話もある。そして、今度の中国のアフリカ豚コレラでも、４億頭の豚が１億6000万頭、日

本の豚の数が1000万頭です。１億6000万頭、１年で減っているんですよ。そういうような中で、豚肉が倍になっている。やっぱり沖縄の食を守るという意味では、部を超えた取り組みが必要だと思うんですよ。

最後に所見をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

やはりこの食育の話は、私も本部長として各部局の意見をさまざま聞いて、その目標達成に向けた各部局の努力はつぶさに見てきたわけですが、今まさしく地産地消という視点にフォーカスして、今るる議員からの説明をお伺いしまして、やはりこれ沖縄県の農林水産業の振興・発展、そしてそれがまたひいては子供たちの発達にもつながるというような形、それをある意味お聞きしながら感じていたところでございます。

今の議員の御提案につきましては、また保健医療部としっかり意見交換もしながら、部局横断的に取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後９時54分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年10月２日

令和元年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　6　号）

令和元年
第 5 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）**

令和元年10月２日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第6号

令和元年10月２日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県希少野生動植物保護条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県森林整備促進基金条例
乙第９号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　財産の取得について
乙第17号議案　訴えの提起について
乙第18号議案　契約上の地位確認請求事件の和解について
乙第19号議案　損害賠償の額の決定について
乙第20号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第27号議案　平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第28号議案　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第29号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第22号　平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第23号　平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第24号　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	11番	新垣　新君
副議長	赤嶺　昇君	12番	比嘉瑞己君
1番	瀬長美佐雄君	13番	西銘純恵さん
2番	玉城武光君	14番	平良昭一君
3番	親川　敬君	15番	上原正次君
4番	新垣光栄君	16番	当山勝利君
5番	次呂久成崇君	17番	亀濱玲子さん
6番	宮城一郎君	18番	當間盛夫君
7番	大城憲幸君	19番	上原　章君
8番	金城泰邦君	20番	座波　一君
9番	大浜一郎君	21番	山川典二君
10番	西銘啓史郎君	22番	花城大輔君

23番	又吉清義君	35番	中川京貴君
24番	山内末子さん	36番	座喜味一幸君
25番	渡久地修君	37番	嘉陽宗儀君
26番	玉城満君	38番	新垣清涼君
28番	照屋大河君	39番	瑞慶覧功君
29番	仲宗根悟君	41番	狩俣信子さん
30番	崎山嗣幸君	42番	比嘉京子さん
31番	金城勉君	43番	大城一馬君
32番	末松文信君	45番	糸洲朝則君
33番	具志堅透君	46番	照屋守之君
34番	島袋大君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	島袋芳敬君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	金城賢君
企画部長	宮城力君		
環境部長	棚原憲実君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	知念公男君
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	長嶺豊君		
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月11日から25日までに受理いたしました請願１件及び陳情11件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔請願及び陳情文書表　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

公明党の糸洲朝則でございます。

昨日10月１日は、県のゆいレール、モノレールの延伸に伴う運行とか、国においても消費税の10％への増税、あるいはまた、食品ロス削減法の施行とこういう節目といいますか、季節の移り変わりになるようなそういう一日でございました。県議会でも遅くまで活発に議論をしてまいりました。

きょうはまた朝一番、私がトップバッターを務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず１点目に、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、持続可能な開発目標、いわゆるＳＤＧｓについて伺います。

猛暑や集中豪雨、台風、地震などの自然災害が、日本を含め世界各地で起きております。開発等による自然破壊、海洋汚染は、自然資源の減少など、生態系への影響も出ております。こうした中、地球の未来に危機感を持った国際社会は、持続可能な開発目標、ＳＤＧｓ宣言を2015年９月、ニューヨークの国連本部において採択しました。沖縄県におきましても、玉城知事を先頭に万国津梁会議で議論を進め、新たな振興計画にＳＤＧｓの理念を盛り込むとの報道がなされております。

そこで伺います。

ア、知事のＳＤＧｓに対する所見と取り組みについて。

イ、万国津梁会議での議論と今後の展望について。

ウ、各種団体、企業への参加促進について。

エ、県民への普及、啓発の進め方について。

オ、学校現場でのＳＤＧｓの取り組みについて伺います。

(2)、食品ロス削減法に関連して伺います。

今年５月に食品ロス削減法が成立いたしました。10月１日、いわゆるきのうから同法の施行を受けて、国は消費者担当大臣を会長とする関係閣僚と有識者による推進会議がつくられ、国の基本方針が定められる予定でございます。それを踏まえまして、県や市町村は削減推進計画をつくり対策を実施することになりますが、県の取り組みについて伺います。

(3)、那覇軍港移設の進捗状況について伺います。

那覇軍港移設については、移設先の浦添市の松本市長は、県と那覇市の基地負担を軽減し、基地問題でこれ以上混迷することを回避するため、浦添市が苦渋の決断で受け入れ先となることを覚悟していると主張して計画の進展を求めております。しかしながら、北側案と南側案で折り合いがつかず、いまだ移設先が確定しておりません。加えて、国との移設協議会も余り進展していないように見えますが、那覇軍港の浦添移設への進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

(4)、国立自然史博物館誘致の取り組みについて伺います。

国立自然史博物館誘致については、これまで何度も取り上げてまいりました。県が頑張っているのは評価いたしますが、やはり国が本気にならないとできるものではないと思います。これこそ、玉城知事が言われる国と県との対話が大変重要であると考えますが、知事の御決意を伺います。

(5)、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産登録への取り組みについて、進捗状況及び見通しについて伺います。

２番、防災・減災対策について伺います。

(1)、外国人観光客を災害から守る対策について。

内閣府は、2019年度の沖縄振興予算で沖縄観光防災力強化支援事業費として９億5000万円を計上しましたが、その取り組み等について伺います。

(2)、去る９月10日、自民党・公明党連名で、宮腰光寛前沖縄担当相へ、防犯カメラ設置事業への補助継続の要請をいたしましたが、県の考えを伺います。

３番、農林水産部関連について伺います。

(1)、トウモロコシやサトウキビ、稲などの植物に被害を与える害虫のガ、ツマジロクサヨトウによる被害状況及び対策について伺います。

(2)、天敵農法普及の現状と県の取り組みについて伺います。

(3)、豚コレラ侵入防止対策及び感染対策について伺います。

(4)、おきなわ山羊改良基盤整備事業及びヤギ生産振興について伺います。

(5)、美ら島財団が、小魚ミジュンを捕獲、畜養する魚類捕獲装置を開発し、特許を取得しております。今後のカツオ漁の再興に期待が持たれますが、県の考えと取り組みについて伺います。

４番、商工労働部関連で伺います。

(1)、那覇空港の貨物エリアへの企業誘致の進捗状況について伺います。

県が貨物ビルを借り上げて企業に提供するという事業ですが、７月末から入居企業を公募し、９月にも決定するとの報道でしたが、県の取り組み状況について伺います。

(2)、熊本県の崇城大学と琉球エアーコミューターとの間でのパイロット養成事業の連携について伺いま

す。

５番、離島振興について。

(1)、含蜜糖（黒糖）の在庫状況と対策について伺います。

(2)、多良間村の豊年祭「八月踊り」が2022年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産登録の候補に挙がっておりますが、県の対応について伺います。

(3)、小規模離島における一般ごみ及び産業廃棄物の処理状況及び対策について伺います。

(4)、南部離島における廃棄物処理困難物の回収ルートの広域化及び輸送費の補助制度について伺います。

(5)、小規模離島における簡易屠畜場設置について伺います。

これについてもこれまで何度も取り上げてまいりました。どうかこの小規模離島における食文化、あるいはまた生活習慣といったもの等を考えるとき、その島における簡易屠畜場の必要性の訴えをどの離島に行っても聞いております。どうぞ関係部局の誠意ある前向きな答弁を期待して質問を終わります。

あとは答弁をいただきまして、再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

きょうも皆様からの御質問に真摯に答えてまいりたいと思います。

糸洲朝則議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、ＳＤＧｓに対する所見と取り組みについてお答えいたします。

2015年に国連で採択されたＳＤＧｓは、リーブ　ノー　ワン　ビハインド（誰一人取り残さない）を基本理念とした、2030年までの国際目標アジェンダであり、17のゴールと169のターゲットが掲げられております。私は、ＳＤＧｓの基本理念や目標が、沖縄21世紀ビジョンのそれと重なる部分が多いと考えており、国連及び日本政府も挙げて取り組んでいるＳＤＧｓを推進し、県民一人一人がかかわる新たな時代に対応した沖縄の発展を目指していきたいと考えております。このため、県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画とＳＤＧｓのマトリックスの整理を行うとともに、ＳＤＧｓに関する万国津梁会議における沖縄らしいＳＤＧｓのあり方等の議論を開始したところです。

円卓会議からの意見、幅広く県民、民間企業などあらゆる方々が参画するメンバーであるという観点からのボトムアップ型を望むとともに、一体となって取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、ＳＤＧｓに関する万国津梁会議についてお答えいたします。

県では、ことし８月にＳＤＧｓに関する万国津梁会議を設置し、沖縄らしいＳＤＧｓをテーマとして、第１回会議を開催しました。同会議においては、気候変動、海洋プラスチック、貧困、観光等のさまざまな観点から議論が行われております。

県としましては、万国津梁会議の議論の結果を踏まえ、沖縄らしいＳＤＧｓの実施に向けて、各種施策を推進するとともに、新たな振興計画に、ＳＤＧｓの理念や必要な施策展開等を盛り込んでいきたいと考えております。

同じく１の(1)のウ、(1)のエ、各種団体、企業の参加促進と県民への普及啓発について。１の(1)のウと１の(1)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県としましては、今後、ＳＤＧｓの推進を全県的な展開につなげていきたいと考えております。その実現のためには、各種団体や企業等、さまざまなステークホルダーとの連携や県民へのＳＤＧｓの周知が必要と考えております。今後、県がみずから行う広報活動に加え、各種団体や企業等とのパートナーシップにより、県民への普及啓発を促進していきたいと考えております。

次に４、商工労働部関連についての(2)、琉球エアーコミューターのパイロット養成事業についてお答えいたします。

琉球エアーコミューター株式会社は、県内離島航空路線を安定的に維持するため、崇城大学と連携し、パイロット養成制度及び奨学金制度を昨年度に創設しております。この制度は、同社が県内大学を卒業予定の学生から２名を選抜の上、崇城大学に研究生として派遣し、パイロット資格取得のための専攻課程を受講させるとともに、学費や生活費に相当する額を奨学金として貸与するものであります。また、奨学金については、貸与を受けた学生が琉球エアーコミューターに入社し、パイロットとして一定期間勤務した場合、返還が全額免除される制度となっており、県内学生の人材

育成並びに離島航空路線の確保に資する取り組みとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(1)のオ、学校現場でのＳＤＧｓの取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、ＳＤＧｓに関連する取り組みとして、持続可能な社会を創造していく学習や活動を行っているところであります。平成25年度から、持続可能な開発のための教育についての理解を深めるために、公立小中学校の初任者や県立学校の初任者・中堅教諭等を対象に研修会を実施しております。また、昨年度から小学校及び中学校、県立高校において研究指定校を指定し、学校の特色を生かした環境教育や国際理解教育など、実践研究を行っているところです。今後とも、学校における教育活動全体を通して、持続可能な社会の担い手の育成に努めていきたいと考えております。

次に、５の離島振興についての御質問で(2)、多良間の豊年祭「八月踊り」についての御質問にお答えいたします。

多良間の豊年祭の無形文化遺産登録については、平成21年に国からユネスコに提案されましたが、現在まで未審査となっております。国においては、今後、多良間の豊年祭に類似する民俗文化財を加え、グルーピングした上で再提案する方針です。

県教育委員会としましては、国の動向を注視しつつ、多良間村と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、食品ロス削減に向けた取り組みについてお答えいたします。

食品ロスの削減の推進に関する法律は、10月１日に施行されたところであり、国の基本方針は、年度内に策定される見込みとなっております。食品ロスを削減していくためには、社会全体で食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ることが重要であると考えております。

県としましては、関係部局が連携して、食品ロス削減について普及啓発等に取り組んでまいります。

次に２、防災・減災対策についての御質問の中の(2)、防犯カメラ設置の促進についてお答えいたします。

県では今年度、ちゅらさん運動の一環として、県内５圏域において、公共施設の防犯・安全点検の説明会を開催したほか、11月には、市町村や事業者等を対象に防犯カメラの設置の促進に向けた講習会を開催することとしております。また、防犯カメラの設置に対する市町村の動向を把握するための調査も予定しているところであります。

県としましては、市町村において国の補助事業を活用する等により、防犯カメラの設置が進むよう、今後とも県警察、市町村、関係機関等と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、那覇港湾施設移設の進捗についてお答えします。

４月23日に開催された第25回移設協議会においては、浦添市から、代替施設の浦添市西部開発に与える影響・支障については、南側案が優位との評価結果の報告がありました。また、前回第24回の移設協議会で那覇港管理組合から報告があった民港への影響という観点からの評価と、今回浦添市から報告があった結果が異なっていることから、今後、那覇港管理組合とその構成団体を中心に、事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認され、現在、那覇港管理組合を中心にその検討作業が進められているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　おはようございます。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、国立自然史博物館誘致の取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館については、アジアの自然史研究を牽引するとともに、沖縄県の自然環境の魅力発信、生物多様性の保全、教育・研究機関との連携による人材育成など、さまざまな効果が得られると考えております。そのため、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、その誘致に努めていくという方針を位置づけ、シンポジウムの開催、設立意義等の調査、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけや県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、引き続き関係省庁へ

の要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、国立沖縄自然史博物館の設立を提言している日本学術会議の専門家の助言や協力を得ながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

同じく１の(5)、世界自然遺産登録への取り組みについて回答します。

世界自然遺産登録につきましては、本年２月に国において推薦書を提出しており、今月５日から12日までの期間において、ユネスコの諮問機関ＩＵＣＮによる現地調査が実施されることとなっております。県では、生物多様性の保全を図るため、マングース等の外来種対策や希少種の交通事故・密猟防止対策等を推進しております。また、自然環境の保全と適正な観光利用の両立を図るため、ヤンバル地域及び西表島における持続的観光マスタープラン（仮称）の策定などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、来年の確実な登録に向け取り組んでまいります。

５、離島振興についての御質問の中の(3)及び(4)についてお答えします。５の(3)と５の(4)は関連しますので、一括してお答えします。

一般廃棄物については、個々の処理施設整備費、維持管理費に多額の費用を要するため、県では、平成25年度から平成28年度にかけて、処理の広域化を検討し、各離島市町村に提案を行っています。その結果、粟国村、座間味村は、那覇市・南風原町環境施設組合に処理を委託しております。また、産業廃棄物を含めた検討については、平成29年度から離島廃棄物適正処理促進事業を実施しており、複数の市町村による効率的輸送、あわせ処理など、コスト削減、適正処理の促進について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、防災・減災対策についての御質問のうち(1)、内閣府の沖縄観光防災力強化支援事業の取り組みについてお答えいたします。

沖縄観光防災力強化支援事業は、市町村等が行う、災害時に観光客に提供するための食料等の備蓄や、多言語避難誘導看板の設置等の取り組みに対して国が直接支援するものとなっております。県では、観光危機管理の意識醸成を図るため、セミナーやシンポジウムの開催、実際の災害を想定した図上訓練の実施等を通して、市町村等への支援を行っております。今後とも、国、市町村、地域観光協会、観光業界等と連携して全県的な観光危機管理体制の構築を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　３、農林水産部関連についての御質問の中の３の(1)、ツマジロクサヨトウの被害状況と対策についてお答えします。

ツマジロクサヨトウは、恩納村、多良間村、八重瀬町、宮古島市において、トウモロコシ類で発生が確認されたほか、石垣市においてはサトウキビで発生が確認され、いずれも圃場の一部において梢頭部付近等の食害が確認されております。そのため県では、病害虫発生予察特殊報を発出するとともに、対策会議等を開催し、蔓延防止対策等について周知を図ったところであります。

県としましては、引き続き県全域での発生状況調査やフェロモントラップによる侵入確認調査を行うとともに、さとうきび増産基金や粗飼料確保緊急対策事業を活用し、関係機関と連携して早期発見・早期防除に努めてまいります。

次に３の(2)、天敵農法普及の現状と県の取り組みについてお答えします。

県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、環境に配慮した病害虫防除対策を推進しており、市販の天敵製剤や土着天敵を利用した防除技術の普及に取り組んでおります。今年４月現在、天敵利用農家は、果樹ではマンゴーで72戸12ヘクタール、野菜ではピーマンを中心に66戸8.5ヘクタールとなっております。県の取り組みとしましては、農業研究センターでの技術開発に加え、普及機関による展示圃の設置や講習会の実施、また天敵利用技術導入農家による座談会等を開催し、生産者への技術の普及に努めております。

次に３の(3)、豚コレラ侵入防止対策についてお答えします。

昨年９月に国内で発生した豚コレラは、６県45例と感染が拡大し、収束が見通せない状況が続いております。このため、県では、動物検疫所やＪＡなどの関係機関、養豚農家と連携し、侵入防止対策に取り組んでおります。具体的には、１、防疫対策強化連携会議での情報共有及び防疫対策の周知、２、農場衛生管理状況の立入検査・指導、３、豚コレラ確認検査の強化、４、観光関連団体への協力依頼や空港での侵入防止キャンペーンなどを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

次に３の(4)、沖縄ヤギの生産振興についてお答えします。

県では、平成30年度からおきなわ山羊改良基盤整備事業を実施し、ヤギの増頭、改良及び飼養管理技術の確立などを目的に、１、優良種畜の導入支援、２、飼養管理講習会の開催、３、ヤギ品評会の開催などを実施しております。今年度は、ニュージーランドからヌビアン種やボア種などの優良ヤギを導入し、肉量増加などの改良に取り組んでおります。

県としましては、生産者の経営の安定に向け、引き続き関係機関と連携した取り組みを推進し、ヤギの生産振興に努めてまいります。

次に３の(5)、カツオ漁の再興に向けた県の考えと取り組みについてお答えします。

本県のカツオ一本釣り漁業は、後継者の育成のほか、まき餌の安定的な確保等の課題を抱えております。今般、沖縄美ら島財団において開発された装置は、ミジュン等の小魚を効率よく捕獲できることから、まき餌の安定的な確保に資すると期待されております。一方、当該装置は、ミジュンを初め他の水産生物を混獲する可能性があり、資源への影響を考慮する必要があるなど、実用化に向けて課題も残されていると認識しております。

県としましては、引き続き当該装置の情報収集に努め、後継者の確保・育成に取り組むとともに、関係機関と連携してカツオ一本釣り漁業の再興に向けて協議を進めてまいります。

次に５、離島振興についての御質問の中の５の(1)、黒糖の在庫状況と販路拡大対策についてお答えします。

黒糖の在庫状況は、沖縄県黒砂糖協同組合からの聞き取りによりますと、８月末時点で約2500トンとなっております。販路拡大対策については、県及び関係機関で構成する沖縄県含みつ糖対策協議会において、５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んでおります。また、去る９月６日から黒砂糖協同組合、ＪＡおきなわと連携し、県内の量販店に対する販売促進キャラバンを行ったところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、黒糖の販売促進及び消費拡大に取り組んでまいります。

次に５の(5)、小規模離島における簡易屠畜場についてお答えします。

屠畜場の整備されていない小規模離島においては、既存の屠畜場に輸送し処理されております。現在、県内には、沖縄本島に２カ所、久米島町、宮古島市、石垣市及び与那国町にそれぞれ１カ所、計６カ所の屠畜場が設置されております。これらの屠畜場は屠畜料金によって運営されており、特に小規模離島の屠畜場においては、屠畜頭数が少なく維持経費等で経営的に厳しい状況にあると聞いております。このため、新たな小規模離島における屠畜場整備については、経営面での課題もあることから、現在ある屠畜場の有効活用等について関係機関と検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４の商工労働部関連についての御質問のうち(1)、那覇空港貨物上屋への企業誘致の進捗についてお答えいたします。

県では、今年度から、那覇空港貨物上屋のＬＣＣターミナル跡のスペース等を活用して、国際物流機能を生かし新たな事業を行う企業の新規参入等を促進する取り組みを進めております。７月から８月にかけて事業者の公募を行ったところ、４者から提案があり、審査の結果２者が選定されました。当該企業は、大手機械メーカーと物流関連企業で、那覇空港を拠点とした事業の実施に向け、現在、準備を進めているところです。県では、このような企業誘致や、航空ネットワーク拡充等を目的とした各種施策の展開により、国際物流拠点の形成に向け取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　御答弁、大変ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

ＳＤＧｓについて御答弁いただきました。知事が言われるひとりも取り残さないという理念と、ＳＤＧｓの理念が一致するということで、知事がこの横断的な組織を県庁内でつくられるということで大きく報道されておりました。

しからば、この各部局を横断したチーム、どういった組織形態になっているか、こういったもの等を示していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　お答えいたします。

ワーキングチームという形で、16名の公募、そして１名は企画部の企画調整課の班長を筆頭にして17

名体制で今取り組んでいるところでございます。月に２回程度会合を開いておりまして、現在はＳＤＧｓで掲げる17のゴール、これと県の施策、これがどのように連携しているかマトリックスで今整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　このチームは、今部長が言われたことがベースになっていくと思うんですが、その後に取り上げた、例えば民間企業やあるいはまた県民への普及啓発、そこら辺の担い手もこのチームでやるということでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ＳＤＧｓの推進に当たっては、全県的なＳＤＧｓの取り組みの機運醸成が必要だと考えております。万国津梁会議からいただいた意見をもとに、ＳＤＧｓの取り組みを進めていくわけですけれども、今のところワーキングチームを中心として進めていく方向で考えておりますけれども、今後またより効果的な推進体制についても検討を進めることとしております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　ＳＤＧｓに関する万国津梁会議、これは島袋純委員長を中心にしたそこでの議論がフィードバックしてくるかというふうに思いますが、早速去る９月28日にこのＳＤＧｓ普及推進県民円卓会議が開催されております。これを見ますと、主催が万国津梁会議設置等支援業務スタートチーム、これはきのういろいろ議論になったこの受託業者ですか。まずそこの確認から。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私どもの受託業者でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　それで、この円卓会議メンバーが今回は行政や国際協力機関ＪＩＣＡ、メディア、こういった方たちが43名参加をしております。この受託業者が主催をしてやっております。この円卓会議、これがこの受託業者がやる主な業務なのか、あるいはまたこれ以外の業務はどういったものがあるか、そこら辺を御説明願います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

今回の委託の中では、万国津梁会議の管理、会議の進行でありますとか、委員等の出席の状況でありますとか手配、それから情報収集などがございます。その中で、今後のあり方の検討などもございます。仕様書の中ではそういったところを踏まえまして、その持ち方については、県と協議を重ねながらその実施の方法について考えるということがございますので、今回その仕様書で示した内容をもとに情報収集に当たるというところから、この円卓会議が実施されたものでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　円卓会議、これはこれから何度か持たれると思います。しかし、それ以外にも今言われる情報収集とかいろんな業務があるようなお話がありましたが、きのうもいろいろ議論になった2407万7000円という委託業務の契約金額、この契約金額のベースになるのがこの円卓会議、あるいはほかにどういったものがあるか、当然それが基礎となってあの2407万7000円が出てきたと思いますが、そこら辺をもっと具体的に示していただけませんか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

この2400万余りでございますが、コンソーシアムを組む４つのそれぞれ構成員で、業務にかかわる委託業者の人件費が約950万ほどございます。それから委員の報償費がございます。それから委員の方々の旅費、それから事務局の旅費です。それから会議の運営費というのもございます。それは会議室の賃料であるとか消耗品などがございます。それから会議報告書の印刷代等の印刷製本費がございます。その他としまして、例えば議事録の作成でありますとか、必要に応じまして翻訳というのもございます。さらにそういった情報収集に必要な項目として、その他の項目として先ほどのものも含めまして300万ほどを計上しているところでございます。

今回の円卓会議につきましては、その情報収集の一つの手段といいますか、一つの方法として実施されたものでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　きのうからの質疑応答を聞いておりまして思うことは、2407万7000円という一つの金額、これはつまり皆さん方が予算化してその範囲内でということでやりとりをして、それで契約に至ったと

いうような説明だったと思うんですが、しからばこの2407万7000円というのはもともと文化観光スポーツ部で獲得した、あるいは予定した金額であるということでいいですね。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

今年度、５つのテーマがございましたので、それぞれを実施するに当たって回数とかを見込みましてこの2400万余りというのは予算として計上したところでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　この円卓会議が持たれれば今回は行政とかあるいはＪＩＣＡ、マスコミ、こういったことでやられておりますが、当然これから普及啓発していくにはいろんな形を変えた、あるいはメンバーを変えた円卓会議をやっていかなくちゃならない。あるいはそれ以外のシンポジウムとか、そういったもの等も考えられるわけですが、その場合、この企画、ましてやプロポーザル方式でお互い合意のもとに締結した契約ですから、そこにこの2407万7000円という上限、これを下回ったり上回ったりするかそれは決裁してみなければわからないと思うんです。

それに対する契約内容、オーバーした場合、追加しますよとか、あるいは下回ったらその分は返してもらいますよとかそういった内容もあるんですか、契約に。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今回の契約に当たりましては、当初我々が見込んでおりました回数とかいうものがございます。そういった意味で、実施に当たりましていろいろと精算が生じてくるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　知事、けさのマスコミでも例えば金秀グループがＳＤＧｓの宣伝をしたり、あるいはまた新たな企業がＳＤＧｓを一つの目標にした企業を立ち上げたりというふうにして県内の各種団体、企業もこれからどんどんそういう方向になっていくと思います。そこは知事が先頭に立って旗を振る。これに呼応してやってくる。もっともっとそこら辺は大きく発展をさせていかなくちゃならない、そういうふうに思うわけでございますが、この企業のほうでも新聞報道ですが浮島ガーデンとか、ジーエルイーとか、沖縄子育て良品とか、かなりＳＤＧｓを意識した取り組みをしている。こういった企業等への――これは習慣とかそういったものの中で、実際国でもやっていると思うんですが、例えば表彰して意識を高めていくとか、いろんな工夫が――これはもう万国津梁会議で議論されるかなと思いますが、イメージとしてやはりみんながこれやっていこうというふうな県民意識を高める、そういった取り組み等についてどのようにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ありがとうございます。

沖縄21世紀ビジョン基本計画の中にも、５つの目標を掲げて、それを実践していくということを2030年に向けてのその方向性が明確に打ち出されています。その理念に、次はＳＤＧｓの取り組みをより具体的に重ねていくことによって、このすき間を埋めていくということが世界基準であったり、あるいは国内の基準であったり、まだどこもやっていないけれども沖縄ではそれを率先して取り組んでいこうという気づきであったり、さまざまなものがＳＤＧｓという物事から導き出されてくると思います。

ですから、小学校での教育もそうですし、小学校に上がる前の幼稚園や保育園でも子供たちが取り組むことからなれ親しんでいくことによって、その考え方が定着すれば沖縄らしい、本当にサステーナブル、持続可能なこの未来の環境や生活のあり方がしっかり見えてくると思います。そこを丁寧に丁寧に私たちも普及啓発していきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　例えば恩納村が、内閣府からこのＳＤＧｓ未来都市としての指定を受けたりしております。これ当然、各市町村へ広げるというのはまた県の責任でもあるし、最終的には県が全国的にもＳＤＧｓの先進地域であるというぐらいに持っていって、初めて沖縄の使命を果たせると。それぐらいのものを持っていいんじゃないかと。またそうすることで沖縄の基幹産業である観光が大きく推進していく。また、バランスのとれた開発というものも目指していく。まさしく沖縄らしさというのが期待できると思いますから、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、食品ロス削減法についてですが、これもきのうから施行されました。この食品ロス削減を推進することは、ＳＤＧｓの推進にもつながるということで、これについての取り組みも、これはある面で企業やあるいは県民が意識的に取り組むことによって大きく前進をするものだと思います。私ども公明党会派は、せんだってあるフードバンクをお訪ねしていろいろ意見

交換をしてまいりました。しかし、このフードバンク、例えば食品とかの提供を受ける、またそれを貧困世帯や施設に配布する。こういう中継的な役割をしている貴重な存在ですが、なかなか沖縄においてはまだ２社ぐらいかなということでございましたが、このフードバンクの現状について県は把握しておられますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　フードバンクにつきましては、農水省が平成28年度に実施した国内フードバンクの活動実態把握調査というものがございまして、それによりますと、県内でフードバンク活動を行っているのは１団体というふうに伺っております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　これも知事、今も答弁ありましたけれども、１部局だけじゃなくて、まさしく横断的に農水部もほかの文化観光も、福祉も関連性があるわけです。これもこの万国津梁会議でＳＤＧｓと合わせて議論をしていく。そうすることによってもっと幅広い活動が出て、相乗効果が起きると。実はそういうことを期待してこの質問を並べたのです。したがって、今月は食品ロス削減月間というふうなことにもなりますので、どうか県としてもそこら辺を打ち出して頑張っていただきたいんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御案内のとおり、やはりこのＳＤＧｓそのものは縦割りを横につなげていくという、その仕組みをつくることがとても重要で、そのために沖縄21世紀ビジョンとＳＤＧｓのマトリックス、組み合わせをしっかりと今作成を進めているところです。全庁的な取り組みにつながっていけるようにこれからもしっかり取り組んでいきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　頑張ってください。

終わります。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

一昨日、きのうと玉城知事の県発注事業の受注業者との飲食問題が内外の注目を集めました。２日間の質疑、答弁を聞いた率直な感想として、開き直りという気がいたします。法令や規程、規則に反しなければ問題ないとの答弁、副知事や関係部長も知事を守るために一生懸命。麗しい団結の姿はわかりますが、そもそも倫理観の欠如、わきの甘さ、開き直りという印象は拭えません。これでは玉城知事の看板政策である万国津梁やＳＤＧｓの理念がかすみます。それに反省の弁が一言もありません。残念であります。そのことについて質問はしませんが、知事からコメントがあればどうぞ。

では質問に入ります。

日米地位協定改定について取り組みと知事の認識を伺います。

これまで沖縄県は、平成12年の稲嶺県政と平成29年の翁長県政で２回、日米地位協定の改定案を作成し、政府に要請しております。しかし、今日まで地位協定本文について１文字の改定もできておりません。政府は平成27年に環境補足協定と29年に軍属に関する補足協定を締結しましたが、地位協定にかかわる課題は残されたままであります。

以下、質問します。

(1)、日本政府が地位協定の改定に否定的である理由をどのように考えますか。

(2)、日米両政府は1960年日米安保条約改定時に日米行政協定を日米地位協定に改め、締結をしております。そのときに秘密裏に合意された文書の存在が明らかになっております。その合意議事録についての認識を伺います。

２、全世代型社会保障制度について伺います。

(1)、今回の消費税アップによる税収額と使途について概略を説明ください。

(2)、来る10月に３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。県内における制度実施について伺います。

(3)、認可外保育施設の無償化について、対象となる施設数、児童数、実施の見通しなどについて伺います。

(4)、幼児教育の無償化に伴い、給食費徴収のあり方について保育園関係者から徴収業務の増加や保護者とのトラブルなどが懸念されるという動きがあります。給食費無償化要望などの件について県の認識を伺います。

(5)、来年４月から私立高校の授業料無償化が始まります。生徒への周知、手続の進捗状況、対象人数を伺います。

(6)、大学・短大・専門学校等、高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免制度、給付型奨学金

の支給拡充の内容と周知の取り組みを伺います。
(7)、低年金者への年金生活者支援給付金の県内の対象者数や周知の取り組み状況を伺います。
(8)、未婚のひとり親家庭に対する児童扶養手当の臨時特別給付金の周知の取り組み、そして対象人数等を伺います。
３、軽減税率について。
(1)、軽減税率に対する県の認識を伺います。
(2)、消費税10％へのアップによる税収と使途について伺います。
(3)、10月１日からの軽減税率に伴う県内の複数税率対応レジ導入や受発注システム改修の状況はどうか。
４、待機児童ゼロへの取り組みについて伺います。
(1)、県は待機児童ゼロを目指して今年度で保育定数を確保する計画ですが、進捗状況はどうか。
(2)、待機児童の解消には、保育士の確保が重要です。そのための保育士処遇改善の進捗状況を伺います。
５、障害児支援について。
(1)、児童発達支援や放課後等デイサービスなど児童デイサービスに従事する保育士や支援員等に対する専門的研修が不足しております。極めて専門性が求められる職業でありながら研修制度がなおざりになっている現状は障害児支援を軽視していると指摘されております。対応を伺います。
(2)、子供たちが伸び伸びと動ける空間の整備や子供の成長に必要な教材を整えることは非常に重要であります。児童デイサービスの環境整備資金の助成について伺います。
(3)、高等特別支援学校への入学基準について、ＩＱ70以下の療育手帳を持っていることを条件としておりますが、知的発達のおくれはないものの社会生活が困難な発達障害者へ門戸を開くことは検討できないか伺います。
６、夜間中学設置の進捗状況を伺います。
７、中部医療圏救急病院増床について伺います。
(1)、７月12日付の沖縄タイムス論壇の指摘にありました中部医療圏救急病院の病床不足が深刻とのことであります。中部市町村会からも要請されておりますが、どのように対応されますか。
(2)、地域医療構想における2025年の中部医療圏域の医療需要と必要病床数の考え方を伺います。
８、災害対策としての電線地中化の取り組みについて伺います。
よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。
〔知事　玉城デニー君登壇〕
○知事（玉城デニー君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。
その前に、先ほどの御指摘につきましては、今回のことを踏まえ、みずから襟を正して県民の疑惑や不信を招くことのないように客観的かつ公正な県政運営に確保するよう努めてまいりたいと思います。どうぞ今後とも御指導よろしくお願いいたします。
それでは日米地位協定改定への取り組みと知事の認識についての御質問の中の１の(1)、地位協定改定に関する政府の認識についてお答えいたします。
政府は、日米地位協定について、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐるさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しております。しかし、戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設面積が存在し、県民は米軍基地に起因する騒音や事件・事故等、過重な基地負担を強いられ続けております。
沖縄県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の見直しだけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しこそが必要であると考えております。
その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
〔知事公室長　池田竹州君登壇〕
○知事公室長（池田竹州君）　１、日米地位協定改定への取り組みと知事の認識についての(2)、日米地位協定合意議事録についてお答えします。
外務省によりますと、日米地位協定合意議事録は、日米地位協定各条の具体的な意味等を記録した行政取り決めであると説明しております。合意議事録は、地位協定本文にはないさまざまな特権を米軍に認めているとの有識者の指摘があります。
県としては、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に求めておりますが、合意議事録についても見直しが必要であると考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
〔総務部長　金城弘昌君登壇〕
○総務部長（金城弘昌君）　おはようございます。
それでは、２、全世代型社会保障制度について及び

３、軽減税率についての御質問の中の２の(1)及び３の(2)、消費税アップによる税収額と使途についてお答えいたします。２の(1)及び３の(2)の御質問は、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

平成30年度の地方消費税収は、243億円で、消費税率引き上げに伴う影響が平年度化する令和３年度の税収を、軽減税率を加味せず計算すると、318億円となり、75億円の増になると試算しております。消費税率引き上げに伴う増収分に関する都道府県の使途については、消費税法第１条第２項で定める社会保障給付費や少子化に対処するための施策のほか、地方税法第72条の116に基づき、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされております。

同じく２の(5)、私立高校授業料無償化についてお答えします。

私立高校の授業料無償化については、中学校を通して生徒にリーフレットを配布し、周知しております。手続につきましては、従来の高等学校等就学支援金と同様な申し込み手続となっております。また、授業料無償化の対象となる年収590万円未満の世帯に属する生徒の数は、平成30年５月の数値で推計しますと、私立高校生徒数約１万3800人の52％に当たる7200人となります。

同じく(6)、高等教育の修学支援新制度についてお答えします。

令和２年度から始まる高等教育の修学支援新制度は、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象となり、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金支給の拡充が柱となっております。支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であり、世帯所得に応じて、授業料の全額、３分の２または３分の１を減免し、さらに学生が学業に専念するために必要な生活費を給付型奨学金で支給する制度となっております。対象となる学校についての情報を県のホームページに掲載しているほか、各学校を通してパンフレットの配布等で生徒及び保護者へ周知を行っております。

次に３、軽減税率についての御質問の中の３の(1)、軽減税率に対する県の認識についてお答えいたします。

消費税率の10％への引き上げと同時に導入される軽減税率制度は、酒類・外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞の税率を８％に据え置くもので、低所得者に配慮する観点から設けられた施策であると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、全世代型社会保障制度についての御質問の中の(2)、幼児教育・保育無償化の状況についてお答えいたします。

市町村におきましては、対象となる施設の確認や、保育の必要性認定、広報誌や施設を通した保護者への周知等の事務手続に取り組み、県もその取り組みを支援してまいりました。また、市町村によっては、病児保育・一時預かりの利用料を支払わずにサービスを受けることができるモバイル認定情報通知システムの導入や、認可外保育施設利用料の給付手続をウエブ上で行うＩＣＴシステムの導入など、独自の取り組みも行われております。

同じく２の(3)、認可外保育施設の状況についてお答えいたします。

認可外保育施設を利用する子供については、居住市町村において、保育の必要性の認定手続が必要であり、対象児童数について、11市の状況を踏まえ試算したところ、利用する子供の41％に当たる約3000人が無償化の対象となる見込みです。無償化の対象となる認可外保育施設数は、10月１日現在、274施設となっております。

同じく２の(4)、給食費徴収のあり方等についてお答えいたします。

国においては、無償化に際し、これまでの生活保護世帯やひとり親世帯等に加え、年収360万円未満世帯及び第３子以降の子供まで、副食費の免除対象範囲を拡充することとしております。また、これまで市町村が独自に保育料の負担を軽減していた部分に、国、県の負担が入ることから、その財源を地域の子育て支援の充実に活用するよう、県として働きかけており、一部市町村において、食材費補助が予定されていると聞いております。

県は、引き続き保護者及び施設の負担軽減について、市町村と意見交換を行ってまいります。

同じく２の(7)、年金生活者支援給付金の対象者数等についてお答えいたします。

厚生労働省は、10月の消費税引き上げに合わせ、年金を含めた収入が約88万円以下の、65歳以上の高齢者等を対象に、年金生活者支援給付金の支給を開始することとしております。厚生労働省によりますと、対象者は、全国で約970万人を見込んでいるとのことですが、都道府県別の人数については公表されておりません。対象者には、日本年金機構から申込書が送付

されているほか、テレビやラジオ、ポスター、チラシ、インターネット広告等のさまざまな広報媒体で周知が行われているところです。

県としましては、年金事務所等と連携し、対象者の受給漏れがないよう、努めてまいります。

同じく２の(8)、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金についてお答えいたします。

本給付金は、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として、１人当たり１万7500円を支給するものです。県では、現況届の手続案内時に、本給付金のチラシ及び申請書を同封するとともに、県ホームページや広報誌へ掲載する等、周知・広報を行っているところです。対象者数は、沖縄県全体で約2800人を見込んでおり、原則、児童扶養手当の令和２年１月の支払い日と同日に支給する予定となっております。

次に４、待機児童ゼロへの取り組みについての御質問の中の(1)、待機児童解消に向けた進捗状況についてお答えいたします。

県では、黄金っ子応援プランに基づき、令和２年４月１日時点で６万4335人の保育定員を確保することを目標としております。平成31年４月１日時点の保育定員は６万375人で、今年度においては4807人の整備計画を予定しており、目標値を上回る６万5182人の定員を確保する見込みであります。現在、県及び市町村においては、待機児童の解消時期や幼児教育・保育無償化の影響等を勘案した第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところであり、引き続き市町村と連携して、待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(2)、保育士確保のための処遇改善についてお答えいたします。

保育士の処遇改善については、国において、毎年、公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで約12％の改善が図られ、今年度、さらに１％の上乗せを行っております。また、平成29年度から技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しております。県独自の施策としては、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援事業などの処遇改善にも努めております。

次に５、障害児支援についての御質問の中の(1)、児童発達支援事業所等の保育士等への研修についてお答えします。

児童発達支援事業所等のサービス提供に当たっては、子供の発達や障害の特性に応じた支援が行えるよう、従事者の知識や技術を高めることが重要です。このため、事業所等を運営する設置者は、配置している保育士及び児童指導員等に対し、研修を行うことや、関係団体が実施する研修への派遣など、研修機会の確保に努めることとされております。

県としましては、事業所等を対象にした実地指導等により、保育士等への研修機会の確保について、引き続き設置者に対し、指導・助言してまいります。

同じく５の(2)、児童発達支援事業所等への助成についてお答えいたします。

各事業所等においては、児童発達支援給付費を活用して、子供の発達や障害の特性を踏まえ、安全・安心に過ごせるよう、室内レイアウト等に配慮した環境づくりに取り組んでいるところです。児童発達支援事業所等の環境整備に係る国庫補助メニューは現在のところありませんが、県としましては、事業所等に対して、給付費を活用した支援環境づくりについて、引き続き助言してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　３の軽減税率についての御質問の中の(3)、県内の複数税率対応レジ導入及び受発注システム改修の状況についてお答えいたします。

軽減税率に対応するレジの導入や受発注システム改修の状況については、国において導入経費の一部を補助する事業が実施されておりますが、同補助金の活用状況は現時点で公表されておりません。なお、国がレジメーカー等を対象に実施した調査によると、全国で軽減税率対応レジ導入の必要があると見込んでいる事業者約23万3000社に対して、７月末時点で約20万台前後のレジが導入されているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の障害児支援についての御質問で(3)、高等特別支援学校への入学についてお答えいたします。

県立高等特別支援学校は、職業的・社会的自立を目的に、軽度の知的障害がある生徒を受け入れており、その出願の要件として、療育手帳または軽度の知的障害があることを示す専門医の診断書が必要となります。なお、知的発達のおくれがない発達障害のある生徒については、県立高校において、その障害特性を考慮し、個別の教育支援計画に基づき、特別支援教育支援員を配置するなど、一人一人の教育的ニーズに応じ

た支援を行っているところです。

県教育委員会としましては、今後とも発達障害のある生徒に対し、切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

次に、６の夜間中学設置の進捗状況についての御質問で(1)、夜間中学設置の進捗状況にお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学設置検討に当たって、平成30年度に対象者等の詳細なニーズなどを把握するため調査を実施したところであります。今後は、調査結果を踏まえ、先進地域の取り組み等を参考に、公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、設置主体や設置規模等、そのあり方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは７の中部医療圏救急病院増床についての御質問の中の(1)、中部医療圏の救急病院の病床についての御質問にお答えします。

中部医療圏における救急病院の病床につきましては、中部市町村会の要請を受け、救急患者の受け入れが困難な状況にあったこと、国勢調査で人口が増加したことなどから、平成28年12月に基準病床数を改定し、52床増床したところであります。中部医療圏では、今後も高齢者人口の増加に伴い、医療需要の増加が見込まれるため、現在、基準病床数の改定を検討しているところであり、あわせて、将来不足が見込まれる回復期の病床の確保を図るため、病床機能の転換や医療機関の連携の強化に取り組んでいるところであります。

次に(2)の中部医療圏の必要病床数についてお答えします。

地域医療構想における中部医療圏の2025年の必要病床数は4992床と推計しており、回復期機能の病床が不足すると見込んでおります。このため、県は、地域医療構想の実現を図ることを目的に、現在、二次医療圏ごとに医療提供体制協議会を設置し、回復期の病床の確保及び医療機関の連携強化について、協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　８、災害対策としての電線地中化の取り組みについての御質問の(1)、電線類地中化の取り組みについてお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、道路の防災性の向上、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的とするものであります。県は、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、令和３年度までの整備目標を約173キロメートルとしており、平成30年度末までに、約155キロメートルが完了しております。なお、整備にあたっては、電線管理者等関係者の理解・協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁大変ありがとうございました。

まずちょっと順序を入れかえて全世代型社会保障制度あるいはまた軽減税率等について先に質問をさせていただきます。

きのうからこの消費税率が10％にアップして新しい税制に移行しました。そのことについてマスコミ報道ではいろいろ厳しい報道、指摘等もありますけれども、総務部長、この税についての認識をちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほどの本答弁で御説明させていただきましたが、税収増になる部分ございまして、それは社会保障関係経費に当たるというところがございます。ただ一方で軽減税率を加味せずに世帯ごとに考えますと、やはり年間で消費税８％時に比べて４万5000円の負担増になるというところもございます。国においてはしっかり景気対策等進めていくということでございますので、消費に影響がないようにしっかり取り組んでいただきたいなというのが県の認識でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　今回の消費税率のアップについては御存じのように2012年、民主党政権のとき、野田政権のときに民主党に協力をして、自民・公明が一緒になって３党合意という形で進めていこうと、２段階に分けてアップを図っていこうということでできたものであります。そして、その背景としてはやはりこの少子高齢化、社会構造の劇的な変化、国際社会の中でも日本の人口構成が劇的に変化していく、そういうものに対してしっかり対応していこうということがそのときの確認事項であります。ですから、そういう方向に

向けてやったんですけれども、さらに公明党が強力に主張してこの社会保障制度を充実させるために強化していく財源にしていってほしいということから、全世代型の社会保障制度と総理も非常に強調されております。そういう高齢者の支援のみならず子育て世代、またこの子供たち、そして高等中等教育等々のそういう全世代型の社会保障への財源として充ててきているわけであります。一方で、そういう消費税に対しての逆進性とか負担感とかということも現実にありますから、経済対策も打たなきゃいけないということで非常に細かく、言葉をかえれば複雑過ぎるという声もありますけれども、丁寧にそういう対策も打ってきております。それについて、経済対策等の視点から商工部長どうですか。その辺の対策は。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　消費税軽減税率制度の導入に伴いまして、当然そのレジの改修ですとかそういったものが必要になってくると思っております。これに関しましては国の事業が３つございまして、例えば複数税率対応レジの導入ですとか、受発注システムの改修さらには請求書管理システムの導入といったような改修費等について補助を実施しております。ちなみに……

ちょっと休憩いたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○商工労働部長（嘉数　登君）　去る９月10日に、経済産業大臣が行った記者会見では2019年４月末時点でこれ先ほども答弁いたしましたが、20万台前後の対応レジが導入されていると、それから９月末までには導入数が24万台に達する見込みであると、それから軽減税率対応レジの導入の必要性がある事業所をおおむね23万3000社と見込んでおりまして、９月末現在で24万台前後の導入見込みからすると必要な事業者には行き渡るだけの対応レジは供給できているのではないかとそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　それ以外にもやはり、プレミアム商品券の発行であるとかポイント還元であるとか、そういう痛税感を緩和するという施策もいろいろな手を打っているわけですね。それとやはり軽減税率そのものが痛税感を緩和する大きな政策の柱に位置づけているわけです。日本で初めてこういう複数税率としての軽減税率が導入されるということもあって、いろんな戸惑いもありますけれども、国際的に見るとこの複数税率というのはどういう状況にありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　今詳細については存じておりませんが、報道等またいろんな文献等を見ますと、各国でいろんな消費税に類するような税率を変えたような制度が導入されているところは承知しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ネットでも簡単に検索できるんですけれども、国際的に見ても50カ国以上がこの軽減税率、複数税率を採用しているんですね。ですからごく常識的な税制なんですよ。日本の場合初めてなものですから、戸惑いがあっていろんな厳しい指摘があったりするんですけれども、恐らく一定の期間を経れば落ちついてくるんではないかというふうに考えております。それがやはり日本の社会保障そのものあるいはまた教育・福祉等のそういう財源として生かされていくことを願っております。

次に、子ども生活福祉部長、この待機児童問題できのうも大城議員から非常に重要な質問がありましたけれども、保育士の確保についてやはり保育士の処遇改善がなかなか進んでいかないということがありましたけれども、それについて国が措置するものがちゃんとその目的どおりに渡っているかどうか。そしてそれをどうチェックするかということがきのう議論にもありましたけれども、それをさらに一歩踏み込んで県としてこの県内の保育士の処遇改善に向けてあるべき姿というものをどのように考えますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育士の賃金体系でありますとか平均の給与につきましては、全国に比べて低いという状況はどうにか改善しないといけないというところであると考えております。それもございまして、県としましては指導監査において各施設できちんとそれが配分されているかどうかというところも確認しているところではございますが、さらにきのうもございましたように人件費の比率でありますとか、そういうところも含めて確認していく必要はあろうかと考えております。

今引き続き行っているところではございますが、正

規雇用化に向けた県単独の事業を行っておりまして、それが徐々に効果を上げてきているというふうには考えておりますので、引き続きこの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひお願いしたいんですけれども、それできのうも出ていたような、やはりその人件費あるいはまた管理費とか運営費とかさまざまなそういう費用があるんですけれども、それをもっと透明化して、本当にそういう運営者が、過重に引っ張ってしまうようなケースもあるやに聞いております。ですからそこをもっと透明化してちゃんと国の措置が保育士に還元されているということが具体的にチェックできるようなそういうシステム、仕組みというものをつくれませんか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　認可保育所の場合ですけれども、社会福祉法人が多くかかわっておりますが、社会福祉法人につきましては、財務諸表等の公表が義務づけられておりますので、その辺での確認はできるかもしれませんけれども、県としましてはその使い道につきましては、ある程度、園に任されているというところもございますので、指導・監査の中でやっぱりチェックしていくのが一番の方策かなというふうには考えているところでございます。ただもちろん行き渡るようにというところも大切なんですけれども、待機児童が多いということもあって、園においては、公定価格以上に配置をして、その分、給料が平均で見ると少し少なくなるという状況もございますので、その公定価格以上の配置をしているところに対しても加算措置ができるようにということで国に対しては引き続き要請してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　よろしくお願いします。

やっぱり待機児童問題の解消のためには、保育士の処遇改善というのは非常にキーポイントになりますから、実効性ある対策をぜひとっていただきたいと思います。

それで中部医療圏の救急病床の件についてですけれども、先ほど答弁いただきました。部長、中部圏域のこの病床数の厳しさ、あの論壇にも、日々綱渡りのようにして救急患者を搬送したり対応したりしているということが指摘されておりますけれども、これはこれからの基準病床とか、そういう課題についての検討は前向きに検討されるというふうに受けとめていいですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　医療計画を策定しまして――30年から令和５年までの計画でございますけれども――この中間見直しのときと医療計画を改定するときに、基準病床の見直しを特例ですることが認められております。中部圏域の人口も増加することが見込まれておりますし、それと高齢化が進むことによって、需要率が上がる、患者がふえるわけです。需要が出てくるというのはこれは確実に見込まれておりますので、そういうことを踏まえながら医師会とも協力しながら、基準病床数の見直しに当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　よろしくお願いをいたします。

次に、地位協定関連の質問に移ります。

当然、この地位協定の改定というのは私も非常にこだわりを持って質問を続けてまいりました。謝花副知事が公室長時代に―― 一昨年のちょうど９月議会でしたけれども、改定を前に進めるためにやはり国際比較をやってみてはどうかということで早速県も動いてドイツ・イタリアの調査をしていただきました。そしてその後、ベルギー・イギリス等々調査を続けてきておりますけれども、その内容を国内法の適用であるとか、基地の管理権の問題であるとか、あるいはまた地域住民の声の反映であるとか、訓練の問題であるとか、さまざまなそういう違いというものが浮き彫りになってそれを皆さんは全国知事会にも報告をし、それをまとめて全国知事会から政府に改定の申し入れもしてきました。しかし、残念ながらなかなかその壁が突破できない現実がまだあるんですね、強固に。この件については、公室長あるいはまた謝花副知事でもいいんですけど、御答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

政府は地位協定につきましては、その時々さまざまな問題につきまして、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的であるというふうに説明をしているところです。また日本政府が改定に否定的な理由としまして、利害調整の複雑さ、あるいは米国にさらに譲歩を要求されるリスク、そして関係者の中に日米地位協定が世界最高水準であるという認識を持った人々がいるということが有識者から指摘されているところでございます。

また県としましては、米軍専用施設の70.3％が沖縄に集中しており、事件・事故も沖縄で非常に多く起きる。その結果、事件・事故が沖縄の地域問題という

ふうな捉え方をされてなかなか日本国民全体の中にそういった改定の必要性の議論が広まっていかないというのも要因の一つというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 金城　勉君。

○金城　　勉君 次は知事にお伺いしたいんですけれども、知事の日米安保条約体制についての認識はいかがですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は基本として日米の安保体制を容認する立場です。

○議長（新里米吉君） 金城　勉君。

○金城　　勉君 公室長、この日米安保体制の国民的な支持率というのはわかりますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 今ちょっと手元に具体的な資料はありませんが、さまざまな世論調査では70％から80％ぐらいが支持するというふうに答えていたかと思います。

○議長（新里米吉君） 金城　勉君。

○金城　　勉君 そうですね。2015年の内閣府の調査によると82.9％、日米安保体制が支持されているんですね。ですから、自衛隊だけで、国防を、国を守るというよりも米軍に駐留してもらってお互い日米が協力することによって、国の安全保障を形成するというのが80％以上の日本国民の認識で、反対の世論というのは数％ぐらいしかないんですね。ということになるとやはりアメリカは、日本国民が我々を必要としているんだと。そういう認識の中でやっぱり地位協定に問題があると我々がどんどん叫んでも、日本政府はなかなかアメリカに物が言えない。そしてアメリカはそれをたかをくくって、そんなことは大したことではないというふうな今の状況になっているわけです。ですから、そういう中から最近公室長から答弁がありましたように、この日米地位協定の合意議事録、1960年に改定され合意されたその合意議事録が何らかの機能を果たすんではないかという指摘もあるんです。そういう視点からの合意議事録はどのように見ていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 例を挙げてちょっと答弁させていただきます。地位協定の第17条第10項刑事裁判権に関する条項の中で、施設及び区域外におきましては、軍事警察は必ず日本国の当局との取り決めに従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連携して使用されるというふうに規定されております。しかしながらこの第17条10項（ｂ）に関する合意議事録におきましては、日本国の当局は、「所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。」とされております。これが航空機事故がいわゆる基地の外で起きたときに警察が捜査できない大きな要因になっているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 地位協定の本文の改定もですけれども、合意議事録の中でさらに地位協定よりも踏み込んだ内容のものもございます。そこもきちんと分析して改定に向けてはあわせて取り組むようにしていきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 金城　勉君。

○金城　　勉君 今、公室長が説明したこの合意議事録、私の手元にもあるんですけれども、やはりこれを読むと、協議するという日米一緒に協力しながらやっていこうというこの地位協定が合意議事録においては米軍に任せるとかいうような中身が多々あるわけですね。ですからこの地位協定を改定するハードルが余りにも高いと。合意議事録のその合意事項にのっとって運用されていると。であれば合意議事録を撤回することによって改定に結びつくような効果を発揮できるんではないかという考え方もあるわけです。そういうことについてはいかがですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地位協定の改定に関する問題点、ポイントは議員の御案内のように、他国との地位協定を比較して、自国での法令の適用それから事件・事故が起こった場合の関与、それから基地の管理体制などなど問題点があるということがるる明らかになり、それを私は全国キャラバンで国民にこういう問題点があると、だから地位協定の問題は沖縄だけの問題ではありません。国民の問題です、自分ごととしてこの改定についてしっかりと受けとめてくださいということを広報するようにしております。あわせてこの合意議事録についても議員御指摘のとおり、これから私たち沖縄県からさらに研究をしていくということも

あわせて取り組まなくてはならないテーマになろうかというふうに思っております。

○金城　　勉君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　こんにちは。

公明党会派の上原章です。

一般質問を行います。

質問を行う前に、所見を述べたいと思います。

一昨日、そして昨日の２日間、本会議で知事のこの行動に対してさまざまな意見や、また質問がありました。私は公務員に対する――また我々議員もそうですけれども、社会の期待や信頼に応える行動規範、倫理等が本当に大事じゃないかなと思っております。知事や副知事、部長が友人とのプライベートの場だったから問題ないと。その答弁を聞いて、私は本当に残念でなりません。県のトップ、リーダーの皆さんが疑惑を持たれる――どのような場に参加しても、友人、プライベートとの理由で通るのであれば、何のための行動規範なのか、極めて残念としか言いようがありません。今後、どのような場にいてもその理由が通るんであれば、私は県民に何の説明責任も果たしていないとそういう思いであります。

それでは、一般質問を行います。

１、文化芸術、スポーツ振興についてお尋ねします。

知事は本年２月の本会議で、県民がウチナーンチュとしてのアイデンティティーを確認し、沖縄文化の根底をなすチムグクルを育むことができるよう、沖縄文化のさらなる普及、継承、発展及び発信に取り組む、また組踊、琉球舞踊、沖縄芝居などの伝統文化の後継者育成や基盤を強化し、国内外への発信力の強化を図るとしています。

そこで質問です。

(1)、県立郷土劇場の再建を検討できないか知事の見解を伺います。

平成21年３月、県立郷土劇場が閉鎖して10年が経過し、県はこれまで郷土劇場にかわる文化発信交流拠点を設置・推進するとしているが、進展が見られません。見解をお聞かせください。

(2)、国内外への文化芸術を発信する取り組み及び経費の一部を補助する支援等について伺います。

(3)、Ｊリーグ規格スタジアム整備について知事の見解及び取り組み（場所、事業方式、予算、期間等）を伺います。

このほどＪ２に参戦している県内のクラブチームＦＣ琉球にＪ１ライセンスが交付されたとの報道がありました。沖縄サッカー界にとって、歴史的な一歩との喜びの声が寄せられていますが、専用スタジアムの整備が必要条件とのことです。進捗を伺います。

２、建築行政についてお尋ねします。

国は10月１日の消費税引き上げに伴う、税率引き上げ前後の需要変動の平準化を図るため次世代住宅ポイントを創設し、引き上げ後の住宅投資の喚起に努めています。予算は今年度、全国で1300億円の財源を準備しています。

そこで質問です。

(1)、次世代住宅ポイント制度の活用について。

ア、概要及び同制度の評価について県の認識を伺います。

イ、全国及び県内の取り組み状況を伺います。

ウ、本県の実績は著しく少ないように思うが、原因及び対策を伺います。

３、救急安心センター事業（＃7119）の導入について、必要性や費用対効果などの検討が行われていると聞くが、今後の見通しと必要性について知事の見解を伺います。

４、離島振興についてお尋ねします。

知事は離島振興について、離島の諸課題を把握し条件不利性を克服するため、交通・生活コストの低減、教育、医療、福祉等の定住条件の整備や離島地域の特色を生かした産業の振興を推進するとしています。大変重要な取り組みだと思います。特に財源の厳しい小規模離島にとって知事そして県行政の支援は、最も重要、必要不可欠なものでございます。

そこで質問です。

(1)、離島食品・日用品輸送費等補助事業の再開を求める自治体への支援を検討できないか伺います。

(2)、離島航路補助事業費は極めて重要な取り組みであり、財政的に厳しい自治体への支援拡充を図れないか伺います。

(3)、遠隔地である離島にとって島外に出荷する農林水産物の輸送コストは極めて大きく、県内への出荷も農林水産物流通条件不利性解消事業と同様な支援が図れないか伺います。

(4)、沖縄本島及び離島における海岸漂着ごみの防止策及び回収・運搬・処理対策の取り組みについて伺います。

本年６月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ問題は最重要課題と位置づけられ、2050年までにゼロにするとの目標が合意されて

います。海洋県である本県にとって重要な取り組みだと思うが進捗を伺います。

(5)、南大東村亀池港漁船船だまり場の整備及び北大東村の北大東港北地区の小型船舶用の船だまり場整備について、両村から強い要望が出ているが、知事の見解、取り組み、調査の検討について伺います。年間を通して安定操業ができることが島の水産業の発展につながると思います。

５、連続して発生した９月の台風は、県内の農作物、道路の冠水、停電等大きな被害を残しました。被害状況と対策を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　ただいまの上原章君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の上原章君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

質問の前に冒頭、本日、昨日、一昨日と議員の皆さんから、私の私的な会合に参加した件について、大変多大な御指摘を頂戴しております。みずから襟を正し、県民の疑惑や不信を招くことのないよう、客観的かつ公正な県政運営を心がけ、公務に対する信頼を確保してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御質問にお答えいたします。

文化芸術、スポーツ振興についての御質問の中の、県立郷土劇場の再建についてお答えいたします。

沖縄県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定しました。基本計画で整備場所とした組踊公園は、浦添市の都市公園であることから、条件整理や立地場所の分析・評価を行うため、昨年11月末に実施計画（案）を策定したところです。当該計画（案）に関しては、現在、関係団体等と意見交換を始めているところであり、今後、施設の規模やあり方等について検討していきたいと考えております。

なお、かつて県立郷土劇場で行われていたかりゆし芸能公演ですが、会場を国立劇場おきなわを中心に継続しておりますけれども、今年度からは開催地域を北部及び離島地域まで拡充するほか、子ども伝統芸能公演を行うなど内容の充実もあわせて図っております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、文化芸術、スポーツ振興についての御質問のうち(2)、国内外へ文化芸術を発信する取り組みや支援等についてお答えいたします。

県では、平成29年度から文化情報を扱うポータルサイトを構築し、地域の文化イベント情報等を発信しております。また、県内の文化芸術団体等が実施する国内外で行う芸能公演等に対して事業費の一部を補助するとともに、本県の文化資源を活用した新たな観光メニューとなる舞台公演に対して支援を行っております。

県としましては、今後とも多様で豊かな文化芸術を発信していき、本県の文化振興を図っていきたいと考えております。

同じく(3)、Ｊリーグ規格スタジアム整備に関する見解と取り組みについてお答えをいたします。

Ｊリーグ規格スタジアムの整備については、スポーツの振興や観光振興等の観点から必要であると考えており、奥武山公園内に整備する計画で検討を進めているところであります。これまでに、基本計画の策定や整備手法等に関する調査などを行っており、今年度は、民間資金の活用等を含めた調査検討を行うこととしております。事業方式や財源、スケジュール等については、今年度の調査結果を踏まえ、その方向性等を整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、建築行政についての御質問のうち(1)のア、次世代住宅ポイント制度の概要等についてお答えいたします。２の(1)のアから２の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

次世代住宅ポイント制度は、消費税率引き上げ前後の需要変動の平準化を図ることを目的に、一定の性能を有する住宅の新築・リフォームに対して、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度となって

おります。本制度は、過去に実施されたポイント補助制度よりも適用範囲が広がっており、家事負担軽減のための改修等、さまざまな目的でのリフォームも対象となっているため、これまでよりも利用しやすい制度であると認識しております。ポイント発行申請受け付けは６月３日から開始されており、８月末までの発行状況は全国で新築8869戸、リフォーム1749戸、合計１万618戸となっております。なお、都道府県別の戸数は公表されていないため、本県の状況は把握しておりません。

県としては、本制度の普及のため、周知に努めていきたいと考えております。

次に４、離島振興についての御質問のうち(5)、南北大東港における小型船舶だまりの整備についてお答えいたします。

南北大東港では、小型船の入出港の際、クレーンを使って船舶の揚げおろしを行っている状況であります。小型船用の船だまりを整備することで、小型船利用者の利便性が向上し、観光産業や水産業への支援、並びに定住条件の確保による離島振興につながるものと考えております。南大東港亀池地区及び北大東港北地区の小型船用の船だまりについては、南大東漁港南大東地区及び北大東地区の利用状況を踏まえ、整備のあり方を検討していきたいと考えております。

次に５、連続して発生した９月の台風の被害状況と対策についての御質問のうち(1)、道路の冠水被害状況と対策についてお答えいたします。

県管理道路の冠水については、宮古島の平良城辺線において、台風13号による落ち葉等が側溝のグレーチングにたまり、道路が冠水する状況が見られております。今後、パトロールによる落ち葉等の速やかな除去など、道路冠水の解消に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　３、救急安心センター事業（＃7119）の導入についての(1)、＃7119導入の見通しと必要性についてお答えいたします。

総務省消防庁によると、＃7119の導入の効果として、１、救急車の適正利用、２、救急医療機関の受診の適正化、３、不安な住民に安心・安全を提供することなどが期待されております。＃7119については、運営費が市町村に対して普通交付税措置されていることから、県ではこれまで、消防本部への概要説明や消防庁アドバイザーを活用した勉強会を行ってきたところです。消防長会により現在、導入の必要性や費用対効果などが検討されていることから、県としましては、消防長会での検討状況を注視しつつ、今後の進め方を整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　４、離島振興についての(1)、離島食品・日用品輸送費等補助事業についてお答えいたします。

離島食品・日用品輸送費等補助事業については、有識者等による検討委員会において、各離島によって買い物環境や住民の実感度に差が見られること、市町村の中には本事業の予算額を他の事業に転用したいという意見もあり本事業に対する認識に差があること、これらのことからそれぞれのニーズに応じたよりよい事業ができるよう各市町村が主体となって事業を実施するほうが望ましいとの提言があり、事業を終了したところです。しかしながら、ことし３月に公表した、離島住民を対象とした県民意識調査において、今後重点的に取り組むべき項目で「食品、日用品など生活必需品の価格」が最も上位となっていることから、県としましては、その結果を真摯に受けとめ、どのような取り組みができるか、検討してるところです。

同じく４の(2)、離島航路補助事業費の自治体への支援拡充についてお答えいたします。

県は、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のため、国及び市町村と協調し、航路の運航に伴って生じた欠損額に対して補助を行っております。同補助事業は、欠損額から国庫補助を除いた額の３分の２を県、３分の１を市町村が補助する仕組みで実施しており、このうち市町村による補助額については、特別交付税による財政措置がなされております。また、一括交付金事業として、船舶の建造等を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しており、これにより航路事業の収支改善及び市町村の負担軽減が図られているところであります。

県としましては、引き続き国及び市町村と適切な役割分担のもとで緊密に連携し、離島航路の確保・維持に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　４、離島振興についての御質問の中の、離島本島間の輸送費支援についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用し、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。本事業において、離島から本島を経由して県外出荷される場合は、離島・本島間の輸送費についても補助対象としております。現在、離島４市町においては、一括交付金等を活用し、本島向けに出荷される水産物等に対する輸送費補助をそれぞれの実情に合わせて主体的に実施しております。

県としましては、その実績などを総合的に勘案しながら、市町村と役割分担をしつつ、相互に連携して農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に５、連続して発生した９月の台風の被害状況と対策についての御質問の中の５の(1)、台風13号及び17号による農林水産業への被害状況と対応についてお答えします。

本年９月に発生した台風13号及び17号による農林水産業関連の被害額は、サトウキビ、菊類等の農作物や、農業用施設等で約５億4243万円となっております。農林漁業者に対する支援としては、１、県内各地域の農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、２、農業・漁業共済等の制度活用、３、農林漁業セーフティネット資金など、低利な制度資金活用の周知、４、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、５、災害復旧事業による被災施設の復旧などを行っております。

県としましては、引き続き関係機関や団体などと連携を図りながら、支援について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、離島振興についての御質問の中の(4)、海岸漂着物対策についてお答えします。

県では国の補助制度を活用し、平成21年度から漂着の状況等を調査するとともに、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理に取り組んでおります。発生抑制対策としては、県内小中学生などを対象にした環境教育の実施、中国・台湾の民間団体や自治体との連携・情報交換を目的とした海外交流事業などを実施しているところであります。また、海岸管理者による海岸漂着物の回収・処理のほか、市町村が実施する回収・処理の事業についても事業費の９割を補助しております。引き続き、回収・処理体制の強化を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５の連続して発生した９月の台風の被害状況と対策についての御質問の中の(1)、９月の台風による停電状況と対策についてお答えいたします。

令和元年９月の台風による停電被害については、沖縄電力によると台風13号では約２万戸、台風17号では約４万戸となっております。台風による停電対策については、沖縄電力においてさまざまな状況を想定した災害復旧に万全を期すため、送電線路の２回線化及び耐摩耗性のある電線や風の影響を受けにくい電線への取りかえ等に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、文化発信交流拠点に係る取り組みなんですが、国立劇場おきなわを中心とするエリアに設置していくということ。浦添市とのこの調整というのはうまくいっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

これまでは都市計画のいわゆる都市公園であったところから、その都市公園法の法的課題をクリアするというところで調整が長引いていたところでございます。それにつきましては、ある程度調整のめどがつきまして、国立劇場を中心とした場所というところでの今の計画ということで説明をさせていただいておりまして、今年度に入りまして、昨年度策定をいたしました実施計画案をもとに、調整をしているところでございます。今のところ、順調に進んでいるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この実施計画の策定は、じゃいつになるか今見通しはできているんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今まず公園を持っている浦添市との調整をしているところでございます。その後、いわゆる文化芸術の団体の皆様、これまでもそういった文化芸術団体の皆様の声を聞きながら、計画をつくり上げてきたところで

ございますが、実際に規模とか形が見えてきておりますので、それも踏まえて改めて我々の考え方をお伝えして、調整を図っていきたいというところでございまして、ことしにつきましては、そういった調整をこれから始めるところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　実は、私これ１年半前の２月議会でも取り上げて、ほとんど今の答弁と変わっていないような気もします。県立郷土劇場が閉鎖してもう10年という中で、本当に今沖縄の文化芸術が世界に誇れる。いろんな関係者の皆さん頑張っているわけですけれども、もう少し加速させて、県がしっかり文化芸術の環境を向上させていくという決意を部長、再度お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

文化芸術につきまして、まさに沖縄の誇る大事な宝でございます。また、観光にも資しているというふうに考えております。そういう意味で郷土劇場で行っておりましたかりゆし芸能公演につきましては、先ほど知事のほうからも答弁させていただきましたけれども、今年度はこれまで行っていた約倍の回数にふやしているほか、離島や北部地域への拡充、それから出演していただく年齢層をこれまでよりもさらに若くして、いわゆる早い時期からの人材育成とか、あるいはそれをやっていただく方だけではなくて、見ていただく方というところで広げているところでございます。そういったところも踏まえまして、引き続き文化交流発展拠点施設の整備につきましても調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ、頑張っていただきたい。県立郷土劇場があった折は、観光客も含めて結構多くの県民が沖縄の文化に非常に触れる機会があったんです。今いろんな国内外から来るお客さんは、どこに行けば沖縄の文化に触れられるのかと。首里城とかいろいろありますけれども、こういった具体的な沖縄の文化芸術に触れる場が私は必要じゃないかなと。そういう意味で県立郷土劇場の役割は大きかったんだなと思っております。皆さんは、発信拠点をさらに大きくまた機能を強化するというモチベーションを高めているわけですけれども、国立劇場のあのエリアに本当にどういうものができるのか全く見えない状況ですので、ぜひもっと積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

あと、この国内外への発信ということで多くの関係者が今頑張っているわけですけれど、特に渡航費とか宿泊、また楽器の輸送、いろんなそういう支援は本当に大きな問題で、相当数自腹を切っているという話も聞いております。先ほど、県が取り組んでいる支援について、具体的に金額とかこれまでの成果をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

県のほうでは、文化観光戦略推進事業を実施しております。この事業、文化資源を活用したマグネットコンテンツ、いわゆる舞台公演の制作・上演及びプロモーションの取り組みのための支援を行っております。公募によりまして３団体、それから、国立劇場おきなわの運営財団に対しまして、補助金を交付しているところでございます。公募によりまして選定した３団体につきましては、観光客がアクセスしやすい国際通り周辺のエリアで公演をしていただいていまして、より観光客が観劇しやすい環境をつくっているところでございます。ちなみに、今年度はてんぶすホールやパレット市民劇場を会場にしまして、１演目３日間で５公演実施するほか、10月、11月、１月、２月に公演を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　県外への支援の補助金はないんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

県外等への活動に対しまして、文化芸術創造発信力強化支援事業を行っております。

まず１つ目が、文化芸術の団体派遣というものがございます。これは、補助対象が文化芸術団体が実施する県外・海外で行う文化の振興・普及を図るための活動に対しまして、県内の実演家の方が県外公演でも12名以上、それから海外公演では７名以上が出演するという要件がございますが、それの航空運賃や宿泊費、それから会場使用料、運搬費などを助成しているものでございます。これにつきましては、上限は100万円としております。

２つ目が離島などで行うことが多いのですが、いわゆるクラシックのコンサートの活動に対して支援を行っております。これは、運搬費とか結構かかるものですから、そういったところで報償費だとか旅費とか、役務費とかを補助対象としまして、本島内で行う

場合は350万円以内、それから離島で行う場合は650万円以内を補助対象としましてその活動を支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　非常に大事な取り組みですので、ぜひ今後も充実をさせていただきたいと思います。

１点、特に県外、いろんな文化芸術を発信する取り組みをしている方々、団体を通してこういった補助金がいく。何名以上とか今ありましたけれども、これが本当に多くの関係者の裾野にちゃんと届いているのか。もう少し県が検証していただいて、この団体を通さないとこういった補助がもらえないということがないように。当然制度的に団体を通すというルールがあるんであればいいですけれども、ただ、実際こういった取り決めをしている方々にそれがしっかり届いている仕組みになっているか、これぜひ検証していただきたいと思います。

次に、サッカースタジアムなんですが、知事、このサッカースタジアム、私もＪ１が沖縄で見られるというのはもう本当にうれしいなと思うんです。沖縄のチームがもっともっと活躍するということを願うんですけれども、このＪ１のスタジアム、知事は奥武山につくるという本気度というのを聞かせていただけますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　上原議員おっしゃるように、今回ＦＣ琉球がＪ１のライセンスを取得することができました。県内でそういったプロスポーツが盛んになるというところは、スポーツ振興のみならず、見るスポーツという意味での観光振興、それから青少年の健全育成に与える影響ということからすると、人材育成にも大きな貢献があるというふうに考えております。そういった観点から、私どもＪ１スタジアムの整備については計画を進めているところでございまして、引き続き課題はございますが、そういった検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　部長、これまでＪ１規格スタジアムは、どういった事業でどういった予算がこれまで組まれてきたか教えてもらえますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

まず、平成23年度に基礎調査を実施いたしました。これが805万5800円でございます。それから、24年度に基本構想の策定をいたしました。これが462万円でございます。それから、当時那覇市が同じように整備計画、整備構想をお持ちでしたので、25年から27年までの間、那覇市といろんな調整をさせていただきました。28年から29年にかけましていわゆる基本計画を策定したところでございます。この基本計画の策定に、4007万8000円でございます。それを踏まえまして、30年度機能として、複合機能との検討調査を行っておりまして、それに1499万円でございます。今年度ですが、財源の課題の確保等あるいは整備後の維持管理に資するため、いわゆる民間活力導入の可能性等の検討調査ということで、現在1460万6000円の検討調査を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ことし、この民間活力導入可能性等調査業務、これを委託するということで公募したと聞いています。これも決まって、いつ契約の予定ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

先月、契約をしております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　これまでいろんな調査や予算をつけてきているわけですけれども、民活でどれだけ具体的な構想が進むか、予算も含めて注視していきたいんですが、ぜひこれもしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

次に、次世代住宅ポイント制度。

部長、５年半前に消費税が８％になった折にも、同じようなポイント制度がありました。この成果、沖縄と全国を比較した数字はわかりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

前回の利用状況でございますが、全国で新築が17万5109戸、リフォームが20万3230戸、これに対しまして、沖縄県が新築で211戸、リフォームが31戸となっております。

○上原　　章君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　済みません。

ポイントについては今手元に資料がございません。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　今回の制度は、新築35万ポイント、リフォームが30万ポイント。要するに、住宅を建設またはリフォームするときに、エコ住宅もしくは長持ち住宅、耐震住宅、バリアフリーの住宅、通常の家をつくる際ちょっとグレードを上げたときに、35万円分電化製品を買えるとか、家具が買えるとかのポイントがつくという形なんです。実は、８％になった折は、全国で709億4800万ポイント、その中で沖縄県は6628万ポイント、0.1％なんですね。人口比で見ると、本来沖縄は全国で１％あるわけなんですけれども、その活用が0.1％、10分の１というのが実は前回の結果でした。もう少し、沖縄県こういった情報を周知しますとはさっき言ってたんですけれども、もっともっと県がリードしてこういった消費税を上げる中で、このグレードを少し上げるだけでこういったポイントが活用できると。私ちょっといろんな関係者の方の話を聞くと、このグレードも確かに少し予算が必要な形が出るかもしれませんけれども、内容によっては今の施工費でそのグレードも上げる仕組みもあると聞いております。これ、計算の仕方があるらしいんですけれど、今その計算をもっと簡素化しようと国会で議論しております。この辺の情報も含めて、部長、しっかり取り組みをしていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

確かに前回も含めまして、現在の状況はまだ明らかではございませんが、全国に比べて取り組みが非常に弱い状況にあるというふうに思いますので、この制度をしっかり活用できるように周知徹底して活用を図っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと、救急安心センター事業、＃7119。

これ、費用対効果等を検討しているとあるんですけれども、これから超高齢化社会が進展する中で、知事は誰も置き去りにしない沖縄社会をつくるとおっしゃっております。公約にも資するものだと思います。急なけがや病気等の場合、すぐ相談ができる窓口、これはお医者さんとか看護師さん、＃8000と同じような仕組みでございます。＃8000を導入するときにも、多くの方々から費用対効果とか病院関係が忙しくなるような懸念がありましたけれども、＃8000は年間約8000件今は利用者がいる。非常に評価もされております。

知事、県として離島も含めて多くの方々を医療やまた緊急な対応ができる＃7119は、しっかり導入すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ただいま消防長会、その中にあります救急事務担当課長会議や総務事務担当課長会議におきまして、導入の必要性あるいは費用対効果について議論が行われ、引き続き消防長会でも行われているというふうに聞いております。

県としましても、消防庁とも連携して情報共有を図りながら、必要な連携をしてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと、離島振興についてなんですが、離島食品・日用品輸送費等補助事業。

部長、これ７年間やってきて、多くの方が小規模離島は喜んでいたんです。私幾つかの島を回ったときに、ことしこれがなしになったいろんな背景というのを聞きました。１つは、この制度が各役場で非常に煩雑な仕組みになっていて、できればもう少し簡素化してほしいと。この事業自体、非常にありがたいと、島の物価が下がるわけですから。もう一度３つの島が、２分の１予算で再開してほしいと。今、自分でやっています、島によっては。これ、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　３市村については、引き続き日用品の価格低減事業を実施しているのは承知しております。ことしの３月で事業は終了したんですけれども、県民意識調査の離島住民の特別調査、この中で今後重点的に取り組むべきことの第１位、最上位に――先ほど申し上げましたけれども、日用品等の価格

というのが示されておりますので、県外の離島も含めて効果的な事業を実施しているところがないかまずは確認した上で検討し、県としてできることが何か考えていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと、島以外のところの輸送コスト、県内のですね。これもぜひ調査をして、私はやるべきだと思うんですが、いかがですか。

不利性、農林水産物の……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時56分休憩

午後１時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

先ほど答弁した内容は、農林水産物流通条件不利性解消事業、県外への出荷の利用について、御説明、回答しましたけれども、離島間については現在も市町村、４市町ですか実施をしておりまして、その市町村でやる事業については――県の事業は戦略品目に限って、直接的には輸送費を低減することによって、経営面での支援になりますが、もう一つの成果としてはやはり産地育成といいますか、それぞれの品目で県外出荷がふえてきておりますので、戦略品目の拠点産地等の育成につながって、特に冬春期の出荷の供給産地としてさらに成長していくという、そういう効果もあります。そういう意味で、戦略品目に限って県外までの出荷を離島も含めて、離島間、離島本島間、本島鹿児島までの運賃を基本に措置をしているところです。

市町村がやる事業については、戦略品目に限らず地域の実情に合わせた品目等も設定してできるというメリットもございますので、県それから市町村との役割分担も考えつつ、連携して事業ができないかなという考え方でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　支援をするということでいいんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　いわゆる県が行っている事業と、市町村が一括交付金を活用して独自で行う事業、それぞれ役割分担をして行っていけたらという考え方でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　島の、特に島嶼県、遠隔地の小規模離島、一括交付金も本当にない中で一生懸命配分しているんですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　いろいろその事業の配分もあるかと思いますが、要望する市町村等の意見等も聞きながら、どういう形でできるかこれからまた検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　わかりました。お願いします。

最後に、南北大東の船だまり。

部長、あのですね……

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○上原　　章君　これはソデイカ漁の最盛期が11月から４月ということで、この期間季節風とかで今のこの漁港は、完成したところは使えないんですよ、季節風とかで。年間通して漁をしたいというのが思いなんですが、いかがですか。調査することだけでもお答えできませんか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

南北大東のほうから常々この要請が上がってきているのは、承知しております。ただ、南大東漁港の南大東地区及び北大東地区の整備、立派な漁港ができていますので、やはりこれまでなかった漁港がしっかり活用されるとは思いますが、その利用状況を踏まえて、確かに御要望がある季節風によって、使えない状況があるというお話もありますので、できる限り予算を確保しまして、整備のあり方を検討していきたいというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　こんにちは。

社民・社大・結連合の亀濱玲子でございます。

ただいまより通告に従いまして、所見を交えながら一般質問をさせていただきます。

その前に、質問通告後に発生した事案に係る質問についてさせていただきたいと思います。本件については、質問通告後に発生した問題でありますので、議事課、そして執行部との連絡は済ませており、先例を踏まえて質問を行います。

先日９月30日、台風18号が八重山地方を直撃いたしました。思った以上に被害が出たんだということが後の報道でわかりましたけれども、海底ケーブルが損傷して、石垣市、竹富町、与那国町の一部においては、長時間にわたって電話やインターネットが使えなくなるという通信障害が発生したそうでございます。その状況というのは、空港機能の停止、そして119番や110番も通報ができなくなるという、住民生活に影響が出たとの報道であります。

以下、伺います。

台風の被害状況、海底光ケーブルの被害状況についてお伺いいたします。

続いて、県の対応についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

では、通告いたしました質問に移ります。

玉城デニー知事が就任してから１年です。とりわけ誰ひとり取り残さない社会、沖縄らしい優しい島づくりというのは、政治家として、県政を預かる者としての覚悟というか、それをとても感じ、県民も共感をするものであります。もう一つ、知事が沖縄の未来の姿を、沖縄を平和の緩衝地帯にしていくのだというこの方向性は、私はとても支持するものであります。一方で、先島の南西諸島の防衛配備、これを防衛省は強化しているわけですけれども、これまで地域の住民は2017年にミサイル配備の計画に反対する地域の自治会決議を上げ、そして近くの七又集落も決議を上げ、昨年の11月30日、防衛省に手渡しました。しかしながらその後、一顧だにする状況ではなくて、宮古島の自衛隊の防衛配備そして弾薬庫の建設がもう10月にも着工するであろうということを、住民をよそに進められようとしております。これは決して看過できる問題ではないというふうに考えます。

そこでお伺いいたします。

知事の政治姿勢についてであります。

(1)、宮古島・石垣への陸上自衛隊配備、弾薬庫建設についてお伺いをいたします。

ア、知事の八重山行政視察での発言と、石垣・宮古島への自衛隊配備、弾薬庫建設について、知事の見解を問うものであります。

イ、自衛隊の教範、教科書によると、爆発時、２分以内に１キロメートル以上逃げよということが明らかにされました。専門家によって情報開示で明らかにされました。宮古島保良地区では、弾薬庫の施設から近隣地域近い集落では約200メートルとの認識であります。先日、沖縄県がとった資料によると沖縄防衛局は、250メートルだと示しているようでありますけれども、ほぼ200メートル、そして多くの民家が１キロ以内にすっぽり入ってしまうという状況であります。住民の避難は不可能ではないか、県の見解を伺います。

ウ、同様の観点から、石垣――これは先日の防衛局の回答によると150メートル、もっと近い距離に民家があるということがわかりました。同様の観点から石垣に計画中の自衛隊基地の弾薬庫建設について、弾薬庫の構造、直近の民家までの距離等、県が防衛局に問い合わせをしましたけれども、その照会の回答について伺います。

(2)、沖縄防衛局へ求めた環境調査と対応の回答、県独自の環境調査についてお伺いをいたします。

ア、宮古島（28）――これ28年ということですけれども――駐屯地の現況調査について、再度私は県を通して沖縄防衛局にその報告書、現況報告書の提出を求めているわけですけれども、回答を伺います。

イ、石垣陸自駐屯地建設――これは２月、６月議会、次呂久議員が質問をしたことでありますけれども、カンムリワシを初めとするレッドデータおきなわ記載の希少種への配慮・保全の対応について伺います。

ウ、宮古島千代田自衛隊駐屯地、保良地区弾薬庫建設計画地、そして石垣の陸自建設計画地周辺において、県独自の環境調査が必要だと考えるがいかがでしょうか。県の見解を伺います。

エ、陸自宮古島駐屯地は、400人槽――これ、千代田ですね。400人槽が２基、合計800人槽の合併浄化槽による排水処理を行っているということでありますが、対象人数が501人槽以上の槽は、し尿浄化槽に設置する施設は、これは法律で規定する施設、特定施設に当たるのではないか。加えて、県は高度処理型浄化槽の設置を県のほうからも求めるべきではないか。宮古島市の市民の生命の水を守る意思を県のほうからも強く示していただきたい。見解を問うものであります。

オ、自衛隊基地運用から３年が経過した与那国島であります。住民の要望が島の環境調査、動植物の生態系の調査をしてほしいという要望が県のほうに上がっていると思います。当局の見解を伺います。

２、福祉行政についてであります。

(1)、沖縄県における児童虐待への対応、児童相談所の課題について問うものであります。

ア、県児童相談所の虐待対応件数の増加が懸念されるところでございます。その増加と対応の状況につい

て伺います。

イ、体制の強化が何としても必要であることが現場を訪れるとわかります。どんどんふえていくこの虐待について体制の強化、見直しをし、しっかりと対応できるように持っていくべきではないか、見解を問います。

次の幼児教育無償化については、取り下げをいたします。

(3)、沖縄県の手話通訳の設置状況と課題について伺います。

私はこれまでもこの議会の傍聴を重度の障害者の皆さんも聞きやすいように、そして聴覚障害のある人も聞けるように、傍聴ができるようにということを求めてまいりました。これについては議場のことでありますから、質問というわけにはいきませんが、これをみんなで共通認識を持つということにして、執行部に質問いたします。

ア、県の行政窓口における手話通訳の実施状況と課題について伺います。

イ、県内自治体の意思疎通支援事業というものがありますけれども、これは沖縄県は41のうち27自治体ほどしかされておりません。全国でもかなり低いほうです。これについて県の実施状況と課題について伺います。

ウ、ＩＣＴを活用した遠隔手話通訳サービスの実施が求められるところだと思いますが、県の見解を伺うものであります。

(4)、沖縄県における子宮頸がんワクチンの副反応被害への取り組みについて伺います。

ア、被害の実態と各市町村における相談窓口の設置、その充実をこの間何度も求めてまいりましたけれども、重篤な患者が30名ほどというこの後の今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

イ、厚労省の子宮頸がんワクチン接種は積極的勧奨を行わないという方針に変わりはないと思いますけれども、県においてもその対応は、現在でも引き続き変わらず続いているのか、その姿勢に変わりはないのかをお伺いいたします。

３、農業行政について。

(1)は取り下げます。既にさっきの質問で答えが出ておりますので、取り下げます。

(2)、宮古島では――特段宮古島では台風の来襲が立て続けに起きて大きな被害が――もう本当に農家が泣く状況であります。サトウキビ、農作物等が大きな被害を受けておりますけれども、特段、これは宮古島のということでお聞かせいただきたいんですが、被害状況と支援等、対策について伺います。

(3)、宮古島の県営圃場整備事業において、これまで整備された圃場、これ県営圃場整備事業、そして団体営というのがあるんですけれども、特段県営と団体営がくっついているというような状況でもありますから、そこで大雨のときあふれて被害が大きくなって、海に流れ込むというのがこの間ずっと見られるんです。それで、これについてちょっと見ていただきたいんですけど、このような状況が続いております。（資料を掲示） これは昭和58年、そして平成五、六年までの事業だと思います。これについて改良あるいは対応が求められるのではないかというふうに思いますので、これについてお聞きしたいというふうに思います。

続いて(4)、沖縄の製糖工場における働き方改革による職員の勤務体制と労働条件、期間労働者の確保について、県の見解を問うものでございます。

４、離島振興と観光振興の課題について。

(1)、離島のガソリン価格の上昇と格差解消に向けての取り組みを伺うものです。

(2)、島々の自然を守り、持続可能な観光のあり方が問われております。オーバーツーリズムの課題について、沖縄県の観光のあり方について問うものです。

続いて、我が会派の代表質問に関して。

当山議員の質問から７の(2)、大量の在庫が指摘されている黒砂糖の在庫についてでありますけれども、私はもっと具体的に計画的に予算を組んで、保存の方法そして商品開発を県独自で進めていくべきではないかと思います。これについてお伺いいたします。

続いて狩俣信子議員の質問から教育問題について。

定時制における帰宅バスについては、しっかりと早急に具体的な対策が必要であります。困っている高校生の学習権を確保する。これについてはもう待ったなしの状況だと思います。これについて教育長に見解を伺います。

続いて、教職員の離島の住宅の確保の難しさが狩俣信子議員によって明らかになりました。これについても早急に知事部局と検討し、しっかりとした対応の答えを出していただきたい。これについてお伺いしたいと思います。回答をいただいた後に再質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 亀濱玲子議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についての１の(1)のア、行政視察での知事の発言と自衛隊の島嶼配備についてお答えいたします。

与那国町行政視察の際の私の発言の趣旨は、知事は憲法の範囲内における自衛隊は容認の立場であること、住民の分断を招く強行な配備は認められず十分な説明が必要であること等を申し上げた上で、災害時の救援など与那国における自衛隊の意義に言及したものであります。

県としては、自衛隊の島嶼配備については必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあると考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいります。

次に、福祉行政についての御質問の中の２の(1)のイ、児童相談所の体制の強化についてお答えいたします。

虐待から子供を守り、健やかに育てる環境の整備は、県全体の課題であると考えています。このため、児童相談所の体制については、関係法令の改正に伴い、児童福祉司の配置基準が見直されたことや、新たに市町村支援の児童福祉司等の配置が義務化されたことに加え、児童福祉司の職員数に応じた児童心理司を配置する必要があることから、これらの増員に向けて取り組んでおります。

沖縄県としましては、法令の趣旨及び離島を含む市町村の状況を踏まえ、年次的に児童相談所の職員を増員するなど、着実に体制強化に取り組んでまいります。

その他の御質問に関しましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　追加質問のうち、台風18号の被害状況についてお答えします。

台風第18号では、人的被害並びに住家被害は確認されておりませんが、非住家被害１件の被害が報告されております。また、石垣市及び竹富町において、全面的な通信障害が発生しました。農林水産関係の被害ですが、10月１日現在、約8442万円となっております。通信につきましては復旧しておりますが、県としては、引き続き情報の把握に努め、各市町と連携し復旧等に取り組んでまいります。

同じく県の対応についてお答えします。

県では、９月30日に警戒本部を設置するとともに、10月１日９時には災害対策本部体制に移行し、災害対応に当たってまいりました。また、竹富町と連絡がとれない中、県八重山事務所職員が竹富町役場に状況の確認を実施いたしました。第11管区海上保安本部におきましては、早朝から石垣航空基地のヘリコプターによりまして竹富町の被害状況の確認を行うとともに、通信障害復旧のため、県から要請したＮＴＴ職員、資機材の緊急輸送に対しまして、迅速に御対応いただいたところでございます。

次に１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、自衛隊の教範についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によれば、教範において、誘導弾が直接火炎に包まれた場合、１キロメートル以上の距離をとる旨の記述がありますが、これは遮蔽物のない場面を念頭に置いたものであり、誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではないとのことであります。いずれにしましても、県としましては、地元住民などに不安を与えることがないよう、安全の確保等に万全を期すとともに、丁寧な説明が必要であると考えております。

次に１(1)のウ、石垣に計画中の自衛隊基地の弾薬庫建設についてお答えします。

火薬庫の構造や保安距離に関する県の照会に対する沖縄防衛局からの回答では、石垣島においては、弾薬類を保管する地上覆土式１級火薬庫４棟、発煙筒などを保管する煙火火薬庫１棟の整備を計画しているとのことです。また、施設配置が確定していないものの、直近の家屋までのおおよその距離は150メートル程度と見積もっているとのことです。火薬庫については現在設計中であるとのことであり、県としましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　追加質問についての、海底光ケーブルの被害状況及び県の対応についてお答えいたします。

沖縄本島と先島地区間の海底光ケーブルについては、２ルート化されており、通常、障害が発生した場合でも、別ルートに切りかえて、通信を継続することが可能となっております。しかし今回の台風においては、９月28日の土曜日に、与那国島から波照間島に向かう陸上の中継ケーブルに加え、９月30日の月曜日に台風18号の影響による石垣島の中継ケーブルが損傷した結果、２地点間の損傷箇所の間にある石垣

市、竹富町及び与那国町の一部において通信障害が発生したものであります。

県としましては、今回の事態を重く受けとめ、海底光ケーブルの保守運用を行うＮＴＴ西日本沖縄支店の原因調査を踏まえ、課題等を検証し、今後、同様の事態が生じないよう通信事業者及び関係機関と連携し対応を協議してまいりたいと考えております。

続きまして４、離島振興・観光振興の課題についての(1)、離島におけるガソリン価格の上昇と価格差解消についてお答えいたします。

県では、本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送経費等に対し補助を行っており、平成25年度には補助対象経費を拡大したところであります。レギュラーガソリン１リットル当たりの平均価格は、沖縄本島及び離島とも平成28年度から上昇する一方、沖縄本島と離島との価格差は縮小しております。価格差縮小に向けた取り組みとしましては、地元市町村と連携し、離島のガソリン価格の住民への周知及び適正な競争環境を醸成していくため、市町村広報誌への掲載依頼や石油販売事業者へガソリン価格の看板設置等の要請を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、陸上自衛隊宮古島駐屯地の環境調査についてお答えします。

県では、去る６月、自衛隊の島嶼配備等について、沖縄防衛局に対し、調査結果の公表及び県への報告等について改めて照会しております。その結果、報告書の提供はありませんでしたが、沖縄防衛局は、宮古島市などともよく相談し動植物などの自然環境に十分配慮してまいります旨回答していることから、地元の理解が得られるよう、環境に配慮して事業を実施する必要があると考えております。

１の(2)のイ、石垣島陸上自衛隊建設計画地における希少種への対応についてお答えします。

自衛隊配備工事の実施によるカンムリワシ等の希少種に対する影響としましては、騒音や振動などによる繁殖放棄が懸念されます。そのため、県では、平成31年２月28日付で沖縄防衛局長に対し、カンムリワシ等希少な野生動物種の繁殖期間は、騒音、振動が生じる工事を一時休止する等の措置を行うこと及び同局が実施している現況調査結果の提供を求めたところです。しかしながら、これまでのところ調査の結果が得られていないことから、６月27日に再度提供を求める文書を送付しております。工事予定地周辺では、工事開始後にカンムリワシの営巣活動が確認されており、沖縄防衛局において種の保存の観点から十分配慮すべきものと考えております。

県としましては、引き続き自然環境の保全について配慮を求めてまいります。

１の(2)のウ、宮古、八重山の陸上自衛隊建設計画地周辺における環境調査についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき宮古島、石垣島の地下水調査を実施しております。また、宮古島市では地下水を水源等に利用しているため、宮古島市地下水保全条例に基づき地下水調査を実施しております。現在のところ、いずれの調査結果も環境基準値以下となっております。

県としましては、従来の水質汚濁防止法に基づく調査に加え、宮古島市及び石垣市と調整の上、地下水等の追加調査の実施について検討してまいります。また、陸上自衛隊建設計画地周辺における野生動植物の生息状況調査については、事業者である沖縄防衛局の責任において行われるべきものであると考えております。

１の(2)のエ、陸上自衛隊宮古駐屯地の浄化槽についてお答えします。

環境省水・大気環境局水環境課の特定施設の解釈に係るガイドラインによれば、２基とも500人以下のし尿浄化槽であれば特定施設には該当しないとあり、合計で501人以上となる本件の事例においても、特定施設には該当しないものと考えております。また、当該浄化槽は、浄化槽法で求められる放流水水質基準である生物化学的酸素要求量１リットル当たり20ミリグラム以下に対して、１リットル当たり５ミリグラム以下の高度な処理能力を有しております。

１の(2)のオ、与那国島での環境調査の実施についてお答えします。

個別の開発事業における野生動植物の生息状況調査については、事業者の責任において行うべきものであると考えております。

県としては、県全域における生物多様性を総合的に評価し、その保全と配慮を促す指針の策定のため、現在、与那国島も含め全県的な生息状況調査を実施しているところであります。今後、策定する同指針を通じて事業者に対して、自然環境への配慮を誘導したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、福祉行政についての御質問の中の(1)のア、児童相談所の児童虐待対応状況についてお答えいたします。

平成30年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は1100件で、前年度の691件に比べ409件、59.2％の増加となっております。このような状況の中、児童相談所では、警察や市町村等の関係機関と連携強化を図りながら、児童の安全確認を徹底するとともに、困難事案に対応するため、嘱託医師や弁護士等から専門的な助言を受ける等により、増加する児童虐待に適切に対応しております。

県としましては、引き続き市町村支援を初め、児童相談所の体制強化に努めてまいります。

同じく２の(3)のア、県の手話通訳の実施状況等についてお答えいたします。

県では、情報保障の観点から、沖縄聴覚障害者情報センターへの委託により手話通訳者を配置し、聴覚障害者の来所の際に、窓口に派遣して対応しているところであります。同センターに配置した手話通訳者の活用の周知や手話通訳者の養成などが課題と考えており、引き続き取り組んでまいります。

同じく２の(3)のイ、市町村の意思疎通支援事業についてお答えいたします。

県内において、意思疎通支援事業の実施体制が整備されている市町村は、平成31年３月末時点で27市町村となっております。

県としましては、聴覚障害者から利用の申し出があった際に対応が可能となるよう、市町村に対し同事業の実施を働きかけてまいります。

同じく２の(3)のウ、遠隔手話通訳サービスの実施についてお答えいたします。

遠隔手話通訳サービスについては、手話通訳者の設置や派遣が困難な場合に限り、平成31年度から個人のタブレット等を用いた提供も国庫補助の対象とされたところであります。国の通知によると同サービスについては、現在、設置や派遣されている手話通訳者の代替手段ではないとされているところです。

県としましては、同趣旨に沿って対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の福祉行政についての御質問の中の(4)のア、子宮頸がんワクチンについての御質問にお答えします。

平成22年度から30年度までの間、県内で３万7582人が子宮頸がん予防ワクチンを接種しておりますが、そのうち30人から副反応の報告があり、その中の10人について慢性的な疼痛など重篤な症状が報告されております。副反応に関する県民からの相談については、医療機関あるいは予防接種の実施主体である市町村が相談窓口となっており、平成30年10月現在、15団体において相談窓口が設置されております。

次に(4)のイ、子宮頸がんワクチンの勧奨についてお答えします。

平成25年４月に子宮頸がん予防ワクチンの定期接種が開始されましたが、同年６月に厚生労働省はワクチンの積極的勧奨を中止する方針を示しております。

県としましては、厚生労働省と同様、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を控えているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　３、農業行政についての御質問の中の３の(2)、宮古地域における農林水産業への被害状況と対策についてお答えします。

台風９号及び13号による宮古地域の農林水産業関係の被害額は、サトウキビ等の農作物や農業用施設等で約７億5086万円となっております。農林漁業者に対する支援としては、１、農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、２、農業・漁業共済等の制度活用、３、農林漁業セーフティネット資金など低利な制度資金活用の周知、４、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、５、災害復旧事業による被災施設の復旧などを行っております。

県としましては、引き続き関係機関や団体などと連携を図りながら支援について取り組んでまいります。

次に３の(3)、宮古島市での圃場整備地区からの赤土流出の現状及び今後の対策についてお答えします。

県では、営農経費等の削減等を図り農家経営の安定を図るため、圃場整備事業を実施しております。宮古島市島尻の東原地区においては、昭和58年から平成６年にかけて区画整理65.1ヘクタールを実施しております。宮古島市からは、大雨時に赤土の流出が確認されるとの報告があります。

県としましては、宮古島市が、赤土流出防止施設の沈砂池等の管理者であることから、施設の適切な維持管理が行えるように、引き続き助言指導等を行ってまいります。なお、既存圃場への土木的な対策による再整備については、宮古島市と調整を図ってまいりま

す。

次に３の(4)、製糖業における働き方改革への対応についてお答えします。

働き方改革関連法の改正に伴い、時間外労働の上限規制が適用された場合、製糖工場においては勤務体制の見直しが求められるため、新たな労働力の確保や労働環境の整備等が課題となります。国では、平成30年度から沖縄製糖業体制強化対策事業等により、人材確保や省力化設備等の整備に向け、取り組んでいるところであります。

また、県としましては、沖縄分みつ糖工場労働効率向上支援事業検討会などに参画し、製糖工場の適正な操業に向け関係団体と連携し、取り組んでいるところであります。

次に５、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の５の(1)、県産黒糖の販路拡大対策等についてお答えします。

県では関係機関で構成する沖縄県含みつ糖対策協議会において５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んでおります。さらに、今年５月からは那覇港総合物流センターで定温保管庫を活用し、安定供給のために保管機能の強化にも取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、魅力ある商品の開発など販売促進及び消費拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、離島振興・観光振興の課題についての御質問のうち(2)、沖縄観光のあり方とオーバーツーリズムの取り組みについてお答えいたします。

県では、住んでよし、訪れてよし、受け入れてよしの観光地を目指しており、観光客、観光事業者そして県民それぞれの満足度を高めることが不可欠と認識しております。県民生活や自然環境に悪影響が生じるオーバーツーリズムの課題については、レンタカーによる混雑やごみ捨てなどが報告されており、県は、オープンデータ活用によるレンタカーから公共交通への利用促進、外国人観光客向けのマナー啓発ブックの配布などの取り組みを実施してきたところです。

県としましては、観光資源の適切な活用と保全の両立を目指し、今後とも、情報を収集、整理し、地域と連携を図りつつ対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の我が会派の代表質問との関連についての(2)、路線バスの運行時間変更に伴う定時制高校生の学習権等の保障についてお答えいたします。

路線バス運行時間の変更に伴い、定時制課程に通う一部の生徒が、帰宅時の交通手段を確保できず、授業を早退せざるを得ないという、極めて憂慮すべき状況となっております。学校においては、時間割の工夫や保護者への送迎依頼など生徒の安全と学習権の保障に努めております。

県教育委員会としても、学校と意見交換を重ね影響を受けている生徒に対し、始業時前の補習授業の実施や当面の交通手段の確保について、さまざまな方策を検討しているところです。また、当該バス会社へ再度、要請を行っており、引き続き関係部局と連携し、生徒の学習権の保障に向け取り組んでまいります。

次に同じく５の(3)、宮古・八重山地区の家賃高騰への具体的な対応についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、職員の円滑な人事交流に資するため、民間賃貸住宅の少ない地域に県立学校教職員住宅を設置、運営しております。市町村立学校についても、民間賃貸住宅の少ない離島・僻地に学校を有する市町村教育委員会によって教職員住宅が設置、運営されております。宮古島市・石垣市の住宅事情が厳しい状況下にあることは承知しております。両市の教職員の人事異動に際しては、学校、教育事務所、地元教育委員会等、関係者が連携して民間賃貸物件の情報収集や所有者への協力依頼を行う等の支援を行っております。なお、住居手当については、沖縄県職員の給与に関する条例で定められる事項となっております。宮古島市・石垣市における赴任者の住宅確保に関する課題については、関係機関と調整し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

今、答えていただいたので教育長から質問しますけれども、これを検討してのんびりというような対応では困るので、例えば生徒たちのバス路線が確保できない間、どういうふうに生徒たちを送ることが可能なのかという具体的なことをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　現在路線バスの運行時間の変更によりまして、交通手段が確保できないということであります。これにつきまして、現在考えられるものとしては、まずＰＴＡバスの利用であるとか、県所有の特別支援学校のスクールバスの活用等々を含め、当面の緊急的な対応として、その方策を早急に検討して対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　早急にと言うと、もうすぐにというようなぐらい一生懸命取り組んでいるめどを言っていただきたい。いつからこれが実施できるのか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これはそんな悠長なということではなく、可及的速やかに今いろんな――ＰＴＡバスの場合、どういう対応があるのか。人の対応の問題とか、いろんな部分を整理して速やかに日を待たずに進められるように、当面の緊急課題として取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

一日でも早い対応を望みます。

もう一点、離島の教職員の住宅手当は上限２万7000円です。条例にかかわることです。調整しますということなんですけど、具体的にどういう調整が可能でしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まず、住居手当に関しましては、この条例に定めている額は、基本的には県の人事委員会の勧告を踏まえて、それを尊重して定めているところでございますので、基本的にはそれを踏まえることが原則と考えております。そういうこともありまして、現在県教育委員会としては、宮古島市、石垣市に赴任する教職員の住居確保に資するためということで期間を限定してなんですが、臨時的任用職員のための一定個数の民間賃貸住宅の借り上げができないか等を関係機関と調整して検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　教育長、それもとても大事なんですけど、もう家賃が高騰しているんですよ、現実に。なので、具体的に知事部局、執行部と協議の場を具体的にいつから持って、このことを協議するのだということをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この住居手当に関しては、協議会というものではないんですが、いろんな意見交換をさせてもらっています。ただ、制度的に公務員の給与といいますか、手当は、人事委員会勧告という制度を踏まえて、それを尊重してやることになっておりますので、その勧告の状況を――これは当然人事委員会等々、知事部局等との意見交換もすることになると思いますが、そこの部分の状況を踏まえないといけないと、そこが大事だと思っております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　これを踏まえるのも本当に大事ですし、そうしなければいけません。

来年度待たずにちゃんと整えて、来年度はちゃんと実施できるのかをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この人事委員会勧告――私が申し上げていいかどうかわかりませんが、その仕組みは、民間のその給与等の状況を踏まえて勧告という形になります。その勧告を尊重してこちらのほうも定めるということになりますので、その状況を――この辺はまた人事委員会等々と、意見交換、情報交換等を行いながら適切に対応していく必要があろうかと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひ、現場の苦悩、どういう大変さがあるかをさらに引き続き調査をされて適切な対応を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

引き続き、意思疎通支援事業について部長にお尋ねします。

沖縄県の手話通訳の現状ですけれども、もう御存じだと思いますが、意思疎通支援事業の実施は、全国の1640の市町村で実施ありが94％ぐらいなんですけれども、沖縄県は65.8％という非常に低い状況なんです。とても優しくない状況なんです。41市町村の中でも27市町村しか実施されていない。これについては具体的に目標を持って実施しなければならないんじゃないですか。いかがでしょう。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　全ての市町村で実施されるものが理想だとは思いますけれども、県としましては、27市町村という状況も踏まえまして、市町村に対してこれが進むように意見交換してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひ、離島を抱えている沖縄県ですから、島々にいる当事者に向けては――これはおっしゃっているのはわかります。ただ、緊急対応としてＩＣＴを活用したものは、全市町村でできるようにと

いうことで実施していただくように求めたいと思います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　ＩＣＴを活用した遠隔手話通訳サービスにつきましても、促進されることが望ましいと思いますけれども、これが手話通訳者の代替措置になってはいけないというところもございますので、そこは慎重に扱う必要があるとは思います。現在、全市町村でまだ実施されている状況ではございませんので、そこも進むように意見交換してまいりたいと思います。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　ぜひ、県のほうが主導して、積極的に進めていただきたいと思います。
　続いて、この写真を見ていただきたいんですが、（資料を掲示）　この真ん中が保良の弾薬庫の予定地。ここが約180の世帯。ここが約30世帯あるんですかね。こんなに近い距離なんです。ここにつくられようとしているんです。石垣はもっと近いんです。このような状況を、県はしっかり把握して取り組まなければいけないというふうに思うんです。
　あえて聞きますが――防衛省が回答した答えの中に、こういうことがあるんです。弾薬庫としての火薬類取締法の中の１級火薬庫と書いてあります。最大の爆薬・火薬の貯蔵量について伺います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。
　火薬庫の最大貯蔵量についてですけれども、こちらは火薬類取締法施行規則第20条で定められておりまして、今おっしゃっていた１級火薬庫の場合、火薬の場合が80トン、それから爆薬の場合が40トンというふうに定められております。
　それから、今申し上げた最大貯蔵量に対する第一種保安物件までの保安距離として、550メートル以上というふうになっております。
　今申し上げた第一種保安物件ですけれども、市街地の家屋、それから学校、保育園といったようなものが第一種保安物件ということになっております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　第一種保安物件に当たるんだったら、この距離はもうアウトです。第二種でもアウトです。こういった状況を県は認識していただきたいと。住民合意のない強行な配備はさせませんという立場であるならば、これについて県は意思表示すべきではないでしょうか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えします。
　私が先ほどお答えしたのは、民間の火薬庫の場合がそういった基準で、その場合は知事が許可を行うということになりますけれども、御指摘の点は自衛隊が火薬庫を設けるということになっておりますので、この場合は経産大臣が承認をするということになっております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　経産大臣が承認しても、これは危険なものには変わりないんです。このことを認識する必要があって――知事、就任から１年です。保良の予定地、そして石垣の予定地、ぜひ視察をしていただきたい。いかがでしょう。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　知事はこれまでできるだけ多くの離島に足を運び、現状や課題の把握に努め、施策に生かすよう取り組んできたところでございます。
　今御提言の視察につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。ぜひ、お願いします。
　最後に、改正環境影響評価条例の中で、保良の予定地はこれに係る、これに抵触するというふうに考えますがいかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（棚原憲実君）　保良の建設予定地につきましては、施工面積は19.5ヘクタールと我々の情報では仕入れていますので、改正環境影響評価条例では、施工区域の面積が20ヘクタール以上ということで対象事業を規定しておりますので、保良の事業につきましては、改正環境影響評価条例の対象にはならないと考えております。
○亀濱　玲子さん　最後に一言だけ……。
○議長（新里米吉君）　時間過ぎています。
○亀濱　玲子さん　わかりました。
　適応します、該当ありに適応します。ちゃんとここに読み取れるようになっています。これについてまた後ほどやりとりをしたいと思います。
　ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。
　［瀬長美佐雄君登壇］
○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウ

ガナビラ。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

知事選挙勝利から１年、知事就任以来県民との公約を守る立場を堅持し、翁長雄志前知事の遺志をしっかり引き継ぎ、誇りある豊かな沖縄の実現、誰ひとり取り残さないという崇高な理念の具現化に頑張る玉城デニー知事を多くの県民は支持し、期待しています。健康に気をつけて県民の福祉向上への奮闘を引き続き期待するとともに、デニー知事を支える立場を表明して質問します。

一般質問通告後に知り得た事案である委託契約前の受託業者との会食に関し、議事課と執行部には連絡を済ませてありますので、質問を行います。

１点目は、沖縄県職員倫理規程の概要について。

２点目は、倫理規程にある関係業者の範囲について。

３点目は、倫理規程にある職務とはどの範囲か。

次に、通告した質問を行います。

１、持続可能な開発目標ＳＤＧｓを沖縄県政に具体化する対応について。

(1)、2015年の国連総会で193カ国の全会一致で採択されたＳＤＧｓは、紛争や戦争、地球温暖化、貧富の格差など、地球規模の課題にみんなが危機感を共有し世界を変えるという17の目標、2030年までの達成を掲げ、地球上に住む全ての人が取り組むと決めています。誰一人取り残さないを合い言葉に、全ての目標にジェンダー視点を据えています。沖縄県政で推進する意義と位置づけを伺います。

(2)、誰一人取り残さない崇高な理念を17項目の目標設定をすることが重要ですが、どのように進めるのか、21世紀プランとの関係性、具体的な進め方について伺います。

質問２、観光振興について。

観光客がふえ続ける中で、オーバーツーリズム、地域住民とのトラブル、そして観光産業に従事する労働環境の改善という課題解決への努力を求めたいと思います。

さて、日本政府による韓国との貿易関係への政策転換を機に観光客や民間交流への影響が深刻になっています。両国ともにナショナリズムをあおることはやめて、冷静になることが必要です。嫌韓をあおる風潮は看過できません。徴用工問題の裁判では監禁状態で苛酷労働を強いられるなど、不法な仕打ちに対して損害賠償を求めた個人の訴えを韓国大法院が認め、日本企業にその支払いを命じたものです。河野太郎前外務大臣は昨年の衆議院外務委員会で韓国大法院の判決直後に、個人の請求権が消滅したと申し上げているわけではないと明言しています。国家が個人の権利を消滅させることはできない、個人の救済のために企業と元徴用工との和解による解決を目指すことは重要であり、日本政府はこれまで、中国人とそして韓国人にも賠償請求が日本企業側に判決が行われた際には、個人と企業の問題として容認してきました。侵略戦争への反省の態度こそ、世界が注目していることを理解し、誠実な対応が日本政府に求められていることを指摘して質問をします。

(1)、入域観光客（国内、海外）の推移と目標比較、ことしの見込み。

(2)、８月の訪日韓国人客が昨年比48％減、下げ幅が拡大しています。外国人観光客の国別の推移と韓国人客の動態を伺います。

(3)、韓国人客をふやす取り組み強化を求めます。相互理解を深め民間交流を促進すべきですが、対策を伺います。

質問３、南洋群島との交流推進について。

第50回南洋群島沖縄県人戦没者慰霊祭に初めて参加しました。第50回サイパン慰霊祭及び第42回テニアン慰霊祭で、帰還者会の追悼の言葉に心打たれました。壮絶な戦争を振り返り、二度と戦争を繰り返してはならないとの誓い、そしてサイパン陥落で戦争終結を決断していれば沖縄戦や広島、長崎の原爆投下もなかったのにとの怒りを込めた告発でした。慰霊祭を行った公園から見上げる絶壁、バンザイクリフと呼ばれる断崖絶壁から身を投げた戦争末期。日本兵による壕からの追い出し、乳飲み子の殺害、自決用手りゅう弾を渡され自決に追い込まれた沖縄県民。地獄のような戦場、沖縄戦の悲劇が南洋群島でも起こっていた歴史を、訪問して初めて知りました。帰還者会の皆さんの平和を希求するチムグクルと生まれ育った南洋群島への想いなどもうかがい知りました。高齢化に伴い、墓参団としては最後という歴史の節目に、慰霊祭を含む交流について今後とも継続できるようにという願いがあります。県の役割発揮を期待して質問します。

(1)、南洋群島、サイパン・テニアン慰霊祭に参加した知事の所見を伺います。

(2)、おきなわの塔の管理をしているサイパン自治州等と連携、慰霊祭継続に支援の考えを伺う。

(3)、知事は追悼の言葉で、教訓を語り継ぐと述べました。沖縄戦と同様に地獄のような悲劇が起こった南洋群島での戦争の教訓とは何か。その戦争の実相を後世に伝える重要性を伺う。

(4)、テニアンから出撃した爆撃機が、広島、長崎

に原爆を投下した。帰還者会の追悼の言葉で、核兵器禁止条約に、日本政府は参加すべきと語られました。二度と戦争を繰り返さない、核戦争阻止など、平和構築を目的に南洋群島との交流推進の考えはないか。

(5)、観光の島、気候的に似た環境など、農業生産分野での連携、文化教育、台風対策、防災面など、島嶼地の共通課題解決を通し、姉妹都市や経済交流推進で相互発展の考えはないか伺います。

質問４、10月１日、安倍政権は国民の強い反対と、経済の悪影響の危惧の声を無視して消費税率を10％に引き上げる大増税を強行いたしました。耐えがたい重税によって暮らしと経済が土台から破壊される事態に至り、日本共産党は消費税の減税と廃止を求める、新たな闘いを起こすことを国民に呼びかけています。

消費税導入から31年目、消費税が社会保障のためでも、財政危機打開へのためでもなく、大企業と富裕層の減税に使われました。31年間の消費税収は397兆円、ほぼ同時期の法人３税の税収は298兆円減り、所得税、住民税の税収も275兆円減り、消費税導入前42％の法人税率が現在23.2％、所得税が最高税率60％から45％に、住民税が最高税率16％から一律10％となりました。税引き前の純利益の大きな大企業ほど恩恵を受ける法人税減税と高額所得者ほど税負担が軽くなった所得税などの減税、その結果、格差社会が広がり、中小企業の営業が脅かされ、経済成長しない国になっています。

日本共産党は、消費税減税と巨額の内部留保金を保有し、担税力のある大企業と富裕層に対しては応分の負担を認めるとともに、軍事費など無駄な事業費の削減で税財政改革で経済と財政の好循環の実現を提案しています。地元紙も消費税の減税、大企業や富裕層への課税強化で所得再配分機能の強化を求める社説を掲載しています。

日本共産党は、国政野党の共通政策に位置づけることを提案し、政権交代でその実現を展望するものであります。

そこで質問です。

(1)、逆進性が高く、低所得者ほど負担増ではないか。増税による県民負担増の見込み額を伺います。

(2)、好調な県経済に悪影響ではないか。企業の複数税率やレジ更新の対応状況、カード所持、利用者の状況。

(3)、法人消費税の納付状況と国税に占める割合、滞納事業所数と金額、分割納付の実態。これらの推移。法人税減税、輸出還付金などの推移。これらの実態から大企業が潤う税制と言えると思うがどうか。

質問５、生活保護の拡充について。

生活保護を利用する世帯を調べた結果、一般世帯との比較で、教養娯楽費や交際費が３分の１、７分の１となり、親族の冠婚葬祭にほとんど参加できないと16％の生活保護世帯が答えています。

ＳＤＧｓの生活保護行政の具体化の観点に立って以下質問します。

(1)、生活保護受給者の推移について。

(2)、申請から受給決定まで、２週間以内決定を徹底すべきではないか。決定の状況を伺います。

(3)、憲法25条への見解。クーラー設置及び電気料へも扶助をすべきではないか伺います。

質問６、教育分野について。

(1)、返済なしの給付型奨学金の実施状況及び県内大学、専門学校への拡充の取り組みを求めるものです。

(2)、学校や保育所の通学・通園の安全確保のため倒壊のおそれのあるブロック塀などの改修・撤去など安全対策の実施状況及び今後の取り組みを伺います。

質問７、農業振興について。

宮古や石垣など先島地域の台風被害が相次いでいます。被害に遭われた皆様に心からのお見舞いを申しますとともに、被災者への親身になった支援を求め質問します。

(1)、宮古島などで相次ぐ台風被害とその対策、台風17号、18号の被害と対策もあわせて伺います。

(2)、害虫対策について、害虫ガ、ツマジロクサヨトウ対策について、被害の状況、今後の対策。

(3)、豚コレラ対策については日本共産党として日本政府に求めました。県として今後の取り組みを伺います。

(4)、日米貿易協定の合意内容と沖縄への影響について伺います。

質問８、米軍基地対策について。

(1)、政府は負担軽減に努めると言うが、軍用機の爆音・騒音被害など負担増になっていないか。

(2)、嘉手納基地へのＦ35配備計画に嘉手納町とともに反対すべきではないか。

(3)、パラシュート降下訓練の実施状況及び本部港の軍事使用を引き続き許さない対応を求めます。

(4)、米軍北部訓練場について。

ア、高江での訓練が激化している。実態を伺います。

イ、ヘリパッド着陸帯の補修状況、整備事業費総額を伺います。

ウ、県民の命の水がめ、ダム上空での訓練禁止実現

への取り組みを伺います。

エ、2017年、ＣＨ53Ｅヘリ炎上後の土壌処理状況、政府の対応と地位協定改定の必要性について伺います。

質問９、好調な県経済の中で、課題となっている所得向上と正規雇用化の取り組みの強化を求めるものです。現状と事業の成果を伺います。

10、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）について。

(1)、施設内容・規模など整備における意見集約にどう取り組んだのか。

(2)、沖縄の伝統工芸品、技術等の評価は京都などとともに評価されていると聞いております。その点での評価、施設建設完成後の期待される役割や運営について伺います。

11、環境保全対策について。

国の天然記念物、塩川の特徴及び赤土汚濁問題、原因究明、赤土汚濁の対処を行うべきと求めてきましたが、その後の対応を伺います。

12、我が党の代表質問との関連はありません。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

持続可能な開発目標ＳＤＧｓを沖縄県政に具体化する対応についての御質問の中の１の(1)、ＳＤＧｓを推進する意義と位置づけについてお答えいたします。

2030年の将来像としてまとめられた沖縄21世紀ビジョンは、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな美ら島沖縄」を基本理念としており、ＳＤＧｓの理念や目標等と重なる部分が多いものと考えております。私は、国連及び日本政府も挙げて取り組んでいるＳＤＧｓを推進し、県民一人一人がかかわる、新たな時代に対応した沖縄の発展を目指すことができるものと考えております。県民や民間企業など幅広くあらゆる方々がステークホルダー、参画するメンバーであるという観点からのボトムアップ型を望むとともに県庁を挙げて一体となって取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　追加質問に関連しまして、沖縄県職員倫理規程についての御質問の中の(1)、沖縄県職員倫理規程の概要についてお答えします。

沖縄県職員倫理規程は、「公正な職務の執行を図り、県民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する信頼を確保することを目的」に、平成９年に制定しております。主な内容といたしましては、職員の基本的な心構え、管理・監督者の遵守事項、関係業者等との接触に当たっての禁止事項が明記されているほか、職員の服務規律遵守等を徹底するための体制及び違反行為があった場合の手続が明記されております。

次に、関係業者の範囲についてお答えいたします。

沖縄県倫理規程第１条において、当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人並びに職員等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人と定義されております。また、人事院が定めている国家公務員倫理規程において、利害関係者とは、１、許認可・補助金等を申請している者または許認可等を受けて事業を行っている者、２、契約の申し込みをしようとする者または契約を締結し債権・債務関係にある者、３、検査、監査を受ける者、４、不利益処分の名宛て人となる者、５、所管する業界において事業を営む企業、６、予算等の査定を受ける国の機関などとしております。

(3)、職務の範囲についてお答えいたします。

沖縄県職員倫理規程に定義はございませんが、職員が実際に担当する事務で、相手方に利害が関係する事務を指すと考えております。具体的には、許認可事務、補助金事務、入札・契約事務、検査事務などが挙げられます。

次に４、消費税10％増税の10月実施についての御質問の中の(1)、増税による県民負担額についてお答えします。

今回の消費税率引き上げにより、沖縄県における２人以上の世帯のうち、勤労者世帯では、軽減税率を加味せずに計算すると、年間約４万5000円の負担増になると試算しております。

同じく(3)、消費税の収納状況等についてお答えします。

消費税の納付状況等について、沖縄国税事務所に問い合わせたところ、法人に限定した公表できる統計資料はないとのことでありました。ちなみに、沖縄国税事務所が公表している統計資料によりますと、沖縄国税事務所管内の消費税及び地方消費税の収納済み額と国税全体に占める割合は、平成27年度1129億円で33.6％、平成28年度1179億円で34.0％、平成29年度1187億円で32.5％、滞納額は、平成27年度

28億円、平成28年度26億円、平成29年度24億円となっております。また、財務省の公表資料によりますと、法人税の実効税率は、平成26年度34.62％、平成27年度32.11％、平成28年度29.97％、平成30年度29.74％となっております。消費税は、少子高齢化がますます進展する中で、社会保障制度を支える安定的な財源ではありますが、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が指摘されていることから、軽減税率制度の適正実施など十分な配慮が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１の(2)、ＳＤＧｓの関連性や進め方についてお答えいたします。

2015年に国連で採択されたＳＤＧｓは、リーブノー　ワン　ビハインド（誰一人取り残さない）を基本理念とした、2030年までの国際目標アジェンダであり、貧困、平和、教育、環境、海洋など、17のゴールと169のターゲットが掲げられております。県では、ＳＤＧｓの推進に向け、沖縄21世紀ビジョン基本計画とＳＤＧｓのマトリックス整理を行い、今後の施策展開や新たな振興計画の検討につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、観光振興についての御質問のうち(1)、入域観光客の推移等と見込みについてお答えいたします。

平成30年度の入域観光客数は、目標値の1000万人に対して、対前年度比4.4％増の999万9000人となりました。内訳としましては、国内客が1.6％増の699万8200人、外国客が11.5％増の300万800人となっております。今年度の目標値につきましては、国内客は706万人、外国客は324万人で、合計で３％増の1030万人と設定しております。また８月までの累計では、対前年度比3.3％増とおおむね堅調に推移しており、目標達成に向けて、引き続き国内外における誘客プロモーション等に取り組んでまいります。

同じく(2)、訪日韓国人客の減少した理由と、外国人観光客の国別推移についてお答えいたします。

日本政府観光局によりますと、本年８月の韓国人訪日外客数は、前年同月比48％減の30万8700人となっております。減少の要因として、日韓情勢による訪日旅行を控える動きや、海外渡航先の多様化、韓国経済の低迷等が挙げられております。本県においても、本年８月の韓国人観光客数は前年同月比44％減の２万3500人となり、７カ月連続のマイナスとなっております。本年８月までの年度累計では、韓国は前年同期比12.6％減の19万6000人、台湾は1.4％増の48万5000人、中国本土は2.7％減の31万7400人、香港は4.7％増の13万3600人等となっております。

同じく(3)、韓国人客の誘客強化についてお答えいたします。

県では、他の市場に比べ観光客数の落ち込みが目立つ韓国市場からの誘客を強化するため、沖縄観光コンベンションビューローとともに、去る９月27日にソウルにおいて、県内観光関連事業者とともに、韓国の旅行会社等を対象とした商談会を開催いたしました。また、早い段階で航空会社や旅行関連の業界団体等に対してトップセールスを行いたいと考えております。

次に３、南洋群島との交流推進についての御質問のうち(5)、南洋群島との姉妹提携等についてお答えいたします。

海外との姉妹提携につきましては、さまざまな分野におけるこれまでの交流の状況、また、経済関係も含め幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できること等を確認していく必要があります。南洋群島は、沖縄県人が移住した地域の一つであり、戦後、県が慰霊碑を建立するなど、歴史的につながりがある地域となっております。

御質問の地域との姉妹提携につきましては、県内外関係者との意見交換等を進めながら同地域における県系人の状況等の基礎的な情報収集を行い、継続的な交流の可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、南洋群島との交流推進についての御質問の中の(1)、南洋群島慰霊祭に参加した所見についてお答えいたします。

太平洋戦争中、戦前に南洋群島に移民として移り住んだ県人が戦争に巻き込まれ、１万2000人余りのとうとい命が失われました。そのみたまを慰めるため、過日、知事がサイパン及びテニアンでとり行われた沖縄県人戦没者慰霊祭に参列いたしました。望郷の念を募らせながら異国の地で亡くなられた方々に対する哀悼の念は、戦後70年以上を経てもなお消えることはありません。今回、南洋群島沖縄県人戦没者慰霊祭への参列を通して、改めて悲惨な戦争の実相と教訓を次世代へ正しく継承していくことが重要であると考えて

おります。

同じく３の(2)、現地関係者との連携等についてお答えいたします。

県では、昭和43年にサイパン島におきなわの塔を建立し、その清掃管理をマリアナ政府観光局にお願いしております。また、慰霊祭の開催に際しては、長年にわたり現地関係者の皆様にお力添えを賜り、式典にも北マリアナ諸島自治連邦区知事及びサイパン市長を初め、多くの方々に御参列いただいております。

南洋群島における今後の慰霊につきましては、当該地域からの帰還者や御遺族の皆様の御意見を伺うとともに、現地関係者の協力もいただきながら対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく３の(3)及び(4)、南洋群島での戦争の教訓、実相を後世に伝える重要性及び交流推進についてお答えいたします。３の(3)と３の(4)は関連しますので、一括してお答えします。

戦前、南洋群島には、沖縄から多くの人が移り住み、さまざまな分野で活躍し、現地の地域振興にも大きく貢献いたしました。しかしながら、さきの大戦で苛烈な戦場と化し、肉親や友人、知人のとうとい命や、労苦の末に築き上げた多くの大切なものが一瞬にして失われました。また、紺碧の海に浮かぶ、あの美しいテニアン島から原爆の爆撃機が出撃し、広島と長崎を破壊したことは、まさに歴史の悲劇であります。

県としましては、このように全てを失い、破壊する悲惨な戦争から学んだ教訓を、次世代に正しく継承することが重要であると考えております。これまで、南洋群島で長年開催されてきた慰霊祭には多くの現地関係者にも参列いただき、友好が図られてきたところでありますので、今後とも、慰霊を通した交流推進について検討してまいりたいと考えております。

次に５、生活保護の拡充についての御質問の中の(1)、生活保護受給者の推移についてお答えいたします。

沖縄県の生活保護受給者の平成20年度以降、５年ごとの推移をみると、平成20年度は２万4391人、25年度は３万3995人、30年度は３万7269人となっております。平成20年度から25年度までの５年間では、9604人、39.4％の増加ですが、平成25年度から30年度の５年間では、3274人、9.6％の増加となっており、増加傾向は続いているものの、増加率は低下しております。

同じく５の(2)、生活保護の決定についてお答えいたします。

生活保護法第24条第５項では、保護に関する決定は、申請の日から14日以内または調査等に日時を要する場合でも30日以内に行わなければならないと規定しております。平成30年度、県内の福祉事務所においては、14日以内に保護の決定を行った件数の割合は31.2％、15日から30日以内は65.6％、法に定める30日以内の決定は96.7％となっております。保護の決定に要する日数が14日を超える主な理由は、扶養義務者に対する扶養の照会や資産等の調査に時間を要するためとなっております。

県としましては、連絡会議などを通じて、各福祉事務所に対し助言指導を行い、14日以内の法定期限を守るよう努めてまいります。

同じく５の(3)、憲法第25条及びクーラーの設置等についてお答えいたします。

憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、国民に基本的人権の一つとして生存権を保障しているものと理解しております。生活保護は、この憲法第25条の理念に基づき実施されております。生活保護制度において、従前は、冷房機器の購入は生活福祉資金の借り入れ等により行うこととされておりましたが、平成30年４月以降に保護の開始となった世帯等の中で、熱中症予防が特に必要とされる者がいる世帯については、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められております。また、電気料等については、月々支給される生活扶助費の範囲内において賄われることとなっております。

県としましては、生活保護制度が最後のセーフティーネットとして十分に機能を果たすよう、今後とも保護の適正な実施に努めてまいります。

次に６、教育分野についての御質問の中の(2)、保育所のブロック塀改修などについてお答えいたします。

保育所のブロック塀については、今年６月に実施した厚生労働省の実態調査によると、安全性に問題のあるブロック塀を有している施設が33カ所あることがわかりました。

県としましては、改修及び撤去を行う施設に対して、保育所等整備交付金を活用するなど、児童の安全の確保に向けて、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４、消費税10％増税の10月実施についての御質問の中の(2)、企業の複数

税率やレジ更新の対応状況、カード所持、利用者の状況についてお答えいたします。

軽減税率に対応するレジの更新の対応状況については、国において複数税率対応のレジ導入経費の一部を補助する事業が実施されておりますが、同補助金の活用状況は現時点で公表されておりません。なお、国がレジメーカー等を対象に実施した調査によると、全国で軽減税率対応レジ導入の必要があると見込んでいる事業者約23万3000社に対して、７月末時点で約20万台前後のレジが導入されているとのことであります。また、カード所持、利用者に関する情報は公表されておりませんが、経済産業省が進めているキャッシュレス決済に必要な端末の導入について、導入経費の一部を補助する事業が実施されており、国が実施するキャッシュレス・消費者還元事業の公表データによると、本県では、９月25日時点で7558店の登録申請が行われている状況となっております。

次に９、所得向上と正規雇用化の取り組みについての御質問の中の(1)、所得向上と正規雇用化の取り組み強化の現状と成果についてお答えいたします。

県では、正規雇用の拡大など雇用の質の改善は、県民所得の向上にもつながると認識しており、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援を実施しております。平成26年度から平成30年度までの実績は、533人となっております。こうした取り組みに加え、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力に資する取り組みを積極的に推進し、企業所得を向上させ、その成果を働く人々に分配することで、労働者の賃金の上昇につなげてまいりたいと考えております。

次に10、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）についての御質問の中の(1)、施設整備における意見集約についてお答えいたします。

沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）の整備に当たっては、産地組合、流通事業者や学識経験者などの意見を集約し、平成26年度に有識者等で構成する沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)基本計画策定委員会により施設内容や規模等を含めた基本計画を策定いたしました。また、同計画を踏まえ、平成28年度に基本設計を実施し、産地組合へ概要説明を行うとともに、工芸事業者が利用しやすい施設とするため、関係者からの要望等を聴取した上で、平成29年度に実施設計を行っております。

次に10の(2)、沖縄伝統工芸品の技術評価及び施設完成後の役割や運営についてお答えいたします。

沖縄の伝統工芸は、長い歴史と風土の中で育まれ、熟達した職人により継承・発展してきたものであります。また、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき経済産業大臣の指定を受けた工芸品が16品目あり、全国３位となっております。沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）は、技術や技法の高度化、市場ニーズに対応した製品開発、起業家の育成、情報発信の拠点として、新商品研究開発や人材育成、プロモーション機能などを備えており、本県の工芸産業の振興に寄与するものと考えております。同施設につきましては、県民や観光客など多くの方々が利用できる公の施設として整備し、指定管理者による効率的な管理運営を行うことを想定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の教育分野についての御質問で(1)、給付型奨学金の実施状況等についてお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として実施しており、平成30年度は75人に対して約4741万円を給付しております。一方、令和２年度から実施される国の修学支援新制度は、県内大学や専門学校等への進学者も含めて、給付型奨学金の対象者や給付額を拡充するほか、新たに授業料減免制度を創設する内容となっております。県の給付型奨学金の県内大学や専門学校への拡充については、国の修学支援新制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に同じく６の(2)、公立学校のブロック塀の安全対策についての御質問にお答えいたします。

公立学校のブロック塀について、劣化が著しいものなどは早急に撤去や改修を実施し、緊急に対応したところであります。また、その他改修が必要なブロック塀についても、国の臨時特例交付金を活用するなど、安全対策を図っております。

県教育委員会としましては、ブロック塀の安全対策が早期に完了するよう、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

次に11の環境保全対策についての御質問で(1)、天然記念物、塩川の特徴についてお答えいたします。

塩川は、岩の割れ目から塩水が湧き出すことで知られる小川で、地質としての価値が認められ、昭和47年５月に国の天然記念物に指定されました。川の水が

塩分を含む仕組みはいまだ解明されていませんが、海水が地下の岩の割れ目に侵入し、淡水とまざって湧き出すのではないかと考えられております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　７、農業振興についての御質問の中の７の(1)、台風の来襲による農林水産業への被害状況と対策についてお答えします。

台風９号による農林水産業関係の被害額は、約３億1698万円、台風13号による被害額は、約４億8889万円、台風17号による被害額は、約5354万円となっております。農林漁業者に対する支援としましては、１、県内各地域の農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、２、農業・漁業共済等の制度活用、３、農林漁業セーフティネット資金など低利な制度資金活用の周知、４、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、５、災害復旧事業による被災施設の復旧などを行っております。

県としましては、引き続き関係機関や団体などと連携を図りながら支援について取り組んでまいります。

次に７の(2)、ツマジロクサヨトウの被害状況と対策についてお答えします。

ツマジロクサヨトウは、恩納村、多良間村、八重瀬町、宮古島市においてトウモロコシ類で発生が確認されたほか、石垣市においてはサトウキビで発生が確認され、いずれも圃場の一部において梢頭部付近等の食害が確認されております。そのため県では、病害虫発生予察特殊報を発出するとともに、対策会議等を開催し蔓延防止対策等について周知を図ったところであります。

県としましては、引き続き県全域での発生状況調査やフェロモントラップによる侵入確認調査を行うとともに、さとうきび増産基金や粗飼料確保緊急対策事業を活用し、関係機関と連携して早期発見・早期防除に努めてまいります。

次に７の(3)、豚コレラ防疫対策についてお答えします。

昨年９月に国内で発生した豚コレラは、６県45例と感染が拡大し、収束が見通せない状況が続いております。このため、県では動物検疫所やＪＡなどの関係機関、養豚農家と連携し、侵入防止対策に取り組んでおります。具体的には、１、防疫対策強化連携会議での情報共有及び防疫対策の周知、２、農場衛生管理状況の立入検査・指導、３、豚コレラ確認検査の強化、４、観光関連団体への協力依頼や空港での侵入防止キャンペーンなどを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

次に７の(4)、日米貿易協定合意内容と本県農林水産業への影響についてお答えします。

日米貿易協定については、９月26日の日米首脳会談において最終合意がなされました。国の発表によると主な合意内容として、砂糖については現行の糖価調整制度が維持されたほか、牛肉、豚肉の関税については、ＴＰＰ11と同水準となるなど、本県の畜産業を初め農林水産業に対し、中長期的にさまざまな影響が懸念されます。なお、県では去る８月21日にＪＡ関係団体と連携し、国に対しＴＰＰ11及び日ＥＵ・ＥＰＡの両協定を上回る水準や新たな輸入枠の設定について要求があっても、断固拒否することなどについて要請をしてきたところであります。

県としましては、引き続き合意内容の詳細な情報収集に努めるとともに、国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　８、米軍基地問題についての(1)、騒音被害などの負担についてお答えします。

嘉手納飛行場では、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機のたび重なる飛来や暫定配備等に加え、同飛行場の再編工事に伴い、住宅地域に近いパパループが一時使用されております。また、普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の飛来や夜間の訓練が頻繁に行われ、ことし５月には普天間飛行場における騒音測定値の最大値である124.5デシベルを観測するなど、騒音の発生が恒常化しており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

このため県としましては、引き続き三連協等とも連携し、基地負担の軽減を日米両政府に対して、働きかけていきたいと考えております。

次に８(2)、嘉手納飛行場へのＦ35配備計画についてお答えします。

米太平洋空軍司令官が、嘉手納飛行場所属機のＦ35等への切りかえを含め、将来の計画を検討している旨の報道があることは承知しております。事実関係を確認し、対応を検討したいと考えております。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあっ

てはならないと考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用及び米軍への航空法など国内法の適用等を日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

次に８(3)、パラシュート降下訓練の実施状況及び本部港使用への対応についてお答えします。

米軍関係者によりますと、伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練は、年100回以上行われているとのことであります。県としては、同訓練が行われるたびに本部港が使用されるということは到底容認できるものではないと考えております。民間港湾は、緊急時以外は米軍の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であり、先月29日には来県した河野防衛大臣に対し要望を行ったところであります。

次に８(4)のア、東村高江での訓練についてお答えします。

沖縄防衛局によると、米軍の訓練の詳細については、把握していないとのことであります。一方で、沖縄防衛局が行っている東村高江区牛道集落における航空機騒音測定結果によると、平成26年度の騒音発生回数が1474回であったのに対し、平成27年２月のＮ４地区の先行提供開始以降は増加し、平成30年度は7000回、約4.7倍に増加しております。

次に８(4)のイ、ヘリコプター着陸帯の補修状況等についてお答えします。

沖縄防衛局に対し、北部訓練場における着陸帯の補修状況を問い合わせたところ、沖縄防衛局はヘリコプター着陸帯の補修工事を行っていないとのことであり、米軍の行う補修工事については、米側から回答が得られていないとのことであります。また、国頭村安波及び東村高江に移設された６つのヘリコプター着陸帯の工事費は、約36億円とのことであります。

次に８(4)のウ、北部訓練場におけるダム上空での訓練禁止についてお答えします。

北部訓練場には、県民の水がめである福地ダムや新川ダムが存在しており、平成29年度のＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故を受け県議会だけでなく、地元高江区や東村議会が着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行ったことは重く受けとめております。

県としましても、沖縄防衛局から提供されている情報を分析した上で、防衛大臣等に対し、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めております。

次に８(4)のエ、ＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故現場の土壌処理状況及び地位協定改定の必要性についてお答えします。

東村高江における平成29年度のＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故現場の土壌の処理状況については、沖縄防衛局を通じて米側に照会しているところですが、現時点で回答は得られておりません。当該事故について米軍が行った事故現場の立入規制や機体の撤去等は、日米地位協定第17条第10項(b)の規定等に基づいて行われたものと認識しておりますが、日本側の捜査や現場の立ち入りについてさまざまな問題があったと認識しております。

県は、平成29年９月に実施した日米地位協定の見直しに関する要請の中で、米軍の財産が提供区域外にある場合の日本側による捜査権等の行使と事故現場の統制等について明記する旨を求めたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　11、環境保全対策についての御質問の中の(1)、塩川の赤土汚濁の原因究明と対処についてお答えします。

本年６月３日に本部町からの連絡を受け、保健所の職員が塩川から濁水が湧出しているのを確認して以降、引き続き調査を行ってきましたが、現在も発生源の特定には至っておりません。

県としましては、関係機関へ情報提供を行うとともに、引き続き調査を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後３時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも答弁ありがとうございました。

再質問１点目は、まず追加質問した件ですが、今回の議案は契約業者とのかかわり方、日常の政務活動についても問題が提起されたものと考えます。県民に対し不信感を抱かせるような行為は厳に慎むべきだと思いますし、今回の事案に対し、反省すべきではないか伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今回のことを踏まえ、私自身特別職ではありますが、みずから襟を正して政務においても高い倫理観を持って県民の疑惑や不信を招くことがないよう、公務の信頼に努めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　それではＳＤＧｓについて伺いますが、世界的な課題に全体として世界的に取り組む、当然県民も取り組むという中で、地球温暖化防止について、先ほど国連でも会議がありました。排出ガス削減を目標に掲げながらふえ続けているのが日本の実態だという点を踏まえまして、今回のこの中で県としてもぜひ地球温暖化防止に向けた目標を設定し取り組むという考えがあるのか伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　地球温暖化防止及び排出ガス削減は、ＳＤＧｓの17ゴールのうち気象変動対策に該当いたします。大変重要なテーマであると認識しております。現在沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく成果目標などについてＳＤＧｓとの関係を整理しておりまして、これらを踏まえ新たな振興計画の検討につなげていくこととしており、排出ガス削減に関する目標についても新たな振興計画に向けて検討していく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ＳＤＧｓの掲げる目標というのは21世紀ビジョンとも相入れるもので、同時に日本国憲法が生かされる社会ということとも言えるすばらしいものと私は理解していますが、このＳＤＧｓ、ぜひ世界基準の普遍的な価値の共有、誰一人取り残さない沖縄らしい人に優しい社会、ジェンダー視点が貫かれている沖縄社会の創造とその実現に期待したいと思いますが、その実現に対しての知事のＳＤＧｓの沖縄での具現化にかける決意や思いを伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　誰一人取り残さない社会、ジェンダー平等が貫かれる沖縄社会の創造ですが、全庁的なＳＤＧｓの推進により、ジェンダー平等を含め誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会の実現に向けて、取り組んでいけるものと思っております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　南洋群島との交流の件で、まず沖縄戦と同じ地獄であったと、逃げ場のない島で軍隊と住民が混在する戦場、軍隊が絶対という軍国主義教育、軍事力では住民の命は守れない、沖縄戦に共通する戦争の教訓と考えますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　悲惨な地上戦を経験した沖縄の苛烈な被害と同様に、南洋群島においても同じような悲劇が生まれたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　このサイパン・テニアン、ダバオの機会を通してですが、今後どの交流促進を――検討していくと回答が得られましたが、この帰還者会の皆様の思い、とりわけ知事も同行されました。その平和に対する思い、今後のサイパンとの交流、サイパン、州知事とか市長も含めて今後の交流の発展を期待したいということを言っていましたが、知事として直接そこに触れた帰還者の思いを込めたサイパンとの交流にはどういう考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時55分休憩

午後３時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私も今般初めてこのサイパン・テニアンにおける慰霊祭に参加をしてまいりましたが、南洋群島の慰霊祭は50年余にわたり開催されてまいりました。このことは御遺族や現地を含めた関係者に対して、その皆様の御努力によるものであり、心から敬意を表したいと思います。

私が幼少のころ、育てていただいた御家庭も南洋サイパンからの引き揚げでその御家庭には３人のお子さんがいらっしゃいますが、３人ともどもにそれぞれ生まれた南洋の島が違うんですね。ですから当時の沖縄県民はそのような厳しい状況の中にあっても戦火が及ぶ以前に命を逃れられた者、痛ましくも戦火によって倒れられた方々、その方々の思いはこれからも引き継いでいくべきであろうと思います。

ですから海外における戦没者の慰霊や慰霊を通して培ってきた現地の方々との交流について、今後とも関係者の協力も得ながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうもありがとうございました。

もう一本ありますがあと27秒ということですので、まず消費税の増税は本当に許せない。年間13社で１兆円を超える還付金が大企業の懐に戻ってくるということを踏まえると、この減税、大企業のための減税のあおりを国民負担が私たちの暮らしが負担を強いられるという点でも廃止を目指して共産党としては頑張っていきたいという決意を述べまして質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後４時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時17分休憩

午後４時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○山内　末子さん　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

山内末子でございます。よろしくお願いいたします。

さて、知事、今回の件は――やはり知事のその魅力というのは明るさ、優しさ、そしてフレンドリー、そしてぶれない姿勢、それだったと思いますから、そういう意味で曇りのある行政手腕、そういうことをやっちゃいけないと私は思っています。今回のことについてはやはり知事としての自覚・視点が少し欠けていた行為だということを言わざるを得ません。しっかりと県民の期待に応えるべく、職員をまとめ仕事で結果を出していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事就任１年を迎えるが、公約実現に向けての成果と課題、２年目に向けての決意を伺う。

(2)点目、全国トークキャラバン、全国知事会において辺野古問題、地位協定改定に向けて積極的な働きかけを行っているが、その感触はどうか。また今後の展開について伺う。

(4)、ＳＤＧｓについては、知事は実質的なＳＤＧｓ宣言を行い、県内企業・自治体・教育機関等の取り組みも活発になっている。今後の取り組みについて伺う。

ア、県内ＳＤＧｓの認知度をどこかで把握しているのか。県内の状況について調査はされているのか。その計画を伺う。

イ、ＳＤＧｓという新たな概念と、21世紀ビジョンとの整合性をどのように図っていくのか。

(5)、知事は２回目の訪米を計画しているようだが、今回の特徴的なことは何か。国防権限法案が議論されている中で、日米両政府だけでなく、国際社会も知事の動向にかなり注目をしている。戦略立てた訪米活動が重要だが見解を伺う。

(6)、戦後75年事業について。

ア、来年は戦後75年、戦争体験者が１割を切る状況の中で節目の年になると考える。いまだ発掘されていない遺骨収集事業や南洋戦の補償問題・戦争遺跡保存問題等取り残されている課題が多い。事業として計画があるか伺う。

イ、平和資料館において戦争の実相だけでなく、戦後の基地から派生する事件・事故の資料も展示し、歴史の一環として後世に伝えるべきではないか見解を伺う。

２、基地問題について。

(1)、辺野古埋め立てに使用されている岩ズリについて、岩ズリを防衛局に販売している琉球セメントは鉱業法にのっとって販売できる鉱山なのか明確にする必要がある。見解を伺う。

(2)、投入土砂が赤土まじりだとの指摘が多いが、鉱山業者が適切になされているのか確認するべきではないのか、立入調査を含め県の指導体制等現状と対策を伺う。

(3)、有機フッ素化合物ＰＦＯＳ汚染について。

ア、基地内立ち入りがおくれているが、その理由は何か。具体的にどのような立ち入りを求め、どのような回答が来ているのか。

イ、防衛局は活性炭の予算を支出したが、その支出根拠について県はどのように理解しているのか伺う。

(4)、小型無人飛行機ドローン法の改正により国民の知る権利が危ぶまれている。多くの米軍基地、自衛隊基地が存在する沖縄県として県民の命・生活圏を守る立場から撮影する権利の確保を求めるべきだと思うが、見解を伺う。

３、県経済振興の現状と課題について。

(1)、本県経済は復帰後最高水準と言われており、日銀短観の全国比では異次元状態だとされています。その主な要因と産業構造をどのように分析しているのか伺う。

(2)、好調な経済成長率、１人当たりの県民所得も上昇してはいるが、相変わらず全国最下位から脱せず、県民の経済好調感には結びついていかない。その要因は何か。全国並みの所得に向けての施策を伺う。

４、文化観光スポーツ行政について。

(1)、県内の気候的優位性・県民のスポーツ熱も加熱し、諸スポーツのイベント・キャンプ・合宿の誘致、開催が盛んである。経済効果と今後の取り組み・展望を伺う。

(2)、沖縄観光振興と地域の歴史・文化・生活・暮らしのミスマッチなどの問題が生じ始めている。観光公害という現象も出てきた。県内の実態と課題対策に

ついて伺う。

(3)、竹富島で島の自然環境を守り、持続可能な利用を促進するという大きな目的を持って、国内初の地域自然資産法に基づく入域料収受が始まった。画期的なこの事業の背景と県のかかわりについて伺う。

５、沖縄科学技術大学院大学について。

(1)、世界の研究機関を格付したネイチャー・インデックスが発表され、ＯＩＳＴが世界で９位という創設間もない大学としての快挙だ。一方で予算をめぐり疑義を唱える声も出ている。県の見解を伺う。

(2)、産学官連携の成果、県教育界・地域自治体産業にどのような成果があらわれ、今後期待できるのか伺う。

６、地球温暖化対策について。

(1)、地球温暖化に危機感を募らせる世界の若者が集い若者気候サミットが開かれ、対策強化への動きが活発に行われているが、日本の対応の弱さに世界からは批判の目が向けられている。本県の温室効果ガス排出量の推移と全国比を伺う。

(2)、削減に向けて普及啓発・対策をどのように推進していくのか取り組み状況を伺う。

７、教育・福祉行政について。

(1)、病院搬送緊急ヘリコプター着陸地帯の確保について北部、中部、南部、八重山、宮古地域の状況と課題について伺う。

(2)、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅における高齢者の権利保障のため市町村と連携し、虐待防止や防災の観点でその実態把握とどのような指導を行っているのか伺う。

(3)、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターが開設された。迅速な被害者支援で心身ともに救済される万全な体制の構築が図られているのか。また、どのような効果が期待されるのか伺う。

(4)、児童虐待の痛ましい事件が後を絶たず、官民一体で防止策が急がれる。対策の一環として里親制度の活用が挙げられるが、県の実態と取り組みを伺う。

(5)、若者の自殺対策について。

ア、日本の若者18歳から22歳までの４人に１人が自殺を考え、10人に１人が自殺未遂を経験したことがあるという。本県の実態と対策を伺う。

イ、若者の居場所づくり・ニート・ひきこもり・不登校対策の実施状況と課題を伺う。

(6)、学校現場における養護教諭の存在はとても重要である。法的には児童850人に対し１人の教諭であるが、緊急時の対応が厳しいとその見直しの声が現場から強くあるが、教育長の見解を伺う。

この件につきましては、名護市議会におきまして養護教諭の早期複数配置を求める意見書を全会一致で可決したという報告がございました。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、公約実現に向けての成果と課題、２年目に向けた決意についてお答えいたします。

私は、昨年10月の知事就任以来、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点から施策を展開しており、私が掲げた公約については、その全てに着手をしたところであります。新時代沖縄の到来では、万国津梁会議を設置し、米軍基地問題、児童虐待、ＳＤＧｓの３つのテーマで今議論を行っているところであります。また、県経済の発展と県民所得の向上に向け、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく諸施策を推進するとともに、女性力の推進に向け、新たに女性力・平和推進課を設置し、ライフステージに沿った施策を講じているところであります。誇りある豊かさでは、基地負担の現状、普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバンを実施するとともに、県内で平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む個人や団体等を表彰する草の根平和貢献賞の公募を開始したところであります。沖縄らしい優しい社会の構築では、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定し、母子健康包括支援センターの全市町村への設置促進や子供の居場所のネットワークづくりを推進するなど、子供の貧困対策を最重要施策と位置づけ、諸施策を展開しております。離島振興については、本島と北大東島間の海底光ケーブルの整備など、離島の定住条件の整備や地域の特色を生かした産業の振興に取り組んでおります。沖縄県は、３年後の令和４年に復帰50年という大きな節目を迎えます。残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組むとともに、これまで実施した各種施策等について総点検を行うなど、新たな振興計画の策定に向け、取り組んでおります。

引き続き、経済、文化、教育、福祉、保健医療、基地問題など、全ての分野の課題に全身全霊で取り組んでまいります。

次に１の(4)のイ、ＳＤＧｓと沖縄21世紀ビジョン

の整合性についてお答えします。

2030年の将来像としてまとめられた沖縄21世紀ビジョンは、「“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”」を基本理念としております。この理念の支え合うというのはＳＤＧｓの17のゴールの、１、貧困をなくそう及び10、不公平をなくそうと重なるほか、平和は16、平和と公正、豊かなは８、働きがい・経済成長、美ら島は14、海の豊かさを守ろう及び15、陸の豊かさを守ろうなど、このビジョンとＳＤＧｓの理念や目標等は重なる部分が多いものと考えております。

県では、ＳＤＧｓの取り組み状況を見える化するため、沖縄21世紀ビジョン基本計画の各種施策とＳＤＧｓのマトリックス整理を行っているところであります。私は沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けてＳＤＧｓを推進することで県民一人一人がかかわる新たな時代に対応した沖縄の発展を目指すことができるものと考えております。今後は沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現及びＳＤＧｓの達成に向けた、きめ細かな施策を展開していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、辺野古問題・地位協定改定の働きかけ及び今後の展開についてお答えします。

県は、日米地位協定や辺野古新基地建設問題等の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的として、トークキャラバンを実施しており、講演会や現地でのメディア取材等により、これらの問題について、広く発信することができたものと考えております。また、去る７月の全国知事会議では、知事から他国地位協定調査の報告を行うとともに、全国の知事に連携を呼びかけたところ、６県の知事から、地位協定の改定を求めていくべきとの意見が出され、知事会長からは、引き続きしっかりと対応したい旨の発言がありました。

県としては、今後とも、辺野古新基地建設問題の世論喚起や、日米地位協定の見直しに向けて取り組んでまいります。

次に１(5)、知事訪米についてお答えします。

県としましては、10月14日から20日までの日程で知事訪米を行い、できるだけ多くの連邦議員との面談や有識者の方々との意見交換などを通して、沖縄県の過重な基地負担の現状、特に普天間飛行場の辺野古新基地建設計画の問題について説明し、基地問題の解決について理解と協力を求めたいと考えております。また、米国連邦議会において2020会計年度国防権限法案や予算に関する協議が行われている時期を踏まえ、在沖海兵隊の国外移転の推進等について訴えていきたいと考えております。

次に２、基地問題についての(4)、小型無人飛行機ドローン法の改正に対する知事の見解についてお答えします。

改正ドローン規制法は、上空飛行を禁じる施設として、自衛隊施設及び在日米軍施設などの防衛関係施設が追加されており、施設管理者の同意がなければドローンによる空撮はできない内容となっております。９月30日現在において、県内で指定された自衛隊施設及び米軍施設はありませんが、仮に必要な限度を超えて規制が行われた場合、報道機関などの取材活動を大きく制限することになり、報道の自由や国民の知る権利が損なわれるおそれがあると理解しております。

県としましては、県民・国民の知る権利が侵害されることがないよう今後の法令の運用を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(4)のア、県民のＳＤＧｓの認知度についてお答えいたします。

県としましては、ＳＤＧｓの推進に当たり、県民一人一人が参加者として、ＳＤＧｓを意識し、行動に移していく環境づくりが重要であると考えております。ことし４月の電通の発表では、国内のＳＤＧｓの認知度は16％となっていることから、県では、ＳＤＧｓの推進に当たり、その普及啓発が重要であると考えております。今後、県民のＳＤＧｓ認知度調査を行うとともに、ＳＤＧｓの普及啓発を促進していきたいと考えております。

次に３、県経済振興の現状と課題についての(1)、県経済が好調な要因についてお答えいたします。

本県経済は、アジアを初め海外からの観光需要の取り込み等により、個人消費や企業設備投資が伸びているほか、有効求人倍率、完全失業率も復帰後最高値を更新し、過去６年間で就業者数は約８万人増加しております。こうした経済・雇用情勢の改善により、平成28年度の名目県内総生産は４兆2820億円となり、平成24年度から年平均3.6％のプラス成長となっております。産業別では、第３次産業が全体的に伸びてお

り、第２次産業も建設業、製造業で大きく増加しております。第１次産業はサトウキビや畜産を中心に改善が見られるなど、好調な経済がさまざまな産業に波及していると考えております。

同じく３の(2)、県民所得の向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

本県は、比較優位性のある付加価値の高い産業が十分育っておらず、産業全体の労働生産性が全国よりも低いことなどから、１人当たり県民所得が全国最下位となっております。しかし近年は、好調な経済を背景に１人当たり県民所得は４年連続で増加し、全国の所得水準との比較では平成24年度の70.1％から平成28年度の73.8％と着実に縮小しております。

県としましては、この好調な経済の恩恵を離島を初め県内全域に浸透させ、企業のさらなる収益増や県民所得の底上げを図っていくことは、重要な課題と考えております。このため、産業全体の収益力や生産性の向上に取り組むとともに、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力に資する取り組みを積極的に推進してまいります。

次に５、沖縄科学技術大学院大学についての(1)、ＯＩＳＴに対する県の見解についてお答えいたします。

ＯＩＳＴには、世界40以上の国や地域から優秀な研究者・学生が集まっております。また、学部間の障壁のない、世界的にもまれな分野横断的な研究体制となっており、国際的かつ多様な研究者が交流・協力することにより、新しい分野の研究につながっているものと考えております。また、国は、世界最高水準の教育研究を実現するため、国が責任を持って長期的な財政支援を行うことが不可欠としており、毎年度、所要額が措置されているものと承知しております。このようにＯＩＳＴ独特の研究環境に、国の支援が相まって、優秀な人材の集積、研究の充実がもたらされ、世界的に高い評価につながっているものと認識しております。

同じく５の(2)、産学官連携等の成果及び今後の期待についてお答えいたします。

ＯＩＳＴは、生物学、海洋科学、遺伝学等、幅広い分野で研究の実用化を図る産学官連携活動を推進しております。これらの中には、モズクの養殖技術開発やサンゴ礁の再生等を目指す研究があり、県の試験研究機関や恩納村漁業協同組合と連携するなど、県内の事業者とも積極的に共同研究を進めております。このほか、沖縄振興を担う人材育成にも尽力しており、高校生の研究能力・ビジネススキルの涵養や、女子中高生の理系への進路選択を支援するプログラム等を実施しております。

県としましては、これらの取り組みを発展させることで、沖縄の将来を担う人材育成や産業振興につながっていくものと期待しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)のア、遺骨収集事業や南洋戦の補償問題等の課題に係る事業についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、国の責任において行われるものでありますが、戦後74年が経過し関係者の高齢化が進む中、遺骨収集の情報が得られにくいことから、県では平成23年７月に戦没者遺骨収集情報センターを設置し、戦没者遺骨に関する情報の一元化を図り、国と連携して、遺骨収集の加速化に取り組んでいるところです。また、戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、国において適切に対応すべき課題であると考えております。

同じく１の(6)のイ、平和祈念資料館の戦後資料等についてお答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館は、沖縄戦の実相を伝え、沖縄の心を発信し、世界の恒久平和を樹立する資料館として設立されております。同館の常設展示室では、戦前戦後の歴史を体験するゾーンが設けられており、そのうち太平洋の要石ゾーンでは、復帰前及び復帰後の米軍関係の事件・事故の資料が展示されております。来年は、戦後75年の節目を迎えることから、平和祈念資料館を活用し、歴史的教訓を次世代に伝える取り組みについて検討してまいります。

次に７、教育・福祉行政についての御質問の中の(2)、有料老人ホーム等における虐待防止及び防災対策等についてお答えいたします。

県では、有料老人ホーム及びサービスつき高齢者向け住宅に対し、定期的に立入検査を実施しております。虐待防止については、立入検査時に高齢者に対する身体的拘束の状況や職員研修の取り組み等を確認しております。防災対策については、消防機器点検及び消防訓練の実施状況等を確認しており、いずれにおいても、是正が必要な場合は指導を行い、改善を求めております。この他、管理者等を対象とした集団指導においても当該事項に関する対応について周知を図っているところです。

同じく７の(3)、性暴力被害者ワンストップ支援セ

ンターの体制等についてお答えいたします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターは、８月20日から病院拠点型へ移行し、専用施設にて24時間365日体制で相談支援や医療支援を行っております。センターでは、相談支援員が常時２名体制で相談者からの電話相談を受けるほか、相談者が置かれている状況や意思を尊重しながら支援しているところであります。プライバシーに配慮した専用の診察室で、被害後できるだけ早い段階で医療支援を含めた適切な支援を受けることができるものと考えております。

同じく７の(4)、里親制度の実態と取り組みについてお答えいたします。

本県における、平成29年度末の里親への委託児童数は188人で、社会的養護が必要な児童に占める里親等委託率は35.6％となっており、全国平均の19.7％を上回っております。また、里親制度の普及・啓発や活用を進めるため、今年度から里親の新規開拓や実践的なトレーニングを行う里親リクルート・トレーニング事業を実施しています。

県としましては、引き続き里親委託を推進し、虐待等による社会的養護が必要な児童に対し、可能な限り家庭と同様な養育環境を確保できるよう取り組んでまいります。

同じく７の(5)のイ、若者支援の状況と課題についてお答えいたします。

県では、沖縄県子ども若者みらい相談プラザソラエにおいて、若者のさまざまな悩みに対する相談業務を行っているほか、地域の支援団体が実施する居場所づくりや各種活動プログラム等に対する補助を行っております。ニート、ひきこもり、不登校等の要因は、複雑かつ複合的であることから、関係機関との緊密な連携による支援体制の構築が課題と考えております。

県としましては、教育や福祉、医療などの関係機関で構成する沖縄県子ども・若者支援地域協議会を通じて、各機関の取り組みや情報の共有を図り、効果的な施策の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２の基地問題についての御質問の中の(1)、岩ズリの販売への見解についてお答えいたします。

鉱業法に関する鉱業権の設定、採掘や販売対象となる生産物を記載した事業内容の施業案の認可は経済産業大臣が行うこととなっており、沖縄県においては沖縄総合事務局が所管しています。そのため、沖縄総合事務局に確認したところ、沖縄総合事務局としては、琉球セメントの安和鉱山においては、認可された方法により事業が実施されており鉱業法に適合していると認識していると聞いております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、基地問題についての御質問のうち(2)、立入調査を含めた県の指導体制等現状と対策についてお答えいたします。

県では、埋め立ての出願者である沖縄防衛局に対して、埋立土砂の性状等について照会を行っております。沖縄防衛局から提出された埋立土砂の試験結果等については性状等に疑義が生じていることから、去る６月11日付の文書等複数回にわたり、土砂の投入の停止及び土砂の性状確認等のため県による埋立地への立入検査及び試料採取の実施に応じるよう求めております。しかしながら、沖縄防衛局は、県の求めに応じないことから、引き続き指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　２、基地問題についての御質問の中の(3)のア、基地内の立入調査についてお答えをいたします。

企業局では、比謝川等の水質汚染の原因を究明し対策を検討するため、平成28年６月に在沖米軍に対し基地内の大工廻川及びその周辺からの採水のための立入調査を申請しております。これに対し、在沖米軍からは日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。企業局としては、防衛省に対して、嘉手納基地内への立入調査について日米合同委員会環境分科委員会での協議を求めるとともに、関係部局と連携して本年６月に防衛大臣等に対して立入調査を米軍に働きかけるよう要請を行ったところです。

次に(3)のイ、防衛局の補助事業についてお答えをいたします。

企業局では、ＰＦＯＳ等に係る活性炭取りかえ費用について、沖縄防衛局に対して費用補償を要請してきたところです。防衛省は、米軍とＰＦＯＳ等の因果関係は現時点で確認されていないものの、基地周辺住民の安心・安全な飲料水の供給に寄与することから、北谷浄水場の設備改良事業に対して今年度から補助を交付することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、文化観光スポーツ行政についての御質問のうち(1)、スポーツイベントやキャンプ等の経済効果と今後の取り組み・展望等についてお答えいたします。

本県のスポーツコンベンションは増加傾向で推移しており、特に、プロ野球キャンプやサッカーキャンプ等の拡大は、本県の観光振興や地域経済の活性化等につながっていると考えております。プロ野球キャンプの経済効果は、平成14年度の32億1000万円から平成29年度は122億9000万円と、約４倍に拡大しております。また、サッカーキャンプの経済効果は、平成22年度の２億2000万円から平成30年度は24億7000万円と、約12倍に拡大しております。

県としては、さらなるスポーツコンベンションの拡大が図られるよう、引き続き関係市町村等と連携し、スポーツイベントの創出や国内外でのプロモーション、受け入れ環境の整備などに積極的に取り組んでまいります。

同じく(2)、県内オーバーツーリズムの実態と対策についてお答えいたします。

県民生活や自然環境に悪影響が生じるオーバーツーリズムについては、市町村や観光協会への意見聴取を行い、現状把握に努めております。その中で、レンタカーによる混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨てなど、県民生活に直接影響がある事案が報告されております。

県としましては、オープンデータ活用によるレンタカーから公共交通への利用促進、貸し切りバスの専用乗降場の設置、外国人観光客向けのマナー啓発ブックの配布などの取り組みを実施しております。今後とも情報を収集、整理し、地域と連携を図りつつ対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、文化観光スポーツ行政についての御質問の中の(3)、地域自然資産法に基づく竹富町の事業の背景と県とのかかわりについてお答えします。

地域自然資産法は、すぐれた自然環境を保全し、将来の世代に継承していくために、地域を訪れる者から入域料を徴収し、環境の保全等の経費として活用することや、寄附金等の民間資金を用いて土地の取得等を実施するものであります。竹富町においては、これまで島民が中心となり竹富島の自然や文化の保全について取り組んでおりますが、さらに、活動を円滑かつ継続的に実施していくため、同法に基づき観光客等から広く協力を得て、事業を展開するものであります。竹富島は国立公園であることから、同法に基づく事業の決定に当たっては、公園を管理する環境省から助言等を受けておりますが、県においても、自然環境の保全のための新たな手法であると認識しており、その実施状況を見守るとともに、必要な協力を行っていきたいと考えております。

６、地球温暖化対策についての御質問の中の(1)、温室効果ガス排出量の推移と全国比についてお答えします。

本県の温室効果ガス排出量は、沖縄県地球温暖化対策実行計画の基準年度である2000年度の排出量1236万トンから徐々に増加した後、2010年度の1363万トン、10.2％増加をピークに、その後は減少傾向となっています。最新データである2016年度の排出量は、1271万トンで、基準年度の2000年度と比較して35万トン、2.8％、上回っている結果となっており、この数値は全国の排出量13億700万トンの約１％を占めています。

同じく６の(2)、削減に向けた普及啓発・対策についてお答えします。

県では、沖縄県地球温暖化対策実行計画における削減目標の達成を目指し、県民環境フェアや環境月間における街頭キャンペーン等の各種普及啓発を実施するとともに、沖縄県地球温暖化防止活動推進員を約60人委嘱し、地域や学校等における環境教育を推進しております。さらに、ホテル、観光施設等における省エネ設備の改修費用に係る補助や重油等の多消費型事業者に対し、よりクリーンな液化天然ガスへの転換に係る設置費用の補助を行うなど、各種対策を行っているところであります。引き続き、削減目標の達成に向けて関係機関とも連携し、各種対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは７、教育・福祉行政についての御質問の中の(1)、急患搬送用ヘリについての御質問にお答えします。

急患搬送用ヘリの離着陸場は、北部圏域83カ所、中部圏域143カ所、南部圏域155カ所、宮古圏域４カ所及び八重山圏域11カ所の計396カ所となっております。このうち、救急病院の敷地内にヘリポートを整

備している病院は、中部圏域２病院、南部圏域１病院の計３病院となっております。なお、敷地内にヘリポートを有する病院をふやしていくことが課題であると考えております。

次に同じく教育・福祉行政についての御質問の中の(5)のア、本県の若者の自殺の実態と対策についてお答えします。

国の統計によりますと、平成30年の県内における未成年者の自殺者数はゼロ件で、20代の自殺者数は19件と報告されております。平成26年から平成30年までの過去５年間の年代別自殺者数を見ますと、未成年者の自殺者数は17人で全体の1.3%、20代の自殺者数は118人で全体の9.2%となっております。

県は、相談支援やゲートキーパー養成研修への講師派遣事業を行っており、また自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺に至る前に誰かに援助を求める、住みよい地域づくりを推進するための普及啓発などを行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　７の教育・福祉行政についての御質問で(6)、養護教諭の配置についてお答えいたします。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における養護教諭の定数の標準については、３学級以上の小学校及び中学校に１人、児童生徒数851人以上の小学校及び801人以上の中学校には２人となっております。

県教育委員会では、851人以上の小学校及び801人以上の中学校には２人配置するとともに、養護教諭の必要性を勘案し、３学級未満の学校についても、原則として養護教諭を１人配置しております。養護教諭の定数改善については、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　再質問させていただきます。

まず、ＳＤＧｓそれから万国津梁会議の受託者の問題と、あと全国トークキャラバンの受託者の問題についてきのうからありましたので、一括してちょっと質問をさせていただきます。きのうもありましたけど、そのトークキャラバンと津梁会議の沖縄事務所が同一のところにあるというふうにありました。それについてはこれ問題はないのかその点をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

私ども今回、万国津梁会議を委託したところでございますが、山形県に本社がある会社を代表としまして県内の３つの業者から、合わせて４つの業者から成るコンソーシアムでございます。１つ目が、代表は子ども被災者支援基金というところでして、そのほかに県内の企業として、公益財団法人のみらいファンド沖縄、沖縄ツーリスト株式会社、株式会社ワブペディアと４つの会社から成る一つのコンソーシアムでございます。契約につきましては、子ども被災者支援基金を代表とする、一つのコンソーシアムとして契約をしたところでございます。そのうちの代表企業の沖縄事務所が、キャラバンの会社と同じところということでございますが、この４つの会社全体でそれぞれの役割分担でもって事業を進めていくわけでございます。ですので、私どもとしては既にＳＤＧｓを初め虐待それから基地問題について万国津梁会議が順調に進んでいるというところから、今回の契約に当たっては問題がないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

トークキャラバンの受託者は東京都新宿区を主たる事務所とする新外交イニシアチブでございます。万国津梁会議の代表者とは異なるということがございます。また、トークキャラバンは全国各地で講演等を行うという事業の目的から、専ら東京都新宿区にある主たる事務所の職員と直接調整を行っており、沖縄スタッフとの調整実績もないことから実務上問題はないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　それではその沖縄事務所というのが、委託の要件に入っているのかどうか。今聞くと入ってないと感じますけど、その辺はどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　トークキャラバンは辺野古の問題を初めとする沖縄の基地問題や日米地位協定の問題について、全国の皆様に自分ごととして考えていただくために実施しているものでございます。このため、シンポジウム等の広報や県外における開催予定地の地元マスコミへの取材機会などを十分に確保する必要があることから、委託事業者の持つ幅広いネットワークを活用できるよう全国の事業者が応募できますように公募を行ったところです。このため、募集要項におきまして、県内に事業所を有することを資格要件とはしなかったものでございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

万国津梁会議の設置等支援業務につきましては、21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するためにさらなる政策の推進が必要であり、有識者等から意見を聴取し、万国津梁会議を開催しその効果的な議論等を促すための万国津梁会議設置等支援業務を委託するために企画提案を募ったところでございます。

参加資格につきましては、沖縄県内に本店または支店営業所を設置している法人、または県内に本店を有する事業者が１社以上参加しているコンソーシアムであるということを参加要件としておりまして、今回につきましては、代表企業以外にみらいファンド沖縄でありますとか、沖縄ツーリスト株式会社、それから株式会社ワブペディアが沖縄県内に本店があるというところから資格要件を満たしており、特に問題があるというふうには考えておりません。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　ということは、この事業自体が沖縄事務所が存在する、しないというのは全く関係ないということですよね。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えします。

私どもの企画応募提案の参加要件を満たしているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほどもお答えしましたが、トークキャラバンにおきましては、募集の資格として県内に事業所を有することというのは含まれておりません。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　きのうからの疑義が少し晴れたような気がいたします。まずはこの事業をしっかりとやっていく、これがやっぱり玉城県政の大きな目標だと思っておりますので、そういう意味で事業をこのままもたもたとするわけにはいきません。

きのう知事公室長のほうからトークキャラバンの実績についてありました。マスコミあるいはテレビ、新聞に大きく取り上げられたということがありましたが、この点もう一度ちょっとお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　トークキャラバンにおきましては、県からの取材依頼だけではなく、開催した地元マスコミからの取材依頼もあり、知事は名古屋市では地元メディア６社、大阪市では地元メディア８社の取材に対応し、全国版でも報じた朝日新聞のほか、中日新聞、岐阜新聞、神戸新聞などで記事が掲載されております。また生出演となった大阪朝日放送、名古屋テレビや東海テレビ、毎日放送といったテレビ番組にも出演し、メディアを通じて日米地位協定や辺野古新基地建設問題について広く発信することができたものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　私ちょっと名古屋のほうの近くの方に聞いてみますと、一度の事業でその中日新聞の１面に出された。それから27面においてはそれが大きな記事になっております。そういう意味で一度、その事業をすることによって――その新聞はかなり、中日新聞は80％のシェアを持っているんですよね、そういうこと考えればその広告効果っていうんですか、それを考えると新聞だけではなかったと思います。テレビにも生出演があったと思いますので、そういったことを考えると、広告っていうふうに換算したら一体幾らぐらいの事業になっていくのか、効果があるのか、わかるだけでよろしいですのでちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　紙面のスペースなど、単純に各紙のものでやれば出せなくもないかもしれませんが、やはり記事としての扱いというのはいわゆる委託広告よりも重いものというふうに考えております。それが各紙で行われたというのは、広告費というよりも県の施策の周知には大きな役割を果たしたと考えております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　その広告料と考えたら、換算すると計算出ませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時９分休憩

午後５時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

広告料という形で事業を行っているわけではないので少しちょっとそこは差し控えますが、動画のアクセス数としましては９月27日現在、東京が約５万6000件、名古屋が約１万9000件、大阪が約１万件、合計約８万7000件のアクセスがございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　本当に沖縄のことを全国で発信する、これ知事の発信力、アピール力というのは大変高いものがあると私は思っています。そういう意味で一つ一つの事業をしっかりとやることによってすぐにこの辺野古問題、沖縄の基地問題が、解決には至らないけれど、それが全国の中でかなり急速に広がっていくと思っております。そういう意味では、この事業に対する期待感は私たちは大変大きく持っておりますので、今回その委託業者とのいろんな問題が少し出てきておりますけれど、そこについてはしっかりと襟を正しながらも、この事業についてこれをまたさらなる拡大を含めてやっていったほうがいいと思いますけれど、知事、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、沖縄県知事として客観的かつ公正にその取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　やっぱり沖縄の今の知事の行動というのは私たち民主主義を本当に力にしておりますので、民主主義を武器にしながら全国に発信をしていく、そういう勇気を持って頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に観光についてですけれども、竹富島について少し皆さんにお願いをしたいと思います。

今、竹富島のほうで300円の入島料をもらいながら持続可能な島の環境問題をしっかりと支える、保存継承していくということがありますけれど、ただ今竹富島でリゾート開発についての大きな問題が出ております。その件について土建部長、今開発許可やあるいは建設許可が出ている状況ではありますけれど、その辺の経緯を少しお知らせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○山内　末子さん　私さっき観光公害とかという言葉を出しましたけれども、やはりこの地域の住民が島民が望まない開発、観光、ホテルとかが今あちらこちらでつくられていく状況が出てきております。竹富島も実はその環境にあります。その件について皆さんたちが自分たちの島を守りたいという一心で、今リゾート開発をしようとしているその地域を自分たちが入島料も含めてこれを買い戻しをしたい。これもまず入島料に至った一つの経緯があると思います。竹富島については竹富島憲章があってこの中に本当に今、知事が進めようとしていますＳＤＧｓ、この竹富島の持続可能なこの島のつくりについて実に昭和47年（1972年）からこの草案が始まりまして、昭和61年にこれができております。自分たちの島を守るため美しい島を守る、それから秩序ある島を守る、観光関連事業者の心得とかということで５項目にわたり、これがあります。このことについてこういう憲章をもって島の皆さんたちがあのきれいな風景を守ってきた。でもそれに対して県はどうしても開発や建築になると、そこに問題がなければ許可を出さないといけない。こういう不条理な問題が出てきておりますが、そういうことについて全体的に、島全体について、観光部長、島全体でいろんなところでこういう問題は起きてくると思うんですよ。これはこれからの沖縄の観光の大きな課題だと思いますけれども、そういう意味でこの問題についても全庁的にしっかりとみんなでそれを、共通の認識を持つということがとても大事だと思いますけれども、その件について文化部長と土建部長、そういった開発について見解があれば少しお聞かせください。お願いします。

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

まさに観光につきましては、その地域の持っている伝統文化でありますとか、自然でありますとか、そういったところが非常に大事だというふうに認識をしております。そういう意味で、議員御指摘の竹富島がかねてから自分の地域を守るというところの運動がなされていると、その島のそういったものを大事に守っていくというところは、非常に大事なことだというふうに認識をしております。一方また、観光に向けてはそれぞれ誘客に向けて、あるいは受け入れに向けての課題というのはそれぞれ出てくるというふうに考えております。まさに来ていただく方に楽しんでいただく、それから受け入れる皆様にも御満足いただける、それから住んでる方にもやっぱりいいというような三方よしの視点で観光を進めていく必要があるとは思います。

そういったところから我々も今の各市町村や各観光協会の皆様からオーバーツーリズムについての御意見

を聴取し、先ほど答弁させていただいたように対応できる分はすぐに取り組んでいる部分もございますし、また新たな課題として生じているところにつきましては、各市町村や観光協会と話し合いしながらどういった対策がとれるかというのを一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

竹富島のリゾート開発で住民の反対等の問題は生じております。一般論で申し上げれば、その開発についての許認可等につきましては、やはり関係法令等に基づいて処理せざるを得ないという部分がございます。その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　観光についてはやっぱり観光分野だけではなくて、土木やあとは産業振興もひっくるめて横の連携をもっともっと強めていかないと、やっぱり経済に結びついていかない。島の環境を守っていくことについていかないということがありますので、知事、この憲章を見ながらこれは本当にＳＤＧｓの先駆けだと私は思っています。ちょっと感想を含めて、観光のことも含めてひとつお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　山内県議ありがとうございます。

地縁団体法人竹富公民館が平成29年４月１日に発表している、紹介している竹富島憲章、今少し目を通させていただきましたけれども、非常にわかりやすく、しかもテーマがはっきりしていて、この島をこれから先の未来にどうやって残していくのか、今取り組むべきこと、これから先取り組まなければいけないことがしっかりと書かれています。これはまさに私は一つ一つ――先ほど土建部長は法令等遵守させながらこういう方向性の取り組みを検討したいということですが、まさにこの竹富島の心のこもった憲章を沖縄らしいＳＤＧｓに生かしていくということが非常に大きな、私たちの力にもなると思います。すばらしい資料ありがとうございました。ぜひ参考にしたいと思います。

ありがとうございます。

○山内　末子さん　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　皆さん、こんばんは。

ちょっと早いですかね。でも、きのうより――６時には終わります。４時間も早目に終わりますので、執行部初め職員の皆様、そして県議の皆様、もうしばらくお時間我慢していただきたいと思っております。

通告に従って一般質問を行います。

会派おきなわの上原であります。

１、公安委員会・地域公共交通について。

1970年に交通事故の死者が１万6700人を超え、交通戦争と呼ばれる状況の中で、信号機や標識などのハード整備が大きく進みました。また、シートベルトの着用義務化、飲酒運転の取り締まり強化などさまざまな対策を経て、2018年の死者は約3500人へと大幅に減少しました。

一方で、昨年の75歳以上のドライバーが起こした交通死亡事故は460件、死亡事故全体の14.8％を占め、増加傾向にあり、ドライバーの高齢化と痛ましい事故が社会問題として連日のように報道されています。高齢者ドライバーは今後もふえ続けることから警察、自動車メーカー、医療関係者などが連携し、安全対策に正面から向き合う必要があります。

そのような中、各市町村でも交通弱者対策を含めた地域公共交通の環境向上に努力している状況が見られます。県全体の公共交通の整備再編についての考え方を伺います。

(1)、高齢者ドライバーの運転免許証保持状況の５年間の推移について伺います。

(2)、高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納の５年間の推移について伺います。

(3)、免許返納のメリットとその周知に向けた取り組み状況について伺います。

(4)、市町村が取り組むコミュニティーバスへの県の支援状況について伺います。

２、個人情報保護について。

糸満市立中央図書館は、警察より電話や窓口において個人情報提供依頼があったことから市個人情報保護担当に相談し、法に基づく書面の提供が重要との助言を受け、同内容を警察に伝えたところ、警察からは法に基づく特定個人の調査関係事項照会の提示があり、市個人情報保護条例第８条の提供の制限の例外規定に合致することから提供したとあります。

そこで伺います。

沖縄県立図書館は令状もなく、捜査関係事項照会による個人情報の提供があったときの対応について伺います。

３、農林水産業の振興について。

(1)、県のスマート農業の実現に向けた取り組みの現状と今後の展望について伺います。

(2)、沖縄振興公共投資交付金の予算減額の影響による糸満市米須区の農業集落排水事業の供用開始が４年のおくれとあります。今後の計画について伺います。

(3)、糸満漁港北地区への地方卸売市場機能移転及び、高度衛生管理型荷さばき施設整備の進捗状況について伺います。

それに関連し(4)、水産庁専用岸壁整備計画の概要について伺います。

(5)、糸満漁港の中地区東側臨港道路沿いの転落防止柵の設置について、漁港の管理者としての安全対策と整備の方法について伺います。

４、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録に向けて。

平成29年第５回定例会に取り上げた質問でありますが、改めて質問をさせていただきます。

米須霊域や摩文仁霊域を含む、日本唯一の沖縄戦跡国定公園の世界遺産登録に向け、県の主体的な取り組みをお願いしたいとの訴えでもあるので、前回同様改めて伺います。

(1)、米須霊域や摩文仁霊域を含む、日本唯一の沖縄戦跡国定公園の設置目的並びに園指定の時期について伺います。

(2)、世界遺産の登録に向けての要件について伺います。

(3)、平成29年第５回定例会において、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録について、翁長雄志前知事は、いろいろな課題に対しどのようにして乗り越えていくか担当部局長を含め議論して、次の質問で答えたいとの答弁でした。その後の進展について伺います。

５、福祉行政について。

障害者等専用駐車場を難病患者・妊婦の方々が気兼ねなく利用できるようにするためのパーキングパーミット制度の導入については、我が会派で何度か質問をしております。県は検討会における協議結果を踏まえ、国の施策動向を注視するとともに、市町村や関係機関等と連携を図りながら本制度の導入に向けて取り組むとしております。その後の進捗状況について伺います。

６、我が会派の代表質問に関連して、玉城満議員の12、公安委員会関連について。

(1)、警察本部、各警察署の遺失拾得物及び証拠品保管庫の現状について。

玉城満県議の再質問に対しての総務部長の答弁で、現時点でまだ公安委員会のほうから御相談がございませんけどと答弁をしております。確認の意味でも質問させていただきたいと思っております。

以上、あとは質問席より質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原正次議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業の振興についての御質問の中の３の(3)、糸満漁港の新市場整備についてお答えいたします。

沖縄県では、泊漁港にある県漁連地方卸売市場を糸満漁港に移転するとともに、水産公社及び糸満漁協の市場と統合した、新市場の開設を目指しております。そのため、今年度から国の水産流通基盤整備事業を活用し、高度衛生管理型荷さばき施設等の整備に着手したところであります。具体的には、総事業費約42億円、事業期間は令和元年度から８年度までの８年間を予定しており、荷さばき施設のほか、防風柵や排水施設等の整備を行う計画であります。このうち、荷さばき施設については今年度に実施設計を行い、令和２年度、３年度で施設を整備し、４年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　１、公安委員会関係についての御質問のうち(1)、高齢ドライバーの運転免許証保有状況の５年間の推移についてお答えをいたします。

県内の65歳以上の高齢者の運転免許保有者数につきましては、各年12月末現在の数字でありますが、平成26年は13万4722人、平成27年は14万5153人、28年が15万4968人、29年が16万4008人、30年が17万3369人となっております。本年８月末現在では、17万8022人となっております。

次に、同じく１(2)の、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納の５年間の推移についてお答えをいたします。

県内の65歳以上の高齢運転者による運転免許証の自主返納件数については、平成26年は1750件、平成27年は2271件、平成28年は2659件、平成29年は3319件、平成30年は3285件となっており、本年８月末現在では3121件となっておりまして、前年同期比と比べますと、921件の増加となっております。

同じく１の(3)、免許返納のメリットとその周知に

向けた取り組み状況についてお答えをいたします。

県警察では、高齢運転者が運転免許証を返納しやすい環境づくりのため、関係機関や団体に働きかけるなどして、運転免許証の返納時に取得できる運転経歴証明書を提示することにより受けられる優遇措置の拡大を推進しております。公共交通利用料金につきましては、路線バス、モノレール運賃の半額割引、それからハイヤー・タクシー協会加盟社のタクシー運賃の１割引きを行っております。施設利用料や商品購入等につきましては、協力の得られた企業や店舗等におきまして、眼鏡や補聴器の購入時の割引、ガソリン価格の割引、温泉入湯料の割引、その他食事や飲み物の割引などの優遇措置が行われております。こうした優遇措置の周知に向けた取り組みについては、県警ホームページでの掲載、各警察署における交通安全講話の際の広報、それからＦＭコミュニティーラジオ等を活用した情報提供等によりまして、県民への周知を図っております。引き続き、関係機関・団体と連携し、高齢運転者が運転免許証を返納しやすくするための環境づくりに取り組んでまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、公安委員会・地域公共交通についての(4)、コミュニティーバスへの支援についてお答えいたします。

県は、高齢の方や障害のある方など、いわゆる交通弱者の日常生活の足を確保するため、運行収入だけでは維持が困難なバス路線に対して、国、市町村と協調して補助を行っております。また、人に優しい交通手段を確保するため、全ての利用者が乗降しやすいノンステップバスやわかりやすいバス停標識の導入等、広域的な施策を進めてきたところです。一方、コミュニティーバスは、交通空白地域や不便地域の解消等を図るため、市町村が主体的に計画し、運行するものとなっております。

県としましては、引き続き交通弱者の移動手段であるバス路線の確保維持や利用環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の個人情報保護についての御質問で(1)、県立図書館における個人情報の提供についてお答えいたします。

県立図書館においては、令状に基づかない個人情報の照会はありませんが、県教育委員会では沖縄県個人情報保護条例に基づき、法令等に基づく場合を除き、個人情報の目的外利用や提供を制限しております。なお、法令等に基づく個人情報の提供については、法令等の趣旨に沿って、提供することが適切かどうか慎重に検討し判断する必要があるものと認識しております。

県教育委員会としましては、今後とも、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

次に４の、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録についての御質問で(2)、世界遺産登録の要件についてお答えいたします。

世界遺産に登録されるためには、顕著な普遍的価値を有する出来事と関連する等のユネスコ登録基準に合致することが前提となります。その上で、遺産を構成する遺跡が歴史的に本物であることや遺産の価値を示す上で必要な遺跡が全て含まれていること、国内法により適切な保護管理体制がとられていることが求められます。国内法による保護管理体制としては、対象となる遺跡が国の文化財指定を受けていること、保存管理計画が策定されていること、さらに周辺の緩衝地帯が条例等に基づき適切に管理されていることなどが挙げられます。

次に同じく４の(3)で、戦争遺跡の世界遺産登録についての御質問にお答えいたします。

沖縄の戦争遺跡が世界遺産に登録されるためには、当該遺跡が国の史跡に指定されている必要があります。現在、市町村が指定した戦争遺跡は21件ありますが、国による指定を受けたものはありません。

県教育委員会としましては、世界遺産登録の基礎となる国の史跡への指定に向けて、当該市町村教育委員会と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　３、農林水産業の振興についての御質問の中の、スマート農業の現状と展望についてお答えします。

県では、スマート農業の導入に向け、県内外の事例調査や農家の意向調査などに取り組んだところであります。県内における取り組み事例としては、南大東村における生育データに基づく、サトウキビの精密栽培管理の実証や、肉用牛の分娩事故防止のための監視装置の活用などが挙げられます。

県としましては、農業者の高齢化や労働力不足、国

際情勢の変化への対応に当たり、先端技術等の活用は不可欠であることから、本土と異なる気象条件や栽培品目、経営規模など、本県の地域特性を踏まえた沖縄型のスマート農業の推進に取り組んでまいります。

次に３の(2)、農業集落排水事業米須地区の今後の計画についてお答えします。

農業集落排水事業米須地区は、糸満市が事業主体となり、沖縄振興公共投資交付金を活用し、米須等集落の下水処理施設等を整備しております。当該事業につきましては、平成25年度から事業を実施し、平成28年度には一部供用開始、平成30年度で事業完了を予定しておりました。しかし、交付金事業の予算減や管路埋設に伴う岩掘削等に期間を要したことから、供用開始におくれが生じております。現在、令和２年度の一部供用開始に向け、汚水処理施設の機械設備及び管路施設の整備等に取り組んでいるところです。

県としましては、所要額の確保に努め、早期の供用開始に向け取り組んでまいります。

次に３の(4)、糸満漁港における直轄特定漁港漁場整備事業の概要についてお答えします。

水産庁では、沖縄周辺海域における漁業取り締まり能力の一層の高度化を目指し、糸満漁港において漁業取り締まり船が即座に寄港できる専用岸壁等を整備するため、令和２年度予算の概算要求を行っております。具体的には、総事業費約28億円、事業期間は令和２年度から５年度までの４年間を予定しており、不足する岸壁を新設するほか、大型船舶に対応するための泊地のしゅんせつを行う計画となっております。

県としましては、沖縄周辺海域における違法操業の防止や、本県漁業者の安全操業の確保が重要と考えており、早急に施設整備がなされるよう、国と連携して取り組んでまいります。

次に３の(5)、糸満漁港中地区臨港道路の安全対策についてお答えします。

糸満漁港の中地区は糸満漁業協同組合の事務所が存するなど、地元漁業活動の中心地として活用されております。当該臨港道路は、近隣住民等の一般通行にも供されていることから、本年度中に転落防止柵を設置し、安全性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録についての御質問の中の(1)、沖縄戦跡国定公園の設置目的及び指定時期についてお答えします。

沖縄戦跡国定公園は、糸満市摩文仁を中心とする糸満市及び八重瀬町の一部とこれらの地先海域について、第二次世界大戦における激戦地として知られる本島南部の戦跡を保護し、戦争の悲惨さ、平和のとうとさを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、雄大な海岸景観を保護することを目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものであります。同公園は、昭和40年10月１日に沖縄戦跡政府立公園に指定され、昭和47年５月15日の復帰に伴い国定公園となり、自然環境の保全と利用の均衡を保ちつつ、次世代に受け継いでいくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録についての御質問の中の(3)、慰霊塔の課題についてお答えいたします。

さきの大戦により犠牲となられた戦没者のみたまを慰めるため、県内には多くの慰霊塔が建立されております。県では、これら慰霊塔の今後のあり方に係る課題解決のための基礎資料とするため、平成30年度に慰霊塔の管理状況等実態調査を実施しました。この調査において、関係者の高齢化等に伴い、慰霊塔の管理が十分になされていない等の課題が顕在化していることが改めて確認されました。県では、今回の調査結果を踏まえ、課題ごとに対応方針を検討することとしており、世界遺産登録につきましては、今後、関係機関と連携し、長期的研究が必要と考えております。

次に５、福祉行政についての御質問の中の(1)、パーキングパーミット制度についてお答えいたします。

パーキングパーミット制度については、国の検討会における協議結果を受け、導入済みの那覇市と意見交換を行ったところです。また、今年度は、障害者等用駐車場の適正利用を促進するため、啓発用のリーフレットの作成・配布、小中学生等を対象とした学習会を実施することとしております。

県としましては、必要な駐車区画の確保等の課題を整理し、引き続き検討するとともに、啓発事業を通して、必要とする方が気兼ねなく障害者等用駐車場を利用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　６、我が会派の関連についての御質問の中の(1)、証拠品保管庫に係る公安委員会との調整についてお答えします。

先日の玉城満議員の御質問に対する答弁では、抜本的な対応をとるまでの間、暫定的に証拠品保管庫等として利用できる県有施設の空きスペースについては、相談がない旨答弁したものであります。一方、既存の民間テナントビルを証拠品保管庫として活用する案については、昨年度、財政課へ協議があったようですが、県警本部庁舎や行政棟本庁舎の大規模修繕計画等の進捗を踏まえて検討を行う必要があるとの意見を伝えたところであります。なお、今年度、同案件に係る予算の協議は行われていないようですので、公安委員会において引き続き検討が行われているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　御答弁ありがとうございました。

質問順序はちょっと違いますけれども、再質問をさせていただきます。

まず、農林水産業の振興についての(5)の転落防止柵については、６月に担当課、漁港漁場課管理班の職員に現場の写真を見てもらいまして、状況――私は消防本部にも確認をとったんです。この道路沿いがウミンチュの方々の船乗り場になっている状況があって、ちょっと段差があって、それでもって多分安全柵が建っていない状況なので、なかなかこれまで糸満市を初め地域の方々からそういった要望がなかったと思うんですけど、消防本部で確認した件で、平成27年から転落事故が７件も起きている状況があります。そして、中地区漁港において平成27年から４件の死亡事故があります。これ死亡事故とこの転落防止柵の現場の因果関係は私はちょっとわからないんですけれど、この通りは糸満のマチグヮー、飲食店や飲み屋街もありまして、夜になりますとお酒を飲んで帰る人とかがいます。そういったことがあって、多分夜はそんなに遅い時間、人も通らないものですから、４件の死亡事故との因果関係はちょっとわからないんですけれど、この４件の死亡事故というのもこの転落防止柵がないところを歩いていて、すぐ歩道のそばなんですよ。実際ウミンチュの方々にもお話を聞いていますし、消防本部には確認をとりました。そういった中で、ウミンチュの方々が子供さんが落ちるのを見ています。そしてかごを引いたおばあさんがここから転落していて、そういったことは消防本部も確認していまして、これは絶対危ないなとは思っているんですけれど、ウミンチュの方々も仕事に影響があるためなのか、ちょっとわからないんですけれど、転落防止柵がない。このお話を漁港漁場課管理班の職員に見せたら早速対応するということでした。私は６月にそのお話をして、地元の糸満市議会議員にも相談をし、まず現場を見てウミンチュの方とちょっと意見交換をして、まず議会で取り上げてくれということで、市議会の６月定例会でも取り上げてもらっております。ウミンチュの皆さんに、ここに転落防止柵ができた場合、仕事に支障はないかというお話をしたら、そんなに仕事に支障はないというお話も聞いていまして、これ糸満漁港組合でもそのお話があったということで、もう７月の時点で今年度予算は厳しいということでもありましたが、どうにか予算をかき集めて、今年度できる部分は早目にやりたいという報告が７月に来ました。農林水産部長、本当にありがとうございます。これはもう市民の命にかかわる問題です。早目に対処していただきましてありがとうございます。

それと、整備の方法については、漁業組合そしてウミンチュの方々の意見もぜひ取り上げて、仕事に支障がないよう対応ができればいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、個人情報保護についてです。

糸満市の場合は、マスコミ等でも報道されました。今回の個人情報は、糸満市はもう条例に沿って行ったということがあって、照会は、命にかかわるということで今回糸満市はこのような提供をしたことになっています。県は、令状がないと個人情報の提出はしない、法的なあれはしないとお話でしたけれど、今図書館の自由に関する宣言という、令状主義というのがあります。これはもうこの主義で沖縄県立図書館も令状主義を守るということで理解してよろしいですか。

教育長、御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時52分休憩

午後５時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県立図書館として、捜査機関から捜査関係事項照会ということで情報を求められた場合ですけれども、原則として令状の提出をお願いするということになります。ただし、令状がない場合は、事案の重要性と緊急性を勘案して判断するという考え方になります。

具体的な重要性・緊急性という場合の考え方ですが、個別の具体的な判断基準というのは、確かに明確なものはないんですが、これは図書館協会等も同じ考え方なんですけれども、直ちに人命や財産が脅かされる場合で、かつ明白な場合に限られるというふうに考

えております。例えで申しますと、時間的に余裕がない、あるいはほかに代替方法がない、人の生命や財産等の危険が明白に認められる場合、そういう場合に限って提供に応じるという基本的考え方で、そういう考え方を踏まえて、基本的には個人情報保護の観点に立って対応するという考え方であります。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　教育長、ありがとうございます。

2019年、ことしの１月なんですけれど、民間のポイントカード会社が捜査機関からの照会に応じて問題になっております。それで、国会の衆議院法務委員会において国立国会図書館総務部長が次のように答弁をしているんです。「国立国会図書館では、令状なしの利用履歴の提供に応じたことはございません。今後も同様でございます。　これは、利用した資料名等の利用履歴は、利用者の思想信条を推知し得るものであり、その取扱いには特に配慮を要するものであります。　国立国会図書館は、個人情報保護及び国会職員としての守秘義務等の観点から、裁判官が発付する令状がなければ情報の提供はいたしておりません。」とそういった国会の法務委員会で答弁はしているんです。ところが、2011年から図書館の自由に関する全国公立図書館の調査で、調査機関から貸し出し記録等の照会を受けたことがあるのが945館のうち20.3％で、192館、うち提供したのが113館、58.9％となっている。そういった状況も今ありまして、そのような状況が捜査機関からの照会ということで各図書館においてもいろいろな自治体の条例で精査して提供している状況もあります。そういった状況で個人情報を守るというのもなかなか難しいところもありますけれども、しっかりやっていただきたいと思っております。

それで今回、糸満市において捜査関係者から個人情報の資料提供をお願いされて、図書館として受け取った資料があるんです。そういった資料の処分に関して、これ図書館でずっと持っておくのか、その個人情報、捜査機関からいただいた資料の対応はどのようにしていけばいいのか、それについて担当課でお話しできますか。

お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

警察のほうから来た、捜査関係事項照会書等の文書の取り扱いの御質問かなというふうに思っています。

それぞれの実施機関のほうで定めているかと思います。教育庁でもその定めはあるかと思いますが、知事部局で申し上げますと、文書の保存の方法ですとか、保存の期間につきましては、沖縄県文書編集保存規程というのを定めているところでございます。この規程には具体の例はなくて、いわゆる捜査関係事項照会書としての保管方法ですとか、保存期間は定められておりませんが、規程の趣旨にのっとりまして、関連する文書は当然ございます。全く情報がないところは、普通の照会文書としてつづるか編さんするかもしれませんが、関連するものがあれば、その文書の重要性というものにのっとって各所属において取り扱いを決定しているところと思います。

当然ながら内容によって中身が違うということになるというふうに御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○上原　正次君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時59分休憩

午後６時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

上原正次君。

○上原　正次君　会派の関連質問について。

先ほど総務部長から答弁をいただきました。実は、昨年の10月からこのビルを賃貸したいというお話が私のほうにもあって、今会計課とビルのオーナーが話をしている状況ということで、やはり利便性がいいということで、会計課のほうとしては近くのビルを借りたいというお話がありました。

そういった中で、職場環境が悪いということで、保管庫を初め会議室、そういった中でどうにか予算をつけてほしいというお話が――昨年の11月に会計課とお話をし、ことしの４月にもそういった予算確保に向けて今協議中ということで、これも議会で取り上げて話したほうがいいんじゃないかというお話をしたんですけれど、会計課のほうからもうしばらくお話をしてやっていくということでしたので、予算確保は――前年度で予算確保ができないという状況で今まで来ています。もう第２庁舎整備ありきではなくて、やはり今の状況を見ますと、やはり職場環境が相当悪いらしいですので、利便性を含めて短期でもよいのでどうにかこの警察職員の職場環境を守る、1200万の観光客を誘致するということで、職員も足りない状況で頑張っている職員の皆様方のことを考えると、職場の環境改善をぜひ早目にやっていかないと、今相当環境悪いら

しいというお話を聞いていますので、ぜひその辺に関しましては知事、これしっかり県警本部、公安委員会と協議をしてもう早目に、喫緊の課題として事務所と会議ができる場所を確保するようにお願いをしたいと思いますけれども、知事の御意見を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　済みません。

今、上原議員のほうから状況は御説明いただきました。今年度については、同案件についての予算協議、現在行われていないところでございます。ただ、やはり同案件については今後公安委員会のほうで協議――公安委員会との協議の状況を踏まえまして、警察本部の大規模修繕計画等の進捗との整合性など課題の整理も含めつつ、事業の必要性ですとか緊急性また事業効果、経済性、事業熟度等総合的に勘案して一緒になって検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　このような証拠品の保管庫等々については、逼迫している状況がいろいろあるということもるる伺っております。ですから公安委員会のほうで、まず十分審議をしながら、県のほうとしても対応できるような体制で取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上原　正次君　以上です。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時３分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年10月３日

令和元年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　7　号）

令和元年
第 5 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

令和元年10月３日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

令和元年10月３日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

第３　陳情第91号及び第97号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第29号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県希少野生動植物保護条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県森林整備促進基金条例
乙第９号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　財産の取得について
乙第17号議案　訴えの提起について
乙第18号議案　契約上の地位確認請求事件の和解について
乙第19号議案　損害賠償の額の決定について
乙第20号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第24号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第27号議案　平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第28号議案　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第29号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第22号　平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第23号　平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第24号　平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
日程第３　陳情第91号及び第97号の付託の件

出　席　議　員（44名）

議　長	新里米吉君	9　番	大浜一郎君
副議長	赤嶺　昇君	10　番	西銘啓史郎君
1　番	瀬長美佐雄君	11　番	新垣　新君
2　番	玉城武光君	12　番	比嘉瑞己君
3　番	親川　敬君	13　番	西銘純恵さん
4　番	新垣光栄君	14　番	平良昭一君
5　番	次呂久成崇君	15　番	上原正次君
6　番	宮城一郎君	16　番	当山勝利君
7　番	大城憲幸君	17　番	亀濱玲子さん
8　番	金城泰邦君	18　番	當間盛夫君

19番	上原　章君	32番	末松文信君
20番	座波　一君	33番	具志堅　透君
21番	山川典二君	34番	島袋　大君
22番	花城大輔君	35番	中川京貴君
23番	又吉清義君	36番	座喜味一幸君
24番	山内末子さん	38番	新垣清涼君
25番	渡久地　修君	39番	瑞慶覧　功君
26番	玉城　満君	41番	狩俣信子さん
28番	照屋大河君	42番	比嘉京子さん
29番	仲宗根　悟君	43番	大城一馬君
30番	崎山嗣幸君	46番	照屋守之君
31番	金城　勉君	47番	仲田弘毅君

欠席議員（2名）

37番	嘉陽宗儀君	45番	糸洲朝則君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城　武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇　仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	島袋芳敬君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	金城　賢君
企画部長	宮城　力君		
環境部長	棚原憲実君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員長	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川　靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	長嶺　豊君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	嘉数　登君		
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第29号議案まで及び認定第1号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　おはようございます。

社民・社大・結連合の比嘉京子でございます。

質疑の前に申し上げたいと思います。

八重山地域を直撃した台風18号の被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げると同時に、きょうの新聞等にもありますように、通信障害がさまざまな影響を及ぼし、中でも人命を危険にさらしかねない事態であるということを踏まえ、県においては全県のライフライン等を再点検してこのような事態に備えていただきますように心からお願いを申し上げて質問に入ります。

まず１番目に、幼児教育・保育行政について質問をいたします。

沖縄県は全国に類を見ない幼稚園の形態をとってきました。小学校の敷地に公立の幼稚園が85％以上あるという歴史的な優位性でした。しかしそこには四、五歳児がほとんどで３歳児はおりません。逆に本土は80％以上が私立の幼稚園で歴史的には３歳から５歳児まで受け入れてきました。このような違いがある中で、国による全国一律の制度を受け入れてきました。公立の幼稚園は軒並み認定こども園へと加速をしています。一方、保育は戦後、憲法、児童福祉法に基づく制度として確立され保育は市町村の実施責任において人的配置や乳幼児１人当たりの面積、保育士資格保持者そういうような最低基準を満たした公立や認可の保育所による保育を原則として公費が投入されてきました。

今議会で私はこの小学校入学前、いわゆる就学前の子供たちを取り巻く環境について質疑を行います。沖縄県は歴史的に違うということの認識をもう少し持った上で国から来る制度について熟知をして県内におろしていくそういう責務があるのではないか、そのように感じております。

(1)番、公立認可保育所における定員割れの状況を伺います。また定数割れの理由について具体的に伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平成31年４月１日時点の認可保育所等の定員割れの状況については3235人となっております。また令和元年８月１日時点の公立保育所の定員割れ状況等につきまして、待機児童のいる22市町村に確認しましたところ、公立保育所58カ所で1134人が定員割れとなっております。定員割れの理由につきましては新設園のため３歳児以上に空きがあること、それから地域別、年齢別のミスマッチそれから保育士不足などがその原因として挙げられると考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今、全体で3235名という数字がありました。そしてその1183名というのはこれは保育士不足による定員割れと考えてよろしいんでしょうか。どういうことの1183名でしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時５分休憩

午前10時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほど答弁いたしました公立保育所の1134名の定員割れにつきましては、保育士不足も要因ではございますが、それ以外の要因も含まれているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　例えば1183名を何名の保育士がいればそれは可能になるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員がおっしゃる1183名は４月１日現在の保育士不足による定員割れの状況だと思いますけれども、これ1183名に相当する保育士は314名というふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　このように保育士が不足するためにキャパはあるけど入所できない。そういう待機児童がいるということでございますけれども、ではなぜ保育士が確保できないんでしょうか、その理由についてどうお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県では平成29年度にハローワークと連携しまして、離職した保育士の離職理由についてアンケートを実施したことがございます。その中で例えば時間外勤務が多いとか休みがとれないといったような労働環境に関するもの、それから人間関係に関するもの、それから給与が安い、昇給などがないとか、正規化の基準が不明瞭というようなアンケート結果がございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　やはり一般的に言われている、ハードワークであるということはそれはどこから来ているかといいますと、やっぱり国基準の人的配置とい

うのがあります。ゼロ歳児は１対３、それから１歳児は１対６というふうに、その基準を守った保育ができていないんですね。人的基準をほとんどの保育園ではオーバーをしている。1.5倍とか多いところでは、本土では1.9倍、２倍と保育士を確保しているわけなんです。しかしその給与の低さの影響は、きのうの議論を踏まえても私はこれは国は基準どおりの人の配置として、しかも前回の答弁のように１人の保育士に対する公定価格の算出根拠は20万1000円とこれを基準どおりの人数でしか来ないわけですから、それを平たくしていくと、おのずと保育士の給与は低くなっていくわけです。ですから処遇改善が必要な大きな理由は国にありとこれは言わなければいけない。これを国にどのように今対応されていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県内の保育施設におきましても基準以上に配置することによってその負担がかかっているというところもございますので、県としましては九州主管部長会議を通しましてこの加配をしたところへの加算制度について要求をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　さらに配置基準は厚労省なんです。そしてお金を決めるのは内閣府なんですよ。そこも一元化されていないというところに問題点もあるということを指摘して、次の質問に移ります。

国は待機児童解消のため、定数の20％増しの弾力的な運営を認めています。弾力的な運営を加味すると本県の公立認可保育所の入所可能な児童数は何名でしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　弾力的受け入れにつきましては、その可能な人数について保育室の面積、それから保育士の配置など総合的に考えることが必要でございまして、認可保育所ごとに受け入れ人数を算出しなければならないことになっております。把握については現在全体を把握している状況ではございませんが、待機児童のいる22市町村について、８月１日時点の公立保育所における弾力的受け入れが可能な人数を確認しましたところ、46カ所で782人というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　認可保育所の数字が把握できてないようなので、カウントはできませんけれども、これだけキャパがあって、人手不足で、それでいて待機児童がいるというこんな現状をどう見るかということなんですけれども、直近の待機児童は何名ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平成31年４月１日時点で1702人となっておりまして、前年に比べて168人の減少となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　わかればでいいんですけど、認可外の潜在的な待機児童の数は把握されていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　潜在的待機児童につきましては、今1558人というふうになっておりますが、そのうち認可外に通っている子が何名いるかというところまではちょっと済みません、資料を持ち合わせておりません。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今お聞きしたところによると、定員割れが3235名、そしてキャパを広げるとあと750名プラスできると。そういうような状況の中で、本県はまだまだ保育園をつくる予定を考えているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今申し上げた数字につきましては、県全体の数字でございますので、プラスのところもあればマイナスのところもあって、それを総計でやっておりますので、地域ごとに見ますとまだまだ受け皿は足りない部分が多いというふうに考えております。

また今般の無償化に際しましてニーズがふえる可能性がありますので、そこは第２期の黄金っ子応援プランでもって確保数を確認していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　やはり市町村から上がってくる数字で県はやっているわけですよね。私、市町村のニーズ調査の精度というのに非常にクエスチョンを持っています。それが一つと。そのニーズ調査の精度を上げていくということが一つと、もう一つは認可外、地域にある認可外を優先的に認可化させていくというような仕組みがないと新たな保育園をつくっていって認可外をそのまま置き続けるということについて非常に違和感を感じています。子供の立場からですね。そういう２つの視点というのを考えていくことはありません

でしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県としましては、やはり認可園はその基準を満たしているというところで保育の質を確保しているという状況でございますので、認可外保育所につきましては、認可化促進ということでこれまでも予算を投じて取り組んでまいっておりますので、この流れは進めていきたいと思っております。

それから市町村でのニーズ把握の仕方についてでございますけれども、先ほど申しましたとおり地域ごとにプラスだったりマイナスだったりというのが出てまいりますので、同じ市町村の中でも大きな市町村であれば字によっても違ったりというようなこともございます。市町村の中には今回これまでいろいろ進める中で小学校区域で調整を始めたところ、中学校区域で調整を始めたところもございまして、精度は少しずつ上がっているというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　次に、２番目の幼児教育と保育の無償化についての質問をいたします。少し前置きをさせていただきたいと思います。

国において、戦後最大の保育改革と言われる制度の導入が試みられました。子ども・子育て新制度の導入前には、介護保険の仕組みを保育分野へ導入しようという基本的な国の考え方がありました。内容として１点目には、市町村における保育実施責任を解除しようとしたこと、もう一点は保育所は全て総合こども園へ移行させようとしたことです。しかし、この関連法の成立過程で、大修正が行われました。市町村による保育責任の維持、総合こども園法の廃案、認定こども園法を改正し、認定こども園への移行は強制しないという方針を打ち出しました。しかし、市町村の公的責任を残しつつ、一方で基準の異なる多様な保育のあり方、最低基準を満たさない保育の公的資金の導入など、保育の市場化へと踏み出しています。その中で子供たちが商品化され、命が脅かされている現状があります。そういう状況下において幼児教育・保育の無償化が優先されるため、子供の命に直結する、保育の質が置き去りにされてはならないという観点から、以下の質問をいたします。

まず１点目に、無償化の根拠法について伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　子どものための教育・保育給付の対象となっている保育所等につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正により、利用者負担が無償となります。また、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育などを利用する子供につきましては、同じく子ども・子育て支援法において新たな給付制度が創設されることによりまして、上限額の範囲内で利用料が無償化されることとなります。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では、無償化の対象施設とその所管省庁、そして各施設の市町村との関係について伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　無償化対象施設のうち、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省が所管しておりまして、認定こども園は内閣府を含めた三府省の共管となっております。無償化につきましては、各施設を通じた共通の給付となっておりますことから、内閣府が一元的な窓口機能等を担当しております。施設型給付を受給する私立幼稚園、それから認定こども園につきましては、市町村関与のもと保護者と施設間の契約となりますが、私立保育所の場合は保護者と市町村間の契約となりますので、市町村が保育事務を私立保育所に委託する関係となります。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　もう少し詳しく、児童福祉法の24条の１項と２項の違いについて簡潔にお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　児童福祉法24条でございますが、１項は市町村は保護者の労働または疾病その他の事由によりまして、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合は、当該児童を保育所にて保育しなければならないというふうに１項は定めておりまして、２項は認定こども園法に定める認定こども園などについて必要な保育を確保するための措置を講じなければならないというふうに市町村の義務を定めております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　１項は、市町村が委託をして保育をお願いすると、２項は園と保護者が直接契約をすると、そういう制度ではありませんか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　24条にそう具体的に書いているところではございませんが、その

趣旨に沿って議員がおっしゃるとおりだと思います。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　次に、認可外保育施設について質問をいたします。
(3)、認可外施設指導監督基準の概要について伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　認可外保育施設指導監督基準につきましては、児童の安全確保等の観点から保育に従事する者の数及び資格、保育室等の構造設備、面積、非常災害に対する避難訓練、職員や乳幼児の健康診断、それから危険箇所への対処や転倒防止対策など全９項目において定められております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　(4)番目の認可外保育施設の立入調査の実施状況及び証明書交付状況について伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平成30年４月１日時点で335件の認可外保育施設の届け出がございます。そのうち平成30年度は、191件の立入調査を実施いたしました。このうち平成31年３月31日時点で指導監督基準を満たす旨の証明書を交付されている認可外保育施設は158件、交付されていない施設は177件、53％となっております。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　その基準を満たさない施設の主な理由は何でしょうか。この９項目のうちですね。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時24分休憩
午前10時24分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　立入調査をしまして、基準を満たさない理由として多い順に申し上げますと、まず乳幼児の健康診断が十分でないというところ、それから２番目が安全確保に関する分で不十分であるところ、それから３番目が職員の健康診断が不十分であるところというふうになっております。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　その安全基準を満たしていない主な理由として、７番目の健康管理としかも安全という一番肝心なところがされていないということは非常に重要な問題ではないかというふうに思います。それを満たすためには、やはり保育の質ということを論じなければいけないんですけど、保育の質とよく言われてますけど、最も大事な点は何でしょうか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　やはり子供の保育の質という面では大事な子供を預かるわけですから、安全面の確保が一番でありまして、そのためには施設ももちろん整備されている必要がありますが、適当な人員の配置とそれから専門性を持った保育士の確保が重要であるというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　本当にそう思います。人の目が行き届くか行き届かないか、保育士の目が、資質が高いかどうか、これ非常に大きな問題だと思うんです。
さて、内閣府の調査によりますと、2004年から2017年までの13年間で、保育現場における死亡事故は195件､うち認可外において131件起きております。
お聞きします。
国は指導監督基準を満たしていない認可外に対し、５年間の猶予をつけ、無償化の対象とする方針を打ち出しております。県は基準を満たしていない認可外に対して今後どのような改善策をとっていくのか伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県としましては、現在認可外保育施設の指導監督基準を満たすためにチェックシートや安全対策事例集などの作成を行っておりまして、それをもとに監査指導を行っているところでございます。
それから事故予防をテーマに講師を招いて研修会を開いたりするようなこともしておりますが、例えば認可化に取り組む施設に対して運営費の補助単価を今回、今年度から引き上げているところでもございます。
それから認可外保育施設については安全面を確保するために、安全確保に要する補助もこれまでの13万円から30万円に引き上げたところでございます。しかしながら、この質の確保につきましては、やはりチェックが必要ということもございますので、巡回指導などを含めて指導体制を整えていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　ぜひ、実施率を高めていただきたいと思います。
本県は戦後、児童福祉法の施行がおくれ認可外保育施設に支えられてきたという経緯があります。だから

こそ、支援を強化して、地域に根差している認可外保育園の認可化を優先的に促していくという本県独自のそういう姿勢というのが私は必要ではないかと考えていますが、部長の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県としましても、認可外保育施設については、基準を満たす認可保育所への移行を目指してこれまでも努力してまいりましたので、引き続き認可化に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では次に、無償化に伴う給食費の徴収について質問をいたします。

(6)、これまで認可保育園では３から５歳児の食材料費のうち、副食費は金額も示されておらず、保育料に含まれ市町村が徴収してきました。主食費も含め市町村が徴収可能と考えますが、どうでしょうか。また事務職の財源措置はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　食材料費につきましては、御飯などの主食費とおかずなどの副食費がございまして、これまで３歳児以上の主食費は施設が徴収し、副食費は保育料の一部として市町村が徴収してまいりました。無償化の実施によりまして、施設はこれまでの主食費に加えて、副食費を徴収することになります。法令上、食材料費の徴収につきましては施設と利用者間の私債権という位置づけとなりまして地方自治法に基づきまして市町村はその所有に属さない現金を原則保有できないということもございますので、市町村が施設に変わって徴収することは困難ということになっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　内閣の通達は確かに私債権をうたっているんですが、私債権とは私人と私人の契約によるものだと考えます。認可保育園はこれは市町村という公的機関であり、それが当てはまるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　例えば、県などが契約を行う場合にも内容によっては公的債権であったり、私的債権であったりしますので、市町村が関与するからといって必ずしも公的債権ということではないとは思います。ただ、国のほうとしては食材費については施設と保護者の私債権であるというふうな整理をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　法律の専門家に昨日聞いてみました。給食の提供に関して直接契約ではない限り、私債権という言葉は出ないと。そういうふうに言う考えがあります。この考えに対していかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育に際しまして、食事の提供というところは例えば調理室で調理員を雇ったりというようなところは公定価格で見ておりますので、もちろん市町村の保育料としての債権だというふうに考えられますが、今般のこの制度の整理の方法としましては、食材費については私債権というふうになっておりますので、そういうことになっているのかなというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　私は内閣府が24条の１項と２項を一緒くたにしているのではないかと思っているんです。ぜひとも突っ込んで問い合わせしていただけないかと思います。というのは現時点でさまざまな施設の違い、配置基準の違いがある中で一緒くたにしてやるわけですよ、無償化を。そして食費を切り離す、これは保育所において、保育所保育指針から見ると保育の内容なんですよ。ですから単なる食事ではないんですよ。そういうような考え方を内閣府が法的根拠を一緒くたにしているのではないかというふうに思いますので、来年の３月までに皆さんでぜひとも県の見解をまとめていただいて474カ所もある認可保育園の困難を避けていただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員おっしゃるように、議論もさまざまな御意見があると思っておりますので、私どもとしましても内閣府のほうに問い合わせて意見交換してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今、県内474カ所の認可保育園に、年収360万円以下の世帯の名簿が届いています。あるところから手に入れましたけれど、そうするとそ

こに何の注意書きもただし書きもございません。これは保育園にしたら、知りたくない情報です。また保護者にしたら知られたくない情報です。私は個人情報またはプライバシー性が高い問題だと考えているんですけれども、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　御質問のとおり、子ども・子育て支援法施行規則によりまして、市町村は保護者と施設に対して副食費の免除に関する事項を通知するというふうなことになっております。この通知によりまして、施設のほうではその状態を知ることとなるということもございますので、その情報漏えいに関しましては危険性もはらんでいると思いますので、適切に対応する必要があると考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では、(7)番目の無償化による県及び市町村の財源負担について伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　幼児教育・保育の無償化に伴う財源の負担につきましては、その割合は国が２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１となっております。財源について、今年度は全額国費による臨時交付金が交付されまして、２年目以降は地方交付税により措置されることとなっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　やはり、地方交付税になったときにある意味うがった見方をしちゃいけないかもしれませんが、流用も可能になることも勘案してやはり子育て支援に使っていく。特に私は沖縄県としては、母子包括支援センターでしっかりと親育てをするというところに投入をすることも提案していったらどうかと思っておりますので、これは提言にしたいと思います。

３番目の幼児教育について伺います。

(1)、幼稚園、保育園、認定こども園のどこにいても、全ての子供は質のよい幼児教育を受ける権利があります。就学前の３から５歳児に文科省、厚労省、内閣府という縦割りの弊害を押しつけてはなりません。６月議会において、本県は幼保一元化を進める方向でプロジェクトチームを立ち上げ、話し合いを進めているとの答弁がありました。進捗状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　子ども生活福祉部と県教育委員会と一緒になりまして、質の高い幼児教育・保育の推進体制を構築するということで、令和元年７月にプロジェクトチームを立ち上げまして、幼児教育センターの設置に向けて現在取り組んでおります。プロジェクトチームではこれまでに会議を６回開催しまして、センターの役割、設置時期や場所等について検討をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　幼児教育センターにつきましては、部長からも答弁がありましたけれども、全ての子供がどの教育・保育施設においても質の高い幼児教育・保育を受けられるようにということで、子ども生活福祉部と連携しまして、研修の充実、職員の配置等の体制づくりについて取り組んでいるところであります。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　(2)番目に移ります。

県内の幼児教育の質の向上を図るため、保育者の資質向上を図るために、沖縄県幼児教育センターの設置を求めてきたところでありますが、進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　幼児教育センターでは、保育者の専門性の向上を目指した研修の実施でありますとか、県の幼児教育アドバイザーによる幼稚園、認定こども園、保育園への巡回指導、また市町村コーディネーターとの質の向上、育成、それからアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの作成等による円滑な幼小接続の推進に重点的に取り組むこととしております。設置につきましては、県教育委員会に令和２年４月開所を目指して取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では(3)番目の質問ですが、沖縄県幼児教育センターの機能とか、配置場所とか今教育委員会というお話がありました。設置時期は来年の４月というお話もありましたけれども、所管等について質問をいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　組織的には教育委員会の中に置くという形になります。この内容としては、教育の質の向上、幼児教育の質の向上ということで、研修

等とかいろんな指導を行いますので、教育委員会のほうで、子ども生活福祉部からもいろんな連携をしていただきながら、人的な面とかいろいろ今調整中ですので、細かいところは今申し上げられないんですが、連携をしながら教育委員会のほうで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　教育委員会と子ども生活福祉部でどのような規模になるのか、構成はどれくらいのあれになるのかということはお答えはできませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　人数的な体制とか、それは今いろいろ調整しているところでありますので、現在、今何名とかどういう構成というのはまだ確定しておりませんので、明確に今答弁をするのはまだちょっと控えておこうかなと思っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　教育長おっしゃるとおり、今現在、調整を進めておりますので、鋭意努力してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　どうも、歯切れが悪くなってきましたが、来年の４月というスタートは一応しっかりと答弁をいただいたんですが、やっぱり幼児教育センターを設置するということは私、沖縄県内の市町村にとって大きな流れをつくることだと思うんですね。今は子ども課に行ったり、福祉に行ったり、教育に行ったりと幼児教育について聞きに行くときに２つに奔走しないといけないわけなんです。そういうことから考えましても、幼児教育にとって教育センターを両者でつくるということはとても重要な一歩であるというふうに思っているわけです。さらにそれを設置した後、沖縄県の幼児教育の核として担っていただくということでありますので、いかに機能させてそしていかに充実をさせていくのかが問われていると思うんですね。

ですから、設置後のあり方についても教育長と部長の答弁をいただきたいと思います。決意をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

確かに幼児教育センターという体制をつくっても問題はそれがどういうふうに機能するか、その研修とかその辺の中身がどういうふうになるかというのがとても大事だと思います。当然その内容が充実したものになるように幼児教育というのは子供が成長して大人になっていく、学んでいく上でも例えば粘り強く物事に取り組む資質であるとか、周辺と仲間と協力しながら取り組むとかいわゆる非認知能力とよく先生がおっしゃいますけれども、そういう今後の人生の基礎になる力を育む意味でもとっても大事な時期だと思います。そういう面から幼児教育が充実したものになるように、センターが機能していくように頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　幼児教育というのは生涯の人格形成の基礎を培う幼児期の重要な教育でございますので、誰でもどの施設に通っても質の高い幼児教育が受けられるようにこのセンターの役割は非常に重要だと考えておりますので、子ども生活福祉部としましても教育庁と連携してしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　最後に、知事にちょっとお願いです。

今幼児教育センターを立ち上げるに当たって、多分に子ども生活福祉部は非常に人手不足ではないかと私は推察しているところなんですが、そこで教育のほうに人を派遣するということが大変困難であるのかなというふうに思っています。このことは知事の時代に画期的な第一歩ですので、知事のお力添えをぜひともいただきたいと思うんですが、知事、御感想をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　幼保一元化、そして幼児教育の質の高いそのカリキュラムなどについて、やはりその従来の縦割りであったところが一つになって進んでいくということは非常に大きな意味を持っていると思います。そういう意味でもおくれのないよう、そして漏れのないようしっかり調整をして進めていきたいと思います。

○比嘉　京子さん　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　会派おきなわ、新垣光栄、一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

大枠の１、知事の公約から。

(1)、新時代沖縄の到来について。

アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言を踏まえた、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等のリーディング産業の拡充強化、国際物流拠点の形成な

どをスケール感とスピード感を持って推進していくと掲げています。

そこでア、2021年度の目標である県内総生産５兆1000億円の達成や県民所得の状況について伺います。

イ、一般質問、委員会で提案をさせていただいておりますが、観光・環境協力税（仮称）の取り組み状況について伺います。

ウ、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の現状について伺います。

エ、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設や東海岸一帯のにぎわいの核となるエリア形成に向けた取り組み状況について伺います。

(2)、誇りある豊かさについて。

沖縄県の過重な基地負担の軽減を図るため、基地から派生する諸問題の解決に全力で取り組んでいただいております。知事を初め、職員の皆さんに感謝を申し上げます。

そこでア、第二次世界大戦の敗戦国であるドイツとイタリアの地位協定では、国内法が適用されている。環境調査、事故の捜査権も許されない日本は主権国家とは思えません。そこで、日米地位協定の抜本的見直しについて所見を伺います。

イ、嘉手納基地、普天間飛行場で騒音が激化しています。そこで、騒音問題の現状と対策について伺います。

ウ、嘉手納基地等のＰＦＯＳ汚染水に関する水質問題の現状と対策について伺います。

エ、米軍人・軍属による犯罪の状況と対策について伺います。

(3)、沖縄らしい優しい社会の構築について。

ア、中高校生のバス通学無料化に向けた取り組み状況について伺います。

イ、10月１日からさまざまな問題を抱え、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。そこで、待機児童の解消、保育士の処遇改善の現状と対策について伺います。

ウ、花と緑は、普遍的な価値があり、観光地の最も重要な要素となります。そこで、県民が一体となった緑化活動を推進し、花と緑であふれる魅力的な県土の形成を図っていくため具体的な取り組みについて伺います。私はもっと予算を計上すべきだと考えております。

そして、大枠の２、平成31年度の県政運営について。

知事は、平成31年度の県政運営の重点テーマとして５項目を掲げ、沖縄振興を強力に推進する施策に取り組んでいくことを表明いたしました。

そこで(1)、人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成について、知事の所見、具体的な施策、取り組み状況を伺います。

(2)、多様な行政需要に対応する政策実現型組織の編成について、知事の所見、編成状況、内部統制の状況を伺います。

大枠の３、土木建築部関係について。

(1)、県内中小、建設業者・コンサル業者の支援について。

今、頑張っている中小企業が受注しやすい環境をつくるために。

ア、建設業総合評価、入札制度の見直しについてどのような対策を行ってきたか伺います。

イ、沖縄関係予算がどんなに投じられても利益が地元企業に浸透せず、本土企業を通して県外に流出すれば、公共投資の波及効果は小さいと思っております。県内業者の公共事業受注状況と対策について伺います。

(2)、道路整備（はしご道路）について。

ア、国道329号等の東海岸道路整備計画と整備状況について伺います。

イ、沖縄自動車道、国道330号、県道29号線等の中央縦断道路の整備計画と整備状況について伺います。

ウ、国道58号等の西海岸道路整備計画と整備状況について伺います。

エ、米軍基地が整備の阻害となっている中部地区の東西横断道路について整備状況と整備計画について伺います。

大枠の４、観光関係について。

(1)、昨年度は台湾、中国に次ぐ３番目の55万3800人が沖縄を訪れた韓国人観光客が、日韓関係の悪化で８月の韓国人訪日客が前年同月から半減しております。沖縄経済への影響はどのように分析しているか。また対策について伺います。

大枠の５、伝統文化芸能について。

(1)、幾度も質問をさせていただきました。そこで、伝統文化の後継者育成の基盤強化を図るために、必要な（仮称）県立郷土劇場の整備について伺います。

(2)、琉球王国のグスク及び関連遺産群と文化芸能を観光に活用した取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣光栄議員の御質問にお

答えいたします。

知事公約についての御質問の中の１の(1)のエ、大型ＭＩＣＥ施設やエリア形成に向けた取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県においては、県土の均衡ある発展のため、大型ＭＩＣＥ施設を核としたにぎわいを東海岸一帯に連鎖させることが重要であると考えております。現在、大型ＭＩＣＥ施設を初め、ホテルや商業施設などの周辺環境整備に向け、民間資金を活用した官民連携の手法について、国内外の事例調査など、情報の収集に努めるとともに、今後、専門家委員会を立ち上げ議論を深めていくこととしております。また、ＭＩＣＥエリアとしてのまちづくりの推進を目的に設置した大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会を開催することとしており、地元東海岸地域サンライズ推進協議会とも連携しながら準備を進めているところであります。

次に５の(1)、（仮称）郷土劇場の整備についてお答えいたします。

沖縄県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定しました。基本計画で整備場所とした組踊公園は、浦添市の都市公園であることから、条件整理や立地場所の分析・評価を行うため、昨年11月末に実施計画（案）を策定したところです。当該計画（案）に関しては、現在、浦添市と意見交換を行っているところでありまして、引き続き関係団体などと意見交換を行い、施設の規模やあり方等についてもしっかり検討していきたいと考えております。なお、かつて県立郷土劇場で行われていたかりゆし芸能公演についてですが、会場を国立劇場おきなわを中心に継続してはおりますが、今年度から、開催地域を北部及び離島地域まで拡充するなどそのほかにも子ども伝統芸能公演を行うなど内容の充実もあわせて図っております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事公約についての(1)のア、社会経済展望値の達成状況についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、社会経済展望値として、令和３年度の県内総生産を５兆1439億円、１人当たり県民所得を271万円と見込んでおります。これに対して、平成28年度の名目県内総生産は４兆2820億円で、平成24年度の３兆7207億円から5600億円の増加、平成28年度の１人当たり県民所得は227万3000円で平成24年度の197万8000円から29万5000円の増加となっております。展望値に対する達成率はいずれも80％を上回っており、今後も現在のペースで経済成長が続くと、令和３年度には展望値の水準まで伸びることとなります。

同じく１の(1)のウ、鉄軌道の早期導入の現状についてお答えいたします。

県では鉄軌道の導入に向け、去る８月に国に対し、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設に向けた取り組みの加速、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請したところです。また、現在、国から示されている費用便益分析等の諸課題について、より詳細な調査を行っているところであり、その結果を年内をめどに取りまとめ、早急に国と調整を進めていくこととしております。

続きまして２、平成31年度（現令和元年度）の県政運営についての(1)、人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成についてお答えいたします。

沖縄県の人口は、今後、2030年前後にピークを迎え、それ以降減少に転じることが見込まれております。このため県では、県全域でバランスのとれた持続的な人口増加社会の実現に向けて、子育てセーフティネットの充実やＵＪＩターンの促進などに取り組むとともに、好調な経済の恩恵を離島・過疎地域を初め、県内全域に浸透させ、企業のさらなる収益力や県民所得の底上げを図るなど、企業の稼ぐ力に資する取り組みをあわせて推進することとしております。また、魅力ある地域社会の形成に向け、女性の活躍推進、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせる環境づくり、障害者等の社会参加の促進など、誰もが活躍できる社会の実現に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事公約についての御質問の中の(1)のイ、観光目的税の取り組み状況についてお答えします。

沖縄県行政運営プログラムの重点実施項目として、観光振興を目的とする新税の導入を盛り込み、令和３年度までの導入に向けて取り組んでいるところであります。県では、観光目的税の導入に向けて、宿泊事業者及び県内市町村に対して説明会を実施し、説明会で聴取された意見等を踏まえて、沖縄県法定外目的税制度協議会において制度設計等について検討を進めてま

いります。

次に２、平成31年度の県政運営についての御質問の中の(2)、政策実現型組織の編成についてお答えします。

平成31年度の組織編成に当たっては、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう組織体制の見直しを行うとともに、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応できるよう、必要な組織を編成しております。主なものとして、女性が輝く社会の構築、平和を希求する沖縄の心の発信等の取り組みを強化するため、女性力・平和推進課を設置したほか、首里城正殿や沖縄美ら海水族館等の利活用促進を図るため、都市公園課を設置しております。

県としては、引き続き限りある行政資源のもとで、多様な行政需要に対応する政策実現型組織の編成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事公約についての(2)のア、日米地位協定の見直しについてお答えします。

県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。そのため、他国の地位協定調査を通して日米地位協定の問題点をさらに明確化し、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、トークキャラバンや講演会において、日米地位協定の問題を自分ごととして考えるよう訴えていくこと等により、国民的な議論の喚起を図りたいと考えております。

県としましては、今後も引き続き全国知事会、渉外知事会、各政党、各種団体等とも連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

次に１の(2)のエ、米軍人・軍属等による犯罪の現状と対策についてお答えします。

沖縄県警察の公表資料によると、平成30年の米軍人・軍属等による刑法犯検挙件数及び検挙人員は31件、32人となっており、ことしは８月までで20件、17人となっております。県は、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、ＣＷＴの速やかな開催、新たな協議会の設置、リバティ制度の運用実態の検証など、再発防止の取り組みを日米両政府に求めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　１、知事公約についての御質問の中の(2)のイ、米軍基地から派生する航空機騒音の現状と対策についてお答えします。

平成30年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では、前年度と同様21測定局中８局で、普天間飛行場周辺では、15測定局中前年度と比較して１局増加の２局で環境基準値を超過しております。また、沖縄防衛局が実施している平成30年度の目視調査結果では、外来機によるものが嘉手納飛行場周辺では離着陸回数の約30％を占めており、普天間飛行場周辺では離着陸回数が1756回で、前年度415回から大幅に増加しております。このような状況は、県民の生活環境に大きな影響を与えていることから、本年９月に在日米軍沖縄地域調整官、沖縄防衛局長などに対し、航空機騒音の軽減について要請を行ったところであります。さらに、本年９月に環境省に対しても、夜間騒音に係る環境基準等の設定を求めております。

同じく１の(2)のウ、ＰＦＯＳ等の水質問題の現状と対策についてお答えします。

県がこれまでに実施した調査の結果、普天間飛行場周辺及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水などで高濃度のＰＦＯＳ等が検出されており、その汚染源はこれらの飛行場である蓋然性が高いと考えております。そのため、普天間飛行場、嘉手納飛行場の立ち入りについて要請しているところですが、現在まで実現しておりません。また、本年６月に玉城知事が関係大臣に対し、調査のための立ち入りを許可するよう米軍に求めること、国において調査や対策を行うこと及び県の調査費用等を負担することなどを要請したところです。

同じく１の(3)のウ、県民一体となった緑化活動の取り組みについてお答えします。

県では、緑の美ら島の創生の実現に向け、行政、学校、地域住民及び企業等による全島緑化県民運動を展開しております。具体的な取り組みとしては、農林高校等の生徒が生産した花苗を小中学校や緑化活動団体に提供する支援事業や緑化活動団体への技術講習会の実施など、学校及び地域緑化の活性化を図っております。また、離島空港の飾花など観光振興に資する取り組みや県植樹祭などの普及啓発、企業との協働による植樹活動などを実施しております。今後とも、全島緑化県民運動を通じて関係機関と連携を図りながら、県民一体となった緑化活動を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　1、知事公約についての御質問で(3)のア、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費支援に向け、現在、通学実態調査を行っているところです。高校生については、県立高校の全日制・定時制課程全生徒を対象に通学方法や通学費等の調査を行っており、回収した調査票の集計を行っているところであります。また、中学生については、市町村教育委員会と連携し、通学状況等の把握を行っているところであります。調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、バス通学費支援について、可能な限り早期に実施できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　1、知事公約についての御質問の中の(3)のイ、待機児童の解消と保育士の処遇改善についてお答えいたします。

県では、黄金っ子応援プランに基づき、令和２年４月１日時点で６万4335人の保育定員を確保することで待機児童の解消を図ることを目標としております。平成31年４月１日時点の保育定員は６万375人で、今年度においては4807人の整備計画を予定しており、目標値を上回る６万5182人の定員を確保する見込みであります。保育士の処遇改善については、国において毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで約12％の改善が図られ、今年度さらに１％の上乗せを行っております。また、平成29年度から技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しております。県独自の施策としては、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援事業などの処遇改善にも努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　3、土木建築部関係についての御質問のうち(1)のア、総合評価落札方式の見直しについてお答えいたします。

総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、従来の価格のみの競争に技術的な要素を加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方式として導入しております。なお、比較的、技術的な工夫を必要としない工事は、受注機会の確保の観点から価格競争を採用しております。総合評価落札方式においては、特定の企業に受注が偏らないように企業の手持ち工事量を評価項目としており、また、申請手続の簡素化を図るなど継続して見直しを行っております。

次に３の(1)のイ、県内企業の受注状況についてお答えいたします。

土木建築部発注工事における県内企業の受注額は、平成28年度約587億円で86.9％、平成29年度約328億円で93.2％、平成30年度約450億円で96.7％となっております。沖縄総合事務局においては、平成30年度約298億円で54％、沖縄防衛局は約424億円で63.9％とのことであります。県では毎年、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対し県内建設業者への受注拡大等を要請しており、今後とも県内企業への優先発注に努めてまいります。

次に３の(2)のア、国道329号の整備状況等についてお答えいたします。

国道329号は、ハシゴ道路ネットワークで南北軸に位置づけられており、国において整備が進められております。南風原バイパスについては、南風原町与那覇から那覇市上間までの延長2.8キロメートルを整備する計画で、平成30年度末の進捗率は約52％とのことであります。与那原バイパスについては、西原町小那覇から南風原町与那覇までの延長4.2キロメートルを整備する計画で、平成30年度末の進捗率は約73％とのことであります。

次に３の(2)のイ、沖縄自動車道、国道330号、県道29号線の整備状況等についてお答えいたします。

沖縄自動車道は、ハシゴ道路ネットワークで南北軸に位置づけられており、現在、県において沖縄都市モノレール延長事業に合わせて、幸地インターチェンジの整備を進めているところであります。国道330号は、国において、胡屋北交差点の改良工事を進めているとのことであります。県道29号線（那覇北中城線）は、那覇市汀良交差点から西原町上原交差点までの延長5.1キロメートルの４車線化を進めているところであり、平成30年度末の進捗率は約52％となっております。

次に３の(2)のウ、沖縄西海岸道路の整備状況等についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、ハシゴ道路ネットワークで南北軸に位置づけられており、国において整備が進められております。事業化区間が７地区10区間で、延長は

約37キロメートル、73％の事業化率となっております。浦添北道路については、１期線が平成30年３月に暫定供用されており、２期線が令和元年度に事業着手しているとのことであります。臨港道路若狭港町線及び那覇北道路については、平成26年度に事業着手され事業推進を図っているとのことであります。

次に３の(2)のエ、東西横断道路の整備状況等についてお答えいたします。

ハシゴ道路ネットワークの東西軸のうち、米軍基地に関連する中部地区の事業路線は、浦添西原線、宜野湾北中城線、県道24号線の３路線となっております。各路線の平成30年度末の進捗状況について、浦添西原線港川道路は浦添市港川から城間までの延長1.6キロメートルで約94％、宜野湾北中城線は北中城村安谷屋から渡口までの延長2.6キロメートルで約88％、県道24号線バイパスは北谷町桑江から吉原までの延長1.7キロメートルで約38％となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、観光関係についての(1)、日韓関係の影響と対策についてお答えいたします。

本年８月に本県を訪れた韓国人観光客数は前年同月比44％減の２万3500人となり、４月から８月までの累計においても、前年同月比で12.6％減の19万6000人となっております。このほか、スポーツ関連の交流やキャンプのキャンセルなど、日韓関係の影響が各方面において生じております。そのため県では、関係機関との緊密な連携のもと、去る９月27日に韓国における商談会を実施したほか、今後の韓国市場の回復を見据えた緊急プロモーションや、知事の韓国訪問等に取り組んでいくこととしております。

次に５、伝統文化芸能についての御質問のうち(2)、琉球王国の遺産群を文化芸能に活用した取り組みについてお答えいたします。

琉球王国のグスク及び関連遺産群については、文化的・考古学的な資産価値が高く評価されているほか、観光資源としても魅力的であり、さまざまな活用が行われております。特に本年2019年は、組踊が上演されて300周年の節目となることから、さまざまな記念事業に取り組んでいるところであり、来る11月に首里城においては、組踊の復元的公演を開催する予定としております。本県の世界遺産は、沖縄を訪れる多くの観光客を魅了する貴重な観光資源であり、今後も積極的な活用やＰＲに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。多少、前後しますけれども、よろしくお願いいたします。

最初に、知事公約からお伺いいたします。知事公約の１のエからお伺いします。

先ほど知事から答弁がありましたように、協議会を進めていくということをお伺いしました。どうもありがとうございました。それでは、この件に関しましてＭＩＣＥ事業や東海岸一帯のにぎわいの核となるエリア形成については、企画、土木建築、文化観光部、そして農業というふうに大変多くの部がかかわってくると思いますので、１つずつ質問をさせていただきます。

まず、文化観光スポーツ部から。大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会の協議内容は何か。設置要綱で協議内容とは何と書いてありますか。

お伺いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

協議内容の目的についてお伺いされているというふうに理解いたしましたけれども、この設置協議会の目的は、大型ＭＩＣＥ施設が中城湾港マリンタウン地区へ設置されることに伴い、同施設を拠点とした東海岸地域の振興及びＭＩＣＥエリアとしてのまちづくりを進めるため、地元東海岸地域サンライズ推進協議会と沖縄県が一体的に取り組めるようにというところでこの協議会を設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　協議内容が６項目あると思うんですけれども、設置要綱にですね。その協議内容をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

この協議会の中では、いわゆるまちづくりの部分と交通対策の部分、それから観光振興の部分に分類をして協議を進めるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　６項目あるということですね。東海岸地域の振興に関すること、先ほど言った交通関係、まちづくり関係、観光に資するということで協議内容

があります。

そこで、この協議内容では東海岸地域の振興や交通対策について今年度に入って各部局とどのような調整を行ってきたか、お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

この協議会の下には、作業部会というのがございます。今年度は９月に作業部会を開催いたしまして、これまでの大型ＭＩＣＥの受け入れ環境整備に係る取り組みでありますとか、施設整備に向けた今年度の取り組みでありますとか、それから一部事務的に設置要綱の改正でありますとか、それから受け入れ環境整備に係るフローといいますか、そういったものを作業部会の中で話していたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　このエリア振興に関する協議会の事務局である文化観光スポーツ部の主体性が――１年以上２年近くＭＩＣＥがいろんな問題を抱える中で、諸問題が発生する中で１年以上もこの協議会が放っておかれた。そして、市町村からの要求によって協議会を開くということが、私には余りにも消極的ではないかなと思っておりますので、各部との調整はあるかもしれないですけれども、主体性を持って進めていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

実は、大型ＭＩＣＥに係る協議会というのは、先ほど申し上げましたエリア関係の協議会につきましては、地元の与那原町、西原町、中城村、北中城村にございます東海岸地域のサンライズ推進協議会と私ども沖縄県が話し合う場というところの協議会でございます。これとは別に、庁内に富川副知事をトップにしまして、関係部局長が集まる大型ＭＩＣＥ受入環境整備推進会議というのがございます。これは同じように、企画部、土木建築部、農林水産部、そして私どもの会議がございます。その中にまたそれぞれの部会がございます。その間につきましても、議員御指摘のように大型ＭＩＣＥ施設整備につきましては、これまで推進に当たっていろいろ国との調整とかございました。そういった状況も情報共有しながら、いろんな課題に部局横断的に取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は今の答弁を聞いてもやっぱり一部では限界があると思います。連携しないといけない。

そこで、企画部にお伺いいたします。

新沖縄発展戦略では、東海岸地域サンライズベルトの発展戦略はどのように書かれているか。私、ＭＩＣＥも含めてこの戦略が重要になると考えていますので、企画部のほう、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　サンライズベルト構想につきましては、東海岸にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成するため、大型ＭＩＣＥ施設を核としたにぎわいを東海岸一帯に連鎖させ、強固な経済基盤を構築する必要がある。そのため、大型ＭＩＣＥ施設を初め、世界遺産等の地域資源を生かした東海岸地域の活性化のため、東海岸サンライズベルト構想を策定する必要があるということとなっております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　サンライズベルト構想は、東海岸の振興を図ることが目的で、ここに大型ＭＩＣＥの協議会と同じ目的で、４月に入って文化観光スポーツ部と企画部はどのような協議を主導的に行ってきたか、答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　サンライズベルト構想の策定に当たりまして、まず現状の把握、今後の方向性を整理することとしておりまして、既存のプロジェクトあるいは既存の計画、これは国も市町村も含めてなんですが、そして今後の市町村の方向性などの整理を今年度行うこととしております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　やはり連携しないとこの事業は進まないということを、今回の答弁で実感しました。そして、この東海岸一帯の開発はＭＩＣＥを核としたということで、前知事から県土の均衡ある発展のためにということで、玉城知事に引き継がれて今進められていると思います。ぜひ、２人の知事が公約に上げて進めてきた事業を本当にやる気があるのか、本当に進んでいるかというのは地域の皆さんは不安を感じております。

そこで、そういう企画や土木、そして文化観光スポーツ部、そのまとめ役となる副知事から一言何かございましたらお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。

サンライズベルト構想につきましては、もともと西原町長からも御提案がありまして、着手したところで

ございます。先ほど部長から答弁がありましたように、現在、調査から始めていこうということで着手をしております。次のまた新たな振興計画の中にも項目として入れておりまして、今私が指揮する新沖縄発展戦略チームの中で検討をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ありがとうございました。ぜひ、新沖縄発展戦略の中で明確に表記していただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、その一体のかかわりの中の那覇広域都市計画の区域区分のあり方について検討された協議会が知事を中心に開かれて、土建部には汗をかいていただきました。本当に感謝を申し上げます。

この協議会というのは、復帰時に決められた那覇広域都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける線引き制度について、復帰50年近くたってもなかなかできなかった。区画整理による協議会はあったかもしれないんですけれども、こういう広域的な土地利用に関する協議会が設けられたことは、知事を初めとする土建部長、関係者の皆さん、本当に大変ありがとうございました。

そこで、いろんな方が質問をされ、この那覇広域都市計画区域の区域区分の検討会でどのような議論がされてきたかは、聞かせていただきましたけれども、やはり地域と連携して――難しいことだと思うんですよ線引きの移行とか。やはり難しい中で頑張って検討していきたい、方向性を出していきたいという土建部長の答弁をいただいて、大変期待しておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。また、この協議会の方向性を少しばかり土建部長からお話できませんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

８月に、まず第１回目の那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会を開催しております。県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、地域特性を生かした適切な土地利用となるよう関係市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。市町村からさまざまな意見が出されておりますので、その市町村の意見を最大限生かしながら線引きについても、どういった結論になるかはまだこれからでございますが、協議会全体で検討していきたいと。今年度内には一つの方向性が示せるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　どうもありがとうございます。

そして、それにかかわる大枠の２の(1)、人口減少の克服から地域の発展を考えた場合、2030年以降から沖縄県も人口減少に入っていくと。そこで先ほども企業の稼ぐ力をもとに発展させていくんだということではなくて、私は東海岸は東海岸のよさがあると思います。この地域のしがらみとかかかわり、そういう地域のしがらみの心地よさもあるんですよ、この市街化調整区域には。やはり私は、開発して移動してきて人口をふやすんではなくて、産んで、子供たちを産んでふやせる地域、それが市街化調整区域の大きな、沖縄県のゾーニングの特徴になっていると私は思います。今までは開発して人の移動によって、人口フレームの中で移動によってふえてきて生かされてきたんですけれども、この市街化調整区域の活用というのは今後の沖縄県の人口減少をとめるＳＤＧｓの持続可能性のある地域づくりという観点からも、私は産んで子供たちをふやせる地域づくり、その面も含めてぜひ検討していただきたい。そして、アジアのダイナミズムを取り入れた世界水準の観光・リゾート地を形成するためにも、このような住宅地と商業地、または工業地ということで沖縄全土のゾーニングが必要ではないかと思っております。

知事、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　やはり均衡ある県土の発展はそれぞれの地域特性、個性を生かし、それを継続させていく中で、どのように広域的に連携をしていくかということも大事だと思います。先ほど来、サンライズベルト構想の話もそうですし、西海岸の整備が今順調に進んでいる中、今度は東海岸一帯を含めて県土全体でどのような方向性を見つけていくか。魅力ある地域社会をつくっていくか、女性の活躍推進、高齢者の安心できる暮らし、子供たちをすくすくと育てる。そして、若い人たちが地域に誇りを持って子育てができるセーフティネットなどなど、さまざまな観点からこの地域づくり、まちづくりを推進していきたい。そのための方向性をこの市街化調整区域の検討の中でも、しっかりと織り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　よろしくお願いします。

私は、お年寄りに安らぎがあって、子供たちが夢を持てるようなまちづくりを、この市街化調整区域に期待しておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いします。

そして、５の伝統文化芸能に郷土劇場の方向性が見えてきたということで、私は中城城跡のホテルの解体も順調に進んでいると、関係者の皆さんには大変感謝をしておりますけれども、この中城城跡のホテルを解体した後に誘致できないか。また、北中城村の泡瀬ゴルフ場地域とか、沖縄市の泡瀬東海岸地域とか、やっぱり中部広域には今何も公共施設がないんですね、メーンになる。そういう基本計画は出てきたと言うんですけれども、そういう中部の誘致でも別にいいのではないかと思っているんですけれども、そういうのを期待しておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今、予定をしています文化発信交流拠点整備の計画につきましては、これまでも関係者の皆様との意見交換なども踏まえながら、計画を策定したところでございます。それぞれまた、各市町村におきましては、いわゆる類似の文化施設等がございます。例えば、南城市で言えばシュガーホールなどもございますし、うるま市では芸術劇場、もちろん、那覇市も今市民会館の建てかえというところで計画がございます。そういった県内における類似の施設の運用状況等であるとか、活用状況なども十分に見据える必要があるというふうに考えます。そういった中で、どういったエリアにというところもあろうかと思います。今後のそれぞれの状況、それから活動の拠点などを検討しながら、いろんな方向性から見ていく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　一番基地負担をしている中部地区が、道路面に関してもそういう主要施設の面に関してもおくれているんではないかなと。その中部の振興にも目を向けてほしいと思っております。その辺はまた、次回お願いします。

それでは、知事の公約である(3)、中高校生のバス通学無料化から。県内バス路線の廃止、減便。高校生、中学生や障害者、そして免許を返納した高齢者等の交通弱者の皆さんにどのような影響があると思いますか。この高校生の通学を無料化するんですけれども、無料化してもこういうバス路線が廃止になると影響があると思いますけれども、どのような影響があると思われますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

御質問の趣旨が、無償化、要は無料化の制度の検討は今しているところなわけですけれども、問題はその無料化、仮にそういう支援の方法も検討中なんですけれども、それができ上がったときに、この利用するバスがあるかどうかという意味で、そのバス路線の再編等があれば、その効果が発揮できない部分も出てくる可能性があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　まさにそのとおりだと思います。私は、中高校生のバスを無料化しても、バス利用ができない交通隔地の生徒にとっては、無料化したのに格差がかえって広がっていくと。それならば、直接補助金を出したほうがいいという、そういう学生の無料化はバス事業者にとっても有効だと思いますので、卵が先か鶏が先かの部分になりますが、バス料金を上げて１人1000円にして、５人乗って5000円の利益。バス料金を下げて、１人100円で5000円の利益を上げる。同じ5000円の売り上げでも、多くの皆さんを乗車させていく政策が沖縄県にとってははかり知れない効果があると思います。

そこで、知事公約でもある中高生バス通学の無料化は、公共交通・バス政策と絡めて横断的な連携の上で、進めていただいたほうが効果的ではないかなと思います。

答弁をいただいて、終わります。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　バスの運転手不足は、公共交通の確保・維持に支障が出てきているということで、県でバス事業者が行うバスの運転手の養成に係る支援をするということで、今回９月補正予算に計上しているところです。まずは、バス運転手の要員確保を図る、そのことが減便防止の対策につながると考えております。

また、バス利用の振興に当たって御提言がありました件については、教育庁と意見交換をしてみたいと思います。

○新垣　光栄君　よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城武光です。

一般質問を行います。

初めに、農林水産業の振興について。

(1)、農畜産物、水産物等のブランド化の取り組みと海外輸出体制の強化を推進し、第１次産業従事者の所得増加を図る施策を伺います。

(2)、県もずく養殖業振興協議会は地球温暖化など

漁場環境の変化に対応できる品種の研究開発を要請しております。地球温暖化などによる漁場環境、栽培漁業等の変化に対応できる品種改良や栽培技術の研究開発ができる体制を構築すべきです。

伺います。

(3)、糸満漁港への荷さばき施設の整備計画と泊市場の再整備について伺います。

(4)、輸送コストの低減対策の経済効果について伺います。今後とも施策を継続すべきだと思いますが、見解を伺います。

(5)、６次産業化人材育成活性化事業の成果と課題を伺います。

(6)、日本共産党は、就農支援制度の導入や拡充を主張してきました。新規就農支援の準備型で研修先を除外されたという報道もありますが、青年就農給付金の支給実態と研修先が除外された事例があるのか伺います。

２、高齢者施策の推進について伺います。

(1)、年金問題です。厚生労働省が行った年金財政の検証結果は、2004年の改悪年金法で導入された年金自動削減の仕組みであるマクロ経済スライドのもとで、将来の年金額が大幅に削減・抑制される実態が明らかになりました。県内の高齢者の現状は大変厳しいものがございます。2017年度の月平均給付額は厚生年金で約12万円、国民年金は月約５万円で全国47都道府県の中で最低となっています。老後の安心のために、自動削減の制度となっているマクロ経済スライドを廃止し、減らない年金への改革は喫緊の課題であります。

見解を伺います。

(2)、後期高齢者医療制度の保険料の引き下げ、減免制度の拡充、滞納を理由とした保険証の取り上げを行わないことについての見解を伺います。

(3)、入所待機者の解消に向けた特別養護老人ホーム等支援策について。

ア、施設整備の計画を伺います。

イ、特別養護老人ホームの入所基準について伺います。

(4)の介護人材確保は取り下げます。

介護サービスの充実について。

ア、介護保険料の滞納処分について伺います。

イ、介護保険料・利用料の減額免除制度を市町村と協力連携して実施・拡充することについて伺います。

(5)、加齢による難聴者の補聴器購入補助制度の創設を求めます。

３、社会基盤の整備について。

(1)、老朽化した公立学校・私立学校、公営団地・病院、福祉施設などの改築、道路、橋梁などの改修計画を伺います。

(2)、沖縄の自然海岸・干潟・河川を取り戻す自然再生型の公共事業の計画を伺います。

４、環境汚染問題について。

(1)、プラスチックごみ等の海洋投棄が環境を悪化させております。海岸漂着物の回収・処理について伺います。

(2)、国のプラスチック資源環境戦略に基づく県の施策の成果と課題を伺います。

５、安全・安心で快適な社会づくりについて。

(1)、地震と津波の観測について伺います。

海と陸のプレートが強く密着してひずみが蓄積する固着域が発見され、巨大地震を引き起こす可能性が高い南西諸島東の琉球海溝や西側の沖縄トラフに観測網は未整備で、識者らは、沖縄は過去の大津波が発生した歴史も踏まえ、津波発生の特性を解明することが急務と警鐘を鳴らしております。

ア、琉球海溝や沖縄トラフの観測網を早急に整備すべきではないですか。

イ、津波被害想定地域の避難ビル等の対策を急ぐべきです。対策の概要を伺います。

(2)、急傾斜地、地すべり地域の対策を急ぐべきではないですか、対策の概要を伺います。

(3)、減災・防災ガイドブック第２版という本が県に贈呈されたとの報道がありましたが、その活用方法について伺います。

(4)、災害救助法、被災者生活再建支援法の適用基準の緩和で被災者救援ができるよう国に求めるとともに、県独自の緊急支援制度や生活支援制度の創設を求めます。

(5)、交通量の多い交差点等や必要な箇所への信号機、カーブミラー、ガードレール等の設置、横断歩道の白線などを補修し交通安全対策の強化を求めます。

６、国民健康保険制度についてです。

(1)、国保料・税の滞納問題。国民健康保険料・税が払えない、病院の窓口に払う医療費も高いと加入者からこのような悲鳴が上がっております。国民の４人に１人が加入し、自治体が運営する国民健康保険制度で、2018年度に国保料・税を滞納していた世帯は、全加入者世帯の15％に近い約269万世帯であることが厚生労働省の調査で明らかになっております。

ア、2018年度の沖縄県の国保料滞納世帯数、全加入世帯に占める滞納世帯率を伺います。また、国保料滞納世帯の３軒に１軒は、滞納を理由に正規の被保険

者証（国保証）が交付されず、安心して医療が受けられない状況にあります。国保料・税の軽減策を伺います。

イ、滞納世帯に占める国保証不交付世帯率と不交付世帯をなくす取り組みを伺います。

(2)、国民健康保険の都道府県単位化について。

ア、保険料（税）の水準の統一を図るとの名目で国保料の値上げを実施した市町村があるのかどうか伺います。

イ、全国で子供の均等割を減免する条例を制定した市町村があるのか伺います。

７、重度心身障害児者医療費助成制度の対象人数、市町村の実施状況、現物給付等について伺います。

８、教職員人事評価制度について。

教職員の人事評価が給与に反映されてから３年目に入りました。この間、学校現場に差別と分断が持ち込まれ、数値目標の設定や管理職との面談、それにかかわる資料作成などの管理強化と多忙化が激しくなっていると言われています。

(1)、人事評価に対する苦情の申し出件数と苦情処理の概要を伺います。

(2)、教育現場に差別と分断を持ち込み、多忙化の要因と指摘されている人事評価制度はやめるべきではないですか。伺います。

９、バイオマスエネルギー事業の普及促進について。

(1)、八重瀬町で実証事業として事業化されているバイオマス事業の概要を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） ただいまの玉城武光君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前の玉城武光君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業の振興についての御質問の中の１の(1)、農林水産業従事者の所得向上についてお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と、アジアなど海外へ展開するフロンティア型農林水産業などの施策を推進しております。具体的には、高品質かつ安全で安心な農林水産物を安定的に供給することで、おきなわブランドの確立を図るとともに、海外販路の開拓や、高度な衛生管理に対応した荷さばき施設、食肉処理・加工施設等の整備の推進など、輸出体制の強化に取り組んでおります。

沖縄県としましては、引き続き各種施策に取り組み、農林水産業従事者の所得向上を図ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長より答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） １、農林水産業の振興についての御質問の中の１の(2)、漁場環境の変化等に対応できる品種改良等の研究開発についてお答えします。

県では、モズクや海ブドウ、クルマエビ、ヤイトハタなど、養殖に関する技術開発を行っております。モズクについては、水産海洋技術センターで選抜育種や生産技術開発等の研究に取り組んできたところであります。その結果、生モズクに適した「イノーの恵み」を育成し、平成27年に品種登録しております。今後は、地球温暖化など漁場環境の変化に対応できるよう、高水温耐性モズクの系統選抜や栽培技術の研究開発などに取り組み、モズクを初めとする県内養殖業の振興に努めてまいります。

次に１の(3)、糸満漁港の新市場整備と泊漁港再整備についてお答えします。

県では、今年度から国の水産流通基盤整備事業を活用し、糸満漁港において高度衛生管理型荷さばき施設等の整備に着手したところであります。荷さばき施設については、今年度に実施設計を行い、令和２年度、令和３年度で施設を整備し、４年度の新市場開設を目指して取り組んでおります。また、泊漁港については、消費地に近接する優位性を生かした再整備が求められていることから、那覇市や関係団体と課題の整理や役割分担等について協議をしているところであります。

県としましては、今後も市や関係団体と連携し、糸満漁港の新市場整備及び泊漁港の再整備について推進してまいります。

次に１の(4)、輸送コスト低減対策の経済効果及び施策の継続についてお答えします。

県では、平成24年度から一括交付金を活用し、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。平成30年度の事業実績は、県外出荷量が約６万5113トンで、25年度と比較すると約１万4815トン、率にしまして約29.5％の増となっており、輸送費の低減により、県外出荷量が大きく拡大しております。今後の事業のあり方については、これまでの事業実績を踏まえ、事業効果等の検証を行うとともに、関係団体とも調整し、事業の実施について検討してまいります。

次に１の(5)、６次産業化人材育成活性化事業の成果と課題についてお答えします。

６次産業化を推進する上では、加工から流通までの一貫したノウハウを有する人材の育成や、事業者と地域の連携等が課題となっております。県では、農林水産物加工品の開発に取り組む人材を育成するため、商品開発に関する研修や、６次産業事業者の地域連携プロジェクトなど、総合的に支援を行っております。これらの取り組みにより、県内における平成29年度の６次産業関連事業の販売額は261億3000万円で、増加傾向で推移しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、６次産業化の推進に取り組んでまいります。

次に１の(6)、農業次世代人材投資事業における準備型の給付実績と研修先についてお答えします。

農業次世代人材投資事業は、次世代の農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を最大で２年間給付する事業であります。令和元年度における準備型の給付実績は、９月現在、22名となっております。事業の対象となる研修先については、今年度から県立農業大学校や宜野座村後継者等育成センター等の研修機関となっており、指導農業士等の先進農家は対象外となります。なお、今後は先進農家等で研修する就農希望者については、農の雇用事業で支援を行うことが可能となります。

次に９、バイオマスエネルギー事業の普及促進についての御質問の中の９の(1)、八重瀬町のバイオマス事業についてお答えします。

八重瀬町では、環境省の直轄事業として地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業を活用し、バイオガスプラントを整備しております。本事業は、平成26年度から平成28年度に、循環型実証モデルとして、地域から排出されるおから等の食品残渣や乳用牛のふん尿などを原料とし、液肥を生産するなど、地域資源を活用したエネルギーの創出・検証を実施しております。

県としましては、八重瀬町が設置した地域循環型バイオガスシステム構築協議会に参画するなど、家畜排せつ物等の利活用の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、高齢者施策の推進についての御質問の中の(1)、年金制度改革についてお答えいたします。

年金制度改革については、国の社会保障審議会等で審議されているところであり、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する制度を確立するため、マクロ経済スライドを含め、国において十分な検討を行う必要があるものと考えております。

同じく２の(3)のア、特別養護老人ホーム等の整備計画についてお答えいたします。

県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成30年度から３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、1295床の整備を見込んでおります。なお、令和元年度末時点で、17施設476床の整備が完了する見込みとなっております。

同じく２の(3)のイ、特別養護老人ホームの入所基準についてお答えいたします。

県では、特別養護老人ホームの入所基準として、沖縄県特別養護老人ホーム入所指針を定め、入所の必要性が高い高齢者が優先的に入所することができるようにしております。同指針に基づき、各施設において、被保険者の要介護度、介護者の状況、住居環境等を総合的に勘案し、入所の優先順位を決定しているところであります。なお、指針では、要介護３以上と認定された方を原則としつつ、要介護１または２の方でも、居宅において日常生活を営むことが困難な場合など、必要に応じて入所できることとなっております。

同じく２の(4)のア、介護保険料の滞納処分についてお答えいたします。

介護保険料の普通徴収対象者のうち、現年度分について滞納があった人数は、平成27年度は２万781人、平成28年度は１万6464人、平成29年度は１万8975人となっております。これら滞納保険料については、地方税と同様の手続により滞納処分がなされることがあるほか、滞納の期間に応じて保険給付の償還払い化や一時差しとめの措置がとられることがあります。また、保険料の徴収権が時効消滅した場合には、保険料未納期間に応じて保険給付率が９割から７割に引き下げられるなどの保険給付の減額等が行われることがあ

り、平成29年度は252人に当該措置が行われたところです。

同じく２の(4)のイ、介護保険料・利用料の軽減制度についてお答えいたします。

国においては、今月の消費税率の引き上げに合わせ、介護保険の第１号保険料について、これまで市町村民税非課税世帯等の第１段階のみを軽減の対象としていましたが、所得に応じ第３段階まで拡充を図るほか、第１段階の保険料基準額に対する負担割合も従来の45％から30％へ引き下げることとしています。また、利用料に関しては、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度があり、県としましては、これらの制度が適正かつ円滑に実施されるよう市町村や関係団体に周知しているところです。

同じく２の(5)、加齢による難聴者の補聴器購入の補助についてお答えいたします。

現在、国においては、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を開始していることから、県としましては、その研究成果等も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に３、社会基盤の整備についての御質問の中の(1)、老朽化した福祉施設の改築計画についてお答えいたします。

県立の福祉施設では、若夏学院の校舎が築30年以上経過し、老朽化していることから、長寿命化のための工事を平成29年度に実施しました。

県としましては、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づき、令和２年度までに施設ごとの個別施設計画を策定することとしており、今後の長寿命化や修繕、改築について、同計画を策定する中で検討してまいります。

次に５、安全・安心で快適な社会づくりについての御質問の中の(4)、災害救助法等の適用基準の緩和についてお答えいたします。

災害救助法の適用基準の緩和について特段の要望は行っておりませんが、被災者生活再建支援法については、本県の状況として、他の都道府県と異なりコンクリート構造など堅固な住宅が多いことから、全壊より一部損壊の事例が多く、その適用が難しい状況となっているため、同基準の緩和については、これまで沖縄及び北方対策担当大臣、衆参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会へ要望を行っているところです。また、同様の要望が全国的にも全国知事会、九州知事会を通して行われております。県独自の支援としましては、災害が発生した場合、遺族、負傷者、全壊世帯等に対し弔慰金及び見舞金の支給を実施しております。

次に７、重度心身障害児者医療費助成制度についての御質問の中の(1)、対象人数、市町村の実施状況、現物給付等についてお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成事業における受給者数については、平成30年度実績で２万3646人となっております。給付方法については、平成30年８月から自動償還方式が導入されており、令和元年10月１日時点で31市町村が導入済み、10町村が導入予定となっております。同事業の現物給付につきましては、自動償還方式が導入されて間もないことから、実施主体である市町村の意向等を確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、２の高齢者施策の推進についての御質問の中の(2)、後期高齢者保険料についての御質問にお答えします。

後期高齢者に係る保険料につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合において、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、今後の医療給付費の見込み等を踏まえ、本県の後期高齢者医療制度が健全に運営できるように適切に設定することとなっております。また、保険料減免制度につきましても、同法第111条の規定に基づき、広域連合の条例で定めるところにより、被保険者の生活状況に応じて適切に運用されているものと考えております。なお、広域連合において滞納を理由とした保険証の取り上げは行っておりません。

次に、３の社会基盤の整備についての御質問の中の(1)、病院の改築計画についてお答えします。

県は、沖縄振興公共投資交付金を活用して、老朽化した病院の改築等を促進しております。本年度は豊見城中央病院の移転新築が予定されているほか、今後、浦添総合病院及び那覇市立病院の改築等が計画されております。

次に、６の国民健康保険制度についての御質問の中の(1)のア、滞納世帯の状況と保険料軽減策についてお答えします。

平成30年６月１日現在の県内の国保加入世帯数23万8669世帯に占める保険料滞納世帯数は、３万4997世帯、14.7％となっております。保険料の軽減につきましては、一定の所得以下の世帯について、７割、５割及び２割の法定軽減措置を講じるとともに、災害

や失業による所得の減少など特別な事情が認められる場合には、市町村の条例の定めるところにより、保険料の徴収猶予や減免を行っているところであります。

次に(1)のイ、保険証の不交付をなくす取り組みについてお答えします。

平成30年６月１日現在の県内の保険料滞納世帯３万4997世帯に対し市町村が被保険者証の返還を求めた世帯、すなわち被保険者資格証明書交付世帯数は、582世帯、1.66％となっております。県では、市町村に対して被保険者の生活実態の把握に努め、被保険者の経済的事情等により保険料の納付が困難と認められる世帯には、相談機関や庁内相談窓口との連携など、被保険者の生活状況の改善につながる取り組みを推進するとともに、財産調査の上、徴収猶予や滞納処分の執行停止を行うなど、被保険者の状況に応じて適切に対応するよう助言しているところであります。

次に(2)のア、国保料を引き上げた市町村についてお答えします。

県が標準保険料率を示した平成30年度以降に、国民健康保険料率を増額改定した市町村は、平成30年度は糸満市、西原町、与那原町の３団体、平成31年度は八重瀬町、南風原町、今帰仁村の３団体となっております。

なお、これらの団体は財政状況などを踏まえ、適切な保険料水準を確保するために引き上げたものであり、保険料の統一のために引き上げたものではございません。

次に(2)のイ、子供の均等割保険料の減免についてお答えします。

子供に係る均等割保険料を減額または免除する条例につきまして、全国の市町村の状況は承知しておりませんが、本年４月１日現在、県内市町村において同様の条例による減免は実施されておりません。県は、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入について全国知事会等を通じて国に要望しているところであり、引き続き適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の社会基盤の整備についての御質問で(1)、公立学校の改修計画についてお答えいたします。

公立学校施設については、これまで国の高率補助制度を活用し、老朽校舎等の改築及び改修を年次的に実施してきたところであります。現在、県及び市町村においては、学校施設の個別施設計画を令和２年度までに策定するべく取り組んでいるところであり、今後、同計画に基づき、施設の改築・改修を図ることとしております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携して、計画的な施設整備を実施していきたいと考えております。

次に８の、教職員人事評価制度についての御質問で(1)、人事評価に対する苦情申し出件数等についてお答えいたします。

平成30年度の人事評価に対する苦情申し出は、市町村立学校においては３件で、県立学校においてはありませんでした。苦情は全て本人評価と評価者の評価が異なることに対するもので、申し出に基づき開催された市町村教育委員会の苦情処理委員会において、２件は学校長の評価が妥当とされ、残り１件は、評価が変更されております。今後も評価者研修の改善、充実等を図り、公正公平な人事評価の推進に取り組んでまいります。

同じく８の(2)で、人事評価についての御質問にお答えいたします。

公立学校の教職員の人事評価につきましては、評価の実施と、評価を人事管理の基礎とすることが、地方公務員法で定められております。人事評価の実施に当たっては、管理職への評価者研修とともに被評価者側との意見交換を行っており、公正公平の確保と制度の運用・理解の促進に努めているところです。人事評価の際に行う評価者と被評価者との面談については、学校経営の目標や課題等を共有するとともに、職員の取り組みに対する評価や助言等を通して、相互の信頼関係の構築につながるとの声もあります。今後とも、評価者研修の改善・充実等を図り、公正公平な人事評価の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、社会基盤の整備についての御質問の中の(1)、私立学校等の改修計画についてお答えいたします。

県内の私立学校では、各学校ごとに改修計画を作成し、老朽化対策を行っているところであります。県では私立学校において、建築後30年以上経過した学校施設の改築または建築後20年以上経過した学校施設の大規模改造を行う場合には、沖縄県私立学校施設改築促進事業により支援を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、社会基盤の整備についての御質問のうち(1)、老朽化した県営住宅、道路、橋梁の改修計画についてお答えいたします。

県営住宅の修繕・更新については、平成29年度から令和８年度までを期間とする沖縄県公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化した団地の建てかえ・改善を順次実施することとしております。また、県の管理する橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路施設については、平成23年度及び27年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強等の対策を進めているところであります。なお、昨年度終了した一巡目の定期点検結果を踏まえ、今年度から既存の長寿命化修繕計画の見直し及び未策定の道路附属施設等の計画策定を行い、引き続き耐震化・老朽化対策を進めていきたいと考えております。

次に３の(2)、自然再生型の公共事業についてお答えいたします。

海岸施設の整備に当たっては、美しい海や砂浜等の景観・環境に配慮し、緩傾斜護岸、養浜及び飛沫防止等の組み合わせによる面的防護方式で整備を進めております。河川整備については、治水・利水・環境の調和を図りながら、多自然川づくりに取り組んでいるところであります。今後とも地域住民や関係団体と連携を図りながら、自然再生型公共事業に取り組んでまいります。

次に５、安全・安心で快適な社会づくりについての御質問のうち(2)、急傾斜地及び地すべり対策についてお答えいたします。

県内における急傾斜地崩壊危険箇所については、要対策箇所が433カ所あり、現在までの整備率は約16％となっております。また、地すべり危険箇所については、要対策箇所が88カ所あり、整備率は約29％となっております。土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせてソフト対策として、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を目的とした土砂災害警戒区域の指定を推進しているところであります。

次に５の(5)、ガードレール等の交通安全対策についてお答えいたします。

県管理道路においては、事故多発箇所等を優先に、現地を確認の上、防護柵の設置基準等に基づき、ガードレール等の交通安全施設を設置しております。また、調査により老朽化や劣化の進行が確認された施設については、適宜、修繕や取りかえを行っているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、環境汚染問題についての御質問の中の(1)、海岸漂着物の回収・処理についてお答えします。

プラスチックによる海洋汚染は世界的な問題であり、ことしのG20サミットでも議題として取り上げられ、各国が排出削減に向けて対応していくことが宣言されました。県では、海岸漂着物対策として回収・処理が重要であることから、国の補助制度を活用し、海岸管理者による海岸漂着物の回収・処理を実施するほか、市町村が実施する回収・処理の事業についても、事業費の９割を補助しております。引き続き、回収・処理体制の強化を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

続きまして４の(2)、プラスチック資源循環戦略に基づく県の取り組みについてお答えします。

政府が策定したプラスチック資源循環戦略では、実効的な資源循環、海洋プラスチック対策、国際展開及び基盤整備を重点戦略とし、国民各界各層との連携を通じて、2030年までにワンウエープラスチックを累積25％排出抑制するなどの目標達成を目指すこととしています。県では、市町村等と連携し海岸漂着物の回収・処理などに取り組むとともに、プラスチックごみの排出抑制対策については、レジ袋の有料化導入や環境教育に取り組んでおります。また、同戦略を推進する上で、県民、事業者及び行政が一体となって積極的に取り組むことが重要であるため、プラスチックごみの削減に向けて、引き続き３Ｒの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　５、安全・安心で快適な社会づくりについての(1)のア、津波観測網の整備についてお答えします。

本島周辺においては、海底ケーブル式地震・津波観測システムは整備されておりませんが、南海トラフ地震のような海溝型の巨大地震が起きる可能性が大学等の研究により示されたことから、県としても、観測網が整備されることは国民の生命と財産を守る観点からも重要であると認識しております。このため、国に対し、本年６月に開催された九州知事会を通じて、整備

に向けた検証・評価を行うよう要望しているところです。

次に５の(1)のイ、津波避難施設の対策の概要についてお答えします。

災害対策基本法第49条の４の規定により、指定緊急避難場所は災害の種別ごとに、市町村長が指定することとなっております。津波に備えた指定緊急避難場所については、令和元年８月末現在、21市町村572施設が指定されており、昨年８月末に比べ３市町村102施設増加しております。

県としては、未指定の市町村も多数あることから、引き続き市町村担当者向けに説明会を実施する等、指定緊急避難場所等の指定の促進に向けて取り組んでまいります。

次に５の(3)、減災・防災ガイドブック第２版についてお答えします。

去る８月28日に、沖縄県は沖縄県建設業協会から減災・防災ガイドブック第２版の贈呈を受けたところであります。

県としましては、今後、市町村を通して自主防災組織へ配布するなど効果的な活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　５、安全・安心で快適な社会づくりについての御質問のうち(5)、交通安全対策の強化についてに関し、警察が管理する信号機と横断歩道についてお答えをいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺の道路や施設の設置計画状況等を分析するとともに、他の対策による事故抑止の可否なども考慮し、整備の必要性や緊急性の高い場所を選定して設置の必要性を判断しております。

横断歩道につきましては、警察署等の調査や地域の要望等を通じて補修必要箇所の把握に努め、補修を行っております。

信号機や道路標識・表示等の交通安全設置事業につきましては、老朽化した既存の信号機等の維持・更新が喫緊の課題となっており、新設の御要望に充てることのできる予算は限られているのが実情ではありますが、県警察としては、地域住民の御要望に可能な限り応えるべく必要な予算の確保と、重点的かつ効率的な事業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　では、答弁に基づいて再質問をいたします。

初めに、農林水産振興の関係で、輸送コストの低減対策の経済効果を述べておりましたけど、どれぐらいの金額の経済効果が出たのかということと、その施策を今後も継続した取り組みを検討していきたいということで、続けるということで理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、条件不利性解消事業導入による経済効果ですが、直近、27年から29年までのそれぞれ調査の内容を説明したいと思います。

まず、27年度には196億2800万円の経済効果があるという報告を受けております。それから平成28年度が165億9500万円、29年度が178億8300万円ということで産業連関分析の手法を用いて経済効果を算出したものでございます。

それから、検討会につきましては、生産者の団体の方、それから輸送関係の団体の方等、あと学識経験者を含めて、今後の当事業のあり方を検討しております。これまで平成24年から続けている事業ですので、実績等も検証しながら、今後の事業のあり方を検討していくということで進めている状況であります。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今の、この不利性解消の輸送コストの低減のために、21世紀ビジョンの総点検の中で、これは流通条件の不利性解消に引き続き取り組むべきだと出ているんです。だから、先ほどの約180億円の、それくらいの経済効果が出ているということですから、今は検討という話ですが、これ引き続き継続することを要望して次に進みます。

それから就農給付金の中で、除外された事例があるということが報告されました。これまで除外されたところとは法人ですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　今年度から、農業次世代人材投資事業の研修先の対象なんですが、農業大学校とか、それから市町村あるいは出荷団体等で設置している研修機関がありますけれども、そういう組織的な研修機関をこの事業で対象とするということになりまして、これまで指導農業士等、そこの先進農家の圃場で直接研修を受ける部分がこの事業からは対象外

となりまして、先ほど答弁しましたけれども、農の雇用という事業がございまして、そこのほうにメニューとして行ったという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次に、介護保険の滞納問題のところで、給付制限を受けた利用者が252人いるという答弁でしたが、これ正確な数字ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後２時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほど答弁しましたとおり、保険給付の減額等の人数につきまして、平成29年度は252名というところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　これ非常に大きな問題です。この介護保険は、この制限を受けた方は多分普通の徴収で、無年金か低年金のひとり暮らしか夫婦のみの世帯だと思うんですが、これだけ年金で生活している方が介護の給付を制限されている。これ大きな問題だと思うんですが、県が何らかの方法でそういう人たちを救済できる制度が必要ではないでしょうか。

デニー知事は、誰ひとり取り残さないという公約ですから、知事の御所見をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　介護保険料の滞納につきましては、今のような形で給付制限が出てくるような場合もございますけれども、これは国の統一した制度でございますので、県としましては、その辺の制度のあり方等につきましては、意見交換してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　国の制度がこういう中で、非常に低年金で、それから年金がない人たちにこういう負担を強いると、介護保険が受けられない、給付が受けられないという状況があるんです。

次に続きます。

全国で子供の均等割を減免する条例が制定されているところを御存じないかと聞いたら、ないという答弁なんですが、正確に調べたことあるんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　そういう条例をつくっている団体がないと申したわけではなくて、私どもとしてはそういう調査をしておりませんので、把握していないという意味でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　調査して、ぜひこういう制度もあるということを熟知して、沖縄県ではまだこういう条例を制定したことはないんですが、今、全国知事会が協会けんぽ並みにということで１兆円の公費を投入して、均等割の減免の条例を、減免して減額しなさいと全国知事会が要望しているわけですから、それを踏まえて、沖縄県でそういうことを市町村に知らせて、そういう均等割の減免ができるという方向で取り組んでいただきたいんですが、部長、どうですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　国保については、構造的な問題解決した上に、国による公費の投入が必要不可欠というのは47都道府県共通の認識でございます。

それに沿った要請行動も行っているところでありまして、あわせて子供の均等割の問題についても被保険者間の均衡を図る観点からも、これについては国が何らかの策をとるべきじゃないかと、そろそろ具体的なことも示すべきじゃないかというようなことで47都道府県そろって要請行動しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ぜひ全国知事会と共同歩調で、県もそういう協会けんぽ並みに公費の投入をぜひ頑張っていただきたいということです。

それから、重度心身障害者の医療費助成制度の対象者が２万3000人。これ自動償還しているところが30市町村と。現物給付等については、市町村の意向を聞いて検討したいということなんですが、市町村が現物給付を実施しようと言ったら、その県の要綱を変えないといかんわけです、要綱。そういうことを踏まえて、その要綱を改正するという方向で進むことはできないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この重度心身障害者医療費助成制度につきましては、先ほども答弁しましたとおり、昨年の８月から自動償還方式が導入されて、31市町村が導入されたところでございまして、これから10町村が導入というところでございます。ですので、この制度が導入されて間もないということもありまして、市町村のほうの現物給付に関する捉え方も十分調査しながら、県としても整えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ぜひ頑張っていただきたいと思いま

す。

最後に、津波の問題、襲来なんですが、沖縄県防災計画の中で、津波の襲来は最大で何メーターを想定しているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

地震・津波被害想定、ベースは土木建築部のほうでつくっておりますけれども、地域によって到達のものが異なっております。東日本大震災級の津波が起きた場合の最大想定は、最も高いところでは30メートルぐらいになるところもあったかと思います。

○玉城　武光君　以上です。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　こんにちは。

質問通告後に報道がなされた看過できない問題がありますので、議事課と執行部には通告してありますので、先例を踏まえて、２件の追加質問を行いたいと思います。それに伴い、質問の順序を変えさせていただきます。

まず１番目、八重山で海底ケーブルが損傷して、通信障害が出ました。莫大な費用をかけたループ化でしたが、原因、再発防止策について伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先島におきましては、海底ケーブルでループ化をしておりますけれども、ＮＴＴ西日本沖縄支店によりますと、石垣島の中継ケーブルの損傷については台風による飛来物が原因とのことです。一方、与那国島における中継ケーブルの損傷については、県道の道路管理業務を受託した団体が除草作業中に誤って切断したと思われるとのことであります。

県としましては、今後同様の事態が生じないようＮＴＴ西日本沖縄支店及び道路管理者等の関係機関と連携し、原因の究明及び対策を今協議しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ二度と起きないようにしてください。

追加質問の２、けさのミサイル配備報道について、これは衝撃が走っています。２年以内に配備する計画があると報道されています。県はこれ確認していますか。県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

議員御指摘の報道があることは承知しております。今、事実関係につきましては、報道を受け、直ちに沖縄防衛局を通じて確認中でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　去年もアメリカの委員会で、2009年２月に当時の在米公使の秋葉氏が、沖縄への核兵器の再配備可能性を肯定したと報道がありました。これも衝撃がやはり起こりました。私は、辺野古弾薬庫で今進められている改修というのは、この核兵器の再配備が目的ではないかとこれまでも指摘してきましたが、県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成29年９月及び平成30年６月に外務省沖縄事務所に対し、沖縄への核兵器の配備等について問い合わせたところ、米側は我が国の非核三原則に係る立場をよく理解していることから、米国が非核三原則に反する米軍の運用を行うことは現状において想定されない等の回答がございました。

いずれにしましても日本政府は非核三原則を堅持する方針に変わりはないとしており、県としましてもいかなる理由があるにせよ沖縄への核持ち込みはあってはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　けさの新聞でもこのやりとりの中で、ロシアの高官は米政府にとっては沖縄には核密約があるので、沖縄はもう決まっているかのような言いぶりだというようなことまで言っているわけですよね。ですから、これは今の公室長の答弁は、もっと深刻に受けとめないといけないと思います。

それで、県議会は去年の７月６日に「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書」を全会一致で可決しました。その中で４点、政府に要請しておりますが、この４点についての県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄への核持ち込みに関する密約文書を正式に無効とすることや、非核三原則を堅持し沖縄への核兵器の再配備を断固として拒否すること等を求める意見書が全会一致で可決されたことは、県としても重く受けとめております。

以上でございます。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

それでは、３点目の核貯蔵施設に関するものですが、それにつきましては外務省を通じ照会しておりますが、現時点で回答はございません。

じゃ決議文から読み上げます。

沖縄への核持ち込みを認めることとした密約文書を正式に無効とすること。これにつきましては有事の際に再び沖縄に核を持ち込むとの日米密約があったとの事実関係について、外務省に確認したところ、密約は仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えておりますが、この点についても米国政府として、そういう密約は少なくとも今は有効ではないということが確認されたとしております。

次に２、非核三原則を堅持し、沖縄への核兵器の再配備を断固として拒否することにつきましては、いかなる理由があるにせよ沖縄への核持ち込みはあってはならないと考えております。

次に３点目の、核貯蔵施設とされる辺野古弾薬庫及び嘉手納弾薬庫の実態調査を行いその真相を県民に公表することにつきましては、外務省を通じ米軍に沖縄で現在核兵器を保管しているか照会しておりますが、現時点では回答はございません。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４点目に関しましては、核兵器の禁止条約に参加し、署名批准することというところでございますが、これにつきましては、悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えておりますので、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名というものがございまして、これに対して沖縄県知事として翁長知事とそれから玉城知事が署名しているところでございます。ヒバクシャ国際署名の取り組みなどの世論の広がりが核兵器禁止条約締結に向け大きな力になると考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、このような報道がなされて衝撃が走っているときに、やっぱり知事として断固こんなことは認められないと。断固拒否するということをしっかり表明して、私は直ちに行動を起こすべきだと思います。どんな行動を起こすかはいろいろ政府に対してもやるだろうし、あるいは知事、訪米も計画していますから、その中でも沖縄県、絶対認めないぞということをしっかり発信してほしいんですけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県としましては、いかなる理由があるにせよ、沖縄への核の持ち込みは絶対あってはならないと思っております。さらにはミサイル配備などにより米軍の基地機能が強化されることも到底認められることではありません。沖縄の基地負担の増加につながることは決してあってはならないと思いますので、その旨しっかりと取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ頑張ってください。

これから沖縄、やっぱり平和を築いていくために、来年、終戦75年目になります。そういう意味では来年の節目の年に、75年目の慰霊の日に、長崎の市長、それから広島の市長を招待して、同時に８月６日、広島。９日、長崎の平和記念式典に玉城デニー知事が参加して、やっぱり連携して平和を求めていくというのは、とても大事だと思う。意義あることだと思うんですけれども、ぜひこれは実現できればと思いますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　さきの大戦で一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただくために、沖縄全戦没者追悼式は内閣総理大臣を初め関係大臣等を招待しているところでございます。また、原爆の惨禍に見舞われた広島、長崎両市においては、原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和を記念する式典が行われているところでございます。

県としましては、来年が先ほどおっしゃいましたように、戦後75年の節目の年に当たることから、沖縄全戦没者追悼式への広島、長崎市長の招待及び両市の式典への参列について調整してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、知事もその意思があるということでよろしいですね。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そのとおりです。

来年は75年の節目ですので、沖縄県が広島、長崎とともに世界へ平和を発信していくその動きをまた一緒に考えていければと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　そして、戦争の悲惨さ、平和のとう

とさを次世代に継承するためにも、対馬丸記念館の補助が今年度で終了するらしいのでぜひ継続していただきたいと。私たち県議会総務企画委員会メンバーは75年前の８月21日に対馬丸が那覇を出港した日に、対馬丸の慰霊碑に献花してきました。ぜひ私はこの補助を継続していただきたいと思いますが、見解聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県としましては、対馬丸記念館を運営する対馬丸記念会に対しまして、平成24年から31年度までの間、来館者促進支援事業補助金というものを交付して、来館者の増加を図るための支援を行ってまいりましたが、依然として同館を安定的に運営するための自主財源の確保が課題となっていると考えております。このため、対馬丸事件の記憶を風化させることなく次世代に継承するために、引き続き同記念会への支援について検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ、よろしくお願いします。

次に、消防士を政令定数とするように国に求めることについて質問します。

まず、近年異常気象だと思うんですが、災害が続発しています。最近の災害の発生状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

近年の主な自然災害としましては、地震につきましては平成28年４月熊本県熊本地方を震源とする地震により人的被害3082人、住家被害20万6886棟など、そして昨年平成30年９月北海道胆振東部地震により人的被害804人、住家被害１万4632棟などの被害が発生しております。また、風水害につきましては平成30年７月豪雨により広島県等で人的被害678人、住家被害５万470棟など、そして平成30年台風第21号により大阪府等で人的被害968人、住家被害５万869棟などの被害が発生しております。なお、本年におきましては、令和元年台風第15号により、千葉県等で人的被害146人、住家被害１万4609棟などの被害が発生しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　災害が発生している、相当続発してると。その際に真っ先に出動するのが消防士なんですよ。ところが、消防士が非常に少ないと。

消防士の充足率、全国の状況、県内の状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　消防職員の充足率につきましては、国により３年周期で調査を行っており、直近の平成27年４月１日時点における全国の値は77.4％で、沖縄県の値は61.9％となっております。前回調査の平成24年４月１日時点と比較すると、全国では0.9ポイントの増加、沖縄県では3.1ポイントの増加となっております。今年度、最新の調査が実施されており、年度末に調査結果が公表される予定と聞いております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　大幅にふえているということではないと思うんですが、この充足率、沖縄61.9なんだけど、この不足人数、それから沖縄の不足人数、全国の不足人数、お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

全国の消防職員のいわゆる算定数が、20万9564人で実際の数が16万2124名、その差が４万7440名となっております。一方、沖縄県におきましては、算定数が2543名、実際の消防職員数が1573名で、その差が970名となっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　全国で４万7500人、沖縄で970人不足していると。

県警本部長、警察官の定数はどのように定められて、充足率は幾らか。それから警察官の人件費というのは国からその人数に応じて100％措置されていると思うんですが、その状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

都道府県警察官の定員につきましては、警察法の規定によりまして、政令で定める基準に従って各県の条例で定めるということとなっております。沖縄の場合、沖縄県警察職員の定員に関する条例というものがございまして、これによって2771人というふうに定められております。充足率につきましては、本年９月１日現在で、約99％でございます。

それから経費についてでありますけれども、先ほど申し上げた政令で定める基準の政令で定められた定員に要する経費のうちの給与費等につきましては、地方財政計画に盛り込まれておりまして、地方交付税交付金として都道府県に対して措置されているものと承知しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私はこれまで消防士の増員、充足率の向上というのをずっと市議時代から県議に当選しても訴えてきましたが、なかなかふえない。若干この間ふえてはきましたけれども、100％にはなかなかならないんですよ。それは何かと言ったら、全部市町村の条例を定めるということになって、地方交付税が措置されていると言っても、地域の面積、人口割りで、人数じゃないんですよ。だから、そういうのが出てくる。そして一般財源に組み込まれるから。だから、やっぱり100％にするには政令定数にする必要があるんじゃないかなと思うんです。これ全国の課題ではあるんだけれど、これ初めての提起なんだけれども、ぜひ市町村消防とも全国知事会とも協議して、僕はそれが政令定数になって、そして市町村消防として維持するというのが望ましいと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

消防組織法に基づきまして、市町村は区域における消防への責任を有しており、消防職員の定数を条例で定めることとなっております。国は指導助言の立場で消防力の整備指針により職員数の目標を現在定めているところです。

県警と同様に、政令定数とすることにより、充足率100％を目指すとの提案につきましては、消防組織の体系、財政措置のあり方、市町村や他都道府県の意向なども踏まえ多面的に検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは災害が増加している中でやっぱり充足率を上げていくために、初めての提起なんでぜひ研究して実現できるようにやっていただきたいと思います。

次に、またＣＨ53ヘリから窓が落下しましたね。この間のＣＨ53の事故、特に世界での死亡事故についてどうなっているか聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県が把握していますＣＨ53の死亡事故は報道で確認できたものも含めまして、県内も合わせて６件となっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これを見ると、沖縄で渡嘉敷沖合で乗員４名が行方不明、これも多分亡くなっていますよね。それから昭和60年７月、これは北部訓練場周辺、乗員４人全員死亡。それから、アメリカでは10名とか、結構ありますね。去年もアメリカで４名が死亡しています。

そして、復帰後のＣＨ53の沖縄での事故はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県が把握しています復帰後からことし８月末時点の事故件数につきましては、37件となっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　なぜこんなに墜落するかと言ったら、これ老朽化しているんですよ。これはヘリテージ財団が、去年老朽化しているということを指摘しましたけれども、それについて紹介してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米海兵隊のＣＨ53Ｅにつきましては、約40年前から運用が始められ、米海兵隊の管理するＣＨ53Ｅのうち、37％のみが飛行可能であるという米国ヘリテージ財団の2018年10月の報告があることは承知しております。

県としましては、沖縄防衛局等の関係機関から情報収集に努めるとともに、米軍及び日米両政府に対して事故の再発防止を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最新の海兵隊の航空計画の中でも老朽化について言及していると思いますが、それ紹介してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　海兵隊航空計画2018によりますと、2020年までに多くのリセットを全143機の機体に対して行う。リセットとは包括的なメンテナンスプロセスであり、これは劣化しているＣＨ53Ｅ機体群の部材及び同機体の継続的な維持に係る施設に対処するというふうにされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ヘリテージ財団も、海兵隊そのものもＣＨ53Ｅが劣化している、老朽化しているということを認めているわけです。こういうのが沖縄の上空を飛び交っているというのは、これは絶対許されない。これは直ちに飛行禁止を求めるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としては米軍機に係る航空機事故はあってはならないというふうに考えて

おります。今後とも機体の整備・点検、そして隊員教育の徹底など再発防止策に万全を期すよう強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　いつ落ちるかわからないこういうＣＨ53が飛び交っていると。

次の質問で、もし福地ダム等に落ちたらどうなるかという点についてお聞きします。

まず、福地ダムなどの国管理ダムの形態、そして県民の水提供に占める割合などについてお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

福地ダムほか４ダムについては、調整水路で連結され統合運用が行われております。福地ダムから平成30年度実績で日量約23万立方メートルを取水しておりまして、沖縄県企業局全取水量の52％を占める貴重な水源となっております。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　この北部のダム水源、福地ダム等のダム水源と北部訓練場というのはほとんど重なり合っていると思うんですが、それどうですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

福地ダム、新川ダム、安波ダムの水源流域が米軍の演習場区域と重なっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ここに皆さんには配ってありますけれども、図を示してあります。（資料を掲示）　この赤とダイダイ色が北部訓練場で、ダイダイ色が水源地と重なっている区域ですね。この水源地に米軍のヘリパッド、北部訓練場には幾らのヘリパッドがあって、水源地には何カ所あるかお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄防衛局によりますと、北部訓練場におけるヘリコプター着陸帯の数は訓練場の過半の返還に伴い22カ所中７カ所が返還され、新たに６カ所が追加されたことから、現在は21カ所あるものというふうに承知しているとのことでございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　北部訓練場にある米軍ヘリパッドのうち、ダムの水源流域内には17カ所あることを確認しております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　17カ所のヘリパッドがあるんですよ。全国に水源地と米軍の訓練場が重なっているところ、ほかにどこがありますか。紹介してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　渉外知事会の構成自治体に対しまして水源地と訓練場が重なっている事例の有無を照会したところ、いずれの都道府県も該当がないということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この水源地で訓練しているのは沖縄しかないということですね。本当にひどいですね。高江に米軍ヘリが墜落しましたね。これは福地ダムの流域のすぐそばだったと思うんだけれども、あと何メートルだったんですか。その事故の処理状況について聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　距離については今手元にないんですが、平成29年東村高江におけるＣＨ53Ｅの不時着炎上事故では飛行中の火災により民間地に不時着をいたしました。事故現場周辺に福地ダムが存在しており、一歩間違えば水源汚染につながりかねない事故だったというふうに考えております。また、救助、消火活動の段階では米側から十分な情報提供がなかったこと、そして県などが内周規制線での調査を求めたのにもかかわらず、立入許可がおりず、速やかな調査が実施できなかったことなど、事故処理についてさまざまな問題があったものと考えております。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

水源地域まで400メートルということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　事故現場の土は米軍が撤去したんですよ。その理由は何ですか。そして、その土は今どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　事故現場の土壌の撤去理由につきまして、沖縄防衛局に照会したところ、周

囲に散らばった航空機の残骸の回収や汚染があった場合の拡散防止のため、事故機真下の土壌を撤去したと米軍から説明があったとのことです。また、現場から撤去された土壌は、牧港補給地区に移動されたとのことでございます。そして、米軍が現場の土壌の一部を処分したとの報道があることから、沖縄防衛局を通して米側に照会しているところですが、現時点で回答は得られておりません。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　企業局長、今、汚染されているということで土を撤去したと。これがあと400メートル、この流域内だったら企業局はどんな対応を迫られましたか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

企業局では、健康に影響を及ぼすおそれのある水質汚染事故が発生した場合には、企業局危機管理マニュアル等に基づきまして、直ちに取水を停止し、汚染状況調査や水質検査を行うこととしております。仮に米軍ヘリが福地ダムの水源流域に墜落した場合については、事故の状況に応じて同様の対応を行うことになります。また、取水の再開につきましては、水質検査等により安全性を確認した後に行うことになります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　水源地に落ちたらどうなるかというのは、過去、宜野座村で起こりました。そのとき、長期間取水がとまったと思うんですが、その状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　宜野座村の大川ダムの取水の停止期間でございますが、平成25年８月５日から平成26年８月13日までの間、１年と８日でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　１年間とまったんですよね。それで、福地ダム湖、流域じゃなくてダム本体に落ちたらどうなるかという点で、私これをとっても心配しているんですよ。ＣＨ53あれだけ落ちているんだからね。訓練場がいっぱいあるわけだから、ダム湖に墜落したときの企業局の危機管理対応はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

福地ダム湖面にヘリが墜落した場合は、ダムが汚染されるおそれがあることから、直ちに取水を停止することになりまして、安全性が確認されるまで取水再開はできません。また、同様に先ほど申し上げましたように、取水の再開につきましては、水質検査等により安全性を確認した後に行うことになります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　直ちに水の提供をとめるということになる。そうなると、先ほどのあれでは52％でしたか、53でしたか。需要を賄っていると。そうなると県民の53％提供できないとなると、断水になりますね。どんな状況になりますか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、本島北部にある福地ダムほか４ダムにつきましては、30年度の実績で企業局全取水量の52％を占める貴重な水源でありまして、他の水源での代替はなかなか困難と考えております。そういう意味で、福地ダムから取水が長時間停止した場合には、当然断水等の制限給水につながるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　具体的に、52％とめるとなると、どんな断水形態になるのか。夜間断水、隔日断水、どんな形態が想像できるんですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　多分、これは長期の断水になるおそれが可能性としては高いと思います。断水の形態もいろいろございますけれども、やはり段階的に、例えばこれまでの過去の断水からしますと夜間から始まって、隔日給水、これがどの期間もつかということはやはりその時々のほかの水源との関係でございますので、かなりの影響があるだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　過去に事故ではないんだけれども、渇水で長期間断水したことがありましたね。一番長いのはどれぐらいでしたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

過去に昭和56年から57年にかけて、これ断水の形態はいろいろと動いてきたようですが、326日間の断水があったということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私たちは断水の恐ろしさというのは嫌というほど知っているんですけれども、宜野座村で

も１年間あったということなんだけれども。それで、こういうことになったら、県民の台所、暮らし、それから教育現場、観光、経済の影響どんな影響が考えられますか。長期間というから。まず１年たったらどんな影響が出てきますか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　まず、水道というのはやはり生活基盤のほか、観光産業等に欠かすことのできない重要なライフラインでありまして、そういう墜落に伴いまして断水等が生じますと、やはり県民生活のみならず多方面への大きな影響があるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ちょっと具体的に、教育現場ではどんな影響が出てきますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

仮に制限給水等、制限が行われた場合になりますけれども、考えられる影響としましては、水を使いますので給食がとまる、停止。あとは水をいっぱい使うということでプールの使用停止などが考えられまして、教育活動には大きな影響が出るものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　学校給食なんかもとまってしまうと。

特に観光にはどんな影響が出ますか。今1000万人に達しようとしていますけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

仮にというところで、福地ダムに今墜落をしまして、長期にわたって取水停止による断水とか発生した場合、先ほど企業局長から答弁がございますように、県民生活への影響はもちろんでございますが、今約1000万の観光客が来ておりますので、単純に計算しますと１日当たり約９万8000人が交流人口として県内にいるというふうに推計をされるわけでございます。そういうところから、本県観光客への影響は大きいと考えますし、それがまた長期に及ぶことでその後の風評被害につながって、そういった意味での観光危機の発生というのは懸念されるところでございます。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　そういう状況を脱するためにいろんな対策が必要だと思うんですが、県でとる対策が、企業局長あるのかどうなのか。先ほども言っていたけれども、この福地ダムというのは全部が連結していると。上流にもし落ちていたら福地ダムは使えるけれども、福地ダム本体に落ちたら上の全てのダムが使えなくなるということで理解していいんですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

福地ダム以北のこの４ダムにつきましては、調整水道を連結されておりまして、その各ダムの潮流水は最下流にあります福地ダムに導入されて、福地ダムからこの５ダム分の潮流水を取水しているというところでございまして、福地ダムに米軍機が墜落した場合には福地ダムを含むこの上流の全てのダムから取水ができなくなるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この福地ダム上流の新川ダムから福地ダムに流れている導水管をストップして、遮断してそこから浄水場に直接つなぐ導水管というのはないんですか。なければつくることは考えられますか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えいたします。

福地ダム以北の４ダムから直接取水をするための導水管については整備はされておりません。福地ダム以北のこの４ダムからもし直接取水をするためのこの導水施設等の整備につきましては、整備費用が膨大でございまして、企業局の経営に与える影響が大きく困難であると考えております。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　要するに莫大な費用がかかるからできないということなんですよね。だったら、この導水管ありますよね。（資料を掲示）　ここをとめて、それぞれ川に流して、河川に流して、河川から取水するということは可能ですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

福地ダム以北のこの４ダムのうち、新川、安波、普久川ダムの３ダムから河川に放流された水を取水する

ためには新たに取水施設、それから導水施設の整備が必要になります。その整備費用も膨大でありまして、企業局の経営に与える影響が大きいということで、整備そのものはやっぱり困難であるというふうに考えております。

なお、辺野喜ダムからの放流水につきましては、既存の辺野喜取水ポンプ場から取水することは可能ではあります。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 いずれにしても、そうなったときどうするかということを考えないといけないんだけれども、今提案したのは全部巨額の金がかかるからだめだと。だったら、海水淡水化施設がありますよね。それで代替するという、増設するということは可能ですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

○企業局長（金城　武君） お答えをいたします。

福地ダムからの日平均取水量は平成30年度の実績で約23万立方メートルでありまして、これは現在、現有する海水淡水化施設の能力、これが日量４万立方メートルでございまして、それの６倍に相当するということでございまして、海水淡水化施設の増設につきましては、建設費の他に維持管理含めて企業局の経営に与える影響が大きく、整備は困難であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 企業局長、だったら、県民はどうすればいいんですか。答えられますか、答えられたらお願いします。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

○企業局長（金城　武君） そういう水源地域というのはやはりきれいな環境を保つというのが非常に大事でございますので、ダムの流域、それからダムそのもの、そこの部分でのやはり米軍ヘリの訓練等につきましては、やはりそういう事故の危険性等を考えますと、なくす方向にもっていけたらいいなと考えております。

○渡久地　修君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君 企業局長はなくす方向でいけたらいいなと言っていましたけれども、知事、これですね。これ仮の話をしているんだけれども、しかし、これはこれまでのＣＨ53の三十何回かの事故、沖縄での事故の頻発。そして、この状況見てくださいよ。水源地。（資料を掲示） そしてほとんど河川が流れているところにヘリパッドあるんですよ。だから、北部訓練場撤去。そして、水源地上空は飛ばさない。撤去させるということは、緊急の課題だと思うんですけれども、それどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

北部訓練場には県民の水がめである福地ダム、新川ダムなどが存在しており、ＣＨ53Ｅの不時着炎上事故を受けて、県議会だけではなく地元高江区、そして東村議会が着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行ったことは重く受けとめております。

県としましても、沖縄防衛局から提供されている情報を分析した上で、防衛大臣等に対しまして、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 ぜひ、これは知事としても全力を挙げてください。そして企業局長、企業局としても市町村一緒になって、あるいは教育委員会も学校教育を守る上でも、これみんなが一丸となって水源地上空での飛行を禁止する。北部訓練場を撤去させるという運動をぜひ起こしてください。

次に同じく、有機フッ素化合物、ＰＦＯＳの問題。

これはまず第一義的には、私は基地を提供している国が解決すべき問題だと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

○企業局長（金城　武君） 比謝川等でのＰＦＯＳの汚染につきましては、企業局ではその水源等の状況等から発生源は嘉手納基地の可能性が高いというふうに考えております。そのために企業局ではその関係部局等で連携をしまして、今年度９月に関係大臣に国における原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づく適切な対策を行うことを要請したところでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 ぜひそうさせてください。そして、私は県企業局としても応急措置をとるべきことがあると思うんですよ。

まず、このＰＦＯＳ等が検出された取水源の取水停止、これ検討したことはあるのか。まず、現在、福地ダム等から満水時に放流しているとかありますよね。あるいは、皆さんの統計でもあると思うんだけれども、例えば90％だったら全部そこで賄えるんじゃな

いかとか、80％とか基準設けて、その間は北部水源を活用して、この心配なものはとめるということ、不安は可能な限り払拭する必要があると私は思うんだけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

北谷浄水場の水源であります比謝川、長田川それから嘉手納井戸群、それから天願川からの平成30年度の取水量が１日合計約６万立方メートルであります。北谷浄水場のこの取水割合の約40％となっておりまして、その比謝川等の取水を停止した場合にはやはり安定的な給水に影響があると考えております。なお、水需要が確かにことしに入ってかなり良好でございます。その関係で本年度６月以降につきましては、他の水源を優先的に利用しておりまして、比謝川からの取水量は合計で１日３万5000立方メートル、平成30年度の約半分程度まで落として運用しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これ、さっきもやったけど、この比謝川の問題は基地を提供している政府の責任だから、その分の海水淡水化施設、国が責任を持ってつくりなさいと要求したらどうですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

企業局では、水需要に対して必要な水源水量は一応確保しているというところで、現時点で海水淡水化施設を増設することにつきましては、その必要性も含めて慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

なお、企業局では過去のＰＦＯＳ等対策に係る費用保証、将来のＰＦＯＳ対策に係る費用負担につきましても６月の国の要請において関係部局と連携してそれを求めているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それと国にしっかり求めながら、責任果たしてもらいながら、比謝川の今取水している取水口ありますよね。これを大工廻川というんですか、その上流に移すとか、その辺の細かな作業、その辺も皆さんいろんな手法、さまざま検討すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

比謝川の取水口を上流に移すことにつきましては、取水量が減少すると、それから整備費用を含めていろいろ課題があるということで、その効果、実現性などにつきましてはやはり慎重に検討する必要があるというふうに考えております。また、企業局としては、このＰＦＯＳのさらなる低減化に向けて浄水場におけるＰＦＯＳ等の除去効果の高い粒状活性炭の導入、それから水源におけるＰＦＯＳ等の低減を図る方策などについて費用対効果も含めて現在さまざまな検討を行っております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　企業局長、ぜひ安全の確保、同時に不安の払拭、そのためにも頑張ってください。

次に、我が党の代表質問との関連で、比嘉瑞己議員の経済問題で質問します。

私たちは振興予算、本土環流を食いとめて県内循環型に組みかえるとずっと主張し続けてきました。今県経済好調だと、伸びていると言いますけれども、所得は伸びないと。だったらその理由は、そのギャップは何だということですよ。企業が内部留保をためているのか。あるいは、本土に環流しているのか。どちらですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　内部留保についてなんですけれども、内部留保であっても、県民経済計算の中では企業所得に含まれると考えられますので、それが直接の原因ではないと考えております。

それから、県外企業が公共事業等を受注するとしても、県民経済計算では県内総生産に計上されるものと認識しておりますので、影響があるにしてもどういった影響があるのか、これについては大きな影響がないものというふうに考えております。

県民所得が低い理由としましては、比較優位性のある付加価値の高い産業が十分育っておらず、産業全体の労働生産性が全国よりも低いことなどから、１人当たりの県民所得が全国最下位となっております。また、産業構造を見ても農林水産業や製造業といった製造部門の割合が低く、商品や原材料の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として所得の一部が県外に流出していることが県民所得にも影響を与えていると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それで、この前の代表質問答弁で、今回この環流している実態を調査するということを答弁しましたね。県内循環型の調査を行うということですけれども、この調査の目的、実施方法、予算、それから結果報告などについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　今年度より、沖縄経済の

循環構造について定量的に分析し、経済循環の現状や課題を調査する。そして、経済循環を拡大に向けた方法を検討することを目的に、沖縄における経済状況把握調査分析業務を実施しているところです。具体的な業務としましては、経済循環図の作成、取得流出の現状把握及び要因分析等を実施することとしております。

本調査は、県民経済計算等の既存の統計データを活用し生産分配、支出の流れや県経済の循環構造をマクロ的に分析するとともに、経済拡大、経済循環の拡大に向けた方向性について検討することとしております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　富川副知事、私これとても期待しているんですけれども、多分富川副知事のところですよね担当。その結果をもとにして、富川副知事あるいは県が目指している方向というのはどんな方向ですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　経済循環もそうなんですが、自給率が低いとか、特に所得が低いのは企業の規模、零細企業が多い、多々複合的な理由があると理解しております。これについては今の調査でも追求していきたいと思いますけど、こういう経済構造を研究しながら究極の目的は１人当たりの県民所得を上げて、貧困もなくしていくと。さらに今取り組んでいるところの好調な経済を、離島とか、地方とか低所得に浸透させていくという稼ぐ力も推進していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ、頑張ってください。

次に、子供の通院医療費を中学校まで無料化することについて。これ部長は中学校まで視野に入れてと答弁していましたが、いつまでに実施しますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　実施時期等についても、またどの程度まで拡大するかについても、今後市町村と協議していって決めていくというふうなスタンスで臨んでおります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、部長の答弁を聞くと、市町村と協議してと。これとても大事ですよ。しかし、これ知事の公約でもあったわけですよ。やっぱり県政のトップとして知事の言う、誰ひとり取り残さないという点では、知事が中学校まで無料にするんだと。だから小学校まではいついつまでにやる、中学校まではいつまでにやるとめどつけるんだという知事の決意があって初めて、僕は前に進むと思うんですよ。知事の断固とした決意を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の公約ですから、私の任期内には中学卒業までぜひ拡大できるように頑張りたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ頑張ってください。これは、超党派でみんなが質問していることですから、全員が要望していることです。

最後に、国保の問題を聞きたかったけれど、部長、済みません。次に回します。

モノレール開通おめでとうございます。きょうも乗ってきました。260円だったのが270円に値上がりしていました、残念ですけど。消費税でしょうね。

今中断しているウチナーグチでのアナウンス、やっぱりこの際、私は再開の方法はいろいろあると思うけど、検討すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　沖縄都市モノレール株式会社に確認いたしました。平成25年の４月から平成29年３月まで、モノレール駅のコンコース階におきまして、しまくとぅばによる駅名等のアナウンスを行っておりました。その後、観光客の増加がありまして、車内が混雑してきたため、平成29年４月から日本語と英語によるマナー啓発放送を行っているとのことであります。今後、車内混雑の解消を図りつつ、しまくとぅば普及推進の観点から、今後しまくとぅばによるアナウンスの再開について検討するということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最後に、国保、次に回すと言いましたけれども、副知事、謝花さん。国保、皆さん政府に要請しているけれども、前期高齢者の850億円というのはとても沖縄にとっては負担なんですよ。例えばサトウキビの要請に行くために決起大会開いて行っているわけですよ。ぜひ、これ解決するためにこれもやって、市町村代表含めてやってほしいと。そして副知事みずから行って国政の政党、それぞれにじっくりと時間をとって私は説明してほしいと思うんですが、この２点、お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　後段の地元選出の国会議員等含めた勉強会については、今まで要請のたびに説明という形はやっていたんですけれども、やっぱり理解をもっと深めていただくためにもそういう手法

は検討していきたいというふうに思います。

県民大会でございますが、県が主催となった県民大会となるとちょっと消極的にならざるを得ないんですけれども、仮に県民大会の主催者のほうから激励の挨拶などをお願いされたら、これについては積極的に対応していきたいと考えております。

○渡久地　修君　終わります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　こんにちは。

それでは一般質問を行います。

社民・社大・結連合、仲宗根悟でございます。よろしくお願いします。

まず、質問通告後の事案について必要な手順に従い、前例を踏まえて追加質問を行いたいと思います。

万国津梁会議の関係について、委託事業についてお伺いをしたいと思いますが、私自身も非常に悶々としておりまして、すとんと落ちてこない部分がありますので、質問は重複するかもしれませんけれども、確認の意味でまず４点ほどお聞きしたいというふうに思っています。

今回の委託事業でありますけれども、それぞれ構成員がおり、この契約に至っているというような内容でありましたけれども、それぞれの役割を含む受託者によるコンソーシアム、その実施体制についてまずお聞かせください。そして受託業者事業者の実績も含めてお聞きできたらと思います。

②番、コンソーシアムの構成員、構成員のそれぞれの役割についてもぜひお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまでの中でも人件費の内容について、いろいろ議論が交わされておりましたけれども、見積もりの資料、私のほうもいただいておりますけれども、この950万円の人件費、その内容について３点目にお聞きしたいと思います。

４点目は、この沖縄事務所の関係なんですけれども、この事務所が委託要件となっていないのかどうか。そしてまた事務所の実態の確認をこれまでの議論の中でしなくてもいいものなのかどうか私のほうも非常に疑問でなりません。この辺はペーパーカンパニーではないのかというような疑問もありましたので、しっかりと答弁をこの実態についてどうなのかお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問通告に従い行いたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、米軍が嘉手納飛行場において実施していた進入管制業務、嘉手納ラプコンは日本側へ移されました。米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するためにアライバル・セクターと言われる着陸空域を新たに設定をし、那覇空港を離着陸する民間機の飛行高度が制限される管制業務上の措置がとられているということであります。このことについてこれはラプコンを日本側へ移したわけですから、いま一度撤廃すべきではないのかというような思いがあります。県の見解を伺いたいと思います。

次に、第三次嘉手納爆音差止訴訟の高裁判決についてお聞きをしたいと思います。

(1)、９月11日福岡高裁那覇支部で第三次嘉手納爆音差止訴訟の控訴審判決が言い渡されました。一審判決が認定した一部健康被害が認められませんでしたが、損害賠償額を一審判決よりもまた減額するなど判決内容は後退したというふうに言えると思いますが、飛行差止請求については米軍の運用に日本の法支配は及ばないとして控訴を退けました。今回の判決について県の見解を問うものであります。

(2)、航空機騒音区域指定コンターＬｄｅｎ62――これは旧W値75と呼ばれる値です――以上の地域において発生する米軍機騒音による睡眠妨害、生活妨害、精神的被害等は受忍限度を超える違法な騒音であるとして、同地域に居住する原告らの損害賠償請求を認容いたしました。第一次の爆音訴訟の一審判決から数えまして６度、司法により米軍機の騒音は違法であると断罪されたことになるわけであります。しかしながらこれまで住民らが深刻な被害を受けているにもかかわらず、その被害の除去や予防を司法に求めることはできないとする裁判所の態度は矛盾かつ欺瞞に満ちたものであり、これら被害について、また何ら対策を講じない米国及び日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ません。県の見解を伺いたいと思います。

(3)、米軍基地の航空機騒音が及ぼす周辺住民への精神的、身体的影響を明らかにし、平穏な生活環境保全のための航空機騒音等による健康への影響、生活環境等への影響に関する調査の実施について、県の取り組みはどうか伺いたいと思います。

(4)、現在、県により嘉手納飛行場周辺及び普天間飛行場周辺において自動騒音測定がなされております。特に嘉手納飛行場周辺のうるま市、沖縄市、読谷

村のＬｄｅｎ62地域において騒音自動測定器が少なく、判決で違法とされている地域の全体をカバーできるものとはなっておりません。今後増設の要否について県の考えをお聞きしたいと思います。

次に、日米地位協定の改定を実現することについてであります。

(1)、米軍人等による刑法犯事件、航空機関連事故、航空機騒音、演習による被害、基地跡地からの有害物質が検出されるなどの環境問題、このような事件・事故等のたびに日米地位協定の問題点が指摘されています。県は、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには原則として日本の国内法が適用されないままで米側の裁量に委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要で、日米政府に粘り強く求めていくとしておりますが、改定を実現するためどのような県の取り組みがなされているかを伺いたいと思います。

(2)、昨年８月全国知事会において米軍に航空法や環境法令など国内法を適用することなど日米地位協定の抜本的見直しを含む米軍基地負担に関する提言が政府に対して行われました。県のイタリア・ドイツの調査を踏まえ、47都道府県知事が賛同した意義は大きい。さらに全国に声を広げ国民的議論の構築が必要と考えますが、どうかお答えをいただきたいと思います。

最後の我が会派の代表質問との関連については取り下げたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　ただいまの仲宗根悟君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の仲宗根悟君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

日米地位協定の改定を実現することについての御質問の中の３の(2)、国民的議論の構築についてお答えいたします。

去る７月の全国知事会議では、私から他国地位協定の調査報告ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスなどにおいて米軍基地受け入れ国側の自国の法律を適用させていること、そして管理権が確立されていること、米軍の受け入れ国側の法律を遵守することなど日本との違いについての報告などを行うとともに、全国の知事に地位協定改定の連携を呼びかけました。それに対して、米軍基地のない岩手や長野など６県の知事から、地位協定の改定を求めていくべきとの意見が出され、知事会長からは、引き続きしっかりと対応していきたいとの発言がありました。

沖縄県としましては、引き続き他国地位協定調査に取り組むとともに、トークキャラバンなどを通して、国民お一人お一人に自分ごととして考えていただき、地位協定の改定あるいは沖縄における米軍基地問題など国民的な議論につながるよう取り組んでまいりたいと思います。また、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党、各種団体等との連携をさらに深め、日米地位協定の抜本的な見直しにつなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　追加質問でございました万国津梁会議の関係について、まず１つ目、それぞれの役割を含む受託者であるコンソーシアムの実施体制についてお答えをいたします。

令和元年度万国津梁会議設置等支援業務委託は、県外企業１社、県内企業３社の合計４社で構成される、万国津梁会議設置等支援業務スタートチームが受託しております。東北を中心に公益財団法人等との事業実績がある一般社団法人子ども被災者支援基金は、全体調整を担っているほか、沖縄県内において自治体等との契約等の実績がある県内企業３社は、それぞれ進行、記録を含む会議運営、旅行手配、海外情報収集等を役割としております。

同じく２つ目の御質問で、コンソーシアムの構成のそれぞれの役割についてお答えをいたします。

構成の代表者である一般社団法人子ども被災者支援基金は、全体調整を役割としております。次に、公益財団法人みらいファンド沖縄は、進行、記録に係る会議運営を役割としております。それから沖縄ツーリスト株式会社は、旅行手配を役割としております。それから４つ目の株式会社ワブペディアは、海外情報収集等を役割としているところでございます。

同じく３つ目の人件費の内容についてお答えをいたします。

契約上見積額の内訳における人件費950万円は、コンソーシアムの実施体制に沿った形で統括責任者１名、事務局２名、会議運営担当者３名、旅行手配担当者１名、情報発信担当者１名の８名分が計上されております。人件費の単価はそれぞれ１時間当たり3800円となっており、１日８時間稼働する場合、３万400円となります。この額は県の見積もり基準表で示された直接人件費の日額と比較しても適正な設定であると考えております。なお、本事業の委託内容には、各委員との調整による海外との先進事例との情報収集や資料作成、会議のあり方等に関する検討、提案も含まれているところであります。

同じく４つ目の御質問で、事務所の委託要件及び事務所の実態等についてお答えをいたします。

企画提案の応募に当たっての参加資格要件の一つとして沖縄県内に本店または支店営業所を設置している法人、または県内に本店を有する事業者が１社以上参加しているコンソーシアムであることとしております。したがいまして、コンソーシアムを組んで応募する場合においては、構成事業者のうち、１社以上が県内に本店を有していればこの要件を満たしており、構成事業者に県内事業者が含まれている場合において、当該県外事業者が県内に事業者を有することは要件とはなっておりません。

今回の受託者である、万国津梁会議設置等支援業務スタートチームについては、公益財団法人みらいファンド沖縄、沖縄ツーリスト株式会社、沖縄ワブペディアは沖縄県内に本店を設置していることから、要件を満たしております。また当該コンソーシアムにおいては、これまで万国津梁会議を４回さらに円卓会議の運営等についても円滑に実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、アライバル・セクターについてお答えします。

文献等によると、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、アライバル・セクターと言われる着陸空域が設定されており、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が制限されているとのことであります。航空労働者で構成する航空安全推進連絡会議は、那覇空港における離着陸時の高度制限の改善や那覇進入管制区周辺の制限区域の縮小等を要請しております。一方、国土交通省は、飛行高度を指定しているが、安全上の措置であり、米軍機を優先しているものではないとしております。

県としては、空域の見直しについて、関係機関等からの情報収集を行い、国等への要請を検討してまいりたいと考えております。

次に２、第三次嘉手納爆音差止訴訟の高裁判決についてのうちの２の(1)及び２の(2)、今回の判決及び日米両政府の姿勢に対する県の見解についてお答えします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の控訴審の判決は、騒音被害等に苦しむ原告の過去分の損害賠償額が一審判決から大幅に減額されていること、また、飛行差しとめ等が棄却されるなど、原告の主張の一部のみを認めるものとなっております。嘉手納飛行場においては、昼夜を問わない訓練やエンジン調整に加え、再編工事に伴い住宅地域に近いパパループが一時使用されるなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用及び米軍への航空法など国内法の適用を初めとする日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

次に３、日米地位協定の改定を実現することについての(1)、地位協定改定に向けた県の取り組みについてお答えします。

県においては、平成29年９月に日米両政府へ日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、他国の地位協定調査を通して日米地位協定の問題点をさらに明確化し、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、トークキャラバンや講演会において、日米地位協定の問題を自分ごととして考えるよう訴えていくことなどにより、国民的な議論の喚起を図りたいと考えております。

県としては、全国知事会、渉外知事会、各政党、各種団体等とも連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、第三次嘉手納爆音差止訴訟の高裁判決についての御質問の中の(3)、航空機騒音による健康影響調査等の実施についてお答えします。

県では、平成７年度から４年間にわたり航空機騒音による健康影響調査を実施しております。同調査は、専門家によってなし得る限りの調査が行われ、航空機騒音と健康影響との関係が明らかになったと考えており、現在においてもその調査結果は健康への影響を評価するための有効なデータであると考えております。一方、欧州ＷＨＯの環境騒音ガイドラインでは、睡眠への悪影響が生じるとして、夜間の騒音レベルを40デシベル以下とするよう示されています。

県としましては、夜間騒音による健康へのリスクについて、専門家の意見を踏まえて検討した上で、国に対して夜間騒音に係る環境基準等の設定を求めてまいります。

同じく２の(4)、航空機騒音測定局の増設についてお答えします。

県では、周辺市町村と連携し、嘉手納飛行場周辺21地点で、航空機騒音の常時監視測定を行っております。このうち、うるま市、沖縄市及び読谷村における測定地点は、うるま市で５地点、沖縄市で５地点、読谷村で２地点の計12地点となっております。新たな測定局の設置については、環境基準の適合状況等を踏まえ、関係市町村と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根悟君。

○仲宗根　悟君　答弁ありがとうございました。

それでは順を追って再質問をしたいと思いますけれども、まず追加質問について、文化観光スポーツ部長、手続上の要件ですとか、あるいは構成員のメンバーの実績ですとかは確認できたというふうに思っております。

ただ、ここでやはり県民がどう見ているかというような視点から考えると、これは知事が言うように幾ら友達、プライベートだというような受託業者との会食その接触なんですよね。その辺のところがしっかりとこれは慎重――受託業者との会食ですから――を期するべきことだったというふうに私自身も考えております。県民から見たら、お友達だとあるいはプライベートだということになりますと、クレー　ヒルミチン　トゥーランシガというような感覚、県民感覚はそうだというふうに思うんですよね。しっかりときのう、そしておとい、またきょうも知事のほうからしかるべきコメントを述べておりますので、しっかりと誤解を招くことがないように疑念を持たれることがないように日ごろからこの辺は慎重にかかるべきだと私も思うところであります。そういうふうに努めていただきたいというふうに思います。

それでは、質問の中の順を追って行きたいんですけれども、このアライバル・セクターについてなんですけれども、沖縄本島上空及び周辺の進入管制業務、この嘉手納ラプコンが平成22年に日本側に移されたと。私たちもそのときには非常に喜んだんです。しかしながらやはりアライバル・セクターと言われるような着陸空域が新たに設定をされて、着陸の際には沖縄周辺の飛行高度の制限が300メートル以下で飛ぶことになっているというようなことですが、先ほどの部長からの答弁だと米軍優先ではないんだと大阪航空局はそういうふうに言っているようなんですけれども、先ほどあったように航空局の労働組合の中でも、ここの飛行は非常に緊張度合いが増すというような内容なんだそうですよ。非常に怖い空域だとこの低空飛行は。私自身は安易に考えておりまして、観光に来るお客さんのために、国頭、辺戸岬から沖縄本島を見せるためにサービスでやっているのかなというような思いで低く飛んでいるのかなと思っていたんですけれども、操縦する側から考えると非常に不安で仕方がないと感じていると、改善を求めているというふうに聞いております。これは絶対、操縦する方々も安心して飛行高度を保って、離着陸できるような体制がとれるような仕組みにつくり変えていかなくてはいけないんでしょうと。これから沖縄もどんどんどんどん観光施策を展開するわけですから、この辺のところは政府へ強く働きかけるということについて改めてお聞きしたいんですけどいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

アライバル・セクター、文献では嘉手納を中心に長さ108キロメートル、幅36キロメートル、高さ600から1800の範囲というふうにされております。国土交通省の見解は先ほどお伝えしたところですが、こういった形での安全上の措置につきましては、例えば関西３空港など、空港が近接する場合には一般的に行われているとのことでございます。また、要望書を出しております、航空安全推進連絡会議に情報交換を申し入れているところですが、現在、先方のほうからまだ了解をいただけないということで、私どもとしましては実態をきちんと確認した上で国への要請などを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　那覇空港も第２滑走路が供用開始されれば航空需要はさらに増してくるだろうと。当然制限が那覇空港の離着陸に与える影響が懸念されるわけ

なんですけれども、その発着便に影響が出るようだと本県の経済活動に非常に大きな影響を及ぼすことに、はかり知れない損失を招くような結果になりはせんかというふうに懸念を持っているんですが、その辺の関係というんでしょうか、この第２滑走路供用開始後のそういった制限とか飛行する操縦士の不安だとかいうようなことについての懸念がないのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど航空安全推進連絡会議との今情報交換がまだできないということでしたが、その会議が出しました要望書では、例えば嘉手納飛行場との関係による出発到着時における1000フィート高度制限の改善というのをその際に当局に要望をされているところです。私どもこの辺の状況につきましてこの会議に少し具体的な質問などもして国への要望等につなげていきたいというふうに考えているところなのですが、ちょっとまだ会議のほうから要望しているもの以上のことにつきましては、要望書のとおりでございますということで具体的な面談等も向こうのほうから了解がいただけないということで引き続きそのほかの情報も含めて情報収集を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　関係するこの航空組合側からすると、安全運航していただきたいと、資するべきだというふうに思いますので、ぜひしかるべき措置を講ずるよう政府へ重ねて要請すべきだというふうに思います。

第三次嘉手納差止訴訟についてなんですけれども、爆音差止訴訟ですね。基地があるがゆえに起こる事件・事故、苦しめられている現状、米軍のもろもろの訓練によって常に危険にさらされ不安な生活を余儀なくされており、精神的苦痛、夜間・早朝を問わずなりふり構わず鳴り響き渡る爆音は健康をむしばむ被害の現状であります。この爆音訴訟、1982年に訴訟が始まります。601名から一次始まりまして――こちらが16年間続きましたか、そして二次訴訟で5000名のマンモスと言われる訴訟に発展いたしました。そして今回の第三次がまさに周辺５市町村ですか――暮らす35万人の中から２万2000人余りの原告団、これは大マンモス原告団ということになりますが、訴訟を起こして一向に抑制されない嘉手納基地の爆音被害に差しとめを求め続けてその裁判闘争37年に及んでいます。裁判を通してこの基地のありよう、被害の実態の追及そしてこれに対して行ってきたこの裁判闘争40年近く繰り広げてきたんですけど、そのことについて県はどのように捉えていらっしゃるか、考え方をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

嘉手納爆音訴訟、今議員御指摘のとおり今回が三次目の高裁判決が出たということで原告団も約２万2000人――２万2058名ですか、多くの方が参加しております。これにつきましては、嘉手納基地周辺に暮らす方々の騒音、特に夜間・早朝の騒音などが極めて深刻な状況であるというものがあり、それの飛行差しとめなど求めて得られた切実なものだというふうに考えております。ただ、その過去の訴訟も全てそうですけれども、いわゆる飛行差しとめは全て棄却され、損害賠償につきましても過去分につきましては今回額が一審より削減されていますが、一応は認められているものの、将来分の損害賠償についても棄却されているという形でなかなか厳しいものがあるかと思います。

県としましては、政府のほうが取り組んで結んでいます航空機騒音規制措置、まずこれをきちっと厳格に運用するということで、目に見える形での負担軽減を図るべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　原告の思いは憲法で定められた、人間が人間らしく当たり前に平穏で暮らしていきたい、その権利の実現なんです。そして、せめて夜間・早朝の飛行をとめてもらいたいと、そして静かな夜を過ごさせてもらいたい、取り戻したいと、これだけなんです。裁判所はこの航空機の騒音は受忍限度を超えると違法を認めながらも、差しとめについては米軍の活動は日本政府の支配が及ばないと第三者行為論で請求を棄却しております。違法と認めながらも対策をとらない日米両政府の姿勢、沖縄の負担軽減と言いながらも逆行している。そのことをもって県は政府へ先ほどから求めていくというようなお話ですので、ぜひ重ねていっていただきたいというふうに思います。

この飛行差しとめできない最たる理由というんでしょうか、ここでどういうことがあってもぶち当たるのがこの日米地位協定の壁だというふうに思っているんですよ。政府の見解は一つ一つに対応していくんだというようなことなんです。一つ一つで取り返しのつ

かないことだって起こり得ますよと私たちも再三再四訴えているんですが、なかなか届かないというようなことがあります。このオスプレイの墜落に関してもそうですよ。沖縄の日本国内の捜査が及ばない間に被疑者もいないままに送検をして起こさざるを得ないような現状なんですよね。だからこの日米地位協定を、最悪の日米地位協定を何としても変えなくちゃいけない。そこにはやはりお互いが人間らしく暮らしていける環境等をつくり出すためにはしっかりとこのテーマの解決のためにぜひ御奮闘いただきたいとそういう思いなんです。ぜひ知事、最後にそういう思いを述べていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　まずきょうの冒頭の追加質問がありましたことについては、私もしっかり襟を正して客観性、公正性を保ち厳正なる公務を遂行していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

そして地位協定の改定ですが、他国の地位協定を比べてみるともう我が国に主権は存在しないのではないかというそういう深い失念にも追い落とされるような思いです。しかしそれは全ての国民にとってどうしても解消しなければいけない根本的な問題であると思っております。全国知事会、渉外知事会、軍転協、各政党、各団体とこれからも一致協力をして日米地位協定の抜本的な改定を求めていくこと。そしてさらに昨日も議員から質問にありましたが、日米地位協定の合意議事録、その合意議事録の見直し等についても私たちこれからその見直しを求めるような取り組みも起こしていくべきではないかということについてもしっかりと調査をしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○仲宗根　悟君　以上です。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　皆さん、こんにちは。

議員の皆さんも、答弁者の皆さんも本当にお疲れさまでございます。あと私一人で質問が全て終了いたしますので、しばらくの間おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問のほうを進めさせていただきたいと思います。

１、2020年度沖縄振興予算の概算要求額について。

(1)、概要と県の所感を伺う。

これについては、これまで何名かの議員の方が質問されており、答弁もいただいておりますので(1)については取り下げいたします。

(2)、ここ数年と通告しましたが、甚だ雑な書き方だと反省しております。ここを過去５年に直させていただきまして、全国的な国庫支出金の額の推移を教えてください。

２、大型ＭＩＣＥ施設事業について。

一括交付金による事業推進を断念されましたが、2019年度、約2800万円の調査費用を予算計上しております。現在の進捗状況と今後のスケジュールをお伺いいたします。

３、クルーズ船誘致施策について。

(1)、沖縄県の観光経済ビジョンにおいて、クルーズ船入域客の将来像をどのように策定しているのかお伺いいたします。

(2)、実現のために現時点で策定されている施策をお伺いします。

４、日韓関係悪化に派生した入域観光客減を初めとする沖縄県への影響について。

(1)、2018年（暦年）の沖縄県入域外国人観光客全体の数値と、その中に占める入域韓国人観光客の数値をお伺いします。

(2)、2019年（暦年）現在までのところの同数値状況をお伺いします。

(3)、入域観光客減以外の沖縄県への影響事例をお伺いします。

５、尖閣諸島周辺海域における漁業操業の安全確保について。

(1)、1997年締結の日中漁業協定、並びに附属する漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第６条(b)の水域に関する書簡について概要をお伺いします。

(2)、2014年に発表された日中関係改善に向けた話し合いで意見の一致を見た４項目の合意事項の第３項について概要を伺います。

６、顕在化するＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの水質混入について。

(1)、沖縄県が把握するところの検出の状況をお伺いします。

(2)、沖縄県の対応を伺います。特に発生源と疑われる米軍基地内への立入調査についてお伺いします。

７、我が会派の代表質問との関連については、取り下げいたします。

御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　宮城一郎議員の質問にお答えいたします。

クルーズ船誘致施策についての御質問の中の３の(1)及び３の(2)、クルーズ船誘致による観光振興の将来ビジョン及びその施策についてお答えいたします。３(1)と３(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄への海路による外国人観光客数は平成30年に112万3800人となっており、過去最高を更新しております。沖縄県では、沖縄観光推進ロードマップにおいて、令和３年度に海路による外国人観光客数200万人という目標を掲げております。そのため、沖縄県のクルーズ振興に係る将来ビジョンを示した東洋のカリブ構想を策定し、誘致の取り組みを強化するとともに、県内ホテルでの前後泊等を伴うフライ＆クルーズの推進等に取り組んでいるところであります。県経済への効果の高いクルーズ船の受け入れ拡大に当たっては、地域や関係機関としっかり連携しながら、住民生活や環境に配慮した持続可能なクルーズ観光、これを推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、2020年度沖縄振興予算概算要求額についての御質問の中の(2)、全国的な国庫支出金の額の推移についてお答えいたします。

平成25年度から平成29年度における都道府県への国庫支出金の総額は平成25年度７兆3424億円、平成26年度は６兆3961億円、平成27年度は６兆2644億円、平成28年度は６兆4525億円、平成29年度は６兆438億円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、大型ＭＩＣＥ施設事業についての(1)、大型ＭＩＣＥ施設事業の進捗状況と今後のスケジュールについてお答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向け、整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理することとしております。現在、民間資金を活用する官民連携の手法について、国内外の事例調査など、各種情報の収集に努めるとともに、今後、専門家委員会を立ち上げ議論を深めていくこととしております。

県としては、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に４、日韓関係悪化に派生した入域観光客減を初めとする沖縄県への影響についての御質問のうち(1)、2018年の入域外国人観光客数と韓国人観光客数についてにお答えいたします。

2018年の入域外国人観光客数は対前年比で36万1600人、率にして14.2％増の290万3800人となっております。このうち、韓国人観光客数は、対前年比３万2200人、率にして6.2％増の55万5500人で、外国人観光客全体に占める割合は19.1％となっております。

同じく(2)、2019年現在までの入域外国人観光客数と韓国人観光客数についてお答えいたします。

2019年１月から８月までの入域外国人観光客数は、対前年比で４万800人、率にして２％増の209万9300人となっております。このうち、韓国人観光客数は対前年比３万人、率にして7.9％減の34万8400人で、外国人観光客全体に占める割合は16.6％となっております。

同じく(3)、入域観光客減以外の影響事例についてお答えいたします。

ことしの８月に県内開催が予定されていた、日韓小学生ハンドボール親善交流大会が中止になったほか、県内で秋季キャンプを予定していた韓国プロ野球の３球団が実施を見送るなど、スポーツ分野においても影響が出ているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　５、尖閣諸島周辺海域における漁業操業の安全確保についての御質問の中の５の(1)、日中漁業協定及び附属する大臣書簡の概要についてお答えします。

日中漁業協定は、平成９年11月に署名、平成12年６月に発効し、両国の排他的経済水域において、相互に漁場を利用するため、漁業の許可、漁獲量等の操業条件、取り締まり等に関する内容が定められております。また、協定第６条(b)の水域に関する書簡とは、平成９年11月に、日中双方で交わされた外務大臣書簡であります。この書簡において、北緯27度以南の協定水域では、我が国の漁業関係法令を適用しないとされており、中国漁船が自由に操業できる内容となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　５、尖閣諸島周辺海域における漁業操業の安全確保についての(2)、日中関係改善に向けた話し合いについてお答えします。

外務省の発表によると、平成26年11月７日の日中関係の改善に向けた話し合いにおける、４つの合意事項の第３項目につきまして、双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致を見たとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　６、顕在化するＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの水質混入についての御質問の中の(1)、ＰＦＯＳ等の検出状況についてお答えします。

環境部のこれまでの調査において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが米国環境保護庁の定める生涯健康勧告値を超えて検出された地点は、普天間飛行場周辺の湧水等で10地点、比謝川周辺の湧水等で５地点、天願川で４地点、確認されております。ＰＦＨｘＳについては、これまで調査を行っておりませんが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約いわゆるＰＯＰｓ条約への追加に向けて検討が始まることから、本年度夏季調査より実施することとしております。

同じく６の(2)、ＰＦＯＳ等の県の対応についてお答えします。

ＰＦＯＳ等が米国環境保護庁の定める生涯健康勧告値を超えて検出された湧水等については、当該湧水等を管理している自治会などに調査結果及び勧告値の趣旨について情報提供し、飲用としないよう助言を行っております。

県としましては、今後とも調査継続により濃度変化の推移を把握するとともに、調査範囲を周辺の湧水等にも拡大し、汚染範囲の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　６、顕在化するＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの水質混入についての御質問の中の(2)、米軍基地内への立入調査についてお答えをいたします。

企業局では、平成28年６月に在沖米軍に対し立入調査を申請しております。これに対し、在沖米軍からは、日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。

企業局としては、防衛省に対して、嘉手納基地内への立入調査について日米合同委員会環境分科委員会での協議を求めているところです。また、立入調査による原因究明がこの問題の解決につながると考えていることから、関係部局と連携して、本年６月に防衛大臣等に対して要請を行ったところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

再質問のほうをさせてください。

まず、３番のクルーズ船誘致施策についてなんですけれども、知事のほうから御答弁をいただきました。これまで文化観光スポーツ部の職員の方からいろいろとヒアリング等させていただきまして、クルーズ船の入域客増に向けて商談会ですとか、トップセールスとかさまざまな施策を展開しているというふうにも伺っております。個人的には引き船料への補助、いわゆる那覇空港でいうところの着陸料の部分に値すると思うんですけど、この辺が――ちょっと適当な言葉が浮かばないんですが、実弾として非常に効果が高い施策なんじゃないかなというふうに考えています。現在、年間何隻のクルーズ船が入港しておられて、そして１回当たりの着岸の引き船料というのが幾らで、その補助額というのは幾らになっているのか、それを教えていただけたらと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

平成30年度の那覇港ですと、寄港回数は243回となっているところでございます。引き船に係る支援でございますが、以前そういった形での支援を行っておりましたが、現在、その支援については行っていない

ところでございます。
○宮城　一郎君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時27分休憩
午後４時27分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
先ほどの答弁で、引き船、いわゆるタグボートにつきましては、支援をしていないというふうに申し上げましたけれども、毎回一回につき幾らというわけではないんですが、私どもの予算が500万ございまして、その中でそれぞれのケースに応じて支援をしているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　先ほど、知事のほうからもクルーズのビジョンが示されまして、今後もふやしていくというような中で、今県では本部港ですとか、平良港ですとか、さらにクルーズの受け入れインフラの整備をしていこうというふうに聞いています。かつ持続可能なという中で、もちろん船の数がふえていけば、引き船料の補助額もふえていくと思うんです。しかし、ふえればふえるほど天井知らずに補助していくべきものなのかどうかという点につきましては、いつか金属疲労を起こしてしまうんじゃないのかなという考えもありはするんです。
そういう中で、今後のビジョンの中で、どこまでこの引き船料を補助していくのか、あるいはそれにかわる施策、代替施策というのを講じていく考えなのか、その辺をちょっとお聞かせいただけたらと思います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時31分休憩
午後４時31分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
現在のクルーズに対する引き船料につきましても、全ての船にというわけではなくて、例えば経済効果の高い那覇発着について支援をするということをしております。
さらにクルーズの振興に当たって、消費額の拡大でありますとか、滞在日数の延伸とかを踏まえたときに、那覇港が那覇空港との距離が近いというところから、フライ＆クルーズの推進などを今掲げているところでございます。そういった新しい展開をする際に、そういったところがインセンティブに働けばというところも踏まえまして、そういったところでまた新たな展開などを検討していきたいというふうに思います。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　ということであれば、これから整備する本部ですとか平良というのは、その引き船料の補助というのは、現時点では投下するかどうかというのはまだ検討段階、あるいはまだ白紙だと思うんですね。その場合においても本部や平良を整備したけれども、船が来なかったというふうなことにならないように、今船社、船会社さんとの協同による資本投下によるクルーズの設備投資等々も考えていらっしゃると思いますので、しっかりと備えていただきたいなというふうに思います。
続きまして、少し順を飛ばします。
６番のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ関連です。
これまで御答弁いただいている中で、これは企業局からの答弁ですか。目標値がないＰＦＯＳ等についても、米国環境保護庁の生涯健康勧告値より低いレベルにあることから、水道水の安全性は担保されているとの御答弁がありました。ゆえに懸念される取水源からの取水停止については、特に北谷浄水場の取水割合の約40％を占めることから、取水の確保は安定的な給水を脅かすということでの御答弁だったと思います。
この水道水の安全性は担保されているというのは、企業局による安全宣言と捉えてよろしいでしょうか。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
○企業局長（金城　武君）　このＰＦＯＳ・ＰＦＯＡにつきましては、水道法ではまだ要検討項目として登録されておりまして、目標値とか設定されていないというところでございまして、そのために国レベルでその目標値を設定して、一番低いのが米国の環境保護庁のこの70ナノグラムパーリッターというところでございまして、これもその考え方としては、最も感受性の高い人口集団である胎児、またはその母乳を与えられている乳児の健康上の有害影響から保護する観点から設定されているということもございまして、それを参考に企業局としてはそれを参考に水の運用をしているというところでございます。
○宮城　一郎君　休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時35分休憩
午後４時36分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
企業局長。

○企業局長（金城　武君）　米国の生涯健康勧告値、70ナノグラムパーリッター、北谷浄水場のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの合計値が平成30年度の平均で29ナノグラムということもございまして、そういう意味で安全性は担保されているということでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　その上で、来年４月をめどに厚生労働省が目標値の設定を行うと。結果的にこの目標値の範囲内であればなお安全であるというふうに胸を張って水道行政に当たられていくということでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　厚生労働省におきまして、専門家による科学的な知見に基づくそういう目標値の設定がなされるというふうに考えておりますので、そういう意味ではそれをしっかりと我々遵守していくという立場でございますので、それで安全性をさらにしっかりと県民向けにも説明ができる状況になろうかと思っております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　恐縮なんですが、少し昔話です。

2017年にもこの問題があったときに、環境部さんのほうにレクチャーでお邪魔したことがあります。議員なりたてでしたので、ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡとは何ぞやといった基礎の基礎の部分です。そういったものを御教示いただいたんですけれども、その際に担当の職員さんから、宮城県議、このＰＦＯＳというのはこのぐらいのコップに毎日飲んで50年ぐらいたって初めて血中に検出されるものなんですよという形で、まるでそんな人なかなかめったに出会えませんよというふうなニュアンスでの御説明があったんです。それ以上深くはお尋ねしませんでしたけれども、何か釈然としないざらざらとした気持ちになったのを覚えています。

しかし、ことしになってまさに50年以上この水に触れてきて、血中濃度が全国平均の約４倍のＰＦＯＳ、約2.2倍のＰＦＯＡ・ＰＦＨｘＳに至っては約53倍という方々が目の前にあらわれました。これは嘉手納の取水源ではなくて、普天間基地が原因と疑われている宜野湾市大山の話なんですけれども、根っこは一緒だと思います。この大山地区というのはたくさんの湧き水（カー）がありまして、私も幼少のころ、本当に地域の男の子も女の子も子供たちがパンツ一丁になって、このカーの水で遊ぶというふうな地域です。今でもこのカーからパイプを引いて、この湧き水を引いている御家庭というのがまさに存在しているんです。野菜を洗ったり、あるいは洗濯のすすぎに使ったり、そういうふうな中で普天間基地が存在し続けてきた時間を考えれば、50年以上この水に触れてきた人間というのはそんなに少なくはないと思うんです。発がん性が疑われる物質の血中濃度が高いということの重大さについて、企業局それから環境部におかれまして、いま一度考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　先ほど企業局長からもありましたように、まずＰＦＯＳ・ＰＦＯＡについては急性毒性というよりも、長期間にわたって蓄積される物質です。そのため、ストックホルム条約といいましたが、それによって規制されたのが2009年……。

失礼しました。ちょっとお待ちください。

済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○環境部長（棚原憲実君）　ＰＦＯＳについては約10年前、済みません、正確な年数がちょっと手元にありませんが。ＰＦＯＡについては、ことし規制された状況があります。こういう物質については、やはりどれぐらいの量をとって体に影響があるのかというのがまだ科学的にはっきりわからない部分が非常に多いです。企業局長からも説明ありましたように、まず大量にとるであろう飲料水の基準をまず先に決めて、それに基づいて環境に対する影響等がだんだんだんだん明らかになっていくだろうというふうに考えております。

血液中から検出されたことについても、まだ科学的な評価ができる状況にありませんので、我々としても引き続き十分情報を収集してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

今環境部長からございましたＰＦＯＳ等のこの毒性、人体への影響についてまだ明確になっていないところもございまして、日本の水道水基準にそういう設定がなくて、要検討項目と。ただ、何らかのそういう影響といいますか、それはあるだろうということで外国で、例えばアメリカでは先ほど申し上げました健康

勧告値70ナノグラム、ドイツでも健康関連指針値として300ナノグラムパーリッターというようなそういう状況がございます。そういうことも含めて、外国の状況も含めて、我々もいろんな情報収集しながら国内基準がない中でこの――国レベルでいいますと、現在ある中では、先ほど申し上げましたように米国環境保護庁の生涯健康勧告値70ナノグラムパーリッターが一番低レベルでございますので、それに基づいて運用することで、それ以下で今現在は半分以下といいますか、そういう状況にございますので、安全性は担保されているというふうに考えておりますし、先日血中濃度の調査を行った京都大学の小泉先生の説明会も、講演のほうもお聞きしましたけれども、やはりこの1981年当時の調査もなさったということでＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ含めて当時と比べると大幅に減少している。ただ、ＰＦＨｘＳにつきましては、減少幅が小さいというような御説明がありました。ただ、それでもこのレベルでは健康に影響があるというレベルとは考えにくいということで、水道水の利用は現在の知識で判断すると安全なレベルであるというような御説明もございました。そういうことも含めて、いろいろと専門家の状況もそういう確認しながらやっぱりしっかりと安全な水道水の確保に今後も取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この点についての最後はもう要望になりますけれども、先ほど渡久地議員のほうからもありましたけれども、沖縄は過去に何度も断水とか経験しています。私も経験した世代です。私のところに届いている声としては、昔もう断水なんか幾らでも経験したんだから、少々給水制限があったって我慢するわよと。そういう中でまずは正体不明の異物が混入しているんであれば、とめるのが先じゃないのかという声はかなり届いております。

そういう中で今は当時と比べて住宅における水タンクの保管、そういったものも非常に当時の住宅インフラよりも強くなってきているというふうにも思いますので、ぜひまずこの異物が混入している取水源からの取水を再度、いま一度御検討いただきたいなというところをお願いして、次の質問に移ります。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○宮城　一郎君　５番の尖閣諸島周辺における漁業操業の安全確保について再質問させていただきます。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第６条(b)の水域に関する書簡に対する沖縄県の考え及び現在までの対応を伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えいたします。

尖閣諸島水域に関しましては、特に漁業関係者からはかつてのような安全な操業ができる状況に戻してほしいという御意見、それから緊張状態が高まることに対する懸念ということで意見がございます。そういう中で、漁業者の安全操業を確保するということはとても重要でございますので、これまで平成25年からさまざまな機会を捉えて国には要請を行ってきたところであります。

今年８月21日においても外務省それから農林水産省に対して北緯27度以南の水域において中国漁船の操業を規制できるように、平成９年の外務大臣書簡を破棄するとともに日中漁業協定６条を見直すことについて要請を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　関連する漁業団体も同じような考えなんでしょうか、県と足並みがそろっているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

この要請につきましても、沖縄県漁業協同組合それから沖縄県漁業協同組合組合長会合同で要請をしております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この日中漁業協定並びに外務大臣書簡なんですけれども、署名前に沖縄県にあらかじめ打診あるいは相談とかあったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

平成９年の協定締結に当たっては、事前に県内漁業関係者への説明や、意見集約の機会はなかったと聞いております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　当時の政府の総理大臣と、それから所管する外務大臣を教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　日中関係改善に向けた話し合いにつきまして、私ども事前の相談につきまして当時の資料を確認したのですが、そういったことはちょっと確認できなかったところでございます。

その当時の大臣は、総理大臣が安倍晋三内閣総理大

臣、そして外務大臣が岸田文雄大臣でございます。
○宮城　一郎君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時45分休憩
午後４時46分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。
当時、橋本内閣で小渕外務大臣でございます。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　ありがとうございます。
続いて、日中関係改善に向けた話し合いで意見の一致を見た４項目の合意事項の第３項で、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて、異なる見解を有しているとして、これまで当該海域に領土問題は存在しないとしてきた日本政府の見解との整合性に揺るがすようなニュアンスが登場しました。この合意事項発表前に、地元の沖縄県にあらかじめ打診、または相談があったのか伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　失礼しました。
当時の資料を確認しましたが、確認はできませんでした。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　公室長、ここですね。当時の政府の総理大臣と所管する外務大臣を教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
安倍晋三内閣総理大臣、岸田文雄外務大臣でございます。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　一方、この第３項に、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避するという非常に前向きといいますか、我々も肯定的に捉えられる文言もあります。この後段の部分の、発生を回避するための外務省及び日本政府の具体的な取り組みを御存じであれば教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
外務省からこのメカニズム構築に関連しまして、日中海上捜索救助、ＳＡＲ協定というのは話がございました。この日中海上捜索救助協定とは、海上における遭難者の捜索・救助に関する日中間の協力について定められた協定であり、平成31年２月14日に発効されております。
外務省はこの協定の締結により、海上捜索救助分野における日中協力に関する法的枠組みが構築され、関係当局によるこれまで以上に円滑かつ効率的な捜索・救助活動が可能になることが期待されるとしております。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　外務省の取り組みのほう、ありがとうございます。
しかしながら、先日５月でしたか、石垣市議会議員さんを乗せた漁船に中国公船が接近するなど、このような取り組みがあるにもかかわらず、尖閣の海はむしろ前段の、尖閣諸島等東シナ海の海域において異なる見解を有しているですとか、あるいは加えてこの外務大臣書簡、こういったものの悪影響のほうが今なお強くあらわれているように感じます。県の所感を伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
合意事項３の文書につきましては、政府に質問主意書が出されております。その中では、日本政府の立場――この合意文書により中国側が尖閣諸島は中国の領土であると主張していることを認めるという政策的な変更が行われたのかという質問でございます。その主意書に対する政府の答弁では、異なる見解につきまして、あくまで東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて日中双方の見解が異なるという認識を確認したものであり、尖閣諸島に関する我が国の立場には変更ないという政府見解が示されております。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　先日なんですけれども、私どもの党の照屋寛徳衆議院議員、それから社大党さんの高良鉄美参議院議員、本件で外務省に対して要請をされました。私ども社民・社大・結連合からも当山県議、そして地元石垣の次呂久県議、そして私も補助者として同席させていただいたところです。私たち社民・社大・結連合は、与党の中で唯一先島選出の議員を抱える会派です。この件について根本的な解決を図りたいというふうに考えています。根本というのは何か。それについてはこの中国漁船の魚種・漁獲割当量の制限なし、操業区域の定めなし、日本の関係法令の適用除外を認める外務大臣書簡、それからこの４項目の合意事項の第３項だと考えています。外務省は、要請に対して否定的な見解を示しましたが、しかし、問題解決のための当事者である自覚というのを感じられたのが非常に成果だと思っています。

沖縄県議会では、現状の憂いから中華人民共和国に対して、沖縄県議会が直接抗議決議をするような動きもあるが、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避するという外務省の取り組みがある中で、沖縄県議会の動きをどのように考えるかお尋ねしたところ、外務省が沖縄県議会の議論、行動に口を挟むものではないが、今回の県議お三方のように、まずは外務省に声を届けてほしいという回答がありました。

この外務省の考え、すなわち危機管理メカニズムをつくっていくという取り組みの中で、この外務省の考えに県の御感想をいただけたらと思います。（「先島の議員は唯一じゃないよ。こっちにもいるよ。」と呼ぶ者あり） 与党というふうに申し上げました。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

合意事項の３につきましては、先ほど外務省の取り組みを紹介させていただいたところでございます。

県としましては、尖閣をめぐる問題につきましては、例えば先月９月５日には岩屋防衛大臣（当時）、そして９月29日には河野防衛大臣に対して尖閣諸島が我が国固有の――歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、同諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保等について関係国の動きを注視しながら適切に対応することなどについて要望を行っているところでございます。

中国と長い交流の歴史を持ちます沖縄県としましては、宮古・八重山地域の住民の安全はもちろんのこと、漁業者が安心・安全な漁業ができるよう、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという認識をしっかり持ちつつもこれまで築いた友好関係を生かし、文化・経済・交流などさまざまなチャンネルをつくり、対話を求めながら沖縄ならではの交流を推進することが重要であると考えております。

○議長（新里米吉君） 宮城一郎君。

○宮城　一郎君 御答弁ありがとうございました。

続きまして、残り時間少なくなってきているんですが、４番の日韓関係悪化に派生したというところの質問をさせていただきたいと思います。

知事みずから訪韓を検討しているというふうに報道等でちょっと聞きましたけれども、実施の見込みはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

韓国につきましては、知事のほうから９月６日にメッセージを発出させていただきました。観光サイドでいろいろな取り組みをしようというところで、先週27日には商談会を実施しております。

知事の訪韓につきましては、知事の県内でのもろもろの公務でありますとか、また相手先の日程とかもございますので、その辺を調整しながら今進めているところでございます。

○宮城　一郎君 ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時55分休憩

午後４時55分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

宮城一郎君。

○宮城　一郎君 知事、または沖縄県は、今回の日韓関係の悪化、双方の感情のもつれをどのように分析されていますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

日韓関係につきましては、どういった要因があるかにつきましては、私ども言及する立場になく、お答えは差し控えたいというふうに思います。

また、国と国との外交に関する問題でございますので、国の方針を注視していくことになろうかと思っております。ただ、沖縄県としましては、これまでも沖縄県の持つソフトパワーを生かして各国との友好でありますとかいうこともございます。また、いわゆるチムグクルで、ウトゥイムチの心でいろんな方をお迎えしようというところがございますので、９月６日にはそういったところを知事メッセージで発出させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 宮城一郎君。

○宮城　一郎君 チムグクルとおっしゃるのであれば、この件に関して言及する立場にないというのは間違っていると思います。

私は今回、単に観光客が減ったというだけの問題ではなくて、さまざまな交流、それから平和授業に影を落とす国策の、国の外交が地方自治体に影響を及ぼす大きな問題だと思っています。チムグクルで臨むのであれば、チムグクルなきままにこの解決に臨むのであれば、ただ減便した飛行機を復活してくれとか、もっともっと沖縄にいらしてください、そんな浅はかなものに終わると思います。しっかりとこの問題の原因を

つかんだ上で、解決策は持っていないけれども、私たちは、あなたたちアジアの皆さんと韓国の皆さんとともに発展していくというアジア戦略構想を持っているので、ぜひ一緒にアジアの中で発展していきましょう。そういう気持ちで臨んで今回の訪韓に当たっていただきたいなという要望をしまして、終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、９月13日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、乙第27号議案、乙第28号議案及び認定第１号から認定第24号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　ただいま決算特別委員会に付託されました議案を除く甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第26号議案まで及び乙第29号議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第３　陳情第91号及び第97号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情２件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月４日から14日までの11日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明10月４日から14日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月15日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時５分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇

令和元年10月15日

令和元年第5回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

令和元年 第５回　沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和元年10月15日（火曜日）午前10時19分開議

議　事　日　程　第8号

令和元年10月15日（火曜日）

午前10時開議

第 １　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案（総務企画委員長報告）
第 ２　乙第８号議案（経済労働委員長報告）
第 ３　乙第６号議案及び乙第７号議案（文教厚生委員長報告）
第 ４　乙第５号議案及び乙第９号議案（土木環境委員長報告）
第 ５　乙第18号議案及び乙第29号議案（総務企画委員長報告）
第 ６　乙第20号議案から乙第26号議案まで（経済労働委員長報告）
第 ７　乙第19号議案（文教厚生委員長報告）
第 ８　乙第11号議案から乙第17号議案まで（土木環境委員長報告）
第 ９　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第10　甲第２号議案及び甲第３号議案（土木環境委員長報告）
第11　過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

渡久地　修君	花城　大輔君		
又吉　清義君	中川　京貴君		
仲田　弘毅君	宮城　一郎君		
当山　勝利君	仲宗根　悟君	提出	議員提出議案第３号
新垣　光栄君	玉城　　満君		
比嘉　瑞己君	上原　　章君		
當間　盛夫君	山内　末子さん		

第12　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第４号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君		
渡久地　修君	金城　　勉君		
當間　盛夫君	山内　末子さん		

第13　陳情第49号及び第88号（総務企画委員長報告）
第14　陳情平成30年第59号及び陳情第85号（経済労働委員長報告）
第15　陳情平成29年第96号、陳情平成30年第77号及び陳情第96号（文教厚生委員長報告）
第16　請願第３号（土木環境委員長報告）
第17　請願平成30年第５号、陳情平成30年第82号、陳情第13号、第54号及び第91号（米軍基地関係特別委員長報告）
第18　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案

乙第１号議案　沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第２　乙第８号議案
乙第８号議案　沖縄県森林整備促進基金条例

日程第３　乙第６号議案及び乙第７号議案
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第５号議案及び乙第９号議案
乙第５号議案　沖縄県希少野生動植物保護条例
乙第９号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

日程第５　乙第18号議案及び乙第29号議案
乙第18号議案　契約上の地位確認請求事件の和解について
乙第29号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について

日程第６　乙第20号議案から乙第26号議案まで
乙第20号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第７　乙第19号議案
乙第19号議案　損害賠償の額の決定について

日程第８　乙第11号議案から乙第17号議案まで
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　財産の取得について
乙第17号議案　訴えの提起について

日程第９　甲第１号議案
甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）

日程第10　甲第２号議案及び甲第３号議案
甲第２号議案　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

日程第11　過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

日程第12　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

日程第13　陳情第49号及び第88号
陳情第49号　平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
陳情第88号　美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

日程第14　陳情平成30年第59号及び陳情第85号

陳情平成30年第59号　琉球泡盛乾杯条例制定に関する陳情
陳情第85号　「琉球泡盛で乾杯を推進する条例」の制定に関する陳情
日程第15　陳情平成29年第96号、陳情平成30年第77号及び陳情第96号
陳情平成29年第96号　「琉球泡盛で乾杯を推進する条例」の制定に関する陳情
陳情平成30年第77号　路上寝防止対策及び適正飲酒に関する陳情
陳情第96号　聴覚障害者への意思疎通支援者派遣等の生活支援に関する陳情
日程第16　請願第３号
請願第３号　犬猫の収容ゼロ・殺処分ゼロに関する請願
日程第17　請願平成30年第５号、陳情平成30年第82号、陳情第13号、第54号及び第91号
請願平成30年第５号　「普天間基地５年以内運用停止の遵守を求める意見書」に関する請願
陳情平成30年第82号　緑ヶ丘保育園上空の飛行禁止を求める陳情
陳情第13号　嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情
陳情第54号　在沖米海兵隊員による女性殺害事件に関する陳情
陳情第91号　米軍ＣＨ53Ｅヘリコプターの窓落下事故に関する陳情
日程第18　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（２名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	議事課長	平良　潤君
次　長	勝連盛博君	課長補佐	佐久田　隆君

主　　査	嘉陽　孝君	副　参　事	中村　守君
主　　査	宮城　亮君	主　　幹	城間　旬君
政務調査課長	前田　敦君	主　　幹	比嘉　猛君
副　参　事	上原貴志君	主　　幹	下地広道君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

先日の令和元年台風第19号に伴う災害により、東日本を中心に想像を絶する被害をこうむりました。

本県議会は、今回の災害により亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表し、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧を念ずるものであります。

この際、このたびの災害による犠牲者の方々の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

〔全員起立　黙禱〕

○議長（新里米吉君）　黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（新里米吉君）　次に、報告いたします。

10月３日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に玉城武光君、副委員長に山川典二君を互選したとの報告がありました。

次に、10月11日、渡久地修君外13人から、議員提出議案第３号「過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書」及び仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第４号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　報告に入ります前に、今回の台風19号で多くの方々の命が失われました。亡くなられた皆さんに心から哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案の条例議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」は、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、必要な事項を定めるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、臨時的任用職員が会計年度任用職員制度の対象にならなかった理由は何か、また、学校現場における臨時的任用職員の空白期間の問題は法改正で克服されるのかとの質疑がありました。

これに対し、本県では、臨時的任用職員は常勤職員の代替として明確に位置づけられており、給与、待遇についても常勤職員と同一としているので移行後も変わらない形となる。また、これまで学校現場における臨時的任用職員を再度任用する際、空白期間を数日間設けた取り扱いをしていたが、今回、規定を見直す中でそれについては是正する方向で検討していくとの答弁がありました。

次に、条例制定に伴い県の財政にどのような影響が出てくるのかとの質疑がありました。

これに対し、知事部局及びその他関係部局を含めると影響額は約17億円となる。全国的な制度改正なので全国知事会を通じて国の財政措置を要望していくとの答弁がありました。

そのほか、会計年度職員をフルタイムではなくパートタイムとした理由などについて質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の退職手当に関す

る条例等の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことに伴い、申請手数料等の徴収根拠を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許試験、免許証交付及び免許証再交付に係る手数料の額の改正等を行う必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案の条例議案５件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案の５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第10号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第８号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第８号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第８号議案「沖縄県森林整備促進基金条例」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が一部施行され、本譲与税が、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるものとされたことに伴い、本譲与税の適切な管理及び処分を行うため基金条例を設置するものであるとの説明がありました。

本案に関し、国が定めた譲与基準によりどれぐらいの金額が交付されるのかとの質疑がありました。

これに対し、県に交付される本譲与税の額は、全体で8365万8000円となっており、そのうち２割の1673万8000円が県に対し、残り８割の6692万円が市町村に交付される予定であるとの答弁がありました。

そのほか、次年度以降の交付額の見通し、本譲与税に基づく市町村における基金の設置状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第８号議案の条例議案１件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第６号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第６号議案及び乙第７号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第６号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の職員の要件に関する基準を改める等の必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１、母子支援員等の資格要件に、学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含める、２、児童指導員の資格要件に、幼稚園の教諭の免許状を有する者を追加する、３、心理療法担当職員等の資格要件に、短期大学を卒業した者が含まれないことを明確化するとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正に伴い、乳児院に置かれる心理療法担当職員等、母子生活支援施設に置かれる母子支援員等及び児童養護施設に置かれる児童指導員のそれぞれの資格要件がどのように変更されるのかとの質疑がありました。

これに対し、心理療法担当職員等の資格要件は短期大学卒業者を除くことを明確化しただけで内容は変わらず、母子支援員等の資格要件には専門職大学の前期課程を修了した者が追加され、児童指導員の資格要件には幼稚園教諭の免許状を有する者が追加されるものであるとの答弁がありました。

そのほか、幼稚園教諭資格の保有者数、専門職大学の県内の有無及び前期課程の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例を改正するものである。

改正の主な内容は、成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項を削除する、その他の所要の改正を行うものであり、施行期日を令和元年12月14日とするとの説明がありました。

本案に関し、条例改正に伴う県民への周知及び市町村との連携はどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、12月の施行期日までに市町村との会議を通して丁寧に説明を行い、市町村の障害福祉課や特別支援学校の窓口にパンフレットを設置するなど市町村や関係機関と連携して県民への周知に取り組むとの答弁がありました。

そのほか、国の助成の有無、改正に伴う現場での変化、沖縄県心身障害者扶養共済制度の対象者数、加入者数、掛金及び減免制度の内容、法定後見制度における監督、管理権の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第６号議案及び乙第７号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案及び乙第７号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第５号議案及び乙第９号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第５号議案及び乙第９号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案「沖縄県希少野生動植物保護条例」は、県内に生息し、または生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため条例を制定するものである。

条例で定める主な内容は、指定希少野生動植物種の指定、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等の禁止、取り扱いに関する規制、生息地等の保護に関する規制、保護増殖事業、外来種に対する施策、罰則である。施行期日は、令和２年11月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、保護区の設定により住民環境への影響も考えられるが、どのように進めていくのかとの質疑がありました。

これに対し、保護区の設定については、さまざまな調査等を行いながら専門家からの意見聴取、国や市町村長との事前協議、公告縦覧の実施、住民からの意見書提出等の手続を進める中で、しっかりと議論し、すり合わせながら進めるとの答弁がありました。

次に、希少野生動植物の保護について、どのように県民意識の高揚を図っていくのかとの質疑がありました。

これに対し、本条例の第41条において、県は希少野生動植物の保護に関する広報や啓発活動、教育及び学習機会の充実等に努めることとされており、パンフレット作成等により普及啓発活動を行う予定であるとの答弁がありました。

そのほか、外来生物法等で指定された種の数、レッドデータおきなわの内容、乱獲防止への取り組み、危機的な状況にある希少種の現況、条例制定の必要性と緊急性の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、沖縄都市モノレールの車体を利用する広告物を表示する場合の許可等に関する手続を定めるとともに、当該許可等に関する知事の権限に属する事務を、権限移譲の協議が調った浦添市が処理することとする等のために条例を改正するものである。施行期日は、公布の日とするとの説明がありました。

本案に関し、広告物の許可等について那覇市及び浦添市の２カ所に申請することになるのか、一つにまとめるなど簡素化できないのかとの質疑がありました。

これに対し、バスを含め自動車の場合は車庫があるところでの許可となるが、ルートが固定されるモノレール等の軌道系は、景観に配慮するという屋外広告物法の観点からも、景観を管理するそれぞれの行政団体の許可が必要となるとの答弁がありました。

そのほか、本条例改正までの対応状況、本条例の対象となる広告物、広告料金の値上げの有無などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、沖縄・自民党会派所属委員から、乙第５号議案に関しては退席する旨の意思表示がありました。

採決の結果、乙第５号議案及び乙第９号議案の条例議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案及び乙第９号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案及び乙第９号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第18号議案及び乙第29号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第18号議案及び乙第29号議案の２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要について申し上げます。

まず、乙第18号議案「契約上の地位確認請求事件の和解について」は、係争中の訴訟事件について、裁判所からの提案を受け入れ原告との間で和解をするため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の概要は、県が管理する所有者不明土地に存する建物に係る改築許可申し立てに関して、県が承認する地位にあることの確認を求めるものである。

和解の主な内容は、県は本件建物の改築を承認すること、原告は本件土地の所有者が確定したときは、短期賃貸契約の解除に応じ、本件土地上に存する全ての建物を収去して本件土地を明け渡すこと、原告は建物収去費用を負担するとともに、建物買い取り請求権を放棄することであるとの説明がありました。

本案に関し、県内で同様の案件は何件あるか、また、今回のような事案は一つ一つ裁判を起こさないと解決できないものなのかとの質疑がありました。

これに対し、県が管理している1505筆のうち、民間に貸し付けている件数は122件、このうちの67件がこのような土地である。また、今のところ裁判という手続をとる以外に方法はないと考えているが、裁判のような法的拘束力を担保しつつ、もう少し手続を簡素化できないか研究しているところであるとの答弁がありました。

次に、所有者があらわれたら、賃貸している所有者不明土地のかわりに県有地を提供するような仕組みはできないかとの質疑がありました。

これに対し、所有者不明土地の抜本的解決に向け、現在、内閣府で委員会を立ち上げて検討を進めており、県と市町村も連携をとりながら一緒になって考えているところであるとの答弁がありました。

そのほか、裁判に至った理由や当該土地の貸付料などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県土地利用審査会委員の任命について」は、土地利用審査会委員７人全員が令和元年10月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第４項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における執行部の説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第18号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。また、乙第29号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第18号議案及び乙第29号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、乙第29号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第20号議案から乙第26号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第20号議案から乙第26号議案までの議決議案７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第20号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第21号議案「農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第22号議案「水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第23号議案「水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第24号議案「通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第25号議案「農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について」及び乙第26号議案「地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」の７件は、当該事業により利益を受ける関係市町村に対し、費用の一部を負担させるため、乙第20号議案については、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、また、乙第21号議案から乙第26号議案については、地方財政法第27条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

まず、乙第20号議案に関し、事業によって負担率がそれぞれ異なっているが、県と市町村の負担率はどのように決まるのかとの質疑がありました。

これに対し、県と市町村の負担率については、国からガイドラインが提示されるが、ガイドラインを参考に都道府県や地域の事情及び農家の状況等を勘案し、市町村と相談しながら決定していくとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案に関し、北大東村ではどのような経緯で土壌改良事業が必要となっているのかとの質疑がありました。

これに対し、北大東村では基盤整備は終わっているが、土層が踏み固められたことにより底がかたくなり、排水性が悪くなっているため土壌改良が必要となっているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第20号議案から乙第26号議案までの議決議案７件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案から乙第26号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第26号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第７　乙第19号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第19号議案の議決議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第19号議案「損害賠償の額の決定について」は、医療事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第１項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第８条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の内容は、平成22年11月22日、県立宮古病院において、左膝の関節穿刺後に左膝の化膿性関節炎及び壊死性筋膜炎を発症し、左下肢機能に後遺障害が生じた。患者との間で議会の議決を得ることを条件に和解契約について合意し、損害賠償額は1150万円であるとの説明がありました。

本案に対し、事故発生から和解するまで時間を要した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成22年11月の事故発生後、当事者間で約２年３カ月間交渉を行ったが合意に至らず、その後、平成27年１月から裁判所において約７カ月間調停を行ったものの、これも合意に至らなかった。さらに、同年８月に訴訟提起の手続がなされ、それ以降訴訟上の協議が約４年５カ月かかったことなどから、多くの時間を要したものであるとの答弁がありました。

次に、事故後、県立病院でどのような対策を行っているかとの質疑がありました。

これに対し、宮古病院においては、感染症委員会による消毒管理徹底の通知や医療安全管理委員会による関節穿刺マニュアルの作成・通知等を行うなど、再発防止策を講じているところであり、全県立病院にも通知しているとの答弁がありました。

そのほか、陳情者の後遺症等の様子、事故発生時の宮古病院の施設の状況、陳情者からの損害賠償の請求額、宮古病院におけるその後の医療事故の発生状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第19号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第８　乙第11号議案から乙第17号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第11号議案から乙第17号議案までの議決議案７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「工事請負契約について」は、県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その２）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額が15億1558万円、契約の相手方は、株式会社ピーエス三菱、株式会社大米建設、有限会社長浜建設の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、契約にかかわる土木建築部内の職員の規律徹底への取り組み、土木建築部とＳＤＧｓとのかかわり、共通仮設経費の計上方法などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「工事請負契約について」は、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額が20億4600万円、契約の相手方は、株式会社明成建設、株式会社大成ホーム及び三善建設株式会社の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案から乙第15号議案までの「工

事請負契約について」の３件は、県立那覇Ａ特別支援学校（仮称）新築工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、新築工事（建築１工区）の契約金額が15億3868万円、契約の相手方は、株式会社太名嘉組、大晋建設株式会社及び米元建設工業株式会社の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。同工事（建築２工区）の契約金額が11億5057万4700円、契約の相手方は、南洋土建株式会社、株式会社小波津組及び前田建設株式会社の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。同工事（建築３工区）の契約金額が９億3654万円、契約の相手方は、共和産業株式会社、株式会社沖電工及び株式会社野原建設の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、１階から屋上までのスロープの設計や屋上のヘリサインの設置にはどのような経緯があるかとの質疑がありました。

これに対し、設計の段階から学校及び保護者代表者、ＰＴＡ等への説明や意見聴取を行ってきたところであり、保護者等からの要望も踏まえて、屋上は児童生徒の一時避難場所として、車椅子の児童も自力で上がれるように計画しているとの答弁がありました。

次に、乙第16号議案「財産の取得について」は、南大東空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、令和２年度に耐用年数を迎える化学消防車の代替車１台を、１億670万円で帝國繊維株式会社から購入するものであるとの説明がありました。

本案に関し、入札参加の状況、耐用年数経過後の処分方法などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第11号議案から乙第17号議案までは、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案から乙第17号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案から乙第17号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第９　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する事業等について必要な予算を措置するものである。

補正予算案は、歳入歳出ともに12億3563万6000円で、補正後の改予算額は、7361億8753万1000円となる。

歳入の主な内容は、今年度から譲与が開始される森林環境譲与税、沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金、国営沖縄記念公園内施設管理基金繰入金等の繰入金、平成30年度決算剰余金の一部を活用する繰越金、庁舎整備事業等に係る県債などである。

歳出の主な内容は、路線バス事業者が行う運転手確保の取り組みへの支援及び人材確保につながる取り組みの検討に要する経費、水質環境中における有機フッ

素化合物の調査に要する経費、障害福祉施設等の整備補助に要する経費、含蜜糖製造事業者及びサトウキビ生産者の経営安定に要する経費、市町村の森林整備等の支援に要する経費、災害危険区域における砂防等施設及び海岸保全施設の整備に要する経費、防衛施設の飛行機等から発生する騒音対策に要する学校建設費の複数年事業への変更に伴う減額補正などである。

また、繰越明許費補正は、予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない地域連携道路事業など７事業について、適正な工期を確保し、契約を早期に締結するため計上するものである。

さらに、債務負担行為補正は、国際物流拠点産業集積地域振興費について追加し、学校建設費について変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、公共離島空港整備事業に係る南北大東空港夜間照明整備事業の進捗状況はどうなっているか、また、入札の不調・不落の要因と対応策をどう考えるか、今後、積算基準の見直しを検討する考えはあるかとの質疑がありました。

これに対し、南大東空港の夜間着陸用照明設備の整備については、不調・不落により完了がおくれているが、今回の補正により応札してもらい、今年度中に工事を完了させ国の検査等の手続を経て、令和２年度の10月ごろの供用開始を目指している。不調・不落の要因としては、人件費について入札額と予定価格の間に乖離があったことが要因であり、対応策として入札参加業者から見積もりを取得し、それに合わせて設計金額を見直し発注した。積算基準については、今回の設計金額の見直しはやむを得ず積算を見積もりの形で行ったもので、通常は、国が定める積算基準を適用して発注すべきことになっているとの答弁がありました。

次に、沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業の仕組みと何人くらい運転手の確保を想定しているのか、また、離島のバス事業者も対象になるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄本島内の大手バス事業者４社が行っている人材確保の取り組みに対し、県が補助を行って支援するという仕組みになり、今年度は４社でプラス20人の運転手確保を目指している。今回の補正予算は、沖縄本島内の路線バス事業者４社において、今後、３年間で300人の定年退職者が見込まれるという情報もあり、運転手確保が非常に厳しい状況にあることを踏まえ措置するものであるとの答弁がありました。

そのほか、玉城農村環境改善センター建設に係る国・県・市の費用負担割合と県の補助金返還額が約8700万円になる理由、嘉手納旧軍飛行場コミュニティーセンター（仮称）基本計画策定に係る地元の合意状況、公共施設マネジメント推進事業の概要と今後の取り組み予定、美ら海水族館施設の修繕内容と今後の修繕の規模、ＭＩＣＥ施設運営事業に係る管理運営手法の検討内容、水質環境中における有機フッ素化合物の調査を企業局と環境部のそれぞれで行う理由、旧ハブ研究所施設を利用した犬猫シェルターの業務委託先の名称と現在の収容頭数、大学院大学発展促進事業の予算額の妥当性及び沖縄科学技術大学院大学発展促進県民会議の役割などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第10　甲第２号議案及び甲第３号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました甲第２号議案及び甲第３号議案の予算議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号)」は、既定の歳入歳出予算の総額に1680万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億1251万円とするものである。

次に、甲第３号議案「令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号)」は、既定の歳入歳出予算の総額に3153万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億8165万5000円とするものである。

いずれの議案も、令和元年度に納付すべき消費税及び地方消費税額を過年度実績をもとに想定していたがそれよりも多くなったこと、平成30年度の消費税の申告（平成29年度会計分）に関して、修正申告を行う必要が生じたことから予算額（公課費）に不足が生じており、甲第２号議案については宜野湾港管理運営費、甲第３号議案については与那原マリーナ管理運営費の増額補正を行うものであるとの説明がありました。

甲第３号議案に関し、消費税が予想以上にかかったのは収益が上がったためかとの質疑がありました。

これに対し、ホイストクレーン整備に係る交付金に関し、本来控除すべきでなかった消費税を修正申告するものであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第２号議案及び甲第３号議案の予算議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案及び甲第３号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案及び甲第３号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第11　議員提出議案第３号　過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡久地　修君。

―――――――――――――――

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきまして、10月４日に開催した総務企画委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、過疎地域自立促進のための新たな立法措置について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重な御審議の上、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第３号「過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。
◆・・◆
○議長（新里米吉君）　日程第12　議員提出議案第４号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
仲宗根　悟君。
〔議員提出議案第４号　巻末に掲載〕
〔仲宗根　悟君登壇〕
○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第４号につきまして、10月９日に開催いたしました米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。
提案理由は、日米地位協定の抜本的改定について関係要路に要請するためであります。
次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。
〔日米地位協定の抜本的改定を求める意見書朗読〕
なお、議員提出議案第４号の意見書の宛先で県内所在関係機関については、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。
ただいま議題となっております議員提出議案第４号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第４号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第４号は、原案のとおり可決されました。
○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第４号については、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については、その趣旨を要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。
よって、お諮りいたします。
議員提出議案第４号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
◆・・◆
○議長（新里米吉君）　日程第13　陳情２件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長渡久地　修君。
〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕
○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第14　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第15　陳情３件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました陳情３件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情３件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第16　請願１件を議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔請願審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました請願１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　請願１件及び陳情４件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました請願１件及び陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件及び陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第５回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時39分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　西　銘　啓史郎

会議録署名議員　　赤　嶺　　昇